

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

林真貴子・三阪佳弘・緑 大輔

矢野達雄（アイウエオ順）

目次

一 はじめに

1 本稿編集に至る経緯

2 本稿に収録した資料

二 陪審公判一覧表

1 陪審公判件数一覧表

2 陪審公判概要一覧表

(一) 仙台 仙台地方裁判所における陪審公判概要一覧表

(二) 福島 福島地方裁判所における陪審公判概要一覧表

(三) 山形 山形地方裁判所における陪審公判概要一覧表

(四) 盛岡 盛岡地方裁判所における陪審公判概要一覧表

(五) 秋田 秋田地方裁判所における陪審公判概要一覧表

(六) 青森 青森地方裁判所における陪審公判概要一覧表

三 陪審公判始末簿および刑事統計年報から見た陪審裁判

1 仙台 仙台地方裁判所における陪審事件処理状況

2 福島 福島地方裁判所における陪審事件処理状況

3 山形 山形地方裁判所における陪審事件処理状況

4 盛岡 盛岡地方裁判所における陪審事件処理状況

5 秋田 秋田地方裁判所における陪審事件処理状況

6 青森 青森地方裁判所における陪審事件処理状況

四 予審終結決定・説示・問書・答申

1 仙台 (一) 予審終結決定、(二) 説示、(三) 問書・答申

2 福島 (一) 説示

3 山形 (一) 予審終結決定、(二) 説示、(三) 問書・答申

4 盛岡 (一) 説示、(二) 問書・答申

5 秋田 (一) 説示

五 刑事判決書

1 仙台

2 福島

3 山形

4 盛岡

5 秋田

六 新聞報道に見る陪審公判

- 1 司法省陪審宣伝並各地法況
- 2 陪審公判に関する新聞報道

(一) 仙台 陪審公判に関する報道

(二) 福島 陪審公判に関する報道

(三) 山形 陪審公判に関する報道

(四) 盛岡 陪審公判に関する報道

(五) 秋田 陪審公判に関する報道

(六) 青森 陪審公判に関する報道

七 陪審公判に対する判検事・弁護士感想

1 仙台 (一) 判検事の感想、(二) 弁護士の感想

2 秋田 (一) 判検事の感想

3 青森 (一) 弁護士の感想

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

1 仙台 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

2 福島 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

3 山形 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

4 盛岡 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

5 秋田 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

6 青森 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

九 おわりに

一 はじめに

1 本稿編集に至る経緯

本稿は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』が、『修道法学』に発表を続けてきた「広島控訴院管内における陪審裁判」(広島・岡山・山口・松江・鳥取・松山)、「大阪控訴院管内における陪審裁判」(大阪・京都・奈良・大津・和歌山・神戸・徳島・高松・高知)、「東京控訴院管内における陪審裁判」(東京・横浜・浦和・千葉・水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟)、「名古屋控訴院管内における陪審裁判」(名古屋・安濃津・岐阜・福井・金沢・富山)、「および」長崎控訴院管内における陪審裁判」(長崎・佐賀・福岡・大分・熊本・鹿児島・宮崎・那覇)に関する資料集に続くものであって、「宮城控訴院管内における陪審裁判」(仙台・福島・山形・盛岡・秋田・青森)に関する資料を収録した。

(注1)「我が国で行われた陪審裁判」の調査・研究は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士、元第二東京弁護士会所属)が中心となつて、同会を構成する次のメンバーと共同して調査・研究を行なっている。

加藤高広(広島修道大学名誉教授(初代会長)、元広島修道大学法学部教授、民法)、紺谷浩司(広島大学名誉教授(元広島大学法学部教授、元西南学院大学法科大学院教授、民事訴訟法)、緑大輔(一橋大学法学研究科准教授(元広島修道大学法学部助教、刑事訴訟法)、矢野達雄(広島修道大学法学部教授(現会長)、元愛媛大学法文学部教授、日本法制史)、居石正和(島根大学法文学部教授(日本法制史)。

また、「大阪控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究から、緑大輔と入れ替りに三阪佳弘大阪大学院高等司法研究科教授（日本法制史）が参加し、「東京控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究からは、緑大輔が再度参加することになった。更に、「名古屋控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究からは、林真貴子近畿大学法学部教授（日本法制史）が参加することになった。

（注2） これまでに発表した広島控訴院管内・大阪控訴院管内・東京控訴院管内・名古屋控訴院管内・長崎控訴院管内における陪審裁判に関する資料集・論文は、次の通りである。その内、「修道法学」に掲載されたものは、修道大学のウェブサイトに「学術リポジトリ」において、PDF形式で読むことができる。

① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判―昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判―」『修道法学』第29巻第2号・二〇〇七年二月

② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判（2）―昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判―」『修道法学』第30巻第1号・二〇〇七年九月

③ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判（1）―予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第31巻第1号・二〇〇八年九月

④ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判（2）―防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第32巻第1号・二〇〇九年九月

⑤ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判―陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決書ならびに新聞報道を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第33巻第1号・二〇一〇年九月

⑥ 居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判―陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新聞・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月

⑦ 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探求―」『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月

⑧ 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探求―」『法制史研究』60・法制史学会年報、二〇一一年

三月）

⑨ 矢野達雄「愛媛における陪審裁判」『えひめ近代史研究』第66号、近代史文庫・二〇一一年四月

⑩ 増田修・編「広島における陪審裁判（3）補遺―問書、説示、陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝各地法況から見る陪審裁判―」『修道法学』第34巻第1号、二〇一一年九月

⑪ 増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判―実証的研究のための資料探求―」『JIF NEWS』50、公益財団法人日弁連法務研究財団・二〇一二年二月

⑫ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「鳥取における陪審裁判―因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判―」『修道法学』第35巻第1号、二〇一二年九月

⑬ 居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松山における陪審裁判―刑事判決書ならびに海南新聞・伊予新報・愛媛新報・大阪朝日新聞（愛媛版）を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月

⑭ 緑大輔「広島控訴院管内における陪審裁判・資料解題」『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年二月

⑮ 増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像―広島・大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証―」『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月

⑯ 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探求―（1）大阪編・上」『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月

⑰ 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探求―（1）大阪編・下」『修道法学』第37巻第2号・二〇一五年二月

⑱ 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探求―（2）京都・奈良・大津・和歌山編・上」『修道法学』第38巻第1号・二〇一五年九月

⑲ 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資

- 料探究——②京都・奈良・大津・和歌山編・下」〔修道法学〕第38巻第2号・二〇一六年二月〕
- ②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」③神戸・徳島・高松・高知編」〔修道法学〕第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月〕
- ②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」①東京編」〔修道法学〕第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月〕
- ②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」②横浜・浦和・千葉編」〔修道法学〕第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月〕
- ②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」③水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編」〔修道法学〕第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月〕
- ②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・林真貴子共編「我が国で行われた陪審裁判——実証的研究のための資料探究——名古屋控訴院管内編」〔修道法学〕第40巻第2号付録CD・二〇一八年二月〕
- ⑤増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・林真貴子共編「我が国で行われた陪審裁判——実証的研究のための資料探究——長崎控訴院管内編」〔修道法学〕第40巻第2号付録CD・二〇一八年二月〕
- (注3) 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔修道法学〕第33巻第2号・二〇一一年二月〕
- は、広島控訴院管内の陪審公判の概要および陪審公判の復元資料を紹介し、陪審公判における(1)裁判長の説示、(2)陪審員の答申、(3)予審問調書の証明力、(4)陪審公判の無罪率、について問題点を指摘し、更に、陪審公判が少なかった原因を考察している。そして、全国調査の必要性を訴えた。

(注4) 増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔JLF NEWS〕50、公益財団法人日弁連法務研究財団・二〇二二年二月。同財団のホームページで読むことが出来る。では、「大阪における陪審裁判」を調査研究するに至った経緯を述べた。そして、陪審公判はすべて公訴事実を争うものであるから、無罪の主張だけでなく、縮小認定(例えば、殺人ではなく傷害致死の認定)の主張もあり、現実の陪審公判における被告主張の容認率(無罪+縮小認定)は30〜40%程度はあり、また求刑よりも低い判決がなされる傾向にあるのが特徴であることを指摘した。

(注5) 「広島控訴院管内における陪審裁判」および「大阪控訴院管内における陪審裁判」は、増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像——広島大阪控訴院管内における陪審裁判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証——」〔修道法学〕第36巻第2号・二〇一四年九月)において、陪審公判の実際を実証的に分析をした基礎資料である。

(注6) 「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の調査資料は、①「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」①大阪編、②「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」②京都・奈良・大津・和歌山編、および③「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」③神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイル化した資料集にして、①は平成25年11月11日公益財団法人日弁連法務財団(以下、日弁連法務研究財団という)・研究部会、②・③は平成26年3月12日同財団・研究部会において、それぞれ同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載した。

(注7) 「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の調査資料は、①「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」①東京編、②「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」②横浜・浦和・千葉編、および③「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」③水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編」と題する三本の電磁ファイル化した資料集にして、平成28年11月14日開催された、日弁連法務研究財団研究部会において、同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載した。

2 本稿に収録した資料

陪審裁判は、陪審法が昭和三（一九二八）年一〇月一日施行され、昭和一八（一九四三）年四月一日施行を停止されるまでの間に行われた。その間、仙台控訴院管内においては、五〇件（二）陪審公判「一覧表」参照の陪審裁判が開かれた。

陪審公判を復元する資料としては、（一）陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿、（二）予審終結決定書、（三）陪審説示集・問書集、（四）刑事判決書、（五）新聞報道などがあ

る。

（一）陪審公判始末簿は仙台・福島・盛岡・秋田地方裁判所に保存されていたが、その外の各地方裁判所には残っていないということであった。

（二）予審終結決定書は、仙台五件④⑧事件、山形二件①②事件を収録した。

（三）陪審説示は、仙台一件①事件、福島一件①事件、山形一件①事件、盛岡二件①③事件、秋田二件①②事件、問書は仙台一件①事件、山形一件①事件、盛岡①②事件を収録した。

（四）刑事判決書は、仙台地方検察庁に一六件中六件、福島に一件中一件、山形に三件中一件、盛岡に四件中三件、および秋田に二一件中七件は保存されていたが、青森地方検察庁には、保存されていないという。なお、『わが国における陪審裁判の研究―経験談による実態調査を中心として―』（司法研修所調査叢書第九号、司法研修所・一九六八年三月）には、仙台地方裁判所の刑事判決書五件④⑧事件が収録されている。

（五）新聞報道については、仙台は河北新報、福島は福島民報、山形は山形新聞、盛岡は岩手日報、秋田は秋田魁新報、青森は東奥日報、その外に東京朝日新聞・東京日日新聞・読売新聞の各地方版などを検索・収集した。

（六）本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の間歴、ならびに宮城

控訴院長、宮城控訴院検事長、宮城控訴院判事、仙台地方裁判所長、仙台地方裁判所判事、秋田地方裁判所長、および東北各地弁護士陪審裁判についての感想を収録した。

（注一）仙台弁護士会史編集委員会編『仙台弁護士会史』（仙台弁護士会・一九八二年二月）には、第三編・第三章「司法の諸問題」陪審法の公布、第四編・第五章「陪審法の運用について」の項目がある。ここでは、最初の陪審裁判・光行検事総長の発言問題などが記述されている。

（注二）仙台地裁で行われた陪審裁判については、林正宏「仙台の陪審裁判について」、『判例タイムズ』630号、一九八二年五月）がある。

（注三）福島県弁護士会会史編集委員会編『福島県弁護士会史』（福島県弁護士会・一九九三年一〇月）には、「二、福島地裁における陪審裁判」があり、福島で行われた最初で最後の陪審公判に関する記述がある。

（注四）岩手弁護士会史編集委員会『岩手の弁護士』（岩手弁護士会・一九九四年一月）には、第一編・第4章開かれた法廷、陪審法」の項目があり、盛岡地裁で行われた五回の陪審裁判が紹介されている。

（注五）秋田弁護士会史編集委員会編『秋田弁護士会史』（秋田弁護士会・一九九四年一月）には、第四章「忙中閑あり」の項目があり、伊勢昌弘「秋田における陪審裁判」が、秋田地裁で行われた陪審裁判（最初と最後の事件）を取り上げて解説している。

二 陪審公判一覧表

1 陪審公判件数一覧表

本資料集に収録した陪審公判は、仙台地方裁判所一六件、福島地方裁判所一件、山形地方裁判所三件、盛岡地方裁判所五件、秋田地方裁判所二二件、青森地方裁判所四件、合計

五〇件で、次の「陪審公判件数一覧表」の通りである。

8		7		6		5		4		3		昭和
請求	法定	更新	種別									
	2	1		2		1	2			1		仙台
												福島
												山形
												盛岡
1	1			4	1		2			1		秋田
	1			1			2					青森
1	4	1		7	1	1	6			2		合計
8				7						5		昭和

裁判所	計 合				12			11			10			9			更新
	合計	更新	請求	法定													
仙台	16	1	1	14													2
福島	1			1													
山形	3			3			1										1
盛岡	5	1		4	1		2										
秋田	21	2	1	18			1	1				3			2		1
青森	4			4													
合計	50	4	2	44	1		4	1				6			2		4
	計 合				12			11			10			9			

(注)「法定」は法定陪審事件(陪審法第2条)、「請求」は請求陪審事件(陪審法第3条)である。

「更新」は、裁判所が陪審の答申を採択せず、更に他の陪審の評議に付した事件(陪審法第95条)である。

2 陪審公判概要一覧表

陪審公判の概要は、以下の「陪審公判概要一覧表」の通りである。「陪審公判概要一覧表」は、刑事判決書・陪審公判始末簿・説示集・問書集・新聞記事などにより作成した。

無罪は、仙台②（放火）・④（尊属殺人未遂）・⑤（放火未遂）・⑥（偽証）・⑨（放火）・⑩（殺人・放火）・⑬（強姦致傷殺人未遂→強姦致傷・殺人未遂無罪、2分の1）・⑭（放火）・⑮（放火未遂、2分の1）・⑯（放火未遂）事件、山形①（尊属殺人）・②（放火）事件、盛岡④（放火）・⑤（放火）事件、秋田⑤（放火）・⑦（放火未遂）・⑧（放火）・⑩（放火）・⑭（放火）・⑮（殺人教唆、2分の1）・⑯（殺人）・⑳（放火未遂）事件、青森①（強盗傷人）事件、合計五〇件中二一・五件で、無罪率は四三・〇〇％である。

縮小認定は、仙台①（殺人未遂→傷害）・⑪（殺人→傷害致死）事件、山形③（殺人→傷害致死）事件、盛岡①（強盗殺人未遂→強盗傷人）・②（殺人→傷害致死）事件、秋田①（強姦致傷→強姦未遂）事件、合計五〇件中六件で、縮小認定率は一二・〇〇％である。無罪率と縮小認定率を合計した被告人の主張容認率は五五・〇〇％である。

求刑より軽い量定の判決は、仙台③（殺人、5年→3年）・⑦（放火、15年→12年）・⑫（放火未遂、5年→4年）事件、秋田②（放火、6年→5年）・④（放火、7年→5年）・⑨（放火未遂、3年以上5年以下→2年以上4年以下）・⑪（放火、8年→6年）・⑫（放火、8年→4年）・⑬（放火、10年→8年）・⑮（殺人未遂、2年以上4年以下→1年6月以上3年以内）・⑰（殺人、4年→3年）・⑱（放火・詐欺、10年→8年）・⑲（放火、2年→8年）事件、盛岡②（放火、8年→7年）・④（放火、無期→12年）事件の一五件である。

求刑と同じ量定の判決は、福島①（殺人、死刑）事件、秋田③（殺人、無期）事件、青森（放火未遂、3年）事件の三件である。

更新（再陪審）は、仙台⑧（放火、無罪答申→再陪審・無罪）事件、盛岡③（放火無罪答申→再陪審・無罪）事件、秋田⑥（放火未遂、無罪答申→再陪審・無罪）・⑳（放火未遂、無罪答申→再陪審・無罪）事件の四件である。未決勾留日数を本刑に算入した事件は、仙台⑦（放火）・⑪（殺人→傷害致死）・⑫（放火未遂）事件、秋田⑪（放火）・⑮（殺人未遂、2分の1）・⑰（殺人）事件の四件である。

(一) 仙台 仙台地方裁判所における陪審公判概要一覧表

昭和4年	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
昭和5年	① 4・1・31	殺人未遂 (復縁のもつれ)	傷害 懲役5年 (懲役7年)	OZ 佐夫 雨傘製造職工 (36)	浅沼彦一郎 伊佐早信 高山達二郎	豊田多三郎	長谷川陸郎 村松久義 菊地養之助 田中徳次郎
	② 4・7・25	放火 (怨恨)	無罪	IG 平藏 農 (27)	浅沼彦一郎 伊佐早信 河田榮左右	安倍輔	村松山壽 村松久義
昭和5年	③ 5・2・26	殺人 (義兄殺し)	懲役5年 (懲役6年)	O 清一 瓦製造業 (22)	伊佐早信 江幡清 小森庚子	岡沼扶	中澤恭 北村文衛

(注) ①事件は上告したが、昭和4年5月9日、大審院は上告棄却した。

昭和8年	⑨	⑧	
	7・10・13	7・7・30	
	放火 (⑧事件・更新の再陪審)	放火 (保険金詐取)	
	無罪	更新(無罪答申)	(懲役15年)
	O T 仲七 農業(35)	O T 仲七 農業(35)	(53)
	白井清左衛門 佐々木哲藏 中井久二	島津兼三郎 相馬貞一 高橋嘉平	内藤庸男
	山井浩	山井浩	
外合計21名 伊藤三秋 村上喜政 中澤恭 菊地養之輔 北村文衛 田中徳次郎 篠塚宏 佐藤長松 袴田重司 草刈勝衛 長谷川陸郎	外合計10名 草刈勝衛 長谷川陸郎	福島一郎 草刈勝衛 三島保 成田篤郎	

昭和7年	⑦	⑥	⑤	④	昭和6年
	7・6・27	6・12・20	6・12・3	6・7・15	
	放火 (保険金詐取)	偽証 (請求陪審)	放火未遂 (保険金詐取)	尊属殺人未遂 (酒乱の実父殺し未遂)	
	懲役12年 未決拘留100日算入	無罪	無罪	無罪	
	N J 直之助 農蚕具販売商	I T 浩 雇人(25)	S K 留藏 雑貨商(62)	A I 善藏 無職(22)	
	島津兼三郎 相馬貞一	浅沼彦一郎	伊佐早信 相馬貞一 元岡道雄	伊佐早信 船田誠一郎 元岡道雄	
	山井浩	山井浩	山井浩	山井浩	
浅見公平 袴田重司	伊丹榮三郎 菅澤清作 菅原英伍 伊藤三秋 遣水祐四郎 草刈勝衛 阿部晃音	伊丹榮三郎、 菅野英雄	遣水祐四郎 伊藤三秋 草刈勝衛 菅原英伍 伊丹榮三郎 宮澤清作		

(注) ⑥事件は④事件における偽証に関する事件である。

(三) 山形 山形地方裁判所における陪審公判一覧表

①		昭和4年				
判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
4・4・16	尊属殺人・殺人 (姑・妻殺し)	死刑(死刑)	T G 友太郎 工夫(25)	原田繁藏 今野茂 小野村幸二	福岡安次	北川次男・官選

(注) ①事件は上告したが、昭和4年6月27日、大審院は上告棄却した。

(二) 福島 福島地方裁判所における陪審公判概要一覧表

⑬	⑭	⑮
11・8・11	11・5・18	
放火 (怨恨による放火)	放火未遂 (怨恨による損害 10銭の放火)	放火未遂 (保険金詐欺)
無罪	無罪	
K S 政治郎 桶職(58)	T 勝雄 農兼荷馬車挽 (32)	海産物製造業 (41)
島津兼三郎	丸山正次 津田正良	丸山正次 宮武敏行
林藤香	林藤香	
佐藤軍三郎	袴田重司 長谷川陸郎	袴田重司 佐藤長松 熊谷泰事郎 伊丹榮三郎

⑭	⑬	⑫	⑪	⑩
11・2・14	9・9・28	9・8・8	8・5・2	8・3・12
放火	強姦致傷 殺人未遂	放火未遂 (保険金詐取) 業務上横領 (通常公判)	殺人 (醜関係の清算)	殺人及放火 (妻・養女殺害 放火)
無罪	強姦致傷 懲役5年(懲役6年) 未決拘留60日算入 無罪(殺人未遂につき)	懲役4年(懲役5年) 未決拘留150日算入 懲役5月 (懲役8月)	傷害致死・未決拘留100日 算入 懲役5年(懲役7年)	無罪
S T 豊吉	K J 半兵衛 農業(53)	K B 延壽郎 元保険 社員(26)	S M 喜四郎 米穀雑貨販売 業兼農業(46)	A M 庄藏 駅手(29)
島津兼三郎	島津兼三郎 中井久二 丸山正次	島津兼三郎 中井久二 小宮山照雄	島津兼三郎 山田近之助 久保田由五郎	島津兼三郎 中井久二 久保田由五郎
林藤香	蘆立憲五	蘆立憲五	蘆立憲五	長宗純 蘆立憲五
福島一郎	宮澤清作 篠塚宏	伊藤三秋 袴田重司	中川徹 三島保	宮澤清作 長谷川陸郎 草刈勝衛 菅野英雄

(注) ⑩事件は上告(弁護士守屋榮夫・壇崎喜作・山本仲次郎)したが、昭和8年11月16日、大審院は上告棄却した。

昭和12年	⑤	12・4・24	12・4・21	12・3・3	12・1・29	4・1・29	3	2	1	1	20
	詐欺・窃盗 (通常公判)	窃盗を隠す目的 (白米・煙草の 放火)	放火 (③事件・更新 の再陪審)	放火 (家屋建築の不 履行を怨み)	放火 (飲酒して喧嘩)	殺人 (懲役3年)	更新(無罪答申)	無罪	無罪	無罪 (懲役3年)	傷害致死 (懲役3年)
昭和4年	④										
	窃盗一部無罪(懲役6月)	懲役2月・執行猶予1年	無罪	更新(無罪答申)	無罪	無罪 (懲役3年)	無職(40)	無職(40)	無職(40)	無職(40)	無職(40)
昭和12年	③										
	窃盗一部無罪(懲役6月)	懲役2月・執行猶予1年	無罪	更新(無罪答申)	無罪	無罪 (懲役3年)	無職(40)	無職(40)	無職(40)	無職(40)	無職(40)
昭和4年	②										
	窃盗一部無罪(懲役6月)	懲役2月・執行猶予1年	無罪	更新(無罪答申)	無罪	無罪 (懲役3年)	無職(40)	無職(40)	無職(40)	無職(40)	無職(40)
昭和12年	①										
	窃盗一部無罪(懲役6月)	懲役2月・執行猶予1年	無罪	更新(無罪答申)	無罪	無罪 (懲役3年)	無職(40)	無職(40)	無職(40)	無職(40)	無職(40)

(注) 住居侵入は通常公判、殺人未遂は陪審公判。両罪を、併合して判決した。

昭和3年	③	12・2・22	9・6・17	3・11・25	3・11・25	3・12・20	3	2	1	1	20
	殺人 (泥酔して殺人)	殺人 (小作問題のも つれ)	放火 (無罪)	放火 (家屋建築の不 履行を怨み)	放火 (飲酒して喧嘩)	殺人 (懲役3年)	傷害致死 (懲役5年・未決勾留日数 90日算入(懲役8年))	無罪	無罪	無罪 (懲役3年)	傷害致死 (懲役3年)
昭和12年	②										
	殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂
昭和3年	①										
	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂

(四) 盛岡 盛岡地方裁判所における陪審公判一覧表

判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
昭和3年	住居侵入・強盗 殺人未遂	住居侵入・強盗 殺人未遂 懲役10年	US 衣鷹 (名前はマツリ)	生津和太郎 宮地米藏	鈴木常吉 香取久吉	工藤吉次・官選
昭和12年	殺人	傷害致死 懲役5年・未決勾留日数 90日算入(懲役8年)	KB 憲幸 元県耕地課 技師(25)	小林新太郎 大内彌介 大賀遼作	安達太助	大内有恒 戸田誠意
昭和9年	放火 (小作問題のも つれ)	無罪	ST 喜一郎 農業(24)	小林新太郎 新納時延 内藤庸男	市川季熊	大内有恒 戸田誠意
昭和3年	尊属殺人 (義父殺し)	無罪	IT 與四郎 材木商(43)	石田伊太郎 金貞次郎 中井久二	佐藤伊惣治	佐藤治三郎 木村盤根 酒井廣雄 神谷貞雄

(五) 秋田 秋田地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和4年	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士	
昭和4年	①	4・4・23	強姦致傷	強姦未遂 懲役2年(懲役2年)	K M金平 農(38)	白井茂 中島十藏 鶴見金治	里見虎藏	小山章・官選
	②	4・6・12	放火 (ねたみの放火)	懲役3年(懲役5年)	A B一藏 栗種商(63)	白井茂 中島十藏 鶴見金治	里見虎藏	鈴木安孝 小山章 秋山薫一 佐藤猪之助 鈴木小平
	③	4・7・9	殺人(陪審公判) (姦婦の夫殺し)	無期懲役(無期懲役)	H Dチヨウ 農(46)	白井茂 鶴見金治	里見虎藏	中西徳五郎 和田吉三郎
昭和5年	④	4・7・22	殺人(通常公判) (姦婦の夫殺し) 死体遺棄 (通常公判)	死刑(死刑) 懲役1年(懲役1年)	H D直治 農(51) H Dチヨウ 農(46)	小山内績 中島十藏 武内彩一郎 丸山正次	竹平治作	白瀬潤治郎 大島重明

(注) 被告人は、昭和4年6月17日上告したが、昭和4年7月31日、上告を取下げた。

(注1) ③事件被告人チヨウは、昭和4年7月9日上告したが、昭和4年7月20日上告を取下げた。
(注2) ③事件被告人直治は、宮城控訴院に控訴(弁護士大島重明)したが、昭和4年11月13日、死刑の判決を受けた。そこ
で、被告人直治は、上告(弁護士設楽勇雄・横田隼雄)したが、昭和5年2月14日、大審院は上告棄却した。

昭和6年	④	昭和5年	⑤	昭和6年	⑥	昭和7年	⑦	⑧
昭和6年	5・2・6	放火 (怨みの放火)	懲役5年(懲役7年)	M Zミサ 機織業(56)	白井茂 窪山鎌次郎 武内彩一郎	窪田徳次郎	鈴木安孝 加藤定藏 和田吉三郎	(注) ④事件は上告(弁護士鈴木安孝・和田吉三郎)したが、昭和5年5月15日、大審院は上告棄却した。
	6・7・11	放火 (嫁に濡れ衣)	無罪	N Jさと (44)	白井茂 鶴見金治 丸山正次	窪田徳次郎	古澤五郎 古澤斐	放火
	6・9・11	放火未遂 (保険金詐取)	更新(無罪答申)	N T敬藏 製麺業(32)	白井茂 鶴見金治 丸山正次	中島織三	大浦千代見 高橋唯雄	放火未遂 (⑥事件・更新 の再陪審)
昭和7年	6・10・3	放火未遂 (⑥事件・更新 の再陪審)	無罪	N T敬藏 製麺業(32)	白井茂 鶴見金治 津守萬喜夫	中島織三	大浦千代見 高橋唯雄	放火
	7・3・26	放火	無罪	H U安五郎	白井茂	中島織三	菊地徳左衛門	無罪

⑬	昭和11年	11・3・9	殺人(陪審公判)	懲役3年・未決勾留60日	KBツエ	武山敏二	高橋育三	菊地徳左衛門	⑮	昭和10年	10・9・21	殺人教唆	無罪	WBヲセ (37)	蔭山鎌次郎	中島織三	菊地徳左衛門
⑭	昭和10年	9・3・21	放火 (保険金詐欺)	無罪	KD愛七郎 料理屋営業 (36)	蔭山鎌次郎 伊澤庚子郎 菰淵鋭夫	山下昇	岡部秀温	⑫	昭和9年	8・3・4	放火 (父の冷酷を恨み放火)	懲役8年(懲役10年)	ST吉三郎 元村役場書記 ・雑穀味噌醬 油販売業(21)	蔭山鎌次郎 丸山正次 伊澤庚子郎	山下昇	鈴木小平 大島重明 大浦千代見 三宅治郎

⑩	昭和8年	7・6・22	放火 (怨恨)	無罪	IT貞治 村会議員 ・農業(43)	蔭山鎌次郎 小森庚子 松村美佐男	山下昇	鈴木小平 高橋唯雄	⑨	昭和8年	7・4・20	殺人未遂 (農民組合員と地主の軋轢)	懲役2年以上4年以下 (懲役3年以上5年以下)	WM留吉 農民組合員 (18)	蔭山鎌次郎 小森庚子 松村美佐男	三笠義孝	細野三千雄 古澤五郎
⑪	昭和8年	7・12・5	放火 (通常公判)	懲役6年(懲役8年) 未決勾留80日算入	IU軍治 欽山従業員 IB次郎 欽山従業員(24)	蔭山鎌次郎 松村美佐男	山下昇	大島重明	⑧	昭和8年	8・2・5	非現住建造物放火(請求陪審)及現住建造物放火(法定陪審) (保険金詐欺)	懲役4年(懲役8年)	HGY準治郎 材木商(34)	蔭山鎌次郎 丸山正次 伊澤庚子郎	三笠義孝	鈴木小平 加藤定藏 酒井英次郎 高橋唯雄 高橋尚吉

④	昭和8年	③	昭和7年	②	①	昭和6年
8・7・13	放火	7・5・27	放火未遂	6・12・4	強盗傷人	6・5・16
懲役12年		懲役3年 (懲役3年)		放火	無罪	
H S 兵吉		K T 新三郎 海産物		懲役7年 (懲役8年)	O K H 忠三郎 雇人(27)	
遠藤周藏		遠藤周藏 大島雷三 鳴海一二三		懲役1年 (懲役1年)	末松正行 阿部勇	
立川俊夫		立川俊夫		未松正行 津田眞 松村禎彦	山田正徳 山田正徳 山下昇	
中村貞三		川口榮之進 葛西千代治 今泉秀雄		末松正行 津田眞 松村禎彦	梅村大・官選 中西西蔵 後藤泰雄 中村貞三 小林剛 溝江武秀	

(注) 被告人は上告したが、結果(上告棄却、上告取下)は不明である。

(六) 青森 青森地方裁判所における陪審公判一覧表

②①	昭和12年	②①	昭和12年	②①	昭和12年	②①	昭和12年
12・2・5	放火未遂	11・10・28	放火未遂	11・9・30	放火	11・7・14	放火・詐欺
(20)事件・更新	無罪	(怨恨の放火)	更新(無罪答申)	(保険金詐欺)	算入(懲役10年)	(通常公判)	算入(懲役4年)
N T 永助 農業(56)	和気松市郎 吉田作穂	N T 永助 農業(55)	算入(懲役10年)	算入(懲役10年)	算入(懲役10年)	死体遺棄	算入(懲役4年)
藤卷三郎	高橋育三	武山敏二 村木友市 藤卷三郎	算入(懲役10年)	算入(懲役10年)	算入(懲役10年)	無職(21)	村上武
米澤多助	古澤斐	和気松市郎 藤卷三郎	算入(懲役10年)	算入(懲役10年)	算入(懲役10年)	村木友市	高橋唯雄

(注1) ①⑦事件は上告(弁護士菊地徳左衛門・高橋唯雄)したが、昭和11年7月16日、大審院は上告棄却した。
(注2) ①⑦事件は、死体遺棄は通常公判で審理されたが、殺人(陪審公判)と併合されて判決された。被告人は、死体遺棄について宮城控訴院に控訴したが、昭和11年9月15日、控訴を取下げた。

	(無期懲役)		
	風呂雜貨商	村田武	川口榮之進
	消防部長(43)	菅藤榮	中村慶七

三 陪審公判始末簿および刑事統計年報から見た陪審裁判

仙台・福島・盛岡・秋田地方裁判所については、保存されていた陪審公判始末簿に基づいて、年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。山形・青森地方裁判所については陪審公判始末簿が残されていなかったため、刑事統計年報を用いて、年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。

(注1)『刑事統計年報』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されている。その「一覧表」には、年度別に旧受理、新受理、陪審公判、公訴棄却、他ノ陪審ノ評議ニ付ス、通常公判、自白、辞退、未結局事件などの件数・人数が記載されている。しかし、『刑事統計年報』の昭和一六年以降分には、この「一覧表」は掲載されていない。

なお、刑事統計年報は、現在は国立国会図書館デジタルコレクションに収録されている。

(注2)『刑事統計年報』の前記「一覧表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳人数は出ていない。そこで、今回は、辞退の件数と人数は同数と仮定して処理してみたが、自白と辞退の件数は実数とは多少異なるであろう。

(注3)「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次に繰越された事件数である。

(注4)受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された事件数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合(刑訴法365条)に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却され

るのは、放火で起訴されたが器物損壊(告訴取下)と認定された場合などである。括弧()内の数字は人数である。()内数字のない個所は、件数と人数が同一の場合である。

(注5)司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからのである。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

1 仙台

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。請求陪審事件は極めて少ないので、別に表示しなかった。そして、自白事件が昭和一三年以降は、同年に一件、昭和一七年に一件あるだけで、その他は総て辞退で処理されている。陪審公判は、一七件であるが、無罪が九件と非常に無罪率が高い。

刑事事件の大部分は、自白事件であるといわれているが、公判準備において自白したときは、事件は陪審公判の対象とはならない(陪審法)第7条。昭和一三年以降は、殆どが陪審公判を辞退し、通常公判で処理されている現象は、自白事件でも先ず陪審公判を辞退して、通常公判に入ったことを示している。すなわち、準備公判において、裁判長は被告人に対し、事件の認否を求める前に、先ず陪審公判を辞退するかどうかを被告人に問うたか、あるいは準備公判前に書面で辞退届を提出させたと思われる。

仙台地方裁判所における陪審事件処理状況

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	1	31(38)	11	20(27)		
12	1	30(32)	4	24(26)		
13	3	29(33)	5(7)	26(28)	1	
14	1	27	13	14		
15		30	1	27		
16	2	28	2	27		
17	1	21	3	18		
18	1	1		2		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3						
4		18	3	12	1	
5	2	14	3	13		
6		27(28)	3	23(24)		
7	1	38(44)	14(15)	22(25)		
8	3(5)	23(33)	10(12)	16(26)		
9		37	7	28		
10	2	29	2	28		

福島地方裁判所における陪審事件処理状況

公判が僅か一件と極めて少ないことである。そして、辞退で事件処理がなされる方が、自白で処理される方より多い。

福島地方裁判所には、陪審公判始末簿が保存されているが、昭和一一年のものが欠けているので、刑事統計年報で補った。法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審

2 福島

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	1	13(14)	6(7)	2	3	
12	3	14	4	12		
13	1	7	1	7		
14		10		8		
15	2	3		5		
16		12(13)		12(13)		
17		9	1	7		
18	1	3		2		未処理 ²

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		5		3		
4	2	15	2	1	2	
5	2	9	6	4	1	
6		24	7	7	4	
7	6	22(23)	14	7(8)	3	
8	4	20	17	5	2	
9		17	13	1	2	
10	1	20(21)	18	2(3)		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
	2	21 (23)	6	16 (18)		
	1	16	2	41	3	
	2	11		12		
	1	22 (27)	1	17 (22)		
	5	19		22		
	2	18	1	16		
	3	16	2	15		
	2	2	1	1		未処理 ²

5 秋田

秋田地方裁判所には、陪審公判始末簿が保存されている。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。

秋田は、宮城控訴院管内では、陪審公判が二一件と一番多いが、無罪もまた仙台に次いで多く、八件ある。

秋田地方裁判所における陪審事件処理状況

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
	3					
	4			6 (8)	1	
	5	7		21 (28)		
	6	1		15		
	7	4		10 (11)		
	8	5		7 (9)		
	9	3		7		
	10	3 (4)		19		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
	2					
	3					
	1	1				
	3					
	4					
	2					
	1	1				
	2 (3)					

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
	11	2				
	12	3				
	13	2				
	14	1				
	15	1				
	16					
	17	1				
	18	3 (4)				
						未処理 ² (3)

6 青森

青森地方裁判所には、陪審公判始末簿が保存されていない。そこで、「刑事統計年報」に基づいて「青森地方裁判所における陪審事件処理一覧表」を作成した。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、昭和九年以降は、総て辞退で事件処理がなされている。

青森地方裁判所における陪審事件処理状況

昭和(年)	3	4	5	6	7	8	9	10
-------	---	---	---	---	---	---	---	----

旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
	6	1	5		
	19	7	二		
1	10(11)	7(8)	1	2	
1	24(25)	7(8)	16	1	
1	25(41)	5(10)	26	1	
4(5)	35(37)	37(40)			
2	24(25)	26(27)			

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11		15(16)		15(16)		
12		16		16		
13		11		11		
14		11		11		
15		10		9		
16	1					
17						
18						

四 予審終結決定・説示・問書・答申

陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』（第7巻第7号・一九二九年七月）の「陪審問書集（一）」に東京一件・浦和一件・千葉一件・水戸二件・宇都宮一件・静岡一件・新潟一件・大阪二件、合計一〇件が収録された。次いで、『法曹会雑誌』（第7巻第10号・一九二九年一〇月）の「問書集」

に四九件が収録された。そして、その四九件が、『陪審問書集』第一輯（司法省刑事局・一九二九年三月）として、単行本として出版された。

説示は、『法曹会雑誌』（第7巻第10号・一九二九年一〇月）の「説示例」に浦和一件・大阪一件・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、合計七件が収録された。そして、『陪審説示集』（司法省刑事局編・一九二九年一〇月）に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を収録」して、単行本として刊行された。収録された説示は、五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありたるものは適当に取捨し其の内二三を掲げた」という。

本資料集には、陪審説示集からは、仙台①事件、福島①事件、山形①事件、盛岡①②事件、秋田①②事件、問書集からは、仙台①事件、山形①事件、盛岡①②事件を収録した。

その他、（浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究―経験談による実態調査を中心として―』司法研修所調査叢書第九号）（司法研修所・一九六八年三月）の「第一三話 山井浩氏（元福岡高検検事長）談（仙台地裁次席検事当時）」から仙台④⑤⑧事件の予審終結決定、ならびに「山形新聞」（昭和3年11月24日夕刊）から山形①事件および「山形新聞」（昭和9年6月16日夕刊）から山形②事件の予審終結決定を収録した。

（注1）『陪審問書集』第一輯の出版年月日は不明であるが、巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達したる全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を収録したるものなり」と、昭和四年三月一五日付の陪審係による説明が記載されている。

（注2）『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記しありたるものに限る其の他は総て事

1 仙台

(一) 予審終結決定

④ A I 善藏 (尊属殺人未遂被告事件昭和6年7月15日判決)

予審終結決定

本籍並住居 宮城県宮城郡□□町字町□百□□□番地

無職 A I 善藏

明治四十三年十二月□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ仙台地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ其ノ父善治郎カ浪費者トシテ進禁治産ノ宣告ヲ受ケタルニ拘ラス改悛ノ望ナキ理由ノ下ニ大正十三年三月七日推定家督相続人タルコトヲ廢除セラレ同年十月十二日前戸主タル祖父善五郎死亡シタル關係上家督相続ヲ為スニ至リタルモノナルトコロ、同年三月二十二日右善治郎ニ於テ分家シタルモ昭和四年九月頃以降被告人方ニ寄寓シ居リ昭和六年三月十九日夜飲酒ノ上外出シ翌二十日午前四時頃酩酊シテ帰宅シ入口ノ硝子戸ヲ破壊シ或ハ器物ヲ投棄スル等乱暴狼藉ヲ極メ被告人ヨリ制止セラル、ヤ刺身庖丁(証第一号証)ヲ取り出シ之ヲ振り廻シタルヨリ父カ性来放蕩ニシテ酒ヲ好ミ且酒癖悪シク飲酒ノ都度乱暴ヲ

為シ常ニ家族ノ者ニ迷惑ヲ掛ケ居ルコトヲ想起シ一身ヲ犠牲ニ供シテ一家ノ禍根ヲ断ツヘク茲ニ殺意ヲ決シ善治郎ニ飛ヒ付キ右包丁ヲ奪ヒ取り之ヲ以テ突キ刺シタルモ其ノ右頸部ニ幅約二仙迷、深サ約四仙迷ノ刺傷ヲ負ハセタルニ止マリ其ノ目的ヲ遂クルニ至ラスシテ自首シタルモノナリ上叙ノ事実ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アリ被告人ノ右所為ハ刑法第二百三条、第二百条ニ該当スルモノト思料ス

仍テ刑事訴訟法第三百十二条第一項ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和六年四月三十日

仙台地方裁判所

予審判事 島津兼三郎

⑤ S T 萬四郎 (放火未遂被告事件昭和6年12月3日判決)

予審終結決定

本籍 宮城県宮城郡□□町字町□□□番地

住居 同県同郡同町字□□町百□□番地

家具商 S T 萬四郎

明治十年六月□□日生

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ仙台地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ肩書居宅ニ於テ家具商ヲ營ミ居ルモノナル処近年財界不況ニ伴ヒ營業不振ニ陥リタル為メ多額ノ負債ヲ生シ且被告人外二十数名ヲ以テ組織セル共同貯金講一千余円ヲ費消シ之カ弁済ニ窮シタル結果偶被告人ノ所有ニシテ當時ID時勝、SK一ニ賃貸シ同人及其ノ家族等ノ現住スル同町字町□□番地所在ノ家屋ニ付KB海上運送火災保險株式会社外ニ会社トノ間ニ保險金額各二千円宛ノ火災保險契約ノ存スルヲ奇貨トシ該家屋ヲ燒燬シテ右保險金ヲ騙取センコトヲ企テ昭和六年五月二十三日午前一時過頃自宅ヨリ石油在中ノ四合瓶（証第一号）及燐寸個ヲ携ヘ右ID時勝方勝手流場裏ニ到リ同所窓下外側ニ接着セル焚付用鉋屑在中ノ炭俵上ニ在リタル莫産ニ所携ノ石油ヲ注キ燐寸ヲ以テ之ニ点火シ放火シタルモ僅ニ該莫産炭俵及窓紙等ノ一部ヲ燒燬シタルノミニシテ未タ獨立シテ燃燒スルノ程度ニ至ラサル内右ID時勝ノ為ニ発見消止メラレ遂ニ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ
以上ノ事実ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑十分ニシテ被告人ノ右所為ハ刑法第百十二條第百八條ニ該当スルニ付刑事訴訟法第三百十二條ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和六年九月十日

仙台地方裁判所

予審判事 河田榮左右

⑥SK留藏・IT浩（偽証被告事件昭和6年12月20日判決）

予審終結決定

本籍並住居 宮城県宮城郡□□町字町百□□番地

雜貨商 SK 留藏

明治三年十一月□□日生

本籍 宮城県宮城郡□□町□□字□□番地

住居 同県同郡□□町字町□□番地AI善右衛門方

雇人 IT 浩

明治四十年九月七日生

右兩名ニ対スル偽証被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ仙台地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人兩名ハ昭和六年三月二十日AI善藏ニ対スル殺人未遂被告事件ノ犯罪現場ナル宮城県□□町字町□□番地AI善藏方ニ於テ被害者善治郎カ其場ニ臨檢シタル塩釜警察署勤務警部補三浦東佐エ衛門ニ対シ創傷ヲ負フニ至リタル顛末ヲ申述シタル事実ナク又同警部補カ包丁ヲ手ニシ其ノ場ニ居合セタル人々ニ対シ「皆サン後テ証拠トナル故聞キ置カレ度旨」申シタル事実ナキニ拘ラス同年七月十三日仙台地方裁判所法廷ニ於テ前記被告事件ノ証人トシテ宣誓シタル上裁判長ノ訊問ニ対シ

一、被告人留藏ハ善治郎カ頭部ヲ西北ニ向ケテ寢テ居リナカラ三浦警部補ニ対シ「俺カ漬物ヲ切ル為ニ持ツテ来タ包丁テ伴善藏ヲ脅ス為ニ振り廻シタルトコロ伴ハソレヲ取ルトテ自分ニ組付テ来タカ俺ハ取返サレヌト争ツテ居ル内ニ其ノ包丁テ俺カ刺シタノテス」ト答ヘタル旨並同警部補ハソレヲ聞イテ包丁ヲ持チナカラ「皆サン後ノ証拠トナルカラ聞イテ置イテ呉レ」ト云ヒタル旨虚偽ノ陳述ヲ為シ

二、被告人浩ハ三浦警部補カ其ノ場ニ居合セタル人々ニ「怪我人カコンナ事ヲ話スカラ皆サンヨク聞イテ置イテ下サイ」ト申シタル旨虚偽ノ陳述ヲ為シタルモノナリ

以上ノ事実ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑十分ニシテ被告人兩名ノ右所為ハ何レモ刑法第九十六条ニ該当スルヲ以テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ公判ニ付ヘキモノトス被告人浩ニ対スル公訴事実中被告人浩カ昭和六年三月二十日宮城郡□□町医師牧野吾助方ニ於テ三浦警部補カA I善治郎ヲ訊問シタル際同人カ同警部補ニ対シ善藏ノ為取押ヘラレ包丁ヲ奪取セラレソレニテ刺サレタル旨答ヘタル事実ヲ知リナカラ右法廷ニ於テ裁判長ノ訊問ニ対シ右事実ヲ聞知セスト黙秘シタリトノ点ハ嫌疑十分ナラサルモ右ハ同被告人ニ対スル前示犯罪事実ノ一部トシテ起訴セラレタルモノナルヲ以テ特ニ免訴ノ言渡ヲ為サス仍テ主文ノ如ク決定ス

昭和六年十月八日

仙台地方裁判所

予審判事 河田榮左右

⑦NJ直之助（放火被告事件昭和7年6月27日判決）

予審終結決定

本籍 宮城県牡鹿郡□□町□□番地

住居 同所百□□番地

農蚕具販売商 NJ直之助

当五十二年

右者ニ対スル放火被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ仙台地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ明治四十年以降宮城県巡查ヲ奉職シ在職数十年ニシテ退職シ爾來養父六藏ノ業ヲ継キ農蚕具食料品等ノ販賣商ヲ営ミ来リタル者ニシテ其ノ店舗内ニ商品什器等ニ付NH動産火災保険株式会社ト昭和五年一月二十三日金三千円ノNH簡易火災保険株式会社ト昭和六年一月三十日金三千円ノTK動産火災保険株式会社ト昭和六年二月十二日金千円ノ各火災保険契約ヲ各一ヶ年ノ期間ヲ以テ継続更新シ居レル処近時財界ノ不況ニ伴フ營業不振ノ結果金融硬塞シ商品仕入先其他ニ数千円ノ負債ヲ生スルニ至リタルヨリ一方ナラス懊惱シ居リタルカ遇昭和六年九月二十一日其ノ朝外出シタル俣ノ婿養子芳雄カ当夜帰宅セサル模様ノ為平素ハ妻ノ別居許ニ寢泊シ居レルモ其ノ当夜ハ店ニ泊ルコト、ナリ午後七時頃店舗ニ於テ婿養子芳雄ノ飽キ足ラサル態度不振ナル營業ノ状態延テハ高齢ナル養父母ノ將來等ニ想ヲ到シタル末俄ニ同夜店舗ヲ焼キテ叙上ノ火災保険金ヲ騙取シ以テ其經濟上ノ不安ヲ除外スル外ナシト決意シ同夜九時頃一旦家族ト就寝シタル後其ノ翌九月二十二日午前一時三十分頃起キ上リ店舗ニ到リテ帳場傍ノ漬物陳列台ノ上ニ在リタル燐寸ヲ取りテ店舗入口東側ニ設ケラレタル板張ノ上養蚕網ノ前ニ立掛ケ在リシ其ノ網ノ材料ニ使用スル琉球草ノ束ノ床上ヨリ約二尺五寸位ノ箇所ニ燐寸數本ヲ一度ニ擦リテ点火シ放火シタル結果牡鹿郡□□村OU久馬ヨリ借用セル其ノ住宅一棟物置二棟其ノ他近隣ノ住家非住家二十數戸ヲ全焼ニ至ラシメテ約六万余円ノ損害ヲ生セシメタルモノナリ

右被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スル犯罪ニシテ公判ニ付スヘキ嫌疑十分ナリト思料スルヲ以テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和六年十一月二十四日

仙台地方裁判所石巻支部

予審判事代理判事 中井 久二

⑧ O T 仲七 (放火被告事件昭和7年7月30日判決)

予審終結決定

本籍並住居 宮城県柴田郡□□町大字□□字□幡□□番地

農 O T 仲七

明治三十一年五月□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ仙台地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人仲七ハ予テ多額ノ負債アリテ其ノ支払ニ窮シタル結果自己所有ノ柴田郡□□町大字□□字□幡□□番地所在住家一棟ヲ火災保険ニ付シ之ヲ焼燬シテ保険金ヲ騙取センコトヲ企テ昭和六年十二月二十九日頃該家屋及家財道具一式ニ付K T 火災保険株式会社ノ間に保険金額一千円保険期間一ヶ年ノ火災保険契約ヲ締結シタル上其ノ機ヲ窺ヒ居リタルモノナルトコロ昭和七年一月五日夜家人ノ就眠セルニ乗シ遂ニ之ヲ決行セントシ尚犯行隠

蔽ノ目的ヲ以テ隣家ナルK T 正八方住家ヲモ同時ニ焼燬センコトヲ決意シ同夜午後十一時四十分頃被告人方元牛小屋内ヨリ周圍約一抱長さ約四尺ノ藁屑束三個ヲ持来リ右正八方住家ノ東西兩側及自宅西南隅ノ各軒下ノ三箇所ニ一束宛之ヲ立掛ケ燐寸ヲ以テ順次之ニ点火シ因テ人ノ現住スル前記被告人所有ノ住家並右正八所有ノ間口四間奥行二間二尺ノ木造杉皮葺平屋居宅(正八ノ損害額動産共約三百五、六十円)各一棟ヲ全焼セシメタルモノナリ以上ノ事実ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑十分ニシテ被告人ノ所為ハ刑法第百八条第五十五条ニ該当スルヲ以テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和七年三月十九日

仙台地方裁判所

予審判事 河田榮左右

(二) 説示

① O Z 佑夫 (殺人未遂被告事件昭和4年1月31日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人祐夫は大正十二年十二月頃内縁を結ひし妻 T I タカカ被告を嫌ひ同十三年五月頃無断家出を為したるに不拘執着の情禁し難く其の所在を搜索し屢復帰を迫りたるもタカハ之に応せず剩さヘタカを隠匿したる I S 房吉等は被告を圧迫強要してタカと離別をなさしめたるを以て依然タカを断念する能はず途中タカに出会ひたる際の如きタカに対して復縁を強ひタカに峻拒せられて立腹し同人に暴行を加へたることもありたり然るに其の後大正十四年十月頃タカは右房吉と公然内縁を結ひしより全くタカは最初より房吉と不義を為し

被告を見捨てたるものなりと信し兩人に対し怨恨を懐くに至りしか昭和三年六月十日頃A紡績株式会社仙台工場門衛控所に於て叙上の關係に因り房吉と喧嘩を為したるか為め愈々怨恨の情を高め其の報復の機を窺ひ居りたるところ終に同年十月二十六日の夜日頃の恨を霽さんことを決意し密に雇主S T松次郎方(仙台市□□町)工場に在りたる竹の節拔(匕首)形の身の丈約七八寸竹の丸筒を以て鞘と為す木柄の長さ約二尺位を携へ房吉方(□町東裏)に至り其の前方(東南方)共同便所の後に潜み様子を窺ひ房吉は不在なることを確め午後九時頃タカのみ独り北方より房吉宅に帰り来り玄関前に至りたるを見て憤怒の情禁し難く遂に殺意を決し予め節拔の鞘を其の場に払ひ直にタカに近付き不意に右節拔を以てタカの右脚膝の上方を突き刺し前後に貫通する重傷を負はせタカの倒れたる処を更に右下腹部を突き刺し背部に貫通する重傷を負はせ尚右下腹部左足等を突き数創を負はしめ居る中タカの悲鳴を聞き隣人二名駆付けけたる為め被告は現場を逃走したるものにしてタカは急所を外れたる為め幸に死亡するに至らざりしものなり

二、説示案

陪審員諸君に犯罪の構成に關し法律上の論点及問題と成つて居ります事実竝之に對する証拠の要領を説示いたします

本事件に於て検事より訴へました事實は、被告が被害者T I タカを、竹の節拔用の刃物を以て数回突刺したのは、殺意を以てしたるものと謂ふのであります。然るに被告は之に對して殺意を以てしたるものではなく、唯突刺す丈の意思を以て突刺したるに過ぎないと争ふのであります若し検事訴への如く被告が殺意を以てしたるものと致しますれば、刑法上殺人罪が成立し、被告は殺人罪の未遂として、処罰せられますか若し被告弁解の如く、被

告に殺意なく唯突刺す丈の意思に過ぎざりしものと致しますれば、被告は突刺したに因りて生じた結果、即ち刑法上傷害罪が成立するに過ぎないのであります、然れば本事件では被告に殺意があるか否やに因りて殺人罪の未遂が成立するか又は傷害罪が成立するか岐れるところでありますから、諸君が判断を要するところは、被告が被害者を突刺したる行為は、殺意を以てしたるものなりや否やの一点に帰するのであります

諸君が殺意の有無を判断せらるるに付、本職は法律上殺意は果して如何なるものを謂ふかを説明し、御参考に供したいと思ひます

凡犯罪は法律が禁止して居ります事実が發生することを予見しなから其の事實を發生せしむべき行為を故らに為すのを謂ふのであります

之を本件の如き殺人罪に付て説明しますれば法律は人を殺すことを禁止して居ります、然るに人に対し鉄砲を發射したり、刀を以て斬り付けたり、槍を以て突刺したりすれば人か死亡する結果が發生すると謂ふことか予め知れて居るのに拘らず故らに人に対し、鉄砲を發射したり、刀で斬り付けたり槍で突刺したり致しますと殺人罪が成立するのであります

其の人の死亡即ち殺人と謂ふ結果が發生すると謂ふことを予て承知しなから、故らに其の結果が發生すべき行為を為すと謂ふ意思即ち心根、了簡から即ち法律上之を殺意と謂ふのであります故に殺意ありとするには、自分のする行為が人の死亡と謂ふ結果が發生することを行為する時既に承知して居ることを必要とし且之を以て十分とするのであります、進んで人の死亡の結果が發生することを希望することを必要としないのであります、何となれば、人の死亡なる結果の發生すると謂ふことに心付きなから故らに左様な危険な行為

を為したる以上縦令其の結果の発生を希望せんとも、其の人の死亡即ち殺人と謂ふ結果は其の行為を為した者か出来させたと謂はねはならぬからてあります、夫れ故に是れて刑法上殺人罪か成立する所以て、又殺意に被害者の死亡の結果の発生することを必要とせない訳であります、併し前以て人の死亡と謂ふ結果の発生を承知して居ると謂ふことは唯の予想であります、實際発生するか否やは確定しては居ないのであります、例を前例に執りますれば、人に対して鉄砲を発射致しましても、狙いか狂つて人に当らぬこともありませう、当つても急所を外れて死なぬこともありませう、人か来た為再度の発射を妨げらるる場合もありませう、刀で斬り付け槍で突刺す場合も亦同様であります、故に死亡の結果の発生を予見すると謂ふことは、自分の行為から通例なれば人の死亡の結果を発生すると謂ふことを承知して居ると謂ふことになるのであります故に殺意は犯人か其の行為に因て人の死亡の結果か是非共発生すると謂ふことを期待する必要はないのであります、唯其の行為か通例人の死亡と謂ふ結果を惹起するものであると謂ふことに心付て居れば十分なのであります、其の死亡と謂ふ結果の発生するや否やは実は犯人も判らないのであります、茲に於て縦令犯人か人の死亡と謂ふ結果の発生を欲せざりし場合に於ても其の行為は通例人の死亡と謂ふ結果を発生するものなることに心付きながら其の行為を為したる場合に於ても尚殺意ありと謂ひ得るのであります、例へば立腹の余り殺したくはないかピストルにて撃ち、刀で斬り付け槍で突刺せば通例人か死亡するものであると謂ふことに心付きながら騎虎の勢、死ぬかも知れぬか又幸に助かるかも知れぬと考へ是等の行為を為した様な場合にも殺意ありと謂ひ得るのであります之は学者も認めて之を不定の殺意と説明致して居ります、又大正十一年五月六日及大正十二年二月十六日の大審院の判例をも認めて居るところであ

ります（右判旨朗読）以上を以て本事件の犯罪構成に関する法律上の論点と問題となるべき事実の説示を終りました是より証拠の要領を説示するのでありますか、其の前に証拠判断に付て御注意を致して置きたいと思ひます

諸君か事実判断の材料と為し得へき証拠は諭告の際にも申しました通り当法院に現れた証拠のみに限ります弁護人の意見中被告人の自白を記載した司法警察官及検事作成に係る訊問調書の信すへからさることを弁明するために、多くの事例を引証せられましたか、是等事例は本事件とは何等の関係なく、又当法院に於て取調へたる証拠に基くものでありませぬから之に依て本事件に於ける被告人の自白を記載したる、司法警察官及検事作成に係る訊問調書か信用スヘキや否やを判断するは不法であります

従て之を同調書の信否の判断の材料に供してはなりません、加之弁護人引用に係る他事件に於ては其の自白か真実でない、証拠か夫々揃つて居たから陪審員又は裁判所に於て之を信用せざりし迄であつて司法警察官又は検事作成の訊問調書に在るか為めに其の自白か常に信用か出来ないものとしたのではないのであります、故にそれ等の事件は夫れ等の事件として、本事件に於ては別に本事件の当法院に現れたる証拠のみによりて司法警察官及検事作成に係る訊問調書にある被告の自白の信用すへきや否やを判断せねはならぬのであります

又弁護人は司法警察官の検証調書中に引用の医師の診断書か検証を終りたる後に提出せられたるに不拘同検証調書には、検証、当時既に提出せられたるものの如き記載あるの故を以て同検証調書の記載は全部信用すへからさるか如き意見を陳へられたるも、其の作成者たる証人武山榮祐の当法院に於ける証言に拠れば右検証調書の記載は被害者、負傷の状

況に付ては医師の提出すべき診断書の記載に譲ることを明にする趣旨を記載したるものであつて其の診断書が既に提出せられたる如き記載を為したるは全く誤記なりと謂ふのでありますから、此の検証調査の記載に依りて医師の診断書が検証前既に提出せられたる事実を認むれば事実と反することとなり得ますことは勿論でありますけれども是れ丈の事由で直に同検証調査の他の部分の記載迄か全部事実と反して居るものと認めては誤りか出来るかも知れませんが他の部分の記載が事実と反して居るや否やと謂ふことは右記載に於けるか如く又更に夫々証拠に依りて判断することにせられたいのであります殊に同検証調査に引用してある医師の診断書は証人金成鐵夫に於て自ら作成提出したる旨当法廷に於て証言して居りますから、此の証言が偽りでない限り矢張り同証人の提出したるものとして事実判断の材料に供し得るのであります

証人の証言は、証人が予め後日証人となる積りて見聞に注意するものでありませぬから其の時に於ける証人の状態、見違ひ、聞き違ひ、記憶違ひ等種々の事由に依りて、故意でなくとも其の証言殊に日時とか、場所とか、人、物の数量とか、他の証人の証言又は其の他の証拠と一致せざる場合か能く出来るものであります夫れ故斯る区々たることに捉はれて、直に証言の信憑力を判断すると判断に誤りか出来るかも知れませぬ、又証人と被告又は被害者との平素の関係の如き証言の信憑力を判断する上に於て、一材料とするに妨げはありませんか是れのみには捉はれて判断をすると又誤りか生ずるかも知れませぬ、要は公訴事実と被告の弁解する事実とを対比し、之に各其の部分々々の証拠となり得る総ての証拠を照し合せ、事件の大局より観察し、諸君の経験と常識とに依り斯る場合には斯く有るべきものと認むるのか最も穩当であると御考へになりましたのか真の事実と御判断に相成る

へきもので、同時に其の事実に適応して之か判断の材料となりたる証拠か所謂信用すべき証拠に外ならぬのであります

是れより証拠の要領を説示しますか、若し被告に殺意ありたることを認むべき証拠が不十分でありますれば当然被告弁解の様に殺意無かりしものと認めねはならぬのであります、夫れ故に被告の方からは、進んで其の殺意のなかつたことを証拠立てる必要はないのであります、之に反して検事の方では被告に殺意の有つたことを証拠立てねはならぬのでありますから此の説示も亦被告の殺意を認むべきものとして引用せられたる証拠を挙げ、之に對する被告の弁解、反對の証拠及弁護人の意見を附加し、以て其れ等の証拠に依り果して被告に殺意ありしものと認め得らるゝやに付御判断を煩はしたのであります

第一、被告か被害者高岩タカに對し、殺意を決する原因ありと謂ふのであります、其の原因として検事の陳ふところは被告の愛妻たりし被害者高岩タカは、被告を嫌忌し無断家出を為して被告を振り捨て、遂に猪瀬房吉等を以て被告をして離縁せしめたのみならず、被告か尚タカを断念する能はずしてタカを附廻し、偶々機会を捉へて復縁を迫りたるも、タカか頑として之に応せざりし為め、被告は立腹の余り錐を以てタカを傷付けたることあり、又一面猪瀬房吉は被害者タカの家出後、之を自宅に隠匿し、被告に迫りてタカを離縁せしめ、且腕力に訴へ、被告を圧迫したることありて、終に被告をして、房吉とタカとの間に不義の関係ありたることに付疑を懐かしめたのみならず、其の後タカを内縁の妻と為し、之を同棲して家庭を作り、其の上昭和三年六月十日被告と口論を為したるか為め、被告は房吉及被害者タカに對して怨恨を懷き居りたる事実かあると謂ふのであります

此の事実にての証拠は

以上の事実中、被告か被害者T Iタカに対し怨恨を懐き居りたる点を除き、其の他は被告か当法廷に於て陳述したるところと大要符合するところでありまして、又不義の關係を疑はしめた点を除きますれば、証人たる被害者T IタカI S房吉も各自關係の部分に付き大小軽重の別はありますけれども、大体当法廷に於て之に符合する陳述を致して居ります、之に証人N T由太郎、A D幸之助、H Sノエ、S Yみつ江か各部分的ではありますけれども、各自か其の聞見したる事實に付き当法廷に於て右に符合し若くは符合せざるも、敢て抵触せざる陳述を致して居りますことは諸君の御聞きの通りであります加之、被告かI S房吉に対して怨恨を懐くべき事情に付ては、被告か当法廷に於て前示事実以上のことを陳述したることは諸君の御聞き取りの通りでありまして、弁護人も亦被告の陳述を真実として大いに同情を寄せられたるところであります被告は当法廷に於て被害者タカに対しては怨恨を懐き居らずと陳へ弁護人も亦同一の意見を陳へられたのでありますか、此の点に付被告か被害者タネに怨恨を懐き居りたりとする証拠は前示事実に於て被害者タカか被告を振り捨てて家出を為し剩へ被告か後に不義の關係ありと疑ふに至りたるI S房吉方に隠れ而かも同人と共に被告をして強て離縁を承諾せしめたるのみならず、被告の復縁の懇願は之を峻拒しなから不義の關係ありと疑はれし相手たるI S房吉と結婚同棲して家庭を営み居れる事実と、更に前示事実中に在る被告かI S房吉と口論を為し、亦は腕力に訴へ圧迫を受けたるは常に被告と被害者タカ及I S房吉との三角關係か其の因を為せる事實は、当法廷に於ける被告及証人I S房吉の陳述か其の証拠と成つて居ります、叙上種々の事實關係を綜合しますれば、被告かI S房吉に対し怨恨を懐く程、房吉の家庭に於ける房吉と被害者タカとの共同生活を呪ひ、タカに対して益々怨恨を懐くに至ることを推認せら

れ、之れと証人T Iタカか当法廷に於て被告か不意に竹の節抜用の刃物を以てタカを刺したりとの証言を綜合すれば、被告かタカに対してもI S房吉に対すると同様、怨恨を懐き居りたることを認め得へしと謂ふのであります

以上陳へました被告の陳述及各証人の陳述に依りて果して前示の如き各種の事実か認められて其の事實に拠りて更に被告かI S房吉及被害者T Iタカに対し怨恨を懐き居りたることか認めらるるや否やは諸君の公平なる判断に委せらるるのであります

第二、被告か昭和三年十月二十六日I S房吉及T Iタカに対し右怨恨を霽す為竹の節抜用の刃物を用意して午後八時頃I S房吉方に至りたる事実

此の事實に付ての証拠として

竹の節抜用の刃物は押収（証第九号）であります御覽の通り刀劍形の鋭利なる片刃を有する長さ約八寸位の身に約一尺七八寸位の柄を有し短かき手槍の如きものであります被告は当法廷に於て右刃物を用意して昭和三年十月二十六日午後八時頃I S房吉方に至りたることは之を認めたる所でありまして右は房吉に談判し同年六月十日のA紡績会社工場門衛控所に於ける不都合を謝罪せんと欲したる為にして刃物は若し房吉か腕力を用ひたるとき防禦の為めに、用意したるものなりと弁解したる所でありまして、被告は果して被告弁解の如き目的にて刃物を用意したるものなりや、將た又被告かI S房吉及T Iタカに対して怨恨を懐き何等かの方法を以て其の怨恨を霽す為めに之を用意したるものであるか否や諸君は被告か右兩名に対し怨恨を懐き居りしや否やを判断せられたる後右刃物を用意したる事実と相對照して其の孰れか真実なるやを公平に判断せられねはなりません

第三、被告はI S房吉方に至りたる後其の横向ふ約五間許りの所に在る共同便所の後に

潜みて房吉方の動静を窺ひ、T Iタカか最初帰宅したる際は何等危害を加へず房吉の不在を知りたる後、午後九時頃タカか二度目に帰宅したるとき、便所の後にて鞘を払ひ加害の準備を為して被害者タカに近付きたる事実

此の事実についての証拠は

被害者T Iタカ内縁の夫I S房吉宅横向ふ約五間許りの所に共同便所あることは予審判事の検証調書中に其の旨の記載があります、又被告に対する司法警察官の第二回訊問調書中には、被告は右の便所の後ろに隠れ居りタカか帰りたる際刃物の鞘を払ひて立出てたる旨の陳述記載があります、又証人武山榮祐は当法廷に於て被告は同証人の面前で右調書の通り陳述したる旨を陳述し、証人佐藤政次郎は当法廷に於て右刃物の鞘は、十月二十六日兇行の当夜便所の後ろにて之に触れたるも鞘と気付かず其の俣に放置し後之に気付き同月二十七日同一場所に於て再び発見したる旨陳述し被告は当法廷に於て、最初房吉方に至りたる際、声を掛けたるも人の気配なく、一度タカは帰宅したるも又直に立出てたるに付宅内を窺ひしに、十二三才の女子を認め、房吉は不在なりしを以て其の所在を捜す為に表街路迄立出て又便所の所に帰り佇み居りたる際午後九時頃タカか二度目に帰宅したる故タカに近寄り行きたる旨陳述して居ります是等の証拠を照し合せまして、果して右に示しました事実か認め得られますや否や此の点に付、被告は当法廷に於て自分は唯便所の附近に立ち居りたる迄にて其の後ろに潜み居りたるものに非ず、又タカか二度目に帰宅したる際自分分は刃物に鞘を嵌めたる俣之を携へてタカに近寄り行きたるに過ぎざる旨弁解して居ります前示証拠に对照し右被告の当法廷に於ける弁解は果して真実と認むべきか一に諸君の公平なる判断に委せられるのであります

第四、被告は前示刃物を以て被害者T Iタカの後より不意に先つ其の右足股に突刺したる事実

此の事実についての証拠は

証人T Iタカは当法廷に於て証人宅裏入口には、二枚の小格子付硝子戸を以て戸締を為しあり、帰宅の際中央戸の合せ目に立ち、外部より内側に建てある、左側の戸に左足膝頭を屈して押し当て内側に押し外側の戸との合せ目に間隔を作り、左手を其の間隔に入れ戸尻に突張りある木片を取除かんと為し居る際、左足の稍横後に在りし右足股を後方より不意に突き刺され戸袋の所に倒れたる旨陳述して居ります

被告は当法廷に於て刃物に鞘を嵌めたる俣之を携へ被害者タカに近寄り房吉の所在を尋ねたるに、タカか逃げんとしたるを以て一応刃物を其の場に置きタカの手を捉へて戸袋の附近迄数歩押し行きタカか其の場に在りたる長さ一尺七寸許りの薪を以て被告の肩を打ち胸を突きたるにより、立腹の余り前に差置きたる場所に引返して刃物を採り上げ、一振して其の鞘を払ひ再びタカに近寄り其の前方より二回程タカの股を目懸けて突刺したる旨弁解して居ります

然るに被告に対する司法警察官の第一回訊問調書に依れば被告は最初は殺意なくして、タカを突刺したるに被害者か木片を投付けたる為め殺意を生し更に突刺したる旨の陳述を記載しありまして稍右陳述と相違して居ります

又証人金成鉄夫の当法廷に於ける陳述に依れば被害者の右足股に在る貫通傷は、タカの横側より突刺したるものにして同人の腹部には前方より突刺し若しくは刺切不明の傷あれとも足部に在る創は孰れも若し突刺したりとすれば総て横側より突刺したるものなる旨陳述

し、且裁判所か公判準備として為したる検証調書に依れば証人T Iタカか刺されたる際立ち居りたりと陳述したる場所は約二尺の間に於て約三寸の勾配を以て、後方に順次低くなり居れり従てタカの陳述に依ればタカは高所に在りて低地に在りたる被告より突刺されたることに帰す

然るに証人金成鉄夫の当法廷の陳述に依れば右タカの股の傷は右足の横側より内側上方に向つて貫通せることゝなつて居ります

尚押収の（証第九号）竹の節抜用の刃物の大きさ、銳利さ、及其の形状及押収の（証第五号）当時タカ着用の襦袢（証第三号）同腰巻の各刃物に依る切痕等を参酌綜合し尚試みに評議の際諸君に於て被告及被害者タカの陳述に基き、当時の状態を自ら実演せられ果して前示事実か認めらるゝや否や、又事実の真相は果して如何でありましたのでせうか公平なる判断を煩したのであります

此の点に付

弁護人の意見は、被害者タカの陳述に従へば、タカの被りしか如き所に負傷を生せず且負傷後タカか其の陳述したるか如き場所に倒るゝ筈なし然れども被告の陳述に従へば其の負傷の場所及タカの倒れたりと謂ふ場所に倒るゝことゝなるへしと謂ひ検事は全然其の反対の意見を陳述したることは諸君の御聞きの通りであります

第五、被告は前示刃物を以て数回被害者タカを突刺したる事実

法の事実にての証拠

被害者たる証人T Iタカは当法廷に於て、最初右足肢に一刺を受け倒れたる所を又刺されたるを以て大声援を求めたるに被告は一旦刺すことを止め便所の所に隠れ、其の際横向ふ

に住むS K榮か真裸の俛、其の附近に來りたるも直に引返したり、被告は再び出て來りて未だ死なぬかと謂ひながら更に下腹部を数回突刺したる故、其の刃物を両手にて掴み、人殺人殺と叫ひたるに、被告は又突刺すことを止め便所の所に隠れたるか、其の際T Hミキか駆付け呉れたる故、被害の模様、下手人か最初一刺して便所の所に隠れ二度目に出て來たり未だ死なぬかと謂ひたること、再び便所に隠れたることを告げたり下手人か便所の所に出入したることは自分か倒れ居りたる所より物干台の下を透して目撃したる旨陳述し

証人T Hミキは当法廷に於て、当時叫ひ声を聞き其の方向なるI S房吉方に駆付け、タカより聴取りたりとて右証人タカかミキに告げたりと陳述したと同一内容の事実を陳述し、且便所の方を見たるに下手人はS K榮方の表の方に立去りたるか其際S K榮の來るに出会ひたる旨を陳述し

又証人S K榮も当法廷にて、当時叫ひ声を聞き、湯上りの俛、真裸にて其の声の方向なるI S房吉宅方面に赴く途中棒の如き物を持って身構たる男に出会ひ之に対抗する準備の爲め一旦自宅に引返し、衣類を着、小棒を携へ、再び叫声のする方向に赴く途中、T Hミキに出会下手人は自宅の表の方に行きたりと聞き、I S房吉宅戸袋の所に行きたるにタカか血塗れになりて倒れ居りたる旨を陳述しましたことは総て諸君か当法廷で御聞きになりました通てあります

然るに被告は当法廷に於て被害者タカか立ち居る間に二回突刺し、タカか倒れたるを以て又一二回突刺し、既に加害行為を止め鞆を捜し居るところに婦人か來りたる故、其の俛便所の横より立去りたる旨弁解しました

弁護人は司法警察官の検証調書に添付しある写真を引用し、物干台の下には妨害物あり

て被害者の倒れたる所より便所の方を見透し得へからさるか故に右証人T I タカの証言は信すへからず、又タカが瀕死の重傷を受けながら証人T H ミキに被害の状況を詳述するとは殆んど不可能なれば此の点に付ても右両証人の証言は信し難しと陳へられました、然るに他の弁護人は右検証調書添付の写真は検証の翌日撮影したるにも不拘検証調書と契印を為しあるか故に、証拠力なきものの如く論せられましたけれども現状を明かにする為めに翌日撮影したる写真を検証調書に添付し契印するも決して不法の証拠ではないので唯撮影が兇行当時の状況と同一なるや否やか諸君の判断に委される許りてあります此の点に付証人武山榮祐兇行当時と同一の状況に於て撮影したる旨証言して居ります又証人T I タカ、T H ミキは司法警察官の訊問調書に於ては、各被告か二度目に出て来りたる時「未だ死なぬか」と謂ひたる旨の陳述を為して居りませぬか、其の他は右両証人の当法廷の証言と各大体一致して居ります而して当法廷に於ては証人タカは当時重体なりし折柄故記憶なきも或は申し落したるものならんと陳述し、証人T H ミキは当時未だ精神顛倒の折柄なりし故或は申し落したかも知れないと、当時タカより下手人か二度目に来りたる際未だ死なぬかと申したる旨を確かに聞きたるに相違なしと証言致して居ります

諸君は以上三名の証言及司法警察官の検証調書添付の写真を各対照し被告の弁解に比較し、其の孰れを真実と認むるを穩当とすへきか公平なる判断あらんことを望みます
第六、被害者T I タカが被りたる負傷の状況

此の点に付

証人金成鉄夫の当法廷に於ける陳述に依れば、被害者の右足股に外側面より内側面に貫通創傷一箇あり外に足部に一個の切、刺不明の傷あり、又臍の少し上部左側に寄りたる場所に、背部迄貫通せる刺傷一箇所と臍の下の下方に切、刺不明の創一箇所あり、孰れも押収の（証第九号）竹の節抜用の刃物にて斯の如き創傷を加へ得へし又被害者の左右両手掌に切創あり、刃物を掴みたる際、生したるものと思ふと謂ふてありまして、其の負傷の形状は同時に同証人か人体図に書き入れたる通りてあります、尚同証人に被害者タカは当時脈拍なく意識もなく全く生死不明の重体に陥り、食塩注射の結果斯く生存の見込あるを認めたるか、右足の貫通刺傷は出血多量にして、今二十分も遅るれば死亡の結果を免れざるべく、又腹部の貫通刺傷は僅かに腹腔を避け居れども、若し不幸にして腹腔に触るれば腹膜炎を起し、死亡の結果を見たるなるへしと陳述しましたことは諸君か曩に御聞きの通りであります。

以上第一乃至第六の事実即ち怨恨押収の（証第九号）の刃物、之を用意して出掛けたる事実、出掛けたる後の被告の挙動、兇行の模様、被害者の負傷等並各是等に対して挙示しました証拠等に付諸君は冒頭に説明したる通り、諸君の平素の御実験と常識とに依り、事の大局より觀察して穩当公平に其の信否を御判断に相成り尚其の真の事実と御判断になりました事実をも彼此御参酌御考量に相成つて、兇行当時の被告の意思状態は果して如何であつたてありませうか

被告は当法廷に於て、自分は被害者を殺さぬ積りにて、故らに股の辺を目懸けて突刺したるものにして股の辺なれば縦令突刺しても人は死なないことを信して居ります、夫れは嘗て柄とともに七八寸ある海軍ナイフを以て股を二寸許り刺された者か死亡せざりし事を実験して居りますからてありますと弁解して居ります

被告の実験したるものと本事件の場合とは刃物の大きさ、創の重大さも相違して居るよ

うてあります、且被告は数回突刺して居り、殊に被害者は被告が目懸けたと謂ふ所と異なりたる腹部にも重き負傷をして居ります様であります、是は被害者か被害の当時動いたのかも知れませぬか、被害者は斯る被害を被むるに当りては動く虞かあると謂ふことを当時被告は考へて居らなかつたてありませうか、而して被告の兇行当時の意思は如何てありましたてせうか、諸君は冒頭に説明して置きました、殺意の意義に従ひ公平誠実に被告に殺意か有つたか否かを判断せられたいのであります

最後に被告は司法警察官及検事の訊問に対して、殺意ありたることを自白して居ますことは先に読み上げました各訊問調書の通りでありますか、被告は当法廷で左様の自白をしたことはないかと弁解して居ります。併し証人武山榮祐は当法廷で被告は司法警察官訊問書の通り自白したるに相違ないと陳述して居ります、此の自白か在つたか無かつたか、或は又真実であるか、不実であるかは、冒頭に説明して置きました通り、是迄説示しました事実や証拠を右証拠と照し合せて、諸君か公平誠実に判断せられねはならぬところてあります

以上で説示は終了しましたか右説示に基き諸君は左の問に付答申せねはなりません

主問 被告OZ佑夫か被害者T I タカを竹の節抜用の刃物を以て数回突刺し負傷せしめたるは殺意を以てしたるものなるや

補問 被告OZ佑夫は被害者T I タカを竹の節抜用の刃物を以て数回突刺し傷害を加へたるものなるや

以上は問書に認め御渡し致しますから、諸君は之より評議室に退き、問に付て慎重に評議せられたいのであります

評議の方法は先づ陪審長を互選し、陪審長は議事の整理の任に当らねはなりません、又諸君は問に対して各自必ず意見を述べ、陪審長は最後に意見を述べなければなりません、而して問を其の通りであると評決するには過半数即ち七名の意見か一致せねはなりません、若し六名の意見か一致したに過ぎない場合は半数にしか達しませぬから問は其の通りであると評決せられたこととなりますのであります、評議の順序は先づ主問に付て評議を為し、主問の通評決せられた場合には、最早補問に付ては評議の必要はないのであります、主問の通でない評決せられた場合には、補問に付て評議をするのであります、答申は問書の答申欄に書くのでありますか問を其の通りと評決した場合には然り、其の通りでない評決した場合には然らずと書くのであります、決して他の言葉を以てしてはなりません、又評議の顛末や陪審員の意見を他に漏らしてはなりません、又評議を終る迄は裁判長の許可なければ評議室を出て、他と交通することは出来ません若し是等に違反せらるると罰があります

(三) 問書・答申

①OZ佑夫 (殺人未遂被告事件昭和4年1月31日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告人佑夫ハ大正十二年十二月頃内縁ヲ結ビシ妻T I タカカ被告ヲ嫌ヒ同十三年五月頃無断家出ヲ為シタルニ不拘執着ノ情禁シ難ク其ノ所在ヲ搜索シ屢々復帰ヲ迫リタルモタカハ之ニ応セス剩サヘタカヲ隠匿シタルI S 房吉等ハ被告ヲ压迫強要シテタカト離別ヲナシシメタルヲ以テ依然タカヲ断念スル能ハス途中タカニ出会ヒタル際ノ如キタカニ対シテ復縁

ヲ強ヒタカニ峻拒セラレテ立腹シ同人ニ暴行ヲ加ヘタルコトモアリタリ然ルニ其ノ後大正十四年十月頃タカハ右房吉ト公然内縁ヲ結ビシヨリ全クタカハ最初ヨリ房吉ト不義ヲ為シ被告ヲ見捨テタルモノナリト信シ兩人ニ対シ怨恨ヲ懷クニ至リシカ昭和三年六月十日頃A紡績株式会社仙台工場門衛控所ニ於テ叙上ノ關係ニ因リ房吉ト喧嘩ヲ為シタルカ為メ愈々怨恨ノ情ヲ高メ其ノ報復ノ機ヲ窺ヒ居リタルトコロ終ニ同年十月二十六日ノ夜日頃ノ恨ヲ霽サンコトヲ決意シ密ニ雇主ST松次郎方(仙台市□□町)工場ニ在リタル竹ノ節拔(ヒ首)形ノ身ノ丈約七八寸竹ノ丸筒ヲ以テ鞘ト為ス木柄ノ長サ約二尺位ヲ携ヘ房吉方(□町東裏)ニ至リ其ノ前方(東南方)共同便所ノ後ニ潜ミ様子ヲ窺ヒ房吉ハ不在ナルコトヲ確メ午後九時頃タカノミ独リ北方ヨリ房吉宅ニ歸リ来リ玄関前ニ至リタルヲ見テ憤怒ノ情禁シ難ク遂ニ殺意ヲ決シ余メ節拔ノ鞘ヲ其ノ場ニ払ヒ直ニタカニ近付キ不意ニ右節拔ヲ以テタカノ右脚膝ノ上方ヲ突キ刺シ前後ニ貫通スル重傷ヲ負ハセタカノ倒レタル処ヲ更ニ右下腹部ヲ突キ刺シ背部ニ貫通スル重傷ヲ負ハセ尚右下腹部左足等ヲ突キ数創ヲ負ハシメ居ル中タカノ悲鳴ヲ聞キ隣人二名駆ケ付ケタル為被告ハ現場ヲ逃走シタルモノニシテタカハ急所ヲ外レタル為メ幸ニ死亡スルニ至ラサリシモノナリ

二、問

主 問

被告人OZ佑夫ハTIタカヲ竹ノ節拔用ノ刃物ヲ以テ数回突刺シ負傷セシメタルハ殺意ヲ以テシタルモノナリヤ

補 問

被告OZ佑夫ハTIタカヲ竹ノ節拔用ノ刃物ヲ以テ数回突刺シ傷害ヲ加ヘタルモノナリヤ

三、答申

主 問、然ラス

補 問、然リ

2 福島

(一) 説示

①TG友太郎(福島地方裁判所殺人被告事件昭和4年4月16日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人は昭和三年三月中より福島県信夫郡□□村大字町□□字□□町□□番地戸主桶職TG森吉の庶子トシ(当三十一歳)と情を通し同年四月九日同家に婿入り同年五月二十九日其婿養子縁組婚姻の届出を為したる処性短慮にしてトシに対し屢々粗暴の行為ありたるより森吉は之を苦慮し居りたるか同四年一月二十六日夜被告人はトシと喧嘩を為し森吉より離縁を迫られて同夜同家を出てたるも妻トシに対し未練を有し直接又は他人を介して事実上の復縁を求めたるも森吉か之を容れさりしを以て更に同年二月四日午後六時同家に到り切に復縁を懇請したるも森吉か之を肯諾せずして被告人を嘲笑したるより被告人は憤激の余養父森吉妻トシを殺害して自殺せんことを決意し曩に婿入の際持参せる(証第一号)の日本刀を取出し両名の頭部其他を数回斬付けて殺害の目的を遂けたる上附近の鉄道線路に飛び込み自殺を図りたるも列車に跳飛はされて左前膊を轢断せられ其他頭部等に負傷したるのみにて其死を免れたるものなり

二、説示案

殺人の意思には二つあります、確定の故意及不確定の故意又は未必の故意であります、殺してやらう殺してやり度いと云ふ考へと殺し度くなきも兇器か当れは死ぬかも知れぬ死んでもよいと云ふ場合であります、兇器を振つて人を殺す目的て人を斬れば殺意があるのてあります殺してやり度い殺してやらうと云ふ考へは無くとも刀を振り上くるとき「殺してやらうと云ふ考へはなくも」刀て此処を斬れば死ぬかも知れぬと云ふことを知りながら敢て死んでも構はぬと云ふて斬付けた場合に之を未必の故意と云ふてありますと云ひ大正十二年二月十六日の大審院判例を引用して未必の故意を説明し若し茲に一人の死亡者あり其の人に対し殺す考へにて之を斬付れば殺人の故意があります、進んで殺す意思はなかりしも此所を刺せば死ぬかも知れぬと云ふことを知りながら敢て身体の重要部を突刺したるときは未必の故意があるのであります、殺害の意思なく又未必の故意もなく単に人を傷付ける考のみありて人に対し刀を振廻し死に致したるときは傷害致死であります

本件に於て被告人の振り廻したる刀か森吉とトシに当り兩人か死んだことは被告も認むる処にして争なく只問題は殺す目的を以て或は未必の故意を以てなしたりや否やと云ふこととあります、被告人及弁護人の弁解する如く殺す考はなかりしと云ふことを正当とすれば殺人罪にはなりません

又全く夢中であつて刀を持った事も知らず又人の居ることも知らずに刀を振廻したとすれば傷害致死罪にもなりません

本件は殺意ありや否やか問題であります此の事は弁護人の云はるゝ如く人の心中の問題て殺す考へてなしたるや否やは本人のみ知るのであります、本件に於ては兇行を見たる者もなく死人に口なしてあります、弁護人は本人のみ知るか故に本人の云ふことか一番確てあると云ふ弁論もありましたか本人の云ふことか終始一なれば問題はありませぬか被告人は強制処分するとき一回其の後予審のとき二回とも殺す意思にて斬付けたと云ひ居るのであります然るに当公廷に於ては斯る考へはないと云ふのであります、何れか真実であるか、諸君の之より評議する処であります

以上の点に関し判断の材料となるものは昨日此の訟廷に顕はれたる被告人に対する各予審調書、検証調書、鑑定書、証拠物件及証人十二名の証言（此の時裁判長は調書及証言の要領を告知したり）にして此等の証拠は信用し得らるゝや否や又信用し得らるゝとせは之によりて果して被告に殺意ありしや否やを判断せねはなりません今諸君に問書を交付致しますか評議の結果若し検事主張の如く被告に殺意ありしと認むれば主問に対し然りと答へ補問は其の俛に為し反対に殺意は認められずとせは主問に対し然らずと答へ而して補問か認めらるゝ場合は「然り」又反対に認められぬときは「然らず」と答へねはなりません

評議に付ては陪審長を互選し各自意見を表示し主問に対し殺意ありと認むるには過半数則ち陪審員七名以上の意見の一致を要するので此の一致を得されは答申は「然らず」となり又補問に対しても傷害致死を認むる場合には同様過半数の意見の一致を必要とします

慎重評議の結果を問書に記載し陪審長か之に署名捺印して御返しを願ひます

3 山形

(一) 予審終結決定

① I T 與四郎（尊属殺人被告事件昭和3年11月25日）・「山形新聞」昭和3年11月24日夕刊
予審終結決定

本籍 東置賜郡□□村□金□□番地
住所 同郡同村百□番地

材木商 I T 與四郎

明治十九年十二月□□日生

右被告人に対する殺人被告事件に付き予審を遂げ終結決定すること左の如し

主 文

本件を山形地方裁判所の公判に付す

理 由

被告人與四郎は昭和三年四月頃より妻いわの実父 I G 茂吉（当六十年）を扶養しきたりしも茂吉が盲目且精神病者なりし為め常に常軌を逸したる言行ありしにより他聞を恥ぢ同年七月初旬自宅西南軒下に差掛板囲を設けて同人を監置したる処茂吉は夜間石を以つて板囲を乱打し或ひは糞便を掴みて被告人與四郎に投付ける等の醜態を演ずるに至りし為め被告人與四郎は殆んど其処置に窮したる結果同年八月六日茂吉を殺害せんことを決意し同日昼頃予て買求め置きたる毒物黄燐を含有する殺鼠剤猫イラズを砂糖付ビスケット二個に米粒二三粒宛入れ之を茂吉に与えて食せしめたるにより茂吉は燐中毒症に罹り同月八日午前九時死亡するに至りしものなり右の事実は刑法第二百条に該当する犯罪にして被告人は該犯罪の嫌疑あり公判に付するを相当と思料するにより刑事訴訟法第三百十二条に則り主文の如く決定す

昭和三年十月十六日

山形地方裁判所米沢支部

予審判事 二階堂喜一郎

②佐藤喜一郎（放火被告事件昭和9年6月17日判決・「山形新聞」昭和9年6月16日夕刊）

予審終結決定

本籍 東村山郡□□村大字□□字□□百□□□番地
住居 同郡同村大字番地□□

農業 S T 喜一郎

明治四十四年十一月□□日生

主 文

本件を山形地方裁判所の公判に付す

理 由

被告人は予て山形市 K M 寺所有にして東村山郡□□村大字□□ S K 市三郎管理に係る十俵場の水田を小作し居りたるが右は元伯父 S T 榮助の小作し居りたるものにして同人死亡後は相続人サヨが幼少なる為め市三郎の諒解を得てサヨに代り榮助名義にて亡父榮五郎が之を小作し同人死亡後は被告人之を引継ぎ其後親族協議の上昭和九年三月末迄には右小作田サヨに返還すべきことゝなし居りたるものなる処被告人に於ては右田を全部返還するに於ては到底生活し能はざるを思ひ本年一月頃より右市三郎或はサヨの母方親族等に自ら或は人を再三事情を訴へせしめて右小作田の半分丈にても小作し得る様懇願し来りたるが曩に榮五郎死亡後予て市三郎より信望厚い居村 T S 源作が被告人に対し小作田を離して他に奉公すべき旨勧めたることありて夙に同人が右田取上げんことを企図し居るものゝ如く思ひ

又其後被告人の妻ハルエが源作方より金円を窃取するが如く言触らされること等ありて平素同人に対し面白からず思ひ居りたる折柄本年二月四日頃市三郎より呼び付けられ日頃怠惰にして田畑を荒らし居る様にては末の見込みなきにより右小作田は断然サヨに引渡すべき旨申渡されたるより這は必ずや源作が市三郎に対し被告人を悪様に言ひたる結果なるべしとなし源作を恨むこと益々甚だしかりしが同月八日午後十時頃偶々居宅に於て妻ハルエと共に源作等夫婦が十五日間砂利運搬をなしたる労銀の計算をなしたる処、僅かに六円九十銭に過ぎざるところにより斯くては到底労銀のみにては一家の生計を営むこと能はざるを思ふと共に小作田全部の取上を想起し源作の仕打を恨むや其極に達し遂に源作方を焼燬して恨を霽らさんことを決意し同夜十時十五分頃自宅より燐寸を携帯して源作方裏手に到り西北隅仮下屋内積みありたる藁の一把を約五寸抜き出し之に右燐寸を以て点火して放火し因て源作方住宅外一棟を全焼せしむるに至りたるものなり

以上の事實は之を公判に付するに足るべき犯罪の嫌疑十分にして被告人判事所為は刑法第百八条に該当処断すべきものと思料刑事訴訟法第三百十二条に則り主文の如く決定す

昭和九年四月五日

山形地方裁判所

予審判事 柿本 知己

(二) 説示

① I T 與四郎 (殺人被告事件昭和3年11月25日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人與四郎は昭和三年四月頃より妻いわの実父 I G 茂吉 (当六十年) を扶養し来りたるも茂吉は盲目且精神病にして常に常軌を逸したる言行あるを以て他聞を恥ち同年七月初旬自宅西南軒下に差掛板囲を設け之に同人を監置したる処茂吉は夜間石を持ちて板面を乱打し或は糞便を掴みて被告人與四郎に投付くる等の醜態を演ずるに至りし為被告人與四郎は殆ど其の処置に窮したる結果同年八月六日茂吉を殺害せんことを決意し同日昼頃予て買求め置きたる毒物黄燐を含有する殺鼠剤「猫イラズ」を砂糖付ビスケット二個に米粒二、三粒位宛入れ之を茂吉に与へて食せしめたるに因り茂吉は燐中毒症に罹り同月八日午前九時頃死亡するに至りたるものなり

二、説示案 (公判調書写に依る)

一、本件の公訴事実の要旨は被告人與四郎は昭和三年八月六日頃妻の実父 I G 茂吉を殺す意思を以て毒物黄燐を含める「猫イラズ」を砂糖付ビスケットに入れ之を茂吉に食せしめ為に茂吉を死に致したりと云ふにあり

之に対し被告人の弁解の要旨は茂吉に「猫イラズ」を食せしめたることなし従つて殺す意思なく茂吉は之か為に死亡したるにあらすして病死したるものなりと云ふ

尚茂吉は盲目且狂気にして加ふるに腎臓病に罹り常に常軌を逸し来客に対し暴言を吐き、火気を粗漏に扱ふのみならず大小便を垂流し甚たしきは之か糞便を投付くる等の醜態を演ずるを以て本年七月初旬自宅西南軒下に差掛板囲を設け茂吉を之に監置したり

其後八月二日妻いわは病気の為五色温泉へ湯治に行きたるに付被告人は其の子八歳の女兒と其の友人一人を相手に茂吉を扱ひ居りたる処同月六日茂吉は一回嘔吐し二回程唾を吐く如き音を立てたるに付多分今日の飯は強き為体の具合を悪くしたるならんと察し其の翌七

日には卵粥二度与へ看病したるも遂に八日の朝死亡したり
其の容態は身体に腫氣を生じ臈丸も二拳大に腫れ居りたれば腎臓病の為に死亡したるものなり

予審に於て自白したるは前に警察に於て取調へらるゝ際過酷に扱はれて訊問を受けたる為に自白したる結果予審に於ても亦自白するに至りたるものなりと陳述したり

公訴事実には右被告人の陳述を対照すれば茂吉か本年八月八日の朝に死亡したることは争なき処なるを以て問題となるべき処は

(一)被告人は茂吉に対し「猫イラズ」を食せしめたるや否や

(二)仮りに食せしめたるものとすれば殺す意思にて食せしめたるや否や

(三)仮りに食せしめたるものとすれば茂吉は之を食したるか為に死亡したるやの三点に帰す

二、以上の事実に関し法律上注意すべき点

我刑法は他人を殺す意思即ち考へを以て手段を施し生命を奪へば殺人罪として死刑又は無期若は三年以上の懲役に処せらるゝ、自分の妻の父即ち尊属殺なれば更に重く死刑又は無期懲役に処せらるゝ

但し情状に依り懲役七年以上に減輕せらるゝことあり

右殺意即ち意思は殺す希望なき場合と雖斯くすれば或は死の結果を生ずるならんと云ふか如き考へ即ち認識あれば殺す意思あるものとす

右殺意即ち希望並認識も全然なくして人を傷け死に致したるときは殺人罪にあらずして傷害致死罪として二年以上の有期懲役に処せらるゝ

妻の父即ち尊属を死に致したるときは無期又は三年以上の懲役に処せらるゝ

傷害罪は傷害の意思を要せず単に暴行を加ふる意思を以て人を傷けたるときは傷害罪成立し其の結果死に致せば傷害致死罪となる故に傷害罪は傷害の意思の有無に関係せず

三、証拠の要領に付前示公訴事実と被告人の陳述との相違点

(1)被告人は茂吉に対し「猫イラズ」を食せしめたるや否やに付

第一、公訴事実を維持する証拠

(一)被害者茂吉の胃の内容物に燐化合物が存在したること

右は高野直吉、星信雄の鑑定書に添付の高橋西藏の報告書及兩人の証言に依れば胃の内容物を分析検査したる処多量の燐化合物を検出したりと云ふ

鑑定人勝部近義は燐には黄燐、赤燐の二種あり黄燐は有毒にして赤燐は無毒なり黄燐の致死量に付ての学説は数説ありと雖一瓦の百分の二乃至百分の十は即ち極量なり

而して右黄燐は「猫イラズ」に含有するを以て之を嚥下すれば死亡すと云ふ

証人高橋西藏は人の胃に黄燐存在すれば試験の結果判明するも茂吉の胃の内容物には黄燐存在せず只存在したる疑の余地あり即ち内容物には黄燐化合物存在せり

燐化合物は黄燐より変化する場合あり又他の作用に依り生ずる場合もありと証言す

右証人は多量と云ふことに付燐は元来普通食物及人体にも存在するも茂吉の胃の内容物には之等のもの以上即ち普通以上に含有せり然れども定量検査を為さざる為數量は不明なりと申立たり

尚証人石川哲郎の証言に依れば胃其の物にも燐ありと申立あるも胃の内容物に付ての証言にあらず

(二)被告人宅に「猫イラズ」が存在したること

押収捜索調査に（証第二号）「猫イラズ」を被告人宅より発見したる旨の記載及被告人の申立並証人として同人妻其の他KM忠八、HS巖の各証言によれば被告人宅に「猫イラズ」存在せりと云ふ

右「猫イラズ」の存在せることは一応公訴事実を維持する証拠たるべきも又一面より見れば単に其の存在したる事実のみを以て一概に之を茂吉に食せしめたりとも断し難く何れに解すべきやは陪審員の判断に待つ

仮りに之を食せしめたるものとするも何程食せしめたるか、被告人は予審に於てビスケット二個に米粒二、三粒つゝ入れ之を食せしめたりと云ふ、事実何程なるや致死量に相当するや否明確ならざるも供述を信用し得べきものとせば之に依り大体の分量を決する外なし尚勝部鑑定人は燐は腎臓に強く働くか故に該患者には少量を以て奏功すと申立たり

(三)八月六日夜茂吉か嘔吐を為したること

黄燐を嚥下すれば嘔吐を催し吐出すと勝部鑑定人は申立たり茂吉か吐きたることは被告人之を認む証人黒澤快助は茂吉を診察に行きたるとき被告人は茂吉か吐いたと云つたと予審に於て証言す

被告人の妻いわは警察官に対し茂吉か吐きたる旨を申立たり

然れとも吐く場合は黄燐を嚥下したる場合のみに限らず被告人供述の如く其の他の原因に因り嘔吐する場合なしとせざるを以て右嘔吐の事実は他の証拠と相俟つて考査し判断の資料と為さるへからず

(四)屍体のありたる箇所は異臭かありたること

勝部鑑定人は「猫イラズ」を飲みたる者の吐瀉物は大蒜の如き特種の悪臭を発すと云ふ

茂吉の居間即ち屍体のありたる箇所は妙な臭気かありたることを警察官に対し被告人の妻及其の妹ともは申立たり

然れとも茂吉は常に大小便も垂流すとの申立あるを以て右臭気か如何なるものなりや証拠としての価値如何は右各証拠を斟酌して判断せざるへからず

尚予審判事に対し黒澤医師は曾て「猫イラズ」を飲み死亡したるST熊太郎を診断したるとき臭と茂吉の臭とは同様なる旨申立たるも当公廷に於て之か申立を為さず

(五)屍体解剖の結果燐中毒症と鑑定したる鑑定書

之に依れば屍体の外表、内景共に致命的の損傷病変認め難きを以て胃の内容物を採り之を高橋西蔵に依頼し分析検査したる処燐化合物多量に存在する報告を得たり故に燐中毒症と確定すと云ふ

然れとも右鑑定の為解剖したるは死後二十二、三日即ち三週間を経過せるを以て腐敗の程度高く詳細なる検査不能なる旨の記載あるを以て此等事実を斟酌して其の価値を判断せざるへからず

尚弁護士は胃内容物を分析の為高橋西蔵に依頼したるは違法なりと云ふも右は違法にあらすと解すへし

(六)茂吉か盲目にして且狂者なるか為板囲に入れありしも石や糞便を投付け又は大小便を垂流す等の状態なりしこと

右は被告人及其の妻いわも申立つる処なり但し弁護士は被告人に於て茂吉を扱ひ難きときは他の妹弟等に送り扱はせ得たりと弁せり

(七)被告人の警察、検事、予審に於ける自白

被告人は当公廷に於て茂吉を殺害したるものにあらすと述へ
警察官に自白したるは夜通し板敷の上に坐らせられ苛烈なる取調をうけたるか為
検事に自白したるは右警察官の面前に於て調へられたるか為

予審に自白したるは予審判事は本件の参謀なるか為同判事に真実の事を申立たればとて取
上けらるゝ見込なきものと思考したるか為なりと云ふ
証人小松忠八、早坂巖、小關高治は何れも被告人は右証人小關高治の訊問に感激して自白
したる旨を証言す

果して被告人の云ふか如き取調振なりしや否やは右供述及証言の信否如何により決すへく
仮に被告人の申すか如く徹夜板敷の上にて取調へたりとせば穩当を欠くも之か為其の供述
は總て虚偽なりとも断し難く其の爲したる自白の内容を検し若しそれか真実と認められ信
を措きき得へき場合には証拠と爲すに妨げなきを忘るへからず

尚右証人は自白するに当り感激の涙を流したりと云ふ之に對し被告人は自白を強られ口惜
涙を流したりと云ふ右何れか真実か任意判断するの外なし

(八) ビスケットを買ひたること

証人井上つきは当公廷に於て被告人の妻か五色へ行きたる後其の娘か十錢白銅を以て砂
糖付ビスケットを二個買ひに來りたることあり金は誰から貰ひたるかと問ひたるに父より
貰ひたりと云ひ二錢価のビスケットを自宅に持ち行きたりと証言す

右証人は予審に於て被告人本人に売りたる旨の申立を為したり

被告人は予審に於ては買ひたる旨を申立当公廷に於て之を否認し且娘か買ひたるや否やに
付ては知らずと陳述せり

何れか真実か仮に買ひたること事実とすれば本件の証拠となる

(九) 被告人か茂吉を殴りたること

右に付ては証人 I T 金藏、S T ちうの証言あり仮に常に殴るか如き虐待の事実ありとす
るも之あるか為に必ず殺したるものとも断し難かるへく其の辺他の証拠と合せ考へ適当に
判断せざるへからず

第二、被告人に有利なる証拠

(一) 検案書

右は茂吉の死因は腎臓炎なりと検案したるものなるか故に被告人利益の証拠なるも生前
一回の診断もせず死後の状況に依り鑑定したる書面なり之か検案したる黒澤医師は当公廷
に於て証人として申立たる処に依れば茂吉の腹部目等に手を掛け診断したりと証言したる
も強制処分依る訊問に對しては如斯申立なし

(二) 土葬したること

殺害したるものとすれば火葬すへき筈なり反之土葬に付したるは殺さるゝる証左なりと被
告人は弁解す

右は被告人利益の証拠とも為し得へきも証人 S G 茂一は火葬にすれば日か悪き為日数を要
するを以て土葬したりと陳述し又病死の検案書か既に手に入り居たる事実をも合せ考へさ
るへからず

(三) 茂吉は病身なること

茂吉か身体に腫氣を生し歩行自由ならざりしことは被告人の妻及 I G 茂一の証言する処
なり如斯病人なりしことは被告人の利益の証拠となるも被告人の供述に依れば生前一回の

医師の診断をも受けさりしものなれば其の病氣の程度等十分判断ならざるものとして判断の資料に供せざるべからず

(四) 茂吉に対し被告人は金銭、衣類を送りたること

茂吉か東京方面に流浪中被告人は衣類、金銭等を送り且引取にまて行き世話を為したりと I G 茂一及被告人の妻の証言あり

右事実ありとすれば被告人の利益の証拠と為し得べきも之か為に必ず茂吉に「猫イラズ」を飲ませたるものにあらずと為すことも得ざるべく何れに見るべきかは陪審員の判断を要する所なり

(五) H G 小学校より帝国普通用文賞与の褒状一通、同校より少年用文一冊賞与の褒状一通、騎兵第二十三連隊長よりの善行証書一通、赤誠会長より木杯一個贈呈の褒状一通、在郷軍人団よりの感謝状一通、義勇消防組長任命書二通

被告人は右の如く表彰されたる事実ありとは弁護人の主張なり但し是等の事実ありとするも必ずしも悪事を為さずとも云ひ難かるべく他の証拠と相俟つて判断せざるべからず

(六) 高橋西藏の報告書（高野直吉、星信雄の鑑定書に添付のもの）に黄燐の存在明瞭ならずと云ふこと

右事項は被告人の利益の証拠なり但し証人としての同人の証言に依れば黄燐の存在を疑ふ余地はありたりと云ふ故に茂吉死亡当時には或は胃内容に黄燐存在したるやも知れずと云ふこととなる

(2) 被告人は茂吉に対し「猫イラズ」を食せしめたるものと仮定すれば殺す意思ありたるや
(一) 検事は毒物「猫イラズ」を食せしめたる事実あれば殺意あるものと見られると主張す

斯く見ることは通常とすべきも之か絶対にあらず被告人の予審に於ける陳述の如く弱らせんか為に食せしめたるものと考へ得る場合もあることに注意せざるべからず

(二) 小關高治の証言に依れば被告人は茂吉に「猫イラズ」を飲ましむれば弱つて眠つて了ふたろうと申立たりと云ふ之か証言を信用するや否は陪審員の判断に待つ

(三) 茂吉か盲目狂気にして板囲に入れ置かざるべからず且糞便を投付くる等の醜態ありたりとの被告人の申立を信用し得へしとせば被告人は茂吉に対し嫌厭の念を生し其結果殺意を起すに至りたりと云ふことも考へ得られざるにあらずも弁護人の云ふ如く他の弟妹等に預け得る途もありとのことも亦注意せざるべからず

(四) 被告人の当公廷に於ける申立に依れば被告人は「猫イラズ」を何程食せしむれば人か死亡するか其の分量即ち致死量を知らずと云ふ故に仮に飲ませたる事実ありとするも死するものと考へたるや、死せずして弱ると考へたるや、弱つて死亡すると考へたるや此の点は何れにも解さる他の証拠を綜合して判断せざるべからず

(3) 被告人は茂吉に対し「猫イラズ」を食せしめたるものと仮定すれば之か為に死亡したるや

右は高野直吉、星信雄の作成に係る鑑定書並高野直吉の証言を信用するや否に依り決する問題なり此の説明は前に為したる通なり

以上説明したる如く各証拠には種々の見方あるを以て之を如何に見るべきか何れを信用すべきか陪審員の常識に訴へ法廷に頼はれたる証拠全部を斟酌し良心の命する所に従ひ公正に判断せざるべからず

尚茂吉の死は病氣の力と「猫イラズ」即ち黄燐の力と二個合して死の結果を生したるも

のとすれば「猫イラズ」を食せしめたるか為に死亡したるものと見るべきものなりとの趣旨の説明を為し更に主問、補問の趣旨評議答申の手続等を告げ評議の結果を答申すへきことを命し問書に署名捺印の上之を陪審に交付し評議を為さしむる為陪審員を評議室に退かしめたり

(三) 問書・答申

① I T 與四郎 (殺人被告事件昭和3年11月25日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告人與四郎ハ昭和三年四月頃ヨリ妻いわノ実父 I G 茂吉 (当六十年) ヲ扶養シ来リタルモ茂吉ハ盲目且精神病ニテ常ニ常軌ヲ逸シタル言行アルヲ以テ他聞ヲ恥チ同年七月初旬自宅西南軒下ニ差掛板囲ヲ設ケ之ニ同人ヲ監置シタル処茂吉ハ夜間石ヲ持チテ板囲ヲ乱打シ或ハ糞便ヲ掴ミテ被告人與四郎ニ投付クル等ノ醜態ヲ演スルニ至リシ為被告人與四郎ハ殆ト其ノ処置ニ窮シタル結果同年八月六日茂吉ヲ殺害センコトヲ決意シ同日昼頃予テ買求メ置キタル毒物黄燐ヲ含有スル殺鼠剤「猫イラズ」ヲ砂糖付ビスケット二個ニ米粒二、三粒位宛入レ之ヲ茂吉ニ与ヘテ食セシメタルニ因リ茂吉ハ燐中毒症ニ罹リ同月八日午前九時頃死亡スルニ至リタルモノナリ

二、問

主問

被告人與四郎ハ昭和三年八月六日頃妻ノ父 I G 茂吉ヲ殺ス意思ヲ以テ毒物黄燐ヲ含メル猫イラズヲビスケットニ入レ之ヲ茂吉ニ食セシメ為ニ茂吉ヲ死ニ致シタルヤ

補問

(右殺ス意思ヲ認ムル能ハストセハ) 被告人ハ殺ス考ナク単ニ右 I G 茂吉ヲ弱ラシムル為右猫イラズヲ入レタルビスケットヲ之ニ食セシメ因テ茂吉ヲ死ニ致シタルヤ

三、答申

主問、然ラス

補問、然ラス

4 盛岡

(一) 説示

① U I 襦 (名前はマツリと読む) (強盗殺人未遂被告事件昭和3年12月20日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人は求職各所浮浪中飲食に窮し金品強奪の目的を以て本年十月二十九日夜半岩手県下閉伊郡□□町 K G 林作方に到り庭先にありたる大鍬を携へて屋内に入り其爐辺にありたる茶呑茶碗に灰を充て目潰用に備へ林作の枕元に到り右大鍬を以て同人の頭部に一撃を加へ同人の立上るを見るや再び大鍬を振上げ、第二撃を与へんとしたるも林作長男(十九年)の加勢を得たる林作の為め逮捕せられ全治五六日を要する創傷を与へたるに止まりたり

二、説示案

本件公訴事実中被告人襦か昭和三年十月三十日午前一時頃強盗の目的を以て K G 林作方に侵入暴行したりとの点は争なく明瞭なる事実にして主要なる論点は被告人か殺意を以て林作に暴行を加へたるも同人等の為め取押へられ目的を遂げさりしものなりや将又被告人

は殺意を有せずして単に暴行を加ふるだけの意思にて乱暴したる結果林作に負傷せしめたるに過ぎざるや否やの一点に在り

法律上強盗か殺害の意思を以て暴行の結果人を死に致したるときは財物を得たるや否とに拘らず死刑又は無期懲役の刑に処せらる、然れども其実行を開始したるも事情に妨げられ結局殺害の目的を遂げざりし場合は未遂と称し七年以上十五年以下の懲役に減軽することを得、又強盗か殺意無く単に人を負傷せしめたるときは財物を得たるや否とに論無く無期又は七年以上の懲役に処せらるべく此間著しき軽重の差あり従て前述の本事案の論点たる事実に対する陪審員諸君の判断如何は被告人に取りて真に重大なる影響を生ずる処なりとす

翻て事實に付案するに、先づ被告人か就眠中の林作の頭部に大斧を以て一撃を加へたる際殺意を有したりや否やの問題なるか若し被告人にして殺意を有したりとせば当時家人は悉く熟睡し居りて被告人は殆ど意の儘に行動し得たることなるべく大斧を揮ひて斬付けんには容易に其目的を達し得へき状態に在り、然るに大石医師の証言及診断書の記載に徴するに被害者林作の負傷極めて軽微にして此点より視るときは或は被告人の弁解は真実にして殺意を有せざりしものとも認むることを得べく、又KG林作の、また生きて居たかと言ふて第二次の暴行を被告人か為したりとの証言及ON源之進の、また生きて居たかと言ふ第一撃を林作に向ひて加へたりと被告人か陳述したりとの証言に徴すれば殺意ありたりとも認め得べく此点陪審員諸君の判断を為すへき重要な事項たり

仮りに右所為にして殺意に基けるものに非すと視るとするも更に進みて被告人か飛び起きむとしたる林作に対し第二次の打撃を加へむとして再び大斧を振り上げ又は振り上げむ

としたる瞬間に於て殺意を有せざりしや否や、之実に諸君の判断に俟つへき最重要なる事項に属す

而て被告人に殺意ありたりと認むることを得へき不利益なる証拠は前示の如くKG林作、ON源之進両証人の証言なるか以上の証拠にして信するに足らずと認むへき正当の事由あるに於ては本件は被告人に殺意無く単に強盗傷人の事実あるに過ぎざることとなるへし尚林作の創傷は何時如何なる場合に生じたりやの問題に關せず負傷の事実ある以上強盗傷人と認むるに差支なく又殺意ありたりとせば負傷の部位程度の如何に關せず殺人未遂と認むへきものなるにより以上説示の諸点を念頭に置き評議判断せらるへきなり

従て問書も以上の趣旨に則り作成したり、即主問は被告人は人を殺害して金品を奪取せむと欲し大斧を以て林作の身体を傷害したるも取押へられ目的を達せざりしものなりや否や、との趣旨なり補問は被告人は殺す意思無く暴行を加へて金品を奪取せむとし斧を以て林作の身体を傷害したるものなりや否やと謂ふにあり、若し被告人か殺す意思にて林作に負傷せしめたりと認むるときは主問に対し「然り」と答へ評議終了とすべく、反之殺す意思はなく、傷付くる意思にて大斧を以て暴行したる結果林作に負傷せしめたるものと認むるときは主問に対しては「然らず」と答へ補問に対し「然り」と答へざるへからず、陪審員諸君は之より評議室に退き慎重に評議の上答申あらむことを望む

評議に付ては先づ陪審長を互選し陪審長は議事整理の任に當るものとす、而て陪審員諸君は問に対し必ず各自の意見を述べざるへからず評議の顛末及各自の意見等を他に漏泄するは法の禁する処にして若し之を漏すに於ては刑罰に処せらるへきに付之等の事柄は決して外部に漏るゝ憂なし故に諸君は何等懸念すること無く自由に各自の意見を述べ充分に評

議を尽されむことを望む評議の結果陪審員の意見一致したるときは勿論其の通り答申すべく若し一致を見ざる場合は過半数の意見により、「然り」及「然らず」の意見同数なる場合には「然らず」と答申すべきものなり

陪審員諸君の任務の重大なること並に其の任務を行ふに当りて留意せざるべからざる事項は本日公判開廷の初に於て諸君に諭告したる通りなるを以て諸君は責任の重大なることに深く思を致し誠実公平に其の任務を尽されむことを望む次第なり

②YD三部（殺人被告事件昭和4年1月29日判決）

一、公訴事実の梗概

被告人は岩手県下閉伊郡□□村K B半右衛門方に漁夫として雇はれ合宿中昭和三年十一月三日午後七時頃外二十余名と共に会飲したる際同八時頃些細なることより同僚ND與三郎と格闘し同僚の仲裁により一時別れたるも與三郎か更に追跡し炭火を打掛け挑戦し同僚の仲裁を肯せさりしを以て再び格闘を為し與三郎の行動を痛く憤激し偶同所に與三郎の網切まきりの在るを知るや直に殺意を生し格闘中與三郎の腹部其他を突刺し出血により即死せしめたり

二、説示案

本件に付被告人三部か岩手県下閉伊郡□□村第□□□地割字□□K B半右衛門方に漁夫として被雇中昭和三年十一月三日午後七時頃雇主より人数揃の祝儀として支給されたる酒一斗を同家納屋階下に於て同僚と共に会飲したる際H U政雄の踊のことより午後八時頃同僚ND與三郎と格闘を初めたるも右政雄及T Z吉松の仲裁によりて取鎮められ被告人三部

は二階に登り大火鉢の東南隅に坐し居たるに間もなく與三郎も二階に登り来り被告人に迫りて火鉢の炭火を打掛けて乱暴しT Z吉松、H S B石松等仲裁したるも肯せずして被告人と組打をなし被告人は與三郎の為め手指、耳等に傷付けられ且半は押倒さるゝ状態となりたるより、昼間與三郎の寢床附近に網切まきりの在りたることを想起し格闘中其場に近付くや右手にて其まきりを取上げたる事実には被告人自白し且其の前段事実（即まきりを取上げたる点以外の事実）は証人T Z吉松、H S B石松等の証言する処なるか夫等の供述にして真実とせば以上の事実は明に認定することを得べく、唯問題たるは其後に於ける被告人の行為及其の意思如何の点なりとす

即被告人は唯まきりを持つたそと叫びたるのみにして自ら進みて與三郎を刺したることなく又與三郎の方より突き刺さりたりとも覚えず結局如何にして與三郎か身体に創傷を負ひ死亡するに至りたるや判らすとの旨陳弁すれ共医師三浦寅三の証言、同人作成の死体検案書の記載等に徴すれば與三郎は左側上胸部、左上肢三角筋部左上腹部等に創傷を負ひ其内左側上腹部の刺傷は上行大静脈を切断し因て以て死の結果を来したる事実及右創傷は（証第一号）のまきりによりてなされたる事実を認め得べきにより結局本件の争点は

一、ND與三郎に傷を負はせ其結果死に致したるは被告人の所為なりや

二、被告人の所為なりとせば被告人は與三郎を殺す意思にて同人にまきりを突き刺したるものなりや

将又被告人は唯まきりを相手に刺し通したるのみにて殺意は無かりしものなりや、否やの二点に帰するものとす

法律上人を殺す意思にて其目的通り人を殺したるときは殺人の既遂として重刑に処せら

るべきものなり、殺意の意義如何と云ふに例へは短刀を以て相手の生命を断つるの意思を以て其身体を刺傷し依て其者を死に致したるときは明に殺意ありたるものとす又右の如く確たる殺意の意思は無きも兇器にて身体の主要部を刺さは死の結果を惹き起すへしとの認識を犯行当時に於て有したる場合は勿論或は死の結果を惹起すこともあるへしとの不確定なる認識あるに止まる場合と雖も殺意ありたるものとせらるゝなり

N D 與三郎に三箇の傷を負はせ死に致したるは被告人なりや否やを按ずるに被告人は自己か與三郎を刺したりや將又與三郎か突当りて刺さりたるや覺え無しと弁解すれとも其の不利益の証拠と目せらるゝものは、被告人は予審判事の取調に対し前後二回共まきりを以て三度程與三郎の左脇腹辺を突き刺したる旨供述し検事に対しても同旨の申立をなし、又証人 K M 徳藏は当法廷に於て、被告人か「通して来た、喧嘩と来ては度胸か据つて居る」と申したる旨証言し右証言及調書の記載を信用すれば被告人か與三郎に対し(証第一号)まきりを揮つて負傷せしめ遂に死に致したる事実を認むることを得、然れとも右証拠にして信を措く能はず、被告人の弁解信すへしとなす正当なる事由あらは前示の事實は之を認むへからざるに至るへく此点は陪審員諸君か公明なる判断を要する点なり

又仮りに被告人か N D 與三郎に負傷せしめたる事實ありとして、被告人に殺意ありしや否や少くも行為当時此匕首にて相手の腹部を刺せば死の結果を来すことを確定的又は不確定的にも認識したりや否やに付按ずるに被告人は検事の取調に対し殺す心算にて突き刺したることを自白し予審判事に対してはやつつける心算にて刺したりと供述したるか之等の陳述を採用せば被告人に殺意ありとも云ひ得へく此点亦諸君の適正なる判断に俟つ処なり
一体殺意は精神上の事象に属する故有形の物の如く陪審員諸君の目前に直接に挙示する

能はず説くことも難きものなるか事件の種々の情状即兇器の種類、創傷の位置大小、原因如何等の状況を材料として殺意の有無を推測判定するも一の方法たり、本件に就き按ずるに兇器は相当に鋭利なる匕首創傷の部位は胸部腹部等人体中主要器官の存する箇所にして其の腹部の創傷の如きは深さ四寸余に及ぶ重大なるものなり原因は些細なることなるも被害者與三郎は階上階下非常に攻勢に出て被告人に迫りたり之等の事情に鑑み被告人に殺意あり少くとも不確定の殺意ありとも認定し得べきも一面被告人利益の側より観察するとき兇器は他人所有に係り格闘の場所に而も抜き身の儘在りたるものにして被告人か自己所有の兇器を階下より携行し鞘を払ひて手を刺すと言ふか如きことゝは事態大いに異り又原因も深き事情無く単に酒の上の喧嘩に過ぎず且被告人と被害者とは平素親近の間柄なりし事情等よりせば殺意無かりしものとも認むるを得へく此点諸君か最も深き注意を払ひて評議判断すべき点なり

茲に注意すべきは被害者與三郎は随分酒癖悪しく被告人の供述によるも北海道にて人を傷け警察の厄介になりしことあり、又本事件喧嘩の際も常に攻勢に出て被告人に迫りたる事情あれとも右は畢竟刑の量定の問題に属し事実判断の資料とすへからず相手か如何に悪漢なるも被告人に同情の極故意に殺意ありしものをなしと判断するか如きは陪審員として為すへからざることに属す又被告人の養父兼吉か被害者の兄與吉に金二百円の葬式費用を支弁したること亦右と同様犯罪の成立に影響を及ぼさるものとする

從て問書も前叙の趣旨に則り作成したり即主問は被告人は殺す意思を以て與三郎を殺害したりや否やとの趣旨にして補問は被告人は殺す意思はなく與三郎に傷付けたる結果死亡したりや否やと謂ふに在り若し被告人か殺す意思にて與三郎を殺害したりと認むるならば

主問に対し「然り」と答へ評議終了とすべく反之殺意はなく傷付くる意思にてまきりにて刺したる結果死したりとせは主問に対しては「然らず」と答へ補問に対し「然り」と答へさるへからず陪審員諸君は之より評議室に退き慎重に評議の上答申あらむことを望む

評議に付ては先づ陪審長を互選し陪審長は議事整理の任に当るものとす而て陪審員諸君は問に対し必ず各自の意見を述べさるへからず評議の顛末及各自の意見等を他に漏泄するは法の禁する処にして若し之を漏すに於ては刑罰に処せらるへきに付之等の事柄は決して外部に漏るゝ憂なし故に諸君は何等懸念することなく自由に各自の意見を述べ充分に評議を尽されむことを望む

評議の結果陪審員の意見一致したるときは勿論其の通り答申すへし若し一致を見ざる場合は過半数の意見により「然り」或は「然らず」の意見同数なる場合には「然らず」と答申すへきなり

陪審員諸君の任務の重大なること並に其の任務を行ふに当りて留意せざるへからざる事項は本日公判開廷の初に於て諸君に諭告したる通りなるを以て諸君は責任の重大なることに深く思を致し誠実公平に其の任務を尽されむことを望む次第なり

(二) 問書・答申

① U I 襦 (名前はマツリと読む) (強盗殺人未遂被告事件昭和3年12月20日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人ハ求職各所浮浪中飲食ニ窮シ金品強奪ノ目的ヲ以テ本年十月二十九日夜半岩手県下閉伊郡□□町K G 林作方ニ到リ庭先ニアリタル大鉞ヲ携へテ屋内ニ入り其爐辺ニアリタ

ル茶呑茶碗ニ灰ヲ充テ目潰用ニ備ヘ林作ノ枕元ニ到リ右大鉞ヲ以テ同人ノ頭部ニ一撃ヲ加ヘ同人ノ立上ルヲ見ルヤ再ヒ大鉞ヲ振上ケ、第二撃ヲ与ヘントシタルモ林作長男(十九年)ノ加勢ヲ得タル林作ノ為メ逮捕セラレ全治日数五六日ヲ要スル創傷ヲ与ヘタルニ止マリタリ

二、問

主 問

被告人U I 襦ハ昭和三年十月三十日午前一時頃岩手県下閉伊郡□□町K G 方ニ忍入り林作ヲ殺害シ金品ヲ奪取セント欲シ(証第一号)斧ヲ以テ林作ノ身体ヲ傷害シタルモ林作及其ノ子喜代志ニ取押ヘラレ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補 問

然ラストセハ(殺害ノ意思ヲ認ムル能ハストセハ)被告人U I 襦ハ右日時場所ニ於テ林作ニ対シ暴行ヲ加ヘ金品ヲ奪取セシト欲シ右斧ヲ以テ同人ノ身体ヲ傷害シタルモノナリヤ

三、答申

主 問、然ラス

補 問、然リ

② Y D 三部 (殺人被告事件昭和4年1月29日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告人ハ岩手県下閉伊郡□□村 K B 半右エ門方ニ漁夫トシテ雇ハレ合宿中昭和三年十月三日午後七時頃二十余名ト共ニ会飲シタル際同八時頃些細ナルコトヨリ同僚 N D 與三郎ト格闘シ同僚ノ仲裁ニヨリ一時別レタルニ與三郎カ更ニ追跡シ炭火ヲ打掛ケ挑戦シ同僚ノ仲裁ヲ肯セサリシヲ以テ再ヒ格闘ヲ為シ與三郎ノ行動ヲ痛ク憤激シ偶同所ニ與三郎ノ網切マキリノ在ルヲ知ルヤ直ニ殺意ヲ生シ格闘中與三郎ノ腹部其他ヲ突刺シ出血ニヨリ即死セシメタリ

二、問

主 問

被告人ハ昭和三年十一月三日夜岩手県下閉伊郡□□村 K B 半右衛門方納屋ニ階ニ於テ N D 與三郎ト格闘シ同人ヲ殺害スルノ意思ヲ以テ其場ニ有合セタルマキリ(証第一号)ヲ使用シ同人ノ左側上胸部、左上腹部ヲ突刺シ即死セシメタルモノナリヤ

補 問

然ラストセハ被告人ハ右日時場所ニ於テ N D 與三郎ト格闘シ殺意ナクシテ同所ニ有合セノマキリ(証第一号)ヲ以テ前示同人ノ身体ニ突刺シタルトコロ死亡スルニ至リタルモノナリヤ

三、答申

主 問、然ラス

補 問、然リ

5 秋田

(一) 説示

① K M 金平 (強姦致傷被告事件昭和4年4月23日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人は昭和四年二月七日午前二時半頃鹿角郡□□町□□町通りに於て通行中のKMタキを姦淫せんと欲し暴力を以て同人を仰向けに押倒し其の上に馬乗りとなりて短刀様の物を示して脅迫し目的を達せんとしたるも同女に左手の指を噛まれたる為其の目的を遂げざりしか被告人は同女を押倒す際穿き居たる靴にて同女を蹴り以て其の前脛部に約五錢白銅貨大の皮下溢血を生ずべき傷害を与へたるものなり

二、説示案

一、裁判長は陪審員に対し説示を為す旨を告げ左の通り説示を為したり

陪審員諸君に犯罪構成に關し法律上の論点及問題と成り居る事実並に証拠の要領を説示致します

本件に於ける公訴事實は既に御聴きの通り被告金平は昭和四年二月七日午前二時半頃秋田県鹿角郡□□町□□町通りKS鉦山電柱小屋附近に於てKMタキ(二十三年)を仰向けに押倒し且短刀様のものをタキに擬して同人を脅迫し姦淫を遂げんとしたる処タキが被告の左手中指に噛み付きし為に目的を達せず其の際「タキ」の左足向ふ脛に五錢白銅貨大の溢血傷を負はしめたりと云ふのでありますか被告は之に対し左様なことは全然知らぬと申して絶対に否認致しますか故に本件に於て問題となりたる事實は公訴事實全体であると云はなければなりません

次に法律上の論点としましては果して公訴事實の通りであるとすれば犯人の誰であるかは暫く措き法律上強姦致傷罪の成立することは一点疑を容れませぬのみならず既に腕力を以て婦女を押倒すか如き暴行ある以上短刀を擬して脅迫したと云ふか如きことは仮に之を除ければなりません

次に法律上の論点としましては果して公訴事實の通りであるとすれば犯人の誰であるかは暫く措き法律上強姦致傷罪の成立には毫も妨げないのであります是等は殆んど説明の要を見ない処でありますか只一言附加し置きたきは如何なる事実か強姦致傷罪に所謂婦女を傷つけた場合に該当するかと云ふ点に付て、あります即ち婦女を傷付けたと云ふ中には傷付ける考かあつて傷付けた場合若は傷付ける考はなくとも犯人の手足により傷を負はしめた場合を含むこと勿論でありますか被害者か犯行を免るべく犯人と争ふた機会に何物かに衝突して傷を受けたと云ふ様な場合も亦之を包含することは大審院判例に照すも明でありますから此の点を能く御承知の上本件に臨まれたいのであります

是から証拠の要領を説示致しますか此の法廷に顕はれた証拠は悉く検事に於て公訴事實証明の為に援用せられたか同時に弁護人に於ても亦之を援用せられて被告に罪なきことを論証せられたのでありますから右証拠は果して公訴事實を証明するに足るものであるか將又証明するに足らぬものであるかと云ふことに付十分諸君の御考を煩はさなければならぬのであります而して該証拠は之を以下の如く分けて御考へを願ふのか便宜と思ひます

第一、被害事實に關する点に付

(一)証人KMタキは公訴事實と全く同一に帰する被害の顛末を供述し

(二)証人沓澤清之助は本年二月七日現場なるKS鉦山電柱小屋附近に到りたる処同小屋北端の土橋及土橋より門内附近一体か靴で踏み荒され且人の引摺られた様な痕や靴先か著しく雪中に突き込まれて膝を折り曲げ人に乗り掛りしか如き形跡を認めたと述へ

(三)証人中島幸男は本年二月十四日KMタキを診察し其の左足前脛部に五錢白銅貨大の皮下溢血傷あるを認め鈍体の打撃に因り生したるものにして約八日程前に受けた傷と思ひたる旨供述して居るのであります尤も弁護人はKMタキの供述に依れば同人は当時男の名前を

聞いたり覆面を取ろうとしたりしたと云ふことであるかゝる大胆沈着なる態度は危害を前にしては到底あり得へからさることなるのみならず左足向ふ脛の傷の如きも負傷後一昼夜以上を経たる二月八日朝に至り初めて気付きたりと云ふのであるから全く信用出来ず結局被害事実の存在は疑問であると申され検事は年若き女性か羞恥に堪へざる被害事実を述べて居るのであるから偽りとは考えられぬ殊に其の供述は他の証拠と符合し居るのみならず打撲傷の如きは負傷の際直に疼痛を感じせず後日之を感ずることは常に実験するところであるからタキの証言は信用すへきもので被害事実の存在は疑を容れぬと論せられたことは御聴きの通りでありまして其の何れか正しきか前掲の証拠と共に御熟考を願ひます

第二、被告人の動静に関する点に付

(一)被告人は本年二月六日夜□□町□□町のWN三彌方で十二時過頃迄酒を飲み夫れから□□町の料理店F屋を素見した後□□町のKM金彌方に到りて同家に泊り翌朝五時頃起床し朝食の馳走を受け九時頃同家を立去つた次第で同夜は被害現場たる□□町通りへは更に参らぬと申し居り

(二)F屋女将たる証人MIタクノは其の夜午前二時頃被告かOKH貞治と二人て素見に来たと供述し居りますか果して被告は□□町通りの方に行かなかつたものであるや否や尤も

(三)KM金彌の母であるKMサツは決して其の夜被告を泊めたことなく朝食の馳走杯致したこともなく被告は偽りを云ふものであると証言し

(四)受命判事の検証調書及附属図面に依ればKM金彌方と被告現場との距離は百七十八間約三町足らずしかないことになつて居りますから之等の点を参照せられて被告は果してKM金彌方に泊り現場に行かなかつたものか仮に伯つたとすれば現場へ行つて居る暇はあり得

られぬであろうか又は在り得るてありませうか

第三、被告の負傷に関する点に付

(一)被告は左手中指に負傷せしことを絶対に否認し只縄を緬ひ左手中指に豆か出来居たのを巡査か咬まれた傷たと云ふたに過ぎぬと供述しますか

(二)証人KMタキは男に暴行せられた際其の左中指に噛み付くと男か止めたと云ひ

(三)証人中島幸男は二月八日小坂警察署に於て被告の左手中指を診察したるに其の尖端に上下両歯に因る咬傷があり溢血して居り受傷後三十時間以上経過せしものと認めたるか指の尖端は神経過敏の処故負傷当時直感すへき筈なるに被告は其の創は更に知らずに居たと申し居たる旨供述し

(四)証人沓澤清之助は二月六日深更本件被害事実を知り犯人の人相及犯人は被害者に左手中指を噛み付かれたと云ふことを聴き被告居村□□村の駐在巡査に被告の捜査を命したる処七日の午後六時頃同村字□□に於て同巡査か被告に出会ひ被告を見ると左中指に負傷し居たので準現行犯として逮捕引致したる旨証言し

(五)被告の予審第一回調書中に被告は女の為左中指に嚙り付かれた旨の供述記載があります

右は果して何れか事実でありますか

第四、証第一号手袋に関する点に付

(一)証人KMタキは現場に於て起き上る時其の場に落ち居たる該手袋を何かの証拠にもと思ひ持て帰り警察へ差出したと述へ

(二)被告は右は全く自分の承知せぬ品であると陳述して居りますか

(三) 被告に対する検事の第一回訊問調書及予審第一回調書には何れも該手袋は昨年二月十五日□□町の市日に□□□町からの出店て代金六十五錢にて買求め其の後弟の彌次郎に与へて置いたもので本年二月六日之を携え□□町に出向きし旨の記載あり

(四) 被告は当公廷に於ては右検事及予審判事に対する供述は早く家に帰りたき為に出鱈目を申したのであると云ふて居りますか果して如何

第五、短刀に関する点に付
此の点に付ては

(一) 被告は当初より絶対に否認し左様なものは所持せしことなしと申して居りますか

(二) 証人KMタキは男かポケットから黒い様な短刀様のものを示し「之か判らぬか」と云ふたと述へ

(三) 証人TI徳治は本年一月頃被告は黒塗鞘の刀身五、六寸位の短刀を持ち来り髯を剃つたので自分も借りて髯を剃つたと申して居ります本年二月六日夜被告は果して短刀を所持して居つたのでありませうか

第六、書面に関する点に付

(一) 証第十八号SD芳雄より被告に宛てたる書面には取下々と云はす自分の精神を改むるか先たと云ふことかあり又(証第十七号)被告よりSD芳雄宛の書面及(証第十六号の二)の被告より弟彌次郎宛の書面には何れも先刻読み上げた通り被告か未決在監中前非を悔悟し被害者に謝罪し取下方幹旋を依頼する旨記載あり

(二) 之に対し被告は右は被害者をして告訴取下を為さしむる手段としての文詞に止まり真に罪を犯したるか為に非すと云ひ

(三) 証人MG友治は被告の申す趣旨に従ひ右(証第十七号、証第十六号の二)を代書し遣りたるか被告は□□町刑務所出張所在監中真に前非を悔悟し居たるか如く見受けし旨証言し居ります之は被告か罪を犯した為謝罪の上告訴取下を願はんとした書面と見るべきか又は被告弁解の如く解すへきてありませうか

第七、犯行に関する点に付

(一) 被告は全く身に覚えなきことであると云ひ

(二) 証人KMタキは犯人は被告と目付、脊丈け等同様なりと証言し

(三) 被告の検事第一回訊問調書及予審第一回調書には前読み上げた通り何れも本件犯行は自分の所為に相違なき旨の供述記載があります

(四) 被告は当公廷に於ては自分は前科もあり長く取調へらるゝことを虞れ且検事より被害者か告訴を取下くると聞き身に覚えなきことなれとも自分の所為なるか如く申立てたと弁解して居るのであります

而して

(五) 弁護人は二月六日夜被告は(証第八号)の長靴及(証第五号)の「コールテンズボン」を穿ち居たので果して被告か犯人なりとすれば長靴に嵌めてある「オーバシウス」の底形や「ズボン」の縮か雪の面に残るへき筈であるのに警察官作成の実況見分書に何事も記載してなきに徴すればかゝる痕跡なかりしものと見るの外なく従て犯人は被告に非ざること明なりと論せられましたか所論の如き痕跡か必ず雪の上に残るものと見るべきや否や又実況見分書に記載かないから直に左様な痕跡かなかつたものと解すへきや否や御一考を願ひます

要するに本件に於ける証拠は以上第一乃至第七に於て要領を尽した積りてありますから各

証拠の内容は御諒解を得たこと、信するのであります。其の各証拠の内容に付ての見解を一つに引纏めたなれば果して如何のものでありませうか被告は罪を犯したものでありませうか犯さぬのでありませうか諸君の有せらるゝ経験常識に因り篤と御評議を煩はし度いのであります。弁護人は疑はしきは軽きに從ふと云ふ格言を引用せられましたか夫れは考へても考へ切れぬ疑のあるときのことであつて熟考すれば判り得る場合には適用はないのでありますから其の辺を御考へ違ひのない様に願ひます。

弁護人は

裁判長の説示中左の点に付訂正方を申出てたり

裁判長は御説示中被告人か検事及予審の各第一回訊問を受けたる際本件公訴事実を全部自白して居る様に説示せられた様でありまするか右訊問調書に依りますれば孰れも被告人か女に対し短刀様のものを示し脅迫した事及其の女に傷を負はせた事実は全然認めて居りませぬから此の点を御訂正願ひたいのであります

裁判長は

説示中弁護人の右申出に係る部分を左の如く訂正したり

陪審員諸君先程の説示中被告人か検事及予審の各第一回訊問に対し本件公訴事実を全部自白して居る様に聞える言葉を以て説示致しましたか夫れは間違ない様に願ひます。即ち検事及予審の被告人に対する各第一回訊問調書によれば被告人か短刀の様なものを示し脅迫した事及女に傷を負はせたことの二点は孰れも認めて居りませぬ。只女を姦淫せんとし暴力を以て仰向けに押倒し其の上に乗掛つて姦淫せんと致したか女の為左手中指を噛まれ其の目的を遂げなかつた事だけを認めて居るのでありますから以上を明にして置きます

② A B 一藏 (放火被告事件昭和4年6月12日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人は肩書地に於て十数年来菓劑師並に菓種商を営み相当繁昌したるも其の後山師等にて多額の負債を負担するに至りたる折柄昭和三年八月頃S T彌七郎か被告人方店舗の西隣なる家屋を其所有者S S Kノブより借受け同所に於て被告人と同商売なる菓種商を営み日々發展する為め被告人は其の影響を受け昔日の如くならざるより彌七郎を嫌忌し且右ノブか彌七郎か被告と同商売を為すものなることを知悉しなから殊更に右家を貸付け被告人を不利に陥れたる措置を恨み同年十一月二十八日午後十一時過頃彌七郎住家を焼燬して予ての怨恨を霽し且同人を右場所より立退かしめんと決意し自宅に於て在合せのボール箱並に鍼力製空箱一個に打返綿を詰込み之に揮発油を注ぎ彌七郎方に至り同人店舗東北隅の床下に配置し自宅より持ち行きたる「マツチ」を以て右箱入の綿に点火し因て右店舗の東北隅に燃へ移らしめ同人等家族居住家屋の一部を焼燬したるものなり

二、説示案

一、裁判長は陪審員に対し説示を為す旨を告げ左の要領の説示を為したり

陪審員諸君に犯罪構成に關し法律上の論点及問題となつて居る事実並に証拠の要領を説示致します

本件公訴事實は昨日御聴きの通りて其の要領は被告人か鉾山事業等に失敗し多額の負債を負担して居つた折柄S T彌七郎か隣家に同業を営み日々發展したる為被告の營業か不振になつたので商売敵なる彌七郎を恨み一方S S Kノブか被告と同商売を営むものなることを知りつゝ彌七郎に被告の隣家を貸したのを恨み彌七郎方に放火して右恨みを霽し且彌七郎を立退かしめんとして昭和三年十一月二十八日午後十一時過頃ボール箱及鍼力罐に打返綿

を詰め之に揮発油を注ぎ彌七郎方店舗の東北隅床下に入れ夫に「マツチ」を以て火を点し放火したか通行人か発見消止めたと云ふのでありますか之に対し被告人は彌七郎やノブを恨んだことないのみならず彌七郎方に放火したことも全然ないと否認して居ります

依て本件の問題となる点は被告人か彌七郎及ノブを恨んだ事實があるか何うか尚其の恨みを霽さんか為彌七郎方へ放火した事実があるか何うかであります

次に法律上の問題としては本件に大した論点がありません即ち住居放火罪と云ふのは火を放ける意思に基き人の住んで居る家に火を放ける結果放つて置けば焼けて行く勢になれば其の後消止められて家か灰にならず又家の形体か変らぬ場合であつても放火既遂罪か成立するのであります

而して放火の意思とは家に火を放けて焼く考であつて其の考は家を焼いて灰にする迄の考でなくとも宜しく或は家か焼けるかも知れぬと云ふことを知りながら火を放けた様な場合に於ても火を放ける考か在つたものと云ふことを妨げぬのでありますから仮に脅かす積て家に火を放けた場合であつても家か焼けて行くかも知れぬと云ふことを知つて居たと見得らるゝ以上矢張り放火の意思かあつたものとなるのでありますから諸君は以上のことを十分御承知の上本件に臨みたいのであります

是から証拠の要領を説示致しますか証拠となるものは総て此の法廷に顕れたものに限ることとは諭告の際申した通りて即ち此の法廷に於ける被告人、証人の供述読み聞けたる書類及示した証拠物件、図面等に限るのであつて其の外に如何なる有力たと思ふものかあつても証拠にならぬのでありますから此の点は特に御留意を願ふのであります

而して検事は本件公訴事實は法廷に顕れた証拠により証明十分であると云ふのであります

か弁護人も亦同し証拠を援用せられて被告人か本件の犯人でない論せられました故に右証拠は果して公訴事実を証明するに足るものか又は足らぬものか諸君は何物にも捉はれず公平且冷静に該証拠を看取し評議の際真相を誤まらぬ様にする責任があるのであります
今便宜の為証拠の要領を以下数項の点より説示致します

第一、被告人の家政状態に関する点に付

(一)被告人の申す処に依れば鉾山事業等に失敗し六千円余の借財を為し外に千円以上の店借と保証債務若干あつて数年前千七百円で買った現在住居の家屋に三番迄抵当権を設定し其の外右家屋及店の商品等に三口合計三千百円の火災保険契約がありて其の火災保険料の支払、無尽の債務等あり以上の債務中には千円余の口の外利息は皆あり中には月一步の利息の支払を要するものもあり資産としては千七百円で買った家屋は右の如く三番迄抵当権を設定し居り店の商品及店の動産に付ては合資会社組織にして差押か出来ぬことになつて居り其の外家財道具及二千円の債権あるか其の債権は早速取立の見込なく結局営業上より得る一日平均約五円の純益即ち百五十円位の月収より生活費を差引き其の残余にて保険料債務の利息、元金等に払ふ外はないけれど最近は妻と二人暮て家族か少いのと右債務の大部分は親戚知己か債権者なる為早速返済しなくとも宜い故生活には勿論借財等の始末にも困らぬと申して居ります尤も昨年強制執行を受けたるも夫は済方になつたと申して居ります
(二)証人S G金太郎は当廷に於て被告かN K生命保険会社の代理店を引受けた際其の身元保証を為した關係にて昨年同会社より保険債務に付強制執行を受けた事実があると証言して居ります
(三)証人として被告妻ツヤは当廷に於て昨年十二月頃強制執行を受け尚其の以前にも一回差

押を受けたことかあると述へて居ります

以上の關係を総合しましたならば被告人の申す通り生活には元より金融にも困らぬ状態にあつたか又は其の反対に見らるゝものか御考へを願ひたく尤も親戚、知己よりの借金ならば嚴重に催促されぬものか何うか又他人よりの借金なれば何うか此の点に付ても諸君の経験に照して御考慮を煩はしたいのであります

第二、被告人とS T彌七郎及S S Kノブとの關係に関する点に付

(一)証人S T彌七郎は当廷に於て自分は昨年七月頃被告方の西隣に開店し被告人と同商売なる菓種商を営んたか薄利多売を為し被告と競争したる訳でなく定価のないものは勉強して売つたに過ぎないし商も被告の店よりは繁昌して居ないと証言して居ります処か

(二)被告人並に証人(被告の妻)A Bツヤは隣家に同業を営む者か出た為自分方の商か幾らか影響を受けたけれども夫か為悪感情を懐く筈なしと申立てゝ居ります而して

(三)証人S G金太郎は当廷に於て被告方の隣家に同業か出来てから商か幾らか違ふと云ふ話を聞いたので或時被告方へ寄りたる際被告妻の居る処に於て同家に居つたS S Kノブに対し被告と同じ商売を為すものに其の事を知りつゝ被告の隣家を貸すのは不人情でないかと云ひたるにノブは魚屋の隣に魚屋、酒屋の隣に酒屋か来ることは致方かないと申したこと証言し

(四)証人N M福藏は当廷に於て彌七郎方の店は小さつぱりした新しい店て被告の店は古い店であるか商は矢張り被告方か多かるうと思ふ旨申して居ります

(五)証人S S Kノブは当廷に於て数年前被告方より苦情を云はれ自分所有家屋の押入を引込めた事かあり又自分か被告方より商品を買受け其の代金を支払はさることは違ひなきも夫

は其の代金と自分の被告に対する無尽の立替金及他より取立を依頼せられたる無尽の債権と差引くことに被告と相談を遂げ其の結果差引を為したるものて又自分は被告の隣家を被告と同業するS T彌七郎に貸したことは相違なく其の後自分の僻目なるか被告の妻は自分に対する素振りか変り居りたる旨証言して居ります次に

(六)強制処分として被告人に対する予審判事の訊問調書によれば被告人は不景気の為商売か苦境に陥つて居る処へ同じ商売をする彌七郎か隣に軒を並へて営業した為其の店に客を取らるゝ有様にて商売敵なる彌七郎を面白くなく思ひ尚ノブの遣り方も面白くなく思つたと云ふ供述記載があります尤も右供述を其の後予審に起訴せられてから取消してありますか右調書に記載せられてある通りの事実か真実か又は真実でないか

以上の各供述を能く味はれ尚不景気の際同じ商売のものか軒を並へて開業した為客足か減した場合に特に優れた人格の高き人は別として普通人としては悪い感情を懐くものであるか何うかと云ふ点にも注意を払はれて御考へを願ひます

第三、本件出火当時に於ける被告人の行動に關する点に付

(一)被告人は当廷に於て本件出火のありたる夜は店を仕舞ひ台所に於て茶を飲みながら新聞を読み妻か就寝したる後自分は便所に行き夫より寢床に赴き寢ようとし帯を解き居りたる際隣家の戸を大變たと云ひ叩くものあり夫から間もなく自分方店の硝子戸を叩くものあるより店に出て見たるに西隣の方か赤くなり居る故火事と思ひ寝て居る家族を起し自分か火事装束を為すべく夫を捜し居ると家族に注意せられ外へ出てたるか其の際に既に彌七郎方の火か消え居りし為消防に手伝はぬか自分は平素左様なことには動しない方なる故飛出さる旨供述して居ります

(二)証人S T彌七郎は当廷に於て火災のあつた夜自分は寝ね居りたるか外か騒々しいと思ひ居る内に隣家A B一藏方の戸を叩くものある故喧嘩して怪我したものか薬を買ひに行きたるものと思ひ居ると今度は自分方の表戸を叩く故薬を買ひに来たものならんと思ひ店に出て見たるに店は煙か一杯になり居る為火事と思ひ家族に避難する様命し外に出てたるに学生か消防に尽力し居りたるか其の際被告人は現場で見受けさりし旨供述し

(三)証人A G幸雄は当廷に於て其の夜活動写真を見物し一人にて帰り来たる際一番最初にS T彌七郎方の火事を発見し其の辺に誰も居らぬ為先づ被告人方の表戸を寝ね居るものか起きる程度に火事た火事たと叫び叩きたるか返事もなく起きて来ぬ為次に彌七郎方表戸を火事た火事たと叫び叩きたるか矢張り返事もなく出て来ぬ為更に自分の後から来た活動見物帰りの友達なる学生を呼び再び被告方の表戸を前同様叫ひながら叩きたるか尚返事もなく出て来ぬ故火事場へ戻つた処学生か来て消防に努め居りたるか其の後被告方より三十歳位の人か出て来たる旨述へて居ります又

(四)証人F Z福一郎は当廷に於て其の夜自分外学生か活動写真見物の帰りに前の方にて火事たと叫ぶものある故駆け付て行きたるにS T彌七郎方の床下から火か出て居りたる故消防に尽力したるか自分等か現場へ行つた際には学生の外誰も居なかつたと供述して居ります依て証人A G幸雄か真先に表戸を叩いた点に付ては同証人の供述と証人S T彌七郎の証言とは同趣旨になつて居りますか右二名の供述と被告人の申立とは異つて居りますから右就れの供述か真実であるか御考へを願ひたいのであります尤も家を叩き起されたとして直ちに火事場に行くへき筈のものてないと云ふ見方もありませんか普通は如何のものてありませんか被告人は火災の当時は未だ起きて居つて表戸を叩かれてから店に行き火事を知り家族

を起したる上火事装束を捜したるか家族の注意により外へ出たる旨述へて居りますか之は普通であつたならば近所殊に軒並の家の火事のことであるから被告は即時に飛出して火事場へ行くへきてあつたのであるか何うか憚かる事情があつた為殊更に手間取つて居たものであるか或は被告か年輩で沈勇な人の為物事に動しない結果左様な態度に出たものでありませうか諸君に於て本件証拠殊に以上の各供述に付十分に考察せられたいのであります

第四、本件火災に関する点

(一)当審の検証調書に依ればS T彌七郎方店舗の東北隅の床板裏面は巾一尺六寸五分長さ六尺五寸の範囲及床板の北端土台木並に其の土台木に接する熨斗板か同一長さに於て孰れも深さ二分乃至三分炭化し又右床板の東方熨斗板の下端なる巾四寸長さ六寸二尺の杉横木は深さ一分乃至三分炭化し居る記載もあり又予審の検証調書によるも大体右同様の記載になつて居ります而して以上の調書に依れば彌七郎方と被告方との間は一尺九寸の間隔あることになつて居り尚右予審の検証調書に依れば右の間は人の身体位這入る余地あることになつて居ります

(二)証人A G幸雄、F Z福一郎は当廷に於て孰れも彌七郎方の火災に付消防に尽力した際福一郎は火災現場たる彌七郎方床下より(証第四号)鉞力罐を発見引出したと供述し尚A G証人は右罐は薬品の様な臭かしたか言葉では何とも云ひ難い臭かしたと云ひF Z証人は油の臭かしたか揮発油か石油か判らず罐の底にドロくした液体かあつたか夫は水と灰か這入つたものか又は油なるか判らぬと述へて居ります

(三)証人F Z福一郎、S T彌七郎は当廷に於て各火災現場の地上か燃え居つたので油か燃え居るものと思ひ水を掛けては消えぬと考へ灰を持つて来させたと証言して居り

(四)証人S T岩治は当廷に於て本件火災現場に在つた罐は石油の様な臭かしたと申立て居ります

依て本件の火災か放火であるか何うか又放つて置けは焼けて行くのを消止めたものであるか何うか自然御考えか付きませう

而して弁護人は揮発油と石油の燃え方を各実験して見たところ揮発油は点火すると爆発的に燃えるか石油は然らすと云ふ様に述べられ右は当廷に於て実験した訳ではありませぬか恐らく左様でありませう併し本件の火の発したる際に於ける燃え方に付ては調べてありませぬから仮に右実験の如きことを参考とせらるゝならば余程考慮を払はなければなりませぬ要するに現場にあつたものに注いたのは揮発油であるか又は石油であるか將又其の他のものであるかは右説明の外本件の総ての証拠並に諸君の御経験により御看取を願ふ外はないのであります

第五、証拠物件に関する点に付

一 証第二、三号焼け残りの綿に付ては

(一)証人S T岩治は当廷に於て右綿は本件火災現場にあつたものと証言し

(二)証第十五号坐布団に付ては証人(被告の妻)A Bツヤは当廷に於て其の坐布団の綿は昨年九月頃Y O製綿工場より買受けた打返綿であると述へて居ります

而して右(証第二、三号)の火災現場にあつたと云ふ綿と(証第十五号)の被告方坐布団の綿と同一のものか何うかに付鑑定せしめた処

(三)鑑定人大住吾八の鑑定書に依れば(証第二号)綿と(証第十五号)綿とは略性状を同ふするとあり同一のものとは云はぬか全然違つたとも云ひませぬ併し

(四)鑑定人笠井憲二の鑑定書に依れば右各綿か同質のものか何うか不明即ち判らぬと云ふことになつて居ります夫から

(五)証人A K ハルヨは当廷に於て(証第十五号)の綿はY O 製綿工場て被告方へ売渡した綿とは色合か似て居る様な所もあるか(証第二号)綿は右(証第五号)綿よりは色か少し白い様に思ふと証言して居ります

以上の綿か果して同一のものか何うか実見の上篤と御考えを願ひたいのであります次に

二 (証第四号)鋳力罐と(証第八号)鋳力の蓋に付ては色々問題かありますか(証第四号)罐に付ては

(一)証人S T 岩治は当廷に於て該罐は本件火災現場に綿か這入り居つた罐であると述へ

(二)証人A G 幸雄、F Z 福一郎も当廷に於て右罐は火災現場にあつた罐の様であると申立てゝ居ります

又(証第八号)の蓋に付ては

(三)証人Y S 茂一、S T 岩治は当廷に於て各其の蓋は被告宅の二階から出たものであると証言して居ります而して

(四)証人A D 盛三は当廷に於て自分かM N 製菓株式会社に大正四年六月入社した際は既に「ポケットヌガー」と云ふ菓子を製造し鋳力罐入と為し販売して居つたか大正七、八年頃以後には其の製造を中止し其の後一時復活製造したるも其の際は容器なる鋳力罐を「ボール」箱に改めたり而して(証第四号)の罐は「ポケットヌガー」四十個入のもて(証第八号)蓋は其の四十個入れ罐の蓋であることは自分か曾て取扱つた経験上能く判る而して(証第八号)蓋に貼り居る帯皮は会社に於ては直接蓋に貼らす罐に蓋をした上へ紙を掛け其の上に貼

り居つたものて尚(証第四号)罐中側面の焼け残りの「ペーパー」に五十万円の資本云々とある点から観れば明治四十三年より大正六年十月頃迄は右会社の資本金は五十万円であつた故其の間に製造販売せられしものて(証第四号)罐と(証第八号)蓋とは能く合つて居ると夫か一緒の処にあつたものと思はるゝから一對のものと思する旨証言して居ります

果して(証第四号)罐か本件火災現場にあり(証第八号)蓋か被告方にあつたものならば如何のものてせうか之は十分御熟考を願ひます

弁護人は右罐の方は錆か上つて居り蓋の方は錆て居ないから一對のものてないと論せられましたか身と蓋とは常に一緒の処にあるへきものてせうか即ち普通の場合と特別の場合とを分けて御考えになられ度尚身の方は火災現場にあつて焼けて居り且火災の際水を掛けられたり扱はたと云ふことに付ても前述の証拠に頼はれて居る所てありますから御参照を願ひます

夫から右蓋には帯皮か貼られて居りますか検事は其の帯皮の中のものか身の方に垂れて貼られた様な痕跡を止めて居るから蓋と身とは正しく一對のもてであると論せられましたか果して如何のものてありませうか

而して被告人は警察官か自分方より持ち行つた罐の蓋は(証第八号)蓋よりもつと細いもので火災現場にあつた罐とは合はない為夫を投げて仕舞ひ刑事等か(証第八号)蓋を何処からか輸入(持つて)して来て合せたものたるうと供述して居りますか証人山石刑事は其の反対に昨年十二月十二日被告方の二階に於て右蓋を発見したるか其の時は其の儘署へ帰り其の夜捜査方針を相談する際話した結果翌十三日再び被告方へ行き領置したもので其の後他の方を捜しても同し種類の蓋と罐は見付からなかつたと申立て居ります尚証人S T 市之助の

予審第一回訊問調書に依れば(証第八号)蓋は山石刑事か被告方の二階より発見したものに相違なき旨又同第二回訊問調書に依れば右蓋は決して他から輸入したものでなく他の方を捜しても何処にもなく偶然か天命か被告方から唯一つ発見せられたもので若し他から出たものとなせば其の蓋のあつたものを調へる訳で何等恩怨のない被告に不利益なことをする筈なき旨の供述記載があります又証人S T岩治は当廷に於て秋田市中は勿論東京迄行き製造元のMN製菓株式会社につき調査したか「ポケットヌガー」を入れた鋳力製罐は現在一つもなく元製造販売したと云ふ事実を探知して来たに過ぎぬと述へて居ります

而して弁護人は菓子杯を入れる罐は沢山同一のものを製造するもので現に証人AD盛三も「ポケットヌガー」の鋳力罐は大量製作に係るものであつたと証言して居る次第故甲罐の蓋か乙罐のに嵌まるのは寧ろ当然で(証第四号)罐と(証第八号)蓋とか合致したとしても必ずしも一対のものでない主張し其の事実を証する為本日色々の種類の鋳力罐を提出せられまして甲罐の蓋か乙罐に合つたことか御覽の通りであります併し甲罐の身に合ふ蓋か乙罐の身に合つたからとて直に甲罐の蓋でない云ひ切つて仕舞ふことか適切であるや否や又証人S T岩治は秋田市は勿論東京迄行きMN製菓会社に就て取調べたるも「ポケットヌガー」を入れた鋳力罐は一つも現存せざりし旨を述へ又証人AD盛三は(証第四号)罐、(証第八号)蓋は共にMN製菓「ポケットヌガー」の鋳力罐であつて(証第四号)罐の「ペーパー」に依ると明治四十三年より大正六年頃迄の間に用ひたるものと思はる而して大正六、七年頃迄は右菓子を鋳力罐に入れ販売したか其の後「ボール」箱に改めたと述へて居ること前述の通りであります従て(証第四号)(同第八号)の如き鋳力罐の身や蓋は今日諸所に沢山あるものとして本日弁護人の提出せられた数個の鋳力罐の場合と同一に見て間違のないもの

であるか或は其の存在は極めて稀で弁護人提出のものと彼此同一に見ることは適當でないものであるか何うかと云ふことに付ては寧ろ一切の証拠を参照され諸君の常識に照して御考へを願ふ外ありませんに本件に於て(証第四号)罐か火災の現場に在り(証第八号)蓋か被告宅にありしものであるや否や又(証第四号)罐と(証第八号)蓋と同じ罐の蓋と身であるか何うかと云ふことは最も重要でありますから現物を御覽の上篤と御評議あらむことを望みます

第六、自白に関する点に付

(一)被告人か本件事実に付警察、検事及強制処分にかける予審判事に対しS T彌七郎方に火を放つたのは自分であると云つて自白したことは被告人の当廷に於て供述するところでありますか又被告人は右自白は孰れも偽りの自白であると申して取消して居ります故に諸君は右自白か真実か何うかを以上の

各証拠と以下説明するところを照し合せて考へられなくてはなりません

(二)被告人は右自白は警察官の取調を受くる際刑事の齋藤部長から放火したと云はなければ一家眷族を皆引揚ぐるとか自殺するなら之にて死ねとて薄刃庖丁を出されたりして侮辱せられた為予て新聞にて警察で自白しても公判に於て真実を云ひ無罪になつたことを承知して居たので公判に出つれば判ると思つたので自白したか詳細なる自白をしたのは碁を相手に負けるにしても直ぐ判る様な定石外れの石を打つては相手に馬鹿にしたと思はれてはならぬと同様尤もらしい嘘を云はんか為であつたと供述して居ります

(三)証人齋藤岩治は当廷に於て被告人を取調ふるに当り自白しなければ家族を引揚ぐるとか云ふ様なことを申して自白を強いたことはないと述へ居り

(四)証人齋藤市之助に対する第一回予審調書に依れば被告人か自殺を図つた後被告人に自殺するなら之て死ねとて薄刃庖丁を出したと杯は断して無いか被告人に対し家族がある事故自殺することは宜くないから寧ろ男らしく解決した方が宜かろうと注意した処被告は其の後間もなく自白したる旨の供述記載があります

(五)被告人は強制処分における予審判事に対し「ボール」箱に綿を入れ揮発油を注いだ処其の箱の底から漏りさうになつたので一旦其の綿を鉢力罐に移し「ボール」箱の身の下に「ボール」箱の蓋を重ねて二重底にしてから前の綿を入れ鉢力罐にも綿を入れて揮発油を注ぎ夫を彌七郎方の東北隅縁の下に入れたか手に揮発油が付いて居るので其の儘火を放けると火傷する危険がある為一旦家に帰り水屋に於て手を洗ひ「マツチ」を持つて再び彌七郎方に行き右箱及罐に入れた綿に点火したる旨の供述を為した記載があります若し自白か偽りたとすれば之等も全然跡形のないものでありませうか又此の様に念入りに偽りを云はなければならなかつたてありませうか

尚被告人は警察に於て自白したる後裁判所に來てからも自白したのは検事とか予審判事は如何なるものであるか能く判らぬ為公判で真実の事を申せは事実明になり罪にならぬと思ひ自白したと当廷に於て申立て居りますか被告人は予審の第一回取調に対しては予審で免訴されることかあると云ふことを知り自白を取消した旨供述して居ります被告人の如き年輩、其の経歴及勲章等を賜り居る程の者か身に全然覚えのない事て而も放火と云ふ大罪を右の如く諸所に於て聴かるゝ毎に自白して置いて公判で何うして事実明になるたろうと考へたてせうか左様に考へたと云ふことは果して真実でありませうか如何てありませう次に被告人は当廷に於て警察に於て二月十五日と二月十七日の二度自殺を図つたと申立て

ゝ居り証人齋藤岩治は当廷に於て被告人か二月十五日一回警察署に於て自殺を図り止められたことは相違ないと述へて居ります而して被告人か右の如く自殺を図つたのは何んの為てせう真に罪を犯して居るので自責の念に堪へなかつた結果であるか又は身に覚えのないことであるか疑を受けて囚はれの身となり世間に面目なく世を儂んだ結果てせうか諸君の卒直なる御判断を望みます

弁護人は人格か備り且陽気な性質の被告人か放火する筈ないと主張せられ被告人か相当の閱歷信用を有することは被告人及証人NM福藏の供述する処でありますか人格か高いとか陽気の性質の者か直に犯罪を犯さないと云ふことになるものでせうか如何てせうか千慮の一失と云ふことは本件の場合には全然関係のないことてせうか御一考を望みます

尚弁護人は自白か撞着し居ると云ふ点に付被告人は警察に於て自白した際は馬糞紙の箱二つと鉢力罐一つに綿を入れ夫に揮発油を注いで三つを持つて自宅普通出入口を出て彌七郎方の床下に入れ一旦帰宅の上揮発油の付いた手を洗ひ再び同じ個所から出て彌七郎方床下に置いた右材料に火を放けたと云ひ検事及強制処分の予審判事には各「ボール」箱一つと鉢力罐一つに綿を入れ夫に揮発油を注いで其の二つを持つて自宅表入口から出て彌七郎方の床下に入れ一旦帰宅し揮発油の付いた手を洗つた上次には勝手出入口より出て彌七郎方床下に置いた右材料に火を放けたと供述し又警察に於ては彌七郎方に脅かす積りて火を放けたと云ひ検事及強制処分の予審判事に対しては家を焼く積りて彌七郎方に火を放けたと述べ居る等重要なる点に於て各自白か相違して居るから其の自白は虚偽て信を措かれぬと論せられましたか此の点に付ては同し事実でも日と場所と人とを異にして話をする場合には其の間に同し様に伝はるものであるか何うかと云ふことを諸君の経験に照され且一切の証

抛に依り相当御考へを願ひ度く

尚弁護人は放火するとしても被告人は午後十一時過頃の未た人通りのある時分道路に面した個所に放火する筈なく又真実火を放けたならば火災当時就寝前であつても就寝して居つた様に弁解するのか普通なるへきに然らざるは火を放けぬ為であると論せられましたか放火は深更に限るや否や又被告人の心持は必ず所論の如くてあるへきや否やに付ても一考を費されたいのであります最後に弁護人は疑はしきは被告人の利益なる軽きに從へと云ふ法律上の格言を引用せられましたか夫は幾ら考へても考へ切れぬ疑のある場合の事であつて熟考すれば判り得る場合には適用は出来ないのてありますから其の辺は御考へ違ひのない様に願ひます

要するに以上説示した各証拠に依り果して被告人か本件の罪を犯したのか何うかを御判断願ひ度く人の住んで居る家に火を放けたものは刑法第百八条により死刑、無期又は五年以上の懲役刑に処せらるゝのてありますか陪審員諸君は刑の方に付ては一切考慮してはなりません唯単に被告人か本件の罪を犯したのか何うかの事実を判断すれば足るのであります諸君の職務は昨日論告の際申しした通り刑事裁判の基礎となるのでありまして真に重大でありますから慎重評議を為し事の真相を看破し誤りのない公平なる御判断を望む次第であります

五 刑事判決書

宮城控訴院管内の仙台・福島・山形・盛岡・秋田・青森の各地方検察庁においては、陪

審事件の判決書は、仙台地方検察庁に一六件中六件(①(陪審・上告)③⑦⑩(陪審・上告)⑫(陪審・通常)⑬事件)、福島地方検察庁に一件中一件(①(陪審・上告)事件)、山形地方検察庁に三件中一件(③事件)、盛岡地方検察庁に五件中四件(①②④⑤(陪審・通常)事件)、秋田地方検察庁に二一件中六件(②(陪審・上告)③(通常・控訴・上告)④(陪審・上告)⑬⑭(陪審・上告)⑮(陪審・上告)事件)保存されているが、青森地方検察庁には四件中一件も保存されていない。なお、「河北新報」(昭和4年7月2日夕刊)には、仙台②事件判決が掲載されている。

また、『大審院刑事判例集』には仙台①事件の上告審判決、秋田⑰事件の上告審判決、青森③事件の上告審判決、および『法律新聞』には仙台⑪事件の上告審判決、秋田⑰⑱事件の上告審判決、青森③事件の上告審判決が収録されている。

1 仙台

①OZ佑夫(仙台地方裁判所殺人未遂被告事件昭和4年1月31日判決)

昭和三年(備)第四号

判決

本籍 宮城県名取郡□□村□□字□□百□□番地

住居 仙台市□□町□□番地□□松治郎方

雨傘製造職工

OZ祐夫事OZ佑夫

明治二十七年十二月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事豊田多三郎関与審理ヲ遂ケ判決スル

コト左ノ如シ

主 文

被告人佑夫ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ全部被告人佑夫ノ負担トス

理 由

被告人佑夫ハ大正十二年十二月頃内縁ヲ結ビシ妻T Iタカカ被告人ヲ嫌疑シ同十三年五月頃無断家出ヲ為シタルヨリ其ノ所在ヲ搜索シ屢復帰ヲ迫リタルモタカカ之二応セス剩ヘタカカヲ隠匿シタルI S房吉等ノ応援ヲ得テ離別ヲ強要セル為タカト離別スルニ至リシカ被告人ハ猶タカカヲ断念スル能ハス途中タカニ出会タル際ノ如キタカニ対シ復縁ヲ強イタカニ峻拒セラレ立腹シ同人ニ暴行ヲ加ヘタルコトモアリタリ然ルニ其後大正十四年十月頃タカカ右房吉ト公然内縁ヲ結ビタルヨリ全ク最初ヨリ房吉トタカトカ不義ヲ為シタカニ於テ被告人ヲ見捨テタルモノナリト思惟シ兩人ニ対シ怨恨ヲ懷クニ至リシカ昭和三年六月十日頃A紡績株式会社仙台工場門衛控所ニ於テ房吉ト口論ヲ為シ悪罵セラレタルカ為愈怨恨ノ情ヲ高メ其報復ヲ為サントシ同年十月二十六日ノ夜密ニ雇主S T松治郎方工場ニ在リタル竹ノ節拔（ヒ首形ノ刃渡リ約七、八寸之ニ長サ約二尺位ノ木柄ヲ付ケ竹ノ丸筒ヲ以テ鞘ト為セルモノ）（証第九、十三号）ヲ携ヘ仙台市□町東裏ナルI S房吉方ニ到リ其ノ前方共同便所ノ附近ニ潜ミ房吉方ノ様子ヲ窺ヒ居リタル折柄午後九時頃タカカ北方ヨリ房吉方ニ帰来リ玄關前ニ到リタルヲ見憤怒ノ情禁シ難ク直ニタカニ近付キ節拔ノ鞘ヲ払ヒ突然右節拔ヲ以テタカノ右脚膝關節ノ上方ヲ突刺シ前後ニ貫通スル重傷ヲ負ハシメタカノ倒ルルヤ更ニ右下腹部ヲ突刺シ背部ニ貫通スルニ至ラシメ尚其ノ他ニ数個ノ切刺創ヲ負ハシメ就中右脚膝

關節上方ノ刺創ハ腓骨神経ヲ切断セル為タカヲシテ廢疾者タルニ至ラシメタリ

右犯罪構成事実ハ陪審員ノ答申ニ基キ之ヲ認定ス

被告人ハ大正十五年二月二十三日仙台区裁判所ニ於テ横領罪ニ因リ懲役六月ニ処セラレ當時其ノ刑ノ執行ヲ了シタルコトハ被告人カ当法廷ニ於テ之ヲ認メタリ

弁護人ハ被告人ハ自首減輕セラルヘキモノナル旨主張スレトモ被告人カ本件犯行ノ未タ官ニ発覚セサル前ニ於テ自己ノ犯行ヲ官ニ申告シタリト認ムルヲ得サルヲ以テ被告人カ本件犯行ヲ自首シタルモノト為シ之ヲ前提トスル右弁護人ノ主張ハ之ヲ採用セス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ所定ノ懲役刑ヲ選択スヘク而シテ本件犯行ハ判示前科タル刑ノ執行終了後五年以内ノ所犯ニ係ルヲ以テ同法第五十六条第一項第五十七条ニ則リ法定ノ加重ヲ為シ其ノ刑期ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ノ負担トスヘキモノトス因テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月三十一日

仙台地方裁判所刑事部

裁判長判事 浅沼 秀一郎 印

判事 伊佐早 信印

判事 高山 達二郎 印

①O Z 佑夫（大審院傷害被告事件昭和4年5月9日判決）

昭和四年(レ)第三二七号

判 決 書

本籍 宮城県名取郡□□村□□字□□百□□□番地
住居 仙台市□□町□□番地S T松治郎方

雨傘製造職工

O Z祐夫事 O Z佑夫

明治二十七年十二月□□日生

右傷害被告事件ニ付昭和四年一月三十一日仙台地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理 由

被告人上告趣意書ノ要旨ハ被告人ハ被害者T Iタカカ薪ヲ以テ被告人ノ左肩及胸ヲ強打シタルヨリ逆上シ夢中ニテタカカヲ突キタルモノニシテ正当防衛ト思料ス又被告人ハタカカヲ突キ負傷セシムルヤ事官ニ発覚スル前直チニ警察署ニ出頭自首シタルニ拘ラス原判決ハ自首減軽ヲ与ヘサルハ不当ナリ又被害者タカカハ多情ニシテ被告人ト内縁ノ夫婦關係存続中ヨリI S房吉ト密通シ兩名共謀ノ上被告人ニ対シ暴行脅迫ヲ加ヘテ離縁ヲ求メタルニヨリ已ムナク離縁シタルカ私ハタカカト別レテカラ市役所ニ勤メハ午前七時ヨリ午後五時迄働キ帰レハ飯ヲ炊イタリ洗濯ヲシタリスルノヲ新助ノ妻ハルカ見兼ねテ手伝テ居マシタカ時々私ニ世ノ中ニハ別レテモ元通りニナル人カ幾ラモアルカラタカカニ直接会ツテ話シテ見タラトシナモノタロウト話スノテ私モ遂ニ其ノ氣ニナリ七月十日頃夜製粉会社ノ路傍テタカカニ出会シ帰ツテ呉レマイカト話シマスト世間ニハ女ハ籌テ掃ク程居ルモノ好イノヲ見付ケ

タライ、タラウト答ヘタノテ外ノ女ヲ持ツ位ナラ何モ才前ニ相談シナイ元通りニナツテ呉レナイカト申シマスト別レタ女ニ未練カアルマイ私ハ男カアルカラキツパリ諦テオ呉レト云ヒハタシニナリ下駄ヲ持ツテ逃ケタシタノテ逃ケストモ良イテハナイカト手ヲツカマヘマシタトコロ下駄ヲ振ツテ面部ヲ打タレ鼻血カ出タノモ知ラス夢中テキリヲ振り廻シマシタ十日程後由太郎カ訴ヘルト云ツテ来マシタノテ私ハ内済ニシテ呉レマイカト申シマシタ所其レテハI Sニ頼ンテアルカラ万事I Sトキメテ呉レトテ立去リマシタソレテ私ハ彼ト示談ヲ進メマシタカ初メハ百円ト云ヒマシタカ結局三十円テ話カキマリマシタ其ノ時モ警察テ調ヲ受ケ訓戒サレマシタコノ事件テ市役所ヲ解雇サレ紙函製造所ニ雇ハレ中主人ノ金ヲ病氣ノ借錢(八十円)ニ立替ヘタノテ前科ヲ大正十五年八月受ケ終リマシテ直チニA紡織会社へ前科ヲ秘シテ入りマシタ私ハ今度こそハ一奮発シテ共稼キテモ仕方ナイカラ世帯ヲ持ツツモリテ真面目ニ働イテ居リマシタ(病氣テ休ム事モ多ク有リマス)タカカ同シ工場ニ働キ居ルノテ顔ハ見合セテモ話ヲ仕掛ケテ房吉ノ誤解ヲ受クル様ナ事カアツテハナラヌト思ヒマスカラ話一ツシタ事ハアリマセンタカカモ知ラヌ風ヲ装テ居リマシタ昨年六月十日(日曜日)私ハ会社ノ門ヲ入ツテ行クト守衛ノTNカ用カアルトテ呼止メ控室へ入レト云フノテ入ツテ行クトI Sカ椅子ニ掛ケテTNト話ヲシテルノテ私ハヤア暫クテト挨拶ヲシマシタ所房吉ハヤア此ノ辺ヲブラ／＼シテ歩クナヤト申スノテ私ハ変ナ事ヲ云フモノタト心ニ思ヒマシタノテI S君僕ハ何モブラ／＼シテイナイヨ何カ君誤解シテ居ルノテナイカト云ヒマスト何毎日此ノ辺ノ道路ヲブラ／＼歩イテルノヲ俺ハ見テ知ツテ居ル俺ハナア自警団員タカラ注意スルノタ貴様ハ人へ疵付テヨク凶々シクコ、へ居ラレルナト申スノテ私モ少シムツトシタノテ僕ハ凶々シイカモ知ラヌカ人ノ女房ヲ横取リスル者モ凶々

シイテハナイカト云ヒマスト何此ノ前科者貴様ハ監獄カラ出テ来タハカリテナイカト大声テ叫ヒマシタ多クノ男女工ハ何事ナラント集ツテ見テ居リマシタ房吉ハ立上リ私ノ洋服ノ襟ヲ取ツテ倒ソウトシタノヲ傍ニ居タ男カ止メロト云ツテ房吉ノ手ヲ押ヘタノテTNハ私ニ行ケト云ツタノテ之ノ場ヲ去リマシタ私ノ後姿ヲ見テ口惜シケレハピストルテモ鉄砲テモ持ツテコイト申シマシタ此ノ時私ノ前科カ公然同僚ニ知ラレ梳線(カード)ノ担任者モ辛ク当ルノテ前紡ヘ廻ハシテ貰フヘク話シタカ叶ハス遂ニ七月十日頃工場ヲヤメタノテスドウ考ヘテモ房吉ノ所行カ面白クナイノテSY亭ト二人テ押掛ケ詰問シテ謝マラセヨウト相談シマシタカ亭ハ応シマセンノテ新助ニ共ニ掛ケ合ヒニ行クヘク頼ンタカ之モ応シマセンノテシタソコテ仕方カナイカラ一人テ行ツテ一度ハOZ君僕カ悪カツタト房吉ノ一言ヲ得ルヘク思ヒ居リマシタ昨年十月二十六日仕事モ早ク仕舞ツタノテ今夜コソ話ヲ付クヘク赴キマシタ而シ房吉カ暴力テ向ツタ場合ニハ無手テハ酷イ目ニ逢フト思ヒマスカラ用心ノ為節杖ヲ携ヘテ参リマシタ之ハ当人ヲ殺ストカ傷ヲ付ケル為テハ絶対ニアリマセン若本人カ暴力テ迫ツタ時ハ之ヲ示シテ逃ケテ来ヨト思ツテ持ツテ行ツタノテス九時頃房吉方ヘ参リ家ノ前テ待ツテ居リマストタカカ帰ツテ参リマシタノテIS君ハ居ラヌ様タカイツ帰ルト問フテモ黙ツテ居リマスソレテ又IS君ニ用カアツテ是非逢ツテ話サナケレハナラヌ事カ有ルカラト申シテモ黙ツテ居リマス兎ニ角中ヘ入ツテ待ツテ居ヨウト云ヒマスト矢ニハニ逃ケヨウトシマシタノテ逃ケスモヨイテナイカト云ツテ左ノ手ヲ握リマシタラ足下ニ積ミアル薪(長サ一尺二三寸位ノモノ)ヲ以テ左肩及胸ヲ強クタカニ殴リ付ケラレタノテ私ハカツト逆上シテ節抜ノ鞆ヲ払ヒ夢中テ突キマシタタカハ大声テ人殺シト叫ヒマシタ私ハ正氣ニ返リシマツタ事ヲシタト思ヒ節抜ノ鞆ヲ搜シテ居リマストミキカ駆ケテ参リマシタ

ノテ私ハ警察ヘ出ルツモリテ家ニ走り帰り主人松治郎ニ喧嘩シテ二人ヲ傷ツケタカラ自首スル旨ヲ語り着物ヲ換ヘテ主人夫婦カ事情ノ内容ヲ聞キマシタカ遅レテハ警察ニ迷惑ヲ掛クルト思ヒマシタカラ何モ話サス警察署ニ走り行キ受付ノ巡查ニ私ハ只今□町テ元ノ女房ヲ傷ツケタ者テスカラ調ヘテ戴キマスと言ツテ正面ノ柱時計ヲ見マシタラ午後十時二十分ニ少シ前テアリマシタ畠山警部ハ直ニ一室ニ私ヲ導ヒテ原籍住所姓名等取調ヘニテ留置室ニ入レラレニ時間モ過キタト思フ頃ニ司法主任武田警部ノ惨酷ナ取調カ行ハレタノデアリマス警察官ノ惨虐ナル所為ニ堪エス一時逃レヲ述ヘテ罪ノナイモノカ罪人トナリ輕イ者モ重罪人ト為ツタ者ハ少ク無イト思ヒマス予審廷ニ於テモ公判廷ニ於テモ私ハ此ノ事實ヲ話シマシタカ才前カラ進ンテ出タノタカラソナ事カアル理由ハ無イトテ信用シマセン私ハ島津予審判事ニ三四十円テ示談ニ出来マセヌカト問ヒマシタカラ才前ノ方テ示談ヲ望ンテモISハ応シマイ才前ノ云フ通りトシテモ罰金ハ免レヌト申サレ私ハ重クモ一年以内ノ刑ニテ相済ムモノト思ツテ居リマシタ然ルニ檢事ノ求刑カ七年五年ノ判決トハ私ハ其ノ過酷ナル刑ニハ如何ニシテモ服ス事ハ出来マセン原判決ノ量刑甚シク重キニ失スト思料スルニヨリ上告シタル次第ナリト云フニ在レトモ被告人カ被害者TIタカニ負傷セシメタルハタカニ薪ヲ以テ左肩及胸部ヲ強打セラレタル為逆上シ夢中ニテ為シタルモノナリトノ論旨ハ原判決ノ事實ノ認定ヲ批難スルモノニシテ本件ノ如ク陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ上告ノ理由トナラサルコト陪審法第百三条ノ規定ニ徴シ明瞭ナリ又記録ニ依ルモ被告人カ事官ニ發覺スル以前ニ自首シタル事實ヲ認メ難キヲ以テ原判決カ自首減輕ヲ与ヘサルハ正当ナルノミナラス諸般ノ事情ヲ斟酌スルモ原判決カ被告人ヲ懲役五年ニ処シタルヲ目シテ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト

認め難キヲ以テ論旨ハ総テ理由ナシ
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ依リ主文ノ如ク判決ス
検事平井彦三郎関与

昭和四年五月九日

大審院第二刑事部

裁判長判事 豊島 直通

判事 横村米太郎

判事 新保勘解人

判事 尾佐竹 猛

判事 織田 嘉七

右臆本也

昭和四年五月十六日

大審院第二刑事部

裁判所書記 鈴木喜一郎

② I G 平藏 (放火被告事件昭和4年7月25日判決)・「河北新報」昭和4年7月27日夕刊

判決

宮城県宮城郡□□村□□字□□木□□番地

農

I G 平藏

明治卅六年三月□□日生

右放火被告事件につき当裁判所は検事安倍輔関与陪審の評議に附し事実の判断をなし判決
すること左の如し

主文

被告人は無罪

理由

被告人平藏が昭和四年二月二十七日午後十二時ころ居村□□字□□H S 庄作住居の家屋
に放火し同居宅並に便所各一外を焼燬したりとの公訴は犯罪構成事実を認めざるを以て陪
審法第九十七条第一項第三項により主文の如く判決す

昭和四年七月二十五日

仙台地方裁判所刑事部

裁判長判事 浅沼彦一郎

判事 伊佐早 信

判事 河田榮左右

③ O U 清一 (殺人被告事件昭和5年2月26日判決)

昭和四年(一)第一五号

判決

本籍 仙台市□町通□□番地

住居 同市□町□□字□□中□□番地

瓦製造業

明治四十二年三月□□□日生

右者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事岡沼扶関与審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

証第一号短刀ハ之ヲ没収ス

訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ

全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ大正十三年春頃瓦製造職人トシテ被告人方ニ雇ハレタルKB數馬カ被告人ノ姉と
みト私通シ共ニ其ノ行衛ヲ晦マシタルヨリ右數馬ニ対シ不快ノ念ヲ抱キ居リタルモ大正十
五年頃右兩人カ被告人方ニ帰來シ被告人ト全居スルニ至リタルカ爾來數馬トノ折合兎角面
白カラス屢全人ト衝突シ結局全人等ノ全居ヲ拒絶シタル為數馬等ニ於テ已ムナク被告人宅
ノ隣家ニ別居シタルモノナルトコロ被告人カ昭和四年十一月一日午後十時半頃被告人宅ニ
於テ大工職、AM襲次郎等ト飲酒シ居リタル際數馬方全居人土工職SJ東藏KR長之亟等
ヨリ數馬ニ於テ日本刀ヲ抜き放チタルコトヲ聞知スルヤ直ニ數馬宅附近ニ赴キ全人ニ喰テ
掛リ全人ノ為下駄ニテ頭部ヲ殴打セラレ父一之進等ノ仲裁ヲ受ケタルモ尚數馬ニ打掛リタ
ルヨリ右一之進等ニ於テ數馬ヲ逃避セシメタルニ全人ヲ追跡シタルカ憤激ノ余茲ニ全人ヲ
殺害センコトヲ決意シ一旦自宅ニ引返シテ被告人所有ノ短刀(証第一号)ヲ携ヒ數馬ノ行
方ヲ搜索シ被告人宅ト全番地ナルKK三代龜宅入口ニ於テ右數馬ト出会スルヤ全人ト格闘

シ右短刀ヲ以テ全人ノ左顳顬部及左肋骨及第六肋間ヲ突き刺シ後者ノ刺創ハ心臟ヲ貫通シ
タル為其ノ場ニ全人ヲ即死セシメ以テ殺害シタルモノニシテ當時被告人ハ心神耗弱ノ状態
ニ在リタルモノナリ

右犯罪構成事實ハ陪審員ノ答申ニ基キ之ヲ認定ス

被告人カ當時心神耗弱ノ状態ニ在リタルコトハ鑑定人丸井清泰ノ鑑定書中ニ鑑定被告人大
浦清一ハ昭和四年十一月一日午後十時半頃ニ於ケル精神状態ニ障礙アリタリ其ノ程度ハ刑
法ニ所謂心神耗弱者ノ程度ニ該当スルモノト断スヘシナル記載アルニヨリ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ所定ノ有期懲役刑ヲ選択
シ尚心神耗弱者ナルヲ以テ全法第三十九条第二項第六十八条第三号ニ則リ法定ノ減輕ヲ為
シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク押収ニ係ル証第一号短刀ハ本件犯罪
ノ供用物件ニシテ被告人以外ノ者ノ所有ニ属セサルヲ以テ刑法第十九条第一項第二号第二
項ニ則リ之ヲ没収スヘク訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ニ付キテハ刑事訴訟法第二百三十七
条第一項ニヨリ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年二月二十六日

仙台地方裁判所刑事部

裁判長判事 伊佐早 信印

判事 江幡 清印

判事 小森 庚子印

⑦ N J直之助 (放火被告事件昭和7年6月27日判決)

判決

本籍 宮城県牡鹿郡□□町□□番地
住居 同所百□□番地

農蚕具雜貨商

N J直之助

明治十三年二月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事山井浩関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役十二年ニ処ス

但未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用 (陪審費用ヲ除ク) ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ肩書住居ニ於テ農蚕具食料品等ノ販賣商ヲ営ミ其店舗内ノ商品什器等ニ付N H動産火災保險株式会社ト昭和五年十一月二十三日金三千円ノ、N H簡易火災保險株式会社ト昭和六年一月三十日金三千円ノ、T K動産火災保險株式会社ト昭和六年二月十二日金千円ノ各火災保險契約ヲ各一箇年ノ期間ヲ以テ更新継続シ来レル処、近時財界ノ不況ニ伴ヒ營業不振ノ結果金融逼迫シ商品仕入先其他ニ多額ノ負債ヲ生スルニ至リタルヨリ一方ナラス懊惱シ居リタルカ遇昭和六年九月二十一日婿養子芳雄力朝来外出シタル俟夜ニ入ルモ帰宅

セサル模様ナリシ為メ同夜店舗ヲ焼キテ叙上ノ火災保險金ヲ騙取センコトヲ企テ翌九月二十二日午前一時三十分頃店舗ニ到リ其東側ニ在リタル養蚕網ノ材料ニ使用スル琉球草ニ燐寸ヲ以テ放火シ因テ被告人家族ノ居住セル右居宅一棟ヲ焼燬シ更ニ附近ノ人家二十数棟ニ延焼セシメタルモノナリ

右犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ニ基キ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役十二年ニ処シ同法第二十一條ニ從ヒ未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用 (陪審費用ヲ除ク) ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年六月二十七日

仙台地方裁判所刑事部

裁判長判事 島津兼三郎 印

判事 相馬 貞一 印

判事 内藤 庸男 印

⑩ S M喜四郎 (殺人被告事件昭和8年5月2日判決)

判決

本籍並住居 宮城県加美郡□□村□□字□□壇□□番ノ□番地

米穀雜貨販賣業兼農

治二十一年十月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事蘆立憲五関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

但シ未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和七年八月九日午後三時頃居村□□字□□壇所在松林ニ於テ予テ情交關係アルYZ長藏妻きみよ（当三十六年）ノ頸部ヲ右手ニテ締扼シ之カ為同人ノ血圧高マリ同時ニ中脳動脈瘤ノ破裂ヲ惹起シ因テ同人ヲ窒息死ニ致シタルモノナリ

右犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ニ基キ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ同条所定期刑ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ同法第二十一条ニ從ヒ未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年五月二日

仙台地方裁判所刑事部

裁判長判事 島津 兼三郎 印

判事 山田 近之助 印

判事 久保田由五郎 印

⑩ S M喜四郎（大審院傷害致死上告事件昭和8年11月16日判決）

昭和八年(初)第一三三八号

判 決 書

本籍並住居 宮城県加美郡□□村□□字□□壇□□番ノ□番地

米穀雜貨販売業兼農

S M喜四郎

明治二十一年十月□□日生

右傷害致死被告事件ニ付昭和八年五月二日仙台地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採扱シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理 由

弁護人守屋榮夫檀崎喜作上告趣意書第一点原判決ハ審理不尽ノ違法アリ原判決ハ其ノ理由ニ於テ被告人ハ昭和七年八月九日午後三時頃——予テ情交關係アルYZ長藏ノ妻きみよノ頸部ヲ右手ニテ締扼シ之カ為同人ノ血圧高マリ同時ニ中脳動脈瘤ノ破裂ヲ惹起シ因テ同人ヲ窒息死ニ致シタルモノナリト判示セラレタリ然レトモ本件ノ如ク被告人カ当初ヨリ殺害行為ノミナラス傷害ノ事實ヲモ全然否認シ何等被告人ノ犯意ヲ認ムルニ足ル証拠モ存在セ

サル事件ヲ陪審ニ付シタル場合ニ於テハ其ノ審理手續ハ先ツ殺人ナリヤ否ヤ及傷害致死ナリヤ否ヤヲ審理シタル後過失致死ニアラスヤ病死ニアラスヤ等ニ付テモ詳細ニ審理セサルヘカラス殊ニ本件ニ於テハ被害者きみよカ当時病氣ノ為卒倒セントシタルヲ被告人カ周章介抱ニ努メタルハ証拠ニ依リテモ明瞭ニ看取セラルル処ニシテ其ノ際無意識ニ頸ヲ締ムルニ至リタルモノト認ムルヲ相当トス然ルニ原審ハ過失致死ニ関スル点ニ付テハ何等ノ審理ヲモ為ササルハ違法ナリ本件記録ニ依レハ裁判所ハ被告人カきみよヲ殺害シ自殺ヲ図リタルモノナリトノ前提ノ下ニ審理ヲ進メタル結果当時被告人カ自殺ヲ決意シ居リタルモノナル事実ヲ追究スルニノミ汲々トシテ本件トハ直接關係ナキ被告人ノ借財其ノ他ノ生活關係等ニ付数人ノ証人ヲ訊問シ本件ノ大眼目タルきみよノ死因ニ関シテハ唯石川博士・大山医師ノ訊問ヲ為セルノミニテ弁護人ノ之ニ対スル再鑑定ノ申請ヲモ却下シタリ尤モ裁判長ハ石川博士ノ訊問ニ依リ心証ヲ得タルヲ以テ他ノ証拠ハ之ヲ取調フルノ必要ナシト認メタルモノナランモ法律的智識ト經驗トニ乏シキ陪審員ヲ以テ構成セラルル陪審事件ニテハ斯ル理論ハ適用スヘカラサルモノナリト信ス本件記録ヲ通読スルニ疑問點ナカラサルモ少クモ特ニ左ノ諸点ニ付審理ノ尽ササルモノアリト認メラル一被告人カ故意ニきみよニ対シ殺害行為又ハ暴行ヲ加ヘタリト認メラルヘキ何等ノ証拠ナシ原判決カ唯一ノ論拠トセル石川博士ニ依ツテ判明セル外傷ノ性質ト雖單ナル推測ニ過キサコトハ「ソレハ判然ト申上ケラレマセンカ傷ノ状態カラ見テ多分生前出来タ傷ト推測致シマシタ」トアルニ依ツテモ明瞭ニシテ此レ以外何等被告人ノ犯罪行為ヲ推測セシムヘキ証拠ナシ而シテ本件死体ヲ最初ニ檢視セル大山医師ハ此ノ外傷ヲ認メサリシコトハ記録上明ニシテ從ツテ果シテ其ノ傷カ生前ニ生シタルモノナルヤ否ヤ甚タ疑ハシク検証調書ニ依レハ多数ノ蛆虫發生シ為ニ皮膚ニ斑

点ヲ生シ居リタリトアルニ依ツテ見レハ之等ニ依リ傷ヲ生シタルモノナルヤモ計ラレスニ仮ニ石川博士訊問ノ結果ヲ是認シきみよノ傷カ生前ニ出来タモノトスルモ単ニ此ノ事實ノミヲ以テ被告人カ締扼セルモノト速断セラルヘキモノニアラス何トナレハ該場所ハ小松・茨笹等ノ叢ヲナシ居ルコトハ検証調書ニ依ルモ明ニシテ而シテ被害者ノ傷ハ茨ニ引カレタル様ノモノナリシコトハ千葉巡查ノ証言ニ依リテ明ナリ然ラハ該傷ハ密会ニ赴ク途中きみよカ茨ニ引カレタルモノナリヤモ計リ難シニ元來本件被告人ノ如ク頗ル真面目ニシテ正直ナ初犯者カ検事及予審判事ノ嚴重ナル取調ニ於テ終始一貫シテ犯罪事實ノ全部ヲ否認セル事件ニ於テハ裁判長ハ宜シク被告人ノ供述ヲ考慮シ實質的眞実ノ發見ニ努力セサルヘカラス然ルニ原審ニ於テハ被告人カ卒倒セルきみよノ介抱ニ努メタル際使用セルタオル手拭及宝丹等カ証拠物トシテ存在シ宝丹ノ如キハ予審ニ於テ薬剤師米城祐一ヲシテ鑑定セシメタル事實アルニモ拘ラス之等ノ証拠方法ヲ法廷ニ於テ何等取調ヲ為サス從ツテ被告人ノ利益トナルヘキ証拠方法ノ取調ヲ為ササリシモノナリ四原審ハ上述ノ如ク被告人カきみよヲ介抱セル事ニ付テハ何等審理スル処ナク却テ被告人カ債務ノ苦痛ヨリ免レントシテ自殺ヲセルモノナルコトヲ推認セシムル為數人ノ証人ヲ訊問シタルモ其ノ証言ハ被告人ニ有利トナリ予審ノ決定理由ハ甚シク疑問トナレリ而シテ斯ル比較的輕微ナル事實ノ審理ニ多大ノ時間ヲ費シ被害者ノ死因ニ付テハ僅カニ石川博士訊問ト大山医師ノ訊問トヲ為シタルニ止メタリ蓋シ本件ノ最モ重要ナル点ハ被害者きみよノ死因ニ在ルコトハ自明ノ理ナリ(一)きみよハ死亡一ヶ月前尿毒症ニ罹リ人事不省ニ陥リ自宅前ノ小川ニ卒倒シタル事實アリ(二)きみよハ死亡当時モ頭痛ヲ訴ヘ被告人ニ診療費ノ貸与ヲ申込ミタル事實アリ(三)尿毒症ハ頭痛ヲ伴フコトハ石川博士ノ陳述ニヨルモ明ニシテ被害者きみよハ当時尿毒症ノ起因ヲ為ス腎臟

炎ニ罹リタル事実ハ石川博士ノ鑑定書中説明ノ部ニ「下腸壁ノ腎ノ膀胱等ニ浮腫アリ腎臓炎ノ象ヲ存ス」トアルニ依リテモ推定セラル(四)被害者きみよカ卒倒セル際被告人ハ介抱ニ努メタル事実ヲ証スルタアル手拭宝丹等カ存在スル等ノ事実ヨリ見レハ被害者ハ当時頭痛ニ悩ミツツアリタルモノニシテ偶々密会中極度ノ頭痛ヲ催シ卒倒シタルニ基因シ窒息死ニイタリタルヤモ計ラレス然ラスシテ石川博士ノ証言ノ如ク頸部締扼ニ依リ窒息死ヲ招キタルモノナリトスルモ被害者ノ卒倒ニ被告人カ驚キ介抱セントシテ種々ノ方法ヲ講シ輕ク頸部ヲ押ヘタル処偶々特異體質ノきみよハ動脈瘤ノ破裂ヲ惹起シ死亡ノ結果ヲ招来シタルモノナルヤモ計ラレス四圍ノ事情ヲ綜合スレハコレヲ事実ト認ムルコト最モ妥当ナリ此ノ事実ニシテ果シテ眞実ナラハ本件ハ傷害致死ニ非サル筈ナリ從ツテ裁判所トシテハ大山医師ニ就キきみよノ既往症ハ勿論死亡當時ノ診断ノ結果ニ付充分ノ訊問ヲ為スヲ要スヘキハ勿論被告人カ果シテ當時きみよノ介抱ニ努メタル事実アリヤ否ヤ又死亡前一ヶ月前卒倒ノ際最初ニ診療シタル中新田町鈴木侃医師等ニ就キテモ訊問シテ眞実ノ發見ニ努ムヘキモノナリ殊ニ石川博士ノ鑑定書中説明ノ部ニハ「然レトモ該締扼痕ハ皮下組織ノ筋肉等ニハ出血損傷ナク古骨喉頭軟骨ノ骨折等ナキヲ以テ觀レハ其ノ作用甚タ強大ナラサリシコトヲ推測シ得ヘシ云々」トアルニ依ルモ被告人ノ締扼ハ甚タ輕度ノモノナルヲ知ルヲ得ヘキカ故ニ故意ニ締扼セルモノトハ認ムルコト能ハス締扼セルモノトセハ過失ニ基クモノナルコト明ナリ要之原審ハ被害者きみよノ死因及被告人ノ犯意ノ有無ニ関シ審理ヲ尽ササルノ違法アルモノニシテ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ原審ハ其ノ必要ト認メタル事實並証拠ノ取調ヲ為シ陪審ノ評議ニ付シ陪審ハ之ニ依リテ殺人ノ事實ヲ否定シ傷害致死ノ事實ヲ肯定スル答申ヲ為シタルコト記録上明白ナレハ原審ハ本件ヲ断スルニ足ルヘキ取調ヲ了

シタルモノト謂フヘシ所論ノ各証拠ニ依ルモ本件被告人ノ行為カ過失殺ナルコトヲ疑フニ足ルヘキモノト為シ難ク其ノ他斯ル疑ヲ挾マシムヘキ資料ナキカ故ニ原審カ過失殺ニ関スル取調ヲ為ササレハトテ所論ノ如ク審理不尽ノ違法アルモノト謂フヘカラス其ノ他論旨ハ要スルニ陪審ノ答申ヲ採択シテ為シタル事実ノ判断ヲ批難スルカ又ハ証拠取調ノ限度ニ関スル原審ノ職權行為ヲ攻撃スルニ外ナラサルモノニシテ其ノ理由ナシ

第二点原審ハ裁判長ノ説示法律ニ違反シ且不当ノ説示ヲ為シタル違法アリ一、陪審ニ対スル裁判長ノ説示ハ苟クモ陪審員ノ純真ナル心情ヲ左右スルカ如キ言辞ハ嚴ニ慎マサルヘカラス然ルニ原審裁判長ノ説示ニ依レハ「果シテきみよカ病氣ノ為死ンタカトウカト云フコトニ付テハ諸君ノ聴カレタ当公判ニ於ケル証人大山医師ノ供述及証人石川博士ノ解剖ノ所見等ヨリ吟味シテ判断シテ貫ヒ度イノテス(七八六丁)ト説示セラレタリ此ノ説示ハ左ノ二点ニテ不当ナリ(イ)此ノ説示ハ本件きみよノ死因ハ病死カ殺害又ハ傷害致死ナリヤノ三点ニ要約セラルルモノニシテ過失致死ノ存在ヲ説示セサル点ニ於テ不当ナリ是問書ニ記載セサリシ結果ナリシナランモ本件ハ被告人ノ犯意ヲ推認スヘキ何等ノ証拠モ存在セサル事件ナルヲ以テ裁判長ハ須ク問書ニ過失致死ニ関スル問ヲ記載スルト共ニ之カ説示ヲ為ササルヘカラサルモノナリ(ロ)本件説示ハ陪審カ事実ノ認定ヲ為スニハ大山医師及石川博士ノ所見ノミヲ參酌シテ認定スヘク被告人ノ供述ノ如キハ何等顧ミル要ナキモノナリトノ觀念ヲ陪審ニ与ヘタルモノニシテ不当ナリ大山、石川両氏訊問ノ結果ニ依リ被害者ノ死亡ノ事實ハ明ナルモ果シテ被告人カ害ヲ加ヘタリヤ否ヤノ事實ハ不明ナリ仮ニ之ヲ認定シ得ヘシトスルモ果シテ被告人カ故意ニ為シタルモノナリヤ否ヤハ判定シ難シ從ツテ本件ノ如ク複雑ナル事件ニ付陪審ニ対シ説示スル場合ハ裁判長ハ宜シク死因ノ外犯意ノ有無及之ニ依リ被告

人ノ罪責ニ付如何ナル影響ヲ及ホスモノナルヤ等ニ就テモ亦説示セサルヘカラスニ、裁判長ハ証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得サルハ陪審法第七十七条ノ規定スル所ナリ然ルニ原審ニ於テ裁判長ハ「最後ニ弁護人ハ疑ハシキハ罰セストノ格言ヲ述ヘラレ然ラストノ答申ヲ求メラレマシタカ此ノ格言ハ疑ハシカラサル事件即チ証拠ノアル事件ニ適用ナキハ勿論テ本件ハ証拠ノナイ事件テハナイ云々」ト説示セラレタリ裁判長カ本件ハ証拠ノナイ事件テハナイ云々ト説示セル反面ニハ本件ハ証拠充分ナル事件ナリトノ意ヲ表示セルモノニシテ畢竟証拠ノ存否即チ信否ニ関スル意見ヲ表示シタルモノナリ裁判長ノ証拠トセル石川博士ノ証言「夫レハ判然ト申上ケラレマセンカ傷ノ状態ヨリ見テ多分生前手ヲ縮メテ出来タモノト推測致シマシタ」(七七〇丁)等ハ畢竟一ノ推測ニ過キスシテ却テ同博士ノ鑑定書中「……云々ヲ以テ觀レハ其ノ作用甚タ強大ナラサリシコトヲ推測シ得ヘシ」等ヨリ見ルモ其ノ締扼ハ甚タ軽度ノモノニシテ決シテ故意ニ因ル傷害ニアラサルモノト認メラルルナリ然ルニ裁判長ハ罪刑法定主義ニ関スル原則ヲ曲解シテ疑ハシキハ罰セストノ格言ハ証拠ノアル本件ニハ適用ナシト説示セラレタルハ違法不当ニシテ本件ノ如ク被告人ニ犯意存在セルコトヲ認ムヘキ何等ノ証拠ナキ事件コソ此ノ格言ノ活用セラルヘキ好個ノ適例ナリト信ス之ヲ要スルニ原審裁判長ノ説示ハ誘導的説示ヲ為シタルモノニシテ法律ニ違反シ且不当ナルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト信スト云ヒ弁護人山本仲次郎上告趣意書陪審裁判ノ要諦ハ陪審員ヲシテ犯罪事実ノ有無ヲ認定セシムルニ在リ即チ陪審裁判ハ裁判所ノ有スル事実ノ認定權ヲ陪審員ニ移シ裁判所ヲシテ事実ノ認定ニ関与セシメサルヲ以テ根本義トナス從ツテ陪審法第七十七条ニ規定セル弁論終結後ノ裁判長ノ陪審員ニ對シ為ストコロノ説示ハ証拠ノ真否及罪責ノ有無ニ亘ルコトヲ嚴禁セリ然ルニ本件公判記録ヲ閱スルニ弁

護人ハ「犯罪ハ証拠カナケレハ罰セラレマセヌ疑ハシキハ罰セスト云フ格言カアリマス本件ハ証拠ノ疑シキ事件デアリマスカラ以上申上ケタコトヲ考察セラレ本件ニハ然ラストノ答申ヲ乞フ旨」弁論セルニ對シ裁判長ハ「弁護人ハ疑ハシキハ罰セスト云フ格言ヲ述ヘラレ然ラストノ答申ヲ求メラレマシタカ此ノ格言ハ疑ハシカラサル事件即チ証拠ノアル事件ニ適用ナキハ勿論テ本件ハ証拠ノナイト云フ事件テハナイ相反スル証拠力對立シテ居ルコトハ之迄説明シタ通りテアル」ト説示シ以テ本件ハ疑ハシカラサル事件ナル旨ヲ説示セリ果シテ疑ハシカラサル事件從ツテ事実ノ判明セル事案ナリヤ否ヤ本件記録ノ証明スルトコロニシテ本件ハ一種ノ疑獄トシテ吾人弁護人モ犯罪事実ノ有無ヲ疑フトコロ況ンヤ素人ニ屬スル陪審員ノ傾首判断ニ迷ヒ疑惑ヲ抱キシ事案ナリシコト疑フヘカラス此ノ場合ニ於テ専門的智識ヲ有スル裁判長カ疑ハシカラサル事件ナリト説示スルカ如キハ事実ノ存在証拠ノ信用スヘキコト説示セルモノニシテ陪審法第七十七条但書ニ違反スル説示ナリ然カモ右説示ニ於テ原審裁判長ハ其ノ疑ハシカラサル事件ナリトノ理由トシテ本件ハ証拠ノ存在セサル事件ニアラストマテ言及セリ是明ニ法律違反ノ説示ナリ加之全然証拠ノ存在セサル場合又ハ之ニ反シテ全然証拠ノ存スル場合ハ何レモ事案明瞭ニシテ何等疑ヲ生セス疑獄モ亦生セサルナリ疑獄ノ生シ判断ニ疑惑ヲ生スルハ事案ニ對シ相矛盾セル証拠ノ表現セルトキ何レヲ是トシ何レヲ非トスルカノ場合ニ在リ本件被告人ハ扼殺ヲ否認セルノミナラス被害者きみよノ頸部ニハ通常扼殺アリタル場合当然生スヘキ舌骨喉頭骨ノ骨折ナク被告人ノ否認之ヲ信シ得ヘシ然カモ頸部ニ於ケル痕跡ハ「皮ヲ引延ハシテ見セラレルト見ユル様ナ傷テ恰モばちテ搔イタ程度ノ傷……記録六九〇丁裏巡查千葉長人ノ証言……」即チ鑑定書ニオケル小指頭大ノ輕少ナル表皮剥脱ト大豆大一個麦粒大三個ノ皮下出血ノ痕跡ヲ有スルニ

止マリ締扼力軽度ニシテ之ノミヲ以テハ窒息死ヲ来スヘキモノニアラサリシコト鑑定書ニ明白ナルカ其ノ死ニ至リタルハ鑑定書ニ因レハ被害者きみよノ体質ハ所謂特異体質ニ属シ脳動脈ニ小豆大ノ動脈瘤アリ頗ル抵抗力弱ク何時破裂ヲ来スヘキヤ予測シ難キ体質ナリシトコロ偶々軽度ナリトハ云ヘ頸部ヲ締扼セラレ血圧ノ昂騰ヲ来シ右動脈瘤破裂シ其ノ俛鬼籍ニ入りタルモノナリト認ムト言フニアレトモ其ノ動脈瘤ノ破裂ニ因ル出血ハ脳圧迫ヲ来スヘキ程度(死ノ原因トナル程度)ニ達セサルモノナリト云フニアルヲ以テ右破裂ハ死ノ原因ヲ与ヘタルモノニアラス而シテ又締扼力右ノ如ク窒息死ヲ生スヘキ程度ノモノニアラサルヲ以テ窒息死ニ至ラサル締扼ヲ加ヘタルニモ拘ラス死亡シ脳圧迫ヲ来スヘキ出血程度ナラサリシニ拘ラス死亡シタリト云フニ帰シ鑑定甚タ曖昧ナリ然カモ被告人ハ締扼スラモ否認セルコト一件記録ニ明白ニシテ実ニ重大ナル疑獄事件ナリトス豈疑ハサルヘケンヤ原审弁護人カ本件ヲ目シテ証拠ノ疑ハシキ事件ナリ云ヒタルハ事実ノ真相ヲ喝破シタルモノナリ鑑定書及之ヲ作成セル証人石川哲郎ノ証言曖昧ニシテ正確ヲ欠キ相矛盾セルコト前記ノ如シ而シテ陪審員ハ其ノ取捨ニ惑ヒ居ルニ当リ原審裁判長ハ之ヲ疑ハシキ事件ニアラスト説示シ証拠ナキ事件ニアラスト説示シ而モ相反スル証拠力対立スル場合コソ真ニ所謂疑獄事件ナルニモ拘ラス相反スル証拠力対立セルコトヲ認メナカラ而モ本件ハ疑ハシカラサル事件ナリト説明シ証拠ノ対立セル語ヲ藉リテ反面ニ鑑定書又ハ証人石川哲郎ノ証言ノ信憑力ノ存スルコトヲ説示シタルモノナリ故ニ原審裁判長ノ説示ハ違法ナリト信スト云フニ在レトモ陪審ニ対スル裁判長ノ問ハ常ニ之ヲ為スヘキモ補問ハ裁判長カ各要件ニ付被告人ノ弁解其ノ他諸般ノ状況ヲ按シ必要アリト認メタル場合ニ於テ之ヲ為スヘキモノニシテ理論上想像シ得ヘキ総テノ場合ヲ尽シテ之ニ処スルノ補問ヲ為ササルヘカラサルモノ

ニ非サルコト陪審法第七十九条第二項第三項ノ規定ニ依リ明白ナリ而シテ本件ニ於テハ被告人ノ行為カ過失殺ニ非サルカラ疑フヘキ資料ノ存スルナク從ツテ此ノ点ニ関スル補問ヲ必要トスヘキ案件ニ非サルコト記録上明白ナルカ故ニ原審裁判長カ傷害致死囑託殺人及承諾殺人ノ補問ヲ為シ所論過失殺ノ補問ヲ為サス又此ノ点ニ付説示ヲ与ヘサリシハ正当ナリト謂フヘク右補問及説示ニ関スル論旨ハ其ノ理由ナク又本件ニ於テ所論ノ原審公延ニオケル大山医師ノ供述及石川哲郎ノ解剖ニ関スル所見カ重要ナル証拠資料タルコト記録上明白ナル所ナレハ原審裁判長カ此等証拠ニ付所論ノ如ク説示シタルハ固ヨリ正当ナリ而シテ裁判長ハ右証拠ノ外被告人ノ弁解其ノ他多数ノ証拠ヲ被告人ノ利益不利益ニ区分シテ各其ノ要領ヲ説示シ尚殺意ヲ有シ人ヲ殺シタルトキハ殺人罪ヲ構成スヘク殺意ナク不法ノ暴行ニ因リ人ヲ死ニ致シタルトキハ傷害致死罪ヲ構成スヘキコト等犯罪ノ成立ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実ヲ説示シ最後ニ弁護人ハ疑ハシキハ罰セストノ格言ヲ述ヘ然ラストノ答申ヲ求メタルカ此ノ格言ハ疑ハシカラサル事件ニ適用ナキハ勿論テ本件ハ証拠ノ無イト云フ事件テハナイ相反スル証拠力対立シテ居ルコトハ是迄説明シタ通テアル其ノ孰レヲ採用スルカハ諸君ノ随意テアリマスト説示シタルモノナルコト記録上明白ナレハ所論ノ如ク陪審ニ対シ単ニ大山医師ノ供述及石川哲郎ノ所見ノミヲ參酌シテ事実ヲ認定スヘク被告人ノ供述ヲ顧ルノ要ナキモノナリトノ觀念ヲ与フルカ如キ説示ナリト謂フヘカラサルハ勿論右説示中「証拠ノナイト云フ事件テハナイ」トアルハ有罪ノ証拠モアリ之ニ反対スル無罪ノ証拠モアリ之ヲ執レニスルモ証拠ノ無キ事件ニ非ス其ノ孰レカニ決スヘキモノナリトノ意義ニ解スヘキモノニシテ所論ノ如ク裁判長ニ於テ本件ハ有罪ノ証拠十分ナル事件ナリトノ意見又ハ証拠ノ信否ニ関スル意見ヲ表示シ若ハ証拠ノ対立ナル語ヲ藉リテ反面ニ鑑

定書又ハ証人石川哲郎ノ証言ノ信憑力ノ存スルコトヲ説示シタルモノト謂フヘカラス要スルニ原審裁判長ノ説示ハ所論ノ如キ違法ノモノト認ムルヲ得サルを以テ爾余ノ論旨モ亦総テ其ノ理由ナシ

弁護人守屋榮夫壇崎喜作上告趣意書第三点原判決ハ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料セラル被告人カキみよニ対シ傷害ヲ加ヘ死ニ致シタルモノナリヤ否ハ甚タ疑問トセサルヘカラサル所ナリ仮ニ百歩ヲ譲リ原審ニ於テ確定セル事實ヲ是認スヘシトスルモ其ノ量刑ハ頗ル不当ナリ被告人ハ(-)性温順真面目ニシテ義侠ニ富ミ為ニ居村住民及取引先ヨリモ信用セラレ商業ニ従事シ居村住民ノ金融ノ中心ヲ為シ居リタル事実ハ原審証人Y Z 齊治ノ訊問中「同人ハ借金カアツタカモ知レマセンカ兔ニ角世間ノ人達ヨリ信用ヲ受ケテ商売ヲシテ居タノテアリマス」(六八〇丁) 同証人A M 順藏ノ訊問中「財産ハ大シテ持ツテ居ナイ人デアリマスカ同人トハ永イ間取引ヲシタ間柄テ堅イ人デアリマシタカラ信用シテ居タノデアリマス」(六六九丁) 其ノ他総テノ証人カ之等ト同様ノ証言ヲ為シ居ルニヨリテモ明ナリ而シテ本件ニ於ケルキみよトノ関係モ亦此ノ性格ノ一片タル義侠心ヨリキみよノ一家ニ対シ恩恵ヲ与ヘタルニ依リ発生シタルモノナリ(二)従ツテ被告人ニハ再犯ノ虞絶対ニナキコトヲ確信セラル(三)被告人ハキみよ死亡後ソノ責任ヲ感シテ自殺ヲ決意シ自宅ヘ帰り「カルモチン」ヲ持参シ之ヲ服用シテ自殺ヲ決行シタルモノニシテ当時カルモチンカ致死量ニ達セサリシ結果翌朝大山医師方ニ於テ蘇生スルニ至リタルモノナリ此ノ自己ノ行為ニ対シ責任ヲ感シ自殺スルニ至リタルノ心情ハ之ヲ憫諒スヘクソノ程度ハ自首ニ勝ルコト万々ナリ(四)被告人ノ妻ハ一家ノ大黒柱ヲ失ヒ七人ノ子女ヲ抱キ途方ニ暮レ居ルモノナリ此等ノ点ヲ参酌スルトキハ傷害致死ニ関スル最低限度ノ科刑ヲ以テシ執行猶予ノ恩典ニ浴セシメ其ノ責任ヲ自覚

シ素行ヲ慎ミ家業ニ努力セシムヘキモノトス刑罰ハ死者ニ及ハス一度死シテ蘇生セル被告人ニ対シテ重刑ヲ科スルカ如キハ刑法ノ本旨ニ反スルモノトイハサルヘカラス然ルニ本件被告人ニ対シ懲役五年ノ重刑ヲ以テ原審カ処断シタルハ不当ナリト信スト云フニ在レトモ記録ヲ調査シ諸般ノ情状ヲ参酌スルニ原判決ノ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ナキヲ以テ論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事大原昇関与

昭和八年十一月十六日

大審院第二刑事部

裁判長判事 清水 孝藏

判事 江崎定次郎

判事 尾佐竹 猛

判事 織田 嘉七

判事 稲田 競

右臈本也

昭和八年十一月十六日

大審院第二刑事部

裁判所書記 鈴木喜一郎印

⑫KB延壽郎(放火未遂被告事件昭和9年8月6日判決)

判決

本籍並住居 福島県石川郡□□村大字□□字□□沢□□番地

無職

K B 延壽郎

明治四十二年一月□日生

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事蘆立憲五関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス

但シ未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入ス

訟費用中陪審費用ヲ除キ予審ニ於テ証人 F S 及び W T 武夫、

N M 角之助、A M 勝、S T 重次郎ニ支給シタル分及公判ニ於テ

各証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ仙台市□□中丁 A B 榮記ヨリ全丁八十六番地所在ノ全人所有家屋一棟ヲ借受ケ妻欣子ト共ニ全居シ全市□町□丁目 T K 海上火災保險株式会社仙台支部ニ勤務シ居リタル際昭和八年一月頃以降全年八月頃迄ノ間數回ニ全会社ノ為取立テタル火災保險料約四百余円ヲ擅ニ費消シ之カ補填ノ方法ニ窮シタル結果偶々前示居宅内ノ自己又ハ妻所有ノ家具、什器、衣類、寢具等ノ動産ニ付前記保險会社ト二口ニテ金千七百円ノ火災保險契約ノ締結シアルヲ好機トシ右被告人方住宅隣家ニ放火シテ自己ノ居宅ニ延焼セシメ前記保險ノ目的

物件ヲ燒燬シテ不法ニ保險金ヲ領得セシコトヲ昭テ昭和八年九月十七日午後十一時三十分頃前記被告人方居宅ニ近接セル東隣ノ K M 角之助方住宅西北隅軒下ニ立掛ケアリタル空炭俵ノ下部ニ炭火一個ヲ置キ之ヨリ漸次右家屋ニ燃移ル様装置ヲ施シタルモ該炭火八間モナク自然ニ消火シテ発火スルニ至ラサリシ為更ニ犯意継続ノ上被告人方居宅西側ヨリ約二尺八寸位隔リタル西隣ノ F S 及び方便所木羽屋根ノ間ニ炭火一個ヲ差込ミ以テ放火シ右便所ノ屋根約一尺四方位ノ個所ヲ燒燬シタルモ間モナク附近ノ者ニ発見消止メラレタル為右住宅燒燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ニ基キ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百十二条第百八条第五十五条ニ該当スルヲ以テ其ノ有期懲役刑ヲ選択シ未遂犯ナルヲ以テ減輕スルヲ相当ト認メ全法第四十三条本文第六十八条第三号ニ則リ法定ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処シ全法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中百五十日ヲ本刑ニ算入シ訴訟費用中陪審費用ヲ除キ主文第三項表示ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ノ負担トスヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年八月八日

仙台地方裁判所刑事部

裁判長判事 島津兼三郎 印

判事 中井 久二 印

判事 小宮山照雄 印

⑫ K B 延壽郎 (業務上横領被告事件昭和9年8月8日)

判決

本籍並住居 福島県石川郡□□村大字□□字□□沢□□□番地
無職

K B 延壽郎

明治四十二年一月□日生

右ノ者ニ対スル業務上横領被告事件ニ付当裁判所ハ檢事蘆立憲五関与ノ上審理ヲ遂ケ判決
スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五月ニ処ス

訴訟費用中予審ニ於テ証人 W N 嘉七、W N 貞三郎、

O K 順治、S K 重明、A T 倉之助等ニ支給シタル分

ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ仙台市□町□丁目 T K 海上火災保険株式会社仙台支部ニ勤務シ福島、岩手両県下
ニ於ケル全会社代理店ノ成績調査、成績不良代理店ニ対スル応援其ノ他仙台市内ニ於ケル
全支部直扱ノ火災保険加入者及前記代理店ヨリノ保険料ノ取立等ノ業務ニ従事中

第一、昭和八年一月頃福島県東白河郡□□村□□代理店事務員 S K 重明ヨリ取立テタル全代
理店扱ノ火災保険料金十三円五十銭及全月頃全人ヨリ当時ノ被告人肩書居宅ニ送金シ来
リタル火災保険料金三十五円 (合計四十八円五十銭) ヲ業務上保管中孰レモ其ノ頃福島

県其ノ他ニ於テ擅ニ之ヲ遊興費其ノ他自己ノ用途ニ費消シテ横領シ

第二、全年三月頃全県岩瀬郡□□町□□代理店 O H 常重ヨリ取立テタル全代理店扱ノ
火災保険料金四十七円九十四銭ヲ業務上保管中其ノ頃仙台市内ニ於テ擅ニ之ヲ自己ノ生
活費等ニ費消シテ横領シ

第三、全年四月初旬頃火災保険加入者ナル仙台市□□番丁□□番地 I I 民吉ヨリ取立テタ
ル前記会社仙台支部扱ノ火災保険料金百二円ヲ業務上保管中其ノ頃全市内其ノ他ニ於テ
擅ニ之ヲ自己ノ生活費其ノ他ニ費消シテ横領シ

第四、全年五月頃岩手県胆沢郡□□町前□□理店 O K 順治ヨリ取立テタル全代理店扱ノ火
災保険料金八十三円九十七銭ヲ業務上保管中之ニ自己ノ所持金ヲ加ヘ恰モ前記 I I 民吉
ヨリ取立テタル火災保険料ノ如ク装ヒ其ノ頃擅ニ之ヲ前掲第三ノ百二円ノ補填ニ流用シ
テ横領シ

第五、全年六月及七月ノ二回ニ亙リ福島県東白河郡□□町□□代理店 A T 倉之助ヨリ取立
テタル全代理店扱ノ火災保険料金四十五円ヲ業務上保管中其ノ頃福島県其ノ他ニ於テ擅
ニ之ヲ遊興費其ノ他自己ノ用途ニ費消シテ横領シ

第六、全年七月初旬頃前記代理店 O H 常重ヨリ取立テタル全代理店扱ノ火災保険料金百二
十八円五十三銭ヲ業務上保管中其ノ頃仙台市内ニ於テ前全様擅ニ之ヲ自己ノ生活費其ノ
他ニ費消シテ横領シ

第七、全年八月初旬頃前記 I I 民吉ヨリ取立テタル前記会社仙台支部扱ノ火災保険料金七
十九円五十二銭ヲ業務上保管中内金四十八円五十銭ヲ恰モ前記 I I 民吉ヨリ取立テタル
火災保険料ノ如ク装ヒ其ノ頃擅ニ之ヲ前掲第一ノ四十八円五十銭ノ補填ニ流用シ其ノ余

ハ自己ノ生活費等ニ費消シテ孰レモ此等ヲ横領シ

第八、全年八月頃岩手県江刺郡□□町□□代理店KM藤兵衛ヨリ取立テタル全代理店扱ノ火災保険料金五円九十五銭及全県稗貫郡□□町□□代理店WN邊嘉七ヨリ取立テタル全代理店扱ノ火災保険料金十七円八十四銭（合計二十三円七十九銭）ヲ業務上保管中孰レモ其ノ頃仙台市内其ノ他ニ於テ擅ニ遊興費其ノ他自己ノ用途ニ費消シテ横領シタリ而シテ右業務上横領ノ各所為ハ犯意継続ニ係ルモノトス

証拠ヲ案スルニ

判事冒頭ノ事実及判示第二乃至第四、第六、第七ノ各事実ハ孰レモ被告人ノ当公廷ニ於ケル判示全趣旨ノ供述ニヨリ明瞭ニシテ

判示第一ノ事実ハ

一、被告人ノ当公廷ニ於ケル判示ノ頃判示H代理店ヨリ判示火災保険料ヲ取立テタル旨ノ供述

一、全人ニ対スル第二回予審訊問調書中全人ノ供述トシテ私カH代理店ヨリ取立テタル火災保険料ハ之ヲ所持シ居ル内会社ノ了解ヲ得ス其ノ当時福島県其ノ他ニ於テ勝手

ニ遊興費ヤ自己ノ旅費等ニ使ツテ仕舞ヒタル旨ノ記載

ニ依リ之ヲ認め

判示第五、第八ノ各事実ハ

一、被告人ノ当公廷ニ於ケル判示ノ頃夫々判示代理店ヨリ判示ノ如ク火災保険料ヲ取立テタル旨ノ供述

一、全被告人ニ対スル第二回予審訊問調書中全人ノ供述トシテ私ハAT倉之助ヨリ昭和

八年六月中三十円全年七月中十五円KM籐兵衛ヨリ全年八月中五円九十五銭WN嘉七ヨリハ全月中十七円八十四銭ヲ取立テタルカ其ノ当時福島岩手ノ出張先ニ於テ勝手ニ代理店主ヲ招待シタリ或ハ自分ノ旅費等ニ之ヲ使ツテ仕舞ヒタル旨ノ記載

一、証人MK英太郎ニ対スル予審訊問調書中全人ノ供述トシテKB延壽郎ハTK海上火災保険株式会社仙台支部ニ雇ハレ中福島岩手両県下ノ代理店ヨリ取立テタル保険料及仙台市□□番丁II民吉等ヨリ取立テタル保険料合計約四百余円ヲ勝手ニ使込ミタル旨ノ記載

ニヨリ之ヲ認め

犯意継続ノ点ハ被告人カ判示期間ニ全種行為ヲ反覆累行シタル事跡ニ徴シ之ヲ認め以上ノ各証拠ヲ綜合スレハ判示犯罪事実ノ証明十分ナリトス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百五十三條第五十五條ニ該当スルヲ以テ其ノ所定刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五月ニ処スヘク尚訴訟費用中主文第二項表示ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ被告人ノ負担トスヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年八月八日

仙台地方裁判所刑事部

裁判長判事 島津兼三郎 印

判事 中井 久二 印

判事 小宮山照雄 印

⑬ KM半兵衛（強姦致傷殺人未遂被告事件昭和9年9月28日判決）

判決

本籍並住居 宮城県宮城郡□□町□□字□田□□番地

農

伴兵衛事K J半兵衛

明治十五年三月□□□□日生

右ノ者ニ対スル強姦致傷殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事蘆立憲五関与陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

但シ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ被告人ノ負担トス

殺人未遂ノ公訴事実ニ付被告人ハ無罪

理 由

被告人ハ心神耗弱者ナルトコロ昭和八年九月二十三日午後三時過頃従兄弟ニ当ル肩書居町□□字□田□番地K J金平方ニ到リタルニ偶々同人方ニハ右金平ノ妻みよき（当時四十一年）カ其ノ子たみ子（当時二年）ト留守居ヲ為シ同家中ノ間縁先ニテ針仕事ヲナシ居リ金平其他ノ家族ハ孰レモ不在ナリシヨリ暫ク同女ト対談シ居リタルカ遽ニ劣情ヲ起シ之ニ情交ヲ迫リタルモ其ノ拒ムトコロナルヤ茲ニ暴力ニ訴ヘ同女ヲ強姦セント決意シ矢庭ニ同女ノ手ヲ掴ミ其ノ抵抗ヲ排シ之ヲ戸外ニ引出シ同家西側庭端ノ植込内ニ引摺リ込ミ先ツ拳ヲ

以テ其ノ横腹辺ヲ突き且其ノ場ニアリタル棒ヲ以テ其ノ頭部ヲ毆打シ因テ頭部等ニ挫傷ヲ負ハシメ同女ヲ其ノ場ニ倒シ姦淫ヲ遂ケタルモノナリ

右犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ニ基キ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八十一条第七十七条ニ該当スルヲ以テ其ノ有期懲役刑ヲ選択シ尚被告人ハ心神耗弱者ナルヲ以テ同法第三十九条第二項第六十八条第三号ニ則リ法律上ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ同法第二十一条ニヨリ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

本件公訴事実中被告人ハ判示犯行ヲナシタル後K Jみよきノ負傷ノ案外重傷ナルコトヲ知ルヤ其ノ犯行ノ発覚ヲ恐レ寧ロ同女ヲ殺害シテ犯跡ヲ覆フニ如カスト決意シ即時同所ニ於テ所携ノ細紐（証第五号）ヲ同女ノ頸部ニ捲付ケ之ヲ締メタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリトノ事実ニ付テハ陪審ノ答申ニ依リ犯罪構成事実ヲ認メサルヲ以テ陪審法第九十七条第三項ニヨリ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年九月二十八日

仙台地方裁判所刑事部

裁判長判事 島津兼三郎 印

判事 中井 久二 印

判事 丸山 正次 印

①TG友太郎（尊属殺人・殺人被告事件昭和4年4月16日判決）

昭和四年乙第二号

判決

福島県信夫郡□□村大字町□□字□□町□□番地

電灯工夫

TG友太郎

明治三十八年五月□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事福岡安次関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ死刑ニ処ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ被告人ノ負担トス

押収ノ日本刀（証第一号）ハ没収ス

理由

被告人ハFS電燈株式会社ノ工夫ヲ為シ居ル者ナル処昭和三年三月中ヨリ福島県信夫郡□□村大字町□□字□□町□□番地戸主桶職TG森吉ノ庶子トシ（当三十一年）ト私通シ同年四月九日トシノ姉ノ夫HK榮一郎夫婦ノ媒酌ニ依リ同家ニ婿入シ同年五月二十九日婿養子縁組婚姻ノ届出ヲ為シ爾来森吉トシ等ト同棲シ居リタルカ性短慮ニシテ屡トシヲ打擲スル等粗暴ノ行為アリタルヨリ森吉ハ之ヲ苦慮シ居リタル処昭和四年一月二十六日頃被告人

ハトシト喧嘩ヲ為シ森吉ヨリ離縁ヲ迫ラレ同夜同家ヲ立出テタルモ妻トシニ対シ未練ヲ有シ自ラ又ハ前記榮一郎ヲ介シテ事実上ノ復縁ヲ請ヒタルモ森吉カ之ヲ容レサリシヲ以テ更ニ同年二月四日午後六時自ラ同家ニ到リ改悛ヲ誓ヒ切ニ復縁ヲ懇願シタルモ森吉ハ之ヲ容認セス却テ被告人ノ気概ナキヲ嘲笑シタルヨリ被告人ハ憤激ノ余俄ニ殺意ヲ生シ養父森吉妻トシヲ殺害シテ自殺センコトヲ企テ曩ニ婿入ノ際持参セル証第一号ノ日本刀ヲ取出シ森吉及トシニ斬付ケ森吉ノ右顱頂部ニ長十四仙米巾三仙米右顱頂部ヨリ左顱頂部中央ニ亘ル長十二、五仙米巾二仙米深脳實質ニ達スル切創其ノ他四創トシノ右手腕関節ヲ切斷シ後頭部ニ長十七仙米巾四仙米深脳實質ニ達スル切創其ノ他四ヶノ創傷ヲ与ヘテ兩人ヲ即死セシメタル上附近ノ鉄道線路ニ飛込ミ自殺ヲ図リタルモ列車ニ跳飛サレテ左前膊ヲ轢斷セラレ其ノ他頭部等ニ負傷シタルノミニテ其ノ死ヲ免レタルモノナリ

右ノ犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ニ拠リテ之ヲ認定ス

被告人ノTG森吉ヲ殺害シタル所為ハ刑法第二百条ニTGトシヲ殺害シタル所為ハ同法第百九十九条ニ該当シ右ハ意思繼續ニ出テタル連続犯ナルヲ以テ同法第五十五条ニ依リ重キTG森吉ヲ殺害シタル所為ニ科スヘキ刑ニ從ヒ被告人ヲ処断スヘク押収ノ証第一号日本刀ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ依リ之ヲ没収シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ從ヒ被告人ノ負担スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年四月十六日

福島地方裁判所刑事部

裁判長判事 原田 繁藏印

判事 今野 茂印
判事 小森 幸二印

① T G友太郎 (大審院專屬殺人・殺人被告事件昭和4年6月27日判決)

昭和四年(初)第五五二号日

判決書

本籍並住居 福島県信夫郡□□村大字町□□字□□町□□番地

電灯工夫

T G友太郎

明治三十八年五月□日生

右尊属殺人殺人被告事件ニ付昭和四年四月十六日福島地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書ノ要旨ハ自分ハ昭和四年二月四日ニ於テモ平常ト異ナル処ナク電柱取換ノ仕事ヲ為シ午後四時過頃ニ電灯会社ニ歸リソレヨリ父T G森吉方ニ謝罪ニ行キ妻ニ会ヒ其ノ事ヲ話シ父森吉方寝テ居リタル枕元ニ坐リ同人ニ対シ自分カ悪カツタカラ勘弁シテ下サイト謝罪シタルカ父カ今頃何シニ来タト言ツテ大声ヲ寢床ヨリ起キ上リ自分ニ向ツテ何タ謝罪ニ来タナンテソレテハ此間渡シタ金ハ何ウシタト云ヒ其ノ金ヲ今直ニ此ニ出サナイ

ノテハ何ウシテモ勘弁出来ナイト申シタル故自分ハ何トカシテ父ノ心ヲ宥メント思ヒ着物ヲ着換ヘ改ツテ謝罪シ金ハ今月働ライテ給料全部ヲ出ス故其ノ時ニ自分ノ体モ共ニ這入レル様ニシテクレト何辺モ泣ク々々頼ミタルカ父ハ何ウシテモ許シテ呉レス才前ノ様ナヤクサ者ハ汽車ニテモ引カ、ツテ死ンテ仕舞ヘト云ヒタル故自分ハ一層死ンテ仕舞ハント思ヒ大切ナル軍隊手帳ヤ軍人記章ヲ取出シ更ニ刀ノアルモ見之モ大切ノモノト思ヒ何ノ氣ナシニ持チ行カントシタルニ妻ヤ父ハ殺サレルトテモ思ツタノカ妻ハ人殺シト言ヒテ二人シテ自分ニ取リスカリ三人ニテ刀ノ取リクラヲ始メ刀ノ鞘ハ妻ニ取ラレ刀ノ身丈ケ自分カ持チ居リタルカ自分ハ逃ケタル一方ニテ遂ニ其ノ刀ニテ父ヲ撲リタリ其ノ時胸ハ鳴リ頭ハ濛々トシテ何ノ考ヘモ付カス数回撲ツタ様ナ氣ハスルカ判然覺ヘスソレヨリ庭ニ出タルカ妻カ自分ノ前ニ立チテ掴ミカ、ラントシタル故之ヲモ数回殴ルニ至レリ然ルニ暫クシテ目カサメタ様ナ心持ニナリ氣カ付イテ見ルト誰モ居ラサリシ故大變ナ事ヲシタト思ヒ是テハ生キテ居ルコトカ出来ヌト考ヘ汽車ニ轢カレテ死ナント言フ氣ニナリ飛出シテ一旦ハ叔母ノ処ニ行キタル後汽車ノ線路ニ横リタルカ汽車ニ轢カレタルコトハ覺ヘアラサリシナリ右様ノ次第二テ刀サヘ見付ケサリセハ之ヲ持出ス様ナ氣モ起ラス間違モ起ラサリシナリシカモ刀ハ自分テ捜シテ取出シタワケニテハナカリシナリ斯様ナル次第ニテ自分ハ殺意ハ無カリシモノナリト云フニ在リテ本論旨ハ要スルニ原判決ノ認定シタル犯罪事実ニ対シ之カ事実認定ナルコトヲ主張スルモノナレトモ陪審法第百三条但書ノ規定ニ依ルトキハ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ事実ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スコトヲ許サ、ルヲ以テ論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事平井彦三郎関与

昭和四年六月二十七日

大審院第二刑事部

裁判長判事 豊島 直通

判事 横村米太郎

判事 新保勘解人

判事 尾佐竹 猛

判事 織田 嘉七

右臈本也

昭和四年七月十一日

大審院第二刑事部

裁判所書記 鈴木喜一郎印

3 山形

③KB憲幸（殺人被告事件昭和12年3月22日判決）

一一(と)二七号

判決

本籍 山形県西村山郡□□村大字□□千□百□□番地

住居 同県飽海郡□□村大字□□字□□目□□番地TH隨法方

元山形県耕地課属

義幸事

KB 憲幸

大正二年六月□□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事安達太助関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

未決勾留日数中九十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其ノ余ハ全部

被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ山形県耕地課雇トシテ飽海郡□□村県営両止井皿溝用水改良事務所ニ勤務シ居リタルモノナルトコロ昭和十一年八月十五日友人AB孝徳外三名ト共ニ同郡□□村TS海水浴場ニ遊ヒ飲酒ノ上同日午後八時過頃右孝徳外二名ト共ニ前記□□村大字□□字□□目FM楼事ST甚太郎方ニ登楼シ同家人ニ酒肴ヲ命シタルカ家人ハ被告人ニ飲食代金ノ未払アルトコロヨリ現金払ニ非サレハ応シ難キ旨右孝徳ヨリ聞知シ痛ク不満ノ情ヲ抱キタル折柄偶々家人ノ私語スルヲ聞キ畢竟被告人ヲ悪評スルモノト邪推シ憤激ノ余リ同楼台所ヨリ柳庖丁ヲ持チ出シ同所裏梯子前階下廊下ニ於テ同楼主人ST甚太郎ニ出会スルヤ突如右柳庖丁（証第一号）ヲ甚太郎ノ左前胸部ニ突キ刺シ心臓腔内ニ深達スル刺切創ヲ負ハシメ因テ同人ヲ即死セシメタルモノナリ

右犯罪事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス
法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ其ノ所定期刑範圍
内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク同法第二十一条ニヨリ未決勾留日数中九十日ヲ右本
刑ニ算入スヘク訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ訴訟費用中陪審
費用ヲ除キ其ノ余ハ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十二年三月二十二日

山形地方裁判所刑事部

裁判長判事 小村新太郎 印

判事 大内 彌介 印

判事 大賀 遼作 印

4 盛岡

① UI 袴 (強盜殺人未遂被告事件昭和3・12・20判決)

昭和三年(ハ)第一一七号

判決

本籍 栃木県那須郡□□村大字□□井□百□□番地

住居 不定

土工

UI 袴

当四十年

右者ニ対スル強盜殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事香取久吉関与ノ上審理ヲ遂ケ判決
スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役十年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ

其余ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年十月中旬頃岩手県下ニ来リ所々求職中生活費ニ窮シタル結果金品ヲ強奪
センコトヲ企テ全年全月三十日午前一時頃全県下閉伊郡□□町大字□□第□地割字□木□□
番地KG林作方裏口ヨリ全家ニ忍入り土間ニ在リタル林作所有ノ大鉞(証第一号)ヲ携ヘ
テ室内ニ上リ先ツ常居ノ間炉端ニ在リタル茶吞茶椀(証第三号)ニ灰ヲ充満シテ目潰シ用
ニ備ヘ置キタル後林作等ノ臥床セル座敷八畳間ニ入り林作ノ枕元ニ進ミ「起キロ」ト云ヒ
乍ラ右鉞ヲ以テ夜具ヨリ僅ニ頭部ヲ出シ居リタル林作ノ頭部ヲ眼菟ケテ一撃セルニ林作力
驚イテ起上ルヲ見ルヤ更ニ一撃ヲ加ヘントシタルモ全人ノ為メ右鉞ノ柄ヲ掴マレ格闘中折
柄物音ニ眼醒メタル林作長男喜代志(当十九年)モ林作ニ加勢シタルヲ以テ遂ニ其場ニ於
テ逮捕セラレタル為林作ノ右下眼瞼等ニ全治日数約五、六日ヲ要スル皮下出血症等ヲ与ヘ
タルニ止マリタルモノナリ

而シテ被告人ハ曩ニ大正六年十月五日宇都宮地方裁判所ニ於テ強盜傷人、強盜及竊盜罪ニ
依リ懲役十年ニ処セラレ其當時刑ノ執行ヲ終リタルモノトス

右ノ犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ニ抛リテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示行為中家宅侵入ノ点ハ刑法第三百三十条ニ強盜傷人ノ点ハ刑法第二百四十条前段ニ各該当スル処以上ハ相互ニ手段結果ノ關係アルヲ以テ全法第五十四条第一項後段第十条ニ依リ重キ後者ノ罪ノ刑ニ從ヒ其有期懲役刑ヲ選択シ累犯ニ係ルヲ以テ全法第五十六条第五十七条第十四条ニ依リ累犯加重ヲ為シタル上其所定期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役十年ニ処スヘク訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其余ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ從ヒ被告人ヲシテ全部之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決シタリ

昭和三年十二月二十日

盛岡地方裁判所刑事部

裁判長判事 生津和太郎 印

判事 宮地 米藏 印

判事 奈良 正夫 印

② Y D 三部 (殺人被告事件昭和4年1月29日判決)

昭和三年(ハ)第一一九号

判決

本籍地 青森県上北郡□□村字□□目□□番地百□□号

住所 岩手県下閉伊郡□□村第□□地割字□□

百□□番地□号ノ□ K B 半右エ門方納屋内

漁夫

Y D 三部

当三十四年

右殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事香取久吉干与審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ

其他ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ下閉伊郡□□村第□□地割字□□ K B 半右エ門方ニ漁夫トシテ雇ハレ他漁夫二十数名ト共ニ其肩書住所ニ合宿中昭和三年十一月三日午後七時頃右雇主ヨリ人数揃祝儀トシテ支給セラレタル酒一斗ヲ同僚等ト共ニ会飲シタル際同夜八時頃同納屋階下ニ於テ些細ナルコトヨリ同僚 N D 與三郎 (当二十七年) ト格闘シタルカ同僚等ノ仲裁ニヨリ之ト別レ同階上大火鉢ノ傍ニ赴キタル処間モナク與三郎カ之ヲ追跡シ来リ被告人ニ近ツクヤ該火鉢ノ炭火ヲ打掛ケテ挑戦シ且他同僚等ノ仲裁ヲ肯セサリシヲ以テ再ヒ茲ニ格闘ヲ為シタルカ被告人ハ與三郎ノ為メ半倒サルルニ立至リタルヲ以テ痛ク憤激シ偶々同所ニ與三郎ノ所有ニ係ル網切マキリ (証第一号ノ小刀) ノ存在スルヲ知ルヤ之ヲ以テ其格闘中與三郎ノ左側上胸部左上肢三角筋部及左上腹部ヲ突刺シタル結果全人ハ右左上腹部刺傷ニ基ク上行大静脈ノ切断ニ因ル大出血ニヨリ即死シタルモノナリ

右犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ行為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ其所定期刑範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処スヘク訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ陪審費用ヲ除キ其他ハ全部被告人ノ負担タルヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月二十九日

盛岡地方裁判所刑事部

裁判長判事 生津和而郎 印
判事 宮地 米藏 印
判事 奈良 正夫 印

④TD金作（放火被告事件昭和12年3月3日判決）

昭和十一年（ハ）第九三号

判決

本籍並住居 岩手県岩手郡□□村第□□地割□□番地

大工職

TD 金作
当三十二年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所は検事田口環関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ハ無罪

理由

被告人ハ大工職ヲ営ムモノナルトコロ昭和十一年九月三十日午後六時頃仕事先ヨリノ帰途居村TD春松方ニ於テ焼酎五合ヲ飲酒シタル上午後九時半頃同家ヲ立出テ予テ情交關係アリタル同村TMサン方ニ夜遊ニ赴キタルカ途中TM定方前道路ニ差蒐リタル際其ノ近隣ナル同村第□□地割百□□番地TM鶴松カ曾テ被告人ニ対シ居宅カ相当腐朽シタルヲ以テ建替ノ際ハ之カ建築方ヲ被告人ニ依頼スヘキ旨ノ意向ヲ洩シタルコトアリシニ拘ラス未タ之カ建替ヲ為ササルコトヲ想起シ寧口右鶴松方居宅ニ放火シテ之カ新築方ヲ請負フニ如カスト決意シ同日午後十時頃同人方厩裏手ニ到リ其ノ西方約一間半ノ箇所ニ積ミアリタル麦殻堆（直径約五尺、高さ約六尺）中ヨリ麦殻束三把ヲ拔取り之ヲ右堆ト厩トノ中間ニ積重ネ之ニ所携ノ燐寸ヲ以テ点火シ以テ漸次右堆ヨリ同人方居宅萱葺屋根ニ燃移ル如キ方法ヲ以テ放火シ因テ右鶴松方居宅一棟ヲ焼燬シ更ニ同人所有ノ肥料小屋、兔小屋、物置小屋各一棟ニ延焼セシメタルモノナリ

トノ本件公訴事実ニ付テハ当裁判所ハ之カ犯罪構成事実ヲ認メサルヲ以テ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトシ陪審法第九十七条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和十二年三月三日

盛岡地方裁判所刑事部

裁判長判事 西岡 國吉 印
判事 劔持 延治 印
判事 元岡 道雄 印

⑤ S S K 慶輔 (放火被告事件昭和12・3・3判決)

昭和11年(ハ)第101号

判決

本籍 岩手県紫波郡□□村第□□地割□番地

住居 盛岡市□□第□地割字□町□□番地T Z常次郎方

店員

S S K 慶輔

大正六年十二月□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事清田一郎関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ハ無罪

理由

本件公訴事実ハ

被告人ハ昭和九年九月以降盛岡市□□第□地割字□町□□番地米穀雜貨商S D屋事T Z常次郎方ノ店員ヲ為シ居タルモノナルトコロ主人常次郎方ニテ給料ノ支払ヲ吝ミ且甚敷粗食ヲ強ヒ虐遇酷使スル為被告人ハ他へ奉公替セント欲シ從來夫レト無ク暇ヲ乞ヒタルコトアリシカ其ノ都度主人等ヨリ説得セラレ旁々被告人ノ兄S S K 彌一郎ニ於テモ奉公替ヲ喜ハサル意見ナリシ上擅ニ暇ヲ取ルトキハ主人ヨリ受クヘキ筈ノ給料二百余円ヲ抛棄セサル

ヘカラサル破目ニ立チ到ルヘキコトヲ慮リ其ノ俛不平裡ニ過シ居リタルトコロ昭和十一年十一月初旬中主人夫婦カ其ノ居室ニ於テ奉公人カ自分方ニ放火シ家屋ヲ焼燬シ呉ルレハ火災保険金ヲ得ヘキニ依リ滞納税金ノ納付ニモ好都合ナル旨語合ヒ居ルヲ三回ニ亘リ耳ニシ且主人方居宅及商品等ニ数千円ノ火災保険ヲ付シアルコトヲ知り居タルヨリ自己カ放火シテ主人方ヲ全焼セシメハ主人ハ数千円ノ保険金ヲ得ヘク從テ滞納税金ハ勿論自己ノ給料ヲモ支払フヘシ等ト思料シ居タル折柄同月十六日午後二時頃被告人カ曾テ盛岡市□□市営住宅E D某ヨリ注文ヲ受ケタリト詐リ二回ニ白米四斗余ヲ持出シタル事実ニ付常次郎ヨリ右代金受領ノ為E D方迄案内スヘク命セラレ止ムナク常次郎ヲ右E D方ニ案内シタルモ主人方ニ歸リ自己居室ニ於テ右悪事ノ露見ハ必然ナルヲ以テ愈々此ノ店ヲ去リタキコト及前示給料ノ支払ヲ受ケタキモ主人方力僅少ノ税金ヲモ滞納シ居ル実情ナレハ到底其ノ望ナキコト等彼是思案中前示主人夫婦ノ保険金云々ノ言葉ニ想到シ此ノ際常次郎方居宅ヲ焼燬セハ一挙ニシテ虐遇セラレタル恨ヲ霽スト共ニ主人ヲシテ数千円ノ保険金ヲ取得セシムル結果自己ノ給料ヲ纏メ支払ヒ呉ルヘク然ル上ハ兄彌一郎ニ対スル氣兼モナク他へ奉公シ得ヘク万事好都合ニ展開スヘシト思惟シ断然放火ヲ決意シ先ツ酒ノ勢ヲ藉ルヘク同日午後七時過頃常次郎方裏門ヨリ無断外出シ附近ナル通称R K 堂事料理店S N屋ニ於テ飲酒シ同日午後十一時二十分頃同家ヲ出ツルヤ直ニ常次郎方裏屋敷内秣小屋ニ到リ前示居宅焼燬ノ意圖ノ下ニ同小屋内ノ秣ニ所携ノ燐寸ヲ以テ火ヲ放チ之ヨリ出火セシメタルモ消防組等ノ消防効ヲ奏シタルタメ右小屋及其ノ附近ノ小屋厩舎便所社祠等非住家建物数棟及馬二頭ヲ焼燬シタルノミニテ所期ノ如キ住宅焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリト謂フニ在リ

当裁判所ハ右犯罪構成ニ関スル事実ヲ陪審ノ評議ニ付シ該事実ヲ肯定セサル其ノ答申ヲ採

扱シタルヲ以テ陪審法第九十七条第一項第三項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和十二年四月二十一日

盛岡地方裁判所刑事部

裁判長判事 中谷 為吉印

判事 剣持 延治印

判事 元岡 道雄印

⑤ S S K 慶輔 (窃盜詐欺被告事件昭和12年4月24日)

昭和11年(ハ)第101号

判決

本籍並住居 岩手県紫波郡□□村第□□地割□番地

無職

S S K 慶輔

大正六年十二月□日生

右ノ者ニ対スル窃盜詐欺被告事件ニ付当裁判所ハ檢事清田一郎関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二月ニ処ス

但此ノ判決確定ノ日ヨリ一年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

理由

被告人ハ昭和九年九月以降盛岡市□□第□地割字□町□□番地米穀雜貨商S D屋事T Z常次郎方ノ店員ヲ為シ居タルモノナルトコロ

第一、犯意ヲ繼續シテ

(一)昭和十一年九月二十七日頃常次郎方店舗ニ於テ主人常次郎ニ対シ盛岡市□□市営住宅E D某ヨリ白米三十疋ノ注文ヲ受ケタルニ依リ配達スル旨申許リ因テ同人ヲシテ其ノ旨誤信セシメ白米三十疋(価格金七円三五錢相当)ヲ持出シ

(二)同年十月二十五日頃同店舗ニ於テ同主人ニ対シ右E D某ヨリ白米二斗ノ注文ヲ受ケタルニ依リ配達スル旨申許リ因テ同人ヲシテ其ノ旨誤信セシメ白米二斗(価格金六円四十錢相当)ヲ持出シ

(三)同月二十七日頃同店舗ニ於テ同主人ニ対シ盛岡市□□NO多三郎ヨリ白米一斗ノ注文ヲ受ケタルニ依リ配達スル旨申許リ因テ同人ヲシテ其ノ旨誤信セシメ白米一斗(価格金三円二十錢相当)ヲ持出シ

各之ヲ騙取シ

第二、同年十一月十四日右店舗ヨリ商品タル白米一斗(価格金三円二十錢相当)ヲ竊取シタルモノナリ

証拠ヲ按スルニ

判示冒頭ノ事實並犯意繼續ノ点ヲ除ク判示第一ノ事實ハ

一、被告人ノ当公廷ニ於ケル判示同趣旨ノ供述ト

一、証人T Z常次郎ニ対スル予審訊問調書(第一回十五問ノ答)ニ判示ニ照応スル供述記載アルト

ニ依リ之ヲ認メ

判示第二ノ事実ハ被告人ニ対スル予審訊問調書(第二回五問ノ答)ニ判示同趣旨ノ供述記載アルニ依リ之ヲ認メ

犯意継続ノ点ハ被告人カ短期間内ニ同種行為ヲ反復累行シタル事跡ニ徴シ明白ナリ
仍テ判示事実ハ総テ其ノ説明十分ナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中詐欺ノ点ハ刑法第二百四十六条第一項第五十五条ニ竊盗ノ点ハ同法第二百三十五条ニ各該当スルトコロ右ハ同法第四十五条前段ノ併合罪ナルヲ以テ同法第四十七条第十條ニ則リ犯情重キ前者ノ刑ニ法定加重ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二月ニ処スヘク情状刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ト認メ同法第二十五条刑事訴訟法第三百五十八条第二項ニ則リ此ノ判決確定ノ日ヨリ一年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘキモノトス

本件公訴事実中被告人カ昭和十一年五月頃ヨリ同年十一月十五日頃迄ノ間T乙常次郎方店舗内ニ於テ数回ニ亘リ商品タル煙草朝日及「オリエント」等価格合計金一円七十錢相当ノモノヲ竊取シタリトノ点ニ付テハ其ノ証明ナキモ右ハ判示竊盗ノ所為ト連続犯ノ關係アリトシテ起訴セラレタルモノト認ムヘキヲ以テ此ノ点ニ付特ニ無罪ノ言渡ヲ為サス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十二年四月二十四日

盛岡地方裁判所刑事部

裁判長判事 中谷 為吉印

判事 劍持 延治印

判事 元岡 道雄印

5 秋田

②AB一藏(放火被告事件昭和4年4月23日判決)

判決

本籍 秋田県秋田市□□□浜町□番地

住居 同県南秋田郡□□村□□字□崎□番地

業種商

AB 一藏

慶応三年十二月□□日生

右放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事里見虎藏関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告一藏ヲ懲役三年ニ処ス

押収ノ証第二号乃至第五号ノ物件ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ全部被告ノ負担トス

理由

被告一藏ハ秋田県南秋田郡□□村□□字□崎□番地ニ於テ十数年来薬剤師並ニ業種商ヲ営ミ相当繁昌シタルモ山師事業等ニテ多額ノ負債ヲ為スニ至リタル折柄昭和三年七月中ST彌七郎カ被告方店舗ノ西隣ナル秋田市□□字□崎□番地所在ノ家屋ヲ其ノ所有者SSKノ

ブヨリ借受ケ同所ニ於テ被告ト同業ナル菓種商ヲ開業シ日々發展シツヽアリシ為被告ノ右營業ハ其ノ影響ヲ受クルニ至リシヨリ茲ニ彌七郎ヲ嫌疑シ且SSKノブカ彌七郎ニ於テ被告ト競争的ニ同商売タル菓種商ヲ営ムモノナルコトヲ悉知シナカラ殊更ニ右家屋ヲ貸付ケ以テ被告ヲ不利ニ陥レタルモノト思惟シノブノ措置ヲ恨ミ其ノ末彌七郎ヲ同所ヨリ立退カシメテ其ノ恨ミヲ晴サント欲シ之カ手段トシテ同年十一月二十八日午後十一時過キ頃彌七郎方ノ右ノ住家ヲ焼燬センコトヲ企テ自宅ニ在合セタル鍼力製箱（証第四号）等ニ綿ヲ詰込ミ之ニ揮発油ヲ注キ右彌七郎住家店舗ノ東北隅ノ床下ニ配置シ所持ノ燐寸ヲ以テ其ノ綿ニ点火シタルヨリ忽チ燃へ上リ同所住家ノ床板（厚サ五分ノ杉板）ノ裏面幅一尺六寸五分長サ六尺五寸及之ニ接スル熨斗板、横木、土台木等ヲ燃燒セシメタルモ偶々通行人等カ発見消防ニ尽力シタル為漸ク消止メタルモノナリ

法律ニ照スニ被告ノ所為ハ刑法第八條ニ該當スルヲ以テ同條所定ノ有期懲役刑ヲ選択シテ処断スヘキノ処本件犯罪ノ情状既ニ耳順ヲ越へ居ル年齢過去ニ於テ別段ノ悪評等ナカリシ性行等ヲ斟酌シ酌量減輕ヲ為スヲ妥當ト認メ同法第六十六條第六十八條第三号ヲ適用シ其ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告ヲ懲役三年ニ処スヘク押収ノ証第二号乃至第五号ノ各物件ハ本件犯罪ノ用ニ供シタルモノニシテ被告以外ノ者ニ属セサルモノト認ムルカ故同法第十九條第一項第二号第二項ニ從ヒ没収スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ基キ全部被告ニ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年六月十二日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長判事 白井 茂印
判事 中島 十藏印
判事 鶴見 金治印

③HD直治・同ジヨウ（直治・殺人及死体遺棄、ジヨウ・死体遺棄被告事件昭和4年7月22日判決）

判決

本籍 秋田県南秋田郡□□町□□字□□堂脇百□番地ノ□

住居 同上

農

HD 直治

明治十二年六月□□日生

本籍 秋田県南秋田郡□□町□□字□□堂脇百□番地

住居 同上

農

HDヂヨウ

明治十七年十一月□□日生

右被告人直治ニ対スル殺人及死体遺棄被告人ヂヨウニ対スル死体遺棄各被告事件ニ付当裁判所ハ検事竹平治作関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人直治ヲ死刑ニ処ス

被告人ヂョウヲ懲役老年ニ処ス

訴訟費用中鑑定人川原田理七ニ支

給シタル分ハ被告人直治ノ負担トス

理由

被告人直治及ヂョウノ兩名ハ若年ノ頃共ニ居村HD作右衛門方ニ雇ハレ同居中互ニ情交關係ヲ結ヒ其ノ後被告人ヂョウハ夫松太郎ヲ迎ヘテ肩書地ナル秋田県南秋田郡□□町□□字□□堂□□百□□番地ニ居住シ被告人直治モ亦妻帯シタルニ拘ラス依然其ノ關係ヲ断タサリシカ其ノ後大正十三年中直治ノ妻エサ死亡シタルヨリ一層其ノ關係ヲ深メ来リシ処

第一、被告人直治ハ昭和四年二月二十日頃(旧正月十一日頃)右松太郎方土間ニ於テ「ヂョウ」ト情交中松太郎ニ発見セラレタル為同人ニ対シ一応謝罪ノ辞ヲ述ヘタレトモ其ノ後数日ヲ経テ再ヒ右兩名カ直治方藁小屋ニ於テ密会シタル際直治ハ「ヂョウ」ニ対シ今後終生情交關係ヲ継続シ若シ松太郎ヨリ再ヒ醜行ヲ発見セラレタル時ハ直ニ同人ヲ殺害スヘキ旨謀リタルニヂョウモ亦之ニ応シ依然其ノ醜行ヲ継続シ居リタル処同年三月十六日午前六時頃被告人直治ハ松太郎方ニ赴キ同家出入口前ニ於テ「ヂョウ」ト情交中松太郎ノ為再ヒ現認セラレタルヨリ茲ニ被告人直治ハ前記予謀ニ基キ即時松太郎ニ仕掛リ行キ同人ヲ同家土間内稲部屋前ニ押倒シタル上同人カ「御免シテ呉レ」ト再三叫ヒテ助ケヲ乞ヒタルヲモ顧ミス同所ニ在合セタル藁打用横槌(証第十七号)ヲ以テ松太郎ノ頭部ヲ乱打シ因テ同人ヲシテ頭蓋顛頂部ニ於ケル二個ノ横裂傷ニ基ク脳震盪症及出血ニ因リ即死スルニ至ラシメテ其ノ殺害ノ目的ヲ遂ケ

第二、被告人兩名ハ右松太郎ノ死体ノ措置ヲ案シタル末松太郎ニ於テ鉄道自殺ヲ為シタルモノ、如ク装ハシメテ該犯跡ヲ隠蔽センコトヲ共謀シ被告人「ヂョウ」ハ同日午後七時頃被告人直治ヲシテ松太郎ノ死体搬出ノ便ヲ与ヘンカ為當時来宅ニ居リタル長女サトヲ誘ヒテ隣家ナルHD留治方ニ赴キタルヨリ其ノ間ニ被告人直治ハ右死体ヲ秋田県南秋田郡内なるFK線HD・WM両駅間ノ「トンネル」内ニ運ヒ之ヲ鉄道線路ノ軌道上ニ横タヘテ遺棄シ往來ノ汽車ヲシテ轢断セシメタルモノナリ

証拠ヲ按スルニ

被告人兩名カ若年ノ頃ヨリ情交關係ヲ結ヒタル後夫々配偶者ヲ迎ヘタルニ拘ラス爾来右醜關係ヲ継続シ来リシコト被告人ヂョウカ□□町□□字□□堂□□百□□番地ニ一家ヲ構ヘ夫松太郎ト暮シ居リタルコト及被告人直治ノ妻エサカ大正十三年ニ死亡シタルコトハ被告人直治ノ当公廷ニ於ケル其ノ旨ノ供述ニ依リ尚被告人直治カ其ノ妻エサ死亡後被告人ヂョウトノ情交關係益々濃厚トナリタル事実ハ被告人ヂョウノ第一回予審訊問調書ニ其ノ旨ノ供述記載アルニ依リ之ヲ認メ得ヘク次ニ

被告人直治カ昭和四年二月二十日頃(旧正月十一日頃)右松太郎方ニ於テ被告人ヂョウト情交中松太郎ニ発見セラレタル為同人ニ対シ一応謝罪ノ辞ヲ述ヘタレトモ其ノ後数日ヲ経テ被告人兩名カ直治方藁小屋内ニテ密会シタル際被告人直治ハ被告人ヂョウニ対シ今後終生情交關係ヲ継続シ若シ松太郎ヨリ再ヒ其ノ醜行ヲ発見セラレタル時ハ直ニ同人ヲ殺害スヘキ旨謀リタルニ「ヂョウ」ハ之ニ応シ而シテ依然其ノ醜行ヲ継続シ居リタル事実ハ被告人ヂョウノ第一回予審訊問調書ニ其ノ旨ノ供述記載並ニ被告人直治ノ第二回予審訊問調書中本年旧正月ノ小正月ノ前頃私ハ松太郎方ニテ「ヂョウ」ト關係シ居リタルニ松太郎カ突然来テ見付ケラレタル故私ハ直ニ逃ケ出シ其ノ後松太郎方ヘ行キ同人ニ才詫ヒヲ為シ仲直

リニ酒ヲ飲マント申シタルニ酒ナト買フ事ハ要ラヌト申サレタルヨリ私ハ面白クナク思ヒ
帰リシカ夫レヨリ間モナク「ヂョウ」カ私方ニ来リ藁小屋内テ關係シタ時「ヂョウ」ハ私
ニ対シ親父ニ一度見付ケラレ親父モ腹カ好クナクテ居リ子供等ニ対シテモ悪イカラ遊フ(情
交ノ意)事ヲ止メルト言ヒタルカ私ハ前ト遊フ事ヲ止メテハ生キテ居テモ何ソノ樂ミモ
ナキ故止メル訳ニハ行カヌ若シオ前カ無理ニ關係スルコトヲ止メルナラハ生カシテ置カヌ
ト云フ意味ノ話ヲ為シタル処「ヂョウ」ハ困ツタト云ヒソシテ今度見付ケラレテハ大變ナ
ルヲ以テ一層死ンタ方カヨイト云ヒタリ私ハオ前死ヌコトハナイ今度松太郎ニ見付ケラレ
タルトキハ仕方ナキ故松太郎ヲ殺シテ遣ルソシテオ前ト俺ハ死ヌ迄關係スルト云ヒタル処
「ヂョウ」ハ困ツタコトヲト申シタルモ別段松太郎ヲ殺スナト云フ様ナ事ハ申サス私ノ云
フ事ニ同意シタル様ナリシ左様ナ話合ノ下ニ今度松太郎ヨリ二人カ關係シテ居タ処ヲ見付
ケラレタル時ニハ松太郎ヲ殺スト云フ覺悟シテ居リタル旨ノ供述記載ニ徴シ之ヲ認メ得ヘ
ク次ニ

昭和四年三月十六日午前六時頃被告人直治カ松太郎方ニ赴キ同家出入口前ニ於テ「ヂョウ」
ト情交中松太郎ノ為ニ現認セラレタルヨリ被告人直治ハ其ノ予謀ニ基キ即時松太郎ニ仕掛
リ行キ同人ヲ同家土間内稲部屋前ニ押倒シタル上同人カ御免シテ呉レト再三叫ビテ助ケヲ
乞ヒタルヲモ顧ミス同所ニ在合セタル証第十七号ノ藁打用横槌ヲ以テ松太郎ノ頭部ヲ乱打
シ即死セシメタル事案ハ被告人直治ノ第三回予審訊問調書中其ノ旨ノ供述記載、被告人直
治ノ当公廷ニ於ケル右ノ日時場所ニ於テ私ハ松太郎ノ頭部ヲ証第十七号ノ藁打用横槌ヲ以
テ毆打シタル処同人ハ即死シタル旨ノ供述被告人ヂョウノ第二回予審訊問調書中直治ハ松
太郎ニ肩辺ヲ押ヘラル、ト直ク起キ上リ松太郎ノ両肩カ両腕ノ辺ヲ押ヘテ真正面ヨリ押シ

行キ私方庭ノ稲部屋ノ前ニ仰向ニ押倒シタルカ私ハ直ク後ヨリ続テ入り水屋ノ前ニ行キ
タリ私カ其ノ入口ノ戸ヲ閉メタルハ松太郎カ押倒サレ御免シテ呉レト二度計リ叫ビタル
為外ニ其ノ声カ聞エテハ悪イト思ヒ戸ヲ閉メタル次第ナル旨ノ供述記載、同被告人ノ第一
回予審訊問調書中当時私方庭ノ中ハ暗クテ見ヘサリシ為夫松太郎ト直治ハ何ヲシテ居タカ
能ク見ヘサリシモ夫ハ御免シテ呉レト二度計リ云ヒタリ直治ハ何ソノ音モ出サ、リシ
カガツガツト木テ頭テモ叩ク様ナ音カ三四回聞エタル処夫カウツウツト二度計リ呻ル声ヲ
出シ其ノ後ハ何ソノ音モナクナリタル旨ノ供述記載及押収ノ証第十七号ナル藁打用横槌ノ
存在等ニ徴シ之ヲ認メ得ヘク次ニHD松太郎カ頭蓋顛頂部ニ於ケル二個ノ横裂傷に基ク脳
震盪症及出血ニ因リ死亡シタル事案ハ鑑定人原田理七ノHD松太郎ニ対スル鑑定書中該事
実ト同旨ノ記載アルニ依リ之ヲ認ム次ニ

被告人両名カ共謀ノ上松太郎ノ死体ヲ判示ノ日時場所ニ遺棄シ列車ヲシテ該死体ヲ轢断セ
シメタル事案ハ被告人直治ノ第三回予審訊問調書中松太郎カ死ンタ様ニ為リタル後私ハ「ヂ
ョウ」ニ対シ晩ニナツタラ「トンネル」ニ棄テ、来ルカラ夫レ迄此処ニ置イテ呉レト云フ
タ処「ヂョウ」ハ外ニ仕方カナイ故ソウシテ置ケト云ヒタリ依テ私ハ松太郎ノ死体ヲ稲部
屋ノ中ニ入レ置キ同日午後七時頃松太郎方ニ行キタルニ嫁サトカ居リテ直ク運ヒ出スコト
モ出来ヌ困ツテ居リタルニ「ヂョウ」ハ親爺ヲ探シニ行クニ付歩ヘトテ「サト」ヲ連れ出
シタルヲ以テ私ハ松太郎ノ死体ヲ引出シ藪ニ包ミテ背負ヒHD駅WM駅間ノ「トンネル」
ノ中ニ持チ行キ藪ヲ解キ線路ノ上ニ寝セテ置キタル旨ノ供述記載及被告人ヂョウノ第一回
予審訊問調書中直治ハ松太郎ヲ仆シタ後夜ニナツタラ鉄道線路ノ「トンネル」ノ中ニ持チ
行キ轢カレテ死ンタ様ニシテ置クト云ヒ同人ノ死体ヲ稲部屋中ニ隠シ置キ同日午後四時頃

直治カ私宅ニ来リ晩ニ松太郎ヲ汽車ニカケル様ニ運ンテ来ルト云フカラ私モ其ノ話ヲ承諾シタル旨並ニ同夜娘サトカ私方ニ来リ松太郎ノ行方ヲ尋ネ居タル処ヘ七時過直治カ来リタルカ「サト」カ居リ松太郎ノ死体ヲ運ヒ出ス折ナカリシヨリ私ハ何ントモ仕方カナイト思ヒ「サト」ニ対シ隣ノ留治ノ所ニ親父ハ何方ヘ行ツタカ聞キニ行カウト云ヒ「サト」ヲ自宅カラ連出シ留治方ニ行キ同人方ニテ一時間計リ話シテ歸リタルニ直治ハ自宅ニ居ラサリシヨリ松太郎ノ死体ヲ自宅ノ稲部屋ヨリ持運ヒHD駅WM駅間ノ「トンネル」ノ中ニ置キ朝相談シタ通り松太郎カ一人テ汽車ニ轢カレタ様ニシタルモノト思ヒタル旨ノ供述記載証人原田サトノ予審訊問調書中私ハ松太郎及「ヂョウ」ノ長女ニシテ直治ノ二男直次郎ノ妻ナルカ本年三月十六日午後六時前ニ実家ニ行キタルニ実母ヂョウハ居リシモ実父カ見ヘサリシ為実母ニ聞キタル処何処ヘ行ツタカ判ラヌト申シタリ其処テ心配シ居リタルニ其ノ内実母カ何時モ早く来ルカ遅イノテ心配ナレハ後ロノ家ニ聞キニ行ク故歩ヘト申シタノテ私ハ実母ト二人テ隣ノHDサト方ニ行キ聞キタルモノ判ラナイト云ヒタルヲ以テ少シ過キテ実家ニ歸リタル旨ノ供述記載及証人HD忠次郎ノ予審訊問調書中本年旧二月七日(三月十七日)ノ朝隣家ノHD松太郎ノ妻ヂョウカ私方ヘ来テ昨夜父カ帰テ来ナイノテ一ト晩寢スニ心配シ居タト申スノテ私ハ捜シニ出掛ケFG線ノ線路ニ出テHDトンネルノ方ニ向テ行キタルニ血カ又ハ油水ノ様ナルモノヲ右側ノ線路ノ内側ニ点々ト落チ居リHDトンネルヘ行キタル処人カ一人轢カレテ頭ヤ顔カ目茶苦茶ニ為ツテ何人カ判ラヌ様ニナツテ居リシモ其ノ者ノ腰ニ差シテ在ツタ煙草カ松太郎ノ物ラシイト思ヒ直ニ「ヂョウ」方ニ行キ其ノ事ヲ話シタルニ「ヂョウ」ハ直ク泣キ出シタル旨ノ供述記載ニ徴シテ之ヲ認ム仍テ判示事実ヲ認定スルノ証明十分ナリトス

被告人ヂョウカ被告人直治ト共謀シテ犯シタル判示第一所掲ノ殺人罪ニ付昭和四年七月九日当地方裁判所ニ於テ陪審ノ評議ヲ經有罪ノ判決ヲ受ケタルコトハ被告人ヂョウノ当公廷ニ於ケル其ノ旨ノ供述ニ依リ明ナリ

法律ニ照スニ被告人直治ノ判示所為中第一ノ殺人ノ点ハ刑法第六十条第百九十九条ニ該当スルヲ以テ同条所定ノ刑中死刑ヲ選択シテ処断スヘク第二ノ死体遺棄ノ点ハ同法第六十条第百九十条ニ該当シ右殺人罪トハ併合罪ノ關係ヲ有スルモ右殺人罪ニ付死刑ヲ以テ処断スル以上同法第四十六条第一項ニ則リ死体遺棄罪ニ付テハ其ノ刑ヲ科セス次ニ被告人ヂョウノ死体遺棄罪ノ所為ハ同法第六十条第百九十条ニ該当シ而シテ判示第一ノ殺人罪トハ併合罪ノ關係ナルモ該殺人罪ニ関シテハ既ニ有罪ノ裁判ヲ經タルモノナルカ故同法第五十条ニ則リ右死体遺棄罪ニ付前示法条所定ノ刑期範圍内ニ於テ同被告人ヲ懲役壹年ニ処スヘク訴訟費用中鑑定人原田忠次郎ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ基キ被告人直治ヲシテ負担セシムヘキモノトス

昭和四年七月二十二日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長判事 中島 十藏 印

判事 武田彩一郎 印

判事 丸山 正次 印

③HD直治(官城控訴院殺人及死体遺棄控訴事件昭和4年11月13日判決)

昭和四年(秘)四五号

判決

本籍 秋田県南秋田郡□□町□□字□□堂□百□番地ノ□
住居 同所
農

H D 直治

明治十二年六月□□□日生

右殺人及死体遺棄被告事件ニ付昭和四年七月二十二日秋田地方裁判所ニ於テ言渡シタル有罪判決ニ対シ被告人ハ適法ナル控訴申立ヲ為シタリ因テ檢事佐藤適関与審判スルコト左ノ如シ

主文

被告人直治ヲ死刑ニ処ス

訴訟費用(鑑定人ニ支給分)ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人直治ハ若年ノ頃原審共同被告人H Dヂョウト情ヲ通シ間モナクヂョウハ夫松太郎ヲ迎ヘ秋田県南秋田郡□□町□□字□□堂□百□番地ニ一戸ヲ構エ居住シ被告人モ亦妻エサヲ迎ヘタルモ猶ホ情交關係ヲ断タス大正十三年エサ死亡後ハ益其ノ關係濃密ナルニ至リタル処

第一、昭和四年二月二十日頃右松太郎方居宅内土間ニテヂョウト醜交中ヲ松太郎ニ現認セラレ一応謝罪シタルモ数日ヲ経テ再ヒ肩書地所在居宅裏ノ藁小屋ニテヂョウト密会シ其ノ際若シ向後重ネテ松太郎ニ醜交ヲ現認セラルルコトアラハ同人ヲ殺害センコトヲ共謀シ依然情交關係ヲ続ケ同年三月十六日早朝復々松太郎方居宅出入口庇下ニテヂョウト醜交シ居リタルトコロ松太郎ニ現認セラレタルヨリ所期ノ如ク松太郎ヲ殺害スル為直ニ同人ヲ同居宅内ニ押入レ土間ニ倒シタル上同人力宥恕ヲ乞フニ顧ミス同所ニ在リタル藁打用横槌(証第十七号)ヲ揮ヒ力ヲ極メテ其ノ頭部ヲ乱打シ因テ同人ヲシテ頭蓋顱頂部ノ横裂創ニ依ル脳震盪症及出血ヲ惹起シ即死セシメ以テ殺害ヲ遂ケ

第二、右殺害後其ノ犯跡ヲ隱蔽スル為松太郎力轢死シタル如ク装ハンコトヲ企テ其ノ当日午後八時頃同人ノ死体ヲ南秋田郡内ナルF K線H D、W M両駅間ノトンネル内ニ運入レテ鐵道線路ノ軌条上ニ横へ置き去リ以テ遺棄シタリ

証拠ヲ按スルニ

(甲)判示第一ノ事實ハ当公廷ニ於テ被告人カ自分ハ昭和四年三月十六日午前六時頃H D松太郎方ニ於テ藁打用横槌ニテ同人ノ頭部ヲ乱打シ之カ為同人ノ死亡シタルコトハ相違ナシ其ノ際自分ハ松太郎方出入口ニ於テ原田ヂョウト情ヲ交ヘ松太郎ヨリ見付ケラレタルナリ自分ハ若年ノ頃H D作右衛門方ニ雇ハレ居リタル時ヂョウト情ヲ通シタルカ間モナクヂョウハH D松太郎ト婚姻シ自分モ亦妻帯シタリ左レトヂョウトノ關係ヲ続ケ居リ昭和四年二月二十日頃ニハヂョウト情交中ヲ松太郎ニ見付ケラレ謝罪シタリ其ノ後間モナク自分方ノ藁小屋ニテ關係セシ時ヂョウハ松太郎ニ見付ケラレ同人モ腹力快クナクテ居リ又子供ニ対シテモ悪イカラ遊フコトヲ止メルトノコトヲ云ヒ自分ハ止メル訳ニハ行カヌ若シ止メルナラ生カシテ置カヌトノコトヲ申シタリオ示シノ証第十七号ノ横槌ハ右松太郎ヲ殴リシモノナル旨供述シタル外

(一)被告人直治ニ対スル予審第二回調書中実ハ自分ハ前ヨリ松太郎ヲ殺ス考アリタルナリ前回訊問ノ際松太郎ヨリ同人ノ妻ト關係中ヲ見付ケラレ毆ラレシ為松太郎ヲ打殺シタル如ク申シタルハ偽ナリ松太郎ハ右見付ケタル時自分ノ肩辺ヲ押ヘタル丈ナリ左レト自分ハ予ネテヨリ殺ス考アリタル故何等抵抗ヲセス自分カ押倒シタル際ニハ松太郎カ御免シテ呉レ御免シテ呉レト云ヒタルモ之ニ構ハス横槌ニテ同人ノ頭ヲ二回許力ヲ入レ殺ス積リニテ毆リタル処二回程呻リ死亡シタルナリ自分ハ昭和四年旧正月ノ小正月ノ前頃松太郎方ニ行キ同人ノ寢テ居ル間ニ其ノ庭(宅内土間)ノ稲部屋前ニテ關係シタルニ同人ニ見付ケラレ逃出生タリ其ノ翌朝忍行キデヨウニ会ヒ尋ネタルニデヨウハ松太郎カ内心怒リ居ル様ナレハ詫ヒニ来ルカ宜カラウ杯ト語リタリ其ノ後デヨウト自分方住家裏ノ藁小屋ニテ關係シ詫ヒニ行ク相談ヲ致シタリ而シテ右見付ケラレタル時ヨリ一週間程ヲ経テ自分ハ松太郎方ニ行キテ詫ヒ酒ヲ買ハントシタルモ松太郎ハ酒杯買フニ及ハスオ前カ買ヘハ俺モ買ハネハナラナイ杯ト云ヒ宥シテ呉レス自分ハ不快ニ思ヒ歸リタリ其ノ後間モナクデヨウカ来リ右藁小屋内ニテ關係シタルカ此ノ時デヨウハ遊フコト(情交)ヲ止メルト云ヒタリ自分ハ之ヲ聞入レスデヨウハ困ツタト申シ今度見付ケラレテハ大変故一層死ンタ方カヨイト云ヒタリ依テ自分ハ今度見付ケラレタナラハ仕方ナキ故松太郎ヲ殺シオ前ト俺ハ死ヌ迄關係スルト云ヒタル処デヨウハ困ツタコトタト申シタルモ別段松太郎ヲ殺スナトモ云ハス自分ノ言葉ニ同意シタル様ニテアリタリ自分ハ右ノ如キ話合ノ下ニ今度松太郎ヨリ關係中ヲ見付ケラレタル時ハ同人ヲ殺サント覺悟シ見付ケラレタル時ハ手当リ次第ニアヤメ(殺ス)ント思ヒ居リタリ而シテ自分ハ右ノ如ク覺悟シデヨウト關係ヲ続ケ居リ昭和四年三月十六日朝松太郎方出入口底下ニテデヨウト關係中ヲ見付ケラレタル為前ニ相談シ置キタル通り松太郎ヲ殺

シタル旨ノ供述記載アルコト

(二)同人ニ対スル予審第三回調書(昭和四年三月二十二日附)中自分ハ十五歳ノ時□□町□□H D 作右衛門方ニ行キ出入十五年許奉公シタルカデヨウモ作右衛門方ニ雇ハレ居リ自分ハ十七、八歳ノ時ヨリデヨウト關係シタリ然ルニデヨウハ一年程ニテ作右衛門方ヲ出テ実家ニ歸リ松太郎ヲ婿ニ貰ヒタルカ同部落ニ居リシ為其ノ後モ關係ヲ続ケタリ而シテ自分モ妻ヲ貰ヒタルカ折々デヨウト關係シ数年前ニ妻カ死亡シタル後ハ場所ヲ選ハス会ヘハ關係スル様ニ為リ段々近頃ハ關係力深マリタリ自分ハ松太郎カ邪魔ニ為ル故殺サント決心シタルナリ自分ハデヨウト松太郎ヲ殺ス方法ニ付相談セサルモ殺シタル上ハ其ノ死体ヲ鉄道線路ニテモ棄テント思ヒ居リタリ而シテ自分ハ昭和四年三月十六日朝デヨウト約束アリシ故床ヲ出テ松太郎方ニ行キ出入口ノ前ニ十分許待チタルニデヨウカ来リタレハ關係シタル処松太郎ニ見付ケラレタルナリ此ノ時自分ハ逃ケレハ逃ケ得タルモ予ネテ殺サント考ヘ居リタル故直ク起上リテ松太郎ヲ其ノ宅内ノ庭ニ押行キ稲部屋前ニテ立チタル俛抵抗セサル松太郎ノ頭ヲ拳骨ニテ二、三回毆リタリ夫レヨリ松太郎ハ体力弱キ故手ニテ同人ヲ押倒シタル処御免シテ呉レト二回程叫ヒタリ此ノ時デヨウハ松太郎ノ叫声カ外ニ聞エテハ困ルト思ヒシモノカ出入口ノ戸ヲシメタリ自分ハ稲部屋前ニ在合セタル横槌ニテ松太郎ノ頭ヲ殺ス考ニテ毆打ケタルニ同人ハ二度呻リタリ外ニ音カ聞エテハ悪イト思ヒ手ニテ喉ヲ押付ケタルニ五分経タル内ニ松太郎ハ死シタル様ニ為リタル旨ノ供述記載アルト原審第一回公判調書中被告人直治ノ供述トシテ自分ハH D 方ニ奉公中デヨウト關係シタルカ其ノ後二十五歳ノ時ニ妻エサヲ迎ヘタリ又デヨウハ松太郎ヲ夫ニ迎ヘ判示場所ニ一家ヲ構エタルカエサハ大正十三年八、九月頃死亡シタル旨ノ記載アルト

(三)原審共同被告人HDチヨウニ対スル予審第一回調書中自分ハ兄二人カ死亡シタル為HD家ノ跡取りト為リ十九歳ノ時松太郎ヲ婿ニ迎ヘ子供三人ヲ産ミタリ長女サトハHD直治ノ倅直次郎ニ嫁シタリ自分ハHD作右衛門方ニ雇ハレ中十六、七歳ノ時ヨリ直治ト遊ヒ(情交)タルカ前陳ノ通り松太郎ヲ婿トシタル後モ直治ト折々人目ヲ忍ヒタリ而シテ昭和四年旧正月中朝直治ト遊ヒ起上リタルトコロヲ夫松太郎ニ見付ケラレタリ何時モ直治ハ朝松太郎ノ寝テ居ル間ニ来リ次ニ遊フ時ヲ約束シ行キタルナリ松太郎ハ右見付ケタル時直治ヲ追ハス又怒リタル如キ顔モセス其ノ後右サトカ参リタル晩ニ直治カ詫ニ来リ酒ヲ買フト云ヒタルモ松太郎ハ其ノ買フトヲ承諾セス直治ハ宥サレサルモノト思ヒ帰リタル如キ風ニテアリタリ其ノ後自分ハ直治ト遊ヒタル時死シタル方カヨイト申シタル処直治ハ死ヌコトハナイト云ヒタリ自分カ子供ノ手前モアリ遊フト止メヨウト申シタルニ直治ハ之ヲ聞入レス無理ニ止メルナラハ殺シ兼ネ間敷キ話ヲ致シタリ依テ自分ハ仕方ナク直治ノ言葉通りニスルト申シタリ併シ自分ハ前ニ見付ケラレタル時ニサヘ松太郎ノ腹カ快カラサルモノト見エタル故復タ見付ケラレテハ生キテ居ラレナイト思ヒタリ直治ハ今度松太郎ニ見付ケラレタナラハ松太郎ヲ殺スト云ヒタリ自分ハ進ンテ松太郎ヲ殺シ度イトハ思ハサリシモ二度ト見付ケラレタル場合ニハ松太郎ヲ殺スヨリ外ナシト思ヒ見付ケラレタル時ニハ松太郎ヲ殺ス覚悟ヲ致シタリ其ノ後モ時々遊ヒタルカ旧二月六日朝自分カ起キテ出入口ノ戸ヲ開ケタルニ直治カ居リタレハ遊ヒタルニ夫松太郎カ来リ直治ノ体ヲ押ヘタリ直治ハ直ク起上リ夫ヲ家ノ庭内ニ入レ稲部屋辺ニ押行キタリ自分モ内ニ入りタルカ直治カ夫ヲ殺スモノト思ハレ居テモ立ツテモ居ラレス騒キカ外ニ聞エテハ悪イト思ヒ出入口ノ戸ヲ閉メタリ自分ハ只ウロウロシタルカ夫ハ御免シテ呉レ御免シテ呉レト二回許云ヒタリ直治ハ何モ音ヲ出サス

ガツガツト木ニテ頭テモ叩ク如キ音カ三、四回聞エ夫カウツウツト二度程呻声ヲ出シタリ夫カ直治ニ打蒐リタル様子ナク夫ハ温順ノ人故直治ニ蒐ラサリシモノト思ハル夫カ御免シテ呉レト云ヒシニ拘ラス直治カ叩殺シタル様ニテアリタリ自分ハ直治カ予ネテノ相談通り殺スモノト思ヒタル為ウロウロシタリ自分ハ直治ト関係シ居ルトコロヲ見付ケラレタル後ニモ直治ト何回モ関係シタリ自分カ直治ト今一度関係シ居ルトコロヲ見付ケラレタナラハ松太郎ヲ殺ストノ話ヲ致シタル場所ハ直治方ノ藁小屋ナル旨ノ供述記載アルト同第三回調書中自分方ニテハ冬期中雪蔽ノ為出入口前ノ軒端ヨリ地上迄菰三枚ヲ垂下ケアリタリ自分ハ右出入口ト菰トノ間ニテ直治ト関係シタルナリ菰カアル為外ヨリハ見エサリシ旨ノ供述記載アルト

(四)鑑定人川原田理七ノ鑑定書中昭和四年三月十八日HD松太郎ノ死体ヲ棺内ヨリ静ニ引出シタルニ其ノ頭部ハ挫滅セラレ左上膊、両下脚ハ全ク離断セラレアリタリ之ヲ原形ノ如ク整理附合セシメ検スルニ頭蓋顛頂前部ノ後方、後頭結節ノ上方ニシテ中央線ノ右方ニ長サ二、五仙米ノ横裂傷アリ深皮膚筋肉骨膜ヲ破リ骨破裂ノ部分ニ達ス此ノ裂傷ト殆ト同様ノ高ノ位置ニシテ中央線ヨリ左方ニ長三仙米ノへ字形ノ横裂傷アリ後方ニ湾入ス皮膚、筋肉、骨膜ヲ破リ深一、二仙米アリ骨面ニ達ス心臓ハ手拳ヨリ稍大ナリ右心室ハ全ク空虚ニシテ左心室ニ僅ニ凝血存ス右両傷ハ創縁哆開シ創口暗赤色を呈シ皮下ニ暗赤色ノ浸潤アリ凝血附着ス即チ生活反応ヲ呈スル故生前ニ發生シタルモノト推定ス死因ハ右両傷ニヨル脳震盪ト同時ニ出血死ナラント推定ス同死体ニ於ケル創傷ハ右両傷ノ外死後ニ生シタル頭蓋顔面ニ跨ル轢過傷、左肩胛骨胸部ノ轢過傷、両下脚中央部ノ轢過傷等ナリ右生前ニ生シタル両傷ハ重量アル鈍体カ突衝セルニ基クモノト推定スル旨ノ記載アルト押収ニ係ル証第十七号

横槌ノ現在トニ徴シ認ムヘク

(乙)判示第二ノ事實ハ当公廷ニ於テ被告人カ自分ハ昭和四年三月十六日ニHD松太郎カ死亡シタル後デヨウニ対シ松太郎ノ死体ヲ稲部屋ニ置キ呉レ今晚鉄道線路ニ運ヒ置イテ来ルト申シタル上其ノ死体ヲ稲部屋ノ中ニ俵ヲ蔽ヒテ隠シ帰宅シテ山仕事ニ出掛ケタリ而シテ同日夜松太郎方ニ参リ其ノ死体ヲ稲部屋ヨリ出シ薙ニ包ミ縄ニテ縛リ之ヲ背負ヒテ午後八時頃南秋田郡内FK線ノHDトンネル内ニ行キ線路上ニ乗セ置キタリ右ハ汽車ニ轢カレタル如ク装ハン為ニテアリタリ自分カ死体ヲ置キ帰ル途中汽車カ通りタレハ死体ハ轢カレタリト思ヒタリ自分ハ翌十七日ニ山ヘ働キニ行ク途中松太郎カ轢カレタリト聞キトンネルノトコロニ行キ見タルカ氣持カ悪ク為リタリ自分ハ申訳ナク發覺シソウニ思ヒタレハ自殺ヲ図リタル旨供述シタル外

(五)被告人直治ニ対スル予審第三回調書中自分ハ松太郎カ死亡シタル時デヨウノ傍ニ行キ晩ニトシネルニ棄テル故夫レ迄置キ呉レト云ヒタル処デヨウハ外ニ仕方ナキ故サウシテ置ケト申シタリ依テ自分ハ松太郎ノ死体ヲ稲部屋内ニ入レタリ其ノ日自分ハ山ニ働キニ行キ午後四時頃山ヨリ帰り松太郎方ニ立寄りデヨウニ対シ晩ニ死体ヲ棄テル故薙ト縄ヲ呉レト云ヒタル処デヨウハ之ヲ承諾シタリ自分ハ間モナク家ニ帰り日暮後松太郎方ニ行キタルニ嫁サトカ居リタルモデヨウカサトヲ連出シタレハ死体ヲ薙ニ包ミ縄ニテ結ヒ背負ヒテ鉄道線路ニ参リHD駅トWM駅トノ間ナルトンネル内ニ行キ背中ヨリ下ロシ薙ヲ解キ線路上ニ頭カ右側足カ左側ニ為ル様ニ真直ニ寝カセ置キタル旨ノ供述記載アルト

(六)原審共同被告人デヨウニ対スル予審第一回調書中直治ハ松太郎ヲ仆シタル後晩ニ鉄道線路ノトンネル内ニ持行キ轢カレテ死シタル如ク為シ置クト云ヒ死体ヲ稲部屋ニ入レタリ其ノ日自分ハ直治ニ勸メラレテ寒風山ヘ石採リニ行キ午後四時頃帰りタルモ直治カ来リ晩ニ松太郎ヲ汽車ニ懸ケル様ニ連フト云フ故之ヲ承諾シタリ其ノ日午後五時半頃娘サトカ来リシ故夫ヲ殺セシコトヲ隠シ親父カ何処ヘ行キシヤ未タ帰ラナイト話シタリ七時過ニ直治カ来リタルカサトト話ヲ為シ居リテハ松太郎ノ死体ヲ運出ス折ナキ故自分ハ親父ノ行方ヲ尋ヌルコトニ託ケサトヲ連出シ隣ノ溜治方ニ行キタリ一時間許ニテ帰宅シタルニ直治カ居ラサリシ故死体ヲトンネル内ニ置キ朝ニ相談セシ通り松太郎カ汽車ニ轢カレタル如ク為シタルモノト思ヒタル旨ノ供述記載アルト

(七)証人HDサトニ対スル予審調書中自分ハHD松太郎及デヨウノ長女ニシテHD直治ノ次男直次郎ノ妻ナルカ過日離婚シタリ自分ハ昭和四年三月十六日ニハ午後六時前ニ実家ニ参リタリ実父カ見エサル故母ニ尋ネタルニ何処ヘ行キシヤ判ラヌトコトニテ自分ハ心中父ノ帰宅ヲ待チ母ト話シ居リタルカ其ノ内ニ母ハ心配ナリトテ自分ヲ伴レ後隣ノHD溜治方ニ行キタリ併シ溜治モ判ラヌトコトニテ少シ話ヲ致シ戻リタルニ其ノ時HD駅午後八時四十分頃発ノ汽車カ停マリ居ル音聞エタリ翌十七日ニ至ルモ父カ帰ラス母ハ前隣ノHD忠次郎方ニ行キ父ノ実家ニ参リ貰フ様頼ミシ如ク忠次郎カ出テ行キタリ然ルニ間モナク忠次郎カ来リテHDトンネル内ニ人カ死ンテ居リ其ノ煙草入トゴム靴トカ父ノモノニ似テ居ルトテ煙草入ヲ見セタリ母ハ夫ノ物ナリトテ泣出シタリ父ノ死体ハ昼頃家ニ連ハレタル旨ノ供述記載アルト

(八)証人HD忠次郎ニ対スル予審調書中自分方ハ亡HD松太郎方ノ前隣ナルカ昭和四年旧二月七日(三月十七日)朝松太郎ノ妻デヨウカ来リ昨夜父カ帰ラス一晚寝スニ心配セシトノコトヲ申シタリ自分カ檜澤ノ実家ヘ行ツテ見テ遣ルト云ヒタルニデヨウハ八時ノ下リ列車

カ来ル迄待チ呉レト申シタリ依テ自分ハ松太郎カ汽車テ帰ツテ来ルノカト尋ネタルニヂヨウハ松太郎ハ汽車ニ乗ル人テナイト答ヘタリ自分ハ夫レテハ待ツモ仕方ナシト云ヒ出掛ケHDトシネルノ入口ニ参リタルニトシネル内ニ瓦斯灯アリ人カ轢カレタリトノコト故瓦斯灯ノ辺ニ行キタル処人カ轢カレ頭ヤ顔カ目茶苦茶ニ為リ何人ナルヤ判ラス左レト腰ノ煙草入カ松太郎ノ物ヲシク思ハレタレハヂヨウ方ニ行キ此ノ事ヲ告ケタルニヂヨウカ泣出シタル旨ノ供述記載アルト前掲(四)ノ証拠中HD松太郎ノ死体ニ死後ニ生シタル創傷アル旨ノ部分トヲ綜合シ認ムヘク

判示事実全部ノ証明十分ナリトス

法律ニ照スニ被告人ノ判示第一ノ殺人ノ行為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ所定刑中ノ死刑ヲ選択シテ被告人ヲ死刑ニ処スヘク同第二ノ遺棄ノ行為ハ同法第九十条ニ該当シ以上同法第四十五条前段ノ併合罪ナル処右ノ如ク殺人罪ニ付死刑ニ処スヘキモノナルニ付同法第四十六条ニ則リ遺棄罪ニ対スル刑ヲ科セス訴訟費用ノ負担ニ関シテハ刑事訴訟法第二百三十七条ヲ適用スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十一月十三日

宮城控訴院刑事部

裁判長判事 矢部 桂輪

判事 和氣松市郎

判事 橋川 光子

右臆本也

昭和四年十一月二十一日

同院

裁判所書記 田澤 文吾印

③HD直治 (大審院殺人死体遺棄上告事件昭和5年2月14日)

昭和四年(レ)第一五〇一号

判決書

本籍並住居 秋田県南秋田郡□□町□□字□□堂□

百□番地ノ□

農

HD 直治

明治十二年六月□□日生

右殺人死体遺棄被告事件ニ付昭和四年十一月十三日宮城控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人設楽勇雄上告趣意書本件被告ノ所為ニ対シ重刑ヲ科セラルヘキモノナルコトハ勿論ノ事ナリト雖左ノ事情ヲ参酌スルトキハ死一等ヲ減スヘキ情状ナシト謂フヘカラスト信ス一、被告ト被害者ノ妻ヂヨウトハヂヨウ結婚以前ヨリ相思ノ間柄ナリシモノニシテ其ノ後ヂヨウハ被害者ト結婚スルニ至リタルモノナリ道德上ヨリ論スレハ已ニ私通力不徳ノ行為タルコト勿論ナリト雖僻遠無教育ノ農民ニ対シテ之ヲ責ムルハ酷ニ失スルナリ其ノ後ヂヨ

ウカ被害者ト結婚シタル後ニ於テ尚右私通ヲ繼續シタルハ刑法上ノ一犯罪タルニハ相違ナキモ前記ノ如キ關係ニ在リタル男女カ由来ノ關係ヲ断然絶ツコト能ハサリシトスルモ多少同情を与フヘキ余地ナシト謂フヘカラス其ノ後被告ハ妻ヲ喪ヒ独身トナルニ及ンテ交情ノ濃ナルニ至レルコト斯ル無教育者ニ付テ之ヲ考フルトキハ寧ろ憫レム可キノ至リナリト謂フヘク然リ而シテ被告ノ長男ハ被害者娘即チ情婦ノ娘ヲ迎ヘテ妻トナシ兩家ハ親密ノ間柄トナリ互ニ屢々往復スルヤウニナリタルヨリ不正情交ノ機会益々多キニ至リタルコト実ニ被告ノ為ニハ恐ルヘキ運命ノ到来ニシテ此ノ惡運ハ被告ヲ導イテ本件ノ如キ重罪ヲ犯スニ至ラシメタルモノニシテ前示ノ事情ヲ熟ラ觀察スルトキハ被告ハ左迄悪性ナラサルモ寧ろ奇怪ナル其ノ運命ハ被告ヲ犯罪ニ陥レタルモノト謂ヘ可キ憐ムヘキ事案ナリト信ス故ニ此ノ事情ヲ見テ被告ニ対シ死一等ヲ減シ懲役刑ヲ科セラルルヲ相当ナリト信ス二、被告ハ本件犯行後深ク其ノ先非ヲ悔ヒ自殺ヲ図リタルモ警察官保護ノ下ニ再生シタルモノニシテ已ニ全ク悔悟セルモノナリ一旦死ヲ決シタルモノカ死ヲ遂ケサリシトキハ更ニ死ヲ断行スルコトハ難キモノニシテ今ヤ被告ハ死スルヲ得ス深ク悔悟シテ切ニ恩典ヲ哀願スル次第ナレハ此ノ点ヨリ考フルモ死一等ヲ減シ処断セラルヘキモノト信ス三、被告ノ長男ハ被害者ノ長女トハ已ニ結婚シ夫婦ノ間柄ナリ而シテ長男ハ徵兵ニ応シ現ニ軍隊ニ在リト云フ本案ノ事件ノ突発已ニ此ノ兩名ノ為ニ悲シムヘキノ極タリ今若シ被告ニシテ極刑ニ処セラルルトセハ更ニ此ノ兩名ノ上ニ一大悲惨事ヲ来スヘク此ノ不運ナル兩家ニ更ニ如何ナル悲劇ノ生セシコトモ予知シ難シト信ス故ニ被告ノ罪恕シ難シトスルモ是等不運ナル子女ノ将来ノ為怨シ難キヲ宥シ寛典ヲ賜リ死一等ヲ減セラルルコト洵ニ相当ナリト信ス以上ノ理由ナルヨリ原審カ被告ニ死刑ヲ科シタルハ科刑重キニ失シタル失当アリト信スト云フニ在レトモ一

件記録ヲ精査シ諸般情状ニ鑑ミルニ原審カ被告ノ判示犯行ヲ認定シ之ニ対シ死刑ヲ言渡シタルハ洵ニ相当ニシテ量刑甚シク不当ナリト認メ難シ論旨理由ナシ
弁護人横田隼雄上告趣意書第一点原審判決ハ訴訟費用負担ノ点ニ関シ判決ニ影響ヲ及ホスヘキ法令違反存ス原審判決書ハタイプライターニ依リ作成セラレタルモノナリ然レトモ之カ完全ニ作成セラレタルモノニ於テハ固ヨリ有効ナルモノナルコトハ御院判例ノ示サルルトコロナリ凡ソ判決ハ神聖ノモノニシテ其ノ作成セラル、判決書モ亦完全ナルモノナラサルヘカラス之カ為刑事訴訟法上作成スヘキ文書ノ改竄挿入削除又ハ欄外記入ニ至ルマテ制限ヲ為セリ然ルニ本件被告人ニ対スル刑ハ人ノ生命ヲ奪フヘキ死刑ノ判決ニ対スル判決書トシテ其ノ神聖ヲ疑ハサルヲ得ス即チ本件判決書ニハ数ヶ所文字ノ實質的改竄ヲ為セルコト明白ナリ之レ取上ノ制限法規ヲ無視シテ作成シタルモノナリト云ハサルヘカラス殊ニ原審判決書主文ニ於テ「訴訟費用（鑑定人ニ支給分）ハ被告人ノ負担トス」ト記載アリト雖「鑑定人ニ支給分」トアル「鑑定」ノ二文字ハ實質的改竄シアリ之レ明ニ刑事訴訟法第七十二条ニ違反スルモノニシテ改竄ヲ加ヘタル二文字ナキモノニ同シキモノニシテ其ノ他ニ被告人ニ一部ノ負担ヲ命シタルノ記載ナク夫レヲ知ルニ由ナシ結局本件訴訟費用ハ全部被告人ノ負担ヲ命シタルモノトナルヘシ然レトモ本件記録ヲ査閱スルニ被告人ハ予審ニ於テ第一審相被告人HDデョウト共ニ審理セラレ第一審ニ於テ同人ノ殺人被告事件ノミ分離セラレテ陪審ノ評決ニ附セラレ死体遺棄被告事件ト本件被告人トハ共ニ一事件トシテ審理セラレタルノ關係ニアリテ別冊（附属）添付セラレアル「刑事裁判費用支出表」ニハ陪審費用ヲ除キ予審ニ於ケル鑑定人川原田理七ノ金七円三十銭及全九十円ノ外第一審ニ於ケル証人A Y東久治全A Y政吉ニ対スル旅費日当支出アルコトノ記載アリ予審ニ於ケル鑑定人川

原田理七ニ対スル支出部分ハ被告人及第一審相被告人HDデョウニ関シ支出シタルモノナルコト記録第四一二丁ニヨリテ明ニシテ又其ノ費用ハ被告人ト第一審相被告人HDデョウカ共謀シテ本件被害者ヲ殺害シタリト云フ被害者HD松太郎ノ鑑定ニ要シタルモノニシテ殺人共犯ノ訴訟費用ト認メ得ヘク尚第一審ニ於ケル証人AY東久治外一名ニ対スル旅費及日当ハ被告人ノ弁護人ヨリ申請シタルコト明白ナリト雖是レ亦被告人ノ殺人及死体遺棄ト第一審相被告人HDデョウ死体遺棄被告事件ノ共犯費用ト認メ得ヘキナリ然ラハ本件訴訟費用ハ被告人ニ於テ其ノ全部ヲ負担スヘキモノニアラスシテ第一審相被告人HDデョウト連帯シテ負担スヘキモノナリ然ルニ被告人ノミニ其ノ負担ヲ命シタル判決ハ失当ニシテ破毀ヲ免レスト思料スト云フニ在レトモ官吏又ハ公吏書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄スヘカラサルコトハ刑事訴訟法第七十二条ノ命スルトコロナルモ右規定ニ反シテ文字ヲ改竄シタルトキハ直ニ之ヲ無効ト為スヘキニ非スシテ其ノ効力ノ有無ハ裁判所ノ心証判断ニ委スヘキモノナリトス原告決書ヲ閱スルニ其ノ主文第二項ニ於テ訴訟費用（鑑定人ニ支給分）ハ被告人ノ負担トスト記載シアリ而シテ鑑定ノ二字ニ改竄ノ跡アルコト所論ノ如シト雖一件記録ニ依レハ鑑定人ニ支給シタル費用ハ当然有罪ノ被告人ニ於テ負担スヘキモノト認メ得ヘキ点ヨリ看レハ原告決ニ於テ該費用ノ負担ヲ被告ニ命シタルモノニシテ後日妄リニ改竄ヲ加ヘタルモノト認メ難キヲ以テ該改竄ハ之ヲ有数ナリト解スルヲ相当トス況ヤ所論ノ如ク之ヲ無効ナリト解シ訴訟費用ヲ全部被告ノ負担トセンカ被告ノ不利益ニ帰スルニ於テオヤ旁々論旨理由ナシ

第二点原審判決ハ審理不尽ノ違法存ス本件被告人ノ行為ヲ一般的ニ見テ被告人ハ第一審相被告人HDデョウト姦通シHDデョウノ本夫HD松太郎ニ姦通ノ現行ヲ目撃セラレ全人ヲ殺害シタルノ事案ニシテ其ノ行為最モ憎ムヘキモノアリテ本件犯行残忍性ヲ帯ヒ一点許シ難キモノ存スト雖其ノ行為ノミヲ以テ罪ヲ断スルコト我法制ノ許サ、ルトコロ如何ナル悪性ノ所有者ト雖罪ヲ断スルニハ其ノ責任能力ノ有無及事實ニ対スル証明ニ抛ラサルヘカラス被告人ノ本件事実ハ到底常人ノ為シ能ハサルモノアリ殊ニ其ノ被害者HD松太郎カ被告人ト第一審相被告人HDデョウト姦通ヲ黙認「直治ナラ前カラ仲カヨイノタカラ連レテ来テ傍ニ寝カセテ置ケハヨイ」（第一審相被告人HDデョウ予審第一回訊問調書）セルモノト想像シ得ヘキニ何カ故ニ殺害シタルカ疑ハサルヲ得ス左ノ点ニ於テ本件被告人ハ精神ニ異状アルニアラサルヤ疑フニ十分ナリ第一被告人ノ第一審弁護人大島重明ハ「本件ハ到底通常人ノ為シ能ハサルモノアリ被告人ノ素行調書ヲ閱スルニ其ノ血族中精神病者ノ有無ニ関スル記載ヲ欠如シ之ヲ知ルニ由ナシト雖被告人ノ犯罪行為ニ付考察スルニ被告人ハ必スヤ純情ナル知覚精神ヲ有スルモノニアラス精神病者ナリト確信セラル」トテ精神鑑定ヲ求メ居レリ（記録第六一五丁）第二、被告人ニ対スル警察官ノ素行調中「性質行状欄ニ於テ一見朴直ニ見ユルモ狡猾ニシテ残忍性ヲ包蔵シ家庭状況欄ニ於テ直治ハ直藏（長男）ヲ殴打シ半死ノ傷害ヲ負ハセ一時実父ト雖告訴提起セント紛乱セシコトアリ」（記録二九〇丁）ト記載アリ 第三、医師川原田理七ノ被告人ニ対スル診断書（記録六二二丁）ニハ「病名ヒステリー性癩癩」ト記載シアリテ其ノ日附ハ昭和四年七月五日ニシテ全医師ハ本件被害者HD松太郎ノ鑑定人ニシテ当時被告人ハ秋田刑務所ニ勾留中診断シタルモノナルコト明白ナリ以上ノ書類本件記録ニ編冊シアリテ殊ニ七月五日付川原田医師ノ診断アルカ為第一審相被告人HDデョウノ殺人陪審公判ニ於テ重要ナルヘキ被告人カ証人トシテ出頭シ居ラス然ルニ原審ハ被告人カ犯行当時心神喪失ノ有無ニ関スル取調ヲ為サスシテ刑ヲ言渡シ尚又

本件記録ヲ査閲スルニ川原田医師ノ診断書ノ外秋田刑務所保健技師ノ診断書及全刑務所ヨリ第一審検事ニ対スル回答書添附シアルノミ被告人ノ疾病力全治シタルヤ否ヤ之ヲ知ルヘキ何等文書ナク又川原田医師カ最初被告人ヲ「ヒステリー性癲癇」トノ診断ヲ為シ「約一週間ノ身神ノ安静ヲ要ス」ト診断シタルハ被告人カ一週間ニシテ全治スヘキモノト診断シタルニアラスシテ安静ヲ要スヘキ期間ヲ示シタルモノナリ」「癲癇」病ハ持病ニシテ一時的發生スルモノニアラス時々発熱ス其ノ発熱シタルトキハ心神喪失ノ状態ニ陥ルモノナルコトハ何人ト雖之ヲ否定シ得ヘカサルナリ殊ニ被告人ハ単ナル癲癇ニアラスシテヒステリー性ヨリ発スル癲癇ナル以上昭和四年七月五日ニ於テ刑事訴訟法第三百五十二條第一項ニ依リ公判手續停止スヘキモノナリ然ルニ第一審及原審共之ヲ為シタル形跡ナク又仮ニ被告人カ全法條第一項ニ云フ疾病ナリトスルモ其ノ疾病全治シタリト認ムヘキコト記録上明確ナラスヒステリー性癲癇ハ一時的ニ發生シ全治スルモノニアラスシテ持病ノ一種ニ屬シ全病保持者カ発熱セサル間精神病者ナルカ又ハ常人トノ中間者ニ屬スヘキカ疑アリ医学上鑑定ヲ要スヘキモノニシテ中間者ナリトセハ精神耗弱者ナリ其ノ被告人ニ対シ此ノ点何等取調ヲ為サスシテ事實及証拠調ヲ為シ判決ヲ言渡シタルコトハ審理不尽ノ違法存スルモノニシテ破毀ヲ免レスト信スト云フニ在レトモ被告カ精神病者又ハ精神耗弱者ナリシコトハ原審ノ認めサリシトコロナルノミナラス一件記録ヲ査スルモ被告ノ精神ニ障碍アリトノ事實ハ之ヲ認め難キヲ以テ原審ハ之等ノ点ニ付取調ヲ為ササリシトスルモ之ヲ以テ審理不尽ノ違法存スルモノト謂フヘカラス論旨理由ナシ

第三点原審判決ハ重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由存ス原審判決事實認定第一（殺人）事實ニ関シ「其ノ際若シ向後重ネテ松太郎ニ醜行ヲ現認セラレコ

トアラハ全人ヲ殺害センコトヲ共謀シ」ト判示シテ本件殺人事実ヲ第一審相被告人H D Dヂヨウトノ共謀ニ出テタルコトヲ認定シ其ノ証拠説明ニ於テハ被告人及第一審相被告人H D Dヂヨウトノ自白ヲ採用セルモノナリトス然レトモ被告人ノ自白ノミニ依ツテ罪ヲ断スルコトノ危険ナルコトハ夙ニ實際家ノ屢々經驗シタルトコロナルノミナラス法律モ亦明文上其ノ自白ノミニヨル事實ノ認定ヲ避クヘキコトヲ明示セリ本件被告人及第一審相被告人H D Dヂヨウトノ自白ニ矛盾セルコト相知ルコトヲ得ヘク殊ニ本件ハ検事カ予審請求後司法警察官ノ手ニ於テ被告人ノ取調ヲ為セル形跡存ス殊ニ第一審ニ於ケル相被告人H D Dヂヨウトニ対スル陪審公判ニ於テ裁判所ヨリ選任シタル弁護人白瀬潤治郎カ事實ノ真相ヲ得ヘク全被告人ヲ看守部長立会ノ下ニ面会シタルニ検事ハ直チニ立会看守部長ヲ召喚シ取調ヲ為シ之カ為官選弁護人タル白瀬弁護士ハ辞任セルモノト想像ス尚本件殺人事実ニ関シ第一審相被告人H D Dヂヨウト共謀ニ出テタル点ハ幾多疑フヘキモノ存ス即チ「第一審相被告人H D Dヂヨウトハ云ツタカ笑フテ居リマシタカラ雑談ト思ツタソレテ私モ女力死ヌカ男ハ死ネヌト笑ヒナカラ云ツタノテシタ全クアノ朝ハ殺シ氣ハナイト思フカ打所力悪カツタト思フ問才前直治カ殺シ時戸ヲ閉ツタトアルカ如何答私ハ夢中テ判リマセン問隣家カラ翌日何トカ聞カレタカ答何トモ聞カレマセン」トノ問答ノ記載（記録第四六五丁）二、被告人ノ司法警察官ニ対スル「妻ハ見付ケラレルト直ク自分ノ家ニ逃ケテ這入リマシタ（中略）其ノ時妻ハ何ニモ言ハナイテ水屋テ飯ノ仕度ヲシテ黙ツトシテ居リマシタ（中略）其ノ時妻ハ顔色ヲ変ヒマシタカ何ニモ言ヘマセンテシタ私ハ松太郎ノ妻ニ対シ松太郎ヲ殺シタデシカラ二人テ話合ヲ致シマシタ」トノ供述記載（記録第三八丁）三、第一審相被告人H D Dヂヨウト司法

警察官ニ対スル「其ノ後直治ハ無理ニ夫松太郎ヲ庭ニ押シテ家ニ這入り私ノ稲部屋附近テ組付キソーシテ下ニナツテ許シテ呉レト叫ンタノテアリマスカ直治ハ何物カテ夫ヲ打ツタモノカカツト毆打スル音カアリマシタカラ夫ハ殺サレル処タト思ツタノテアリマス」トノ供述記載（記録五二丁）四、第一審相被告人HDデヨウノ予審訊問調書中「直治ハオ前ト遊フコトハ止メラレナイオ前ト遊フコトヲ止メテハ生キテ居テモ何ノ楽ミモナイト云ヒ又私カ無理ニ止メルナラ殺シ兼ネナイ様ナ話ヲ致シマシタ（中略）直治ハ今後松太郎ニ見ツケラレタナラハ松太郎ヲ殺シタ上俺トオ前モ死ナウト云ヒマシタ私カ猫イラスヲ喰ヘテ死ンタ方カヨイト云ツタノハ夫ノ手前仕方ナク云ツタノテ実ハ心カラ死ヌ考ハ持ツテ居タノテナイ」トノ供述記載（記録第一七七丁）五、被告人ノ予審第二回訊問調書中「デヨウハ困ツタ事タト申シタカ別段松太郎ヲ殺スナト云フ様ナコトハ申サス私ノ云フ事ニ同意シタヤウテアリマス」トノ供述記載（記録第二三二丁）六、証人HDフシノ陪審公廷ニ於ケル問於前ハデヨウヲ呼ヒニ行ツテデヨウカ来ナイ事モアツタカ答夫レハアリマシタ問其ノ様ナトキ父直治カデヨウ方ヘ行キデヨウヲ叩イタカ答ソウテス問其ノ時於前ハオト（父ノコト）馬鹿タナト云ツタテナイカ答ソウ云ヒマシタ問於前ハ本年ノ雪ノアル時モ父ニ云ヒツケラレテデヨウヲ呼ヒニ行ツタカ答呼ヒニ行キマシタトノ問答ノ記載（記録第六八四丁）ヲ綜合考覆スルトキ被告人カ第一審相被告人HDデヨウト通謀シテ本件被害者HD松太郎ヲ殺害スヘク謀リタリトハ到底認メ難ク第一審相被告人HDデヨウハ被告人ノ暴行ヲ恐レテ被告人ノ語ル所ヲ黙シテ答ヘサルニ過キス之ニ同意シタリト認メ難ク意思通謀ノ事實証明十分困難ナリ原審認定ノ証拠ニ引用セル全人ノ第一回予審訊問調書中「私カ關係ヲ続ケテ見付ケラレタ時ニ松太郎ヲ殺ス覚悟ヲ致シタ」トノ点ハ被告人ノ決意ヲ想像シ得タ

ルモノト見ルカ相当ニシテ又全人ノ陪審判決認定「松太郎ノ悲鳴ノ外ニ伝ハルヲ防カン為出入口ノ戸ヲ締メテ直治ト協力シ」トノ記載ハ全人ノ予審第一回訊問調書中「其ノ騒キカ外ニ聞エテハ悪イト思ヒ出入口ノ戸ヲ私カ締メタケ」トノ供述記載（記録第一八五丁）ヲ証拠トナシタルモノナラムカ此ノ一事ヲ以テ共謀ト認メ得サルハ被告人ノ司法警察官ニ対スル「妻ハ見付ケラレルト直ク自分ノ家ニ逃ケテ這入りマシタ」トノ供述ト第一審相被告人HDデヨウノ陪審公廷ニ於テ裁判長ハ全被告人ニ最後ノ陳述ヲ求メタルニ「外ニ申立ツルコトハアリマセヌカ私ト直治トカ夫松太郎ヲ殺ス相談ヲシタ上テ夫ヲ殺シタモノト見ラルハハ実ニ残念デアリマス」トノ陳述ニ徴スルモ明カニシテ殊ニ被告人地方ハ積雪数尺ニ及フ土地ニシテ出入口ノ戸ヲ締メタリトハ到底想像スラモ出来得ヘキニアラス尚又戸ノ外ニハ軒端ヨリ地上ニ至リ菰三枚垂レ下ケアルコトハ検証調書及第一審相被告人HDデヨウノ予審訊問調書ニ記載アリテ積雪ト其ノ設備アル以上戸ヲ締メサルモ悲鳴ハ外部ヘ伝ハルコト想像シ得サルナリ叙上ノ如ク本件殺人事実ニ関シテハ被告人カ第一審相被告人HDデヨウト共謀ニ出テタリトノ事實認定ハ重大ナル事実ノ誤認ヲ疑フヘキ顯著ナル事由存スト云フニ在レトモ原判決ノ挙示セル証拠ニ依レハ優ニ被告ハ第一審相被告人HDデヨウト共謀シテ判示犯行ニ出テタル事実ヲ証明スルニ足り一件記録ニ徴スルモ事實誤認ヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由ナシ論旨理由ナシ

第四点原審判決ハ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由存ス被告人カ本件犯行當時心神喪失ノ状態ニ在リタルモノナリト思料スヘキコトハ第三点所論ノ如クナルカ仮ニ被告人カ有責者ニシテ罰スヘキモノアリトシテ本件記録上被告人ハ我カ国法ヲ無視シ又道德ニ反シテ他人ノ妻ト私通ヲ繼續シ居タル事実ハ極メテ明瞭ニシテ尚其ノ本夫タル被害

者H D松太郎ノ夫権ヲ無視シ其ノ人ヲ殺害スルニ至ラシメタル而已ナラス殺害行為ノ犯跡ヲ隱蔽スル為被害者カ轍死シタルカ如ク装ハント企テ鉄道線路ニ遺棄シタルノ行為ハ最モ憎ムヘキモノニシテ一点同情スルモノナシト一般的ニ觀察スルコトヲ得ヘシト雖又其ノ觀察点ヲ異ニスルトキ原審判決ノ量刑上左ノ諸点ニ於テ甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由存スト思料ス一、本件原因ヲ為セル三角關係被告カ第一審相被告人H Dデョウトノ姦通ハ本夫タル被害者H D松太郎モ之ヲ默認セルノ状態ニ在リシコトハ記録上之ヲ察知シ得ヘキモノニシテ之レ事實ナリト為スニ於テ姦通罪構成セサルヲ何ヲ乎苦シテ其ノ本夫タル被害者ヲ殺害スルニ至リタルカヲ疑ハサルヲ得ス被告人ハ義務教育スラモ受ケ居ラス又幼ニシテ母親ニ死別セラレ苦境ノ上ニ生活シタルノ關係ニアルモノナリト云ヘ身一度帝國軍人トシテ軍事教育ヲ受ケシコトアリ道德律ニ反スル行動ハ常ニ良心ノ許サ、ルトコロ本件犯行ニ至ル迄被告人ト第一審相被告人H Dデョウトノ恋愛ト此ノ道德律ト比較シ居タルモ遂ニ良心ハ被告人ト第一審相被告人H Dデョウトノ恋愛ニハ勝チ得スシテ本件犯行ヲ為シタルモノト見ルコトヲ得ヘシ如斯結果ニ至ラシメタルハ被告人ノ個性弱キ為ニシテ個性弱キニ至ラシメタルコトハ其ノ責メ一部免レシムヘキ点存ス即チ本件被告人ハ幼ニシテ母親ト死別シ十五歳ニシテ他人ノ奉行人トナリ十六七歳ニシテ春ヲ知ル其ノ相手方ハ即チ第一審相被告人原田デョウナリ全人又頼ルヘキ兄二人ハ天災ノ為死ス此ノ兄死亡シ居ラサリシナハ被告人ト夫婦生活シ得タルナラムモ不幸ニシテ全人ハ相続人タルノ立場ニ在リ被告人又其ノ家ノ相続人タルノ關係ニアルカ故ニ恋愛ヨリ生スヘキ夫婦生活ハ不可能ニ終ル此ノ間ニ於ケル自由恋愛獨リ被告人及第一審相被告人H Dデョウノ罪ニアラスシテ親及雇主ノ監督不行届ニヨツテ発スルモノナリト想像スヘシト雖我國村落ニ於テ如斯惡習公然ト行

ハレ夫婦生活スルモノアルコトハ又認めサルヘカラス而シテ被告人カ第一審相被告人H Dデョウトノ恋愛ハ偽善ノ為ニアラスシテ全人ノ兄ノ死カ此ノ恋愛ヲ止メタルモノニシテ夫レヲ知ル者獨リ本件被害者ノミニ止マラサルコト記録上想像スヘキモノナリ此ノ忍ヒ難キ兩者ノ恋愛ノ外ニ立チテ夫婦生活セシハ被害者H D松太郎ニシテ被告人ハ一時其ノ夫婦生活ヲ侵スニ忍ヒ難ク軍隊教育ヲ受ケテ退營スルヤ妻ヲ迎ヘ北海道ノ出稼ニ赴キタルモ意弱クシテ婦村人目ヲ忍ヒテ再ヒ恋愛ニ陥ル然レトモ其ノ兩者努メテ之ヲ避ケムトシテ被害者H D松太郎ト第一審相被告人H Dデョウトノ間ニ生レシ長女サトト被告人次男直治郎ト夫婦ニセシメシコトモ認めサルヲ得ス二、被害者ノ病弱ト老齡被告人カ本件原因ヲ為セル姦通ノ行為ハ其ノ意思弱キニ出テタルコト前述ノ如シト雖又本件起リシ姦通行為ヲ他ノ方面ヨリ考フルトキ被害者H D松太郎ノ病弱モ又認めサルヘカラス此ノ点ニ關シ第一審相被告人H Dデョウノ第一回予審訊問調書中「直治カ子供カ可哀相タカラ後妻ヲ貰ハナイト云ヒ私ノ所ニ遊ヒ（情交）ニ來ルノテ段々深クナツタノテアリマシタ殊ニ近頃夫ハ体力弱クテ夫婦ノ交モ一ヶ月ニ一回位ヨリセヌソレモ満足カ出来ルコトカ少ナイノニ直治ハ松太郎ヨリモ歳モ若ク丈夫テ精力カ強イノテ可愛イト思ヒ遊ヒヲ続ケテ居リマシタ」（記録一六七丁）トノ供述記載アリテ第一審相被告人H Dデョウカ真ニ被告人トノ情交ヲ避ケタリトハ認め難ク被害者H D松太郎ノ病弱カ被告人ト第一審相被告人H Dデョウトノ關係ヲ深カラシメタルモノト認め得ヘキナリ殊ニ被害者H D松太郎ハ被害當時五十八歳ニシテ既ニ知命ヲ超ヘ病身ナリシコトハ被告人ノ量刑上考慮セサルヘカラスニ犯行ト被告人ノ家庭、被告人カ本件犯行ヲ為シタルカ為何等罪ナク何等欠点ナク國家ノ為ニ入當中ノ被告人ノ次男直治郎ハ軍隊ニ在リテ批難ノ的トナリシコトハ察スルニ難カラス尚其ノ妻サトハ本件被害者松太

郎ノ長女ニアルノ關係上周囲ノ事情ヨリシテ夫直治郎ト何等協議スルノ暇トテナク実家ニ
歸リテ適齡ニ達シ得サル弟政吉ト共ニ悲シキ日ヲ送り実母タル第一審相被告人HDデヨウ
ノ健康ト舅ノ安否ヲ氣遣ヒ居ルモノト想像シ得ヘキナリ被告人カ原審判決認定ノ如ク死刑
ニ処セラレムフトアラン乎両家ハ相反目ノ内ニ日ヲ送り若キ夫婦生活断タシメテ兩者ハ孤
独ニ一生ヲ送ルモノナラムト想像スルトキ量刑上又考慮スヘキモノアリト信ス四、犯行ト
被告人ノ態度被告人カ本件犯行後自己ノ犯セル罪到底免レ得ヘキニアラスト知ルヤ其ノ翌
十七日午前中隣町ニ至リテ猫イラスヲ買求メ（昭和四年三月十九日付栗澤巡查報告） 帰村
スルヤ親戚ニ当ルHD千代吉方ニ赴キ家ニ残ルヘキ子供等ノ生活シ得ヘキ様依頼シ（記録
第三六五丁全人ノ予審訊問調書） 帰宅シテ猫イラスヲ服シ自殺ヲ企テタルモ果サス更ニ縊
死セントシテ仮死ノ状態ニ在ルトキ警察官ニ発見セラレ目的ヲ達シ得スシテ蘇生シタルノ
事実（昭和四年三月十八日附小玉外ニ巡查報告書）アリ之レ正ニ被告人ノ良心ハ本心ニ立
歸リタルモノト認メ得ヘク改悛ノ情アリト思料セラル五、被告ノ性行 被告人ノ警察官作成
素行調書ニハ不良ノ輩ノ如キモ第一審ニ於ケル証人AY東久治ノ証言（記録第八四五丁）
ニヨリ素行調書ハ信シ得ヘキモノニアラス被告人ハ僅カニ三ヶ月ノ軍隊教育ヲ受ケシモノ
ト雖國家ニ対シ尽ス忠実ノ觀念ハ被告人ノ脳裡ヲ去リ難ク明治三十七八年戦役ノ為動員召
集ヲ受ク此ノトキ被告人カ家ニ在ラサルハ生活ノ途ナキノ状態ニ在リト雖之ヲ顧ルコトナ
ク召集ニ応シ戦地ニ臨ミ忠実ニ能ク戦闘員ノ糧食縦引ニ服務シ勲八等白色桐葉章及一時金
ヲ賜ハリシ國家ノ功績者ナリ此ノ点モ量刑上認メサルヲ得ス以上諸点ヲ考察スルトキ被告
人ノ科刑上考慮スヘキモノアリ殊ニ第二点所論ノ如ク被告人カヒステリー性癲癩ノ持病ア
リテ仮ニ本件犯行カ全病ノ発熱中ニ行ハレタルモノニアラストスルモ全病発熱セサル間其

ノ保持者ハ精神病の中間者ト医学上称セラル、部類ニ属スヘシト信ス然ラハ被告人ハ心神
耗弱者ニ属シ刑ハ減輕スヘキモノナリ然ルニ之ヲ行ハスシテ死刑ニ処シタル原審判決ハ甚
シク不当ナリト云ハサルヘカラスト云フニ在レトモ其ノ理由ナキコト弁護人設楽勇雄ノ上
告趣意書ニ対スル説明ニ依リ了解スヘシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事矢追秀作関与

昭和五年二月十四日

大審院第一刑事部

裁判長判事 横村米太郎

判事 遠藤 誠

判事 吉田 久

判事 草野豹一郎

判事 沼 義雄

右臆本也

昭和五年二月二十八日

大審院第一刑事部

裁判所書記 上澤五十三 印

④MZミサ（放火被告事件昭和5年2月6日判決）

判決

本籍 秋田県由利郡□□町□□小路□□番地
住居 前同町□□小路□□番地WB異方

機織業

MZ ミサ

明治八年十二月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事窪田徳次郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ秋田県由利郡□□町□□小路MZ立雄ノ継母ナルトコロ同人及其ノ妻サトヨリ屢々悪罵セラレタルコトアリタルヨリ其ノ間柄兎角円満ヲ欠キ居タルカ偶々同年十一月三日亡父増吉長女(立雄ノ姉)KMタカカ夫KM停治ト共ニ軍職ヲ退キ横須賀ヨリ帰郷シ立雄方ニ宿泊シタルヨリ被告人ハ停治等ニ挨拶ノ為メ右立雄方ニ行キ且同人等接待ノ手伝等ヲ為シタルニ拘ラス同日ハ勿論翌四日ニモ同人等ヨリ何等挨拶ヲ受タルコト無カリシカハ是レ畢竟立雄等夫妻ニ於テ自分ヲ中傷シタルニ因ルモノナラント思惟シ痛ク其ノ仕打ヲ恨ミ焦慮中同日午後六時頃実子巽ハ被告人カ再三止メタルモ聴カス停治等ニ挨拶セント右立雄方ニ赴キタルヨリ日頃ノ鬱憤一時ニ発シ前記立雄方住家ヲ焼払ヒ以テ其ノ恨ヲ晴サント決意シ被告人方台所ノ間ニ在リタル枝付松葉一掴及燐寸ヲ携帯シテ立出テ同夜午後六時三十

分頃前示立雄方ニ到リ其ノ住家ト一体ヲ為セル物置ノ北側外壁ノ破目ニ杉皮ヲ張リタル個所ニ所携ノ枝付松葉ヲ置キ燐寸ヲ以テ之ニ放火シ因テ同住家一棟ヲ焼燬シタルモノナリ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘキモノトシ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年二月六日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長判事 白井 茂印

判事 蔭山鏡次郎 印

判事 武内彩一郎 印

④MZミサ (大審院放火上告事件昭和5年5月15日上告棄却)

昭和五年(れ)第四三二号

判 決 書

本籍 秋田県由利郡□□町□□小路□□番地
住居 同県同郡同町□□小路□□番地WB異方

機織業

MZ ミサ

明治八年十二月□□日生

右放火被告事件ニ付昭和五年二月六日秋田地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人鈴木安孝、和田吉三郎上告趣意書第一点原判決ハ陪審ノ評議ニ基カサル不法ノ裁判ナリ原判決ハ「被告人ハ其ノ継子タルMZ立雄夫妻ヲ恨ミ前記立雄方住家ヲ焼払ヒ以テ其ノ恨ヲ霽サント決意シ被告人方台所ノ間ニ在リタル枝付松葉一掴及燐寸ヲ携帯シテ立出テ同夜午後六時三十分頃前示立雄方ニ到リ其ノ住家ト一体ヲ為セル物置ノ北側外壁ノ破目ニ杉皮ヲ張りタル個所ニ所携ノ枝付松葉ヲ置キ燐寸ヲ以テ之ニ放火シ因テ同住家一棟ヲ焼燬シタルモノナリ」ト認定シ被告人ヲ刑法第八條ニ問擬シタリ然ルニ原審ニ於ケル裁判長ノ陪審員ニ對スル問書及陪審員ノ答申（記録六七七丁）ヲ閱スルニ問ノ部ニ「被告人ハMZ立雄夫妻ヲ怨ミ昭和四年十一月四日午後六時半頃秋田県由利郡□□町□□小路ノMZ立雄方居宅ニ接続セル物置小屋北側杉皮ノ所ニ松葉ヲ置キ燐寸ヲ摺リテ放火シ以テ物置小屋ト共ニ該居宅ヲ焼燬シタルモノナリヤ」ト記載アリ其ノ答申ニハ「然リ」ト記載シアリテ本件ニ於ケル陪審員ノ評決ナルモノハ被告人ハMZ立雄夫妻ヲ怨ミ全人居宅ニ接続セル物置小屋ニ放火シ物置小屋ト共ニ該居宅ヲモ焼燬シタルモノナリ」ト云フニ止マリ原判決認定ノ如ク（一）立雄ノ居宅ヲ焼燬スルノ目的ヲ以テ放火シタリトノ評決ニアラサルハ勿論（二）立雄方居宅ト一体ヲ為セル物置ニ放火シタリトノ評決ニモアラサルナリ然ルニ原判決ハ陪審ノ此評議ヲ無視シ被告人ハMZ立雄方住家ヲ焼燬スルノ目的ヲ以テ同住家ト一体ヲ為セル物置ニ放火シタリト認定シ被告人ヲ刑法第八條ニ問擬シタルハ陪審ノ評議ニ基カスシテ

事實ヲ認定シタル違法アルモノニシテ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論原判決ノ判示事實ト陪審ニ對スル問責及陪審ノ答申トノ間ニ多少語句ヲ異ニシ精粗ノ差ナキニ非サルモ兩者全趣旨ニ外ナラサルモノト解スルニ難カラサルヲ以テ原判決ハ陪審ノ評議ニ基カスシテ事實ヲ認定シタル違法アルモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

全第二点原判決ハ事實理由不備ノ違法アルモノナリ原判決ハ其ノ事實理由ニ於テ「被告人ハ秋田県由利郡□□町□□小路MZ立雄ノ繼母ナルトコロ同人及其ノ妻サトヨリ屢々惡罵セラレタルコトアリタルヨリ其ノ間兎角円満ヲ欠キ居リタルカ偶々同年十一月三日亡父増吉長女（立雄ノ姉）KMタカカ夫KM停治ト共ニ軍職ヲ退キ横須賀ヨリ帰郷シ立雄方ニ宿泊シタルヨリ被告人ハ停治等ニ挨拶ノ為右立雄方ニ行キ且全人等接待ノ手伝等ヲ為シタルニ拘ラス同日ハ勿論翌四日ニモ全人等ヨリ何人挨拶ヲ受クルコトナカリシカハ是レ畢竟立雄等夫妻ニ於テ自分ヲ中傷シタルニ因ルモノナラント思惟シ痛ク其ノ仕打ヲ恨ミ焦慮中日午後六時頃実子異ハ被告人カ再三止メタルモ聴カス停治等ニ挨拶セント右立雄方ニ赴キタルヨリ日頃ノ鬱憤一時ニ発シ前記立雄方住家ヲ焼払ヒ以テ其ノ恨ミヲ霽サント決意シ被告人方台所ノ間ニ在リタル枝付松葉一掴及燐寸ヲ携帯シテ立出テ同夜午後六時三十分頃前示立雄方ニ到リ其ノ住家ト一体ヲ為セル物置ノ北側外壁ノ破目ニ杉皮ヲ張りタル個所ニ所携ノ枝付松葉ヲ置キ燐寸ヲ以テ之ニ放火シ因テ同住家一棟ヲ焼燬シタルモノナリ」ト認定シタリ然レトモ右認定ニ依レハ被告人ノ放火シタルハ全年十一月四日午後六時三十分頃トアルノミニシテ同年トハ何年号ノ何年ナリヤ知ルニ足ルモノアルコトナク結局原判決ハ犯罪ノ年月日ヲ確定セサルモノトス犯罪ノ年月日ハ犯罪ノ構成要件ニアラサルモ法律上種々ノ關係ヲ有スル事項ニシテ犯罪事實ヲ確定スル上ニ於テ欠クヘカラサル要件ノ一ナリトス

然ラハ原判決ハ此重要々件ヲ確定セサルモノト謂フヘク事實理由不備ノ違法アルモノニシテ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ犯罪ノ年月日ハ犯罪ノ構成要件ニ属セサルノミナラス所論同年トアルハ昭和四年ト記載スヘキヲ誤リテ同年ト記載シタルモノニシテ誤記ニ外ナラサルコト問書ニ依ルモ明白ナレハ原判決ニハ所論ノ如キ事實理由不備ノ違法アルモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

全第三点、原審裁判長ノ説示ハ違法ナリ陪審法第七十七条ニハ「前条ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事實并ニ証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事實ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス」ト規定シアリテ裁判長ノ苟クモ陪審員ヲ誘導スルカ如キ説示ハ之ヲ禁スルノ趣旨ナルヤ勿論ナリトス然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ裁判長説示ノ部ニ「(前略)一面被告人ハ五十六歳ノ婦人テ而モ元警察官ノ妻テアツタト云フ事テアリマスカラ放火罪ハ大罪テアルコトハ十分知ツテ居タコト、致シマシタナラハ被告人ハ警察官ノ為非常ニ責メラレタ為心ニモナイ事ヲ自白シタト云フ」点ハ別トシテ何等責メナイトコロノ検事及予審ノ第一、二回訊問并ニ予審ノ実地検証ノ際被告人ハ右ノ如キ大罪テアル放火犯ヲ一々念入りニ自白シタト云フ」事ハ如何ニ觀ルヘキモノテシヨウカ或ハ被告人カ警察テ多少責メラレタ為自白シタモノト仮定スルナラハ其ノ述ヘタ事ハ皆出鱈目タト見ルヘキカ又ハ責メラレテ遂ニ真実ヲ述ヘタト觀ルヘキモノテシヨウカ成ル丈ケ云ハスニ濟マソウトシタカ包ミ切レス云フ場合アリヤ否ヤ夫レ等ノ諸点モ御考慮ノ中ニ入レテ然ルヘキモノト思ヒマス」(六三四丁以下)ト記載シアリテ右ノ説示タルヤ被告人ハ警察官ノ妻トシテ何等責メラレモセヌ検事予審ノ第一、二回予審ノ実地検証ニ於テ自白シタルハ

被告人カ真実放火シタル為ナルカ如ク陪審員ヲ誘導シタルモノニシテ該説示ハ前記法条ニ違背スルモノト謂フヘク斯ル説示ニ依リ評決シタル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論ノ説示ニヨリテハ未タ以テ陪審員ヲ誘導シタルモノト認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

全第四点、原審裁判長ノ説示ハ違法ナリ原審公判調書中裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ「終リニ臨ミ証拠ノ觀方ニ付参考迄ニ以下三点ヲ付ケ加ヘ申上ケテ置キマス一、係官ノ取調ニハ上手下手アル事ハ免レマセヌカ夫レハ手續上ノ問題テアリマシテ事實ノ真相ナルモノハ唯一ツヨリナイノテアリマス、二、時間ノ關係ニ付テハ相当議論アリマシタカ既往ニ於ケル時間關係ハ特別事情ノ存セサル場合又ハ特ニ記載等セサル限り正確ニ記憶シ得ナイノテアリマスカラ時間ノ關係ニ付テハ余リ捉ハレヌ様ニ尤モ時間ノ關係ヲ全然度外視スル事モ出来マセヌ、三、犯罪ニ関スル事後日冷静ニ考ヘルト理窟ニ合ハヌ様ナ事カナイトハ云ハレマセヌカラ冷静ニ考ヘ理窟ニ合ハヌトテ一蹴スル誤ニ参リマセヌ」(六四〇丁裏)ト記載シアリテ右ノ説示タルヤ弁護人ハ時間ノ点放火ノ個所等被告人ノ自白ハ理窟ニ合ハヌモノアリテ右自白ハ真実ニアラストノ弁論ヲナシタル為裁判長ハ陪審員ニ対シ弁護人ノ弁論ニ捉ハレサル様注意ヲ与ヘ以テ之ヲ誘導シタルモノト認ムルノ外ナク右説示ハ陪審法ニ規定スル説示ノ範圍ヲ超越シ違法ノ甚シキモノト謂ハサルヘカラス然ラハ原判決ハ斯カル違法ノ説示ニ基キ評決セラレタルモノナルヲ以テ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ所論ノ如キ証拠ノ觀方ニ関シ参考迄ニ附加シタル説示ノ程度ニテハ未タ以テ陪審員ヲ誘導シタルモノト云フヲ得ス論旨理由ナシ

全第五点、原判決ハ其ノ手續ニ重大ノ違法アリ弁護人ハ原審公判準備手續ノ際(-)被告人ノ

居宅(二)豆腐屋OBマサ方、(三)MZ立雄宅ノ焼跡及其ノ周囲ノ状況(四)OS橋附近ノ状況(五)右四個所ノ通路ノ状況ニ付実地検証アリタキ旨申請シタルコトハ同公判準備調書及記録二九一丁以下ノ証拠調申請ニ依リ明カナリトス、而シテ原審ニ於テハ公廷外ノ決定ニ依リ右実地検証ヲ為ス旨ノ決定ヲ為シタルコトハ記録三〇六丁ノ決定ニ依リ明カナルニ拘ラス原審検証調書ヲ閱スルニ「検証ノ場所」、前記□□町□□小路□□番地MZミサ宅同町□□小路□□番地MZ立雄方焼跡及同町□□町OS橋並其ノ附近一帯」(三一丁裏)ト記載シアリテ右証拠決定ニ依ル「豆腐屋OBマサ」方ヲ検証シタリトノ記載存スル所ナク結局原審ニ於テハ自ら決定シタル証拠調ヲ完全ニ履踐セサルモノニシテ公判手続上重大ノ違法アルモノトス然ラハ原判決ハ斯ル違法の公判ニ基キ下サレタルモノナルヲ以テ破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レトモ所論検証調書並ニ附属図面ヲ閱スルニ同調書中第三二〇丁以下ノ記載並ニ附属図面ニ依レハ所論豆腐屋OBマサ方並ニ其ノ附近ヲ検証シタルコト明白ニシテ所論「検証ノ場所」ナル題下ノ記載ハ唯其ノ大綱ヲ掲ケタルモノニ過キサルカ故ニ右題下ニ特ニ「豆腐屋OBマサ」方ナル記載ナサルヘシトテ決定シタル証拠調ヲ完全ニ履踐セサルモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

全第六点、原審ニ於ケル陪審員ノ資格審査ハ違法ナリ陪審員ハ被告人ノミナラス被害者ノ親族ナルトキ又ハ親族ナリシトキハ其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキコトハ陪審法第十五条ノ明定スル所ナリトス仍テ陪審員ニ對シ除斥ノ原因アルヤ否ヤヲ問查スルニハ被告人ノ住所氏名ノミナラス被害者ノ住所氏名ヲモ告知セサルヘカラサルモノナリトス然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ「陪審員ニ對シテ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原因アリヤ否ヤヲ問ヒタルニ陪審員ハ各無之旨述ヘタリ」(三八八丁裏)ト記載シアルノミニシテ陪

審員ニ對シ被害者ノ氏名職業住居ヲ告ケテ除斥ノ原因アリヤ否ヤヲ問ヒタル旨ノ記載ナク結局原審ニ於ケル陪審員ノ資格審査ハ違法ニシテ斯ル陪審ノ評議ニ基ク原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ原審公判調書ニ依レハ裁判長ハ検事及被告人ニ對シ陪審員ノ氏名職業及住居地ヲ記載シタル陪審員選定通知書ヲ示シ除斥セラルヘキ者アリヤ否ヤヲ問ヒ又陪審員ニ對シ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原因アリヤ否ヤヲ問ヒタルコト明白ニシテ右ノ所謂除斥セラルヘキ者アリヤ否ヤ又除斥ノ原因アリヤ否ヤヲ問ヒタル以上除斥ノ理由ヲ規定セル陪審法第十五条所定ノ關係ノ有無ヲ問ヒタルモノト認ムヘク從テ特ニ被害者ノ氏名職業、住居地ヲ告ケ除斥ノ原因アリヤ否ヤヲ問ヒタル旨ノ記載ナクレハトテ所論ノ如ク陪審員ノ資格審査ニ違法アルモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

全第七点原判決ハ刑ノ量定重キニ過クルモノナリ原判決ハ被告人ヲ懲役五年ニ処シタリ仮リニ本件ハ失火ニアラスシテ被告人ノ放火ニ因ルモノナリトスルモ其ノ動機タルヤMZ立雄ハ真実ノ叔母ニシテ継母ナル被告人ヲ嫌ヒ屢々聞クニ堪ヘサル悪罵ヲ為シタルニ原因スルモノニシテ事情憫諒スヘキモノアルヲ以テ原判決ニ於テハ被告人ニ對シ酌量減刑ヲ為シ寛大ノ処刑アルヘキヲ相当トスルモノナルニ事茲ニ出テサリシハ科刑重キニ失スルモノニシテ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ記録ヲ精査シ諸般ノ状況ヲ参照スルモ原審ノ量刑ヲ目シテ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

全第八点、原審裁判長ハ重要ナル問題ニ関シ説示ヲ為サ、ル違法アルモノトス放火罪ニ於テ物的証拠ノ有無ハ犯罪事実ノ有無自白ノ真否ヲ判断スルニ付最モ重要ナル問題トナルヘキモノナルコトハ論ヲ俟タサル所ナリ然ルニ原審裁判長ハ陪審員ニ對シ本件ノ説示ヲ為ス

ニ当リ只管被告人ノ自白ニノミ其ノ主力ヲ注キ以テ本件ニ物的証拠ヲ全然欠如スルモノナル事実ニ付何等ノ説示ヲ為サ、ルハ違法モ亦甚シト謂ハサルヘカラス即チ本件犯行トセラ
ル、所ノモノハ被告ハ立雄夫婦ヲ恨ミ同家ヲ焼燬シテ怨ヲ霽サント決意シ自宅台所ニアリ
タル枝付松葉一ト掴ミト燐寸ヲ懷中ニシ証第一号ノ日和下駄ヲ穿チ昭和四年十一月四日午
後六時三十分頃立雄方ニ到リ同家ノ東側ヲ迂回シテ同家裏ニ至リ物置小屋ノ北側ノ中央辺
ナル壁ノ落剥シテ杉皮ヲ以テ修復シタル箇所ニ所携ノ枝付松葉ヲ地上ニ置キテ右杉皮ニ之
ヲ密着セシメタル上燐寸二本ヲ一度ニ摺リ付ケテ放火シタル後OS橋ヨリ右燐寸ノ空箱ヲ
川ニ投棄シテ帰宅シタルモノナリト云フニ在ルモノナルヲ以テ果シテ右ノ如キ事実アリト
セハ其ノ放火ニ使用セラレタル燐寸ノ空箱ノ存在セサル筈ナキハ勿論被告人ノ懷中ニ松葉
ヲ藏シタル形跡及放火現場ニ当時被告人ノ穿チタリト称セラル、日和下駄（証第一号）ヲ
以テ印セラレタル足跡ノ存セサル筈ナシ故ニ之等ノ物的証拠ノ有無ハ実ニ本件ヲ断スルニ
付最モ重要ナル問題ノ一ニ算フヘク原審裁判長ハ須ク此点ニ付説示ヲ以テ陪審員ノ考慮ノ
内ニ加フヘキモノナルニ拘ラス事茲ニ出テス只管被告人ノ自白ニノミ其ノ主力ヲ注キ此点
ニ関スル説示ヲ為サ、リシハ違法ト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ原審公判調書ヲ閱
スルニ其ノ第五八五丁ニ依レハ裁判長ハ被告人ニ対シ証第一号乃至証第四号ヲ展示シ其ノ
都度意見弁解ノ有無ヲ問ヒタルコト并ニ其ノ第六一九丁ニ依レハ裁判長ハ陪審員ニ対シ証
拠物件ヲモ冷静ニ考慮シ評議ヲ遂ケ判断セサルヘカラサル旨ヲ告ケタルコト明白ニシテ又
其ノ説示ノ部ヲ査閲スルモ所論ノ如キ被告人ノ自白ニノミ主力ヲ注キタリト観ルヲ得ス尚
所論ノ如キ物的証拠ヲ全然欠如スル場合ニハ特別事情ナキ限り其ノ点ニ付説示ヲ為スニ由
ナク而シテ本件ニ於テハ記録ヲ精査スルモ特別ノ事情アリト認ムルヲ得サルカ故ニ夫ニ関

スル説示ナキハ寧ロ当然ト謂フヘシ論旨理由ナシ

全第九点、弁護人ハ原審ニ於テ極力失火説ヲ主張シ且其ノ立証ヲ為シタルモノナルコトハ
公判記録ニ徴シテ寔ニ明瞭ナル事実ナリ然リ而シテ本件ニ於テ放火ナリヤ失火ナリヤハ実
ニ重要ナル争点ナルコトハ敢テ論フ俟タサル所ノモノニシテ弁護人主張ノ如ク果シテ失火
ナリトセハ被告人ニハ全然犯罪事実ナルモノナク其ノ自白スル所ノモノモ亦被告人カ公判
ニ於テ弁解スルカ如ク全然虚偽ノモノナリシコトトナルモノナルヲ以テ原審裁判長ハ此点
ニ対スル証拠説示ヲ為スニ際シテハ須ク失火ヲ否定セラルヘキ証拠ノミナラス之ヲ肯定セ
ラルヘキ証拠ヲモ説示ニ加フヘキハ將ニ当然ノ責務ナリシニ拘ラス特ニ失火ヲ否定スヘキ
証拠ニノミ其ノ主力ヲ注キ之ヲ肯定スヘキ証拠ニ付テハ之ヲ説示ニ加ヘサリシハ到底違法
ノ説示タルヲ免レス即チ家ノ外部ヨリ本件発火ノ状況ヲ觀察シタル唯一ノ証拠タル原審公
判ニ於ケル証人SK常弥ノ証言ヲ全然説示ニ加ヘサルモノナリ蓋シ本件ハ果シテ放火ナリ
ヤ將又失火ナリヤ否ヤヲ考察センニハ須ク内部ニ於ケル発火ノ状況ヲ調査スルト共ニ外部
即チ其ノ近隣者ヲ調査シテ以テ外部ヨリ見タル火ノ状況ヲ明確ニスヘキハ正ニ其ノ所ナル
ニ本件発火以来毫モ此点ニ関スル調査ヲ為シタル事蹟ノ見ルヘキモノ無ク辛クモ原審公判
ニ於テ隣家ナルSK常弥ヲ喚問セラレタルモノナルヲ以テ同人ノ証言ハ本件発火ノ状況ヲ
外部ヨリ觀察シタル唯一ノ証拠タルハ弁ヲ俟タサル所タリ然リ而シテ右証人SK常弥ノ証
言スル所ニヨレハ最初同人カ本件出火ノ状況ヲ外部ヨリ觀察シタル所ヲ以テセハ被告人カ
MZ立雄方物置小屋外側ノ中央辺ナル壁ノ落剥シテ杉皮ヲ以テ修復シタル箇所ナリト称ス
ル所ニハ全然火ヲ見サルノミナラス却テ右小屋ノ内部ヨリ火ヲ吹キ出テ居タリト云フモノ
ナルヲ以テ被告人ノ当該箇所ノ地上ニ松葉ヲ置キ燐寸ヲ以テ之ニ転火シタリト被告人ノ

自白トハ相去ルコト甚タ遠ク從テ右出火ハ小屋ノ内部ヨリ起リタルモノニシテ被告人ノ右自白カ事実ニ反スル虚偽ノ自白ナルコトヲ証スル有力ナル証拠説示ヲ為スヘキモノナルニ拘ラス之ヲ為サ、リシハ違法ノ甚シキモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ陪審法第七十七条ニ依リ証拠ノ要領ヲ説示スルニハ公判ニ於テ証拠調ヲ経タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ説示スルヲ以テ足り各証拠ニ付前ニ証拠調ノ際為シタルト同様ニ要旨ヲ告ケ又ハ之ヲ示ス要ナク箇々ノ証拠中ノ或モノハ全然之ヲ説示セサルモノアルモ説示ノ違法無効ヲ来タスモノニ非サルコトハ既ニ当院ノ判例トスル処ナリ（昭和四年（九）第二六号全年五月三日判決）加之本件公判調書説示ノ部ヲ査閲スルニ裁判長ハ被告人カ本件放火ヲ為シタルモノナリヤ否ヤ將又本件ハ失火ナリヤ否ヤノ証拠關係ヲ説示シ殊ニ其ノ第六三八丁以下ノ記載ニ依レハM Z立雄方ノ出火ハ午後六時三十分頃テ物置小屋ノ東北側ノ地上ヨリ五六尺位高イ個所ニ取付ケアル棚ノ上辺カラ屋根裏辺ニ掛ケ火力燃エ其ノ下ノ方ニ火ハ見エナカツタト云フコトハ当廷ニ於ケル各証人ノ供述カ大体一致シテ居ル処テ唯内側ノ出火ナルカ又ハ外側カラノ出火ナルカニ付テハ問題ノ存スル処テアリマスカ云々夫レカラ放火ノ時刻トシテ午後六時三十分頃ハ早過キルトカ、柱等ノ焼ケ具合即柱ノ内部ハ深く焼ケ外側カ夫レヨリ浅ク焼ケタト云フ点ヤ其ノ他火力軒カラ外へ吹イテ居タトカ云フ点等内部カラノ粗々火テアルト云ヒ得ルモノカ如何カ云々ト説示シアリテ唯特ニ証人S K常弥ノ証言云々ト云ハサリシニ止マリ同証人ノ証言セル事項ヲモ説示シタルコト明白ナルカ故ニ原審裁判長ノ説示ニハ所論ノ如キ違法アルコトナシ論旨理由ナシ

全第十点、次ニ家ノ内部ヨリ本件ノ火事ヲ發見シタル当初ノ狀況トシテハM Z立雄方ノ物置小屋ノ東北側地上ヨリ五六尺位ノ上部ニ取付ケアル棚ノ上ヨリ屋根裏辺ニカケ燃エツ、

アリテ其ノ下部ハ何等火ヲ見サリシモノナルコトハ原審公判廷ニ於ケル各証人等ノ等シク供述スル処ノモノニシテ此実原審裁判長ニ於テモ「……………而シテ立雄方ノ出火ハ午後六時三十分頃テ物置小屋ノ東北側ノ地上ヨリ五六尺位高イ個所ニ取付ケアル棚ノ上辺カラ屋根裏辺ニ掛ケ火力燃エ其ノ下ノ方ニ火ハ見エナカツタト云フ事ハ当廷ニ於ケル各証人ノ供述カ大体一致シテ居ルトコロテ……………」ト説示セラレ、所ナルヲ以テ果シテ被告人ノ自白スル如ク同物置小屋外側ノ中央辺ナル壁ノ落剥シテ杉皮ヲ以テ修復シタル個所ノ地上ニ枝付松葉ヲ置キ右杉皮ニ之ヲ密着セシメテ火ヲ放チ燃焼セシメタルモノトセハ内部ヨリ火ヲ發見シタル当初ニ於テ右地上五六尺ノ棚ノ下部ニ全然火ヲ見サル筈ナシ然ルニ内部ヨリ火事ヲ發見シタル当初ニ於テハ何人モ棚ノ下部ニ火ヲ見タルモノナキコトニ一致セル事實ハ右被告人ノ自白スル所ノモノトハ吻合セサルモノナルヲ以テ此事實ハ弁護人ノ主張スル小屋ノ内部ヨリ發火シタルトスル失火論ヲ肯定シ被告人ノ放火論ヲ否定スヘキ有力ナル論点ナルニ拘ラス原審裁判長ハ毫モ此点ニ對スル説示ヲ為サ、ルハ違法ナルノミナラス却テ「……………当日火氣ヲ取扱ツタ事ニ付テハ前示「サト」ノ証言以外ニハ何等見ルヘキモノハナイ……………若シ「サト」ノ扱ツタ火カラトスレハ午後三時半頃マテ竈ニ焚イタ火ノ子カ竈カラ二間余モ隔テタル而カモ地上五六尺上ノ前述棚辺ニ落チ夫レカ段々燃エ拡カリ屋根裏ノ方マテ燃エ上リ消止ムル事カ出来ヌ程度ニナルマテ家人カ知ラスニ居タト云フ事ニナルテシヨウカ火ノ事テアルカラ左様ナ事モアリ得ルテシヨウカ立雄ノ妻サトハ出火以前物置小屋ニ接スル流場ニ於テ食器ノ後片付ケヲ居タト云フ事實ハ同人ノ証言ニヨリ明カテアリマシテ之モ併セテ御考ヘテ願ヒマス」ト説示セラレタルハ右サトノ証言ニ對スル信否ノ意見ヲ表示シ暗ニ弁護人ノ失火論ヲ反駁シタルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ

在レトモ論旨前段ニ付テハ原審公判調書中説示ノ部殊ニ論旨第九点ニ対スル説明トシテ摘記セル所ニヨリ之ヲ見ルモ小屋ノ内部ヨリノ発火ナリヤ否ヤノ証拠関係ヲ説示シタルコトヲ認ムルニ足ルカ故ニ此点ノ論旨ハ理由ナク又其ノ説示ノ部ヲ閱スルニ論旨後段摘記ノ如キ説示ノ記載アリテ「明カナル文字ノ使用場所穩当ナラサル如キ觀アリト雖其ノ説示ノ全趣旨ニ徴シ殊ニ「之モ併セテ御考ヲ願マス」旨ノ記載ヲ参照スルトキハ立雄ノ妻サトハ出火以前物置小屋ニ接スル流場ニ於テ食器ノ後片付ケヲシテ居タト云フ事ハ同証人ノ明言スル処ナルヲ以テ之ヲモ併セテ考ヘラレ度旨ノ説示ヲ為シタルモノト解スルヲ得ヘク從テ「サト」ノ証言ニ対スル信否ノ意見ヲ表示シタルモノト云ヒ難キカ故ニ論旨後段モ亦理由ナシ全第十一点、本件ニ於テM Zサトカ火災当日夕飯ヲ焚キタル時刻カ午後三時少シ過ニ着手シ同三時半頃迄ニ焚キ上ケタルモノナルヤ將又午後四時頃ニ焚キタルモノナルヤ否ヤハ本件カ失火ナリヤ否ヤノ考察ニ影響スヘキ重要ナル論点ノ一タルコトハ論ヲ俟タサル所ナリ然リ而シテ原審証人E G Y知太カ弁護士ノ問ニ対シテ答フル所ニヨレハサトカ同日夕飯ヲ焚キタルハ午後四時頃ナリトノコトヲ而モ其ノ当日サト自身ヨリ聴取り之ニ基キ報告書ヲ作成シタリト云フニ在ルモノナルヲ以テ右証言ハサトカ夕飯ヲ焚キタル時刻カ午後四時頃ナリトノ事実ヲ証スヘキ有力ナル証拠ナリ然ルニ原審裁判長ハ此点ニ対スル証拠説示ヲ為スニ当リ単ニ原審証人M Zサトノ証言ノミニ基キ(-)証人M Zサトハ当公廷ニ於テ本件出火ノアツタ日午後三時半頃迄ニ物置小屋ノ住宅ニ接シタ土間ニ据付ケタ竈テ夕飯ヲ焚キ上ケ……………若シ「サト」ノ扱ツタ火カラトスレハ午後三時半頃マテ竈ニ焚イタ火ノ子カ竈カラ二三間余モ隔テタル而モ地上五六尺上ノ前述棚辺ニ落チ夫レカ段々燃エ拡カリ屋根裏ノ方マテ燃エ上リ……………ト説示シ殆ント午後三時半頃迄ニ夕飯ヲ焚キ上ケタリトノコトヲ

確定ノ事実トシ何等其ノ反証タル前記E G Y知太ノ証言ニ言及セラレサリシハ被告ニ有利ナル証拠説示ヲ除外シタル違法アルヲ免レスト云フニ在レトモ陪審法第七十七条ニ依リ証拠ノ要領ヲ説示スルコトニ関スル当院ノ判例トスル趣旨ハ論旨第九点ニ対シ説明スル所ノ如シ加之夕飯ヲ焚キタル時刻カ午後三時半頃ト云フモ午後四時頃ト云フモ夫レ自体正確ナル時間ノ表示ニ非スシテ午後三時半ト午後四時ノ間ヲ目シテ通俗ニ三時半頃トモ四時頃トモ云フ場合モアルヘク且本件発火時刻カ午後六時半頃ト云フニアレハ右ノ如ク三時半頃ト説示シ特ニ四時頃ト証言スル者モアリト説示セサリシトテ被告人ニ有利ナル証拠説示ヲ除外シタル趣旨ト認メルヲ得ス論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事平井彦三郎関与

昭和五年五月十五日

大審院第二刑事部

裁判長判事 江崎定次郎

判事 鈴木 秀人

判事 尾佐竹 猛

判事 織田 嘉七

判事 久保 久

右臆本也

昭和五年六月十二日

大審院第二刑事部

⑬ S T 吉三郎 (放火被告事件昭和8年3月4日判決)

判決

本籍 秋田県山本郡□□村□□潟字□□□□番地
住居 右同村□□字□□後□□番地ノ□

役場書記並雜穀醬油味噌販売業

S T 吉三郎

大正二年三月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事山下昇関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ N S 中学第二学年終了後父與作ノ命ニ依リ退学シ肩書住居ニ於テ専ラ家業タル雜穀味噌醬油等ノ販売ニ従事スルニ至リシモ固ヨリ商事ニ慊ラス只管向学ニ志シタルモ父ノ容ルトコロトナラス痛ク父ノ態度ニ不滿ノ念ヲ懷キ居リタル折柄昭和六年春頃肩書居村□□村役場書記トナリ次テ昭和七年二月頃妻キエヲ娶リ以来キエコト共ニ家業ニ従事シタルモ妻ノ妊娠其ノ他ニテ手不足トナリ兎角營業不振勝トナリ且売掛金取立等モ順調ヲ欠キタ

ル結果父與作ヨリ事毎ニ叱励ヲ受ケタルトコロ却ツテ之ヲ無情冷酷ナリト思惟懊惱ノ末昭和七年十月十四日居村役場ニ於テ浅慮ニモ寧ロ自宅ヲ焼燬スレハ一時其ノ業務モ休業スルノ已ムナキニ至リ暫時父ヨリノ苦言ヲ耳ニセサルコトトナリ又一面自宅ヲ焼燬スルモ之ニ火災保険ヲ付シ其ノ保険金ヲ得以テ營業ノ更正ヲ図ラハ父モ從來ノ如ク万事ニ付容喙スルコトナカラント思惟シ尚其ノ犯行ヲハ被告人等ニ対スル怨恨者ノ業ニ帰セシメント企テ自店宛ニ近日放火シ焼燬スヘキ旨ノ脅迫状ヲ認メテ投函シタル上先ツ同月十七日頃該脅迫状ヲ居村駐在巡查ニ提示シ続イテ同月二十一日 F J 火災保険株式会社ト肩書□□村□□字□□後□□番地ノ□所在ノ自宅及倉庫商品等ニ付金五千元ノ火災保険契約ヲ締結シ置キ其ノ機ヲ窺ヒ居リタルカ偶々同月二十二日夜妻及同居人タル若狭キノカ外出シ家人全部不在ナルニ乗シ、被告人カ右家族ト共ニ居住セル右被告人方居宅ヲ焼燬セント欲シ同居家内居村信用組合宿直室ノ床下地下室ニアリタル煉瓦積ノ倉庫台ノ上ニ鮑屑若干ヲ置キ所携ノ燐寸ヲ以テ之ニ放火シ、因テ右住家及附近ノ住家等十四棟ヲ焼燬シタルモノナリ

右犯罪構成ニ関スル事実ハ陪審ノ評議ニ付シ、該事実ヲ肯定スル其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ、被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八年ニ処シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ、陪審費用ヲ除キ、全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年三月四日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長判事 蔭山鏝次郎 印
判事 丸山 正次 印
判事 伊澤庚子郎 印

⑰KHツエ（殺人死体遺棄被告事件昭和11年3月9日）

判決

本籍並住居 秋田県南秋田郡□□村□野□番地

無職

KH ツエ

大正五年七月□日生

右ノ者ニ対スル嬰兒殺死体遺棄被告事件ニ付当裁判所ハ検事高橋育三関与ノ上審理ヲ遂ケ
嬰兒殺ノ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

但シ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ通算ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人桑原ツエハ

第一、予テ妊娠中ナリシニ極力其ノ事実ヲ秘シ居リタルトコロ遂ニ昭和十年四月二十五日
分娩ヲ催シ来リタル為其ノ処置ニ窮シ寧口之ヲ殺害シ妊娠ノ事実ヲ他ニ知ラシメサルニ

如カスト決意シ直ニ肩書自宅寢室ニ於テ該嬰兒カ産門ヨリ其ノ一部ヲ露出スルヤ手指ヲ
以テ其ノ頭部ヲ強圧シ内窒息ニ因リ死亡セシメ

第二、次テ同日右殺害シタル嬰兒ヲハツピ（袖無）ノ綿（証第二号）ニ包ミ自宅裏ノ小川
ニ投シテ遺棄シ

タルモノナリ

以上ノ事実中第一ノ点ハ該事実ヲ肯定スル旨ノ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定シ第二ノ点
ハ被告人ニ対スル予審第一回訊問調書中同人ノ供述トシテ其ノ旨ノ記載アルト証人MB鐵
五郎ニ対スル予審訊問調書中同人ノ供述トシテ私ハ御訊ネノ日（昭和十年四月二十五日）
ノ昼近クノ頃田カラ馬ヲ引イテツエ方裏手ノ小川ニ沿ツテ川上ノ方へ上ツテ参リツエ方裏
手迄来タ際其ノ小川ニ馬ヲ入レテ水ヲ飲マセヨウト考へ附近ヲ見マシタトコロ水カニツニ
流レテ居ル所ヨリ少シツエ方ニ寄ツタ処ニ白イ物ニ何カ包マレテ棄テテアツタノテアリマ
スソレテ私ハ其ノ側へ寄ツテ見マシタトコロソレハ赤ンボ（嬰兒ノ意）ノ死体カ綿ニ包マ
レテアツタノテアリマストノ旨ノ記載アルトヲ綜合シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中第一ノ点ハ刑法第九十九条ニ第二ノ点ハ同法第九十九
条ニ各該当スヘキヲ以テ殺人罪ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ以上ハ刑法第四十五条前段
所定ノ併合罪ニ係ルヲ以テ同法第四十七条第十條ニ從ヒ重キ殺人罪ノ刑ニ法定ノ加重ヲ為
シ同法第十四條ノ制限内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処シ尚刑法第二十一条ニ則リ未決勾留
日数中六十日ヲ右本刑ニ通算スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百
三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十一年三月九日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長判事 武山 敏二印

判事 村上 武印

判事 村木 茂市印

⑰KHツエ（大審院殺人上告事件昭和十一年七月十六日判決）

昭和十一年(九)第一〇六一号

判決書

本籍並住居 秋田県南秋田郡□□村□野□番地

無職

KH ツエ

大正五年七月□日生

右嬰兒殺被告事件ニ付昭和十一年三月九日秋田地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ審理ヲ遂ケ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人菊池徳左衛門、高橋唯雄上告趣意書第一点ハ証拠調ニ於テ裁判長ハ重大ナル事實ヲ看過シテ被告ニ不利益ナル説明ヲ為セリ裁判長ハ予審ニ於ケル被告人ニ対スル第一、二、三回各訊問調書ヲ読聞ケタリト（記録六百五十八丁目以下）セラレアルモ公判廷ニ於テ之ニ

反ス第二回予審訊問調書ハ予審判事ノ現場ニ於ケル調書ナリ然ルニ其ノ内容ニ於テ第一回及第三回ト異ナル点アルニモ拘ラス此ノ事實関係ニ於ケル読聞ケナク且差異点ニ付何等弁解ヲ求メサルモノナリ即チ第二回訊問調書ニハ「一(問)被告人カ嬰兒ヲ殺害シタ当時ノ模様ヲ実地ニ付述ヘテ見ヨ(答)承知致シマシタ前回述ヘマシタ様ニ産氣ツイタ様テアリマシタノテ私ハ此ノ部屋(検証調書附属図面表示寢室ヲ指示ス)ニ蒲団ヲ敷キ其ノ上ニ腰巻ヲ敷キ其ノ上ニ綿ヲ敷イテ横ニナツタノテアリマス」二(問)ソレカラ其ノ死体ヲ棄テタカ(答)左様デアリマス嬰兒ハ声ヲ出サスニ死ンテ行ツタ様デアリマシタノテソレヲ此ノ押入(同上図面表示押入ヲ指示ス)ノ棚カラ取り出シタハツピノ綿ニ包ミソレヲ持ツテ此ノ襖ヲ開ケ云々」トアリ従テ分婉スルトキ下ニ敷キタル綿ト嬰兒ヲ包ミタル綿ト異ナル事トナル凡ソ世ノ中ニハ真ノ事實ハ一ツニシテニツアル筈ナシ腰巻ト綿ヲ何レヲ上ニ敷キ何レヲ下ニ敷キタルヤニヨリテ下リ物等ノ付着ニ関係アルタメ予審第三回訊問ニ於テハ警察ノ調書ト此ノ上下ノ差異ニ付訊問ヲ為シ確メ一致セシメタリ然ルニ綿ノ点ニ付何等注意ヲ払ハサリシハ如何ニ被告ヲ押付ケ調書ヲ勝手ニ作成セルモノナリシヤヲ如実ニ物語ル証左ト断シ得ルモノニシテ裁判長ハ此ノ点ニ付証拠調ニ於テ挙示セサルノミナラス説示ノ場合ニモ亦何等説明ヲ加ヘサルモノナリ若シ夫レ事件發生当日ナル昭和十年四月二十五日現場ニ臨メル検事岡本武雄ノ作成セル検証調書ト之ヲ対照スルトキハ最モ綿ニ対スル疑問ヲ深クセサルヲ得サルノミナラス証人川原田裡七及池田彦四郎ノ証言ニ徴シ嬰兒ヲ包メル綿ノ湿度ニヨリテ之ヲ判断スルトキハ証第二号ハツピ(袖無)ノ綿ノ上ニ於テ分婉シタリトセハ分婉ト共ニ下リ物アリ其ノ下リ物ニヨリテ汚レ且汚物ノ附着程度モ甚シカルヘク殊ニ嬰兒ニ血液附着セルニ因リ推測セハ血液ハ其ノ綿ニ附着セサルヘカラス然ニ全然此ノ事實ヲ証第二号ノハツピ

ノ綿ニ発見セラレサルノミナラス僅ニ水ニ浸リタル下部ハ濡レテ居タルニ過キサルモノトスルトキハ分娩ノ際下敷トセル綿ト嬰兒ヲ包ンテ棄テタル其ノ綿トハ別個ナラサルヘカラス然ルニ此ノ点ニ付第二回ノ調書ト第一回及第三回ノ調書トハ之ト相反スルモノナリ而シテ本件ハ最後マテ証第二号ハ分娩ノ際下敷ノ綿トシテ取調ヲ進行セラレタルモノナリ然ラハ茲ニ証拠調並ニ説示ノ上ニ重大ナル欠陥アリ陪審員ヲ錯誤若クハ昏迷ニ陥ラシムル重大ナル失当アルモノニシテ評議ニ二時間ヲ費セルモ無理ナラサルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ被告人ハ第一回乃至第三回ノ予審訊問ノ際本件犯罪事實ヲ認メ居リタルカ原審公判廷ニ於テ之ヲ否認シ重要ナル部分ヲ変更セルカ故ニ原審ニ於テ右第一回乃至第三回予審訊問調書ヲ公判廷ニ於テ被告人ニ読聞ケ証拠調ヲ為シタルハ適法ナリ又原審裁判長カ説示ヲ為スニ当リ此等ノ調書ニ付為シタル説明モ正当ニシテ所論ノ如キ点ニ関シテ一々説明ヲ与ヘサルモ違法ニ非ス論旨理由ナシ

同第二点ハ採証上ニ欠陥アリ裁判長ノ専権ニ属スルカ故ニ敢テ之ヲ攻撃スルニアラサルモ予審第一乃至第三回迄ノ調書ハ公判ニ於ケル被告ノ供述ト異ルカ故ニ之ヲ証拠トスルトシテ読聞ケタルモノナリ然ルニ予審ノ第四回ニ於ケル調書及公判準備手續ニ於ケル調書ニ徴スルモ殺害ノ原因乃至動機トモ謂ハルヘキ姑ト被告トノ折合關係ハ公判廷ノ供述ト異ナル之ハ被告ニ不利益ナル公判廷ノ供述ト第四回及公判準備ニ於ケル利益ナル供述ト比較スルトキハ何レヲ採ルヘキカ殊ニ証人KHミヨエ(姑)ノ証言トノ対照上ヨリスルモ当然之ヲ公判ニ於テ読聞ケテ証拠トスヘク陪審員ノ判断ニ任スヘキハ公平ナル処ナルニ不拘之カ証拠トスル事ヲ拒メルノミナラス説示ニ於テモ姑トノ間柄ニハ何等説明ヲ加ヘサルモノナリ却テ被告ノ乳ノ不足ナル關係ノミヲ強調セルモノナリ之裁判長ハ被告ノ不利益ナル証拠ノ

ミヲ挙示スト云フ所以ナリ加之説示ニ於テ予審ニ於ケル第一回ヨリ第三回ノ調書ノミヲ証拠トシテ陪審員ニ説明シ第四回後第六回迄ノ分ヲ証拠トセサル故陪審員ニハ不利益ナル調書アル事ヲ知ルモ利益ナル調書アル事ハ徹底セサルニ至ル然ルニ陪審法第七十三条ニヨルトキ「被告人公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ之ヲ証拠ト為ス得ヘキニ拘ラス之ヲ拒ミタルハ陪審法第七十三条ヲ無視シタルモノト謂ハサルヘカラス鑑定人加藤官治及小栗シゲノ予審ニ於ケル証人訊問調書ト公判廷ニ於ケル同人等ノ証言ト何等異レル処ナキニ拘ラス特ニ是等ノ者ノ予審ニ於ケル証人調書ヲ読聞ケ証拠トシタルハ陪審法第七十三条ニ違背スルモノト謂ハサルヘカラス若シ同法第七十二条第五号ノ鑑定書ヲ補充スル書類ト之ヲ解セリトセハ誤レルモ甚シキモノニシテ飽ク迄モ被告人ノ不利益ナル証拠ヲノミ挙示センカタメ不公平ナル処置ナルノミナラス採証上違法アリト謂ハサルヘカラス殊ニ被告ノ為証拠申請セル鑑定ノ申立ハ之ヲ却下シナカラ科学的見地ヨリシテ徹底セサル鑑定人加藤官治ノ証言ヲ特ニ抽出シ来リクル如キハ益々陪審員ヲシテ錯誤ニ陥ラシムルモノト謂ハサルヘカラス即チ経産婦ノ子宮口ハ横裂シ居ル事ハ一度分娩シタル者ニハ何人モ之ヲ見得ルモノニシテ被告ハ既ニ本件以前ニ二回ノ経産婦ナリ然ラハ帯籃紫色如何之亦分娩後滿六ヶ月(昭和十年四月二十五日分娩シタリトシテ其ノ後同年十一月二日鑑定セルヲ以テ其ノ間六ヶ月以上経過スルモノナリ)ニシテ尚ホ之ヲ肉眼ニ於テ見得ルヤハ医学上問題ナリ否寧口加藤鑑定人ニ於テノミ之ヲ断定シ得ルモノニシテ余人ハ之ヲ為シ得サル所ナル事ハ識者ノ等シク唱フル所ナリ(医学上顯著ナル事実ナリ)小栗シケノ証言亦然リ裏地ヲ用ヒス表地ヲ綿ニ当テテ表地ノミヲ折縮メテ綿ニ長ヲ合セタル更地ノ鑑定動作ハ何人モ之ヲ疑ヘル所ナリ故ニ陪審員ハ最后迄「ハツピ」ノ裏地ノ所在ヲ

質問セル所ナリ（陪審員金谷賢志ノ質問七四三丁又記録ニアラサルモ其ノ他ニモ之ヲ質問セルモノアリ）然ルニ此ノ兩人ノ訊問調書ハ前述ノ如ク公判廷ノ供述ト異ナラサルモノナリニ拘ラス之ヲ証拠トシタルハ陪審法第七十三條ニ違背セルモノト為ス所以ナリト云フニ在レトモ所論被告人ニ対スル第四回乃至第六回予審訊問調書及公判準備手續ニ於ケル訊問調書ノ記載ニヨレハ被告人ハ大体ニ於テ本件犯罪事實ヲ否認シ原審公判廷ニ於テモ亦之ヲ否認シ供述ノ重要ナル部分ヲ變更セサルカ故ニ陪審法第七十三條ニ則リ右予審調書並公判準備手續ニ於ケル訊問調書ハ証拠ト為スヘキモノニ非ス從テ此等ノ調書ニ関シ説示ヲ為ササルハ寧ろ正当ナリ又所論鑑定人加藤官治及小栗シケノ各予審調書ハ孰レモ鑑定調書ニシテ同法第七十二條第五号ニ該當シ証拠ト為シ得ル書類ナルカ故ニ原審ニ於テ之ヲ証拠ト為シタルハ不法ニ非ス論旨理由ナシ

同第三点ハ説示ニ違法アリ一、物的証拠タル証第一号及証第三号ノ展示及説示ハ徹底ヲ欠クモノナリ証第一号月経帯（物自体田舎ノ老人ノ使用ニ属セルモノノ如キ物品ナリ）ハ捜査ノ際第一ニ着目セラレタルモノナリ前記岡本検事ノ検証調書ニヨルトキハ「三添付略図（口）点ニ胎盤ノ一片ト覺シキ肉塊ト月経帯ト推セラルル布片ヲ包ミタル綿及新聞紙（ハ）点ニ血痕附着セル綿現存スルヲ以テ本件犯罪ニ関係アルモノト認メ之ヲ領置ス尚ホ前記橋下ノ水中ニ血塊ト覺シキモノ数点沈下セルヲ認ム」トアリ即チ事件發生當時ノ状況ニ於テ証第一号月経帯ト証第三号新聞紙トハ密接ノ関係ヲ有スルモノトシテ現場ヨリ押収セルモノナリ然ルニ此ノ月経帯及新聞紙ノ説明ニ加ヘテ警察ニ於テ其ノ附近ニアリシモノヲ後日証拠トナルヤモ計ラレスト為シ蒐集シテ来タリタル如ク説明セリ然レトモ「胎盤ト覺シキ肉塊」ヲ包メル新聞紙ナリ（第三号）之ヲ本件ト直接関係ナシトスル事ヲ得サルモノナリ而モ其

ノ新聞紙ハ昭和十年四月二十三日附ノ東京朝日新聞ニシテ（池田秀四郎ノ証言ニヨリ明瞭）被告家ニ於テハ當時該新聞ヲ購読セサルモノナリ又月経帯ハ五十歳位ノ老女ノ着用スル衣類ノ布片ヲ以テ作レルモノナリ此ノ説明ハ徹底セサルカ故ニ陪審員海山徳之助ハ証第一号ハ本件ト如何ナル関係アリシヤヲ質問シタルニ（記録七百四十四丁）裁判長ハ単ニ「陪審員諸君ノ判断スヘキ事項ナル旨」答ヘテ犯罪関係ノ説明ヲ避ケタリ然レトモ胎盤ノ一片ト共ニ新聞紙ニ包マレテ死体ノ傍ニ在ル以上詳細ニ検事ノ検証調書及池田秀四郎ノ証言ニ基キ此ノ説明ヲ為ササルハ裁判長トシテハ甚シキ失当ト謂ハサルヘカラスニ、裁判長ハ説示ノ最後ニ自己ノ意見ヲ陳述セリ公判記録ニハ記載ナキモ裁判長ハ自己ノ意見トシテ設例ヲ以テ事件ニ対スル暗示カマシキ事ヲ最後ニ附加セリソレハ分娩ノ場合十数人ニ付添ハレテ入院シテ分娩スル者モアリ簡便ニ分娩スルモノモアリ尋常ニアラスト特ニ本件ノ如キ時間的ニ見、身体的ニ見ルモ到底犯罪事實ヲ肯定シ得サル場合ヲモ一ノ異常事件トシテ見得ル如キ意見ヲ附加セルハ陪審法第七十七條ニ違背スルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ原審公判調書ニヨレハ原審ニ於テ所論証第一乃至第三ニ付適法ナル証拠調ヲ為シタルコトヲ認メ得ヘク而シテ同法第七十七條ニヨレハ裁判長ハ陪審員ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スレハ足り必シモ所論ノ如ク各個ノ証拠ニ付一々具体的ニ説明スルコトヲ要セサルカ故ニ原審ノ本件証拠ニ関スル説示ハ違法ニ非ス又原審裁判長ハ自己ノ意見トシテ説示ノ最後ニ所論ノ如キ供述ヲ附加セリト主張セルモ公判調書ニ其ノ旨ノ記載ナキカ故ニ斯ル意見ヲ述ヘタルコトヲ認メ得サルノミナラス仮リニ所論ノ如キ意見ヲ述ヘタリトスルモ之ヲ以テ同法第七十七條ニ所謂証拠ノ信否又罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルモノト認メ難キカ故ニ論旨理由ナシ

同第四点ハ裁判長ハ陪審ノ答申ヲ朗読セシメタル後其ノ採択ニ付合議ヲ為サス陪審法第九十五条ハ裁判所陪審ノ答申ヲ不当ト認ムルトキハ決定ヲ以テ再陪審ニ付スル事ヲ規定スルモ採択スル場合ハ決定スヘキ旨ノ規定ナシ然レトモ採否ハ合議ヲ以テ決定スヘキ事ハ合議制度ノ裁判所トシテ当然ナリ然ルニ全然此ノ事ナク後ニ弁護士ヨリ詰問ヲ受ケ黙示ノ意思表示シタリト答弁セリ是裁判所ノ構成ヲ無視シタル違法アリト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ同法第九十五条第九十六条ニヨレハ裁判所ハ本件ノ如ク陪審犯罪構成事実ヲ肯定スルノ答申ヲ為シタル場合ニ之ヲ不当ト認メ他ノ陪審ノ評議ニ付スル決定ヲ為ササル以上ハ当然該答申ヲ採択シタルモノト謂フヲ得ヘク特ニ之ヲ採択スルニ付合議決定ヲ必要トセサルモノト解スヘキノミナラス合議ハ必シモ公判廷ニ於テ外部ニ表現スル方法ヲ以テ為スコトヲ要セス從テ本件ノ答申採択ニ付原審カ合議ヲ為ササリシト論断スルヲ得サルカ故ニ論旨理由ナシ

同第五点ハ検事ハ刑務所ニ於ケル接見録ヲ朗読シテ被告ニ訊問ヲ為シタリ立会検事高橋育三ハ被告ノ補充尋問ヲ為ス際（記録四百七十丁以下）弁護士菊池徳左エ門ト刑務所ニ於テ被告ト接見セル接見簿ヲ朗読シテ被告ニ訊問ヲ試ミタリ然ルニ何等証拠トシテ公判廷ニ顯出セサル記録ヲ証拠調以前ニ検事ノ手裡ヨリ取出シテ訊問スル事ヲ許容スレハ違法ナル故に弁護士ヨリ之カ異議ノ申立ヲ為シタルニ「検事ハ如何ナル意思ニテ為セルヤ知ラス」ト裁判長ハ答弁セリ即ち弁護士ハ証人ニ付警察ノ聴取書ヲ根拠トシテ補充尋問シタル際裁判長ハ之ヲ制止スルヲ以テ然ラハ検事ハ接見簿ヲ朗読シテ訊問セルニ之ヲ制止セサルカ如何異議アル旨陳述セルニ右ノ如キ放言ヲ為セリ之刑事訴訟法上違法ナリトスル所以ナリト云フニ在レトモ原審公判調書ヲ精査スルモ所論ノ如ク立会検事カ接見簿ヲ朗読シテ被告人ヲ訊

問シタルコトヲ認メ得サルカ故ニ論旨理由ナシ

同第六点ハ陪審員ニ交付セル公訴事実記載書中「其ノ頸部ヲ強圧シ内室息云々」トアルヲ以テ検事ノ陳述セル公訴事実ト異ナル事ヲ指摘シ異議ヲ申立テタルニ此ノ点ノ記載ノ公判調書ニナク且此ノ異議ニ対スル決定ナシ（非公式ニ裁判所ヨリ弁護士ニ交渉アリタルモ公判廷ニ表ハレタル異議ニ対スル決定ナシ）之刑事訴訟法ニ違反スル所ナリ以上上告趣意書ヲ提出シテ御明鑒ニ訴フル次第ナリト云フニ在レトモ原審公判調書ヲ精査スルモ所論ノ如キ異議ノ申立アリタルコトヲ認メ得サルカ故ニ右異議ノ申立アリタルコトヲ前提トスル論旨ハ理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事平井彦三郎関与

昭和十一年七月十六日

大審院第一刑事部

裁判長判事 泉二 新熊

判事 渡辺 久

判事 稻田 競

判事 宮城 實

判事遠藤誠ハ出張中ニ付署名捺印スルコト能ハス

裁判長判事 泉二 新熊

右臆本也

昭和十一年七月十八日

大審院第一刑事部

(注) 判決文最後の余白頁に、次の書き込みがある。

昭和十一年九月十五日

死体遺棄

桑原 ツエ

控訴取下

⑰ KHツエ (大審院殺人上告事件昭和十一年七月十六日判決・「大審院刑事判例集」第15巻第15号)

○ 嬰兒殺被告事件 (昭和十一年(れ)第一〇六一号) 第一刑事部判決・棄却

「上告人」 被告人 KHツエ 弁護士 菊地徳左衛門 高橋唯雄

「第一審」 秋田地方裁判所

○ 訓示事項

説示ト証拠説明

○ 判決要旨

裁判長ハ陪審ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スレハ足り必スシモ各個ノ証拠ニ付一々具体的ニ説明スルコトヲ要セサルモノトス

【参照】 陪審法第七十七条 前条ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事實並証拠ノ要

領ヲ説示シ犯罪構成事實ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スル

コトヲ得ス

○ 事 実

第一審裁判所ハ左記第一事實ヲ陪審ノ評議ニ付シ該事實ヲ肯定スル旨ノ陪審ノ答申ヲ採択シ第二事實ト併合罪トシテ左記ノ如ク法律ヲ適用シ被告人ヲ懲役三年ニ処ス但未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ通算ス陪審費用ヲ除キ其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人 KHツエハ

第一 予テ妊娠中ナリシニ極力其ノ事實ヲ秘シ居リタルトコロ遂ニ昭和十年四月二十五日分娩ヲ催シ来リタル為其ノ処置ニ窮シ寧ろ之ヲ殺害シ妊娠ノ事實ヲ他ニ知ラシメサルニ如カスト決意シ直ニ肩書自宅寢室ニ於テ該嬰兒力産門ヨリ其ノ一部ヲ露出スルヤ手指ヲ以テ其ノ頭部ヲ強圧シ内室息ニ因リ死亡セシメ

第二 次テ同日右殺害シタル嬰兒ヲハツピ(袖無シ)ノ綿(証第二号)ニ包ミ自宅裏ノ小川ニ投シテ遺棄シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中第一ノ点ハ刑法第百九十九条ニ第二ノ点ハ同法第百九十九条ニ各該当スヘキヲ以テ殺人罪ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ以上ハ刑法第第四十五前段所定ノ併合罪ニ係ルヲ以テ同法第四十七条第十條ニ從ヒ重キ殺人罪ノ刑ニ法定ノ加重ヲ為シ同法第十四條ノ制限内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処シ尚刑法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ通算スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

原審裁判長ハ説示ヲ為スニ当リ証第一号第三号ニ付所論ノ如キ詳細ナル説明ヲ為サス

○主 文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

○理 由

弁護人菊地徳左衛門高橋唯雄上告趣意書第三点ハ説示ニ違法アリ一、物的証拠タル証第一号及証第三号ノ展示及説示ハ徹底ヲ欠クモノナリ証第一号月経帯(物自体田舎ノ老人ノ使用ニ属セルモノノ如キ物品ナリ)ハ捜査ノ際第一ニ著目セラレタモノナリ前記岡本検事ノ検証調書ニヨルトキハ二、添附略図(四)点ニ胎盤ノ一片ト覺シキ肉塊ト月経帯ト推セラルル布片ヲ包ミタル綿及新聞紙(ハ)点ニ血痕附着セル綿現存スルヲ以テ本件犯罪ニ関係アルモノト認メ之ヲ領置ス尚ホ前記橋下ノ水中ニ血塊ト覺シキモノ数点沈下セルヲ認ムトアリ即チ事件發生當時ノ状況ニ於テ証第一号月経帯ト第三号新聞紙トハ密接ノ関係ヲ有スルモノトシテ現場ヨリ押収セルモノナリ然ルニ此ノ月経帯及新聞紙ノ説明ニ加ヘテ警察ニ於テ其ノ附近ニアリシモノヲ後日証拠トナルヤモ計ラレスト為シ蒐集シテ来タリタル如ク説明セリ然レトモ「胎盤ト覺シキ肉塊」ヲ包メル新聞紙ナリ(第三号)之ヲ本件ト直接関係ナシトスル事ヲ得サルモノナリ而モ其ノ新聞紙ハ昭和十年四月二十三日附ノ東京朝日新聞ニシテ(池田秀四郎ノ証言ニヨリ明瞭)被告家ニ於テハ當時該新聞ヲ購読セサルモノナリ又月経帯ハ五十歳位ノ老女ノ着用スル衣類ノ布片ヲ以テ作レルモノナリ此ノ説明ハ徹底セサルカ故ニ陪審員海山徳之助ハ証第一号ハ本件ト如何ナル関係アリシヤヲ質問シタルニ(記録七百四十四丁)裁判長ハ単ニ「陪審員諸君ノ判断スヘキ事項ナル旨」答ヘテ犯罪関係ノ説明ヲ避ケタリ然レトモ胎盤ノ一片ト共ニ新聞紙ニ包マレテ死体ノ傍ニ在ル以上詳細ニ検事ノ検証調書及池田秀四郎ノ

証言ニ基キ此ノ説明ヲ為ササルハ裁判長トシテハ甚シキ失当ト謂ハサルヘカラスニ、裁判長ノ説示ノ最後ニ自己ノ意見ヲ陳述セリ公判記録ニハ記載ナキモ裁判長ハ自己ノ意見トシテ設例ヲ以テ事件ニ対スル暗示カマシキ事ヲ最後ニ附加セリソレハ分婉ノ場合十数人ニ附添ハレテ入院シテ分婉スル者モアリ簡便ニ分婉スルモノモアリ尋常一樣ニアラスト特ニ本件ノ如キ時間ノ二見身体的ニ見ルモ到底犯罪事実ヲ肯定シ得サル場合ヲモ一ノ異常事件トシテ見得ル如キ意見ヲ附加セルハ陪審法第七十七条ニ違背スルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ

原審公判調書ニ依レハ原審ニ於テ所論証第一乃至第三ニ付適法ナル証拠調ヲ為シタルコトヲ認メ得ヘク而シテ陪審法第七十七条ニヨレハ裁判長ハ陪審員ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スレハ足り必シモ所論ノ如ク各個ノ証拠ニ付一々具体的ニ説明スルコトヲ要セサルカ故ニ原審ノ本件証拠ニ関スル説示ハ違法ニ非ス又原審裁判長ハ自己ノ意見トシテ説示ノ最後ニ所論ノ如キ供述ヲ附加セリト主張セルモ公判調書ニ其ノ旨ノ記載ナキカ故ニ斯ル意見ヲ述ヘタルコトヲ認メ得サルノミナラス仮リニ所論ノ如キ意見ヲ述ヘタリトスルモノヲ以テ同法第七十七条ニ所謂証拠ノ信否又罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルモノト認メ難キカ故ニ論旨理由ナシ(其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス)

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事平井彦三郎関与

●説示ト証拠説明

裁判長ハ陪審員ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スレハ足り必スシモ各個ノ証拠ニ付一々具体的ニ説明スルコトヲ要セス

●昭和十一年(レ)第一〇六一号

判決

本籍並住居秋田県南秋田郡□□村□野□番地

無職 KH ツエ

大正五年七月□日生

右嬰兒殺被告事件ニ付昭和十一年三月九日秋田地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ審理ヲ遂ケ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

「主文」 本件上告ハ之ヲ棄却ス

「理由」 弁護人菊地徳左衛門、高橋唯雄上告趣意書第一点ハ証拠調ニ於テ裁判長ハ重大ナル事実ヲ看過シテ被告ニ不利益ナル説明ヲ為セリ裁判長ハ予審ニ於ケル被告人ニ対スル第一、二、三回各訊問調書ヲ読聞ケタリト(記録六百五十八丁目以下)セラレアルモ公判廷ニ於テ之ニ反ス第二回予審訊問調書ハ予審判事ノ現場ニ於ケル調書ナリ然ルニ其ノ内容ニ於テ第一回及第三回ト異ナル点アルニモ拘ラス此ノ事実關係ニ於ケル読聞ケナク且差異点ニ付何等弁解ヲ求メサルモノナリ即チ第二回訊問調書ニハ(問)被告人カ嬰兒ヲ殺害シタル当時ノ模様ヲ実地ニ付述ヘテ見ヨ(答)承知致シマシタ前回事ハマシタ様ニ産氣ツイタ様デアリマシタノテ私ハ此ノ部屋(検証調書附属図面表示寢室ヲ指示ス)ニ蒲団ヲ敷キ共ノ上ニ腰巻ヲ敷

キ其ノ上ニ綿ヲ敷イテ横ニナツタノデアリマス(二問)ソレカラ其ノ死体ヲ棄テタカ(答)左様デアリマス嬰兒ハ声ヲ出サスニ死シテ行ツタ様デアリマシタノテソレヲ此ノ押入(同上図面表示押入ヲ指示ス)ノ柵カラ取り出シタハツピノ綿ニ包ミソレヲ持ツテ此ノ檻ヲ開ケ云々トアリ從テ分娩スルトキ下ニ敷キタル綿ト嬰兒ヲ包ミタル綿ト異ナル事トナル凡ソ世ノ中ニハ真ノ事実ハ一ツニシテ二ツアル筈ナシ腰巻ト綿ヲ何レヲ上ニ敷キ何レヲ下ニ敷キタルヤニヨリテ下リ物等ノ附着ニ關係アルタメ予審第三回訊問ニ於テハ警察ノ調書ト此ノ上下ノ差異ニ付訊問ヲ為シ確メ一致セシメタリ然ルニ綿ノ点ニ付何等注意ヲ払ハサリシハ如何ニ被告ヲ押付ケ調書ヲ勝手ニ作成セルモノナリシヤヲ如実ニ物語ル証左ト断シ得ルモノニシテ裁判長ハ此ノ点ニ付証拠調ニ於テ挙示セサルノミナラス説示ノ場合ニモ亦何等説明ヲ加ヘタルモノナリ若シ夫レ事件發生当日ナル昭和十年四月二十五日現場ニ臨メル検事岡本武雄ノ作成セル検事調書ト之ヲ対照スルトキハ最モ綿ニ対スル疑問ヲ深クセサルヲ得サルノミナラス証人川原田理七及池田彦四郎ノ証言ニ徴シ嬰兒ヲ包メル綿ノ湿度ニヨリテ之ヲ判断スルトキハ証第二号ハツピ(袖無)ノ綿ノ上ニ於テ分娩シタリトセハ分娩ト共ニ下リ物アリ共ノ下リ物ニヨリテ汚レ且汚物ノ附着程度モ甚シカルヘク殊ニ嬰兒ニ血液附着セルニ因リ推測セハ血液ハ其ノ綿ニ附着セサルヘカラス然ルニ全然此ノ事実ヲ証第二号ノハツピノ綿ニ発見セラレサルノミナラス僅カニ水ニ浸リタル下部ハ濡レテ居タルニ過キサルモノトスルトキハ分娩ノ際下敷トセル綿ト嬰兒ヲ包ンテ棄テタル其ノ綿トハ別個ナラサルヘカラス然ルニ此ノ点ニ付第二回ノ調書ト第一回及第三回ノ調書トハ之ト相反スルモノナリ而シテ本件ハ最後マテ証第二号ハ分娩ノ際下敷ノ綿トシテ取調ヲ進行セラレタルモノナリ然ラハ茲ニ証拠調並ニ説示ノ上ニ重大ナル欠陥アリ陪審員ヲ錯誤若クハ昏迷ニ陥ラシムル重大ナル失当アルモノニシテ評議

二二時間ヲ費セルモ無理ナラサルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ被告人ハ第一回乃至第三回ノ予審訊問ノ際本件犯罪事實ヲ認メ居リタルカ原審公判廷ニ於テ之ヲ否認シ重要ナル部分ヲ変更セルカ故ニ原審ニ於テ右第一回乃至第三回予審訊問調書ヲ公判廷ニ於テ被告人ニ読聞ケ証拠調ヲ為シタルハ適法ナリ又原審裁判長カ説示ヲ為スニ当リ此等ノ調書ニ付為シタル説明モ正当ニシテ所論ノ如キ点ニ関シテ一々説明ヲ与ヘサルモ違法ニ非ス論旨理由ナシ

同第二点ハ採証上ニ欠陥アリ裁判長ノ専權ニ属スルカ故ニ敢テ之ヲ攻撃スルニアラサルモ予審第一乃至第三回迄ノ調書ハ公判ニ於ケル被告ノ供述ト異ルカ故ニ之ヲ証拠トスルトシテ読聞ケタルモノナリ然ルニ予審ノ第四回ニ於ケル調書及公判準備手續ニ於ケル調書ニ徴スルモ殺害ノ原因乃至動機トモ謂ハルヘキ姑ト被告トノ折合關係ハ公判廷ノ供述ト異ナル之ハ被告ニ不利益ナル公判廷ノ供述ト右第四回及公判準備ニ於ケル利益ナル供述ト比較スルトキハ何レヲ採ルヘキカ殊ニ証人KHミヨエ(姑)ノ証言トノ対照上ヨリスルモ当然之ヲ公判ニ於テ読聞ケテ証拠トスヘク陪審員ノ判断ニ任スヘキハ公平ナル処ナルニ不拘之カ証拠トスル事ヲ拒メルノミナラス説示ニ於テモ姑トノ間柄ニハ何等説明ヲ加ヘサルモノナリ却テ被告ノ乳ノ不足ナル關係ノミヲ強調セルモノナリ之裁判長ハ被告ノ不利益ナル証拠ノミヲ挙示スト云フ所以ナリ加之説示ニ於テ予審ニ於ケル第一回ヨリ第三回ノ調書ノミヲ証拠トシテ陪審員ニ説明シ第四回後第六回迄ノ分ヲ証拠トセサル故陪審員ニハ不利益ナル調書アル事ヲ知ルモ利益ナル調書アル事ハ徹底セサルニ至ル然ルニ陪審法第七十三条ニヨルトキ「被告人公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ」之ヲ証拠ト為シ得ヘ

キニ拘ラス之ヲ拒ミタルハ陪審法第七十三条ヲ無視シタルモノト謂ハサルヘカラス鑑定人加藤官治及小栗シゲノ予審ニ於ケル証人訊問調書ト公判廷ニ於ケル同人等ノ証言ト何等異レル処ナキニ拘ラス特ニ是等ノ者ノ予審ニ於ケル証人調書ヲ読聞ケ証拠トシタルハ陪審法第七十三条ニ違背スルモノト謂ハサルヘカラス若シ同法第七十二条第五号ノ鑑定書ヲ補充スル書類ト之ヲ解セリトセハ誤レルモ甚シキモノニシテ飽ク迄モ被告人ノ不利益ナル証拠ヲノミ挙示センカタメ不公平ナル処置ナルノミナラス採証上違法アリト謂ハサルヘカラス殊ニ被告ノ為証拠申請セル鑑定ノ申立ハ之ヲ却下シナカラ科学的の見地ヨリシテ徹底セサル鑑定人加藤官治ノ証言ヲ特ニ抽出シ来リタル如キハ益々陪審員ヲシテ錯誤ニ陥ラシムルモノト謂ハサルヘカラス即チ経産婦人ノ子宮口ハ横裂シ居ル事ハ一度分娩シタル者ニハ何人モ之ヲ見得ルモノニシテ被告ハ既ニ本件以前ニ二回ノ経産婦ナリ然ラハ帯籃紫色如何之亦分娩後満六ヶ月(昭和十年四月二十五日分娩シタリトシテ其ノ後同年十一月二日鑑定セルヲ以テ其ノ間六ヶ月以上経過スルモノナリ)ニシテ尚ホ之ヲ肉眼ニ於テ見得ルヤハ医学上問題ナリ否寧ロ加藤鑑定人ニ於テノミ之ヲ断定シ得ルモノニシテ余人ハ之ヲ為シ得サル所ナル事ハ識者ノ等シク唱フル所ナリ(医学上顯著ナル事実ナリ)小栗シゲノ証言亦然リ裏地ヲ用ヒス表地ヲ綿ニ当テテ表地ノミヲ折縮メテ綿ニ長ヲ合セタル実地ノ鑑定動作ハ何人モ之ヲ疑ヘル所ナリ故ニ陪審員ハ最後迄「ハツピ」ノ裏地ノ所在ヲ質問セル所ナリ(陪審員金谷賢志ノ質問七四三丁又記録ニアラサルモ其ノ他二モ之ヲ質問セルモノナリ)然ルニ此ノ両人ノ訊問調書ハ前述ノ如ク公判廷ノ供述ト異ナラサルモノナルニ拘ラス之ヲ証拠トシタルハ陪審法第七十三条ニ違背セルモノト為ス所以ナリト云フニ在レトモ所論被告人ニ対スル第四回乃至第六回予審訊問調書及公判準備手續ニ於ケル訊問調書ノ記載ニヨレハ被告人ハ大体ニ於テ本件犯罪事實ヲ否認シ原審

公判廷ニ於テモ亦之ヲ否認シ供述ノ重要ナル部分ヲ変更セサルカ故ニ陪審法第七十三條ニ則リ右予審調書並公判準備手續ニ於ケル訊問調書ハ証拠ト為スヘキモノニ非ス從テ此等ノ調書ニ関シ説示ヲ為ササルハ寧口正当ナリ又所論鑑定人加藤官治及小栗シゲノ各予審調書ハ孰レモ鑑定調書ニシテ同法第七十二條第五号ニ該當シ証拠ト為シ得ル書類ナルカ故ニ原審ニ於テ之ヲ証拠ト為シタルハ不法ニ非ス論旨理由ナシ

第三点ハ説示ニ違法アリ一、物的証拠タル証第一号及証第三号ノ展示及説示ハ徹底ヲ欠クモノナリ証第一号月経帯(物自体田舎ノ老人ノ使用ニ属セルモノノ如キ物品ナリ)ハ捜査ノ際第一ニ着目セラレタルモノナリ前記岡本検事ノ検証調書ニヨルトキハ、「三添附略図(ロ)点ニ胎盤ノ一片ト覺シキ肉塊ト月経帯ト推セラルル布片ヲ包ミタル綿及新聞紙(ハ)点ニ血痕附着セル綿現存スルヲ以テ本件犯罪ニ関係アルモノト認メ之ヲ領置ス尚ホ前記橋下ノ水中ニ血塊ト覺シキモノ数点沈下セルヲ認ム」トアリ即チ事件発生当時ノ状況ニ於テ証第一号月経帯ト第三号新聞紙トハ密接ノ関係ヲ有スルモノトシテ現場ヨリ押収セルモノナリ然ルニ此ノ月経帯及新聞紙ノ説明ニ加ヘテ警察ニ於テ其ノ附近ニアリシモノヲ後日証拠トナルヤモ計ラレスト為シ蒐集シテ来タリタル如ク説明セリ然レトモ「胎盤ト覺シキ肉塊」ヲ包メル新聞紙ナリ(第三号)之ヲ本件ト直接関係ナシトスル事ヲ得サルモノナリ而モ其ノ新聞紙ハ昭和十年四月二十三日附ノ東京朝日新聞ニシテ(池田秀四郎ノ証言ニヨリ明瞭)被告家ニ於テハ當時該新聞ヲ購読セサルモノナリ又月経帯ハ五十歳位ノ老女ノ着用スル衣類ノ布片ヲ以テ作レルモノナリ此ノ説明ハ徹底セサルカ故ニ陪審員海山徳之助ハ証第一号ハ本件ト如何ナル関係アリシヤヲ質問シタルニ(記録七百四十四丁)裁判長ハ単ニ「陪審員諸君ノ判断スヘキ事項ナル旨」答ヘテ犯罪関係ノ説明ヲ避ケタリ然レトモ胎盤ノ一片ト共ニ新聞紙ニ包マレテ

死体ノ傍ニ在ル以上詳細ニ検事ノ検証調書及池田秀四郎ノ証言ニ基キ此ノ説明ヲ為ササルハ裁判長トシテハ甚シキ失当ト謂ハサルヘカラスニ、裁判長ハ説示ノ最後ニ自己ノ意見ヲ陳述セリ公判記録ニハ記載ナキモ裁判長ハ自己ノ意見トシテ設例ヲ以テ事件ニ対スル暗示カマシキ事ヲ最後ニ附加セリソレハ分娩ノ場合十数人ニ附添ハレテ入院シテ分娩スル者モアリ簡便ニ分娩スルモノモアリ尋常ニアラスト特ニ本件ノ如キ時間的ニ見身体的ニ見ルモ到底犯罪事實ヲ肯定シ得サル場合ヲモ一ノ異常事件トシテ見得ル如キ意見ヲ附加セルハ陪審法第七十七條ニ違背スルモノト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ

【判決理由】原審公判調書ニ依レハ原審ニ於テ所論証第一乃至第三ニ付適法ナル証拠調ヲ為シタルコトヲ認メ得ヘク而シテ陪審法第七十七條ニヨレハ裁判長ハ陪審員ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示スレハ足り必シモ所論ノ如ク各個ノ証拠ニ付一々具体的ニ説明スルコトヲ要セサルカ故ニ原審ノ本件証拠ニ関スル説示ハ違法ニ非ス又原審裁判長ハ自己ノ意見トシテ説示ノ最後ニ所論ノ如キ供述ヲ附加セリト主張セルモ公判調書ニ其ノ旨ノ記載ナキカ故ニ斯ル意見ヲ述ヘタルコトヲ認メ得サルノミナラス仮リニ所論ノ如キ意見ヲ述ヘタリトスルモノヲ以テ同法第七十七條ニ所謂証拠ノ信否又罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルモノト認メ難キカ故ニ論旨理由ナシ

同第四点ハ裁判長ハ陪審ノ答申ヲ朗読セシメタル後其ノ採択ニ付合議ヲ為サス陪審法第九十五條ハ裁判所陪審ノ答申ヲ不当ト認ムルトキハ決定ヲ以テ再陪審ニ付スル事ヲ規定スルモ採択スル場合ハ決定スヘキ旨ノ規定ナシ然レトモ採否ハ合議ヲ以テ決定スヘキ事ハ合議制度ノ裁判所トシテ当然ナリ然ルニ全然此ノ事ナク後ニ弁護人ヨリ詰問ヲ受ケ黙示ノ意思表示シタ

リト答弁セリ是裁判所ノ構成ヲ無視シタル違法アリト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ
【判決理由】同法第九十五条第九十六条ニヨレハ裁判所ハ本件ノ如ク陪審犯罪構成事実ヲ肯
定スルノ答申ヲ為シタル場合ニ之ヲ不当ト認メ他ノ陪審ノ評議ニ付スル決定ヲ為ササル以上
ハ当然該答申ヲ採択シタルモノト謂フヲ得ヘク特ニ之ヲ採択スルニ付合議決定ヲ必要トセサ
ルモノト解スヘキノミナラス合議ハ必シモ公判廷ニ於テ外部ニ表現スル方法ヲ以テ為スコト
ヲ要セス從テ本件ノ答申採択ニ付原審力合議ヲ為ササリシト論斷スルヲ得サルカ故ニ論旨理
由ナシ

同第五点ハ検事ハ刑務所ニ於ケル接見録ヲ朗読シテ被告ニ訊問ヲ為シタリ立会検事高橋育三
ハ被告ノ補充訊問ヲ為ス際(記録四百七十丁以下)弁護人菊地徳左衛門ト刑務所ニ於テ被告
ト接見セル接見簿ヲ朗読シテ被告ニ訊問ヲ試ミタリ然ルニ何等証拠トシテ公判廷ニ顯出セサ
ル記録ヲ証拠調以前ニ検事ノ手裡ヨリ取出シテ訊問スル事ヲ許容スルハ違法ナル故弁護人ヨ
リ之力異議ノ申立ヲ為シタルニ「検事ハ如何ナル意思ニテ為セルヤ知ラス」ト裁判長ハ答申
セリ即チ弁護人ハ証人ニ付警察ノ聴取書ヲ根拠トシテ補充訊問シタル際裁判長ハ之ヲ制止ス
ルヲ以テ然ラハ検事ハ接見簿ヲ朗読シテ訊問セルニ之ヲ制止セサルカ如何異議アル旨陳述セ
ルニ右ノ如キ放言ヲ為セリ之刑事訴訟法上違法ナリトスル所以ナリト云フニ在レトモ原審公
判調書ヲ精査スルモ所論ノ如ク立会検事力接見簿ヲ朗読シテ被告人ヲ訊問シタルコトヲ認メ
得サルカ故ニ論旨理由ナシ

同第六点ハ陪審員ニ交付セル公訴事実記載書中「其ノ頸部ヲ強圧シ内窒息云々」トアルヲ以
テ検事ノ陳述セル公訴事実ト異ナル事ヲ指摘シ異議ヲ申立テタルニ此ノ点ノ記載ノ公判調書
ニナク且此ノ異議ニ対スル決定ナシ(非公式ニ裁判所ヨリ弁護人ニ交渉アリタルモ公判廷ニ
表ハレタル異議ニ対スル決定ナシ)之刑事訴訟法ニ違反スル所ナリ以上上告趣意書ヲ提出シ
テ御明鑑ニ訴フル次第ナリト云フニ在レトモ原審公判調書ヲ精査スルモ所論ノ如キ異議ノ申
立アリタルコトヲ認メ得サルカ故ニ右異議ノ申立アリタルコトヲ前提トスル論旨ハ理由ナシ
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事平井彦三郎関与

昭和十一年七月十六日

大審院第一刑事部

裁判長判事 泉二 新熊

判事 渡邊 久

判事 稻田 競

判事 宮城 實

判事遠藤誠ハ出張中ニ付署名捺印スルコト能ハス 裁判長 泉二 新熊

⑱ OH又次郎 (放火及詐欺被告事件昭和11年7月14日判決)

判決

本籍 福島県信夫郡□□町字□湖□番地

住居 秋田市□□町□□□番地

菓子製造業

○H又次郎

当五十年

右ノ者ニ対スル放火及詐欺被告事件ニ付当裁判所は検事高橋育三関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審の評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

未決勾留日数中百二十日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ陪審費用ノ十分ノ九ヲ除キ

其ノ他ヲ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ曾テ秋田市□町ニテ菓子製造販売業ヲ営ミ居リシモ營業不振ニシテ不幸多ク家計不如意ノ為長女シンニ女子ヨノ二人ヲ芸者ニスル等辛クモ生活シ来リシカ昭和九年十月中心ヨリ肩書地所在ノTH吉之助所有ノ家屋ヲ借受ケ前同様ノ營業ヲ為シ来リタルトコロ業績稍挽回シタルモ尚其ノ日ヲ凌クニ過キス生活ニ余裕ナカリシカ昭和十年十月頃ヨリハ胆石症等ニ罹リ入院加療ヲ要スルコトトナリ益々金円ノ必要ニ迫ラレ居リタル折柄

第一、昭和十年十月二十六日午前一時頃不図被告人住居ニ放火シテ曩ニNH共立火災保險株式会社ト契約シアリタル動産保險金千円ヲ騙取センコトヲ企テ直ニ隣家ナルTH吉之助所有ノ空家ニ到リ所携ノ新聞紙ニ隣寸ヲ以テ点火シテ同空家ニ放火シ因テ被告人住居ニ延焼セシメ右住居及OS勘六方住居ノ各一部並ニ右空家一棟ヲ焼燬シ

第二、同日右火災保險会社代理店ナル同市□□町TK久治方ニ於テ同人ニ対シ右放火ノ事

実ヲ秘シ恰モ右火災ハ隣家空家ヨリ発火シ自宅カ類焼ノ厄ニ逢ヒ右保險物件タル自己所有ノ動産ニモ損害ヲ被リタルモノノ如ク申向け同人ヲシテ其ノ旨誤信セシメタル上同年十一月七日被告人方ニ於テ右保險金額ノ一部金五百円ヲ第四十八銀行支払ノ小切手ヲ以テ自己ニ支払ハシメ之ヲ騙取シ

タルモノナリ

右犯罪構成ニ関スル事実ハ陪審ノ評議ニ付シ該事実ヲ肯定スル旨ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中第一ノ放火ノ点ハ刑法第百八条ニ第二ノ詐欺ノ点ハ同法第二百四十六条第一項ニ各該当スルトコロ右ハ同法第四十五条前段ノ併合罪ナルヲ以テ放火ノ罪ニ付所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ同法第四十七条第十條第十四条ニ則リ重キ放火罪ノ刑ニ法定ノ加重ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八年ニ処スヘク同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百二十日ヲ右本刑ニ通算スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項陪審法第七條第三條ニ則リ陪審費用中其ノ十分ノ九ヲ除キ其ノ他ヲ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十一年七月十四日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長判事 武山 敏二印

判事 村木 茂市印

判事 藤卷 三郎印

⑱ O H 又次郎 (大審院放火及詐欺上告事件昭和11年12月15日判決)

昭和十一年(九)第二六三二号

判決書

本籍 福島県信夫郡□□町字□湖□番地

住居 秋田市□□町□□□番地

菓子製造業

O H 又次郎

明治二十年三月□日生

右放火及詐欺被告事件ニ付昭和十一年七月十四日秋田地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書及追加上告趣意書ヲ通シ縷々開陳スル所アレトモ要スルニ被告人ハ放火シタル覚エ全然ナシ勿論保険金詐欺等ノ意思毛頭之ナシ便所ハ焼残リ其ノ戸カ両方ニ開ケ放シト為リ居タル点其ノ附近 O S ノ釜場附近ノ強ク焼ケ居ルコト其ノ夜被告人ノ居宅ノ屋根ヲ何人カ力渡リ行キタル形跡アルコト O S ノ堀ニ穴ノ開キ居タルコト及発火点ハ出窓ノ所ニ非スシテ空家ノ中央部土蔵ニ近寄りタル所ナルコト相違ナキ点等ヨリ考フルトキハ放火ハ被告人ノ行為ニ非サルコト明ナリ然ルニ被告人力警察検事廷及予審廷ニ於テ本件犯行

カ恰モ被告人ノ行為タル如ク虚偽ノ自白ヲ為シタルハ警察官ノ拷問並甘言ニ因ルモノニシテ此等警察官ノ拷問ニハ病身ナル被告人ノ到底堪エ得ル所ニ非ス且ハ右種々ナル甘言ニ乗セラレ後日検事廷ニ於テ事ノ真相ヲ述フヘキコトヲ決心シ一時免レニ警察ニ於テ虚偽ノ自白ヲ為シタル所予期ニ反シ検事廷ニ於テモ真相ヲ述ヘントシテ容レラレス却テ検事ヨリ叱責セラレタルノミナラス再ヒ警察官ノ手ニ引渡サレ爾來警察官ノ監視ノ下ニ真実ヲ述フルコト能ハス更ニ予審判事ノ強制処分ニ際シテモ同一警察官ノ監視ヲ受ケ遂ニ之レ亦真実ヲ述フルノ機会ヲ得ス予審ノ最終ニ至リテ漸ク真実ノ陳述ヲ為シタル次第ナリ公判廷ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ対シ本件ハ住宅放火ナリ例ヘハ被告ハ何々例ヘハ被告ハ何々ト云フ如ク説示セラレタリ斯ノ如キ説示ハ「例ヘハ」ヲ取り去ルトキハ被告ハ何々ト為ルニ至ルヲ以テ被告人ニ採リテハ非常ニ不利ナリ宜シク或者カ何々若ハ或人間カ何々ト説示スヘキナリ而モ押収ノ新聞紙大束一把ヲ証拠物件トセラルルカ如キハ迷惑至極ナリ又原審ニ於テハ証人調ノ際被告人ニ意見ヲ述フル機会ヲ与ヘラレサリシハ残念ナリ尚検事ハ被告人ハ稚内区裁判所ニ於テ略式ニテ罰金二十円岩見沢区裁判所ニ於テ同罰金三十円当区裁判所ニ於テ同罰金二十円ニ処セラレ居ルナト問ハレタルカ如キハ之レ即チ故意ニ陪審員ニ悪感情ヲ抱カシメンカ為ノ訊問ニシテ其ノ時裁判長ヨリ夫レヲ聴ク必要ナカルヘシト注意セラレタル程ナリ其ノ他検事ノ論スル所ハ空論ナリ検事ハ論告中被告人及被告人ノ妻ハ警察ニ於テ叩カレタノ殴ラレタノト云フモ本官ハ司法権ヲ尊重スル為警察官ハ人ヲ叩ク如キコトヲ為サスト断言スト云ハレタルモ被告人ハ決シテ無キコトヲ主張スルモノニ非ス警察官ハ公衆ノ面前ニ於テハ人民ヲ保護スルテフ立派ナル金看板ヲ掲クルモ内部ニ於テハ被告人ノ立場ニ在ル者ハ九分九厘迄ハ多少ニ拘ハラズ殴打セラレサル者ナシ尚裁判長ハ陪審員ニ向ヒ只今

弁護人ノ弁論カ有リマシタカ諸君ハ弁護人ノ弁論ニヨリ情ニホダサレタリ又被告人カ泣テ居ルカラ氣ノ毒タ或ハ被告人ノ子供カ法廷ニ立タカラ可哀想タト情ニホダサレナイヨウ先程裁判長カ読上タ予審ノ調書第一カラ第三マテノ被告人ノ申立ヲ頭ニ入レテ置イテ裁判官ト同シ心持ニ為ツテ答申ヲシテ貫ヒタイト申サレタリ其ノ時傍聴席ヨリ被告人ニ不利タト云フ声聞エタリ尚裁判長ヨリ提出ノ問書ニハT H吉之助所有家屋トアレトモ這ハT H永一郎所有家屋ナリ而モ陪審員ハ右ノ問ニ對シ答申シ居ルモノナルヲ以テ這ハ些細ノコトナルモ陪審員ニ於テ其ノ判断ヲ誤レル証拠ナリ裁判長ノ云ハルル如ク陪審員ハ初メテ裁判ヲ見聞キスルモノナレハ裁判長又ハ檢事ノ意見ニ從フハ当然ニシテ陪審員カ其ノ判断ヲ誤ルハ当然ナリ現ニ暖氣ノ為カ二人ノ陪審員ハ時々居眠ヲ為シタルヲ見受ケタリ斯カル陪審員ニシテ如何ナル判断ヲ為シ得ルモノソ加之法廷ニ於ケル証人E Z金治T H吉之助O N末藏A K誠一T M重俊S G東吉S T徳治I IタケS MタカS Gミツ等ハ孰レモ自己ノ非ヲ覆ハンカ為偽証ヲ為シ居リ為ニ陪審員ハ其ノ判断ヲ誤ルニ至レルモノト思料ス要スルニ被告人ハ放火ヲ為シタルコトナク從テ又保險金ヲ詐取シタルコトナシ何卒賢明ナル判官諸公ニ於テ十分御審査ヲ給ハリ無罪ノ判決アリ度ク若シ万一被告人ニ罪アリト認定セラルルトモ八年ノ刑ハ過重ナルヲ以テ輕ク御処分アラシムコトヲ希フト云フニ在レトモ(-)記録ニ徴スルニ原審裁判長ノ説示ハ本件放火及詐欺事件ニ付其ノ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事實及証拠ノ要領ヲ解シシ陪審ノ判断ヲ求メタルニ止マリ其ノ罪責ノ有無又ハ証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示スル等特ニ被告人ノ為ニ不利益ト為ルヘキ不当不法ノ説示ヲ為シタルモノトハ認め難キヲ以テ該説示ニ関スル論旨ハ其ノ理由ナシ(二)所論証拠物ニ関スル論旨ハ適法ナル証拠物ニ對シ原審ノ為シタル証拠調ヲ非難スルモノニシテ當ラス其ノ他原審ノ証拠調手續ニ関

シ所論ノ如ク被告人ニ意見陳述ノ機會ヲ与ヘサリシ違法アルコトナク從テ此等ノ点ニ関スル論旨ハ其ノ理由ナシ(三)檢事ノ原審公判廷ニ於テ所論ノ如ク陪審員ヲシテ被告人ニ對シ不利ナル心証ヲ抱カシムヘキ問ヲ發シ裁判長ヨリ注意ヲ受ケタリトノ事實ハ記録ニ徴シ之ヲ認めヘキ証跡アルコトナシ(四)記録ヲ精査シ犯情其ノ他諸般ノ情状ニ鑑ミルニ原審ノ被告人ニ對スル刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルコトナケレハ此ノ点ニ関スル論旨ハ其ノ理由ナシ(五)其ノ他ノ論旨ハ畢竟陪審員ノ答申ハ其ノ事實ノ判定ヲ誤レルコト檢事ノ論スル所ハ空論ナルコト被告人ノ自白ハ虚偽ナルコト証人E Z金治外論旨所掲ノ各証人ノ原審公廷ニ於ケル証言ハ孰レモ偽証ナルコト等ヲ云為シ延テ原判決ニ於ケル事實ノ認定ヲ非難スルニ帰スルモ陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ對シテハ事實ノ認定ヲ理由トシテ上告ヲ為シ得サルコトハ陪審法第百三条但書ノ明規スル所ナルヲ以テ此ノ点ニ関スル論旨亦其ノ理由ナシ

弁護人松井博太郎上告趣意書第一点本件公判調書説示ノ部ヲ査閱スルニ「先ツ証人S G榮太郎同S G東吉同S K廣之助等ハ共ニ同夜同人等カ空家ノ玄関口ニ馳セツケタ時ニハ其処ノ錠カ懸ツテ居リ火ハ其ノ奥ノ方テ燃エテ居ツタト証言シ尚其ノ中ノ一名ハ玄関ニ向ツテ右座敷内ノ方カ燃エテ居タト述ヘタ者モアリマシタ」(第一一七〇丁裏乃至第一一七一丁表)ト説示シ宛モ右三名ノ者ハ空家ノ奥即チ硝子戸ノ部屋換言セハ被告人ノ放火シタリト称セラルル部屋カ燃エ居レリト証言セルカ如キ説示ヲ為シタリ然ルニ是ヲ証人S G榮太郎ノ訊問調書ヲ觀ルニ「問証人カ見タ際ハ何処カ燃エテ居ツタカ答私ハ女ノ声ニ眼ヲ覺マシテ外ニ出タ時ハ何処カ火事タカ判リマセンテシタカ表道路ヲ古本屋ノ方ニ行ツタトキ空家ノ玄関ノ格子戸ノ隙間カラ空家ノ中カ燃エテ居ルノカ見エ始メテ空家カ火事ナルコトヲ知ツタ

ノテアリマス」(第九九五丁裏) 又証人SG東吉ノ訊問調書ヲ觀ルニ「問証人カ最初空家玄
関前テ見タ時同家ノ何ノ辺カ燃エテ居ツタカ答同家内ハ燃エテ居ルコトハ判リマシタカ
何ノ辺カ燃エテ居ルカ判リマセン」(第一〇〇五丁表) 又証人SK廣之助ノ訊問調書ニハ「問
証人カ空家ノ玄関前ニ行ツタ時何ノ辺カ燃エテ居ツタカ答空家ノ屋根ノトタンノ接キ目カ
ラ吹き出シテ居リマシタシ玄関ノ戸ニ火力映ツテ居リマシタカ家内ノ何ノ辺カ焼ケテ居ル
カ判リマセヌテシタ」(第一〇五三丁表) トアリテ右三名共空家ノ家内何レノ辺カ燃エテ居
リシヤ判明セスト証言シ居リ裁判長説示ノ如キ家内ノ奥ノ方硝子戸ノ部屋ノ方ニ火力燃エ
居リ又玄関ニ向テ右座敷内ノ方カ燃エ居レリト右三名ノ何レノ者モ証言シタルモノ無シ然
ルニ拘ラス原審裁判長ハ右ノ如キ証言ナキ事實ヲ採ツテ証拠トシテ説示シ陪審員ハ右説示
ニ基キ答申ヲ為シ之ニ依リテ下サレタル原判決ハ破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レ
トモ原審公判調書中所論証人SG榮太郎同SG東吉同SK廣之助等ノ供述記載ニ依レハ同
証人等ノ原審公廷ニ於ケル供述ハ所論ノ如キ原審裁判長ノ説示セル所ト同趣旨ニ解シ得ラ
レサルニ非サルヲ以テ右説示ニ所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ其ノ理由ナシ

同第二点陪審法第七十七条ニ基キ裁判長カ陪審ニ対シ為ス処ノ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ
論点及問題トナルヘキ事實並証拠ノ要旨ニ就テノ説示ハ陪審裁判ニ於テ最モ重大重要ナル
事項ニシテ陪審員ヲシテ事實ノ判断ヲ誤ラシメヌ真実発見ノ任務ヲ遂行セシムルニハ一ニ
掛ツテ裁判長ノ厳正公平ナル見地ニ立チテノ説示ナラサルヘカラス若シ裁判長ノ説示ニシ
テ誘導的ノ言語アラシカ陪審員ハ必ス之ニ盲従シ事實ノ真相観破ヲ誤ルニ至ルヤ必
然ナリ殊ニ裁判長カ犯罪構成要件ニ関スル法律上ノ論点ニ就テハ法律ニ暗キ陪審員ヲシテ
説示ヲ速断盲信セシメサル様特ニ厳密ナル注意ヲ払ヒ誘導的予断的ニ法律知識ナキ陪審員

等ノ耳ニ聞キ取ラレ易キ説示ハ嚴ニ之ヲ慎マサルヘカラス本件公判調書説示ノ部ヲ熟読精
査スルニ原審裁判長ハ犯罪構成要件説示ニ於テ「(前略) 先ツ法律上ノ論点カラ説明シマス
カ本件公訴ノ事實ハ放火及詐欺トナツテ居マスカラ第一ニ放火罪ニ就テ述ヘマス放火罪ト
云ヘハ種々アリマスカ本件ニ於テハ住宅放火罪カ問題トナツテ居ルノテスカラ其ノ点ニ局
限シテ説明シマス住宅放火罪トハ住家即チ人ノ住居シテ居ル家ヲ焼燬即チ焼ク意思ヲ以テ
是ニ放火シ依テ其ノ住家ヲ焼燬シタル場合ニ成立スルノテス故ニ是ヲ分解スレハ(イ)住家ヲ
焼ク意思ト(ロ)其ノ住家ニ対スル放火行為ト(ハ)其ノ住家ノ焼燬ト云フ結果ノ發生ト三個ノ要
件カ具備サレネハナリマセヌ又住家ヲ焼ク意思トハ其ノ物ヲ焼ク目的又ハ希望アル場合ハ
勿論ソレ等目的希望ナクトモ他ノ目的ノ為住家カ焼ケルコトアルヘシト云フ認識丈ケアル
場合ヲモ包含スルノテス故ニ本件公訴事實ニアル如ク被告人カ保険ヲ付シテ置イタ動産ヲ
焼タ為ニ自己ノ住宅ニ放火セント考ヘ其ノ手段トシテ其ノ隣家ナル住家ニ火ヲ放ケタト仮
定スレハ斯様ノ場合ニハ被告人ニ住家ヲ焼ク意思カアツタコトニナルノテス」(第一一五五
丁裏乃至第一一五七丁表) 中略「故ニ本件公訴事實ニアル如ク被告人カ自己ノ住家ヲ焼ク
為ニ其ノ隣家ナル空家ニ火ヲ放ケタト假定スレハ是即自己ノ住家ニ放火シタコトニナルノ
テス」(第一一五八丁表) トアリテ法律家ナラサル素人ノ陪審員ヲシテ檢事ノ主張スル処ノ
公訴事實ハ法律上犯罪要件ヲ具備シ居ルモノナリト盲信速断セシムル虞アル説示ヲ為シタ
リ何トナレハ檢事カ国家ノ檢察機關ヲ用ヒテ充分ナル搜查取調ノ上確信ヲ以テ主張スル公
訴事實ナルモノニ対シテハ普通一般国民殊ニ刑事裁判ニ接スルコト稀ナル陪審員ニハ先入
主トナレル觀念ニヨリ之ヲ確定ノ事實ナリト盲信速断ニ陥リ易キ者アリ然ルカ上ニ尚裁判
長ヨリ誤リナキ事實ナリト先入主トナレル公訴事實カ犯罪要件ヲ具備スル旨ノ説示ヲ受ク

レハ陪審員ハ自己ノ判断ヲ用ヒス之ヲ盲信スルヤ明瞭ナリ本件公判調書ニ依レハ原審裁判長ハ「仮定スレハ」ノ語ヲ以テ断定ヲ避ケ居ルモノノ如キモ陪審員ニハ少クトモ右ノ如キ説示ハ盲信速断ニ陥ラシメ易キモノナルヲ以テ不当ナル説示ナリト思料ス右ノ如キ不当ノ説示ニ依リ陪審ノ評議ハ行ハレ其ノ答申ニ基キ下サレタル原判決ハ破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レトモ原審裁判長ノ所論説示ハ所論ノ如ク誘導的予断的ノモノニ非ス固ヨリ正当ニシテ何等不当違法ノモノニ非サルヲ以テ論旨ハ其ノ理由ナシ

同第三点陪審法第八十四条ハ陪審ノ答申前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ対シ滞留ノ場所及他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシト規定シ陪審ノ答申前ハ陪審員ノ外部トノ交通ハ嚴ニ取締リ居ルコトハ右第八十四条以外同法八十三条ノ規定ヲ見ルモ明カナリ本件公判調書ヲ閱スルニ陪審ノ答申前タル昭和十一年七月九日第一回公判及ヒ昭和十一年七月十日第二回公判ノ各終リニ於テ両回共ニ陪審員ニ対シ当庁ノ宿舍ニ滞留スルニ付テノ指示ヲ為シタルノミニシテ他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示シタリト見ルヘキ事跡ナシ右他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ノ指示無キ時ハ或ハ陪審員ハ他人トノ交通ナシタルヤモ計リ難ク殊ニ宿舍ニ滞留中ニ於テハ他人トノ交通生シ易キモノナルヲ以テ裁判長ハ殊ニ陪審員ニ注意ヲ加フル必要アリ是レ第八十四条ノ現実ノ存スル所以ニシテ只単ニ滞留ノ場所ノ指示ヲ以テ足ルモノニ非ス仍テ原判決ハ他人トノ交通シタルヤモ計ラレサル即チ職務執行ノ禁止ヲ受クルヤモ計ラレサル陪審員ノ加ハリタル評議ニ依リテ為サレタル答申ヲ採択シテ事實ヲ認定シタルモノト謂ハサルヘカラス然ラハ斯ル公判手續違反ノ公判ニ基キ下サレタル原判決ハ破毀セラルヘキモノト確信スト云フニ在レトモ陪審法第八十四条ニ所謂陪審ノ答申前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル

場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ対シ他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘキ旨ノ規定ハ所謂訓示の規定ナルヲ以テ原審裁判長カ左ノ指示ヲ為ササリシトスルモ之カ為陪審手續ノ違法ヲ来スコトナク而モ陪審員ノ其ノ答申前裁判長ノ許可ナクシテ外部ト交通シタルコトハ記録ニ徴シ之ヲ認ムヘキ何等ノ証跡アルコトナケレハ論旨ハ其ノ理由ナシ

同第四点刑事訴訟法第三百四十七条ニ於テ裁判長ハ各個ノ証拠ノ取調ヲ終ル毎ニ被告人ノ意見ヲ聞キ更ニ進ンテ其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ提出シ得ヘキ旨ヲ告知スヘキコトヲ規定セルハ被告人ヲシテ公判審理中其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ自由ニ提出スルコトヲ得セシメ審理ノ公正適確ヲ期シ真実発見ニ務メ以テ被告人ヲシテ權利防衛ヲ完全ニ行使セシムル趣旨ニ外ナラス現ニ本件ニ於テモ昭和十一年十月十日附被告人本人提出ノ上告趣意書中ニ於テ「尚証人調ニ於テ第一着E Z金治ヲ調ヘ中彼ハ偽証ヲシテキルノテ私ハソレハ違フト云フタ時裁判長ハ喧シイ黙ツテヨレト叱リマシタ一々才前カ立ツソレハ違フコウタア一タト云フテモ水掛論ニナル時間潰シタカラ弁護人カラ聞イテ貰後テ理由ハイクラテモ云フテヨイト云ハレマシタカラ証人調ヘカ濟ンタナラハ各証人ノ偽証シテキルノヲ申止ケヨウト思ツテ居リマシタ処直ニ檢事サンノ論告ニ移リマシタカラ何モ申上兼テ仕舞私ハソレヲ承認シタヨウナ形ニナツタ事ハ残念デアリマス」(被告人本人上告趣意書第七七丁表裏御参照)トアルニ徴スルモ訴訟手續ニ熟セス意見弁解ノ意モ利益ノ証拠提出ノ意モ共ニ判然區別シ得サル被告人ヲシテ遺漏ナク弁護權ヲ行使セシムル為ニハ必ス各個ノ証拠ニ付各別ニ利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告知スルコトヲ要スヘク此ノ規定ハ陪審裁判ニ於テモ何等除外セラルヘキモノニアラス然ルニ本件公判調書ヲ精査スルニ第一回公判期日(昭和十一年七月九日)及第二回公判期日(昭和十一年七月十日)ニ於テE Z金治外二十一名ニ

上ル多数ノ証人ノ訊問ヲ為シタルニ拘ラス右証人尋問ノ終ル毎ニ被告人ニ対シ証人ノ証言ニ対スル意見ノ有無ヲ問ヒタル旨ノ記載ハ有之モ被告人ニ右二十二名ノ各証人ノ供述ノ終ル毎ニ利益ノ証拠提出ノ告知ヲ為シタリト認ムヘキ事跡無ク結局原審裁判所ニ於テハ証拠調ヲ完全ニ履踐セサルモノト謂フヘク公判手続上違法アルモノナリ然ラハ原判決ハ斯カル違法ノ公判ニ基キ下サレタルモノナルヲ以テ破毀サルヘキモノト信スト云フニ在レトモ各個ノ証拠ニ対スル被告人ノ意見ノ有無ハ其ノ取調ヲ終ヘタル毎ニ之ヲ徴スルヲ本則ト為セトモ利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ハ証拠調中一回之ヲ為スヲ以テ足り必スシモ各個ノ証拠ニ付各別ニ告知スルコトヲ要スルモノニ非スト解スヘキハ刑事訴訟法第三百四十七條第一項及同第二項ノ規定ヲ対照スルコトニ依リ明カニシテ既ニ当院ノ判例トスル所ナリ然リ而シテ原審公判調書ヲ査閲スルニ原審裁判長ハ所論各証人ノ訊問ヲ終ヘタル後更ニ右公判調書ニ掲記セル証拠書類及証拠物ニ付証拠調ヲ為シタル上被告人ニ対シ其ノ意見ノ有無ヲ問ヒ且利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告知シタル旨ノ記載アルヲ以テ原審裁判長ハ証拠調中被告人ニ対シ利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告知シタルコト明瞭ナレハ原審カ所論各証人ノ訊問ヲ終ヘタル毎ニ被告人ニ対シ利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ヲ為ササリシコト所論ノ如クナルモ之カ為其ノ証拠調手続上ニ所論ノ如キ違法アリト云フヲ得ス論旨ハ其ノ理由ナシ

同第五点本件放火ノ点ハ法定陪審事件ナルモ詐欺ノ点ハ法定陪審事件ニ非サルハ陪審法第二條及ヒ同第三條ノ規定ニ依リ明瞭ナリ然ラハ放火罪ニ対スル法定陪審事件ノ公判準備期日ト指定セラレタル昭和十一年三月二十八日及ヒ変更セラレタル同年四月十八日ハ放火事件ノ公判準備期日ニシテ詐欺ノ点ニ関シ未タ陪審ノ評議ニ付スコトノ被告人ヨリ請求ナキ

以前ニ於テハ其ノ期日ハ公判準備期日ニ非サルコト明白ナリ故ニ昭和十一年四月十八日ハ法定陪審事件ノ公判準備期日ト同時ニ非法定陪審事件ノ期日ニ依ツテ審理ハ開示セラレタルモノト謂ハサルヘカラス然リ而シテ右公判準備期日ニ非サル期日ハ如何ナル期日ナルヤニ就イテハ陪審法第五十一條第三項ノ規定ニ公判準備期日ニ於テ陪審ノ評議ニ付スヘカラサル事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公判期日トストアルニ照シ審理ノ中途ヨリ詐欺ノ点ニ付被告人ノ請求ニ依リ陪審ノ評議ニ付スルニ至リ陪審法ニ基ク公判準備期日ニ変更セラレタル場合ニ於テハ其ノ変更以前ハ公判期日タリシモノト解ササルヲ得サルモノタリ仍テ昭和十一年四月十八日ハ法定陪審事件ノ公判準備期日ト通常手続ニ從ヒタル公判期日ト同時併合審理開始セラレ期日ノ中途ニ於テ公判期日ハ請求陪審事件——公判準備期日ニ変更セラレ右期日ハ双方共ニ公判準備期日トナルニ至リタルナリ即チ昭和十一年四月十八日ハ期日開始ノ当初ハ公判準備期日タルト同時ニ詐欺事件ノ第一回公判期日タリシナリ然ルニ被告人ハ詐欺ノ点ニ付陪審ノ評議ニ付スル請求ヲ為サンカ為ニハ陪審法第五條ニ基キ第一回公判期日前タル昭和十一年三月二十八日前ニ之ヲ為スヘカリシナリ尚又其ノ期日日前ト雖モ最初ニ定メタル公判期日即チ昭和十一年三月二十八日ノ召喚ヲ受ケタル日即チ昭和十一年三月五日ヨリ十日ヲ経過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ得サルモノト謂フヘシ昭和十一年四月十八日ノ詐欺事件ニ関スル第一回公判期日ニ於テハ被告人ハ最早陪審ノ評議ニ付スル請求ヲ為スコトヲ得サルニ之ヲ為シ原審裁判長ハ右請求ヲ容レ陪審ノ評議ニ付スル手続ヲ為シタルハ法令ニ違反シタルモノト謂フヘク從ツテ原判決ハ法律違反ノ手続ニ基キ下サレタルモノナルヲ以テ破毀セラルヘキモノト思料スト云フニ在レトモ原審準備公判調書其ノ他記録ヲ査閲スルニ所論公判準備期日ハ本件放火及詐欺被告事件中放火事件ニ付テノミノ

期日ニシテ原審ハ右放火事件ト詐欺事件トヲ分離シ先ツ放火事件ニ付テノミ所論ノ日時ヲ公判準備期日ヲ為シ該事件ニ付準備手續ヲ為シタル所該手續中被告人ハ右ノ詐欺事件ニ付テモ亦陪審ノ評議ニ付シテ審理アリ度キ旨申立タルヲ以テ原審ハ此ノ詐欺事件ニ付テモ亦同日ヲ以テ公判準備期日ト為シ引続キ其ノ準備手續ヲ為シタルモノナルコト明カナレハ右詐欺事件ニ付テハ其ノ当時未タ第一回ノ公判期日ノ指定ナカリシモノナルヲ以テ原判決ニハ毫モ所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ其ノ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事徳江治之助関与

昭和十一年十二月十五日

大審院第四刑事部

裁判長 判事 宇野要三郎

判事 沼 義雄

判事 駒田 重義

判事 吉田常次郎

判事 十川寛之助

右臆本也

昭和十一年十二月十五日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸龜太郎 印

⑱ ○H又次郎 (大審院放火及詐欺上告事件昭和11年12月15日判決・「法律新聞」昭和12年5月28日)

●陪審ト所謂訓示の規定

陪審法第八十四條ニ所謂陪審ノ答申前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ対シ他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘキ旨ノ規定ハ所謂訓示の規定ニシテ右指示ヲ欠クモ違法ニ非ス

●昭和十一年(レ)第二六三二号

判決

本籍 福島県信夫郡□□町宇□湖□番地

住居 秋田市□□町□□□番地

菓子製造業 ○H又次郎

明治二十年三月□日生

右放火及詐欺被告事件ニ付昭和十一年七月十四日秋田地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

【主文】本件上告ハ之ヲ棄却ス

【理由】弁護人松井博太郎上告趣意書同第三点陪審法第八十四條ハ陪審ノ答申前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ対シ滞留ノ場所及他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシト規定シ陪審ノ答申前ハ陪審員ノ外部トノ交通ハ厳ニ取締リ居ルコトハ右第八十四條以外同法第八十三條ノ規定ヲ見ルモ明カナリ本件公判調書ヲ閱スルニ陪審ノ答申前タル昭和十一年七月九日第一回公判及ヒ昭和十一年七月十日第二

回公判ノ各終リニ於テ兩回共ニ陪審員ニ対シ当聴ノ宿舍ニ滞留スルニ付テノ指示ヲ為シタルノミニシテ他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ指示シタリト見ルヘキ事跡ナシ右他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事項ノ指示無キ時ハ或ハ陪審員ハ他人ト交通ナシタルヤモ計リ難ク殊ニ宿舍ニ滞留中ニ於テハ他人トノ交通生シ易キモノナルヲ以テ裁判長ハ殊ニ陪審員ニ注意ヲ加フル必要アリ是レ第八十四条ノ規定ノ存スル所以ニシテ只単ニ滞留ノ場所ノ指示ヲ以テ足ルモノニ非ス仍テ原判決ハ他人ト交通シタルヤモ計ラレサル即チ職務執行ノ禁止ヲ受クルヤモ計ラレサル陪審員ノ加ハリタル評議ニ依リテ為サレタル答申ヲ採択シテ事實ヲ認定シタルモノト謂ハサルヘカラス然ラハ斯ル公判手續違反ノ公判ニ基キ下サレタル原判決ハ破毀セラルヘキモノト確信スト云フニ在レトモ

【判決理由】陪審法第八十四条ニ所謂陪審ノ答申前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ対シ他人トノ交通ニ関シ遵守スヘキ事實ヲ指示スヘキ旨ノ規定ハ所謂訓示の規定ナルヲ以テ原審裁判長カ右ノ指示ヲ為ササリシトスルモ之カ為陪審手續ノ違法ヲ来スコトナク而モ陪審員カ其ノ答申前裁判長ノ許可ナクシテ外部ト交通シタルコトハ記録ニ徴シ之ヲ認ムヘキ何等ノ証拠アルコトナケレハ論旨ハ其ノ理由ナシ

同第四点刑事訴訟法第三百四十七条ニ於テ裁判長ハ各個ノ証拠ノ取調ヲ終ル毎ニ被告人ノ意見ヲ聞キ更ニ進ンテ其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ提出シ得ヘキ旨ヲ告知スヘキコトヲ規定セルハ被告人ヲシテ公判審理中其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ自由ニ提出スルコトヲ得セシメ審理ノ公正適確ヲ期シ真実発見ニ務メ以テ被告人ヲシテ権利防衛ヲ完全ニ行使セシムル趣旨ニ外ナラス現ニ本件ニ於テモ昭和十一年十月十日附被告人本人提出ノ上告趣意書中ニ於テ「尚証人調ニ於テ第一着E Z金治ヲ調へ中彼ハ偽証ヲシテキルノテ私ハソレハ違フト云

フタ時裁判長ハ喧シイ黙ツテヲレト叱リマシタ一々才前カ立ツテソレハ違フコウタア一タト云フテモ水掛論ニナル時間潰シタカラ弁護人カラ聞イテ貰ヒ後テ理由ハイクラテモ云フテヨイト云ハレマシタカラ証人調ヘカ濟ンタナラハ各証人ノ偽証シテキルノヲ申上ケヨウト思ツテ居リマシタ処直ニ檢事サンノ論告ニ移リマシタカラ何モ申上兼テ仕舞私ハソレヲ承認シタヨウナ形ニナツタ事ハ残念デアリマス」(被告人本人上告趣意書第七七丁表裏御参照)トアルニ徴スルモ訴訟手續ニ熟セス意見弁解ノ意モ利益ノ証拠提出ノ意モ共ニ判然區別シ得サル被告人ヲシテ遺漏ナク弁護權ヲ行使セシムル為ニハ必ス各個ノ証拠ニ付各別ニ利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告知スルコトヲ要スヘク此ノ規定ハ陪審裁判ニ於テモ何等除外セラルヘキモノニアラス然ルニ本件公判調書ヲ精査スルニ第一回公判期日(昭和十一年七月九日)及第二回公判期日(昭和十一年七月十日)ニ於テE Z金治外二十一名ニ上ル多数ノ証人ノ訊問ヲ為シタルニ拘ラス右証人訊問ノ終ル毎ニ被告人ニ対シ証人ノ証言ニ対スル意見ノ有無ヲ問ヒタル旨ノ記載ハ有之モ被告人ニ右二十二名ノ各証人ノ供述ノ終ル毎ニ利益ノ証拠提出ノ告知ヲ為シタリト認ムヘキ事跡無ク結局原審裁判所ニ於テハ証拠調ヲ完全ニ履踐セサルモノト謂フヘク公判手續上違法アルモノナリ然ラハ原判決ハ斯カル違法ノ公判ニ基キ下サレタルモノナルヲ以テ破毀サルヘキモノト信スト云フニ在レトモ各個ノ証拠ニ対スル被告人ノ意見ノ有無ハ其ノ取調ヲ終ヘタル毎ニ之ヲ徴スルヲ本則ト為セトモ利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ハ証拠調中一回之ヲ為スヲ以テ足り必スシモ各個ノ証拠ニ付各別ニ告知スルコトヲ要スルモノニ非スト解スヘキハ刑事訴訟法第三百四十七条第一項及同第二項ノ規定ヲ対象スルコトニ依リ明カニシテ既ニ当院ノ判例トスル所ナリ然リ而シテ原審公判調書ヲ査閲スルニ原審裁判長ハ所論各証人ノ訊問ヲ終ヘタ

ル後更ニ右公判調書ニ掲記セル証拠書類及証拠物ニ付証拠調ヲ為シタル上被告人ニ對シ其ノ意見ノ有無ヲ問ヒ且利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告知シタル旨ノ記載アルヲ以テ原審裁判長ハ証拠調中被告人ニ對シ利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告知シタルコト明瞭ナレハ原審カ所論各証人ノ訊問ヲ終ヘタル毎ニ被告人ニ對シ利益ノ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ヲ為ササリシコト所論ノ如クナルモ之カ為其ノ証拠調手續上ニ所論ノ如キ違法アリト云フヲ得ス論旨ハ其ノ理由ナシ

同第五点本件放火ノ点ハ法定陪審事件ナルモ詐欺ノ点ハ法定陪審事件ニ非サルハ陪審法第二條及同第三條ノ規定ニ依リ明瞭ナリ然ラハ放火罪ニ對スル法定陪審事件ノ公判準備期日ト指定セラレタル昭和十一年三月二十八日及ヒ變更セラレタル同年四月十八日ハ放火事件ノ公判準備期日ニシテ詐欺ノ点ニ關シ未タ陪審ノ評議ニ付スコトノ被告人ヨリ請求ナキ以前ニ於テハ其ノ期日ハ公判準備期日ニ非サルコト明白ナリ故ニ昭和十一年四月十八日ハ法定陪審事件ノ公判準備期日ト同時ニ非法定陪審事件ノ期日ニ依ツテ審理ハ開示セラレタルモノト謂ハサルヘカラス然リ而シテ右公判準備期日ニ非サル期日ハ如何ナル期日ナルヤニ就イテハ陪審法第五十一條第二項ノ規定ニ公判準備期日ニ於テ陪審ノ評議ニ付スヘカラサル事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公判期日トストアルニ照シ審理ノ中途ヨリ詐欺ノ点ニ付被告人ノ請求ニ依リ陪審ノ評議ニ付スルニ至リ陪審法ニ基ク公判準備期日ニ變更セラレタル場合ニ於テハ其ノ變更以前ハ公判期日タリシモノト解ササルヲ得サルモノタリ仍テ昭和十一年四月十八日ハ法定陪審事件ノ公判準備期日ト通常手續ニ從ヒタル公判期日ト同時併合審理開始セラレ期日ノ中途ニ於テ公判期日ハ請求陪審事件ノ公判準備期日ニ變更セラレ右期日ハ双方共ニ公判準備期日トナルニ至リタルナリ即チ昭和十一年四月十八日ハ期日開

始ノ当初ハ公判準備期日タルト同時ニ詐欺事件ノ第一回公判期日タリシナリ然ルニ被告人ハ詐欺ノ点ニ付陪審ノ評議ニ付スル請求ヲ為サンカ為ニハ陪審法第五條ニ基キ第一回公判期日前タル昭和十一年三月二十八日前ニ之ヲ為スヘカリシナリ尚又其ノ期日前ト雖モ最初ニ定メタル公判期日即チ昭和十一年三月二十八日ノ召喚ヲ受ケタル日即チ昭和十一年三月五日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ得サルモノト謂フヘシ昭和十一年四月十八日ト詐欺事件ニ關スル第一回ノ公判期日ニ於テハ被告人ハ最早陪審ノ評議ニ付スル請求ヲ為スコトヲ得サルニ之ヲ為シ原審裁判長ハ右請求ヲ容レ陪審ノ評議ニ付スル手續ヲ為シタルハ法令ニ違反シタルモノト謂フヘク從ツテ原判決ハ法律違反ノ手續ニ基キ下サレタルモノナルヲ以テ破毀セラルヘキモノト思料スト云フニ在レトモ原審準備公判調書其ノ他記録ヲ査閱スルニ所論公判準備期日ハ本件放火及詐欺被告事件中放火事件ニ付テノミノ期日ニシテ原審ハ右放火事件ト詐欺事件トヲ分離シ先ツ放火事件ニ付テノミ所論ノ日時ヲ公判準備期日ト為シ該事件ニ付準備手續ヲ為シタル所該手續中被告人ハ右ノ詐欺事件ニ付テモ亦陪審ノ評議ニ付シテ審理アリ度キ旨申立タルヲ以テ原審ハ此ノ詐欺事件ニ付テモ亦同日ヲ以テ公判準備期日ト為シ引續キ其ノ準備手續ヲ為シタルモノナルコト明カナレハ右詐欺事件ニ付テハ其ノ當時未タ第一回ノ公判期日ノ指定ナカリシモノナルヲ以テ原判決ニハ毫モ所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ其ノ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス
檢事徳江治之助関与

昭和十一年十二月十五日

大審院第四刑事部

裁判長判事 宇野要三郎
判事 沼 義雄
判事 駒田 重義
判事 十川寛之助

⑬ MD八百藏 (放火被告事件昭和11年9月30日判決)

判決

本籍 秋田県河辺郡□□村□□田□□字□□百□□番地
住居 秋田市□□古□□町□□番地ノ□

酒類販売業

MD八百藏

明治二十九年一月□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事高橋育三関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

但シ未決勾留日数中百八十日ヲ右本刑ニ通算ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ秋田県南秋田郡□□村□□字□□小路□□番地ニテ酒類雜貨商ヲ営ムTN勇治ト

ハ約十年前ヨリ交際シ居リテ曾テ勇治カ同所ニ酒類商ヲ始ムルニ際リテハ同人ノ為家屋ノ借受顧客ノ周旋等ニ付種々奔走尽力スル等極メテ親密ナル間柄ナリシトコト昭和十年八月頃被告人カ勇治方附近ナル肩書住居に酒店ヲ開業スルニ至ルヤ同人ノ態度一変シテ冷淡トナリ剩ヘ被告人方ノ營業ニ対抗スルカノ如キ態度ヲ執リタルヨリ痛ク不快ノ念ヲ懷キ居リタル折柄昭和十一年一月七日□□村NY温泉ニ催サレタル□□町歳末聯合売出決算總會ニ出席シ引続キ其ノ酒宴ニ連リ飲酒ノ上帰宅セントシタル際不図傍ニ落チ在リタル燐寸ヲ発見スルヤ酩酊シ居リタル被告人ハ遽カニ勇治ノ前記仕打ヲ想起シ此ノ際同人方住家ヲ焼燬シ以テ同人ニ対スル鬱憤ヲ霽サント決意シ該燐寸ヲ携ヘテ同温泉ヲ立出テ同日午後九時過頃：(注、判決は、2行(28字×2)欠けているため、新聞記事に基づき原文を推定すると「愛宕下金照寺前に差し掛かりたる際、□□村□□小路□□番地荷馬車挽業KW D助松方裏厩舎に接続せる藁囲薪置場」：ノ存在スルヲ見ルヤ之ニ放火セハ直ニ右勇治方ヲ延焼セシムル二十分ナリト考ヘ即時所携ノ燐寸ヲ以テ同藁囲薪置場ニ放火シ因テ同人方及勇治方各住家ヲ全焼セシメ更ニ其ノ附近ナルHS金藏方及HI徳治方住家ノ各一部ヲ焼燬シタルモノナリ

以上ノ事実ハ之ヲ肯定スル旨ノ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八八条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八年ニ処シ尚同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百八十日ヲ右本刑ニ通算スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十一年九月三十日

裁判長判事 武山 敏二印

判事 村木 茂市印

判事 藤巻 三郎印

6 青森

③ K T 新三郎 (大審院放火未遂被告人事件昭和7年10月6日判決・「大審院刑事判例集」第11巻第18)

【上告人】被告人 加藤新三郎 弁護士 石川淺、間山淺市、川口榮之進、葛西千代治

【第一審】青森地方裁判所

○判示事項

説示ト自白ニ関スル一般の説明——説示ト自白ノ信否判断ノ資料ニ関スル説明——陪審員ノ心得諭告並宣誓手續

○判決要旨

- 一 裁判長カ証拠ノ要領ヲ説示スルニ際シ其ノ証拠ノ信否ニ関シ自己ノ意見ヲ表示セサル限リ陪審ニ対シ自白ノ価値ニ付法律ノ一般の説明ヲ為スモ違法ニ非ス【要旨第一】
- 二 裁判長カ説示ヲ為スニ際シ被告人ノ予審ニ於ケル自白ト公判準備訊問後ニ於ケル之カ反対ノ供述トノ取捨判断ノ資料トシテ被告人ノ公廷ニ於ケル態度及弁解並被告人ノ教育境遇等ヲ参酌スルコトヲ告クルハ違法ニ非ス【要旨第二】
- 三 陪審員ノ心得諭告並宣誓ノ手續ハ公判手續ニ属シ公開法廷ニ於テ行ハルルモノトス【要旨第三】

【参照】陪審法第七十七条・同法第六十九条 (注、条文省略)

○事実

第一審裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シ左記ノ如ク事実ノ認定及法律ノ適用ヲ為シテ被告人ヲ懲役三年ニ処ス押収ニ係ル燐寸一箇(証第四号)ハ之ヲ没収ス陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人ハ肩書居宅ニ於テ父嘉七ヲ助ケ其ノ家業タル海産物商ニ従事シ居リタル処昭和六年十二月十日頃ヨリ蜜柑、甘藷、落花生等ノ販売ヲモ開始シタル為該物品ニ対シテハ他ヨリモ廉価ニ販売シ居リタルカ其ノ頃顧客ヨリ居町大字□□町雜貨及果物商K T 吉太郎方ハ被告人ヨリモ右物品ノ安価ナル由ヲ聞知シ爾來同人方ヲ商敵ト思惟シ不快ニ感シ居リタル折柄昭和七年一月十四日夜外出シ居町大字□□町飲食店K S つき方ニ立寄り酒約四合ヲ飲酒シ翌十五日午前一時過頃回家ヲ出テ帰宅ノ途次前示吉太郎方附近ニ差蒐ルヤ不図同人方ヲ焼燬シテ予テノ鬱憤ヲ霽サント決意シ同日午前一時三十分頃右吉太郎方東側庇軒下ニ積重ネ在リタル木炭入ノ俵ニ所携ノ燐寸(証第四号)ヲ以テ放火シタルモ偶同所附近ヲ通行シタル同町大字□□町F D 幸一二発見セラレ同人及其ノ弟清等ニ消止メラレタル為僅ニ該木炭俵等ノ一部ヲ焼燬シタルノミニテ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第百十二条第百八条ニ該当スルヲ以テ同条所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ処断スヘキ処右ハ未遂ナルヲ以テ同法第六十八条第三号ニ依リ法律上ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処スヘク押収ニ係ル燐寸一箇(証第四号)ハ被告人カ事件犯罪ノ用ニ供シタルモノニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ依リ之ヲ没収スヘク陪審費用ヲ除キタル其ノ余ノ訴訟費用

ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
第一審公判調書ニ裁判長ノ説示ノ一部トシテ弁護人ハ刑事訴訟法第三百四十六條ヲ引用シ
自白ノ価値ハ至ツテ輕イモノテアルト弁論サレタカ同条ノ規定カラ見テ決シテ輕イモノテ
ハナク寧重イ価値ノアルモノト思フ何トナレハ同条ニ区裁判所ニ於テ被告人自白シタルト
キハ訴訟關係人ノ異議ナキトキニ限り他ノ証拠ヲ取調ヘサルコトヲ得ルト云フノテアツテ
自白アルトキ訴訟關係人異議ナキ限り他ノ証拠ヲ取調ヘスニ之ニヨツテ判決ヲ為スコトカ
出来ルノテアル而モ区裁判所ニ於テ相当重キ懲役刑ノ言渡力出来ルノテアル又地方裁判所
ハ他ノ証拠ノ取調ヲ為セハ其ノ自白タケヲ証拠トシテ判断スルコトハ毫モ差支ナイコトテ
アル云々ノ記載アリ
又同説示ノ一節トシテ被告人ノ不利益ノ点ヲ挙クレハ一、被告人ノ警察官検事予審判事ニ
対スル自白ノ点テアルカ被告人ハ警察官及検事ニ対シテノ自白シタコトヲ當公廷テ述ヘテ
居リ予審ニ於テモ第一回カラ第五回ノ最終迄自白シテ居リ之ヲ日ヲ以テスレハ昭和七年一
月二十五日以来三月二十二日迄約二箇月ニ亙リ詳細ニ放火ノ動機方法等ヲ自白シテ居ルト
コロ公判準備訊問後其ノ自白ヲ取消シタノテアル而シテ其ノ取消シタ理由ハ警察官カラ僅
少ナ被害テアルカラ放火シタト云ヘハ許サレルシ若シ不正直ナコトヲ云ヘハ牛馬ノ如ク取
扱フト云ハレタノテ家ニ歸リタイ為心ナラスモ出鱈目ヲ云フタト述ヘテ居ル其ノ弁解ハ真
実テアルカトウカ被告人ノ公判廷ニ於テノ態度及弁解ト被告人ノ教育境遇等ヲ考慮セラレ
タイ云々ノ記載アリ
又第一審公判調書ニ公開法廷ニ於テ裁判長ハ陪審員ノ心得諭告竝宣誓手續ヲ行ヒタル旨ノ
記載アリ

○主 文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

○理 由

弁護人間山淺市上告趣意書第三点原審裁判長ハ陪審員ニ対スル説示ニ於テ証拠ノ信否ニ付
意見ヲ表示シ且法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタリ原審裁判長ノ説示ニ曰ク「前略
只弁護人ハ刑事訴訟法第三百四十六條ヲ引用シ自白ノ価値ハ至ツテ輕イモノテアルト弁論
サレタカ同条ノ規定カラ見テ決シテ輕イモノテナク寧口重イ価値ノアルモノト思フ（記録
第五六一丁）ト説示シタルハ陪審法第七十七條後段但書ノ証拠ノ信否ニ付意見ヲ表示シタ
ルモノニシテ同条違背ナリ且原審裁判長ハ本件被告人ノ自白ハ重キ価値アルコトヲ強調シ
テ説示スレトモ陪審法第七十一条乃至第七十七條ノ制限アルコトヲ一言モ論及セス恰モ普
通裁判手續ト同様ニ説示セリ右ハ陪審法第四百四條第一項第五号第七号ニ該当スルモノニシ
テ此ノ点ニ於テモ原審判決ハ破毀ヲ免レサルモノナリ又同裁判長ノ説示中放火犯ハ五箇年
以上ノ懲役ナレトモ未遂ノ場合ハ其ノ半分ニ減輕スルヲ得ヘク尚酌量スヘキ情状アレハ更
ニ半分ノ刑期ニ減輕シ得ヘキ旨ヲ述ヘ恰モ仮ニ有罪ノ答申ヲ為シテモ一年二三箇月ノ短期
ノ刑ヲ科スルモノノ如ク陪審員ヲ誤信セシムルカ如キ句調ヲ以テ説示ヲ為シタルハ陪審法
第四百四條第一項第七号ニ違背スルモノニシテ破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ

裁判長カ陪審ニ対シ説示ヲ為スニ方リ証拠ノ信否及罪責ニ関シ意見ヲ表示スルヲ得サルコ
トハ陪審法第七十七條ノ明定スルトコロナリト雖【要旨第一】其ノ証拠ノ信否ニ関シ自己
ノ意見ヲ表示セサル限り陪審ヲシテ事實ノ答申ヲ誤ラサラシムル為必要ナリト認ムル場合
ニハ陪審ニ対シ自白ノ価値ニ付法律ノ一般的説明ヲ為スモ其ノ説示ヲ違法ナラシムルモノ

ニ非ス原審公判調書ヲ査閲スルニ其ノ自白ニ関スル所論説示ノ趣旨ハ弁護人カ刑事訴訟法第三百四十六條ヲ引用シ自白ノ価値ハ至ツテ輕キモノナルコトヲ弁論シタルニ對シ裁判長ハ陪審ヲシテ公平ナル判断ノ下ニ事實ノ答申ヲ誤ラサラシムル必要上自白ノ価値ニ関シ法律ノ一般の說明ヲ為シタルニ外ナラスト解スヘク其ノ間特ニ本件ニ於テ被告人ノ自白ノ重キ価値アルコトヲ殊更強調シ其ノ信否ヲ批判シテ不当ノ說明ヲ試ミタリト認ムヘキ廉アルヲ發見セス從テ固ヨリ右説示ヲ目シテ所論ノ如ク証拠ノ信否ニ付意見ヲ表示シタルモノト云フヲ得サルナリ又裁判長ハ被告事件ニ付法規ニ基ク証拠調ヲ為シ且説示ニ方リ犯罪ノ構成ニ関シ証拠ノ要領ヲ説明スルカ故ニ陪審員ハ之ニ依リテ自ラ適法ナル証拠ノ範圍ヲ諒解シ得ヘク裁判長カ問題トナリタル自白ノ法律上ノ価値ニ付前叙ノ如キ説明ヲ試ミタレハトテ殊更陪審法第七十一条乃至第七十七条ニ付論及スルヲ要セサルナリ又陪審法第七十七条ニハ刑及刑ノ量定ニ関シ説示ヲ為スヘキ旨ノ定ナシト雖裁判長カ陪審ヲシテ事實ノ答申ヲ誤ラシメサル為必要アリトスル場合ニハ罪責ノ有無ニ関シ其ノ意見ヲ表示セサル限リ陪審ニ對シ刑又ハ刑ノ量定ニ関スル法規ノ説明ヲ為スコトハ法ノ敢テ禁スルトコロニ非スト解スルヲ相当トス原審公判調書ノ記載ニ依レハ裁判長ハ説示ニ際シ必要上放火罪ノ刑其ノ未遂減輕及酌量減輕等ノ場合則チ刑及刑ノ量定ニ関シ法律ノ一般の說明ヲ為シタルニ過キサルコトヲ認メ得ヘク之ヲ以テ直チニ陪審員ヲシテ有罪ノ答申ヲ為スモ裁判所ハ被告人ニ對シ一年余ノ短期刑ヲ科スルモノノ如ク誤信セシメタリトハ断シ難ク記録ヲ精査スルモシカク誤信セシムルカ如キ句調ヲ以テ説示ヲ敢テシタル形跡ノ見ルヘキモノナケレハ右ハ素ヨリ所論ノ如ク陪審法第一百四條第一項第七号ニ該当スルモノニ非ス論旨理由ナシ

弁護人川口榮之進葛西千代治上告趣意書第一点弁論終結後裁判長カ説示ヲ為スニ際シ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトハ法律ノ嚴禁スル所ナリ從テ苟モ陪審員ノ純真ナル心境ニ影響ヲ及ス危惧アル説示ノ許サレサルハ勿論説示ノ或部分ニ付テ殊更高調シ又ハ數回繰返シテ説明スル等暗黙ニ之ヲ表示スルカ如キハ法律ノ禁スルトコロナリ「武田宣英博士日本陪審法論」而シテ本件ニ於テ疑惑ノ中心トナリ弁論ノ焦点トナリタルモノハ被告人ノ所云自白ノ信否如何ノ点ニアリタルコト一件記録ニ徴シ明ナル所ナリ然ルニ原審裁判長ハ「本件ニ関スル法律上ノ論点ニ付テハ特ニ説明スヘキコトハナイノテアルカ只弁護人ハ刑事訴訟法第三百四十六條ヲ引用シ自白ノ価値ハ至ツテ輕イモノテアルト弁論サレタカ同條ノ規定カラ見テ決シテ輕イモノテハナク寧ロ重イ価値ノアルモノト思フ何トナレハ同條ニ区裁判所ニ於テ被告人自白シタルトキハ訴訟關係人ノ異議ナキトキニ限リ他ノ証拠ヲ取調ヘサルコトヲ得ルト言フノテアツテ自白アルトキ訴訟關係人異議ナイ限リ他ノ証拠ヲ取調ヘスニ之ニヨツテ判決ヲ為スコトカ出来ルノテアル而モ区裁判所ニ於テ相当重キ懲役刑ノ言渡カ出来ルノテアル又地方裁判所ハ他ノ証拠ノ取調ヲ為セハ其ノ自白タケテ証拠トシテ判断スルコトハ毫モ差支ナイコトテアル」ト説示シ即チ自白ノ価値ニ付寧ロ重イ価値ノアルモノト思フ」ト自己ノ意見ヲ述ヘ更ニ其ノ然ル所以ニ論及シ「何トナレハ同條ニ自白アルトキ訴訟關係人異議ナイ限リ他ノ証拠ヲ取調ヘスニ之ニヨツテ判決ヲ為スコトカ出来ルノテアル」ト自白ノ重要性ヲ高調シ更ニ進ンテ「而モ区裁判所ニ於テ相当重キ懲役刑ノ言渡カ出来ルノテアル又地方裁判所ハ自白タケテ証拠トシテ判断スルコトハ毫モ差支ナイコトテアル」ト飽迄自白万能的ノ觀念ヲ陪審員腦裡ニ注入シタリ而モ冒頭ニ於テ法律上ノ論点ヲ云為シタルモ結局自白ハ証拠トシテ重キ価値アルコトヲ説示シタル証拠ニ對スル意見ナルコトハ説示全体殊ニ「地方裁判所ハ自白タケテ証拠トシテ云々」トアル

ニ徴シ明ナル所ナリ前叙自白ノ重要性ヲ説示シタル裁判長ハ進ンテ其ノ真実性ニ付論及シ即チ「次ニ被告人ノ不利益ナ点ヲ挙クレハ一、被告人ノ警察官検事予審判事ニ対スル自白ノ点テアルカ被告人ハ警察官及検事ニ対シテ自白シタコトヲ当公廷テ述ヘテ居リ予審ニ於テモ第一回カラ第五回ノ最終迄自白シテ居リ之ヲ以テスレハ昭和七年一月二十五日以来三月二十二日迄約二箇月ニ互リ詳細ニ放火ノ動機方法等ヲ自白シテ居ルトコロ公判準備訊問後其ノ自白ヲ取消シタルテアル而シテ其ノ取消シタ理由ハ警察官カラ僅少ナ被害テアルカラ放火シタト言ヘハ許サレルシ若シ不正直ナコトヲ言ヘハ牛馬ノ如ク取扱フト言ハレタノテ許サレテ家ニ歸リタイ為心ナラスモ出鱈目ヲ言フタト述ヘテ居ル其ノ弁解ハ真実テアルカトウカ被告人ノ公判廷ニ於テノ態度及弁解ト被告人ノ教育境遇等ヲ考慮セラレタイ警察官トシテ本件ノ取調ヲ為シタル警部補安田谷次郎カ当公廷ニ於テ左様ナ無理ナコトハ絶對ニ言ハナイト述ヘ尚同証人ハ被告人カ本件犯行ヲ自白シタル際自分ハ今二十七年テアルカ三年間ノ処分ヲ受ケテモ六十年迄生キルトスレハ後半生三十年間立派ニナリ前三十年ノ失敗ヲ償フ旨述ヘタリトノ供述」ト説明シ他ノ証拠説示ニ比シ格段ノ精細サト多言トヲ費シ居リテ殊ニ「其ノ弁解ハ真実テアルカトウカ被告人ノ公判廷ニ於テノ態度及弁解ト被告人ノ教育境遇等ヲ考慮セラレタイ」ト附陳シタリ之犯人ノ情状ニ関スル事項ニシテ陪審員ノ心証ヲ左右セシムル惧アル為説示中ニ加フルヲ固ク禁セラレタル事項タルノミナラス又実ニ之ニ引続ケル「警察官トシテ本件ノ取調云々」ナル被告人ノ弁解否定ノ証拠説示ノ伏線ヲ為セルノ觀アリ更ニ又其ノ説示中「次ニ証拠ト云フモノハ一ツ一ツカラ觀テ直接或事實ヲ認メ得ナイトシテモ全体ヲ綜合考慮シテ犯罪ヲ認定スルコトハ差支ナイノテアル本件ニ於テ被告人カ公訴事實ノ様ナ犯罪カアルトスレハ刑法第百八条ノ放火未遂罪ニ問ハレルノ

テアルカ放火罪ハ死刑無期懲役或ハ五年以上ノ懲役ト規定セラレテ居ルカ未遂減輕ヲスルコトカ出来ルカラ若シ減輕スレハ短期二年六月迄減輕スルコトカ出来尚酌量ノ情状アリト認メレハ更ニ其ノ半分迄減輕スルコトカ出来ルノテアル」トノ説示ハ其ノ程度ヲ超ヘ予断ニ互リタル嫌アルモノニシテ陪審員ノ心証ニ影響ヲ与フヘキコト看取スルニ難カラス即チ暗黙裡ニ自己ノ意思ヲ表示シタルカ誘導的説示ニシテ違法ノ説示ト云ハサルヘカラス畢竟原裁判長ノ説示ハ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルモノタルハ勿論法ノ許シタル説示ノ範圍ヲ超ヘタル違法アルヲ免レス併テ亦自白ノ点ニ関スル説示ヲ殊更高調シ精細ニ説明シタルハ暗黙ニ其ノ意見ヲ表示シタルモノト云フヘク結局破毀ヲ免レサルモノト云フニ在レトモ

原審公判調書中説示ノ部ヲ査閱スルニ其ノ自白ニ関スル説示ノ趣旨ハ弁護人カ刑事訴訟法第三百四十六条ヲ引用シ自白ノ価値ハ至ツテ輕キモノナルコトヲ弁論シタルニ対シ裁判長ハ自白ノ法律上ノ価値ヲ詳述シ更ニ証拠トシテノ自白ノ具体的説明ヲ為シ公判準備訊問後其ノ自白カ取消サレタル事實ヲ告ケ該自白ノ信否ニ付テハ被告人ノ公判廷ニ於ケル態度及弁解ト被告人ノ教育境遇等ヲ考慮アリタキ旨ヲ陪審員ニ告ケタルコトヲ看取シ得ヘシ而シテ裁判長カ説示スルニ方リ【要旨第二】被告人ノ予審等ニ於ケル自白ト公判準備訊問後ニ於ケル之カ反対ノ供述トノ取捨判断ノ資料トシテ被告人ノ公廷ニ於ケル態度及弁解被告人ノ教育境遇等ヲ参酌スルコトヲ陪審員ニ告ケルハ畢竟陪審員ヲシテ自白ノ信否ニ関シ公正ナル判断ヲ為サシメ延イテ事實ノ答申ヲ誤ラサラシムル必要上之ニ適當ナル注意ヲ与ヘタルモノト解スヘク斯カル注意ヲ与フルコトハ法ノ禁スルトコロニ非サルカ故ニ之ヲ以テ違法ノ説示ナリト為ス論旨ハ正当ナラス又裁判長カ其ノ説示ニ於テ犯罪事實ノ存在ヲ假定シ

テ放火罪ノ刑及刑ノ量定ニ関シ法律ノ一般的説明ヲ為スモ法ノ禁スルトコロニ非サルコトハ弁護人間山淺市上告趣意書第三点ニ於テ叙説シタルトコロニ依リ之ヲ諒解スヘク其ノ他縷々論議スルトコロアルモ記録ヲ精査スルニ原審裁判長ノ説示ハ所論ノ如ク証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ明示黙示ニ意見ヲ表示シタルモノニ非サルナリ論旨理由ナシ同第四点陪審法第六十条ハ陪審構成ノ手續ハ之ヲ公行セスト規定セリ而シテ同法第六十九条ノ陪審員ノ心得諭告竝宣誓ハ共ニ構成手續ニ属シ公開スヘカラサル所ノモノナリ「溝淵孝雄氏陪審法釈義」然ルニ原審ハ同条ノ心得諭告竝宣誓ヲ共ニ公開シタル法廷ニ於テ公行シタルコト記録上明白ナリ從テ陪審構成手續ニ違法アルモノト言フヘク破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ

【要旨第三】陪審法第六十条乃至第六十八条ハ陪審構成ノ手續ニ関スル規定ニシテ右手続了リタル後ニ於テ同法第六十九条所定ノ陪審員ノ心得諭告竝宣誓ノ手續ヲ行フモノニシテ之ハ陪審手續ニ依ル公判手續ニ属スルモノナリ而シテ陪審構成手續ハ不公開ニテ行ハルルモ右公判手續ハ公開ノ下ニ行ハルルコトヲ要ス

然レハ原審裁判長カ陪審員ノ心得諭告並宣誓手續ヲ公開法廷ニ於テ行ヒタルハ正当ニシテ論旨ハ理由ナシ（其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス）

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事佐々波與佐次郎関与

③KT新三郎（大審院放火未遂被告事件昭和7年10月6日判決・「法律新聞」昭和7年12月28日）

●陪審ト自白ノ価値ニ関スル裁判長ノ説明

裁判長カ陪審ニ対シ説示ヲ為スニ方リ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルハ違法ナルモ事実ノ答申ヲ誤ラサラシムル為必要ナリト認ムル場合ニハ陪審ニ対シ自白ノ価値ニ付法律ノ一般的説明ヲ為スモ其ノ説示ヲ違法ナラシムルモノニ非ス

●陪審構成手續ノ不公開

昭和七年(レ)第九六一号

判 決

本籍並住居青森県三戸郡□□町大字□□町□□番地

海産物及果物商

KT新三郎

明治三十九年三月□□日生

右放火未遂被告事件ニ付昭和七年五月二十七日青森地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

【主文】本件上告ハ之ヲ棄却ス

【理由】弁護人間山淺市上告趣意書同第三点原審裁判長ハ陪審員ニ対スル説示ニ於テ証拠ノ信否ニ付意見ヲ表示シ且法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタリ原審裁判長ノ説示ニ曰ク「前略只弁護人ハ刑事訴訟法第三百四十六条ヲ引用シ自白ノ価値ハ至ツテ軽イモノテアルト弁論サレタカ同条ノ規定カラ見テ決シテ軽イモノテナク寧口重イ価値ノアルモノト思フ（記録第五六一丁）ト説示シタルハ陪審法第七十七条後段但書ノ証拠ノ信否ニ付意見

ヲ表示シタルモノニシテ同条違背ナリ且原审裁判長ハ本件被告人ノ自白ハ重キ価値アルコトヲ強調シテ説示スレトモ陪審法第七十一条乃至第七十七条ノ制限アルコトヲ一言モ論及セス恰モ普通裁判手續ト同様ニ説示セリ右ハ陪審法第四百四条第一項第五号第七号ニ該当スルモノニシテ此ノ点ニ於テモ原审判決ハ破毀ヲ免レサルモノナリ又同裁判長ノ説示中放火犯ハ五ヶ年以上ノ懲役ナレトモ未遂ノ場合ハ其ノ半分ニ減輕スルヲ得ヘク尚酌量スヘキ情状アレハ更ニ半分ノ刑期ニ減輕シ得ヘキ旨ヲ述ヘ恰モ仮ニ有罪ノ答申ヲ為シテモ一年二三ヶ月ノ短期ノ刑ヲ科スルモノノ如ク陪審員ヲ誤信セシムルカ如キ句調ヲ以テ説示ヲ為シタルハ陪審法第四百四条第一項第七号ニ違背スルモノニシテ破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ

【判決理由】裁判長カ陪審ニ対シ説示ヲ為スニ方リ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルヲ得サルコトハ陪審法第七十七条ノ明定スルトコロナリト雖其ノ証拠ノ信否ニ関シ自己ノ意見ヲ表示セサル限り陪審ヲシテ事実ノ答申ヲ誤ラサラシムル為必要ナリト認ムル場合ニハ陪審ニ対シ自白ノ価値ニ付法律ノ一般的説明ヲ為スモ其ノ説示ヲ違法ナラシムルモノニ非ス原审公判調書ヲ査閲スルニ其ノ自白ニ関スル所論説示ノ趣旨ハ弁護人カ刑事訴訟法第三百四十六条ヲ引用シ自白ノ価値ハ至ツテ輕キモノナルコトヲ弁論シタルニ対シ裁判長ハ陪審ヲシテ公平ナル判断ノ下ニ事実ノ答申ヲ誤ラサラシムル必要上自白ノ価値ニ関シ法律ノ一般的説明ヲ為シタルニ外ナラスト解スヘク其ノ間特ニ本件ニ於ケル被告人ノ自白ノ重キ価値アルコトヲ殊更強調シ其ノ信否ヲ批判シテ不当ノ説明ヲ試ミタリト認ムヘキ廉アルヲ發見セス從テ固ヨリ右説示ヲ目シテ所論ノ如ク証拠ノ信否ニ付意見ヲ表示シタルモノト云フヲ得サルナリ又裁判長ハ被告事件ニ付法規ニ基ク証拠調ヲ為シ且説示ニ方リ犯罪ノ構成ニ関シ証拠ノ要領ヲ説明スルカ故ニ陪審員ハ之ニ依リテ自ラ適法ナル証拠ノ範

囲ヲ諒解シ得ヘク裁判長カ問題トナリタル自白ノ法律上ノ価値ニ付前叙ノ如キ説明ヲ試ミタレハトテ殊更陪審法第七十一条乃至第七十七条ニ付論及スルヲ要セサルナリ又陪審法第七十七条ニハ刑及刑ノ量定ニ関シ説示ヲ為スヘキ旨ノ定ナシト雖裁判長カ陪審ヲシテ事実ノ答申ヲ誤ラシメサル為必要アリトスル場合ニハ罪責ノ有無ニ関シ其ノ意見ヲ表示セサル限り陪審ニ対シ刑又ハ刑ノ量定ニ関スル法規ノ説明ヲ為スコトハ法ノ敢テ禁スルトコロニ非スト解スルヲ相当トス原审公判調書ノ記載ニ依レハ裁判長ハ説示ニ際シ必要上放火罪ノ刑其ノ未遂減輕及酌量減輕等ノ場合則チ刑及刑ノ量定ニ関シ法律ノ一般的説明ヲ為シタルニ過キサルコトヲ認メ得ヘク之ヲ以テ直ニ陪審員ヲシテ有罪ノ答申ヲ為スモ裁判所ハ被告人ニ対シ一年余ノ短期刑ヲ科スルモノノ如ク誤信セシメタリトハ断シ難ク記録ヲ精査スルモシカク誤信セシムルカ如キ句調ヲ以テ説示ヲ敢テシタル形跡ノ見ルヘキモノナケレハ右ハ素ヨリ所論ノ如ク陪審法第四百四条第一項第七号ニ該当スルモノニ非ス論旨理由ナシ

第四点原审裁判長ハ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示シタリ其ノ一ハ原审裁判長ノ説示中被告人ニ不利益ナル証拠トシテ挙げケタル中ニ「又IGきぬノ予審廷ニ於ケル同月十四日ノ夜被告人ノ来リタルハ翌十五日午前二時頃ニシテ帰リタルハ午前四時頃ナリトノ供述（記録第五七〇丁）ト説示セリ然ルニ右IGきぬハ司法警察官予審判事公判裁判所ニ対スル供述ハ終始一貫シテ「被告人ハ当日午前二時頃証人宅ニ来リ同日午前四時頃証人宅ヲ立去リタル旨ヲ述ヘ少シモ變更セス斯ル場合ハ陪審法第七十一条及同第七十三条ニ依リ公判裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限証拠トスヘク同証人ノ予審記録ハ証拠トナスヘカラサルモノナリ然ルニ原审裁判長ハ右IGノ記録ヲ証拠トシテ説示セリ故ニ右裁判長ノ説示ハ陪審法第七十一条及同第七十三条及第七十五条第四百四条第一項第六号ニ違

背スルモノニシテ破毀ヲ免レス其ノ二原審裁判長説示中被告人ニ不利益ナル点ノ五トシテ「被告人ハ昭和七年三月二十五日八戸支部ニテ有罪ノ予審決定ヲ受ケ其ノ決定後ナル三月二十九日父嘉七ニ対シテ書面ヲ差出シテ居ル其ノ書面中ニ悪イコトカ二度ト出来ナイモノト覚悟シタト云フコトカ書イテアルコトハ刑務所ヨリ押収シタ通信表ニ其ノ旨ノ記載アリ（記録第五七一丁第五七二丁）ト述ヘ又同説示ノ終リニ於テ「書面カ当公廷ニ表ハレナイノハ遺憾トスル之二付テ被告人ハ當時父ニ手紙ヲ出シタ云々」ト述ヘ以テ右手紙及刑務所通信表ヲ証拠トシテ説示セリ然レトモ右手紙ハ陪審法第七十二条ニ依リ証拠トスヘカラサルハ勿論ナリ又右刑務所通信表モ「押収調書ヲ補充スル書類」ニ非サル限証拠トスヘカラス然ルニ右裁判長ハ其ノ旨ノ説示ナク単ニ証拠書類トシテ漠然説示スルモノナルカ故ニ右裁判長ノ説示ハ陪審法第七十二条同第四百四条第一項第六号ニ違背スルモノナリ仮ニ同号ニ該当セストスレハ同第四百四条第一項第七号ニ違背スルコト明白ナリ原審判決ハ此ノ点ニ於テモ到底破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ陪審手續ニ於テハ証拠ハ予審判事ノ作りタル訊問調書中証人ノ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ等特別ノ定アル場合ヲ除クノ外ハ裁判所ノ直接ニ調べタルモノニ限ルコトハ陪審法第七十一条以下ノ定ムルトコロナリ從テ公判ニ於ケル供述ト予審ニ於ケル供述ト異ラサルトキハ前者ハ之ヲ証拠ト為スヘク後者ハ之ヲ証拠ト為シ得サルコトハ所論ノ如シト雖被告人カIGきぬ方ヘ来リタル時及同家ヲ去リタル時ニ付証人IGきぬノ予審ニ於ケル供述ト公判ニ於ケル供述トヲ記録ニ依リ対比スルトキハ前者ニ於テハ証人方時計ニテ午前二時頃来リ同四時頃歸リタリ但多少時計ハ進ミ加減ナル旨供述シ後者ニ於テハ自分方時計ニテ午前二時頃来リ同四時頃歸リタリ但時計ハ三十分位進ミ居レル旨供述シアリテ予審ノ供述ハ公判ニ於テ変更セラレ

タルコト明ナリ而シテ被告人カKS飲食店ヲ出テIGきぬ方ニ来リタル時刻關係ハ本件ニ於ケル被告人ノ罪責ニ重要ナル關係ヲ有スルコト記録上明ナルカ故ニ右公判ニ於ケル予審ノ供述ノ変更ハ正ニ重要ナル供述部分ノ變更ニ属スト云フヘク從テ予審判事ノIGきぬニ対スル証人訊問調書中ノ右供述部分ハ陪審法第七十三条第二号ニ該当シ適法ノ証拠タリ得ルモノトス然レハ原審裁判長カIG証人ノ予審訊問調書中ノ右供述ヲ証拠トシテ説示シタルハ正当ニシテ所論ノ如ク陪審法第七十一条第七十三条第七十五条違背ニシテ同法第四百四条第一項第六号ニ該当スルモノニ非ス、次ニ原審公判調書中説示ノ部被告人ニ不利益ナル点ノ五ヲ査閱スルニ押収ニ係ル刑務所ノ通信表ニハ被告人カ昭和七年三月二十五日八戸支部ニテ有罪ノ予審決定ヲ受ケ其ノ決定後タル三月二十九日父嘉七ニ対シテ書面ヲ差出シ居リ其ノ書面中ニ悪イコトハ二度ト出来ナイコトヲ覚悟シタル旨ノ記載アリ証人看守部長中村力藏ハ被告人ハ右ノ如キ書面ヲ発信シタルニ相違ナシトノ供述ヲ為シ居レルモ只書面カ当公廷ニ表レナイノヲ遺憾トスル之二付テ被告人ハ當時父ニ手紙ヲ出シタカ如何ナルコトヲ書キタルカ覺ナシト述ヘ云々トアリ之ニ依レハ裁判長ハ押収ニ係ル右通信表ヲ証拠トシテ説示シタルモ所論ノ如ク右手紙其ノ物ヲ証拠トシテ説示シタルニ非サルコト明白ナリ而シテ右通信表ノ如キ文書ハ当該事件ニ関シ特ニ作成セラレタルモノニ非サル所謂証拠物ニ該当シ裁判長ハ之ヲ被告人ニ示シテ証拠調ヲ為シタルコト記録ニ徴シ明ナルカ故ニ陪審手續上之ヲ証拠トシテ説示スルニ於テ何等支障アルコトナシ之ヲ証拠書類トシテ説示アリタリト速断シ陪審法第七十二条ニ違背シ同法第四百四条第一項第六号若ハ同条項第七号ニ該当スト為スハ該ラス論旨理由ナシ

同第五点原審裁判長ノ問書ハ法律上違背ナリ陪審法第七十九条ニ依レハ裁判長ノ問ハ主問

ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘキモノタリ然ルニ原審裁判長ノ問書ハ「被告人ハ昭和七年一月十五日午前一時半青森県□□町大字□□町□□番地所在ノ雜貨及果物商K T 吉太郎方住家ヲ燒燬スル目的ヲ以テ同家軒下ニ積ミ置キタル木炭在中ノ俵ニ放火シタルモ他人ニ發見消止メラレタルモノナリヤ」ト記載セリ右問書ノ中後段ノ文言即チ「他人ニ發見消止メラレタルタメ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ」ノ問ニ對シテハ必ス然リト答ヘサルヘカラサル既定ノ事實ナリ故ニ右問書ハ陪審員カ被告人カ放火シタルモノニ非サル旨ヲ答ヘントスルモ「然ラス」ト答フルコト能ハサル文言ヲ作成シタルモノナリ然モ右問書ノ前段ニ於テ「K T 吉太郎方住家ヲ燒燬スル目的ヲ以テ同家軒下ニ積ミ置キタル木炭在中ノ俵ニ放火シタルモ」トアリ犯罪構成事實タル被告人カ放火シタルコトカ既定ノ事實トシテ記載セリ陪審法第七十九条ニ命スル所ノ犯罪構成事實ノ有無ヲ問ヒタルモノニ非ス故ニ右問書ハ陪審法第七十九条違背ナリ且右裁判長ハ右問書ニ付陪審法第八十八条ノ要領ヲ説示セサルカ故ニ同裁判長ノ説示ハ同第八十八条及第四百四条第一項第七号違背ナリ此点ニ於テモ原審判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノナリト云フニ在レトモ裁判長ノ問ハ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ為スヘキコトハ陪審法第七十九条ノ定ムルトコロナリ記録ヲ査閱スルニ原審裁判長ノ問書ニハ被告人ハ昭和七年一月十五日午前一時半青森県□□町大字□□町□□番地所在ノ雜貨及果物商K T 吉太郎方住家ヲ燒燬スル目的ヲ以テ同家軒下ニ積ミ置キタル木炭在中俵ニ放火シタルモ他人ニ發見消止メラレタルモノナリヤトアルコトハ所論ノ如シト雖其ノ問ノ趣旨タルヤ被告人ニ未遂ニ係ル右ノ如キ放火ノ犯行アリタリヤ否ヤト云フニ外ナラサルコトハ問書ノ文言自体ニ徴シ明瞭ナルカ故ニ右問書ハ陪審員ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘ得ヘキ文言

ヲ以テ為サレタリト云フヘク所論ノ如ク犯罪構成事實タル被告人カ放火シタルコトヲ以テ既定ノ事實トシテ問書カ作成セラレタルニ非サレハ右ハ陪審法第七十九条違背ニ非サルナリ又裁判長ハ右問書ニ付陪審法第八十八条ノ規定事項ヲ説明シタルコトハ記録ニ徴シ明白ニシテ所論ノ如ク之カ説明ヲ為ササルモノニ非ス然レハ之カ説明ナキコトヲ前提トシ同法条違背ニシテ同法第四百四条第一項第七号ニ該當スト為スハ該ラス論旨理由ナシ

同第六点原審判決ハ刑ノ量定不当ナリ原審裁判長ハ其ノ説示ニ於テハ仮リニ陪審員ヨリ有罪ノ答申ヲ為スモ極メテ輕キ刑ヲ科スルモノノ如キ語句ヲ用キ陪審員ヲ誘導スルカ如キ説示ヲ為シタルニ拘ラス而シテ寧ろ檢事ハ同情アル諭告ヲ為シ三年間ノ懲役刑ヲ求刑シタルニ拘ラス原審裁判長ハ説示ノ口調ト全然反對ニ檢事ノ求刑通り三年間ノ懲役刑ヲ科シタルハ全ク陪審員ヲ「ペテン」ニカケタルカ如キ結果ニ陥リ慘酷此上ナキ科刑ト云ハサルヘカラス故ニ上告人ハ前述数点ニ於テ陳述シタル如ク本件被告人ハ無罪ナルコトヲ確信スルモノナリト雖尚原審判決ハ刑ノ量定ニ於テモ不当ニ重キコトヲ主張シテ此一点ニ於テモ到底破毀ヲ免レサルモノナリト陳述スルモノナリト云フニ在レトモ原審裁判長ハ其ノ説示ニ於テ陪審員ヨリ有罪ノ答申ヲ為スモ極メテ輕キ刑ヲ以テ被告人ニ臨ムモノノ如キ語句ヲ用ヒ陪審員ヲ誘導誤信セシムル説示ヲ為シタルニ非サルコトハ前掲上告論旨第三点ニ於テ説明スルトコロニ依リ之ヲ諒解スヘク而モ記録ヲ精査シ犯情其ノ他諸般ノ情状ヲ參酌スルモ原審ノ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルヲ認メス論旨理由ナシ

同第七点原審判決ハ擬律ノ錯誤アリ即チ原審判決ハ本件被告人ニ對シテ刑法第一百二十二条第百八条ヲ適用シタルモ本件放火シタル物件ハ木炭ニシテ家屋其ノ物ニ非ス而シテ該木炭ト家屋トノ間ニハ二尺位ノ間隔アリ仮リニ本件ノ木炭カ燃焼シタリトスルモ直ニ本件家屋カ

燃燒スヘキ状態ニハ非サルナリ故ニ本件ヲ有罪ナリト假定スルモ刑法第百十二条及第百十条ヲ適用スヘキモノナリ仍チ原審判決ハ此点ニ於テモ破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ原判示事実ニ依レハ被告人ハ判示日時頃判示K T吉太郎方東側庇軒下ニ積重ネアリタル木炭入ノ俵ニ所携ノ燐寸ヲ以テ放火シタルモ偶同所附近ヲ通行シタルFD幸一ニ発見セラレ同人及其ノ弟清等ニ消止メラレタル為僅ニ該木炭俵等ノ一部ヲ燒燬シタルノミニテ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナル旨ノ事実ヲ認メ刑法第百八条第百十二条ニ問擬シタルモノニシテ該記載方法ニ徴スルトキハ被告人ハ吉太郎方東側庇軒下ニ積重ネアリタル木炭入ノ俵ニ放火シ該木炭俵ノ燃燒ニ依リ必然本件家屋ヲ燒燬スヘキ關係ニ在ルコトヲ認メタルモノト解スヘク所論ノ如ク木炭ノ燃燒ニ依ルモ本件家屋ヲ燒燬シ得サルモノナルコトヲ認メタルニ非サレハ之ニ右法条ヲ適用シタル原判決ハ正当ニシテ擬律錯誤ノ違法アルコトナシ論旨理由ナシ

弁護人川口榮之進 葛西千代治上告趣意書第一点弁論終結後裁判長カ説示ヲ為スニ際シ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトハ法律ノ嚴禁スル所ナリ從テ苟モ陪審員ノ純真ナル心境ニ影響ヲ及ス危惧アル説示ノ許サレサルハ勿論説示ノ或部分ニ付テ殊更高調シ又ハ數回繰返シテ説明スル等暗黙ニ之ヲ表示スルカ如キハ法律ノ禁スルトコロナリ「武田宣英博士日本陪審法論」而シテ本件ニ於テ疑惑ノ中心トナリ弁論ノ焦点トナリタルモノハ被告人ノ云所自白ノ信否如何ノ点ニアリタルコト一件記録ニ徴シ明ナル所ナリ然ルニ原審裁判長ハ「本件ニ関スル法律上ノ論点ニ付テハ特ニ説明スヘキコトハナイノテアルカ只弁護人ハ刑事訴訟法第三百四十六条ヲ引用シ自白ノ価値ハ至ツテ輕イモノテアルト弁論サレタカ同条ノ規定カラ見テ決シテ輕イモノテハナク寧ロ重イ価値ノアルモノト思フ何トナ

レハ同条ニ区裁判所ニ於テ被告人自白シタルトキハ訴訟關係人ノ異議ナキトキニ限り他ノ証拠ヲ取調ヘサルコトヲ得ルト言フノテアツテ自白アルトキ訴訟關係人異議ナイ限り他ノ証拠ヲ取調ヘスニ之ニヨツテ判決ヲ為スコトカ出来ルノテアル而モ区裁判所ニ於テ相当重キ懲役刑ノ言渡カ出来ルノテアル又地方裁判所ハ他ノ証拠ノ取調ヲ為セハ其ノ自白タケテ証拠トシテ判断スルコトハ毫モ差支ナイコトテアル」ト説示シ即チ自白ノ価値ニ付「寧ロ重イ価値ノアルモノト思フ」ト自己ノ意見ヲ述ヘ更ニ其ノ然ル所以ニ論及シ「何トナレハ同条ニ自白アルトキ訴訟關係人異議ナイ限り他ノ証拠ヲ取調ヘスニ之ニヨツテ判決ヲ為スコトカ出来ルノテアル」ト自白ノ重要性ヲ高調シ更ニ進ンテ「而モ区裁判所ニ於テ相当重キ懲役刑ノ言渡カ出来ルノテアル又地方裁判所ハ自白タケテ証拠トシテ判断スルコトハ毫モ差支ナイコトテアル」ト飽迄自白万能的ノ觀念ヲ陪審員腦裡ニ注入シタリ而モ冒頭ニ於テ法律上ノ論点ヲ云為シタルモ結局自白ハ証拠トシテ重キ価値アルコトヲ説示シタル証拠ニ対スル意見ナルコトハ説示全体殊ニ「地方裁判所ハ自白タケテ証拠トシテ云々」トアルニ徴シ明ナル所ナリ前叙自白ノ重要性ヲ説示シタル裁判長ハ進ンテ其ノ真实性ニ付論及シ即チ「次ニ被告人ノ不利益ナ点ヲ挙クレハ一、被告人ノ警察官檢事予審判事ニ対スル自白ノ点テアルカ被告人ハ警察官及檢事ニ対シテ自白シタコトヲ當公廷テ述ヘテ居リ予審ニ於テモ第一回カラ第五回ノ最終迄自白シテ居リ之ヲ日ヲ以テスレハ昭和七年一月二十五日以来三月二十二日迄約二ヶ月ニ亙リ詳細ニ放火ノ動機方法等ヲ自白シテ居ルコロニ公判準備訊問後其ノ自白ヲ取消シタノテアル而シテ其ノ取消シタ理由ハ警察官カラ僅少ナ被害テアルカラ放火シタト言ヘハ許サレルシ若シ不正直ナコトヲ言ヘハ牛馬ノ如ク取扱フト言ハレタノテ許サレテ家ニ歸リタイ為心ナラスモ出鱈目ヲ言フタト述ヘテ居ル其ノ弁解ハ真

実テアルカトウカ被告人ノ公判廷ニ於テノ態度及弁解ト被告人ノ教育境遇等ヲ考慮セラレタイ警察官トシテ本件ノ取調ヲ為シタル警部補安田谷次郎カ当公廷ニ於テ左様ナ無理ナコトハ絶対ニ言ハナイト述ヘ尚同証人ハ被告人カ本件犯行ヲ自白シタル際自分ハ今二十七年テアルカ三年間ノ処分ヲ受ケテモ六十年迄生キルトスレハ後半生三十年間立派ニナリ前三十年ノ失敗ヲ償フ旨述ヘタリトノ供述」ト説明シ今ノ証拠説示ニ比シ格段ノ精細サト多言トヲ費シ居リテ殊ニ「其ノ弁解ハ真実テアルカトウカ被告人ノ公判廷ニ於テノ態度及弁解ト被告人ノ教育境遇等ヲ考慮セラレタイ」ト附陳シタリ之犯人ノ情状ニ関スル事項ニシテ陪審員ノ心証ヲ左右セシムル惧アル為説示中ニ加フルヲ固ク禁セラレタル事項タルノミナラス又実ニ之ニ引続ケル「警察官トシテ本件ノ取調云々」ナル被告人ノ弁解否定ノ証拠説示ノ伏線ヲ為セルノ觀アリ更ニ又其ノ説示中「次ニ証拠ト云フモノハ一ツ一ツカラ觀テ直接或事実ヲ認め得ナイトシテモ全体ヲ綜合考覈シテ犯罪ヲ認定スルコトハ差支ナイノテアル本件ニ於テ被告人カ公訴事実ノ様ナ犯罪カアルトスレハ刑法第八條ノ放火未遂罪ニ問ハレルノテアルカ放火罪ハ死刑無期懲役或ハ五年以上ノ懲役ト規定セラレテ居ルカ未遂減輕ヲスルコトカ出来ルカラ若シ減輕スレハ短期二年六月迄減輕スルコトカ出来尚酌量ノ情状アリト認めレハ更ニ其ノ半分迄減輕スルコトカ出来ルノテアル」トノ説示ハ其ノ程度ヲ超ヘ予断ニ互リタル嫌アルモノニシテ陪審員ノ心証ニ影響ヲ与フヘキコト看取スルニ難カラス即チ暗黙裡ニ自己ノ意思ヲ表示シタルカ誘導的説示ニシテ違法ノ説示ト云ハサルヘカラス畢竟原裁判長ノ説示ハ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルモノタルハ勿論法ノ許シタル説示ノ範圍ヲ超ヘタル違法アルヲ免レス併テ亦自白ノ点ニ関スル説示ヲ殊更高調シ精細ニ説明シタルハ暗黙ニ其ノ意見ヲ表示シタルモノト云フヘク結局破毀ヲ免レサルモノト云フニ在レトモ

ルモノト云フニ在レトモ

【判決理由】原審公判調書中説示ノ部ヲ査閱スルニ其ノ自白ニ関スル説示ノ趣旨ハ弁護人カ刑事訴訟法第三百四十六條ヲ引用シ自白ノ価値ハ至ツテ輕キモノナルコトヲ弁論シタルニ対シ裁判長ハ自白ノ法律上ノ価値ヲ詳述シ更ニ証拠トシテノ自白ノ具体的説明ヲ為シ公判準備訊問後其ノ自白カ取消サレタル事実ヲ告ケ該自白ノ信否ニ付テハ被告人ノ公判廷ニ於ケル態度及弁解ト被告人ノ教育境遇等ヲ考慮アリタキ旨ヲ陪審員ニ告ケタルコトヲ看取シ得ヘシ而シテ裁判長カ説示スルニ方リ被告人ノ予審等ニ於ケル自白ト公判準備訊問後ニ於ケル之カ反対ノ供述トノ取捨判断ノ資料トシテ被告人ノ公廷ニ於ケル態度及弁解被告人ノ教育境遇等ヲ参酌スルコトヲ陪審員ニ告ケルハ畢竟陪審員ヲシテ自白ノ信否ニ関シ公正ナル判断ヲ為サシメ延イテ事実ノ答申ヲ誤ラサラシムル必要上之ニ適當ナル注意ヲ与ヘタルモノトト解スヘク斯カル注意ヲ与フルコトハ法ノ禁スルコトコトニ非サルカ故ニ之ヲ以テ違法ノ説示ナリト為ス論旨ハ正當ナラス又裁判長カ其ノ説示ニ於テ犯罪事実ノ存在ヲ仮定シテ放火罪ノ刑及刑ノ量定ニ関シ法律ノ一般的説明ヲ為スモ法ノ禁スルコトコトニ非サルコトハ弁護人間山淺市上告趣意書第三点ニ於テ叙説シタルトコロニ依リ之ヲ諒解スヘク其ノ他縷々論議スルトコロアルモ記録ヲ精査スルニ原審裁判長ノ説示ハ所論ノ如ク証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ明示黙示ニ意見ヲ表示シタルモノニ非サルナリ論旨理由ナシ

同第二点裁判長ノ陪審ニ対スル説示ハ犯罪ノ構成ニ関シテ必要ナル法律上ノ論点及問題トナルヘキ事実並右事実ニ関スル証拠ノ要領ニ限ラルヘキコトハ陪審法第七十七條ノ解釈上洵ニ明ナル所ナリサレハ裁判長ノ説示ニハ犯罪ノ構成要素以外ノ事実ヲ之ニ加フルヲ得サルモノトト解スヘク從テ犯罪ノ成否ニ關係ナキ犯人ノ情状ニ関スル事項ノ如キハ説示ノ中ニ

加フヘカラサルコト同法ノ法意ニ照ラシ疑ナキ所ナリ何トナレハ陪審ノ評議ニ付答申ヲ得ル迄ハ猥リニ被告人ノ性質素行環境及経歴等ヲ説示シ陪審員ヲシテ心証ヲ左右セシムヘキコトハ固ク禁止スヘキコト敢テ説明ヲ要セサレハナリ而シテコハ夙ニ御院判例ノ示ス所ナリ「御院昭和五年(礼)第一七三号同年四月二十三日刑三部」然ルニ原審裁判長ノ説示ヲ見ルニ「……約二ヶ月ニ互リ詳細ニ放火ノ動機方法等ヲ自白シテ居ル然ルニ公判準備訊問後其ノ自白ヲ取消シタ理由ハ警察官カラ僅少ナ被害テアルカラ放火シタト言ヘハ許サレルシ若シ不正直ナコトヲ言ヘハ牛馬ノ如ク取扱フト言ハレタノテ許サレテ家ニ歸リタイ為心ナラスモ出鱈目ヲ言フタト述ヘテ居ル其ノ弁解ハ真実テアルカトウカ被告人ノ公判廷ニ於テノ態度及弁解ト被告人ノ教育境遇等ヲ考慮セラレタイ」トノ説示及ヒ前陳「本件ニ於テハ刑法第八條ノ放火未遂罪ニ問ハレルノテアルカ放火罪ハ死刑無期懲役或ハ五年以上ノ懲役ト規定セラレテ居ルカ未遂減輕ヲスルコトカ出来ルカラ若シ減輕スレハ短期二年六月迄減輕スルコトカ出来尚酌量ノ情状アリト認メレハ更ニ其ノ半分迄減輕スルコトカ出来ルノテアル」トノ説示ハ共ニ之犯罪ノ成否ニ關係ナキ犯人ノ情状及量刑ニ關スル事項ヲ説示シタルモノニシテ違法ノ説示タルヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ裁判長カ陪審ニ對シ説示スルニ方リ被告人ノ予審等ニ於ケル自白ト公判準備訊問後ニ於ケル之カ反對ノ供述トノ取捨判断ノ資料トシテ被告人ノ教育境遇並公判廷ニ條於ケル態度及弁解等ヲ參酌スルコトヲ陪審員ニ告クルコトト違法ナラサルコト並其ノ説示ニ於テ犯罪事實ノ存在ヲ仮定シテ法律所定ノ刑及量刑ニ關スル説明ヲ為スモ違法ニ非サルコトハ孰レモ前示第一点ニ於テ叙説スルトコロニ依リ之ヲ諒解スヘク本件説示ノ趣旨畢竟右ノ範圍ニ出テサルコトハ記録ニ徴シ明ナルヲ以テ該説示ニ所論ノ如キ違法アルコトナシ論旨理由ナシ

同第三点原審裁判長説示中「被告人ハ昭和七年三月二十五日八戸支部ニテ有罪ノ予審決定ヲ受ケ其ノ決定後ナル三月二十九日父嘉七ニ對シテ書面ヲ差出シテ居ル其ノ書面中ニ……：唯書面力当公廷ニ表ハレナイノハ遺憾トスル……」(被告人ノ不利益ノ証拠説示ノ五)トノ記載アリテ右期日ニ被告人カ父嘉七ニ對シテ書面ヲ差出シタル事實ハ有之カ如ク説示シ居ルモ右事實ノ有無カ疑問ニ属スルコトハ被告人ノ陳述及加藤嘉七ノ証言ニヨリ明ナル所ナリ然ルニ其ノ事實アルカ如ク説示シタル原審裁判長ノ説示ハ証拠ノ信否若ハ罪責ノ有無ニ關シ意見ヲ表示シタルモノタルハ勿論説示ノ其ノ範圍ヲ超越シタル違法アルモノト信ス然ラストスルモ少クモ純真ナル陪審員ノ心証ヲ誤ラシムル惧十分ナル説示ニシテ而モ亦暗黙ノ意見ヲ藏スルコト蔽フヘカラス違法ナリト云フニ在レトモ原審公判調書中説示ノ部ヲ査閲スルニ押収ニ係ル刑務所ノ通信表ニハ被告人カ昭和七年三月廿五日八戸支部ヨリ有罪ノ予審決定ヲ受ケ其ノ決定後タル三月廿九日父嘉七ニ對シテ書面ヲ差出シ居リ其ノ書面中ニ悪イコトハ二度ト出来ナイコトヲ覚悟シタル旨ノ記載アリ云々唯書面力当公廷ニ表ハレナイノハ遺憾トスル云々トアリ之ニ依レハ通信表ニ右ノ如キ書面力被告人ニ依リテ差出サレタル趣旨ノ記載アルコトヲ説明シタルニ止リ所論ノ如ク被告人ニ依リテ書面力差出サレタリトノ事實ノ存在ヲ説示シタルニ非ス証拠物タル右通信表ニ依リテ右ノ書面差出事実ヲ認ムヘキヤ否ヤハ専ラ陪審員ノ心証如何ニ係ラシメタルモノトス從テ該説示ヲ以テ明示又ハ黙示ニ証拠ノ信否若ハ罪責ノ有無ニ關シ意見ヲ表示シタリト云フヲ得ス論旨理由ナシ同第四点陪審法第六十條ハ陪審構成ノ手續ハ之ヲ公行セスト規定セリ而シテ同法第六十九條ノ陪審員ノ心得諭告竝宣誓ハ共ニ構成手續ニ属シ公開スヘカラサル所ノモノナリ「溝淵

孝雄氏陪審法釈義」然ルニ原審ハ同条ノ心得諭告竝宣誓ヲ共ニ公開シタル法廷ニ於テ公行シタルコト記録上明白ナリ從テ陪審構成手續ニ違法アルモノト言フヘク破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ

【判決理由】陪審法第六十条乃至第六十八条ハ陪審構成ノ手續ニ関スル規定ニシテ右手続了リタル後ニ於テ同法第六十九条所定ノ陪審員ノ心得諭告竝宣誓ノ手續ヲ行フモノニシテ之ハ陪審手續ニ依ル公判手續ニ属スルモノナリ而シテ陪審構成手續ハ不公開ニテ行ハルモ右公判手續ハ公開ノ下ニ行ハルコトヲ要ス然レハ原審裁判長カ陪審員ノ心得諭告並宣誓手續ヲ公開法廷ニ於テ行ヒタルハ正当ニシテ論旨ハ理由ナシ、右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事佐々波與佐次郎関与

昭和七年十月六日

大審院第一刑事部

裁判長判事 泉二 新熊

判事 日高要次郎

判事 三宅正太郎

判事 杉浦 忠雄

判事 植月 愛明

六 新聞報道に見る陪審公判

1 司法省陪審宣伝並各地法況——「法律新報」による報道——

陪審法が、昭和三（一九二八）年一〇月から実施されるに当たり、法律新報社は、司法省による最後の陪審宣伝と行動を共にして、全国に特派員を派遣した。こゝでは、その特派員により報告された「司法省陪審宣伝講演並各地法況」の記録を収録した。

（注）広島控訴院管内および大阪控訴院管内においては、各地の新聞記事を檢索して、陪審法施行に先立って行われた司法省による陪審法の実施に関する宣伝活動、陪審法の解説、陪審法廷の構造、陪審模擬裁判、昭和三年一〇月一日の司法記念日に天皇が大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸した状況、司法大臣、大審院長などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事、ならびに陪審法施行後の陪審法実施状況に関する報道なども収録していた。そして、「法律新報」に連載された「司法省陪審宣伝並各地法況」も紹介した。

ところが、東京控訴院管内においては、東京において展開された陪審法施行の準備から施行停止に至るまでの間の陪審法の実施状況や陪審法の改廃などに関する新聞記事は、その目録を収録するに止めた。これは、各地の準備状況については、膨大な新聞報道を檢索・収集・電磁ファイル化する余裕が無かつたからである。また、東京控訴院管内の「司法省陪審宣伝並各地法況」も、大量なので紹介できなかつた。

なお、法律新報社は、長崎控訴院管内の「司法省陪審宣伝並各地法況」については、特派員を派遣しなかつた。しかし、名古屋控訴院管内、宮城控訴院管内および札幌控訴院管内においては、「司法省陪審宣伝並各地法況」が、「法律新報」に連載されたので紹介することにした。

① 「法律新報」昭和3年6月25日

宮城控訴院管内

第三班 安東特派員

宮城控訴院管内に於ける陪審講演会は、六月二日郡山市、四日若松市、六日福島市、八日仙台市、九日古川市、十日一関町、十一日盛岡市、十三日八戸市、十四日青森市、十五日弘前市、十七日秋田市、十九日大曲町、廿日横手町、廿一日酒田町、廿三日山形市、廿五日米沢市の順序で挙行された。各地講演会の概況は左の通りである。

△郡山の概況

郡山市に於ける陪審講演会は二日同市公会堂に於て午後七時から挙行された。弁護士山田一郎氏先づ開会の辞を述べ、次に宮城控訴院判事鹿島鶴之助氏は「陪審員としての心得」と題して露国文豪トルストイ氏の名著「復活」中の陪審員評議の光景を引合ひに、極めて平易に陪審法の特徴を述べ、陪審の弊害に就て陪審員に適切なる警告を發し、聴衆に多大の感動を与へて後映写に移り午後十時散会したが、当夜は折柄の暴風雨にも拘らず聴衆は千五百有余名の多きを算し、陪審員候補者も附近の者殆ど全部の出席を見最も静粛に真面目に傾聴したのは嬉しかった。

△若松の概況

若松市に於ける講演会は四日午後七時より同市代用小学校に於て開かれた、講師鹿島判事は郡山市に於けると略ぼ同趣旨の講演を為し映写に移つたが、聴衆は千五百名以上を注せられ郡山市に劣らぬ盛況を見た。

△福島市の概況

福島市の講演会は福島地方裁判所、同検事局、福島弁護士会、福島市役所主催の下に六日午後七時より同市公会堂に於て挙行された。定刻前より聴衆の詰め懸くる者引きも切らず、さしにも広き公会堂も瞬く間に満員の盛況を呈し、尚門前には堵を為して五六百名の

聴衆は空しく帰る者、或は窓外より覗く者等黒山を築くの盛況であつた。聽て定刻に至るや弁護士北川次男氏開会の辞を述べ、次に講師鹿島控訴院判事は「陪審員としての心得」なる題下に「陪審法は大正十二年四月の發布に係り、本年十月から愈々実施せられるのであるが、其間約五ヶ年間据置になつてゐた。現行の民法といひ刑法と云ひ其法律發布から実施迄に何れも僅々二ヶ年位の据置期間があつたに過ぎないのに、何故に陪審法が五ヶ年といふ比較的永い歳月間据置されたかといへば、それは陪審法が特に重大な法律であるといふ理由に帰するのである。尤も陪審法は単に刑事裁判の手續を規定したもので其条文の如きも僅か百四ヶ条に過ぎず刑法民法の如く直接諸君の生命、財産に影響を及ぼす種類の法律ではないが、其關係するところは我国刑政の安危に関する重大な法律であるから、政府に於ても特に慎重の態度を採つて、各方面の準備に万遺憾なからしめんとの用意から、斯く据置期間を永めたのである」として陪審法の頗る重大な法律であることを力説し次に「人間は決して正しい者ばかりではない。毎日の新聞に殺人、窃盜、放火、詐欺などの記事が見へないことはないが恚うした悪い事をした者は皆法律に触れるのである。悪い事をした人を其俎に許して置けば、悪い事をしない善人が非常に困り、国家社会の安寧秩序は決して維持されるものではない。従つて国家は悪い事をした者を裁判して之に相當の刑罰を加へなければならぬ。裁判とは取りも直さず法律を正しく行ふことである。言ひ換へて見れば裁判は正義である。之れは英国でも仏国でも独逸でも皆一樣に言ひ慣らされて居る言葉である。日本でも正義を司る処を裁判所といふ事になつて居る。所謂司直の府といふ言葉がそれを言ひ現はして居るのである」として裁判の本質を明かにし「裁判を為すに情を加へ依怙最良をしてはならぬ、羅馬が減びたのは当時權勢ある人が法律を曲げて依怙最良の裁

判をしたことが其主為る原因をなして居る。今から約百四五十年前に仏蘭西には大革命が起つたが、それも矢張り其当時の裁判が正しく行はれなかつたから起つたのであつた。支那でも往昔韓非子といふ大聖人は「刑政紊るれば其国亡ぶ」と言つて治国上裁判の極めて大切なることを警めて居る。裁判に情義を加へ憐憫を垂れることは最も慎むべきことであつて、法廷に於る裁判官は所謂「涙を揮つて馬謖を斬る」「可愛い児には旅をさせろ」の心持で裁判をしなければならぬ。即ち事実の判断には何処迄も正とし邪を邪とするの心懸が必要である。先年或人は我々裁判官を評して化石であると言つたが、それは我々裁判官に目先の情義がないことを言つたのであらう。しかし以上述べた様に裁判官は情義や愍憐に引かされて裁判することは禁物であるから、我々は寧ろ批評語を受けて自ら誇つて居る様な次第である」として裁判の公平無私であるべき所以を高調し、次に「然らば陪審員とは如何なる仕事をするのであるか、陪審員とは十二名の者が裁判所に招集されて検事の起訴事実、証拠調、検事の論告、弁護人の弁論、裁判長の説示に傾聴して最後に当該事件の有罪無罪の評決を齎らすべき重大なる責任を有するものである。陪審員には勿論陪審員になる丈の資格がなければならぬが、しかし沢山の有資格者の中からどうして所要の十二人を選ぶかといふに、これは悉く抽籤に依つて決めることになつて居る。今日では到る処に選挙といふものが流行して居るのに、裁判所は何故に陪審員を抽籤に依て決めるのであるか、諸君は此点を不思議に思はれるかも知れないが、選挙には兎角情実といふものが起り易いのである。若し公平無私なるべき裁判に關与する陪審員に情実などが纏綿してゐては正義の発現を予期することの出来ないのは言ふ迄もない。故に陪審員も亦公平無私に行はれる抽籤の方法で之を決めることにしたのである。此点から見ても陪審員は正義の中

から生れて来た者であると言ふことが出来る。故に陪審員に正義を行つて貰ふことは決して無理な注文ではないのである」として陪審員の義務の重大なるを説き次に露国の文豪トルストイが其著「復活」の中に陪審員が依怙臆の評決をせんとしたのを大に警めた場面を引用して猛省を促し最後に「英国では陪審が最も完全に行はれて居る。昔に陪審員が正しいばかりでなく、法廷に出る証人、参考人なども決して法廷で虚言を吐く様なことは無い、之に反し我国では立派に宣誓までして置きながら平気で偽りを言ふ者が多いのは頗る遺憾に堪へない。要するに英国人の様な心懸けでなければ陪審員としての完全な働きは出来ないのである。陪審員には同情が禁物である。陪審員は只だ有罪無罪を評決すればよい、後は裁判官がやつて呉れる。元來人間は独りの時は正直であるが、多数の人が寄り集ると正義心が兎角低く下がりが易いものである。之は群集心理の作用で致し方がないとしても、陪審員が前以てよく此辺に注意して居れば多少其弊から免れることが出来る。改めて言ふ、正義と同情は別物である。愛は正義の奥底に潜んで居る愛でなければならぬ。陪審員は正義を貫く精神で事に当るの覚悟を持つて欲しいものである」として雄弁滔々聴衆に多大の感動を与へて降壇それより映画「屍は語らず」の映写に移り多大なる興味を實際智識とを与へて午後十時散会した。

難件の多い福島管内

福島地方裁判所検事正 島倉龍治氏談

福島県は面積が非常に広く、普通之を浜通り、中通り、山通りの三地方に別けて居る。従つて地方的利害關係が非常に深く、訴訟事件なども概して難件が多い。元來が政争激甚で有名な所で、其他財閥の争ひも却々あるやうである。県の予算なども八百余万円に上り

養蚕、海産物等で富の力も余程高い。福島市は東北の咽喉として日本銀行も其支店を設けて居り商業地としても東北一二を争つて居る繁華な所である。又平地方には有名な磐城炭の炭坑があつて、鉱業方面に於ても可成り殷盛を極めて居る。元とく山地が多く田地が少いから小作争議などは極めて少ない方である。労働争議は炭坑所在に時々起るが、それも性質は余り悪くない方で、一二月で大概は片付いて居る様である。

当管内の特殊な犯罪としては会津地方に於ける酒造税違反事件を挙げることが出来やう。昨年中若松支部管内だけで六十件からもあつた。原因は同地方は雪中に生活する時期が永く、おまけに山地ばかりで農作物の収穫が少いから、濁酒でも造つて暖を取るといふところから来て居るのであらう。其他の事件としては時々殺伐な犯罪が起る。殊に一家塵殺事件といふやうな恐ろしい犯罪があつて、先年などは東洞山といふ寺の住職一家の者四人が殺された事件もあつた。犯人は被害者の近い親戚の者で、強盗殺人として予審に付されたのであるが、愛知県豊橋で感化院を経営して居る青山某氏といふ奇特な人が丁度此事件を聞込み、犯罪の原因をよく調べて被告の子供の一人を感化院に引取つたので、被告は大にそれに感激して遂に第一審で罪が確定し、喜んで死に就いたのである。処が昨年の名古屋の大演習に、聖上陛下が行幸になつた際、畏れ多くも侍従を通して其子の事を御下問になつたので、青山氏から成績良好の旨を委細お答へして九重に達したといふことである。私も其子供の事に就ては当時いろく骨を折つてやつたが、斯く迄に優渥なるお思召に預つた事を聞いて実は感涙に咽んだ次第であつた。

陪審法宣伝に就ては所長と私と手分けして各地方でやつて居る。管内の警察署所在地二十九ヶ所及び到る処の小学校などで講演会を開いたが其成績は非常に良好で陪審員候補者も余程真面目に傾聴して呉れるのは非常に心強いと思つて居る。

銀行破産で忙しい福島区裁判所

福島区裁判所監督判事 矢部安男氏談

宮城控訴院管内で事件の統計を取つた結果に依ると、いつでも福島管内が一番多い事になつて居る。民刑共に事件は殖へる一方であるが、最近に於ける民事事件として殊に目立つて居るのは破産事件の多い事である。既に宣告済のものが一つ、現に審理中のものは七、八件で、其中でも多額納税議員吉野周太郎氏が頭取をして居る福島銀行破産事件などは最も注目を引いて居る。殊に吉野氏個人に対しては刑事事件も起つて居る様な次第で裁判所も可成り多忙を極めて居る。之は一般の不景氣の影響にも依るが、多くの銀行の中に内容の良くないものがあつてそれ等の銀行の破綻が延びて其他の銀行へも余波を及ぼした結果である。当区裁判所も先年迄判事二名の定員であつたが現今は一人に減ぜられ、おまけに権限縮小の爲め昨今の様に忙しい場合には非常に面食つて居る様な次第である。

刑事事件としては窃盜、賭博の類が多く、此春頃は常習賭博が可成り這入つてゐたが、近頃は幸ひに其跡を絶つた様である。小作争議は非常に尠い、前任地会津に居る時、小作法布かれた間際に大な争議が起つたが、それも調停で事なく済んだ。それ以来これといふ小作争議の起つた事はない。労働争議方面では当管内は養蚕、織物工業の盛な処で、一度は工女労働問題で悶着を起したが、それも二三ヶ月の中に円満解決を告げた。此事件では資本家側に不誠実の点があつた様である。

陪審法宣伝は前所長時代から引続き励行されて居り、戸籍吏の会合等機会ある毎に所長、検事正が講話をされて居るが其成績は極めて良好である。昨年などは当地弁護士会の主宰

で陪審模擬裁判の催もあり、俳優月岡一樹の一派を招いで仲間に入れ、弁護士、新聞記者、地方の有力者等がそれ〴〵必要の役割を勤めたが裁判所側もそれを援助して非常の好結果を収めたこともある。

福島法況概観

福島弁護士会長 湊 芳藏氏談

当地方裁判所管内の弁護士としては福島に十五人、平に十二人、若松に十一人、白河に五人、郡山に三人、都合四十六人であるが、近頃は不景気続きの為め何れも皆閑散を極めて居る。近頃は銀行破産事件が頻繁で、現に休業銀行が四つ、其他内容不正の銀行がある為め、預金者、債権者が恐慌を引起して取付を為した結果、遂に一般銀行界に其余波を及ぼしたのである。此傾向は昨年あたりから多少眼に見へてゐたのであるが、要するに之れも大正九年の不景気以来の影響が積りに積つて此不幸なる結果を招来したものである。当地方の民事々件としては繭の生産者が繭商人に懸取引をする為めに起る代金請求事件などが殊に三四年此方多い様である。織物や蚕糸の取引に付ては余り事件は起らない。刑事々件では多人数を殺傷する事件が時々現はれるが犯罪の種類としては別にこれといふ變つた特種のものはない様である。

裁判所と弁護士側との関係は極めて融和して居る。これ迄とても両者間に面倒な問題など一つとして起つたことはない。司法事務協議会は毎月第三金曜日に開催することになつて居る。其席で民事訴訟法の研究や陪審法の研究もやることになつて居るが、協議事項などもスラ〴〵と談笑の間に話が進み、知らず識らず両者の親睦融和を増して行くのは非常に嬉しいと思つて居る。陪審法宣伝は従来も裁判所と協力して講演会を七ヶ処で開き、昨

年の冬は弁護士会主宰で俳優月岡一樹一座を招じ、弁護士全体が総出で模擬裁判劇をやつた事もある。此夏には裁判官検事、弁護士、陪審員候補者に出て貰つて陪審裁判廷の実演をやることになつて居る。

所長、検事正共に至つて温厚篤実な人で、いろ〴〵と弁護士の面倒など見えて頂いて居る。現に此弁護士控室なども御覧の通り誠にゆつくりした建物に出来上つて居るが、これも陪審法廷建築と同時に、所長、検事正の好意でこれだけ十分の地積を割愛して貰つたお蔭である。此点は弁護士会として大に感謝の意を表して居る次第である云々。

②「法律新報」昭和3年7月5日

宮城控訴院管内

第三班 安東特派員

△仙台の概況

仙台の陪審講演会は八日午後七時から同市公会堂に於て開催、此聴衆約二千五百名、遠がに広き公会堂も満員鮎詰の盛況を呈した。先づ山口仙台市長の開会の辞に次で宮城控訴院判事鹿島鶴之助氏は「陪審員としての心得」なる題下に福島市に於けると同趣旨の講演あり、次に仙台地方裁判所検事正豊田多三郎氏は「陪審法施行に就て」と題して「陪審法の実施に就ては裁判事務に携はる吾々として実に感慨交々起るを禁じ得ないのである、陪審員が裁判に關与することは立憲の基礎を為すものであつて、民衆が裁判を消化し理解することに依て其効果が益々顕はれる。陪審裁判は理想の上から云つても法制の上から云つても実に立派な制度であつて、それは恰かも正宗の銘刀であると云ふべきである。利刃を小兒に弄ばせ気狂に授けることは危険此上もないのは云ふ迄もない。陪審法の施行は我国

司法制度の大改革であり、大進境であるには相違ないが、此制度を運用する我國民の心掛一つに依つて其成敗如何が岐れることを思ふと、我國民の責任は実に九鼎大呂より重しと謂ふべきである」とて陪審制度の根本義とそれに対する國民の重責を釈明し「陪審制度は英國に其範を取るものになつて居る。全く其通りである独逸、米國、仏國等が皆失敗の歴史を持つて居るのに、英國独り其完全の効果を發揮して居るのは、英國の國民性が之を然らしめたのであるが、然らば我日本の國民性は如何我國は古来から正義を以て立つて居る国柄である。一兵を起すにも然り、個人の交際上に於ても然り、大和魂武士道は実に正義の化身である。近来輕佻浮薄の風蔓り、識者をして世は澆季とならんとすとの杞憂を抱かして居るがしかし吾々の身中には正義の血が流れて居る。何故に我國が陪審を消化し得ざるか若し吾々が陪審に失敗したならばそれこそ祖先に対して恥かしい次第で、これと思ふと益々吾々の責任は重且大なるを感ぜなければならぬ。此信念が所謂「発しては万朶桜」となつて陪審の美果を結ばしめる所以である」とて我國民の陪審可能性を高調し次に「仏國人が陪審裁判に失敗したのは彼等が余りに感情に走り過ぎるからである。陪審裁判には感情を抑制することが最も必要である。而して裁判をして誤らしめないといふことは陪審員がそれを誤らしめないのと、國民が陪審員の判断を誤らしめないのとの二つに區別することが出来る。事実の真相を掴むといふことは陪審員が感情に走らず冷静に白紙の狀態に於て事件に臨むにあり、又國民が陪審員をして誤らしめないといふことは、國民が法廷に於て偽証を為さず常に真実を述べて陪審員の判断を正確に導くやう心掛くべきことに存す。陪審員にして此覚悟あり國民にして此心掛あれば敢て英國を羨むには及ばない、我國にも立派に陪審裁判の効果を挙げる事が出来る。陪審法の実施は今や目睫の間に迫つ

た。若し此際世界の笑を買ふやうなことがあつては我々は実に國家に対して申訳ない次第であるから、敢て弁を弄するのではなく、衷心より陪審員諸君及び國民一般の猛省を促して止まないのである」とて憂國の至誠を披瀝して降壇、それより活動写真「屍は語ず」の映写に移り午後十時半散会した。

涙ぐましい陪審員の熱心と真面目さ

宮城控訴院長 石井豊七郎氏談

控訴院としては全国何れの控訴院も民事案件は減少する傾向がある。減少率は少いが、総計数から云ふと当控訴院は東京、大阪、名古屋、長崎の次に位する。しかし古い繫属事件があるので判検事は可成り多忙を極めて居る。人口に比例すると、当控訴院は東京、名古屋に次で事件が多く、人口一万に対して三十六件の割合になつて居る。管内を通じて云ふと福島が件数に於て一番多く、盛岡が一番少い。又之を人口に比例して見ると、盛岡が一番多く、特に刑事事件が極めて多いのである。

訴訟の種類から云ふと、為替手形、約束手形事件などは極めて少い。商事調停は六大都市と取引を持つて居るところから、大阪、名古屋方面から調停申立があつて時々調停をやる。小作調停は漸次増加の傾向がある。小作に関する訴訟は現に多数あるが、前任地京都、名古屋、福岡などに比較すると其趣が全然異つて居る。一体が地主側から申立つるのだが、当管内では小作人から申立てゝ居る。而して其の事件の多数は調停委員の調停に依るよりも、寧ろ裁判所の調停で片付くのが普通である。思ふに調停法の趣旨がまだ徹底しない為め、裁判所に依る方がよいと考へて居るのであらう。小作争議に関する訴訟は現に件数に於て三百件、関係者の数から云へば六百人以上にも上つて居る。ブローカー的の者が入込

んで農民を扇動する傾向が大分見受けられるやうである。

一般に東北地方では感情の為に訴訟を続ける風がある。依て区裁判所事件では判事にも調停を勧めて居る。刑事々件では軽い怨恨又は極くツマラヌ原因から殺人罪や放火罪などが行はれる。又尊属親に対する犯罪の多いのも此地方の一特徴である。酒類密造事件は秋田が多く、税務監督局や県庁などが協力して防止策を講じた為め一時は減少した様であったが、さうした努力が緩んだ結果でもあらうが、近頃は又々殖へて来た様である。又当管内特有の犯罪として従来森林窃盗が多かつたが、之れも営林区所の防止的設備が行届いた為め、近頃になるてそれが非常に減少したんは喜ばしい減少である。

陪審法宣伝の結果は非常によい。昨年押詰つて陪審員候補者を招集して講演会をやつたが、其成績が又極めてよかつた。丁度其時所長が病氣だつたので、自分が出て講話をしたが、案内状を出した全候補者中欠席したのは僅か其一割だけで、何れも皆羽織袴を着けて時間なども正確に出頭し、熱心に聴いて呉れたのは嬉しかつた。又本年四月七日には同じく陪審員候補者を招集して陪審裁判の実地講習をやつたが、理想通り陪審員中には大学の教授や商人なども見へ、抽籤の手續を初め、検事の起訴事実陳述、証拠調、弁護士の弁論、裁判長の説示、問書、答申、陪審員の評決、裁判言渡迄の手續全部を済ませた際の如き、各陪審員の熱心さと真面目さとは見てゐても実に涙ぐましい程であつた。此陪審裁判実地演習は盛岡青森でもやつたが、何れも仙台と同じく其成績は極めて良好であつた。慙うした催しの副産物としては裁判所に対する民衆の親しみが自然に生じ、博覧会開催中地方の青年団などが裁判所視察に来たことは一再に止まらなかつた。又陪審法宣伝に付ては弁護士会、警察署、市町村役場等が協力して援助を与へらるゝのは実に感謝に堪へない。云々

陪審裁判と警察官の教養

宮城控訴院検事長 吉益俊治氏談

私は近頃赴任して来たのでまだ管内の事情にも精通してゐないから別に之れと云つてお話する程のこともない。ナニ陪審法宣伝……陪審法宣伝は管内でも大に励行して居り、其成績も非常に好いやうである。しかし陪審の模擬裁判なども宣伝の趣旨方法から云ふと極めて必要な事には相違ないが、私から云ふと陪審法実施の準備としてそれよりもまだ必要な事柄が取残されて居りはしまいかと思はれるのは警察官の教養の事である。云ふ迄もなく陪審法は今回初めて我国に行はれるのであるから、啻に警察官の教養ばかりでなく、広く云へば判事、検事、弁護士の教養も必要な訳で、これ等の教養が完全に行届いて而かも尚陪審法の成績が不結果に終つたなら、それは立法者側の責任であつて吾々の責任ではないのである。然るに判事や検事や弁護士は何れも皆立派な教育を受けた紳士であるから陪審法の実施に就てはそれ〴〵相当の抱負と準備とを持つて居るに相違ないが、只私達の心配に堪へないのは警察官に於て果して此陪審法に対する相当の理會と覚悟とが具はつて居るかどうかといふ事である。起訴は勿論検事の司る処であるが、しかし其起訴事件の根本的基礎を造るのは警察官であつて、警察官はその為めに法廷に立つて証人ともなり参考人ともならなければならぬ。此意味から云つて警察官の陪審法廷に於ける位置は非常に重大なるものになつて来ることは疑を容れぬ。陪審員の中には立派な人間も居らうが概して云へば其閱歴に於て其学殖に於て本職の裁判官より劣つて居ると見なければならぬ。従つて陪審法廷に出る証人はさういふ人々に良く判るやうに説明する必要がある。ところが今の警察官の供述の仕振りでは本職の裁判官は納得させることが出来ても素人の陪審員

を納得せしめることは出来ない。故に之を納得せしむる様に平素から極平易に判り易く而かも洩れなく事実を供述する練習をして置かなければならぬ。換言すれば調書なり、書面の作成なりといふことの外に、公判に於ける証人としての証言如何といふことも亦研究の題目に挙げなければならぬといふことになる。どちらかといふと調書の作成がうまく行かなくても此公判に於ける証言がうまく行けば宜い。之がうまく行かぬと事件の運命が危くなってくる。言葉を換へて言へば公判に於ける証言の巧拙如何に依て事件が決することになるのである。此点に於ては英国の警察官は理想的の働きをして居る。尤も英国の警察は我国の自警団の発達した様なもので、其警察官は国民の味方であり、市民の保護といふことを其職務の主眼として居るから、権力を以て人民に臨む我国の警察官とは其精神に於ても、其教養に於ても大に異なるものがあるのは云ふ迄もないが、我国に於ても陪審法が目睫の間に実施されんとする今日憊うした精神と教養とを以て陪審法廷に臨むの覚悟を警察官に鼓吹するのは最も必要の事ではあるまいか。今日の様に警察官が「陪審は裁判所の事である」など、空嘯いてゐたのでは陪審制度の前途に於て大に寒心を禁じ得ないのである。云々（文責在記者）

仙台管内法況概観

仙台地方裁判所長 淺沼彦一郎氏談

仙台は元來産業の振はないところであるが、目下産業博覧会も開催中であるから、その為め多少なり産業方面の發展に資するところあればよいと思つて居る。民事訴訟としては貸借關係から起る請求事件、手形事件などが多く、又近頃は離婚訴訟がメツキリ殖へたといふ面白くない現象を見せて居る。これは西洋かぶれの生文化風が入込んだ為め、男にも

女にも我侂勝手の思想が蔓つた結果とみるべきで、洵に慨はしい次第である。其他の民事々件としては抵当權から来る競売事件、抵当權に関する登記等が多い。これも財界の不景氣から来た影響であらうと思ふ。しかし一般に難件は少い様である

私は二月十四日に赴任して来たのでまだ管内の事情にも暗いのであるが、試みに統計に依て見れば、刑事々件としては昭和二年度に於て全管内の通常犯九百七十七件、特別犯四百八十一件といふ数を示し、此特別犯中には主として選挙法違反事件、森林窃盜事件などが大部分を占めて居る。放火事件は割合に少く全管内を通じて僅かに八件に過ぎない。又殺人事件は八件で其大部分は嬰兒殺で占め、其他は痴情關係から来たものである。又傷害事件は八十八件で酒造税違反事件は殆どないと云つてもよい。予審は支部共合して六十件内外であるから法定陪審事件も一年間四十件内外を出でまいと予想して居る。

弁護士会と裁判所側の折合は至極円満であり、両者の委員から成る司法事務協議会では時々晩飯を共にして親睦融和を計つて居る。委員は判事及検事より十三名、弁護士より十二名を出し、院長、検事長、所長、検事正、弁護士会長、同副会長は当然委員とすることになつて居る隔月第二土曜日午後二時から開会し、双方から隔意なくいろ／＼の事情を開陳して協議がスラ／＼と進捗するところは非常に嬉しい。

陪審宣伝に付ては先般も陪審候補者を招集して陪審裁判の実地演習をやつたが陪審員は其出頭時間を正確に厳守し、其答申、評決の如きも極めて成績よく、証人調に就ても説示に就ても吾々裁判所側の者に取つては非常に有益な参考となつた様な次第で、此分ならば陪審法実施に付ても大に意を強ふことが出来ると感じた。陪審法廷は目下建築中で七月一杯には完成することになつて居る。鉄筋コンクリートで可成りに立派なもの出来る

であらう。云々

……………

陪審の実施も今年の十月からと云へばモウ余すところ幾何もない。ソレと同時に之が実施準備の陪審宣伝も今や徹底的に全国の隅々まで行渡り、陪審法に対する一般国民の諒解を得るに至つたことは先づ以て為国家賀すべしと云ふの外ない仙台控訴院管内中、青森、弘前、秋田三市に於ける概況左の如くである。

第一班 黒澤特派員

△青森概況

五月十四日午後六時より青森公会堂に於て開催。流石に北海道に通ずる第一の関門だけに、文化の程度も、相当に発達して居る。会場に充てられた青森公会堂の如き却々善美を尽くして居る。先づ我社青森支局弁護士梅村大氏開会の辞を述べ「陪審法の実施と共に陪審員として司法権に行使に参与するは国民の重大なる権利であると共に重大なる国民の義務である、従て国民は陪審員として司法権の行使に参与し正義の發揚に努めなければならぬ」と激励し、次で

仙台控訴院次席検事榎田麟二氏は「陪審裁判の話」なる題下に於て陪審裁判とはどんなものか、陪審員にはどんな人がなるか、陪審ではどんな事件を裁判するか陪審員はどうして定まるか、其他陪審員の心得を詳述したる後「我国に於て陪審制度を採用したのは従来裁判が非常識であるとか間違ひが多いとか、人権蹂躪の弊があるからと云ふことでソレを矯正するが為めではない、ソレは外国の例であつて我国の事ではない、我国に於て陪審制度を採用するに至つた第一の理由は裁判は正義を基礎とし生命とする而して正義の觀念は

国民多数の意見判断に俟つのが最も適當と云はねばならぬ。従て国民の意思を裁判に反映せしめソレを入取れて裁判すると云ふのである。第二の理由は我国は立憲政体であつて国民は既に立法権行政権の行使に参与して居る。然るに未だ司法権の行使に参与して居らぬ斯の如きは立憲政体の本旨でない、於茲陪審制度を採用し、国民をして司法権の行使に参与せしむることとなつたのである。第三の理由は専門の裁判官のみが裁判するとなれば裁判が千偏一律になり具体的の事実には適合しない場合がないとは云へぬ。之即ち陪審制度を採用し、国民をして裁判に参与せしむるに至つた所以である。従て陪審員として其の任に該る人は裁判の本旨を諒解し正義に立脚して是非曲直、正邪黑白を明にしなければならぬ」云々と述べ陪審法の一般概念を明にし、最後に青森地方裁判所検事正山田正徳氏は「陪審の根本精神」なる題下に於て我々の一家が秩序を維持し平和の裡に生活し家運の隆盛を致す所以は全家族が同心協力して事に当るから其目的を達成するのである。国家もソレと同様である。国政に於ても亦国民の共力に俟たなければ社会の発達人民思想の發達を望むことが出来ぬ。立憲政治は即ち此主義を實現したものに外ならぬ。而して国家は正義を以て基礎として存立するものであつて而かも国権の行使たる立法、行政、司法の三権中司法権の行使即ち裁判は正義を基礎とし生命とするものであつて犯罪は国家人道の敵であり、正義を破壊するものである。而して国家正義の維持は国民全部の共力後援に俟たなければならぬ。ソレと同時に国民は国家人道の敵たり破壊者たる犯罪を驅除することに共力し以て正義を維持しなければならぬ。

云々と述べ講演を終り後、映画「屍は語らず」の映写に移り熱狂的歡迎裡に散会した。

△弘前概況

二十五日午後六時より同市東奥義塾に於て開催、先づ弁護士中村貞三氏の開会の辞に次で青森地方裁判所長岡崎善太氏は「陪審裁判の根本精神」なる題下に「国家並裁判は正義を以て基礎とし生命とする、従て司法権の行使に参与する陪審員も亦何処までも此の正義の觀念を基礎とし公平無私誠心誠意以て司法権の行使に参与しなければならぬ」とて陪審法の精神並陪審員の心得等を詳細に説述し引続仙台控訴院次席検事榎田麟二氏の「陪審裁判の話」の講演があり、終つて「屍は語らず」の映写に移り大々の歓迎裡に散会した。

△秋田概況

二十七日午後一時より秋田劇場に於て開催。秋田地方裁判所部長中島十藏氏の開会の辞に次で弁護士大島重明氏の「陪審裁判とはどんなものか」なる題下に陪審裁判の組織、陪審に付すべき事件、我国陪審裁判の特質、陪審員の職責等に関する詳細の講演並仙台控訴院次席検事榎田麟二氏の「陪審裁判の話」の講演があり後「屍は語らず」の映写に移り拍手喝采如湧大歓迎裡に閉会した。

青森管内司法概観

青森地方裁判所長 岡崎善太郎氏談

刑事は減つて居る。亦社会の耳目を惹くものは他に比較すると尠い。偶に突発するやうなこともあるが極めて尠ない結局人間が悪くないからだと思ふ。先づ純朴と云ふ方だらう。他に比較すると傷害事件が少し多いそれと失火、家宅侵入が比較的多い、傷害の多いのは北海道へ出稼するものが年六万人位ある、それが北海道で漁場へ出る、さうして金を持つて帰つて来る。従て気が荒くなつて居るのに酒を飲む、ソレが原因だと思ふ。それから未成年者の犯罪が多い。ソレは家の中堅が出稼して婦人許りが居残る。ソレで

子供が野放しになる。ソレが大きな原因である。傷害窃盗火遊び等の少年犯が多いのは其の爲めである。此点は刑事政策上大に考慮せねばならぬことと思ふ。

失火の多いのは結局寒いので分量を多く焚き且つ粗末にするからである。亦家宅侵入の多いのは雪が降るので遊ぶことが尠い為めだらうと思ふ。しかし其の割合に墮胎嬰兒殺等は多くない。民事は年々増加する余り複雑な事件がない。実は古い事件が多少残つて居たが、モウ大体は片付いた。和解は当事者の爲めにも宜からうと云ふことで自分も亦各判事も皆和解に努めて居るが、相当成績が挙つて居る。殊に少額の事件は可成和解を奨めて居るが、結果が宜い。

此処は文化が遅れて居る。従て商事争議、小作争議、労働争議は稀にしかない。昨年辺から小作争議の事件が仮処分、土地明渡、小作料減額請求の訴訟等となつて現はれて来た。小作調停法は未だ行はれて居ない。ソレは事件がなかつたからである。しかし実施されて居ないが、其の精神で出来るだけやつて居る。成績が上り、納まりが宜い。

土地の人は決断力が乏しい。従て事務が敏活を欠いて居る。陪審法などやつても時間を取りやしないかと思つて居る。指導に骨を折られねばなるまい。模擬裁判をやつたが、評議に随分時間がかかつた、関東方面のやうにハキ／＼行かぬが、しかし之は已むを得まい。弁護士との折合が非常に宜い。協議会は四五度開いた、年一度全管内の弁護士を集めてやる。協議会は六つかしいことは抜きにして懇談式にやつて居る。

青森管内所感

青森地方裁判所検事 宮崎正巳氏談

裁判所との間は勿論、弁護士との間が頗る円満なので気持宜しく仕事が出来。之は我

々としては誠に愉快とするところである。

所長、検事正何れも司法事務の爲め熱心に活動して居られる。殊に陪審制度の宣伝に付てあ大に努力されて居る。

刑事々々件中、重大事件として目すべきものは放火と殺傷であるが、本年は殺人事件がなく此処の裁判所だけで放火事件が三四件予審を求めたのがあつた。此処の管内は失火と放火が多い。之は寒気が強いので火に慣れるセイである。火に慣れるところから又火を粗末にする、従て失火が起る。放火の多いのは重大である事を自覚しない為め些細なことからでも放火をするやうなことがあるからである。結局人智が開けないからだと思ふ。

特種の犯罪として住居侵入が多い、之は地方人の自覚と一般の向上で段々減少しては居るが、僻陬の地では未だ此の陋習が行はれて居る。

毎年春秋二期、一回は裁判所側、一回は弁護士側が主催者となつて共同懇親会を開くことになつて居る。

此処は、北海道の関門であるだけに、市民はハキ／＼して居る。将来は東北六県中仙台に次いでの大都会となるだらうと思ふ。

青森管内雑感

弁護士 寺井俊夫氏談

此処は事件は尠い。支部の事件は寧ろ弘前八戸の方が多い。刑事々々件殊に予審を経る事件などは極めて尠い。従て陪審事件などはあるとしても極めて尠ないだらう。

此処は裁判所と弁護士との間は極めて円満であつて協議会の如きは頗る穩かに行はれて居る。裁判所と弁護士会共同で陪審の模擬裁判もやつたが、之は判検事、書記も弁護士も

各々皆本職許りでやり、又証人には弁護士がなつた。

素と森林窃盜は随分あつたが今は全くない又酒の密造事件も以前は可なりあつたが之も亦今は殆どなくなつた。特殊の事件などは全くないと云つて宜い。民事では入会権の訴訟が可なりあつたが、之も今は皆片付いて仕舞つた。

青森管内でも南部地方は人間が純朴且つ温和であるが反之津軽地方は気が荒く押が強い。南部藩が津軽藩と秋田藩との大藩の間に介在し兩藩から圧迫されて居たので自然万事が消極的だつた結果、今尚ソレが影響して居る為めだらうと思ふ。津軽藩では尚武の気性を奨励した、今も尚ほ七夕には喧嘩しなければ納らぬと云ふところがある。

青森は北海道の関門だけに北海道の海産物の取次所となつて居るから大きな海産商が居る。運賃許りでも独りで何百万円払つて居るものが却々ある。将来は大に發展すると思ふ。

秋田管内司法雑観

弁護士 大島重明氏談

此処は理屈ボーイものが多い。そかし法律思想としては研究的態度のものは余りない。民事も刑事も比較的多い。亦事件も複雑して居る。

刑事々々件では放火、殺人が比較的多い。殺人には尊属親に対するやうなものもある。又放火には振舞酒が欲しさにやるものもある。

特種の犯罪としては酒造税法違反事件の多いことで全国酒造税法違反事件総数の四分の一を占めて居る。之は古来からの因習である。

長所美点と云へば服従心が強く命じられたことは何処までもやり遂げなければ置かぬと云ふ風がある。此の点は十七聯隊の行動が能く証明して居る。寡言で口数は利かぬが一旦

斯うと決心すると猛然として決行し水火も辞せざるの慨がある。要するに決行力に富んで居る。

市民は皆相当の資産を持つて居る。之は失敗した者は北海道と云ふ逃げ場所があるので自然失敗者は此の土地に居ないからである。

小作争議や労働争議は尠い。智識と学問があつて経済上不平のある者が、偶々争議を起す位のものである。

③「法律新報」昭和3年7月15日

宮城控訴院管内

第三班 安東特派員

盛岡地方裁判所管内概況

盛岡地方裁判所 生津和太郎氏談

岩手県は厩大な面積を包含し岩手郡だけで優に佐賀地方裁判所全管内に匹敵する広さがある程で随分交通も不便であるから登記所増設問題も起つて居る様な次第である。管内は民刑共事件は増加する一方で、特に刑事などは五六掛位は増加の趨勢を示して居る。選挙違反は全国一と云はれる程多く、目下百人以上連座の事件が四件も裁判所に繫属して居るので相当に忙しい思をして居る。其他の刑事事件としては放火罪、殺人罪などが多い濁酒密造は特に二戸附近が多く、近来の不景気続きや、其筋の取締の緩んだことなども此犯罪を増加せしめる原因を為したのであらう。小作争議は多少あるが大したことはない。小作調停委員などまだ設けられてはゐない。

陪審法宣伝に付ては検事正と私とで到る処に講演会を催し、又先月末には模擬裁判もや

つた。陪審員の呼出しから抽籤に依る陪審員選定、宣誓、証拠調、問書答申、説示、評決、判決言渡し迄の手續を实地に行つて見た結果は非常に好成绩であつた。陪審員は何れも皆羽織袴の端然たる服装で五六里の遠い処から集り、いろくの質問を試むるなど、全体から見て非常に真面目であるのは非常に心強い。陪審法廷も既に竣成し十月からの開廷を待つばかりになつて居る。

弁護士と裁判所との司法事務協議会も既に三四回催したが、両者の関係は実に円満平和でよく協調が取れ、協議事項などもスラ／＼と進捗するので非常に便宜を得て居る次第である云々。

選挙違反で悩まされる盛岡検事局

盛岡地方裁判所検事正 香取久吉氏談

私は盛岡へはこれで三度目の勤でやつて来た。最初は司法官試補時代、次は検事として在勤したのであるが、十数年前の盛岡と今日の盛岡とは著しい進歩の跡が見へるけれども、何分にも山嶽重畳たる中間の土地柄として文化は仙台から青森を経て函館へと汽車で通過し、却て函館から文化が当地方へ逆輸入せらるゝといふ関係になつて居るから、どうしても人智の発達は其他の地方に比し一昔は後れるといふ風である。岩手県は東西三十一里南北四十五里、面積一千万方里にして人口は僅か九十万を算するに過ぎない。おまけに鉄道の便が少いから交通の困難なことは一通りでない人情は一般に質樸敦厚ではあるが刑事事件は激増とはいへないが殖へる一方で殊に放火、殺人などは頻々として起る。而かも其原因が極めてツマラぬ点から起つて居るのも亦一般文化の程度が低い証拠として見る事が出来る。

選挙違反は頗る多い。殊に先年政友会分裂の際には当県の政争は混乱状態を呈し、其後を受けた総選挙に於て選挙違反事件は実に驚くべき多数に達した。事件に関連する人員は千人を算し、其中起訴したのが五百人で一件百二三十人関連のものが二件、四五十人関連のものが一件、三十人関連のものが三四件ある。違反は買収もあるが多くは利害問題を好餌としたもの又は運動員にあらざる者が選挙運動に携はつた者等で占めて居る。現に買収で起訴された者で居所不明の者が二人ある。各検事は殆ど不眠不休で一ヶ月半に亘り是等の事件の検挙に当つたがそれが為め顔色は皆黄色を呈し其健康状態に就ては一方ならぬ心配をしたが大したこともなく済んだのは幸であつた。検事は本庁五人、支部二人合計七人で控訴院からは井上検事が応援に來られた。

近來盛岡地方には三百が跋扈するので困まつて居る。寧ろ高利貸的のもので土地の一般の人氣が穏かなのに乗じて悪い事をするのである。文書偽造や詐欺なども懲うした手合に依て時折行はれる。小作争議の多少あるにはあるが地主が非常に警戒して居るので大したこともない。ブローカー的の者も他地方から時々やつて來るが一般に思想方面は穩かである。

陪審宣伝は所長が管内南部を受持ち私が北部を受持つてやつて居る。先日九戸郡輕米附近の戸田村といふ処へ行つたところ、陪審員候補者の中に父子二人が六里の道を羽織袴の扮装でやつて來た熱心さには驚いたが、それから二戸郡の福岡といふ処へ行くと十二里の途を二晩泊りで講演を聴きに來た者があつたには実に涙ぐましい程の嬉しさを感じた。陪審員候補者は大部分真面目でいろ／＼な質問を發したりなどして熱心に研究して居る。

米沢法況概観

米沢区裁判所判事 二階堂喜一郎氏談

当地は管内での商業地であるから手形訴訟などありさうだが一向に無い。人間は一体に正直であり、質朴ではあるが兎角和解性に乏しいといふ欠点があり、何事でも先づ一理屈捏ねなければ氣が済まぬという風である。刑事事件としては放火が比較的多く、人智進まざるが為め詐欺、横領などいふ智能的犯罪は極めて少い。当地には弁護士五名居るが何れも皆円満の人ばかりで開廷事件なども裁判所側とよく相談してウマクやつて行くので両者の間の協調がよく取れて居る。陪審法宣伝に就ては監督判事が時々地方に出張して講話をして居るが其成績は頗るよい。

刑事事件で忙しい米沢支部

米沢支部検事 松尾元吉氏談

近頃は農繁期で犯罪は少い。特種の犯罪と云つては別にないが、放火事件の多いには非常に困つて居る。原因は雪国のことゝて火を取扱ふことが多い上に、一般人の性質が陰鬱で男性的でないから、チヨツとした怨恨を根に持つて放火をやる様になるのである。例へば喧嘩口論の場合でも速ぐ「赤馬を走らせるぞ」とか「赤虫を這はせるぞ」など、暗に放火を仄めかして相手方を威かす位のことには平氣でやつて居ると云ふ有様だ。放火は東北六県に普遍的の犯罪で一年間の被害は約一千万円と見積られて居る。現に昭和二年度の統計に依れば山形管内のみで年額三百六十万円の被害になつて居る。中には保険金詐取の目的で放火する者もあるがこれは近頃二三ヶ処に見た希有の例であつて、大部分はツマラぬ怨恨關係から原因するのである。先日も七十三になる老人が貸借關係から相手方に罵倒されたのを怨みに放火をやつた事件もあつた又時には防火の責任者たる消防夫が放火を敢てす

るといふ驚くべき事例もあつて洵に言語に絶した事といふべきである。

小作争議は余り無い。尤も先年山形県の北海道と云はれる越後境の小国といふ処で一件持上つたが、百五十人ばかりの小作人の結束が出来ず遂にどうやら解決が出来た。原因は地主先代が死んで小作料を値上げしたことから起り、他地方からリーダーが入込んで煽動した形跡もあつたが兎に角無事に解決がついたのは幸ひであつた。米沢管内での小作争議はこれが初めてである。

酒造税法違反事件も矢張り越後境の山地にボツ／＼ある様であるが、中にはいろいろな事情から罰するのも実に可哀な様なものもある。米沢は刑事事件に於ては本庁と略ぼ同一件数を取扱つて居る昨年度は予審事件が十三件あつたが本年は五月中で既に十四件あつた。原因は選挙違反が其大部分を占めて居るのである。

山形法況概観

山形区裁判所検事 關川寛平氏談

当地方に於ける特種の犯罪としては肉身間の殺傷事件の比較的多いことであるそれは雪の為に家内の生活をする時期が永く其間外部と交通することが少いので自然眼界が狭くなり、平素肉身間に蟠がまる不平怨恨が暴発するに原因するのである。今一つ特種の犯罪ともみるべきは新庄地方の森林窃盗である。同地方は雪が非常に多いので住民は働きたくも仕事はなく又暖を取るべき焚物さへないといふ始末で自然森林窃盗をやるのである、酒造税法違反は以前最上郡地方にあつたが今は殆どないと言つてもよい。放火は矢張り東北なみに多数ある。人智が低いので別に深い考もなくやるものらしいが実に困つたものである。

小作争議は酒田、鶴岡等に少しはあるが大したことはない。労働運動もあるがすぐに納まる。予審は山形地方裁判所だけで一ヶ年二十三四件もある。云々

2 陪審公判に関する新聞報道

新聞報道は、仙台は河北新報、福島は福島民報、山形は山形新聞、盛岡は岩手日報、秋田は秋田魁新報、青森は東奥日報、その外に東京朝日新聞・東京日日新聞・読売新聞の各地方版などを検索・収集した。ここでは、事件の概要と新聞記事の見出しを紹介した。

(一) 仙台 陪審公判に関する報道

① O Z 佑夫 (殺人未遂被告事件昭和4年1月31日判決)

○事件の概要 被告人O Z 佑夫(三六)は、大正一二年一二月中、ADたみの媒介で被害者T I たかと内縁の夫婦となり同棲してきたが、翌年五月頃に至つて、たかは被告人を嫌つて無断家出し叔母に当たるH S のえ方に身を寄せたので、被告人は復縁を迫つたが応ぜず、果てはのえの娘の夫T N 由太郎が口添えして、その友人I S 房吉方にたかを隠した、これを知つた被告人は、更に房吉方に押しかけ談判したが拒絶されたので、房吉をも恨みその後仙台市□□町街路で房吉と出会つた際に口論の末格闘したこともあり、最後の解決をつけるために、大正一三年六月四日頃、由太郎、房吉、被告人の三名は被告人の親族であるAD幸之助方に会合し、被告人はたかより金一五円を手切金として受取り、これと引換えに離縁状をたかに渡して手を切つたが、なおたかに未練があり、その後もしば／＼復縁を迫つた程であつたが、大正一四年一〇月頃、たかはI S 房吉の後妻となつたことを知り、両名は前から情交があり、それでたかが自分を嫌つたものと察して、両名を非常に

恨んでいた矢先、昭和二年六月一〇日、□町A紡績会社門前で房吉に会い口論したことから房吉等を恨むの念が強くなり、同年七月一日A紡績を退職して同月二五日から□□町雨傘製造業ST松治郎方に雇われていたが、七月二六日夜、不図したことから房吉等のことを思い出し憤怒の念に駆られ、仕事に使用する節技小刀を携えて□町東裏の房吉方付近に至って様子を窺い、恰も近隣のTH末藏方から入浴帰宅したたかの姿を見るや、その玄關先で小刀を振りかざしてたかに迫り、数ヶ所を突き刺し殺害しようとしたが、近隣のSK榮外数名が悲鳴を耳にして駆け集まったので、殺害の目的を達せずに逃走した。

被告人は、警察の取調などでは自白していたが、準備公判において殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、検事は、懲役七年を求刑した。裁判長は合議の上、懲役五年の判決を言渡した。被告人は上告したが、昭和四年五月九日、大審院は上告棄却した。

- 1 「河北新報」昭和4・1・26夕「陪審裁判に警官喚問、誘導訊問の有無について調べる」
- 2 「河北新報」昭和4・1・27夕「初めは非公開で、廿八日開廷さるゝ陪審裁判」
- 3 「河北新報」昭和4・1・29夕「本県最初の陪審裁判、けふ開廷さるゝ証人は実に十四名に上る」
- 4 「河北新報」昭和4・1・29「半身不随のたかが男に負はれて入廷、いよゝゝ証拠調」
- 5 「東京日日宮城版」昭和4・1・29「情痴事件を組上に、初の陪審裁判開く…晴の陪審員緊張す」
- 6 「河北新報」昭和4・1・30夕「証人が三人までも、殺意があつたと証言…武山警部の証言」
- 7 「河北新報」昭和4・1・30「手振り身振り、声高く答弁、満廷を笑はせた房吉」

- 8 「東京日日宮城版」昭和4・1・30「被告に有利な証言、耳の遠い証人との声高問答」
- 9 「河北新報」昭和4・1・31夕「殺意がなかった、といひ得るだらうか豊田検事正の論告」
- 10 「河北新報」昭和4・1・31「傷害事件と各弁護士は交々弁論、陪審裁判午後の模様」
- 11 「東京日日宮城版」昭和4・1・31「陪審裁判最終日常識から考へて殺意否認は認めぬ、豊田検事正」
- 12 「河北新報」昭和4・2・1夕「陪審員の答申により佑夫に傷害罪の断案佑夫に懲役五年言渡」
- 13 「河北新報」昭和4・2・1「弁論が終つてホット一息、陪審員の頭にどう響いたか」
- 14 「東京日日宮城版」昭和4・2・1「陪審員の答申通り初陪審裁判終る、単なる傷害」

② I G平藏（放火被告事件昭和4年7月25日判決）

○事件の概要 被告人I G平藏（二七）は、昭和四年二月二七日午前九時頃から□□村の自宅において被害者HS庄作とAB養太郎と三名で兎狩りをして、酒を呑もうと相談したが、兎が捕れるかどうか判らぬから、自分の家で飼っている兎を殺して酒を呑むこととし、三人で約七合以上の酒を呑み、更に庄作は正月のことでもあるから俺の家にも来てくれというので三人で庄作方に至り、飲酒中たまく同村の区長I G吉三郎が仙台ZH寺の寄付金（一口一〇銭）を集めに来たので、庄作は女房きんをして一〇銭を寄附させることにした上、五〇銭銀貨を出させ釣銭を取ろうとしたので、被告人平藏はケチなことをせずに全部を寄附したらどうかというかと、庄作は貧乏だから出来ないかと返事したので、被告人平藏は貧乏でなくて養子の彌之助に自由にされているのだから良かったので、庄作が立腹し持っていた煙管で被告人平藏の目尻の辺を突いて負傷させたので、被告人平藏も立腹し格闘となったのを、I G区長の仲裁で仲直りし、更にAB養太郎方に至って、又々飲酒し間も

なく庄作等が帰った、そしてその後同村NN孫四郎方に立寄って祭文を聴き、午後一〇時過ぎ帰宅の途中、県道筋から入ったSZ鉄道工事場道でトロ用のレールに躓いて顛倒したので、これは庄作が昼のことを恨みに思つて、自分を顛倒させるため道路の妨害をしたものと誤解し憤慨の結果、同夜庄作方に放火して居家外三棟を全焼させた。

被告人は、警察・検事・予審判事の取調では自白していたが、準備公判において放火を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「河北新報」昭和4・7・23夕「復讐放火事件陪審公判、二十三日開廷」
- 2 「河北新報」昭和4・7・24夕「十銭の寄附から恨みの放火、傍聴券渡し尽しの盛況」
- 3 「東京日日宮城版」昭和4・7・24「本県二度目の陪審裁判、放火事件審理」
- 4 「河北新報」昭和4・7・25夕「答申は然らず、陪審員は放火を認めず十銭の恨み放火事件」
- 5 「東京日日宮城版」昭和4・7・25「裁判所と陪審員が全く正反対の見解陪審員を更新せよ」
- 6 「河北新報」昭和4・7・26夕「放火事件無罪、陪審員の答申を採択けふ午後一時半言渡」
- 7 「河北新報」昭和4・7・27夕「IG平藏の判決文」

③OU清一（殺人被告事件昭和5年2月26日判決）

○事件の概要 被告人OU清一（二三）は、大正一三年三月頃、瓦職人として雇われてきたKB數馬が姉とみと情を通じ、同年五月二九日にとみを連れ出したのを、実父一之進に発見されるや、數馬が実父を突き飛ばしたので、被告人も父親に加勢して姉を取り戻した

が、同年六月一〇日に再びとみを連れ出して行衛不明となつたので、被告人は數馬に不快の念を抱くようになった、その後數馬と姉が帰仙して伯父伯母の調停で同居したが、以来事毎に數馬と被告人は衝突していたところ、數馬は酔つては乱暴を働き家族に迷惑を掛けるので、被告人の數馬を憎むの念は一層甚だしくなり、遂に昭和四年一月一日夜、飲酒後數馬が日本刀を抜いて乱暴していることを耳にし、數馬方に赴き論争格闘の末反つて數馬に下駄を以て殴打されたので、憤激の余り短刀を振るつて數馬を刺し殺した。

被告人は、警察の取調などでは自白していたが、公判では殺意を否認した。審理を終わりに、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問「然り」、と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役六年を求刑した。裁判長は合議の上、懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「東京日日宮城版」昭和5・2・25「第三回目の陪審裁判、廿五六の二日」
- 2 「河北新報」昭和5・2・26夕「殺意はなかったと、被告清一飽くまで否認」
- 3 「東京日日宮城版」昭和5・2・26「殺意は無かったと被告の主張、義兄殺しの陪審」
- 4 「河北新報」昭和5・2・27夕「殺意は充分、検事二時間半の論述、義兄殺し陪審公判」
- 5 「河北新報」昭和5・2・27「殺意があつたと答申、義兄殺し清一の陪審公判午後分の」
- 6 「東京日日宮城版」昭和5・2・28「義兄殺しに懲役五年、陪審公判終る」
- 7 「河北新報」昭和4・3・7「問題となつた陪審法違反、関係者召喚取調」
- 8 「東京朝日」昭和5・3・7「陪審員長が評議内容を暴露、宮城県に我国最初の違反」

④ A I 善藏（尊属殺人未遂被告事件昭和6年7月15日判決）

○事件の概要 被告人A I 善藏（三三）は、実父善次郎（四六）が二三歳の頃浪費者として準禁治産宣告を受け、続いて改悛の情がないものとして、大正一三年三月七日推定家督相続人を廃除され、財産を分与し分家するに至ったが、分与された財産を使い果たしたため、祖父善五郎の死亡により、家督相続人となった被告人の許に昭和四年九月頃同居した、然し自暴自棄となった善治郎は、常に酒を飲み飲めば乱暴する有様で、家族は勿論近所でも非常に迷惑していたが、昭和六年三月一九日夜、自宅で酒五、六合を飲んだ後、外出して飲み歩き小料理屋をひやかし、翌二〇日午前四時頃、酩酊して帰宅するや、表のガラス戸を破って侵入し器物を投げ捨て、果ては飯を食べながら乱暴するので、二階に寝ていた被告人も堪りかね降りて来て、炉辺にいた善次郎を宥めたところ、暫時はおとなしくしていたが、間もなく漬物を切るため傍に置いていた刺身庖丁を取上げ、脅すような格好をしたので、被告人は、父善治郎が性来酒癖悪く家族や世間の人に迷惑ばかり掛けていることを想起し、一身を犠牲にして善次郎を亡き者にしようと思ひ、飛びかゝって包丁を奪い取り、それで右首の辺りを突き刺し、長さ二センチ深さ四センチの傷を負わせたが、目的を果たせなかった。

被告人は、警官・検事・予審判事の取調では自白していたが、公判では殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問・補問に対し、いづれも「然らず」と答申した。裁判長は、陪審判事と合議して、答申を採択し、「被告人の行為は犯罪を構成せざるもの」として、無罪の判決を言渡した。

（注）裁判長・陪審判事は、五時間に亘り合議したが、最後の決定に至らず、石巻に出張中の淺沼裁判所長に電話で意見を求め、漸く答申を採択したという（東京日日宮城版）昭和6年7月16日。

- 1 「河北新報」昭和6・7・14夕「実父殺し未遂犯人、A I 善藏の陪審裁判」
- 2 「河北新報」昭和6・7・14「伴善藏に有利な証言をした父親、酒のみ酔って乱暴するさうだがと問はれ」
- 3 「東京日日宮城版」昭和6・7・14「出刃で刺した覚えはない、予審の供述を全部否認」
- 4 「河北新報」昭和6・7・15夕「裁判長の証拠調べを不満とする弁護士、異議の申立て」
- 5 「河北新報」昭和6・7・15「何れも被告に有利な証言、三浦警部補の分は一部不利」
- 6 「東京日日宮城版」昭和6・7・15「殺意は十分だと事実をあげて検事論告」
- 7 「河北新報」昭和6・7・16夕「有罪か無罪かの岐路に立った善藏、けふの陪審続行」
- 8 「河北新報」昭和6・7・16「陪審員は無罪と判断、主問補問ともに然らず」
- 9 「東京日日宮城版」昭和6・7・16「主問補問とも然らず、実父殺し未遂の陪審公判で」
- 10 「河北新報」昭和6・7・17夕「善次郎遂に禁酒を誓ふ、善藏の無罪を記念して」

⑤ S T 萬四郎（放火未遂被告事件昭和6年12月3日判決）

○事件の概要 被告人S T 萬四郎（五五）は、不況のため六千円の借財を嵩ねた上、被告人が組織する共同貯金講の支払金を使い込み、これが支払に窮していたところ、たまく／＼同人所有のIDおよびSKに貸与してある家屋に火災保険三口計六千円の契約があるのを想起し、これに放火して該保険金を騙取しようとして、昭和六年五月二三日午前一時右家屋に放火したが、IDに発見されて大事に至らず、消し止められた。

被告人は、警察・検事の取調べ、予審判事の第一回目の取調などでは自白していたが、

第二回目の予審取調から放火を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「河北新報」昭和6・12・3夕「警部補に騙され嘘をならべました：□□放火の陪審公判」
- 2 「河北新報」昭和6・12・3「被告に有利な証人の証言、石油気はなかったと」
- 3 「東京日日宮城版」昭和6・12・3「早く帰りたいさに嘘を自白した、放火の陪審公判」
- 4 「河北新報」昭和6・12・4夕「放火に違ひがない、検事峻烈に被告をユキおろす」
- 5 「河北新報」昭和6・12・4「拷問はせぬ、いやされた、証人と被告の間に泥仕合」
- 6 「東京日日宮城版」昭和6・12・4「最初の自白が真実だ拷問など信じられぬ：検事」
- 7 「河北新報」昭和6・12・5「答申然らず、裁判長無罪を宣告ST叩頭して法廷を去る」
- 8 「東京日日宮城版」昭和6・12・5「放火陪審遂に無罪」

⑥SK留藏・IT浩（偽証被告事件昭和6年12月20日判決）

○事件の概要 被告人SK留藏（六三）、同IT浩（三五）は、昭和六年三月二〇日AI善藏に対する殺人未遂被告事件（④事件）の現場である□□町善藏方において、被害者AI善治郎が其場に臨検した塩釜警察署警部補三浦東佐衛門に対し創傷を負うに至った顛末を申述した事実がなく、また同警部補が包丁を手にし其の場に居合せた人々に対し「皆さん後で証拠となるゆえ聞き置かれ度旨」申した事実がないのに、同年七月一三日仙台地方裁判所に於て、前記被告事件の証人として宣誓した上、裁判長の訊問に対し、被告人留三は三浦警

部補が被害者を訊問したと偽証し、被告人浩は同警部補が皆さん聞き置かれ度しと申したと偽証した。

被告人両名は、偽証の事実を否認し、請求陪審となった。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問被告人両名に対する各「偽証の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「河北新報」昭和6・12・18「偽証陪審公判、いよく本日より開廷」
- 2 「河北新報」昭和6・12・19「□□殺人未遂、偽証陪審、きのふ開かる」
- 3 「東京日日宮城版」昭和6・12・19「偽証罪の陪審裁判、被告に不利な巡査の証言」
- 4 「河北新報」昭和6・12・20夕「ぐらつく供述虚偽の証拠、約二時間に亘る検事の論告」
- 5 「東京日日宮城版」昭和6・12・20「偽証は明白、検事の論告鋭し」
- 6 「河北新報」昭和6・12・21「然らずの答申に満廷の人ホツと吐息、□□殺人未遂偽証」
- 7 「河北新報」昭和6・12・22夕「AI善藏も無罪確定、偽証事件が無罪と決定して」
- 8 「東京日日宮城版」昭和6・12・22「偽証の両名に無罪の判決、陪審員然らずと答申」

⑦NJ直之助（放火被告事件昭和7年6月27日判決）

○事件の概要 被告人NJ直之助（五三）は、明治四〇年以来、宮城県巡査を務め在職十数年後退職して雑貨商を営んでいたが、財界不況の結果商売も思わしくなく負債も嵩み、商売を任せている養子の遣り口も面白くない上、七〇余歳の養父母を抱え、将来を苦慮した結果、動産火災三口七千円を詐取る目的で、昭和六年九月二二日夜、自宅に放火して

付近二一戸を類焼させた。

被告人は、警察・検事・予審判事の取調では自白していたが、準備公判において放火を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役一五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一二年・未決勾留百日算入の判決を言渡した。

- 1 「河北新報」昭和7・6・21 「陪審に附される□□の放火、昨年度は三件とも全部無罪」
- 2 「河北新報」昭和7・6・22 「□□放火事件の愈よ陪審公判開く感慨深く家族と顔見合はず被告」
- 3 「東京日日宮城版」昭和7・6・22 「□□の放火犯陪審公判、自供を翻す」
- 4 「河北新報」昭和7・6・23夕 「注目さるゝ陪審の結果、県刑事課の傍聴」
- 5 「河北新報」昭和7・6・23 「被告の自白は嘘か本当か、正しい判断を望む、山井検事」
- 6 「河北新報」昭和7・6・24夕 「□□の放火事件、陪審員の答申然り、満廷の空気硬直」
- 7 「河北新報」昭和7・6・24 「懲役十五年、検事の論告峻烈、流石の直之助も愕然」
- 8 「東京日日宮城版」昭和7・6・24 「見せしめにと懲役十五年、□□の放火犯NJ」
- 9 「河北新報」昭和7・6・28 「□□放火犯に懲役十二年、昨日判決言渡さる」
- 10 「東京日日宮城版」昭和7・6・28 「保険魔NJに懲役十二年」

⑧OT忠七（放火被告事件昭和7年7月30日決定）

○事件の概要 被告人OT忠七（三五）は、かねて負債に悩んでいたが、その支払に窮した結果、火災保険金一千円を騙取する目的で自宅を焼払おうと決意し、犯行を隠蔽するた

めに隣家KT正八方にも同時に放火しようと、昭和七年一月五日午後一時四〇分頃、自宅元牛小屋から藁束三個を持出して、正八方住家の東西両側軒下及び自宅西南隅軒下に一束宛立掛け、マッチで順次に放火して自宅並びに正八方を焼燬した。

被告人は、警察・検事・予審判事の取調では自白していたが、準備公判において放火を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を不当として採択せず、事件を再陪審に付す決定を下した。

- 1 「河北新報」昭和7・7・28 「放火陪審公判、本日開廷される」
- 2 「河北新報」昭和7・7・29 「□□町の放火事件、陪審最終公判開かる被告放火の事実を否定」
- 3 「東京日日宮城版」昭和7・7・29 「放火の陪審公判、被告は犯行を否認す」
- 4 「河北新報」昭和7・7・30 「有罪か無罪か、佐藤警部補証人台に立つ、□□放火事件」
- 5 「東京日日宮城版」昭和7・7・30 「山井検事は被告の犯行強調、放火陪審裁判続く」
- 6 「河北新報」昭和7・7・31夕 「満廷声を呑む中に、然らずとの答申答申の採否は本日に留保」
- 7 「河北新報」昭和7・7・31 「陪審の答申を不当とし、遂に再陪審に附す」
- 8 「東京日日宮城版」昭和7・7・31 「無罪の夢破れ再び未決へ、放火陪審裁判更新」

⑨OT忠七（放火被告事件昭和7年10月13日判決）

○事件の概要 本事件は、⑧事件の再陪審である。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪

審員は評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択して、無罪の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日宮城版」昭和7・10・8 「放火準備公判は十二日、問題の再陪審事件」
- 2 「河北新報」昭和7・10・13夕 「保険金詐取放火事件再陪審、本日準備手続」
- 3 「河北新報」昭和7・10・13 「再陪審となった□□町の放火事件裁判所と弁護団の正面衝突」
- 4 「東京朝日宮城版」昭和7・10・13 「放火を飽く迄否認、遂に再陪審と決す」
- 5 「東京日日宮城版」昭和7・10・13 「問題の放火事件再陪審決定」
- 6 「河北新報」昭和7・11・9 「□□放火事件、再陪審裁判、来る十日から三日間」
- 7 「東京朝日宮城版」昭和7・11・9 「放火事件の陪審あすから三日間にわたり弁護士十九名」
- 8 「東京日日宮城版」昭和7・11・9 「再陪審公判、法曹界の視聴を集めて：あす開廷」
- 9 「河北新報」昭和7・11・11 「放火再陪審、頬に紅さして明快に放火否認出席弁護は十四名」
- 10 「東京朝日宮城版」昭和7・11・11 「拷問され偽の自白と放火を断然否認○T仲七の陪審公判」
- 11 「東京日日宮城版」昭和7・11・11 「再陪審開かる、然らず再吟味の法廷に被告先づ自白を否定」
- 12 「河北新報」昭和7・11・12夕 「浮浪人の焚火などで、常に物騒な処いづれも被告に有利な証言」
- 13 「東京朝日宮城版」昭和7・11・12 「警官と弁護士の応答満延さつと緊張、なぜ仲七を犯人と推定したか」
- 14 「東京日日宮城版」昭和7・11・12 「再陪審の続行公判」
- 15 「河北新報」昭和7・11・13夕 「弁護士沈黙、訊問、証拠調べ全部終る、けふ弁論」
- 16 「河北新報」昭和7・11・13 「認定を誤るな！陪審員に呼びかく：検事の論告」
- 17 「東京朝日宮城版」昭和7・11・13 「被告の弁解は信ぜられぬ、山井検事痛烈に論告」
- 18 「東京日日宮城版」昭和7・11・13 「再陪審公判の論争、第三日目」

16 「河北新報」昭和7・11・14 「□□の放火再陪審公判、陪審員ら遂に然らずと答申」

20 「東京朝日宮城版」昭和7・11・15 「□□の放火無罪、再び然らずと答申」

21 「東京日日宮城版」昭和7・11・15 「再び然らずで放火遂に無罪、深夜の法廷に感激漂ふ」

⑩ A M 庄藏（殺人及放火被告事件昭和8年3月12日判決）

○事件の概要 被告人A M 庄藏（二九）は、昭和七年三月一九日、宴会から家に帰った際、妻なか（二六）と夫婦喧嘩となり、同居人の仲裁で鎮まったが、同日二一日非番で自宅にいた被告人は、嫉妬深くてヒステリックな妻に対するかねてからの不満から、突如同日午前四時頃、養女はる子（三）を抱いて就寝中の妻なかを女帯で絞殺し、子供を残しておくのは不憫だと、続いて養女はる子も絞殺し、犯行を隠すため自宅裏手の軒下にあつた木屑にマツチで放火し、絞殺した妻子を火災で逃げ場を失つたように装うため押込みに寝かせ、火勢の猛烈になるのを俟って外に飛び出したが、焼け跡に残された無惨な母子の残死体を、東北帝大医学部石川博士が解剖した結果、火災前の窒息死と判明し、遂に殺人放火の重罪犯が発覚するに至つた。

被告人は、警官・検事・予審判事の取調では自白していたが、公判では妻の放火自殺を主張した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問一「妻と養女を殺した事実」、主問二「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問一・二に対し、いづれも「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

1 「河北新報」昭和7・10・13夕 「□□怪火事件、予審終結、有罪と決定：公判に附さる」

- 2 「東京朝日宮城版」昭和7・12・6 「放火殺人のAMの裁き、延期中の公判けふ開く」
- 3 「河北新報」昭和7・12・7 「殺人放火の庄藏陪審へ、明春一月下旬か、二月上旬ごろ」
- 4 「東京朝日宮城版」昭和7・12・7 「謎の殺人放火いよく陪審へ、被告は犯行を否認」
- 5 「東京朝日宮城版」昭和7・12・7 「□□の殺人放火、法定陪審にグロ犯罪に法廷興味増す」
- 6 「東京朝日宮城版」昭和8・3・8 「妻子殺し陪審、九日から開廷」
- 7 「河北新報」昭和8・3・10 「坊主頭の被告上気した顔きのふ開かれた□□村の殺人放火陪審公判」
- 8 「東京朝日宮城版」昭和8・3・10 「殺害を否定し次々に新事実を、暴露された絶倫ぶり」
- 9 「河北新報」昭和8・3・11夕 「放火したのは女房、新事実供述、被告に有利な証言」
- 10 「河北新報」昭和8・3・11 「証人続々喚問、何れも被告に有利な証言」
- 11 「東京朝日宮城版」昭和8・3・11 「証人は庄藏に有利な陳述、殺人放火陪審続き」
- 12 「東京朝日宮城版」昭和8・3・11 「弟をかばふ実兄、AMの公判(第二日)」
- 13 「河北新報」昭和8・3・12夕 「石川博士より不利な証言、間借り女のエロ答弁」
- 14 「河北新報」昭和8・3・12 「初陣の芦立検事、堂々と論告、他殺は動かし得ぬ事実！」
- 15 「東京朝日宮城版」昭和8・3・12 「蘆立検事痛烈に殺害を論証、殺人放火陪審続き」
- 16 「河北新報」昭和8・3・13 「□□村謎の事件、遂に無罪となる然らずの答申に傍聴席から嘆声」
- 17 「東京朝日宮城版」昭和8・3・14 「陪審員の胸を打つ各弁護人の論陣、かくて無罪」
- 18 「東京朝日宮城版」昭和8・3・14 「然らずの答申でAMは無罪、妻子殺人放火事件」

⑩ S M嘉四郎 (殺人被告事件昭和8年5月2日判決)

○事件の概要 被告人S M喜四郎(四六)は、隣家のYZ長藏の妻きみよ(三六)と不義の関

系を結んでいたが、最近の不況で財政の苦しい折柄、再三きみよから金品を要求されるのでうるさくなり、昭和七年八月九日午後三時頃、□□□村に誘い出し同女の咽喉を締めて死に至らしめた、そしてきみよと合意の心中を企てた如く装うため、自分も劇薬自殺を企てたが失敗した。

被告人は、殺意を否認して、きみよが密会中に病死したと主張した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、検事は、懲役七年を求刑した。裁判長は合議の上、懲役五年・未決勾留日数百日算入の判決を言渡した。被告人は上告したが、昭和八年一月一六日、大審院は上告棄却した。

- 1 「河北新報」昭和8・5・2 「首うなだれた心中の片割れ喜四郎、きのふ審判廷に立つ」
- 2 「東京朝日宮城版」昭和8・5・2 「心中か殺人か、陪審員はどう裁くエロ口調で被告答弁」
- 3 「東京朝日宮城版」昭和8・5・2 「心中か殺人か、□□村の人妻殺し陪審公判開く」
- 4 「河北新報」昭和8・5・3 「頸部に暴力を加へられ動脈瘤が破裂した、窒息死に一点の疑ひもない」
- 5 「東京朝日宮城版」昭和8・5・3 「検事強硬に他殺の論告、□□の殺人陪審」
- 6 「東京朝日宮城版」昭和8・5・3 「傷害致死罪で審理に決定、人妻殺し事件に」
- 7 「読売新聞宮城版」昭和8・5・3 「扼殺による窒息死、□□村の殺人陪審公判」
- 8 「東京朝日宮城版」昭和8・5・4 「殺人陪審懲役五年」
- 9 「東京朝日宮城版」昭和8・5・4 「殺人事件の判決、S Mに懲役五年、陪審公判」
- 10 「読売新聞宮城版」昭和8・5・4 「傷害致死と認め懲役五年に、□□村の陪審公判」

⑫ K B 延壽郎（放火未遂被告事件昭和9年8月8日判決）

○事件の概要 被告人K B 延壽郎（三三）は、分に過ぎた豪奢な生活を以て美貌の新妻の歡心を買おうとして、昭和八年一月より八月まで八回に亘り、保険金の取立五百二十八円余を横領費消して、その補填に窮して自己契約の動産保険千七百円を目当てに、昭和八年九月一七日午後一時三〇分頃、（一）被告人方居室に近接した東隣N M 角之助方住家西北隅軒下に立掛けてある空炭俵下部に炭火一個を置いて、右居室に燃移る様に装置を施したが、自然に消火し発火しなかった、（二）更に被告人方居室西側に近接した西隣のF S きん方便所木羽屋根の間に炭火一個を差込み、被告人方居室に延焼させようとしたが、右便所の屋根約一尺四方くらいの個所を焼燬したのみで、直ぐに付近の者に発見消止められたため、居室焼燬の目的を達しなかった。

被告人は、警察では自白していたが、公判ではN M 方に対する放火を否認し、F S 方の便所に放火したのは、職務上の実験で放火の意思はなかった主張した。

審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問一「N M 方から自宅への放火未遂の事実」、主問二「F S 方から自宅への放火未遂の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問一・二いづれも「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。そして、取立保険金の業務上横領事件を通常公判で審理した後、検事は業務上横領については懲役八月を求刑、放火未遂については懲役五年を求刑した。裁判長は、陪席判事と合議して、放火未遂に対し懲役四年・未決勾留一五〇日算入、業務上横領に対して懲役五月の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日宮城版」昭和9・7・24 「予審廷の陳述、K B 否認す、保険金詐取目的の放火」
- 2 「東京日日宮城版」昭和9・7・24 「横領外交員の陪審公判、放火の犯行を否定す」
- 3 「読売新聞宮城版」昭和9・7・24 「K B の陪審公判、裁判長が突込む」
- 4 「河北新報」昭和9・7・25夕 「放火の意思毛頭なしと否認、K B 延壽郎の陪審公判」
- 5 「河北新報」昭和9・7・25 「被告は見栄坊、峻烈を極めた論告、放火未遂事件の陪審」
- 6 「読売新聞宮城版」昭和9・7・25 「K B の続行公判に、芹立検事の痛論！被告の急所四項目」
- 7 「河北新報」昭和9・7・26夕 「陪審員の答申、遂に然り、放火未遂陪審公判終る」
- 8 「東京日日宮城版」昭和9・7・26 「放火未遂罪が成立す、外交員陪審公判」
- 9 「読売新聞宮城版」昭和9・7・26 「陪審員が放火と答申、流石のK B 顔色変る」
- 10 「河北新報」昭和9・7・31 「虚栄の保険員、横領放火未遂のK B に求刑」
- 11 「読売新聞宮城版」昭和9・7・31 「K B 泣きを入れる…昨日検事の求刑峻烈」
- 12 「東京朝日宮城版」昭和9・8・9 「放火未遂と横領に判決」
- 13 「東京日日宮城版」昭和9・8・9 「放火未遂と横領に判決」
- 14 「読売新聞宮城版」昭和9・8・9 「K B に判決」
- 15 「河北新報」昭和9・8・10夕 「放火未遂四年、業務上横領五月、K B に判決下る」

⑬ K J 半兵衛（強姦致傷殺人未遂被告事件昭和9年9月28日判決）

○事件の概要 被告人K J 半兵衛（五三）は、昭和八年九月二三日午後二時頃、□□町青年団の運動会を見物しての帰り途、被告人が自宅裏徒弟K J 金平の家を訪れ、その妻みよき（四二）が一人縁側で針仕事をしているのを見て、情交をせまつたが拒絶され、引きずり

下ろして庭先で暴行したが、後難を恐れて棍棒で頭部を殴打し、持ち合わせた細紐で絞め殺し、何食わぬ顔で帰宅したが、同女は程なく蘇生した。

被告人は、警察では自白していたが、予審第二回目の取調から殺害を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問一「強姦致傷の事実」、主問二「殺人未遂の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問一は「然り」、主問二は「然らず」（注、殺人未遂は無罪）と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役六年を求刑した。裁判長は合議の上、懲役五年・未決勾留日数六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「河北新報」昭和9・9・27 「拳をかためてまくし立つ、□□□の暴行絞殺未遂」
- 2 「東京朝日宮城版」昭和9・9・27 「殺人未遂の陪審公判、最後まで犯行を否認」
- 3 「東京日日宮城版」昭和9・9・27 「□□町の怪事件、証言被告に不利きの陪審公判開く」
- 4 「読売新聞宮城版」昭和9・9・27 「半兵衛頑強に否認、暴行殺人未遂の公判」
- 5 「河北新報」昭和9・9・28 「虐待したのは貴様だ、いきり立つ半兵衛」
- 6 「東京朝日宮城版」昭和9・9・28 「検事の論告に陪審廷緊張、殺人未遂KJの公判」
- 7 「東京日日宮城版」昭和9・9・28 「被告の否認全く根拠がない、検事痛切に論断」
- 8 「読売新聞宮城版」昭和9・9・28 「証人の言は不利、半兵衛の陪審公判続行」
- 9 「河北新報」昭和9・9・29 「疑ひなき犯跡、否認は全く出鱈目、芦立検事」
- 10 「河北新報」昭和9・9・29 「KJ半兵衛に懲役五年言渡、□□事件の公判終幕」
- 11 「東京朝日宮城版」昭和9・9・29 「半兵衛懲役五年、暴行致傷事件の判決」
- 12 「東京日日宮城版」昭和9・9・29 「□□怪事件の主、懲役五年判決」

13 「読売新聞宮城版」昭和9・9・29 「突き倒して暴行、半兵衛の陪審員答申」

⑭ ST豊吉（放火被告事件昭和11年2月14日判決）

○事件の概要 被告人ST豊吉（四）は、昭和八年五月、□□町TB正衛から返済期限を昭和八年一月二〇日として三百円を借金したのを始めとして、合計三千円の借財をしていたが、返済期日を一年半も経過し、TBからは嚴重な返済方を督促されて窮した揚句、昭和八年八月二八日午後二時過ぎ、TBからの借金の抵当となっている被告人の家屋に放火して、自宅並びに隣接する長屋一棟を焼燬し、NH簡易火災保険から保険金二千五百円、NH動産火災から千円、合計三千五百円詐取しようとした。

被告人は、警官・検事・予審判事の取調では自白していたが、公判では警察で放火したと言えば直ぐ帰宅させると言われたからであるという。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「河北新報」昭和11・2・12 「一年半ぶり、けふ陪審公判開く、□□町放火被告事件」
- 2 「河北新報」昭和11・2・13 「放火を認めず、予審迄の供述を覆す□□町の放火被告事件」
- 3 「東京朝日宮城版」昭和11・2・13 「放火したとは嘘、予審の供述を翻した犯人」
- 4 「東京日日宮城版」昭和11・2・13 「被告飽くまで否認、きのふ陪審公判開く」
- 5 「読売新聞宮城版」昭和11・2・13 「陪審公判で開廷、興味惹く放火、□□町の海産物商」
- 6 「河北新報」昭和11・2・14 「事件当時の証言、被告に頗る不利、□□放火陪審裁判」

- 7 「東京朝日宮城版」 昭和11・2・14 「放火の被告に有利不利の証言、陪審公判二日目」
- 8 「東京日日宮城版」 昭和11・2・14 「証言まちく、謎は解けず、□□放火陪審第二日」
- 9 「読売新聞宮城版」 昭和11・2・14 「□□海産物商放火陪審公判、有利か不利か」
- 10 「河北新報」 昭和11・2・15 「忌しき疑ひ晴れ、晴天白日の身に、□□町放火事件」
- 11 「東京朝日宮城版」 昭和11・2・15 「□□町の放火、有罪か無罪か、陪審員の評議を求む」
- 12 「東京日日宮城版」 昭和11・2・15 「放火犯人と断定、……きのふ検事の論告」
- 13 「読売新聞宮城版」 昭和11・2・15 「検事と弁護士側、火花散る応酬、□□海産物商」
- 14 「河北新報」 昭和11・2・16 「戒め解かれて、更に三千五百円転げ込む陪審公判の主S T 豊吉」
- 15 「東京朝日宮城版」 昭和11・2・16 「□□の放火事件は無罪、……晴天白日の身」
- 16 「東京日日宮城版」 昭和11・2・16 「然らずの答申で、無罪の判決下る半年ぶりで晴天白日」
- 17 「読売新聞宮城版」 昭和11・2・16 「陪審員答申然らず、遂に判決無罪」

⑮ T 勝雄（放火未遂被告事件昭和11年5月18日判決）

○事件の概要 被告人T勝雄（三三）は、実父萬太郎（六五）と共に日雇稼業をやっていた隣家のTH等（五四）が、現在では一町歩程度の田地を持って、被告人家よりも遙かに裕福になったのを、かねがね妬んでいたところ、昭和一〇年秋、居住部落の農家組合が主催で、農作物品評会を開催した際、組合の幹部である被告人等合議で審査の上決定した一等受賞者を、その後被告人の出席しない席で突然変更した事実が分かって、被告人は大いに憤慨した揚句、その変更がTH等の俸で被告人と共に組合の幹部である邦雄（二五）の策動と目をつけ、こゝに鬱積したTH宅への怨みを一気に霽らそうと思立つに至り、昭和十年十二

月二六日午後八時頃半頃、同家庭先の藁荷穂へ放火したが、早く消止められて目的を達しなかった。

被告人は、警官・検事・予審判事の取調では自白していたが、警察官が線香花火の様な事件だから大したことにはならないというので、不本意ながら嘘の申立をしたと弁解した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火未遂の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「河北新報」 昭和11・5・7夕 「答申如何？馬車挽の放火未遂被告事件、あす仙台地裁」
- 2 「河北新報」 昭和11・5・8夕 「放火の覚えなし、飽迄犯行否認、隣同志の放火未遂」
- 3 「河北新報」 昭和11・5・8 「証言まちく、法廷の情勢も再三変る、□□村放火事件」
- 4 「東京朝日宮城版」 昭和11・5・8 「有罪か無罪か、損害十銭の放火、きのふ陪審」
- 5 「東京日日宮城版」 昭和11・5・8 「被害者の息子らが、被告に有利な証言」
- 6 「読売新聞宮城版」 昭和11・5・8 「損害僅かに十銭興味惹く陪審、放火犯徹頭徹尾」
- 7 「河北新報」 昭和11・5・9夕 「証拠中心に有罪説、検事側峻烈に主張証拠薄弱と弁護士」
- 8 「河北新報」 昭和11・5・9 「答申遂に然らず、裁判長無罪を言渡、被告感極まり」
- 9 「東京朝日宮城版」 昭和11・5・9 「被害十銭の放火事件陪審公判で無罪」
- 10 「読売新聞宮城版」 昭和11・5・9 「損害十銭の放火陪審遂に無罪」
- 11 「河北新報」 昭和11・5・10 「陪審法の是非、一般の関心事に、答申に誤りなきか」
- 12 「東京日日宮城版」 昭和11・5・10 「□□村放火遂に無罪、答申然らずでめでたく」
- 13 「読売新聞宮城版」 昭和11・5・10 「放火事件殆ど無罪、陪審制度に欠陥？」

⑩ K S 政治郎 (放火未遂被告事件昭和11年8月11日判決)

○事件の概要 被告人K S 政治郎(五八)は、隣家の□□町K G 文吉には、被告人がM G 共済無尽会社から借りていた畑を横取りされようとして、普段から不快の念を抱いていたが、昭和十一年五月二日、被告人が□□の山から伐採した栗の木を、文吉から自分の山から切った様に面罵されて、憤慨の余り同夜午後一〇時半頃、K G 文吉の住宅西側縁側北隅にあった戸袋に松葉を積重ね、マツチを以てこれに放火し、該戸袋に燃え移らせたが、自然に消え該住宅を焼燬するに至らなかった。

被告人は、警官・検事・予審判事の取調では自白していたが、公判では警察の拷問で仕方なく自白したと弁解した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火未遂の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日宮城版」昭和11・8・9 「□□□放火の陪審公判」
- 2 「東京日日宮城版」昭和11・8・9 「□□□の放火事件、陪審公判に」
- 3 「河北新報」昭和11・8・11夕「警察の拷問で仕方なく白状した、予審の供述を翻す」
- 4 「河北新報」昭和11・8・11「巧みな補充訊問、局面の不利を暴露、証人の取調終了」
- 5 「東京朝日宮城版」昭和11・8・11「拷問したしないで被告と警官押問答」
- 6 「読売新聞宮城版」昭和11・8・11「放火の覚えはない、劈頭から否認」
- 7 「河北新報」昭和11・8・12夕「検事の論告に、弁護陣無罪主張、放火事件陪審公判」

- 8 「河北新報」昭和11・8・12「答申は然らず、つひに無罪の判決、謎の放火未遂事件」
- 9 「東京朝日宮城版」昭和11・8・12「□□□放火事件無罪の判決、陪審員の答申」
- 10 「東京日日宮城版」昭和11・8・12「□□□の放火無罪、陪審員の答申は然らず」
- 11 「読売新聞宮城版」昭和11・8・12「放火なりや否や答申然らず、□□放火陪審事件」

(二) 福島 陪審公判に関する報道

⑪ T G 友太郎 (尊属殺人・殺人被告事件昭和4年4月16日判決)

○事件の概要 被告人T G 友太郎(二五)は、昭和二年一月三〇日、新潟高田の山砲兵隊から帰国し、□□村の実家S T 佐重郎方に農業の手伝いをしていたが、昭和三年正月五日芝居のあった際、同村T G 森吉(六三)の娘とし(三三)と情を通じた処、兄等は承知しなかったが、四月九日媒酌あつて婿入りして入籍を終えた、夫婦になり始めは仲良く暮していたが、元来被告人は短気なたちで、また嫉妬も強く時々辛く当たり、些細なことで喧嘩は絶えなかった、昭和三年夏としが流産した際など未だ身体の回復せぬのに同衾を迫るなどのこともあり、屢々打つ蹴る等の騒ぎは絶えず、昭和四年一月二六日大げんかの未離縁話となり被告人は家出した、しかし別れたものゝ諦めかね、福島義兄H K 榮一郎(三九)に頼み復縁を迫ったが聞かれず、二月四日単独で行き、復縁を迫ったが義父森吉は頑として聞かないので、泣いて嘆願したところ、養父は「軍人でありながら不甲斐ない奴だ、汽車に轢かれて死んで仕舞え」といわれ、被告人はここで殺意を生じて、自分の日本刀で森吉、としを斬殺し、付近の鉄道線路に飛び込み傷を負ったが死にきれなかった。

被告人は、予審廷で殺意を認めていたが、公判では、殺意を否認した。

審理を終わり、裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一「養父森吉に対する尊属殺人の事実」、主問二「妻としに対する殺人の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は評議の上、主問一・二に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は死刑を求刑し、裁判長は合議の上、死刑の判決を言渡した。

被告人は上告したが、昭和四年六月二十七日、大審院は上告を棄却した。

- 1 「福島民報」昭和4・4・10 「初陪審近づき準備成る、愈々この十二日開廷」
- 2 「福島民報」昭和4・4・11 「県の初陪審裁判いよくけふ開廷□□二人殺しを組上に」
- 3 「福島民報」昭和4・4・12夕 「殺意ありやなしや、民意に問ふ初陪審□□二人殺し事件」
- 4 「福島民報」昭和4・4・12 「過失致死か、漸次解かれる謎傷口から見れば過失傷害でない」
- 5 「東京日日福島版」昭和4・4・12 「県民参与して初陪審公判開かる、朝来の好天氣に」
- 6 「福島民報」昭和4・4・13夕 「殺意による兇行なりと陪審員堂々と答申す」
- 7 「福島民報」昭和4・4・13 「死刑を求められ狂ひ泣きした友太郎：初陪審終つて」
- 8 「東京日日福島版」昭和4・4・13 「友太郎は殺意を有したりや否や、厳正公平な判断を」
- 9 「福島民報」昭和4・4・17 「養父、妻殺しの友太郎、遂に死刑の宣告」
- 10 「東京日日福島版」昭和4・4・17 「二人殺した友太郎に遂に死刑の宣告、満廷寂として」
- 11 「福島民報」昭和4・4・18 「飽迄殺意を否認、友太郎遂に上告きのふ本人から申出」
- 12 「東京日日福島版」昭和4・4・18 「友太郎上告す、きのふ午後」
- 13 「福島民報」昭和4・6・28夕 「□□の二人殺し、死刑に確定、上告棄却の判決」

(三) 山形 陪審公判に関する報道

① I T 與四郎 (尊属殺人被告事件昭和3年11月25日判決)

○事件の概要 被告人I T 與四郎(四三)は、昭和三年四月頃より妻いわの実父I G 茂吉(六〇)を扶養してきたが、茂吉が盲目且つ精神病者であるために常軌を逸した言行があった、め他聞を恥じ、昭和三年七月初旬、自宅西南軒下に差掛板囲を設けて同人を監置した処、茂吉は夜間石を以て板囲を乱打し、或いは糞便を挿んで被告人與四郎に投付ける等の醜態を演じるに至ったため、被告人與四郎は殆どその処置に窮した結果、昭和三年八月六日茂吉を殺害することを決意し、同日昼頃予て買い求めて置いた毒物黄燐を含有する殺鼠剤猫イラズを砂糖付ビスケット二個に米粒二三粒位宛入れ、これを茂吉に与えて食べさせたことにより、茂吉は隣中毒症に罹り、同月八日午前九時頃死亡するに至った。

被告人與四郎は、警察、検察予審では自白していたが、公判では警官の拷問によると否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「尊属殺人の事実」、補問「尊属傷害致死の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問・補問共に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「山形新聞」昭和3・11・21夕 「陪審員辞退三名いづれも六十歳以上で…廿三日の陪審裁判」
- 2 「東京日日山形版」昭和3・11・21 「陪審公判、廿三日開く」
- 3 「東京日日山形版」昭和3・11・23 「けふ最初の陪審裁判、宮城控訴院長や知事の傍聴」
- 4 「山形新聞」昭和3・11・24夕 「東北六県皮切り、毒殺事件の陪審傍聴券全部出払ふ賑かさ」
- 5 「山形新聞」昭和3・11・24 「警官拷問の事実を陪審廷で申し立つ養父毒殺を極力否認して」
- 6 「東京日日山形版」昭和3・11・24 「東北最初の陪審裁判、養父を毒殺した事件」

- 7 「山形新聞」昭和3・11・25夕「満廷頓に緊張！陪審裁判第二日：黄燐の反応認められなかった」
- 8 「山形新聞」昭和3・11・25「傍聴人益々多く証人調べ漸く進む：村長與四郎に有利な証言を与ふ」
- 9 「東京日日山形版」昭和3・11・25「陪審裁判の続公判」
- 10 「山形新聞」昭和3・11・26「殺したか殺さぬか：未だ曾てなき満廷息づまる裡に、その黒白裁きの日」
- 11 「東京日日山形版」昭和3・11・26「東北の初陪審、無罪の判決 山形の毒入りピスケット事件」
- 12 「東京朝日」昭和3・11・26「義父殺し事件、無罪の判決、山形地方裁判所で行はれた」
- 13 「読売新聞」昭和3・11・26「義父を殺した男無罪となる、東北初の陪審裁判」
- 14 「山形新聞」昭和3・11・27夕「陪審の答申で遂に無罪の判決：前後三日間を費して」
- 15 「山形新聞」昭和3・11・27「陪審制度の収穫、陪審に要した費用の総額：六百二十余円」
- 16 「山形新聞」昭和3・11・27「慣れない故か椅子は窮屈、宿舎は案外立派だ陪審員感想」
- 17 「東京日日山形版」昭和3・11・27「意義つけられた陪審裁判、陪審員の答申通り無罪」

② S T喜一郎（放火被告事件昭和9年6月17日判決）

事件の概要 被告人S T喜一郎（四）は、山形市KM寺所有で東村山郡□□村SK市三郎管理にかかる十俵場の水田を小作していたが、右水田は元伯父S T榮助の小作していたもので、同人が死亡後は相続人のサヨが幼少なため市三郎の諒解を得て、サヨに代り榮助名義で亡父英五郎がこれを小作し、同人が死亡後は被告人がこれを引継ぎ、その後親族協議の上、昭和九年三月末までに右小作田をサヨに返還すべきこととなったが、被告人においては右田を全部返還すると到底生活できないと思ひ、昭和九年一月頃より市三郎あるいはサヨの母方親族等に自らあるいは人を介して再三事情を訴えて、右小作田の半分丈でも小

作し得るよう懇願してきたが、曩に榮五郎死亡後予て市三郎より信望厚い居村TS源作が、被告人に対し、小作田を手離して他に奉公すべき旨勧めたことがあって、夙に同人が右田を取上げようと企図しているものゝように思ひ、またその後被告人の妻ハルエが源作方より金円を窃取したように言触らされこと等があり、平素同人に対し面白からず思っていた折柄、昭和九年二月四日頃、市三郎より呼付けられて、日頃怠惰にして田畑を荒らしているようでは、末の見込みがないので、右小作田は断然サヨに引渡すべき旨申渡されたので、これは源作が市三郎に対し被告人を悪し様に言った結果として、源作を恨むこと益々甚だしくなったが、二月八日午後一〇時頃、偶々居宅において妻ハルエと共に同人等夫婦が一五日間砂利運搬をした労銀の計算をした処、僅か六円九〇銭に過ぎず、かくては到底労銀のみでは一家の生計を営むこと能わざるを思うと共に、小作田全部の取上を想起し、源作の仕打ちを恨むことその極に達し、遂に源作の方を焼燬して憾みを霽らす決意をし、同夜一〇時一五分頃、自宅より燐寸を携帯して源作方裏手に到り、西北隅仮下屋内に積重ねてあった藁の一把を約五寸抜き出し、これに右燐寸を以て点火して放火、因つて源作方住宅外一棟を全焼させるに至った。

被告人は、警察から予審まで自白していたが、準備公判において犯行を否認した。審理を終り、裁判長は説示の上、陪審員に対し、問「放火の事実」について評議、評決して答申するするように命じた。陪審員は評議の上、「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「山形新聞」昭和9・5・17夕「犯罪事実を否認し、□□の放火事件、愈よ陪審裁判」
- 2 「東京朝日山形版」昭和9・5・17「放火の陪審裁判、来月十五、六両日開廷」

- 3 「東京朝日山形版」昭和9・5・18 「放火事件、陪審公判に先立って実地検証を行ふ」
- 4 「読売新聞山形版」昭和9・5・19 「六年ぶりで陪審裁判を開く証人十数名・□□村放火事件」
- 5 「東京朝日山形版」昭和9・6・13 「放火の陪審公判いよくあす開廷、注目される答申」
- 6 「読売新聞山形版」昭和9・6・13 「陪審員の候補卅六名、□□放火事件」
- 7 「山形新聞」昭和9・6・14 「あす放火陪審公判証人は実に十四名に上る傍聴券を発行す」
- 8 「読売新聞山形版」昭和9・6・15 「今明の両日開廷、県下で二回目の放火陪審裁判」
- 9 「山形新聞」昭和9・6・16 「第二回の陪審公判、□□の放火を裁く傍聴者は鮎詰の満員」
- 10 「山形新聞」昭和9・6・16 「放火事件陪審公判、理屈攻めに負けて心にもない自白」
- 11 「東京朝日山形版」昭和9・6・16 「陪審公判鋭く突かれても、放火の犯行否認陪審員の答申？」
- 12 「東京朝日山形版」昭和9・6・16 「傍聴人殺到した放火の陪審公判、県下の耳目を集め」
- 13 「読売新聞山形版」昭和9・6・16 「傍聴者法廷へ殺到、歴史的な放火陪審裁判開く」
- 14 「山形新聞」昭和9・6・17 「放火陪審公判第二日、三人の証人が立ちマツチ問答」
- 15 「山形新聞」昭和9・6・17 「放火陪審公判第二日自白して安心しドゥン二杯…青木警部補の陳述」
- 16 「東京朝日山形版」昭和9・6・17 「十七名に及ぶ証人調べ、放火被告事件公判（第二日目）」
- 17 「東京朝日山形版」昭和9・6・17 「きのふ陪審公判第二日、冒頭各証人から被告に不利」
- 18 「読売新聞山形版」昭和9・6・17 「不敵被告の哄笑、証人の勘違ひ答弁に」
- 19 「山形新聞」昭和9・6・18 「陪審員の答申採択して、□□放火は無罪」
- 20 「東京朝日山形版」昭和9・6・18 「被告ST喜一郎に無罪の判決、放火事件陪審公判」
- 21 「東京朝日山形版」昭和9・6・19 「涙の明暮五ヶ月、仰ぐ白日の光追はれた被疑者の妻子」
- 22 「東京朝日山形版」昭和9・6・19 「意外、陪審員から然らずの答申、無罪の判決下る」
- 23 「読売新聞山形版」昭和9・6・19 「陪審の結果無罪、深夜傍聴人等の緊張□□放火事件」

③KB憲幸（殺人被告事件昭和12年2月22日判決）

○事件の概要 被告人KB憲幸（三三）は、飽海郡□□村県営□□□溝用水改良事務所に勤務していたが、昭和十一年八月一日午後八時頃、友人二名と共に、同村料亭FM楼に登楼、飲酒しようとしたが、現金でなければ駄目だと言われたのに激憤した被告人は、楼主ST甚太郎（四二）を、刺身庖丁で心臓を刺し、即死させた。

被告人は、警察から予審まで殺意を認めていたが、準備公判手続において殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役八年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年・未決勾留日数九〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「山形新聞」昭和12・3・13夕 「楼主殺し陪審公判、愈よ十五日に迫る」
- 2 「東京朝日山形版」昭和12・3・14 「FM楼主殺人、十五、六両日公判開く」
- 3 「東京朝日山形版」昭和12・3・14 「殺意を否認する料亭主人殺し、十五日陪審裁判に」
- 4 「読売新聞山形版」昭和12・3・14 「殺人か傷害致死か？興味の料亭主殺し…第三回目陪審公判」
- 5 「山形新聞」昭和12・3・15夕 「KB憲幸の陪審公判、けふ注目の裡に開廷」
- 6 「山形新聞」昭和12・3・16夕 「両親も涙の傍聴、楼主殺し陪審公判果して殺人か傷害致死か」
- 7 「山形新聞」昭和12・3・16 「まるで夢の様と真ツ向から否認たゞ女中の悲鳴を聴いただけ」

- 8 「東京日日山形版」 昭和12・3・16 「裁判長の鋭い訊問被告タジタジFM楼主人殺し公判」
- 9 「東京朝日山形版」 昭和12・3・16 「主人とは仲良し、女将が有利な証言、陪審公判」
- 10 「読売新聞山形版」 昭和12・3・16 「料亭主殺し公判、酔ってゐた一点張り」
- 11 「山形新聞」 昭和12・3・17夕 「被告に有利な証言、楼主殺し陪審第二回の公判」
- 12 「山形新聞」 昭和12・3・17 「何が何やら判らず、ウンといつただけKB予審調書を否認」
- 13 「東京日日山形版」 12・3・17 「大酒飲みの暴れ者と、被告をきめつく：検事峻烈な論告」
- 14 「東京朝日山形版」 昭和12・3・17 「酔へば性格一変、KBの陪審公判有利な証言続く」
- 15 「読売新聞山形版」 昭和12・3・17 「誰もが認める、酒癖の悪さ料亭主殺し公判第二日目」
- 16 「山形新聞」 昭和12・3・18夕 「殺人か傷害致死か深夜の論告弁論連日立錐の余地なき傍聴人」
- 17 「山形新聞」 昭和12・3・18 「傷害致死と確定し、懲役八年を求刑補問に対し然りの答申」
- 18 「東京日日山形版」 12・3・18 「懲役八年の求刑、陪審員の答申で傷害致死罪」
- 19 「東京朝日山形版」 昭和12・3・18 「KBは傷害致死、陪審員の裁断下るFM楼の殺人事件」
- 20 「読売新聞山形版」 昭和12・3・18 「三度・陪審員の軍配、弁護陣へあがる注目の答申殺意なし」
- 21 「山形新聞」 昭和12・3・23夕 「KBに懲役五年、けふ注目の言渡し」
- 22 「東京日日山形版」 昭和12・3・23 「小林に懲役五年（判決）、FM楼主人殺し幕閉づ」
- 23 「東京朝日山形版」 昭和12・3・23 「懲役五年をKBの傷害致死判決」
- 24 「読売新聞山形版」 昭和12・3・23 「料亭主殺しに、懲役五年の判決」

(四) 盛岡 陪審公判に関する報道

① UI襦 (旁「着」に「衣」偏を付け、「まつり」と読む) (強盗殺人未遂被告事件昭和3年12月20日判決)

○事件の概要 被告人UI襦(四〇)は、昭和三年一〇月中旬頃、岩手県下に来て、求職中生活費に窮した結果、金品を強奪することを企て、同月三〇日午前一時頃下閉伊郡KG林作方裏口より同家に忍入り、土間にあった林作所有の大鉞を携えて室内に上がり、まづ居間の炉端にあった茶呑茶碗に灰を充滿して目潰し用に備え置いた後、林作等の臥床した座敷八畳間に入り、林作の枕元に進み「起きろ」と云いながら右鉞を持って夜具より僅かに頭部を出していた林作の頭部を目がけて一撃したが、林作が驚いて起き上がるのを見るや更に一撃を加えようとしたが、同人のため右鉞の柄を掴まれ格闘中、折柄物音に目覚めた林作の長男喜代志(一九)に加勢され、遂にその場において逮捕されたため、林作の右眼脛等に全治約五、六日の加療を要する皮下出血症等を与えたに止まった。

被告人は、準備公判において殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「強盗殺人未遂の事実」、補問「強盗傷害の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は、陪審判事と合議して、答申を採択し、検事は、懲役一五年を求刑した。裁判長は合議の上、懲役一〇年の判決を言渡した。

- 1 「岩手日報」 昭和3・12・20夕 「強盗殺人未遂を、あす盛岡の初陪審起訴事実を否認した土工」
- 2 「岩手日報」 昭和3・12・21夕 「強盗殺人事件で本件最初の陪審裁判緊張の裡に開廷」
- 3 「岩手日報」 昭和3・12・21 「殺意があったか否かを陪審員評議：判決言渡し懲役十ヶ年」
- 4 「東京日日岩手版」 昭和3・12・21 「明るい法廷で初の陪審裁判、朝来なだれ打つ傍聴」
- 5 「東京日日岩手版」 昭和3・12・22 「陪審員協議の結果、殺意なしと答申」

② YD三部（殺人被告事件昭和4年1月29日判決）

○事件の概要 被告人YD三部（三三）は、昭和三年一月三日午後八時頃、下閉伊郡□村漁夫親方KB半左衛門宅において、二〇余名の漁夫が集まり飲酒中、同僚ND與三郎（ニモ）はおどりが早いということから取っ組み合いをし、手許にあった網切り「まきり（小刀）」を以て、NDを突刺し即死させた。

被告人は、警察・検察では殺意を認めていたが、予審では殺意を取消した。審理が終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「殺人事実」、補問「傷害致死の事実」につき、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問「然らず」、補問「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、検事は求刑懲役三年をした。裁判長は合議の上、懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「岩手日報」昭和4・1・28 「けふ□□村殺人の陪審、午前九時から開かる」
- 2 「岩手日報」昭和4・1・29夕 「けさ□□の殺人陪審大酒盛の最中同僚を刺した事件」
- 3 「岩手日報」昭和4・1・29 「だれも知らなかつた電灯の消えた利那殺意の有無全く漠然」
- 4 「東京日日岩手版」昭和4・1・29 「女学生の傍聴で賑ふ陪審廷、きのふ第二次陪審」
- 5 「岩手日報」昭和4・1・30夕 「殺害か傷害致死か、陪審員別室で評議」
- 6 「岩手日報」昭和4・1・30 「陪審員の答申は傷害致死：検事の求刑通り懲役三年」
- 7 「東京日日岩手版」昭和4・1・31 「陪審員詰問の巻、かう優遇されるんでは度々」

③ TD金作（放火被告事件昭和12年1月29日決定）

○事件の概要 被告人武TD作（三三）は、大工職を営む者であるが、昭和一二年九月三

○日午後六時頃、仕事先よりの帰途、居村TD春松方において焼酎五合を飲酒した上、午後九時半同家を立出で、予て情交関係がある同村TDサン子方に夜遊びに赴いたが、途中TM定方前道路に差掛った際、その近隣の同村TM鶴松が曾て被告人に対し居宅が相当腐朽したので建替の際は、その建築方を被告人に依頼する旨の意向を洩らしたのに拘わらずいまだ建替をしないことを想起して、寧ろ右鶴松方居宅に放火して、その新築方を請負うに如かずと決意し、同日午後十時頃、同人方庭裏手に到り、その西方約一間半の個所に積んであった麦殻堆（直径五尺高さ六尺）中より、麦殻束三把を抜き取り、これを右堆と厩との中間に積重ね、これに所携のマツチを以て点火し、以て漸次右堆より同人方居宅萱葺屋根に燃え移る方法を以て放火し、因って右鶴松方居宅一棟を焼燬し、更に同人所有の肥料小屋、兎小屋、物置小屋各一棟に延焼させた。

被告人は、警察・検察・第一回予審と自白していたが、弁護人がつくると警察の拷問によると放火を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、問「放火の事実」につき、評議・評決の上、答申を命じた。陪審員は、評議の結果、問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択せず、再陪審に付す決定をした。

- 1 「岩手日報」昭和12・1・16 「□□の放火事件、けふ陪審準備公判」
- 2 「岩手日報」昭和12・1・17 「□□放火事件公判、陪審で廿三日開廷」
- 3 「東京日日岩手版」昭和12・1・17 「□□村の放火事件、陪審準備公判きのふ盛岡地方廷で開かる」
- 4 「東京朝日岩手版」昭和12・1・17 「□□村の放火事件、八年ぶりで陪審公判」
- 5 「読売新聞岩手版」昭和12・1・17 「放火のTD陪審と決定きのふ準備公判で依然否認」
- 6 「東京朝日岩手版」昭和12・1・19 「有罪？無罪？紙一重の差、□□の放火事件」

- 7 「読売新聞岩手版」昭和12・1・19 「然りか然らずか、興味呼ぶTDの陪審」
- 8 「岩手日報」昭和12・1・27 「謎の□□の放火事件清田(検事)・佐藤(弁護士)の一騎打・本県第三回陪審」
- 9 「東京日日岩手版」昭和12・1・28 「放火事件の陪審公判、けふ開廷さる」
- 10 「東京朝日岩手版」昭和12・1・28 「有罪？無罪？□□村の放火事件けふ八年ぶり」
- 11 「読売新聞岩手版」昭和12・1・28 「殺到を予想し、傍聴人まで制限人氣のTD陪審裁判」
- 12 「岩手日報」昭和12・1・29 「被告真つ向から否認、傍聴人数百名で忽ち超満員」
- 13 「岩手日報」昭和12・1・29 「微細にわたる審理に、被告依然犯行を否認」
- 14 「東京日日岩手版」昭和12・1・29 「八年振の陪審公判、傍聴席は満員、有罪か無罪か」
- 15 「東京朝日岩手版」昭和12・1・29 「中谷裁判長論告に、満廷蔽ふ莊重の氣」
- 16 「読売新聞岩手版」昭和12・1・29 「八年ぶり陪審公判、陪審員固唾のんで緊張」
- 17 「岩手日報」昭和12・1・30 「検事は有罪を確信す…清田検事切々の論告」
- 18 「岩手日報」昭和12・1・30 「大更放火事件陪審公判、拷問の件を強調し傍聴警官に衝撃」
- 19 「東京日日岩手版」昭和12・1・30 「有罪と信ずる、検事の論告峻烈弁護士反駁にすべ返し」
- 20 「東京朝日岩手版」昭和12・1・30 「陪審席に向つて放つ有罪無罪の両主張、痛烈」
- 21 「読売新聞岩手版」昭和12・1・30 「息詰る緊張の一瞬、宿命の答申終る」
- 22 「東京日日岩手版」昭和12・1・31 「然らずの答申を、裁判長認めず…つひにやり直し」
- 23 「東京朝日岩手版」昭和12・1・31 「□□村の放火事件、陪審裁判やり直し」
- 24 「読売新聞岩手版」昭和12・1・31 「勝訴の凱歌は瞬時、被告啞然と立つ第二回は来月一日に」

④TD金作(放火被告事件昭和12年3月1日判決)

○事件の概要 ③事件の再陪審事件である。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し示の上、問「放火の事実」につき、評議・評決の上、答申を命じた。陪審員は、評議の結果、問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪審判事と合議して答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「岩手日報」昭和12・1・31夕 「二月下旬再び、陪審公判：□□TD金作事件」
- 2 「岩手日報」昭和12・2・20 「再度の陪審公判、来月開廷裁判所長、検事正代つて干与」
- 3 「東京朝日岩手版」昭和12・2・20 「裁判長・検事正陣頭に両者堂々の論陣□□放火陪審」
- 4 「岩手日報」昭和12・2・28 「答申や如何？あすから二日間放火事件再陪審」
- 5 「東京日日岩手版」昭和12・2・28 「TD金作の放火事件再陪審公判！愈々あすから開廷」
- 6 「東京朝日岩手版」昭和12・2・28 「□□村の放火再陪審公判、あすいよく開廷」
- 7 「岩手日報」昭和12・3・2夕 「放火事件の再陪審、公判けふ開廷 検事正犯罪事実を陳述」
- 8 「岩手日報」昭和12・3・2 「証人の陳述みな被告に有利 大更放火陪審公判」
- 9 「東京日日岩手版」昭和12・3・2 「TD金作の放火事件再陪審公判開く盛岡未曾有の豪華裁判に」
- 10 「東京朝日岩手版」昭和12・3・2 「未曾有の顔触れを揃へ、莊重の氣満つ！放火再陪審公判」
- 11 「読売新聞岩手版」昭和12・3・2 「TDの放火繞つて、県民の視聴集中法廷に烈しい論戦」
- 12 「岩手日報」昭和12・3・3 「抑揚ある論告後に弁護士熱弁を振ふけふ説示後陪審員が評議答申」
- 13 「東京日日岩手版」昭和12・3・3 「華々しい法廷戦の火蓋切らるTD事件・再陪審公判」
- 14 「東京朝日岩手版」昭和12・3・3 「偽証の事実暴露し裁判長色を為す、放火再陪審」
- 15 「読売新聞岩手版」昭和12・3・3 「断有罪か無罪か、けふ愈よ陪審員答申の日」
- 16 「岩手日報」昭和12・3・4夕 「弁護士は無罪論、検事正補足説明第三日放火事件陪審」

- 17 「岩手日報」昭和12・3・4 「□□の放火事件、無罪の判決、再陪審公判大団円」
- 18 「東京日日岩手版」昭和12・3・4 「有罪無罪の大論戦、緊張したきのふの陪審公判」
- 19 「東京朝日岩手版」昭和12・3・4 「息詰る緊張裡に答申然らず！放火再陪審公判終」
- 20 「読売新聞岩手版」昭和12・3・4 「傍聴者の緊張理に、然らずとの答申喜びに驚喜の被告」
- 21 「岩手日報」昭和12・3・5 「陪審公判の費用一千元也、第一回目より倍増」
- 22 「東京日日岩手版」昭和12・3・5 「答申然らず、つひに無罪の判決放火事件陪審公判終る」
- 23 「東京朝日岩手版」昭和12・3・5 「お目出たうTD君！法廷の劇的情景、陪審裁判」
- 24 「読売新聞岩手版」昭和12・3・5 「その夜うれしい邂逅、夜霧に濡れて待つ妻と子」

⑤ S K 慶輔（放火被告事件昭和12年4月22日判決）

○事件の概要 被告人S S K 慶輔（二）は、昭和九年秋S D 屋へ奉公したが、主人が給料を支払わず酷使すると称して、何遍も奉公換えしようとしては、兄の忠告と滞った給料二百余円がフイになるのを恐れて、ズル／＼になつていたが、昭和十一年一月主人夫婦が「奉公人がこの家に火をつけてくれ、ば、保険金は取れるし滞納税金も払えるのに…」と語り合っているのを三回も耳にした、同月十六日頃、伝票をごまかして白米や煙草をくすねていたことが主人にバレそうになつたので、この家を焼けば主人は保険金で儲かるし、自分は悪事もバレずに給料を貰つて円満退店ができると考え、酒の力を借りて主家裏手秣小屋へ放火し、住家を除き四棟を全焼、馬二頭も焼死させた。

被告人は、警察・検察・予審の取調では放火を自白したが、公判準備で自白は警察官の暴行により自白したという。審理が終わり、裁判長は、陪審員に説示の後、問「放火の事

実」について、評議・評決の上、答申するよ命じた。陪審員は、評議の結果、問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議し答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

なお、被告人は、S D 屋における煙草、白米等の詐欺窃盗事件について、昭和一二年四月二四日、通常公判で懲役二月（窃盗一部無罪 執行猶予一年（求刑六月）の判決を受けた。

- 1 「岩手日報」昭和12・3・9夕 「□町の放火事件、陪審公判へ十五日に準備公判開く？」
- 2 「東京日日岩手版」昭和12・3・9 「陪審準備公判、意外の波瀾か十五日盛岡地裁で開かる」
- 3 「東京朝日岩手版」昭和12・3・9 「盛岡市の怪火、再び陪審裁判か」
- 4 「読売新聞岩手版」昭和12・3・9 「雇人の放火に偽証？弁護人側では告発の意向決す」
- 5 「読売新聞岩手版」昭和12・3・14 「放火準備公判」
- 6 「岩手日報」昭和12・3・16夕 「犯行を否認、遂に陪審公判へ、□町の放火被告事件」
- 7 「東京朝日岩手版」昭和12・3・16 「盛岡の放火事件、果然陪審を受諾：興味ある！犯行の経緯」
- 8 「読売新聞岩手版」昭和12・3・16 「雇人の放火事件、陪審公判と決定来月十日実地検証」
- 9 「岩手日報」昭和12・4・11夕 「S D 屋放火事件、けふ実地検証行」
- 10 「東京日日岩手版」昭和12・4・11 「放火の陪審公判、十九日から開く、きのふ実地検証」
- 11 「東京朝日岩手版」昭和12・4・11 「現場は黒山の人、放火事件の実地検証」
- 12 「読売新聞岩手版」昭和12・4・11 「放火実地検証」
- 13 「岩手日報」昭和12・4・18 「□町の放火、陪審公判、けふ盛岡地方で」
- 14 「東京日日岩手版」昭和12・4・18 「放火窃盗事件陪審公判、いよ／＼あす開廷」
- 15 「読売新聞岩手版」昭和12・4・18 「拷問繞つて興味津々、盛岡の放火愈よ陪審へ」
- 16 「岩手日報」昭和12・4・20夕 「薄ボンヤリに陳述、□町の放火被告けふ盛岡地方陪審公判」

- 17 「岩手日報」昭和12・4・20「放火はかたく否認、市内□町SD屋事件」
- 18 「東京日日岩手版」昭和12・4・20「盛岡市□町の米屋店員事件放火か否か陪審公判開かる」
- 19 「東京朝日岩手版」昭和12・4・20「暗い社会の断層公判廷に描く、盛岡市の放火陪審」
- 20 「読売新聞岩手版」昭和12・4・20「放火事件陪審開廷：場なれせぬ被告追究にしどろ証人は有利な陳述」
- 21 「岩手日報」昭和12・4・21夕「被告に不利にST重大な陳述、夜になって俄然興味」
- 22 「岩手日報」昭和12・4・21「有罪か無罪か、けふ陪審の答申きのふ午後は証人調べ」
- 23 「東京日日岩手版」昭和12・4・21「盛岡の放火事件警察官三名も証人台に起つ…拷問・怒み・偽証」
- 24 「東京朝日岩手版」昭和12・4・21「訊問に答へられず脳貧血で倒る証人調べの緊張した場面」
- 25 「読売新聞岩手版」昭和12・4・21「法廷で拷問問答、証人の殆ど被告に有利の証言」
- 26 「岩手日報」昭和12・4・22夕「証人調べ、けふ午前の陪審公判」
- 27 「岩手日報」昭和12・4・22「またはや陪審で！放火無罪の判決！」
- 28 「東京日日岩手版」昭和12・4・22「証人訊問終へ、検事の論告放火事件陪審公判三日目」
- 29 「東京朝日岩手版」昭和12・4・22「有罪と無罪の緊張した論戦、放火陪審公判三日目」
- 30 「読売新聞岩手版」昭和12・4・22「火花散る無罪論答申に耳を聳て満廷固唾を吞む」
- 31 「岩手日報」昭和12・4・23夕「□町放火事件、無罪について中谷裁判長談」
- 32 「岩手日報」昭和12・4・23「慶助君キヨトンとし晴れて保釈出所挨拶廻りして郷里へ」
- 33 「東京日日岩手版」昭和12・4・23「またはも無罪の判決、検察陣に憂色漂ふ盛岡の放火陪審公判」
- 34 「東京朝日岩手版」昭和12・4・23「答申然らず、無罪の判決下る、被告の勝利」
- 35 「読売新聞岩手版」昭和12・4・23「然らずの答申採択、六ヶ月ぶりSSK君に陽光」
- 36 「東京日日岩手版」昭和12・4・24「五ヶ月振りに保釈出所、喜びの慶助君」

- 37 「東京朝日岩手版」昭和12・4・24「有難う！兄さん、SSK君出所劇的情景」
- 38 「読売新聞岩手版」昭和12・4・24「おめでたうの歓迎、六ヶ月ぶりで陽の目を仰いで」
- 39 「岩手日報」昭和12・4・25夕「詐欺窃盗の分は、懲役二月執行猶予一年」
- 40 「東京日日岩手版」昭和12・4・25「慶助は詐欺で、懲役二ヶ月、但し執行猶予」
- 41 「東京朝日岩手版」昭和12・4・25「SSKの白米詐欺、執行猶予の判決」
- 42 「読売新聞岩手版」昭和12・4・25「求刑六月ヶ月に温情の執行猶予、SSK事件大団円」

(五) 秋田 陪審公判に関する報道

① KM金平（強姦致傷被告事件昭和4年4月23日判決）

○事件の概要 被告人KM金平（三八）は、昭和四年二月七日午前二時半頃、鹿角郡□町□□町通において、同町俗称□□町居住のSSKタキ（三三）と出会い、俄に姦淫しようと欲し、同町KS鉦山電柱置場前最北の橋梁辺りに於て、暴力を以て同女を積雪上に仰向けに押倒し、馬乗りとなり短刀様の物を示して脅迫した上、その目的を達しようとしたが、同女に左手中指を噛まれたため、これを遂げることが出来なかつたが、同女を押倒す際被告人の穿いていた靴で、同女を蹴ったため、同女の左脛部に約五錢白銅貨大の皮下性溢血を生じる傷害を与えた。

被告人は、警察・検察・予審では自白していたが、公判においては否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「強姦致傷の事実」、補問「強姦未遂の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問は「然らず」、補問は「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、検事は、

懲役二年を求刑した。裁判長は合議の上、懲役二年の判決を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和4・4・5夕「本県最初の陪審、暴行の公判効果も面白くないお金もかゝる」
- 2 「秋田魁新報」昭和4・4・18「本県最初の陪審公判開廷、愈々来る二十三四日」
- 3 「秋田魁新報」昭和4・4・23「けふ最初の陪審公判、暴行された女も出廷、燻果からも傍聴」
- 4 「東京日日秋田版」昭和4・4・23「実施七ヶ月目で初の陪審公判、けふ秋田で開かれる」
- 5 「秋田魁新報」昭和4・4・24夕「今日開廷された本件最初の陪審裁判」
- 6 「秋田魁新報」昭和4・4・24「午前に引続き証人の訊問、暴行事件陪審公判」
- 7 「東京日日秋田版」昭和4・4・24「最初の陪審公判きのふ開廷羽織袴で固くなった陪審員」
- 8 「秋田魁新報」昭和4・4・25夕「陪審員の答申犯行を認む、本県最初の陪審裁判」
- 9 「秋田魁新報」昭和4・4・25「観察も行きとゞいてゐる…白井裁判長の欣び」
- 10 「東京日日秋田版」昭和4・4・25「疑ひを挟む余地なしと検事正の論告」

②A B一藏(放火被告事件昭和4年6月12日判決)

○事件の概要 被告人A B一藏(六三)は、秋田郡□□村において十数年来薬剤師・薬種商を営み相当繁盛していたが、その後山師に手を染めて失敗の結果、多額の借財を負担するに至り、昭和三年八月頃、S T彌七郎が被告人方店舗の西隣の家屋を、その所有者S S Kのぶより借受け、同所において被告人と同商売である薬種商を開業し、日々彌七郎の商売が発展したため、被告人の営業はその影響を受けて、昔日の如くならないので、彌七郎を嫌怨し、かつS S Kのぶが彌七郎に被告人と同商売であることを知悉しながら、殊更に右家屋を彌七郎に貸し付けて、以て被告人を不利に陥れた措置を恨んでいた処、昭和三年

一月二八日午後一時過頃、前記彌七郎住家を焼燬して、予ての怨恨をはらし、且つ彌七郎をして右場所から立退かそうと決意し、家人の寝静まった後、自宅内に於いて有合わせのボール紙製古箱一個並びに鉄力製空箱一個に打返綿を夫々適当に詰入れ、これに商品用の揮発油約五合を注掛けた上、窃かに彌七郎方に至り、同人店舗東北隅外側よりその床下に配置し、一旦自宅に引返し、手に附着した揮発油を洗い浄めた後、自宅内よりマッチ一個取出し、再び彌七郎方に至り、右マッチを以て前記箱入り打返綿に点火し、因つて右店舗の東北隅の床板等に燃移らせ、以て佐藤彌七郎等家族の住戸する家屋の一部を焼燬した。

被告人は、警察・検事の取調などでは自白していたが、予審中途より放火を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役三年の判決を言渡した。被告人は、昭和四年六月一七日上告したが、同年七月三十一日、上告を取下げた。

- 1 「東京日日秋田版」昭和4・5・9「放火事件準備公判、十五日秋田で」
- 2 「秋田魁新報」昭和4・5・16「□□放火事件陪審公判へ、期日は六月初旬頃か」
- 3 「東京日日秋田版」昭和4・5・16「放火事件準備公判、愈々陪審に決定」
- 4 「東京日日秋田版」昭和4・5・25「放火事件陪審公判、六月五六日の両日」
- 5 「東京日日秋田版」昭和4・5・31「西川控訴院長陪審公判視察、十一二両日出張」
- 6 「東京日日秋田版」昭和4・6・6「放火事件陪審、係官決定す」

- 7 「東京日日秋田版」昭和4・6・9 「有罪か無罪か放火陪審、緊張裡に十一日開廷」
- 8 「秋田魁新報」昭和4・6・11 「□□の放火今日陪審裁判、被告は絶対に事実を否認」
- 9 「秋田魁新報」昭和4・6・12夕 「□□犯人事件陪審公判苦痛と驚怖から警察で自白した」
- 10 「秋田魁新報」昭和4・6・12 「面倒臭いから嘘をついた、□□放火事件陪審公判」
- 11 「東京日日秋田版」昭和4・6・12 「ねたみの放火犯、陪審公判開かる被告犯罪事実を否認」
- 12 「秋田魁新報」昭和4・6・13夕 「里見検事正長論告一時間半、二弁護士の弁論へ」
- 13 「秋田魁新報」昭和4・6・13 「□□放火事件陪審公判二日目：判決懲役三年」
- 14 「東京日日秋田版」昭和4・6・13 「陪審公判第二日、隣家を焼く目的で放火したものか？」
- 15 「秋田魁新報」昭和4・6・14 「陪審裁判費用」
- 16 「東京日日秋田版」昭和4・6・14 「放火犯人A B一藏上告、陪審裁判に不服で」
- 17 「秋田魁新報」昭和4・6・15 「A B上告する」

③ HDチヨウ（殺人被告事件昭和4年7月9日判決）

○事件の概要 被告人HDチヨウ（四六）は、若年の頃から居村HD勝藏方にHD直治と共に雇われ同居中に情を通じていたが、間もなく被告人はHD松太郎と婚姻し□□町に一戸を構えて夫松太郎と同棲し、長女サト、長男政吉をもうけ、直治もまた帯妻し二男二女をもうけながら、兩人は情交を継続し、殊に大正一三年中直治の妻エサ死亡後は、一層その関係を深め、その後直治の次男直次郎に被告人の長女サトを娶せ、益々懇親の間柄となったが、昭和四年二月二〇日頃（旧正月一五日頃）、被告人と直治が情交中に被告人の夫松太郎に現認されたため、直治は一応松太郎に謝罪し、松太郎も寛大な態度を示したが、

互いに衷心より融和出来なかった、その後被告人と直治は直治方藁小屋において密会の際、終生情交関係を継続し、若し松太郎より再び醜行を現認せられることがあれば、直に松太郎を殺害しようと約し、依然として姦通を重ねていた処、昭和四年三月一六日午前六時頃、被告人・直治の両名が松太郎方出入口前で敢えて情を交えていた折柄、松太郎に現認された際、直治は予謀に基づき、松太郎を先づ手拳を以て殴り、次いで同人を同家俗称庭内（土間）に押倒した上、松太郎が「御免してくれく」助けを乞うのも顧みず、同所に在り合わせた藁打用横槌を以て松太郎の頭部を乱打して即死させた、その際チヨウは松太郎の悲鳴が外間に洩れるのを防ぐ為、出入口の戸を閉めて、直治の犯行を助けて、殺害の目的を遂げた。

被告人チヨウは、公判ではHD直治との殺人の共謀や幫助行為を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「殺人の事実」、補問「殺人幫助の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問「然り」、と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は無期懲役を求刑し、裁判長は合議の上、無期懲役の判決を言渡した。

その後、被告人直治のHD松太郎に対する殺人・死体遺棄事件および被告人チヨウの死体遺棄事件についての通常公判が、併合して審理された。その結果、被告人直治は死刑（死体遺棄は「刑を科さず」、被告人チヨウは懲役一年の判決を受けた。

（注1）③陪審事件被告人チヨウは、昭和4年7月9日上告したが、昭和4年7月20日上告を取下げた。

（注2）③通常事件被告人直治は、宮城控訴院に控訴（弁護士大島重明）したが、昭和4年11月13日、死刑の判決を受けた。そこで、

被告人直治は、上告（弁護士設楽勇雄・横田隼雄）したが、昭和5年2月14日、大審院は上告棄却した。

- 1 「秋田魁新報」昭和4・5・10 「姦夫姦婦殺人事件、或は陪審を拒否か」
- 2 「東京日日秋田版」昭和4・5・21 「夫殺しは愈々陪審公判、共犯の男は辞退す」
- 3 「東京日日秋田版」昭和4・6・11 「夫殺しの裁判、妻は陪審に、情夫は普通公判に」
- 4 「秋田魁新報」昭和4・6・14 「又も陪審公判、夫殺し事件、…情夫は普通裁判に」
- 5 「秋田魁新報」昭和4・6・18 「やはり陪審へ引出される情夫、夫殺し公判の女は」
- 6 「東京日日秋田版」昭和4・6・20 「殺人事件第三回陪審公判」
- 7 「東京日日秋田版」昭和4・6・26 「殺人陪審公判、期日変更さる」
- 8 「秋田魁新報」昭和4・6・28 「陪審公判延期、夫殺し事件」
- 9 「東京日日秋田版」昭和4・6・29 「殺人陪審事件、竹平検事検証」
- 10 「秋田魁新報」昭和4・7・5 「惨虐な夫殺し、けふ陪審公判」
- 11 「秋田魁新報」昭和4・7・6夕 「愛欲に狂ふ情夫ゆえ、惨虐な夫殺し公判」
- 12 「秋田魁新報」昭和4・7・6 「娘の名を呼びつゞけて法廷に泣き狂ふ母：夫殺し陪審」
- 13 「秋田魁新報」昭和4・7・7夕 「夫殺しデョウに無期懲役求刑、陪審員も殺人を認め」
- 14 「秋田魁新報」昭和4・7・9 「姦婦デョウはけふ言渡し陪審法廷：姦夫は普通公判」
- 15 「秋田魁新報」昭和4・7・10夕 「夫殺し無期懲役、顔面蒼白となつてうなだれた」
- 16 「秋田魁新報」昭和4・7・16夕 「殺人死体遺棄の姦夫□□町の惨虐事件公判開廷、姦婦も法廷に」
- 17 「秋田魁新報」昭和4・7・16 「その罪は兇悪！検事死刑を求刑：被告直治血相かゆ」
- 18 「秋田魁新報」昭和4・7・23夕 「姦夫直治には死刑の判決姦婦デョウの死体遺棄に懲役一年」
- 19 「秋田魁新報」昭和4・7・23 「直治は控訴、デョウは服罪」
- 20 「秋田魁新報」昭和4・7・30夕 「死んで早くお詫びしたい、死刑を覚悟の直治」

- 21 「秋田魁新報」昭和4・8・18夕 「控訴の直治、けふ護送」
- 22 「秋田魁新報」昭和4・8・19 「殺人者直治にこの涙」
- 23 「秋田魁新報」昭和4・11・7 「姦通殺人控訴公判延期」
- 24 「秋田魁新報」昭和4・11・14 「死刑のHD、原審通り言渡し□□の殺人事件に仙台控訴院の判決」
- 25 「東京日日秋田版」昭和5・2・5 「夫殺し事件の上告裁判、検事上告棄却を求む」
- 26 「秋田魁新報」昭和5・2・15 「姦夫姦婦は上告棄却、遂に死刑」
- 27 「東京朝日」昭和5・2・15 「姦夫姦婦同罪」

④MZみさ（放火被告事件昭和5年2月6日判決）

○事件の概要 被告人MZみさ（五六）は、由利郡□□町WB清七の二女で、二五歳の折同郡□□村OK保孫一の内縁の妻となり同棲二年にして妊娠したが、夫孫一は日露戦役に戦死した為に実家に立帰り一子異（二三）を挙げた、四二歳の折□□町MZ増吉の後妻となり入籍したが増吉は大正一四年中死亡し、その後は継子の増吉の長男立雄及び同人妻サトと共に円満に生活していた処、被告人の一子異は小学校卒業後□□町指物師KM藏造方において指物師見習を為し、二〇歳の折東京市京都市方面に赴き五年間滞在し、昭和四年四月二九日妻智恵子と共に□□町に帰来し、同年五月二日被告人と共に立雄方に寄寓するに至ったが、被告人は異妻智恵子に口喧しい為め、立雄夫婦は常に智恵子に味方して被告人を罵倒する為め痛くこれを憤慨し、遂に同年九月四日異夫婦と共に□□町□小路に別居することに至り、爾来立雄夫婦を怨むこと甚だしく、偶々同年一月三日亡父増吉の長女で被告人の継子のKMタカが、その夫KM停治と共に横須賀より□□町に帰来し立雄方に

宿泊したが、翌四日午後六時頃異は同人等に挨拶の為め立雄方に赴いたところ、被告人は立雄夫婦の平素の行動を想起し、寧ろこの際立雄夫婦の居住する住宅を焼燬して宿怨を霽らすに如かずと決意し、自宅台所にあった枝付松葉を一掴み及びマッチを懐中し、嫁智恵子に対しては豆腐を買いに行くと呼称して自宅を立出で、同夜六時三〇分頃自宅より約二町三〇間を距てた立雄方に至り、同家住宅と密接した物置の北側外壁に破れ目に杉皮を張つてある個所に携えてきた枝付松葉を置きマッチ一本を擦りつけて放火し、以て立雄夫妻の現住する住家一棟を焼燬し、千余円の損害を与えた。

被告人は、警察・検事の取調などでは自白していたが、公判では放火を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役七年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年の判決を言渡した。被告人は上告したが、昭和五年五月一五日、大審院は上告棄却した。

- 1 「秋田魁新報」昭和5・1・30「放火年増の陪審、準備はすつかり出来て二月四日」
- 2 「秋田魁新報」昭和5・2・2夕「放火女の陪審公判、傍聴券制限」
- 3 「秋田魁新報」昭和5・2・5夕「つけ火をした覚えはない：放火年増陪審公判」
- 4 「秋田魁新報」昭和5・2・5「午後の証人調べも遂に夜に入る法廷：放火女の陪審公判」
- 5 「東京日日秋田版」昭和5・2・5「秋田法廷の放火陪審公判」
- 6 「秋田魁新報」昭和5・2・6夕「有罪か無罪か？きはどい放火陪審大澤検事は放火と断じ」
- 7 「秋田魁新報」昭和5・2・6「立雄夫婦を恨み放火したか否か、：然りの一語」

- 8 「東京日日秋田版」昭和5・2・6「陪審員犯意を認め、検事七年の求刑・放火公判」
- 9 「秋田魁新報」昭和5・2・7夕「放火年増判決、懲役五年言渡し」
- 10 「秋田魁新報」昭和5・2・7「放火女の陪審に使ったお金、然り代がザット千円」
- 11 「東京日日秋田版」昭和5・2・7「懲役五年、□□の放火女の判決」
- 13 「秋田魁新報」昭和5・2・8「放火年増控訴（注、上告）」

⑤NJさと（放火被告事件昭和6年7月11日判決）

○事件の概要 被告人NJサト（四四）は、舅清藏（七三）被告長男常松（三五）同人妻ミエ（三二）一男仁市郎（三三）長女イト（一八）孫ハリ（三）と七人家族で、被告人は一六年前夫市松に死別し、以来家計一切を掌り農業を営んでいるものであるが、常松、ミエ、仁市郎の三名は病弱で医薬に親しみ、一人前の稼ぎをなすものは被告人のみなので、漸く家運が衰頽し、昨年より本年に亘り二回に田約二反歩を売却するに至ったのを憂い、従来屢々嫁ミエを離別しようとしたが果たさず、寧ろ自宅に放火しその嫌疑をミエに負わせて同人を離別しようとして、昭和六年四月四日午後五時頃、自宅表入口に施した雪囲用の径三寸長さ約七尺の萱束一八束を取外し、これを三把とし自宅庇の板壁に立て掛け、午後七時過ぎ家人の隙を窺い、ボロ屑新聞屑などを三寸位に丸めたもの及び石油壘を持出し、ボロに石油を注ぎ、これを前記の萱に挿入し、マッチを擦って放火し、萱の一部及び板壁庇の一部を焼燬した。

被告人は、長男妻ミエに放火の嫌疑を負わせるつもりで点火したことは認めたが、すぐ消止めるつもりであったと放火の意思を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審

員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択し無罪の宣告をした。

- 1 「秋田魁新報」昭和6・6・21 「放火年増陪審裁判、七月下旬頃か」
- 2 「東京日日秋田版」昭和6・6・23 「放火事件の陪審公判、七月下旬に」
- 3 「東京日日秋田版」昭和6・7・5 「放火陪審公判は十一日頃」
- 4 「秋田魁新報」昭和6・7・7 「放火陪審公判、来る十一日」
- 5 「東京日日秋田版」昭和6・7・11 「六十名に傍聴券」
- 6 「秋田魁新報」昭和6・7・12夕 「濡れ衣を着せて嫁追ひ出しの放火家産の傾くに焦慮した」
- 7 「秋田魁新報」昭和6・7・12 「嫁追出しの狂言か、…放火公判初の無罪」
- 8 「東京日日秋田版」昭和6・7・12 「陪審員の答申で無罪、放火事件陪審公判」

⑥NT敬藏（放火未遂被告事件昭和6年9月11日決定）

○事件の概要 被告人NT敬藏(三三)は、大正一五年兄の敬吉方より分家し、□□町に宅地、建家を貰い受けうどん製造に従事していたが、兄敬藏は未だ右土地の名義を移転せず、該宅地その他を抵当として金員を借入れたので、被告人は右借金の一部を支払い、宅地の抵当権を抹消し自分名義に移転させる為め金策中、昭和五年中右建家を目的として、NH火災保険会社と二口で千五百円の火災保険契約を締結し、これを詐取しようとして、昭和六年四月一日午前三時頃、右建家の焼燬を企て、自家の炊事場屋外よりのし板内部に石油を注ぎ、マツチで放火したものと、火勢に恐れ火事ぶれをしたため、隣人が駆けつけ共に消火したので目的を遂げなかった。

被告人は、警察・検事・予審で放火の自白をしていたが、公判準備で放火の意思を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択せず、再陪審の宣告をした。

- 1 「秋田魁新報」昭和6・7・2 「□□の放火陪審公判へ、犯行を否認」
- 2 「東京日日秋田版」昭和6・7・2 「第六回目の陪審公判、放火未遂事件」
- 3 「秋田魁新報」昭和6・8・29 「放火陪審公判九月十一日」
- 4 「東京日日秋田版」昭和6・8・29 「放火事件の陪審公判、九月十一日」
- 5 「秋田魁新報」昭和6・9・11夕 「放火陪審傍聴券発行」
- 6 「東京日日秋田版」昭和6・9・11 「第六回目の陪審公判」
- 7 「秋田魁新報」昭和6・9・12夕 「放火の事実を全然否認す、□□の放火未遂事件」
- 8 「秋田魁新報」昭和6・9・12 「放火未遂事件陪審公判：陪審員の答申採用されず」

⑦NT敬藏（放火未遂被告事件昭和6年10月3日判決）

○事件の概要 ⑥事件の再陪審である。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択し無罪の判決を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和6・9・15夕 「放火陪審事件、再陪審本月未開廷」
- 2 「東京日日秋田版」昭和6・9・26 「放火事件の陪審公判」

- 3 「秋田魁新報」昭和6・10・2 「□□放火事件、再陪審公判来る三日、傍聴券発行」
- 4 「秋田魁新報」昭和6・10・4夕 「□□放火うどん屋、再陪審公判開かる陪審員に一脈の緊張」
- 5 「秋田魁新報」昭和6・10・4 「□□放火うどん屋、再陪審で無罪判決その刹那のうれし泣き」
- 6 「東京日日秋田版」昭和6・10・4 「きのふ再び陪審公判、製麵業の放火事件」
- 7 「東京日日秋田版」昭和6・10・6 「敬藏つひに無罪、陪審員答申前回通り」

⑧ H U 安五郎（放火被告事件昭和7年3月26日）

○事件の概要 被告人H U 安五郎（四二）は、本家のH U 喜七（六二）より借財をし、亡父の時代に所有田地三段四畝歩を移転し、更に被告人は喜七より五百円を借受け、残りの田地をこれに向け、残二百円に付き改めて証書を入れ、田地全部を失い、漸次家産が傾くや借財の利子期限等について、何等恩恵を与えずして田地を取上げた本家喜七の冷酷な態度を恨みに思い、且つ喜七が経営する鮎漁場に船頭として雇われた際、病気休業したのに見舞金も与えず、却って配当金を減額されたことなどがあり不快を感じ、その後自分経営の鮎漁に付き自分を疎外するものとして、益々喜七の態度を恨み、同人家に放火して宿恨を晴らそうと決意し、昭和六年一〇月七日午前一時頃、窃かに起床しマツチを携えて喜七宅裏手小屋に至り、同所に積重ねてあった直径一尺長さ三尺位に重ねた杉葉丸を以て庭内に入り、居宅東側縁下辺に杉葉を置き、マツチを以てこれに放火し、同家及びその附近住家七棟小屋倉庫一〇棟を焼燬した。

被告人は、予審三回目までは自白していたが、急に警察に責められて自白したと否認するようになった。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」

について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択し無罪の判決を言渡した。

- 1 「東京日日秋田版」昭和7・2・3 「近く陪審公判」
- 2 「秋田魁新報」昭和7・3・26夕 「□□放火の放火陪審公判開かる絶対に火は放ヶ無い！」
- 3 「秋田魁新報」昭和7・3・26 「□□放火の放火陪審公判開かる…証人の取調に入る」
- 4 「東京日日秋田版」昭和7・3・26 「答弁はうそだ、放火事件の陪審公判」
- 5 「秋田魁新報」昭和7・3・27夕 「偉い人の前で真実を言ふ積り、火はつけぬと亢奮」
- 6 「秋田魁新報」昭和7・3・27 「陪審員の答申然らず、裁判長無罪を言渡す」
- 7 「東京日日秋田版」昭和7・3・27 「放火事件は無罪、陪審員の答申採用」

⑨ W M 留吉（殺人未遂被告事件昭和7年4月20日判決）

○事件の概要 被告人W M 留吉（二八）は、昭和六年秋頃より無産運動に入り、全農□□支部事務所に寄宿し運動している内、同年一二月中旬頃、□□町地主M G 傳治（四七）の小作人一二名が組合を脱退したので、これは地主の策動であると思い、組合運動の發展上、M G をこのまゝにしておいては阻害になると信じ、「M G をやつつけてしまえ」と決意し、昭和六年一二月二四日午後一時、長さ約三尺径一寸余の棍棒を携えて地主方に至り、店舗帳場で執務中の傳治に対し、無言のまゝ棍棒で殴りつけ、頭部その他を数回乱打し、撲殺しようとしたが、同人が昏倒したのを死亡したと誤信し、中止した為め殺害の目的を遂げなかった。

被告人は、予審までは殺意を認めていたが、公判では懲らしめの為殴打したと答弁した。

審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「殺人の事実」、補問「傷害の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役三年以上五年未滿を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役二年以上四年未滿の判決を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和7・4・17夕「地主撲殺未遂の陪審公判開く、被告は殺意を否認」
- 2 「秋田魁新報」昭和7・4・17「撲殺未遂事件、陪審員から訊問、八名の証人証言」
- 3 「東京日日秋田版」昭和7・4・17「殺意を否認し証人八名調ぶ、第九回目の陪審公判」
- 4 「秋田魁新報」昭和7・4・18「地主撲殺未遂事件、然りと答申、判決言渡は二十日」
- 5 「秋田魁新報」昭和7・4・21「殺人未遂陪審判決」
- 6 「東京日日秋田版」昭和7・4・21「少年法を適用して判決、懲役二年以上四年以下」
- 7 「東京毎日」昭和7・9・27夕「少年闘士、農民運動の渦中で地主を滅多打ち」

⑩ I T 貞治（放火被告事件昭和7年6月22日判決）

○事件の概要 被告人 I T 貞治（四三）は、□□川村□□川部落の有力家 I T 賢藏（六三）の養子で村会議員をしており、その隣家の医師 W M 一（五）も相当の資産家で、同様村会議員をしている関係上、選挙その他些細のことから反目をするに至った、W M は医師の身を省みず部落民に対し高利貸しをしたり、治療代を普通の貸借に改めた債権を多額に有し、昭和六年秋頃から該債権に基づき強制執行をなす等、嚴重なる取立をなしている、困窮した部落民に同情し、被告人は W M の態度を憎んで反省を促そうとしていた、昭和六年一月二一日同部落競技委員長をしている養父の賢藏が、貧窮部落民三〇余名の嘆願に基づ

き、協議会を開いて無尽会全部休会することを申合わせたが、W M は更に別段協議会を開き前決議を破毀して各無尽会毎に決議させることを主張して賢藏に迫り、遂に同月下旬休合せぬことに決議し、自分の養父の面目を丸潰しにされたのを憤慨し、W M 宅を焼燬して、その鬱憤を霽らそうとして、昭和六年一月一日午後一〇時頃、自宅より藁、マッチを携えて、W M 方に至り、その外側軒板に藁を置き、マッチで放火し、湯殿の一部を焼燬した。

被告人は、警察・検事・予審では自白していたが、公判では刑事が無理にでっち上げて犯人に仕立てたと主張した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択し無罪の判決を言渡した。

- 1 「東京日日秋田版」昭和7・4・24「第十回目の陪審公判五月に」
- 2 「東京日日秋田版」昭和7・6・1「第十回目の陪審公判、今度も放火事件」
- 3 「秋田魁新報」昭和7・6・2「却って悪結果、放火の取調苛酷、でっち上げた犯人」
- 4 「秋田魁新報」昭和7・6・22夕「放火村議の陪審公判開廷、傍聴席は村民で満員」
- 5 「秋田魁新報」昭和7・6・22「警察の暴状暴露、飽迄も事実否認、放火村議陪審」
- 6 「東京日日秋田版」昭和7・6・22「飽くまで犯行否認、常に反目の隣家へ放火した」
- 7 「秋田魁新報」昭和7・6・23夕「感情を捨て、判断をされたい、山下検事の論告」
- 8 「秋田魁新報」昭和7・6・23「いよく、判定の主問を發する、村議放火陪審事件」
- 9 「東京日日秋田版」昭和7・6・23「答申は然らず、I T 村議は無罪、放火陪審公判終る」
- 10 「秋田魁新報」昭和7・6・24「陪審員達の認識不足を嘆く放火の悪弊も強制されぬと…検事連語る」

⑪ IU軍治（放火被告事件昭和7年12月5日判決）

○事件の概要 被告人IU軍治（三六）は、KS鉦山に勤務していたが、同僚のIB次郎（三四）と共に、町内の女に戯れたが思うように行かぬところから、両名共謀して、（1）昭和七年五月一六日午後一時頃、元□□社宅OND養之助方便所に放火全焼させ、（2）同年六月二日夜一〇時頃、東□□社宅ST勝治方軒下に放火、（3）更に同夜附近のFS藏八方軒下にも放火したが、それらはいづれも早く発見されて、大事に至らなかった。

被告人は、警察・判事・予審では自白していたが、公判では自白を否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「共謀して放火（1）・放火未遂（2）（3）の事実」、補問「被告人単独の放火（1）・放火未遂（2）（3）の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然り」と答申し、裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役八年を求刑した。IBは、通常公判で自白し、検事に懲役六年を求刑された。裁判長は陪席判事と合議の上、被告人IU軍治に対し懲役六年・未決勾留六〇日算入、被告人IB次郎に対し懲役四年・未決勾留八〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和7・12・3 「放火はしないと飽く迄事実を否認す、□□放火事件」
- 2 「東京朝日秋田版」昭和7・12・3 「放火事件の陪審公判、被告は否認」
- 3 「秋田魁新報」昭和7・12・4夕 「微細周到な山下検事の論告、□□放火事件陪審公判」
- 4 「秋田魁新報」昭和7・12・4 「陪審員の答申は放火の事実を認む、検事の論告痛烈」
- 5 「東京朝日秋田版」昭和7・12・4 「放火犯人に懲役八年を求刑、陪審員然りと答申」

- 6 「東京日日秋田版」昭和7・12・4 「□□放火陪審遂に然りの答申、軍治の犯行を認む」
- 7 「秋田魁新報」昭和7・12・6 「□□放火犯人判決」
- 8 「東京日日秋田版」昭和7・12・6 「□□放火陪審けふ判決」
- 9 「東京日日秋田版」昭和7・12・7 「軍治に懲役六年の言渡し、□□放火陪審」
- 10 「東京朝日秋田版」昭和7・12・8 「陪審請求事件で本件が東北一」

⑫ EGY準治郎（非現住建造物放火及現住建造物放火被告事件昭和8年2月5日判決）

○事件の概要 被告人EGY準治郎（三四）は、昭和七年九月一八日夜、自己所有木材倉庫に放火し、倉庫二棟及び隣接のKKスエ住家を焼燬した、それは右倉庫二棟にDI火災会社に五百円及びNH共立火災保険会社に千三百円、合計千八百円を契約していたので、保険金を詐取するための放火であったが、かゝる犯行を為すに至ったのは、被告人はMY善治外各方面から莫大な借財があり、加えるに最近数年間家族に死亡や病人が続出し、家計上窮迫を告げて来た折も折り、秋田駅前YK運送店より荷為替の無い千余円の木材を受取り厳しい請求を受けて、同年九月二〇日まで支払すべきを約し、また姉サダの夫ST房太郎から借財残額百円の請求を受け、これまた九月二〇日まで支払う約束をしていたが、その為め被告人の頭は混乱し思い余り、遂に保険金詐取により、これら苦境を打開しようとした。

被告人は、予審までは自白していたが、公判では否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「非現住建造物放火及び現住建造物放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然り」と答

申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役八年を求刑した。裁判長は陪席判事と合議の上、被告人に対し懲役四年の判決を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和7・11・27 「EGYの陪審公判」
- 2 「東京朝日秋田版」昭和7・11・27 「県下で最初の請求陪審公判放火事件きのふ準備手続」
- 3 「東京朝日秋田版」昭和8・1・5 「新春早々陪審二件、秋田に開廷」
- 4 「秋田魁新報」昭和8・2・4夕 「放火犯の木材商、陪審けさ開廷早朝から傍聴ファン目白押」
- 5 「秋田魁新報」昭和8・2・4 「放火の自白に対し検事三要点を訊問：実父や姪から有利な証言」
- 6 「東京朝日秋田版」昭和8・2・4 「警察と予審の陳述を翻す、準治郎立証して否認」
- 7 「東京朝日秋田版」昭和8・2・4 「町民嘆願裡に俄然犯行否認、本年初の放火陪審」
- 8 「秋田魁新報」昭和8・2・5夕 「証人と弁護人がなれば喧嘩腰！放火陪審公判」
- 9 「秋田魁新報」昭和8・2・5 「之が無罪ならばつひに真理がない三笠検事一時間半の大論告」
- 10 「東京朝日秋田版」昭和8・2・5 「証拠は歴然、放火事件陪審公判、三笠検事の論告」
- 11 「東京朝日秋田版」昭和8・2・5 「秋田放火陪審、続行公判開く」
- 12 「秋田魁新報」昭和8・2・6 「弁論やうやく終り、陪審員に主問手交：運命の答申然り」
- 13 「秋田魁新報」昭和8・2・7夕 「放火陪審公判さらに二件、放火木材商費用負担」
- 14 「東京朝日秋田版」昭和8・2・7 「EGYに懲役四年、放火事件の判決」
- 15 「東京朝日秋田版」昭和8・2・7 「秋田の放火、然りの答申で、懲役四年涙の判決」

⑬ ST吉三郎（放火被告事件昭和8年3月4日判決）

○事件の概要 被告人ST吉三郎（二）は、NS中学の二年修了後、父の命で退学させ

られ自宅で家業の雑穀味噌商に従事していたが、商売は厭でどこまでも入学したい希望を持っていたが容れられず、父の態度を不満に思っていた、折柄昭和六年春、居村□□村役場書記となり、昭和七年二月妻キエ子を娶り、二人で又元の商売に従事したが、キエ子は妊娠し手不足となり、兎角商売が思う様に行かず、売上金取立も出来ぬようになった処、父與作はこれを事毎に叱責するので、吉三郎は父を冷酷と怨み懊悩の末、昭和七年一〇月一四日、遂に浅はかにも保険に加入の上、自宅を焼失させたならば、営業も変更できるし父も余り干渉しないであろうと考え放火を決意し、自分の行為をカモフラージュする為め、自分に怨みを懐いている者の仕業に見せ掛けようと、「貴様の家を近い内に焼燬してやるぞ」と自分宛に脅迫状を投函し、一〇月一七日、その脅迫状を居村駐在巡査に示し、二二一日FJ保険会社と五千円の保険加入契約をなし放火の機を窺い、同月二三日午前一時頃、予て貸してある自宅内居村信用組合宿直室の床下地下室に匍匐を置き、マッチでこれに放火し、自宅及び附近住家一四棟を焼失させた。

被告人は、警察・検事・予審では自白していたが、公判では否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役一〇年を求刑した。裁判長は合議の上、被告人に対し懲役八年の判決を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和8・3・2 「父の冷酷を恨み我が家へ放火する山本郡□□村□□村役場書記」
- 2 「東京朝日秋田版」昭和8・3・2 「放火書記犯行否認」
- 3 「秋田魁新報」昭和8・3・3夕 「被告吉三郎に有利な証言、放火陪審第二日」

- 4 「秋田魁新報」昭和8・3・3 「証人の訊問、放火陪審公判、第二目被告に有利」
- 5 「東京朝日秋田版」昭和8・3・3 「放火陪審続行公判、いづれも被告に有利な証言」
- 6 「東京日日秋田版」昭和8・3・3 「役場書記放火陪審続行公判」
- 7 「秋田魁新報」昭和8・3・4 「放火陪審公判四日も続行、法廷異常に緊張す」
- 8 「東京朝日秋田版」昭和8・3・4 「山下検事の論告、予審の重大性を説く」
- 9 「東京日日秋田版」昭和8・3・4 「□□放火陪審」
- 10 「秋田魁新報」昭和8・3・5 「懲役八年判決」
- 11 「東京朝日秋田版」昭和8・3・5 「元役場書記に懲役八年」
- 12 「東京日日秋田版」昭和8・3・5 「放火書記に懲役八年言渡し、陪審公判に涙あり」

⑭ KD 愛七郎 (放火被告事件昭和9・3・21判決)

○事件の概要 被告人KD愛七郎(三三)は、数年前から料理屋を営んでいるうち、昭和七年抱酌婦MMトヨと関係を結び、その為め妻ヨシ(三三)と折合悪しくなり、昭和八年四月離婚し、トヨと同棲していたが、その後トヨが病死したので淋しくなり、離婚した先妻ヨシに子供もある仲だから、数回復縁を希望したが、ヨシはこれを顧みず返答もしないので、被告人は詮方なくヨシとの間に生まれたコウ子と侘しく生活していたが、商売は不振で家計も苦しくなり、税金の滞納、YR殖産無尽会社からの借財が嵩む様な状態になりつゝあつた折柄、昭和八年一〇月六日加入したTK火災海上保険株式会社に五百円宛て二口、合計一千元の保険金さえ手に入れば借金も返済出来るし、先妻ヨシも復縁してくれるであらう思い、昭和八年一〇月一五日午前二時頃、自宅から二軒隣の料理屋YDカツ方裏口の

廊下縁の下に匍屑を置き、これに火を放ち自宅に延焼してくることを期したが、YDの家人が発見し、直に消止めたので、自宅を焼燬することは出来なかつた。

被告人は、予審の第二回目取調までは、犯行を自白していたが、その後は否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日秋田版」昭和9・1・20 「初陪審裁判に□□目の放火事件か」
- 2 「秋田魁新報」昭和9・2・15 「保険金詐取放火陪審、三月七八両日」
- 3 「秋田魁新報」昭和9・3・16 「放火陪審公判」
- 4 「秋田魁新報」昭和9・3・20 「久し振りの陪審公判、□□目の放火事件」
- 5 「秋田読売」昭和9・3・20 「妻恋しさに放火、きのふ第一回公判」
- 6 「秋田魁新報」昭和9・3・21夕 「際どい証言を被告が反駁、□□目の放火陪審」
- 7 「秋田魁新報」昭和9・3・21 「□□目放火陪審公判、証人調べ」
- 8 「秋田読売」昭和9・3・21 「□□目の放火事件公判」
- 9 「秋田魁新報」昭和9・3・22 「答申採択され愛七郎は無罪、□□目放火陪審公判」

⑮ WB フセ・IT ミツエ (フセ・殺人教唆被告事件、ミツエ・殺人未遂被告事件昭和10年9月21日判決)

○事件の概要 被告人WBフセ(三七)は、WB辰三の後妻であるが、自分の実子金藏(二九)に家督を相続させたさに、先妻の長男澤藏(二三)を亡き者にしようと企み、澤藏の内縁の妻ミツエ(二八)が夫澤藏より、金藏に好意を寄せているのを奇貨として、被告人ミツエ

に「猫イラズを食物に塗って、澤藏に与え死なせば、お前は金藏と夫婦になり幸福になる」とそゝのかし、被告人ミツエは昭和一〇年三月一七日にビスケット、二〇日に弁当の塩鮭に猫イラズを塗って澤藏に与えたが気付かれず未遂に終り、更に同月三一日夕食の油揚げに猫イラズを多量につけ澤藏の膳に出し、発見され表沙汰になった。

被告人ヲセ、同ミツエの兩名は、予審まで自首していたが、公判ではヲセは全面的に否認し、ミツエは三回目は恐ろしくなり澤藏が直ぐ気がつくように残りの猫イラズを全部つけたと殺意を否認した。

審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問一「ヲセによる殺人教唆の事実」、主問二「ミツエによる殺人の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問一に対し「然らず」、主問二に対して「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、被告人ヲセに無罪を言渡した。そして検事は被告人ミツエに、少年法を適用して懲役懲役二年以上四年以下を求刑した。裁判長は、陪席判事と合議の上、被告人ミツエに懲役一年六月以上三年以下の判決を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和10・9・21夕「愛欲に目くらみ姑嫁の陰謀、夫の毒殺未遂事件」
- 2 「秋田魁新報」昭和10・9・21「妊娠の身を法廷へ、毒殺未遂の陪審公判…姑は犯行を否認」
- 3 「東京朝日秋田版」昭和10・9・21「継母に強ひられつい殺す氣に…若妻すらすらと供述」
- 4 「秋田魁新報」昭和10・9・22夕「毒殺未遂事件続行、証言は被告に不利」
- 5 「秋田魁新報」昭和10・9・22「被告兩名に対し検事正有罪と論ず…毒殺未遂陪審」
- 6 「東京朝日秋田版」昭和10・9・22「何れも被告に不利な証言、夫殺し未遂の続行公判」
- 7 「秋田読売」昭和10・9・22「澤藏法廷に立って、蒼ざむ嫁、継母、猟奇の毒殺未遂」

- 8 「秋田魁新報」昭和10・9・23「おせ女は釈放、毒殺未遂事件」
- 9 「東京朝日秋田版」昭和10・9・24「母は直ちに無罪、若妻は懲役、夫殺し未遂の陪審」
- 10 「東京朝日秋田版」昭和10・9・24「おせは無罪陪審公判終る一年半から三年の不定期刑みつゝ」

⑯ Y D 徳一郎（殺人被告事件昭和10年9月28日判決）

○事件の概要 被告人Y D 徳一郎（三八）は、昭和九年夏頃、妻スエ（三三）がH K 辰五郎（五〇）と私通しているという投げ手紙をうけてから、妻の品行に対して疑惑を持っていたところ、昭和一〇年一月一二日部落のH K スエから、お前の妻スエとH K 辰五郎とが大変仲がよいといふので、辰五郎の家では大騒ぎが始まっていることを聞かされ、いよゝゝ本当であると思ひ、同月一五日そのことを駐在所に訴えて帰って来ると、妻は頭痛がすると寢室で寝ているので、風邪ばかりでなく外に苦しいことがあるだろう」と言うので、妻スエは辰五郎との私通関係を白状し、許しを求めたので、憤激の結果カッとなつて殺意を起し、台所から鉈を持ってきて、妻の頸部を斬り付け死に至らしめた。

被告人は、警察・検事・予審の取調までは、犯行を自首していたが、公判では否認し、弁護人は情夫H K 辰五郎がスエを殺したと主張した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「殺人の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は、評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、被告人に無罪を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和10・6・15「□□の妻殺し事件、陪審公判に附さる被告は殺意を否認」
- 2 「東京朝日秋田版」昭和10・6・15「妻殺しは陪審へ」

- 3 「東京日日秋田版」昭和10・6・15 「不貞の妻殺しは陪審公判」
- 4 「秋田読売」昭和10・6・15 「情痴の女房殺し、本年初の陪審公判」
- 5 「秋田読売」昭和10・9・26 「妻殺し陪審廿六日開廷」
- 6 「秋田魁新報」昭和10・9・28夕 「有罪か無罪か、不倫の女房殺し陪審公判開かる」
- 7 「秋田魁新報」昭和10・9・28 「女房殺し陪審公判、法廷に積まれた血まみれの証拠」
- 8 「秋田魁新報」昭和10・9・29夕 「検事の有罪論を尻目に陪審員然らず…無罪となる」
- 9 「東京朝日秋田版」昭和10・9・29 「陪審員の答申通り女房殺しも無罪警察当局に衝動！」
- 10 「東京日日秋田版」昭和10・9・29 「然らずと答へ無罪となる、□□村の妻殺し事件」
- 11 「秋田読売」昭和10・9・29 「答申然らず、徳一郎に無罪の判決」

⑰KBツエ（殺人被告事件昭和11年3月9日判決）

○事件の概要 被告人KBツエ(二)は、昭和七年二月、嫁入りして間もなく妊娠し、昭和八年二月には長男男を生んだが四〇日で死亡し、翌九年二月次男榮を生んだ。最初の子は八ヶ月で生まれ、次の子は七ヶ月児で身体が弱く、乳も不足でミルクや牛乳で育てた、そして終始医者にかゝるので、姑達から常に弱い児を生むと小言を言われていたので、妊娠することを非常に怖れていた、昭和一〇年四月二五日午前八時頃、被告人は妊娠一〇ヶ月で自宅寝室において産気づいたが、妊娠したことは夫に知らせてないので、殺して了う決意をし、すぐ蒲団一枚を敷いて、その上に法被の抜き綿を敷き、下伏せになって産み落としたが、嬰兒が産門を出るとすぐ、頭部を扼めて殺して、死体を裏の用水路に投げ捨てた。

被告人は、警察・検事・予審の取調では自白していたが、保釈された後、自白を覆した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「殺人の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。次いで、嬰兒死体遺棄につき、通常公判手続で審理が行われ、検事は殺人と併合して懲役四年を求刑した。裁判長は、陪席判事と合議の上、懲役三年・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

被告人は上告したが、昭和一一年七月一六日、大審院は上告棄却した。死体遺棄については、宮城控訴院に控訴したが、昭和一一年九月一五日、控訴を取下げた。

- 1 「秋田魁新報」昭和11・3・6夕 「検事の公訴事実陳述を、被告強硬に否認…嬰兒殺し陪審」
- 2 「秋田魁新報」昭和11・3・6 □□の嬰兒殺し犯行を否認、不和の家庭事情を陳述」
- 3 「東京朝日秋田版」昭和11・3・6 「嬰兒を殺した覚えなし、被告の若妻キツパリ否認」
- 4 「東京日日秋田版」昭和11・3・6 「妊娠した覚えもないと極力否認、用水堰に嬰兒を遺棄した若い妻」
- 5 「秋田読売」昭和11・3・6 「視聴集む嬰兒殺し、被告は犯罪事実一切否認」
- 6 「秋田魁新報」昭和11・3・7夕 「嬰兒殺し被告に証人の供述は不利、…鑑定も不利」
- 7 「秋田魁新報」昭和11・3・7 「嬰兒殺し陪審公判、秋田署池田司法主任出廷」
- 8 「東京朝日秋田版」昭和11・3・7 「嬰兒殺しの公判、証言は被告に不利」
- 9 「東京日日秋田版」昭和11・3・7 「証言にも二様、弁護士は無罪論、嬰兒殺し陪審」
- 10 「秋田読売」昭和11・3・7 「猟奇の嬰兒殺し、興味そゝる証拠調べ」
- 11 「秋田魁新報」昭和11・3・8夕 「美女の嬰兒殺し、人気を集めた陪審、第三日目」
- 12 「秋田魁新報」昭和11・3・8 「嬰兒殺し陪審公判、弁護士の弁論…陪審員評議…答申然り」

- 13 「東京朝日秋田版」昭和11・3・8 「有罪か無罪か、嬰兒殺しの審理終る」
- 14 「東京日日秋田版」昭和11・3・8 「問書が発せらる、嬰兒殺し陪審公判」
- 15 「秋田読売」昭和11・3・8 「嬰兒殺し公判、第三日目」
- 16 「秋田魁新報」昭和11・3・10 「陪審の答申に不満上告の手続、嬰兒殺しに懲役三年」
- 17 「東京朝日秋田版」昭和11・3・10 「嬰兒殺しはつひに有罪、陪審員も不利な答申」
- 18 「東京日日秋田版」昭和11・3・10 「嬰兒殺しと決定、懲役三年の判決、被告は：上告」
- 19 「秋田読売」昭和11・3・10 「然りの答申、嬰兒殺しに懲役四年の判決（注、求刑）」
- 20 「東京朝日秋田版」昭和11・3・11 「裁判に不服、嬰兒殺し事件上訴（注、殺人事件上告）す」
- 21 「秋田読売」昭和11・3・11 「嬰兒殺し控訴（注、死体遺棄事件）」
- 22 「秋田魁新報」昭和11・7・17 「赤沼の嬰兒殺し（注、上告）棄却」
- 23 「秋田読売」昭和11・7・17 「嬰兒殺し上告棄却、懲役三年の刑が確定」

⑱ O H 又次郎（放火及詐欺被告事件昭和11年7月14日判決）

○事件の概要 被告人O H 又次郎（五〇）は、一家の犠牲となつて東京の芸者に身売りしたものの、水商売に堪えかねて家に帰りがたがる娘二人の身受金と自分の胆石病を癒やす入院料欲しさから、昭和一〇年一〇月二六日午前一時頃、保険金千円目当てに、隣家T H 喜之助所有の空屋に放火して自分の家に延焼させ、動産保険金五百円を詐取した。

被告人は、警察・検事・予審の取調では自白していたが、公判では自白を覆した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火・詐欺の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然り」と答申した。

裁判長は陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役一〇年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役八年・未決勾留一二〇日算入の判決を言渡した。

（注一）⑱事件は上告（弁護士松井博太郎）したが、昭和11年12月15日、大審院は上告を棄却した。

（注二）詐欺は請求陪審事件である。陪審費用の十分の一は訴訟費用とされた。

- 1 「秋田魁新報」昭和11・7・10夕 「陪審に附された□□町の放火事件被告萩原は飽迄否認」
- 2 「秋田魁新報」昭和11・7・10 「いづれの証人も被告に不利な証言、市放火事件陪審」
- 3 「東京朝日秋田版」昭和11・7・10 「放火を否認、O H の陪審公判」
- 4 「東京日日秋田版」昭和11・7・10 「放火の事実を否認し続く、菓子屋の陪審公判」
- 5 「秋田読売」昭和11・7・10 「苦界に沈む娘、救ひたさの放火、証言は被告に不利」
- 6 「秋田魁新報」昭和11・7・11夕 「□□町の放火陪審、証人調べ続行さる」
- 7 「秋田魁新報」昭和11・7・11 「□□町放火陪審、証人調べは本筋へ、さながらシーソー如き」
- 8 「秋田読売」昭和11・7・11 「放火陪審続行」
- 9 「秋田魁新報」昭和11・7・12夕 「何処迄もO H の放火である、と高橋検事の論告」
- 10 「秋田魁新報」昭和11・7・12 「多くの論証をあげO H の無罪を主張、菊地弁護士」
- 11 「東京朝日秋田版」昭和11・7・12 「放火然り、O H の陪審に答申、検事は十年を求刑」
- 12 「東京日日秋田版」昭和11・7・12 「然りと答申し、十年を求刑、菓子屋放火陪審公判」
- 13 「秋田読売」昭和11・7・12 「答申は然り、放火のO H に十ヶ年を求刑」
- 14 「秋田魁新報」昭和11・7・15夕 「O H に懲役八年判決」
- 15 「東京朝日秋田版」昭和11・7・15 「保険詐欺に懲役八年、放火のO H 服罪す」
- 16 「東京日日秋田版」昭和11・7・15 「放火の菓子屋は八年」

17 「秋田魁新報」昭和11・12・16 「□□町の放火犯、上告したが棄却、陪審通りの判決」

①MD八重蔵（放火被告事件昭和11年9月30日判決）

○事件の概要 被告人MD八重蔵（三）は、昭和十一年一月七日夜、NY温泉で□町師走聯合大売出しの決算を兼ねた宴会をしての帰り途、□□下KS寺前に差しかゝった際、数年来親交のあった同業（酒類販売業）TN勇治が、自分の店の近くに店を開いたのを深く恨んでいたため、同家を焼き払おうと思つて、その隣家荷馬車挽業KWD助松方の馬小屋に放火し附近三棟を焼燬した。

被告人は予審まで自白していたが、公判では否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一〇年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役八年・未決勾留一八〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和11・7・24夕「□□の放火犯、陪審公判を請求遽かに犯行を否認」
- 2 「東京朝日秋田版」昭和11・7・24 「放火を否認、MD八重蔵の公判準備」
- 3 「秋田読売」昭和11・7・24 「商売仇の放火、陪審公判へ」
- 4 「東京日日秋田版」昭和11・7・25 「放火は陪審へ」
- 5 「秋田魁新報」昭和11・9・26夕「公判直前俄かに放火を否認、市内□□の放火事件」
- 6 「秋田魁新報」昭和11・9・26 「裁判長に衝かれる被告に不利な証拠、放火陪審」
- 7 「東京朝日秋田版」昭和11・9・26 「怨みの放火、公判廷で前言否認」

- 8 「東京日日秋田版」昭和11・9・26 「あくまで放火を否認、酒屋の公判」
- 9 「秋田読売」昭和11・9・26 「放火の陪審公判」
- 10 「秋田魁新報」昭和11・9・27夕「□□放火陪審、証人調べに入る」
- 11 「秋田魁新報」昭和11・9・27 「酒屋の小僧君有利な証言、□□放火陪審公判」
- 12 「東京日日秋田版」昭和11・9・27 「放火陪審公判、依然被告に不利」
- 13 「秋田読売」昭和11・9・27 「放火事件続行公判」
- 14 「秋田魁新報」昭和11・9・28 「□□放火被告への答申は然り、検事懲役十年求刑」
- 15 「東京朝日秋田版」昭和11・9・29 「放火犯陪審、有罪の答申」
- 16 「東京日日秋田版」昭和11・9・29 「然りと答申、十年を求刑、□□の放火陪審公判」
- 17 「秋田読売」昭和11・9・29 「放火に十年」
- 18 「秋田魁新報」昭和11・10・1 「放火陪審判決、懲役八年に」
- 19 「東京朝日秋田版」昭和11・10・1 「放火の酒屋に八年の判決」
- 20 「東京日日秋田版」昭和11・10・1 「放火の酒屋に八年の判決」
- 21 「秋田読売」昭和11・10・1 「商売敵へ放火、八年言渡さる」

②NT永助（放火未遂被告事件昭和11年10月28日決定）

○事件の概要 被告人NT永助（五）は、同村NT定五郎より金十円を借受け、これを返還するのに苦しんでいたところ、定五郎妻シヨウと被告人の嫁ユキが口論したため、昭和十一年一〇月頃、シヨウが数回催促したので、未だ乾燥しない稲を米にして売り、この借金を返そうとしたが、利子金一円八〇銭も直ぐに返すよう請求されたので、隣家HY榮

太郎から借りてこれも返済したが、被告人はショウの態度に深く恨みを抱くように至り、昭和十一年四月一五日シヨウより定五郎が月末に樺太から帰宅すると聞き、此の不在の機会に放火しようと決意し、同年四月一七日午後一時頃、起き出でて線香に火をつけ定五郎方を焼燬する目的で、隣接する物置藁束に差し込み、火をつけたが消えたため、焼燬するに至らなかった。

被告人は、警察、検事局、予審三回目までは、放火を認めていたが、その後は否認した。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択せず、再陪審に付す決定をした。

- 1 「秋田読売」昭和11・7・9 「放火男陪審」
- 2 「秋田魁新報」昭和11・10・27夕 「愛欲情痴渦巻く、又も放火陪審公判」
- 3 「秋田魁新報」昭和11・10・27 「放火した者は情夫と思ふ陪審公判で被告は犯行を否認」
- 4 「東京朝日秋田版」昭和11・10・27 「弁護士までが苦笑す、□□放火公判」
- 5 「東京朝日秋田版」昭和11・10・27 「あくまで放火を否認、陪審公判開く」
- 6 「秋田読売」昭和11・10・27 「放火未遂の公判」
- 7 「秋田魁新報」昭和11・10・28夕 「被告の息子出廷、有利な証言、□□村の放火陪審」
- 8 「秋田魁新報」昭和11・10・28 「突如弁護士が裁判長忌避意外の波紋を生じたが合議の未却下」
- 9 「東京朝日秋田版」昭和11・10・28 「和気裁判長忌避さる陪審員を前に置き(注、警察官聴取書を朗読)」
- 10 「東京朝日秋田版」昭和11・10・28 「古澤弁護士憤然、裁判長を忌避」
- 11 「秋田読売」昭和11・10・28 「裁判長を忌避、放火未遂公判の波瀾」

- 12 「秋田魁新報」昭和11・10・29 「否認は虚偽で永助が放火高橋検事…論告、陪審員…然らず、再陪審」
- 13 「東京朝日秋田版」昭和11・10・29 「然らずの答申、裁判長採用せず波瀾多き独結の放火事件」
- 14 「東京朝日秋田版」昭和11・10・29 「然らずと答申し、再陪審公判に付す」
- 15 「秋田読売」昭和11・10・29 「陪審員答申然らずつひに却下さる…大波乱やりなほし！」
- 16 「東京朝日秋田版」昭和11・10・31 「裁判長忌避問題控訴院の決定要求本筋の放火事件は暫く持越し」
- 17 「東京朝日秋田版」昭和11・10・31 「忌避申請却下、異議の上告、古澤弁護士申立つ」
- 18 「東京朝日秋田版」昭和11・11・5 「裁判長忌避問題係り弁護士出頭して控訴院へ抗告す」
- 19 「東京朝日秋田版」昭和11・11・5 「裁判長忌避を控訴院へ持出す放火陪審公判の纏れ」
- 20 「秋田読売」昭和11・11・5 「武山裁判長忌避抗告を提起す、放火未遂の陪審裁判紛糾事件」
- 21 「秋田読売」昭和11・11・16 「裁判長忌避の抗告、大審院で棄却判決理由裁判遅延が目的」
- 22 「東京朝日秋田版」昭和11・12・17 「裁判長忌避事件却下、審理やり直し」
- 23 「東京朝日秋田版」昭和11・12・18 「裁判長忌避棄却さる、放火陪審公判のもつれケリ」

㊦NT永助(放火未遂被告事件昭和12年2月5日判決)

○事件の概要 ㊦事件の再陪審である。審理を終わり、裁判長は、陪審員に対し説示の上、主問「放火の事実」について、評議・評決の上、答申するよう命じた。陪審員は評議の結果、主問に対し「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し無罪の判決を言渡した。

- 1 「秋田魁新報」昭和12・2・3夕 「□□村の放火犯再陪審公判開かる被告は警察の拷問を訴ふ」
- 2 「秋田魁新報」昭和12・2・3 「被告人飽く迄放火の事実を否認…再陪審公判開廷」

- 3 「東京朝日秋田版」昭和12・2・3 「否認の一点張り、証人の言被告に幾分有利」
- 4 「東京日日秋田版」昭和12・2・3 「弁護士に叱られ放火（注、聴取書では自白していること）を認む」
- 5 「秋田読売」昭和12・2・3 「被告頭から否認、…陪審やり直し公判開く」
- 6 「秋田魁新報」昭和12・2・4 「□□村放火事件陪審公判廷の緊張各証人に対し弁護士からの補充質問」
- 7 「東京朝日秋田版」昭和12・2・4 「再陪審、二日目の波瀾」
- 8 「東京日日秋田版」昭和12・2・4 「高橋次席検事、放火と論告、問題の再陪審第二日」
- 9 「秋田読売」昭和12・2・4 「放火公判第二日」
- 10 「秋田魁新報」昭和12・2・5夕 「弁論の波紋、犬殺しの比喻に高橋検事が激昂」
- 11 「秋田魁新報」昭和12・2・5 「犬殺し弁論で検察当局は激憤す…古澤弁護士懲戒か」
- 12 「東京朝日秋田版」昭和12・2・5 「犬殺し問答で弁護人の舌禍、再陪審傍道の波瀾」
- 13 「東京日日秋田版」昭和12・2・5 「再陪審公判けふ答申、きのふ第三日」
- 14 「秋田魁新報」昭和12・2・6夕 「裁判長より説示、放火陪審公判」
- 15 「秋田魁新報」昭和12・2・6 「放火陪審無罪の判決、答申然らず」
- 16 「東京朝日秋田版」昭和12・2・6 「陪審員再度の答申採択、□□村放火事件無罪」
- 17 「東京日日秋田版」昭和12・2・6 「再び然らずと答申、無罪の判決下る」
- 18 「秋田読売」昭和12・2・6 「つひに然らず！満廷固唾をのむ陪審員の答申、…無罪」
- 19 「秋田魁新報」昭和12・2・7 「二度の然らず費用千五百円也、当然！国家の負担」

(六) 青森 陪審公判に関する報道

①OKH忠三郎（強盗傷人被告事件昭和6年5月16日判決）

○事件の概要 被告人OKH忠三郎（二七・医師方雇人）は、窃盗の目的で昭和六年一月二日午前二時過ぎ頃、上北郡□□村役場事務室内において、所持の鉄槌子を以て、同所に存置された五号金庫の扉を開き、在中の金員を窃取しようとしたが、右金庫の扉が容易に開かず、該事務室北側に隣接する宿直室より唸り声を聴き、何人か眼を醒ましたものと思惟し、発見逮捕を免れるため、直ちに右宿直室に至り、就寝中の役場雇員I Z卯之助を、所持の鉄槌子を持って殴打し、よつて同人に対し前額部その他の全治三週間を要する創傷を与えた。

被告人は、予審第三回目の取調まで自白していたが、その後は自白は警察の強制によりしたと、犯行を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の後、陪審員に対し、主問「強盗傷害の事実」につき、評議・評決して答申しよう命じた。陪審員は、評議の後、問に對して「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議し答申を採択して、無罪を言渡した。

- 1 「東奥日報」昭和6・5・16 「強盗被告の陪審準備延期、本県最初の陪審？」
- 2 「東奥日報」昭和6・5・23 「強盗裁判はもはや、陪審のトップ？…近頃はない興味深い事件」
- 3 「東奥日報」昭和6・5・24夕 「□□強盗事件、遂に陪審裁判準備手続で被告否認」
- 4 「東京日日青森版」昭和6・5・24 「実施二年半後に始めて陪審裁判…強盗傷人事件」
- 5 「東奥日報」昭和6・5・26夕 「陪審公判の経過は複雑二番で最終審となる…陪審公判決定」
- 6 「東京日日青森版」昭和6・5・26 「缶詰の陪審員には窮屈な思ひはさせぬ酒好きには少々の」
- 7 「東奥日報」昭和6・5・28夕 「愈々三六名の陪審員籤出当籤者にけふ招集状が発せらる」
- 8 「東京日日青森版」昭和6・5・28 「弁護士側も手具すね引く初の陪審に勝利を期す」

- 9 「東京日日青森版」昭和6・5・30 「陪審員候補呼出状を発す」
- 10 「東奥日報」昭和6・5・31 「愈々陪審公判、けふ判検事弁護士一行が実地検証」
- 11 「東京日日青森版」昭和6・5・31 「陪審事件の現場を臨検、法官弁護士が」
- 12 「東京日日青森版」昭和6・6・7 「陪審の傍聴は成可く多く収容、公判準備着々進む」
- 13 「東奥日報」昭和6・6・16 「本県最初の陪審公判けふ緊張理に開延：証人鑑定人十九人入廷」
- 14 「東奥日報」昭和6・6・16 「陪審公判つゞき、被害者の証人訊問に陪審員耳を欵つ」
- 15 「東京日日青森版」昭和6・6・16 「法治国民に意義深き本県最初の陪審公判」
- 16 「東奥日報」昭和6・6・17 「寺島博士も被告に有利な証言をなす」
- 17 「東奥日報」昭和6・6・17 「飽くまでOKHの犯罪だ、山田検事正の熱弁」
- 18 「東京日日青森版」昭和6・6・17 「重大責務を果すため各陪審員一しほ緊張、公判二日」
- 19 「東奥日報」昭和6・6・18 「陪審員は無罪を答申し、直に無罪の判決」
- 20 「東奥日報」昭和6・6・18 「陪審感想、各人各様の緊張理に公判は終わった」
- 21 「東京日日青森版」昭和6・6・18 「陪審員然らずと答申、裁判長無罪を言渡す」
- 22 「北海タイムス」昭和6・6・18 「強盗事件の被告、陪審公判で無罪その夜の中に釈放」
- 23 「東京日日青森版」昭和6・6・20 「陪審に対する誤解は去った、公判希望者増加せん」
- 24 「東奥日報」昭和6・6・23 「陪審判決に検事は上告せぬ、OKHは無罪に確定」
- 25 「東京日日青森版」昭和6・6・23 「検事上告せず、初の陪審無罪確定役場強盗・永久に謎」

② A R 徳三郎（放火被告事件昭和6年12月4日判決）

○事件の概要 被告人A R 篤三郎（四五・雑貨商）は、弘前市□□町宅地に店舗住宅一棟を所

有し、前の部分に住居して雑貨商を営み、後の部分を借家とし、右家屋を被保険物として保険契約をしてきたが、同所は土地が低く大雨、融雪等の際は右家屋の床板近くまで浸水し、数日にわたることがあるので、夙に建直しの計画をしていたが、その資金に苦しみ、密かに火災のために類焼して保険金を得ることを願っていたところ、その到来を予想し難いので、昭和五年三、四月頃、寧ろ右家屋を焼燬し失火を装い保険金を詐取しようと考え、更に右家屋に対し、NH簡易火災保険株式会社と保険金三千円の保険契約を締結するに至ったが、良心に恥じ思い止まりその保険契約を解約し、以前からのTK火災保険会社との契約を同年一月八日更新して、保険金二千円の保険契約を締結したが、昭和六年一月浸水に際し、借家人S T 恒治が他へ移転するに及んで、これは右の浸水に起因するものと思惟し、愈々右建直しに焦慮していた折柄、同年四月再び同一家屋に対し、前記NH簡易火災保険株式会社と保険金三千円の保険契約を締結するに及び、前記保険金詐取の計画が再び勃興して、その時機を覗っていたが、同年五月二〇日午前一時三〇分頃、腹痛のため弓張提灯のローソクに火を点じ、マッチを入れて携え裏の大便所に行ったが、用便中俄に前記計画の実行を決意し、便所を出て、直ちに同所に接する小便所隣の六尺四方の物置内に向い、右に薪、左に木炭約一〇俵を積重ねてある、中間約一尺許りの間の木屑の上に同提灯を置き、ローソクの燃え行くに連れ、在中のマッチを経て提灯を燃やし、よって炭俵に火が移り、火事となる装置をした処、右提灯が炭俵の方に向かい倒れて燃え上がったので、そのまゝ放置し、右炭俵に燃え移らせて放火し、因って右家屋を焼燬した上、失火を装い、同月下旬犯意継続して、夫々両会社に仙台支店を経て右保険金交付方請求し、その係員を欺き両会社より保険金を騙取しようとしたが、事発覚しその目的を遂げなかった。

被告人は自白していたが、公判準備では警察で拷問に附され無実の罪を自白したものであると放火を否認した。審理が終わり、裁判長は説示の後、陪審員に対し、主問「放火の事実」について、評議・評決して答申するよう命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議し、答申を採択し、引き続き、保険金詐欺について、通常公判で審理した。検事は、放火については懲役八年、保険金詐欺については懲役一年の求刑をした。裁判長は合議の上、放火に懲役七年、保険金詐欺は懲役一年の判決を言渡した。被告人は上告したというが、結果（上告棄却、上告取下）は不明である。

- 1 「東奥日報」昭和6・10・9「保険金欲しさの放火事件、近く陪審準備公判」
- 2 「東京日日青森版」昭和6・10・10「放火事件の陪審準備公判、廿七日開く」
- 3 「東奥日報」昭和6・10・28夕「弘前の保険魔、陪審公判と決定被告は事実を全く否定」
- 4 「東奥日報」昭和6・10・28「本県二回目の陪審、弘前の放火及保険金詐欺事件」
- 5 「東京日日青森版」昭和6・10・28「弘前の放火事件陪審公判に準備訊問で自白を翻へす」
- 6 「東奥日報」昭和6・10・29夕「放火を執行して、失火を装ふARの予審決定書の内容」
- 7 「東奥日報」昭和6・10・31夕「判検事一行が焼跡検証、一二月一日公判開廷」
- 8 「東奥日報」昭和6・10・31「失火に決まれば保険金五千元：陪審公判興味を惹く」
- 9 「東京日日青森版」昭和6・11・7「放火準備訊問」
- 10 「東奥日報」昭和6・12・1夕「第二回目の陪審公判近づく青森地方裁判所では準備にいそがし」
- 11 「東奥日報」昭和6・12・2夕「放火か失火か本県で、二度目の陪審公判」
- 12 「東奥日報」昭和6・12・2「陪審公判（つゞき）保険が多ければ悪心が起る妻に注意された被告」
- 13 「東京日日青森版」昭和6・12・2「二回目陪審公判、放火を否認、一日青森地方廷で」

- 14 「東奥日報」昭和6・12・3夕「放火事件の陪審公判、山下検事の論告夕」
- 15 「東奥日報」昭和6・12・3「被告咽び泣き、満廷ホロリ、陪審公判弁論つゞく」
- 16 「東京日日青森版」昭和6・12・3「放火真犯人ARに相違ない、陪審公判で検事論告」
- 17 「東奥日報」昭和6・12・4夕「放火事件上告」
- 18 「東奥日報」昭和6・12・4「陪審員決定の失態発見さる」
- 19 「東京日日青森版」昭和6・12・4「然りの答申に犯人青くなる、検事八年を求刑」
- 20 「東奥日報」昭和6・12・5夕「放火懲役七年、詐欺の点同一年判決弘前保険魔陪審事件」
- 21 「東京日日青森版」昭和6・12・5「陪審員中に火災保険業者がゐた、答申にも疑義生ず」
- 22 「東奥日報」昭和6・12・6夕「放火事件の取扱に疑義、併合罪の関係上法曹界に議論」

③KT新三郎（放火未遂被告事件昭和7年5月27日）

○事件の概要 被告人KT新三郎（三五・海産及果実商）は、昭和七年一月一四日夜、KS方で酒を飲み、商売敵であるKT吉太郎に対し、むら／＼と日頃の恨みが燃え上がり、人通りがないのを幸いとして放火の決意をし、翌一五日午前一時頃KT方東側底下に積み重ねてあつた炭俵に放火したが、直ちに通行人に消し止められた。

被告人は、警察官、検事、予審判事に対し自白しながら、公判廷では自白を翻した。

審理が終わり、裁判長は説示の後、陪審員に対し、主問「放火未遂の事実」につき、評議・評決を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「東奥日報」昭和7・5・25夕「第三回目の陪審公判点被告は犯行否認」
- 2 「東京日日青森版」昭和7・5・25「陳述を覆して放火を否認、第二回目の陪審公判」
- 3 「東奥日報」昭和7・5・26夕「陪審公判二日目、峻烈なる検事の論告」
- 4 「東奥日報」昭和7・5・26「陪審公判(つゞき)各弁護士は極力無罪論」
- 5 「東京日日青森版」昭和7・5・26「検事は放火と論じ弁論に入る、陪審裁判第二日目」
- 6 「東京日日青森版」昭和7・5・27「然りと答申三年を求刑、放火事件の陪審公判」
- 7 「東奥日報」昭和7・5・28夕「陪審公判被告に懲役三年の判決、けふ言渡さる」
- 8 「東京日日青森版」昭和7・5・28「求刑通り懲役三年、放火陪審公判」

④HS兵吉(放火被告事件昭和8年7月13日判決)

○事件の概要 被告人HS平吉(四五・雑貨商・元消防部長)は、大正一三年二月二一日午前零時頃、火災保険金二万一千円ほしさに、隣家に放火して、保険金をせしめた。

被告人は、警察官・検事・予審判事に対し自白していたが、公判廷では否認した。審理を終り、裁判長は、陪審員に対し説示の後、主問「放火の事実」につき評議・評決して、答申するように命じた。陪審員は、評議の後、主問に対し「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採用した。検事は無期懲役を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一二年の判決を言渡した。

- 1 「東奥日報」昭和8・7・11夕「第四回目の陪審公判、□□□の怪事件、放火を否認」
- 2 「東奥日報」昭和8・7・11「第四回目の陪審公判続き、被告の答弁はしどろもどろ」
- 3 「東京日日青森版」昭和8・7・11「しどろもどろ犯行を否認、放火事件・陪審公判」

- 4 「東京朝日青森版」昭和8・7・11「強硬に犯行を否認、九年前の消防部長の放火」
- 5 「読売青森・岩手版」昭和8・7・11「陪審廷で犯行を否認、消防部長の放火公判」
- 6 「東奥日報」昭和8・7・12夕「□□□放火事件、兵吉の養父が有利な証言…検事の論告」
- 7 「東奥日報」昭和8・7・12「□□□放火事件(公判第二日)被告兵吉の放火に決定」
- 8 「東京日日青森版」昭和8・7・12「九年前の放火に鋭き審理すゝむ、陪審公判第二日」
- 9 「東京朝日青森版」昭和8・7・12「放火事実を詳細に述べ、検事は真犯人と断定」
- 10 「東奥日報」昭和8・7・13夕「□□□放火事件、放火しました答申後被告は遂に犯行是認」
- 11 「東京日日青森版」昭和8・7・13「陪審員一同は然りと答ふ、放火犯に無期を求刑」
- 12 「東京朝日青森版」昭和8・7・13「放火陪審公判陪審員然りと答申、無期懲役を求刑」
- 13 「東奥日報」昭和8・7・14「□□□保険魔に懲役十二年、けふ判決言渡さる」
- 14 「東京日日青森版」昭和8・7・14「なんと仏様に縁深き当人も担いで服罪、九年前の放火で懲役十二年」
- 15 「東京朝日青森版」昭和8・7・14「九年前の放火に懲役十二年、きのふ判決言渡し」
- 16 「読売青森・岩手版」昭和8・7・14「懲役十二年の言渡、きのふ放火部長の判決」
- 17 「東京朝日青森版」昭和8・7・15「あな恐ろしや仏法の因果!被告遂に服罪」

七 陪審公判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第7巻第10号、一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号(第35巻第

9号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審

法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された宮城控訴院検事長吉益俊次、宮城控訴院長西川一男、仙台地方裁判所長淺沼彦一郎、宮城控訴院判事橘川光子、仙台地方裁判所判事廣野伸雄、秋田地方裁判所長白井茂の感想、ならびに前掲『法曹公論』に掲載された「陪審法と新民事訴訟に対する法曹の声」の中、仙台、秋田、青森の弁護士達の感想を収録した。

(注) 全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」『法學セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月)があるもので、参照されたい。

1 仙台

(一) 判検事の感想

① 「陪審の感想」 宮城控訴院検事長 吉益 俊次

我陪審法は陪審員の資格を余りに広汎に低下せしめたるために、往々事案を正常に理解し判断するの智能に乏しき陪審員を見るに至るは、蓋し免るべからざるの結果にして、特に東北地方に於て其甚だしきを感じずるは、最も遺憾とする処なり。

由來陪審員の低劣貧弱なると、之に乗じて為さるゝ弁護人の不羈奔放の感情論は、将来陪審裁判に対する恐るべ禍機を蔵するものにあらざるかは、夙に識者の間に危懼せらるゝ重点たりしが、実施後二三の事件に於て早くも既に其傾向と兆候を顕はし来りしことは、悲しむべき現象なりとす。以下之に関する断片の事実と雑感を叙べて、

警策の資に供せんとす。

一、町村より籤出せられたる陪審員の低級なるを見て、其町村民は斯る陪審員により裁判せらるゝは余りに馬鹿らしく且危険なりとの感を懐くもの多し。而して此社会心理は、直に法定陪審を辞退するもの多く、陪審の請求を為すもの絶無なることの一因を物語るものなりと某弁護士は断言せり。

一、某地方の陪審事件に付、弁護人は陪審候補者中多少地位あり智能ありと認め得べき者を悉く忌避し、忌避を許されたる法定数十名に及びて止みたる事例あり。事後検事正より其理由を尋ねたるに、可成低劣平凡なる陪審員を残存せしめ自己の弁論に聴従せしめんとしたる戦術に外ならずと答へたりと云ふ。

一、記録に基き証拠による検事の論告は、陪審員に印象を与ふること浅く、寧ろ理解し得るや否や疑あり。反之記録を離れ証拠によらず、自由に想像を逞せる奔放なる弁護人の弁論は、常に陪審員を動かし易き感あり。検事の論告、弁護人の弁論に就ては、大に研究するの要あり。

一、弁護人は陪審員の法律を知らざるに乘じ、同情を動かすの手段として、常に殺人罪放火罪等の刑は極刑若くは無期刑の重罪に該ると論じ、事実認定せられたる場合は死刑にあらざれば無期刑に処せらるゝが如き弁論を試むるものあり。仍て検事は論告に於て、裁判長は説示の際、法律適条を説明し、殺人放火等の罪も必しも重刑にのみ処せらるべきものにあらざることを理解せしむるの要あり。

一、地方陪審員の多くは農業に従事し居り、早起早寝の農村の生活に慣れ居る者なる

が故に、終日森厳なる法廷に緊張し居るは相当の苦痛と思はる。夜間に入り益々疲労を覚へ、証拠調、論告説示等重要の訴訟行為の行はる際に至り、睡気を催し重大なる事案の真相を判断すべき焦点を逸するにあらざるやの感あり、夜間の審理は之を避くるを可とす。

② 「感想」 宮城控訴院長 西川 一男

私の管内に於て、陪審法実施以来陪審公判に付せられたものは、昨年山形地方裁判所（殺人事件）及盛岡地方裁判所（強盗殺人未遂事件）に各一件、本年に至て仙台地方裁判所、盛岡地方裁判所、福島地方裁判所に各一件（但し仙台の分殺人未遂事件、他は何れも殺人事件）秋田地方裁判所に強姦成傷被告事件及放火被告事件と殺人被告事件との三件、合計八件在つたのみで、青森地方裁判所には未だ一件もない。其の内私が直接公判を傍聴したのは、仙台及福島の二件と秋田の放火被告事件と都合三件丈である。陪審員は、法廷に於て何れも謹厳の態度を持ち、審理弁論説示等に耳を傾け、極めて真面目で熱心である様に見え、答申も亦概して的外れて居らぬ様に思はれた。併し東北地方陪審員の多くは、農耕者又は農作者であつて、平素田圃の間に立ちて耕作を業として居るのに、忽ち法廷に登り曾て経験のない裁判事務に参与するのであるから、果して能く審理弁論を味ひ適当に証拠の取捨判断を為し、事案に関し適切なる判断を下す事が出来るか否聊か懸念に堪へざるものがある。僅かの経験ではあるが、立法論としては陪審員の智的資格を、もう少し向上せしめた方が可いではないかと云ふ様な感じがする。何と云ふても、裁判の事は全然無智の素人が陪審員になるの

であるから、尚暫らくの間陪審員の訓練に努め、裁判の要諦を知らしむる事が肝要であると考えへる。

私の管内に於て、請求陪審は一件もない。而已ならず、法定陪審事件で被告人の方から陪審の評議に付することを辞退したものが数件ある。斯様に陪審が振はないのは、何故であらうか。俄に之を知る由もないが、道路伝ふる所に依れば、素人の彼の様な者に判断を受けるのは快くない又公判に引出さるゝさへ苦痛とする所なるに、十二人も素人の並び居る前で審理さるゝことは実に耐へ難きなやみであると思ふ様な事を耳にする。若し事実なりとせば、陪審制度の上に一抔の暗影を投ぜらゝもので、相当考慮すべき問題であると思ふ。併し此の制度は、我邦に誕生して以来僅に九ヶ月余を経た嬰兒に過ぎないので、其の運命は固より未知数で、今日云為するは早計たるを免れない。既に新制度として現れたる以上、之を擁護し健全なる発達を遂げしめ、良果を収むる様努むべきは、朝野法曹の責任であると思へる。

(四、七、一九)

③ 「陪審所感」 仙台地方裁判所長 淺沼 彦一郎

陪審法施行後僅に一歳、事件の数も予定より遙に僅少なる際、陪審法に付成功、不成功を云為するは、聊か早計の譏を免れない。

併し何れの陪審員も、概して裁判所の呼出時刻を恪守し、定刻には殆んど全員の出頭を見、短くとも一日、長きは数日に亙る陪審手続中、少しも倦怠の色を示さず、終始静肅に緊張して細大漏さず、注視謹聴する熱心の態度は、真に陪審裁判上の美風にして、敬服の外はない

のであります。是は畢竟陪審員諸君が、其の責任の重大なる事を知り、完全に其の任務を尽さんとする閃でありまして、外形のみならず精神的にも、必ずや、邪念を去り、私情や巧言の為に動かされず、公判に現れたる諸種の材料を経とし、普通実驗上の法則を緯とし、公判廷に現れざる証拠に依る意見は蔽に之を排し、検事、被告人、弁護人の意見、及裁判長の説示を参酌して、裁判長が発する問に付、公平誠実に適正なる判断を為すべく、努力せられ居る事は、私の信じて疑はない所で、同時に亦切望して止まない所であります。

陪審員諸君の此の努力が理想通り酬ひられ、現実化さるゝなれば、法の妙用は既に尽されたもので、我國民は陪審法に成功したるものとして、世界に誇るに足るものと信じます。

併し陪審員が此の域に達する事は、中々の難事でありまして、余程の修養と練磨を積まなければならぬのは申す迄もありませんが、私は法の運用を任務とする吾人朝野法曹が戮力協心して、陪審員を此の域に導く様仕向くる事が必要と考へます。殊に我が陪審法の如く、陪審員の詮衡を須ひず、極めて低級の資格を以て足り、而かも事件に付全然白紙にして、証拠判断に関する経験に乏しき陪審員に対しては、特に此の感を深くするのであります。此の意味に於て、私は検事及弁護士の陪審法廷に於ける意見は、通常の刑事訴訟に於ける夫れよりも、遙に合法的であり、且妥当公平であつて、苟も其の立場に偏する様な事が在てはならず、裁判長の説示も亦公平無私であらねばならぬは勿論であります。証拠の信否及罪責の有無に関する意見に互らぬ範囲に於ては、陪審員が公平適切に犯罪構成事実の有無を判断し得る様、不法を斥け、不当を正し、懇切周到に指示説明せねばならないと思ふのであります。

然るに此の頃裁判長の説示、弁護士の意見に抵触する事ありたりとし、説示無用の声を耳に致しましたが、何故の抵触でありましようか、私は頗る遺憾とするのであります。併し是れは畢竟各自が叙上の心掛を以て誠心誠意事に当りますれば、全く妃憂に終る事を確信致しますから、私は切に朝野法曹の協力を希ふ次第であります。

④「陪審員の答申に現はれたる陪審裁判の傾向及特色とこれに対する卑見」

宮城控訴院判事 橋川 光子

一

大なる希望と幾部危惧の念を以て迎へられた、陪審法も実施せられてから早や一年になります。その間種々の批評もありまた意見の発表もありましたが、大体に於て良好の成績を挙げて居ると云ふことに一致して居るやふで、私もそふ思ひます。司法省の最近の発表によれば、陪審員の出席歩合は平均三十六人に對し三十人と云ふ割合なそうですが、これによつても一般民衆は陪審裁判に興味を持ち、陪審員として呼出を受けたものは喜んで裁判所に出頭し、病氣等特別の差支なき限り絶えて欠席するやうなことがなく、米國に於て見るやうな陪審員たることを回避すると云ふ風はありません。却てその任務が終れば、記念撮影などをして、陪審員たることを名譽とするものゝ如き感があります。而してその法廷にあるや、頗る緊張しその態度極めて真摯にして、熱心に審理を傾聴しその答申も、見やふによつては概ね妥当であります。私はこれを非常に心強く感じ、わが國の刑事裁判は將來遣りやふによつては、陪審裁判を中心として光輝燦然たる成果を挙げ得るものと考へます。それでこゝに主として陪審法実施後の成績に徴し、陪審員の答申に現はれたる陪審裁判の傾向または特色を考察し、これに対する卑見を述べて見やふと思ひます。

先づ陪審法実施以来今日まで十ヶ月間の陪審事件は、全国にて九十余件あつたと云ふことでありますが、本年一月の司法省の調査によれば、法定陪審事件三十件の内殺人罪として起訴された陪審が二十二件あり、その内一件は未済で既済の二十一件の結果は、殺人罪として処罰せられたもの七件、傷害罪として処罰せられたもの六件、殺人及傷害罪として処罰せられたもの三件、外に殺人及無罪一件無罪二件であつたと云ふことであります。これによれば、陪審員が被告人の殺意を認めなかつた事件が割合に多いのであります。この点に付陪審員が法律に関する知識の程度が低く、未必の故意と云ふ如き法律問題を適当に了解する能力を欠ぎ、事実の認定を誤つた結果であると云ふ非難を加へる向もあります。私もそれは一応尤もな観察で事実であると考えます。併し未必の故意と云ふ如き法律観念は、裁判官に取りても難解な問題であります。これを法律学の素養なき素人の陪審員に了解させやふとするのが元来無理であつて、陪審員が強めてかゝる問題を了解することが出来なくとも差支ないと思ひます。縦令陪審員がかゝる問題を了解することが出来ぬため、殺人罪または殺人未遂罪たるべき事件が傷害致死罪若くは単純なる傷害罪となつたとしても、現在の刑法の下にありては、裁判官が適当にその刑期等を斟酌すれば、公正妥当なる裁判が得らるゝのであります。このことは、陪審法の実施以前より既に識者によりて注意せられたことで、陪審員の答申が法律家の目から見れば多少間違つて居ても、大体正しき刑を盛るに差支なければ、これに従つて犯罪事実を認定しなければなるまいと云ふ意見は、屢々發表せられた筈であります。

私はこのことに関して、本年一月二十八日仙台地方裁判所に於て開かれた、傘製造職工小×××に係る殺人未遂事件の陪審公判を傍聴したときのことを想起します。この事件は右×××が離別した内縁の妻を殺害せむと欲し、竹の節抜き用の小刀を以て、同女の下腹部その他を突き刺し重傷を負はしめたこと云ふ起訴でありましたが、被告人は殺意を否認したので、被告人に殺意があつたか否かと云ふことが唯一の争点となつたのであります。この時未必の故意と云ふことが問題になり、高山より千仞の谷に人をつき落した場合には殺意がないか、二階より人をつき落した場合には殺意があるか、廊下より人をつき落した場合には如何と云ふが如き、幾多の例証を引いての熱心な論告や弁論があつて、これがために多大の時間を費しました。私はかゝる問題で互に論難攻撃するのは、法律知識に乏しき陪審員の頭腦を徒らに混乱せしめ、却て事実の真相を誤らしむる結果となりはしないかと思ひました。何事によらず、物事は簡明でなければなりません。殊に陪審裁判に於て、然りであります。推理をかさぬるに非ざれば、犯罪を認むることが出来ぬやうな事件ならば、むしろ裁判の公正と信用とを維持するために、罰しない方がよいと考へて居ります。欧米各国に於ても、論理に訴へて陪審員の意嚮を左右せむとしても、無益なることは学者の定説のやふであります。勿論陪審員をして事件の判断に必要な法律観念を正確に会得せしむることは必要であります。それは陪審員の知識の程度をよく考へて、陪審員が了解し得べき限度に於て為すべきものと思ひます。果せるかな事件そのものは、殺人未遂罪と認むることが正当のやふでありましたが、陪審員は被告人の殺意を否認し単純なる傷害罪として答申したのであります。唯だこゝに賢明な遣り方であると感じたのは、裁判所は少しも躊躇せずその答申を採択し、傷害罪として事件を進行し、検事は懲役七年を求刑し、裁判所は懲役五年を言渡したことであります。

尤もこの量刑に対しては、当時非難する人がなかつた訳ではありません。それは苟も陪審員の答申を採択し、単純なる傷害罪として裁判する以上、単純傷害罪としての量刑を為すべく、陪審員が殺人未遂罪と答申したと同様の懲役五年と云ふ重刑を科するが如きは、陪審員の答申の精神を無視することになり失当であると云ふのであります。併しこれは、従来通常の刑事裁判が、各罪名の下に於て言渡したる刑期が絶対的に妥当なるものとなし、国家社会の根本の秩序維持を主要なる目的とする刑罰の本質を顧みざる議論であつて、深く意に介する必要がないと思ひます。

唯だ私は陪審法の実施後、量刑の問題が従来よりも一層重要な度を増して来たと考へます。元来量刑の問題は極めて重要な事柄で、刑事裁判究局の目的であり、刑の量定が公正妥当に行はるゝや否は、直接に裁判の価値及信用に影響を及ぼすものであります。しかも量刑の公正妥当を期することは、審判の公平を保つ以上に困難な事柄であつて、或る学者の如きは審判を公平に主宰して行くには大した学問は要らぬ、唯だ正直で公平で所謂常識と剛直とを兼ね有するならば、別に訴訟関係人から苦情を持たまるゝ訳はない。併し個々の犯罪人に対する量刑の問題に至りては、これを決定するに要する困難と時間と勇気と判断とは、人々の想像以上に裁判官の頭を痛むるものであると云つて居ります。実に具体的量刑にして、公正妥当ならず過酷に失せむか、徒らに民衆の反感を醸すべく、寛大に流れむか犯罪を奨励する結果となるべく、刑事政策の目的とせらるゝ民衆の法律に対する尊敬の維持及増進と云ふことの如きは、元より期するに由なく、刑罰本末の目的なりとせらるゝ国家社会の秩序維持と云ふことの如きも達することが出来ません。この見地からしても、陪審裁判に於ては量刑の問題を一層慎重に考慮すべきものだと思へます。

三

次に本年一月の司法省の調査の結果によれば、法定陪審事件三十件の内既済が二十九件にして、その内無罪が五件あり、なほ一部無罪が一件あると云ふことであります。これによれば、陪審裁判にありては、無罪になつた事件が通常の刑事裁判の場合よりも割合に多いと云はねばなりません。この陪審裁判に無罪になる事件が割合に多いと云ふことは、何に原因するのであります。検事局に於ては、陪審法の実施前より、予めこれに備へて起訴を厳選し、苟も疑はしき事件は起訴しない方針を取つたやふであります。然るに拘らず、無罪になる事件があり、しかもその割合が通常の刑事裁判の場合よりも多いと云ふのであるから、その原因が陪審の方面にあることは明かであります。然らば陪審の如何なる点が、無罪の原因となるか、その原因は除去することが出来るものか如何うかと云ふことも、考へて見る必要があると思ひます。

この点に付誰でも考へるのは、陪審法実施後日なほ浅く、陪審公判に於ける審理の形式なり方法なりに未だ至らざるところがあつて、素人の陪審員には事件の真相がよく判らぬため、判断を誤り無罪の答申をすることがあるではないかと云ふことであります。私もそれは一応尤もの考と思ひます。通常の刑事裁判にありては、裁判官が事件の真相を誤りなく把握し得ればそれでよいので、被告人の訊問を初め一切の証拠調はこの方針の下に集中せられて居るのであります。然るに陪審裁判に於ては、事実判断の鍵を握るものは陪審員であるから、陪審員が事件の真相を誤りなく把握し得るやふに審理しなければならぬ訳であります。従来久しき間の習慣により、裁判官が陪審事件の審理を為すに当りても、多くは今日なほ在来の審理の形式なり方法なりを、その俣踏襲して居るのでないかと思はるゝのも無理はありま

せん。若し果してそうだとすれば、知識の程度低き陪審員が事件の真相を誤りなく把握すること困難にして、遂には判断を誤り無罪も出ると云ふことになり、延いて審判の公平を害し、刑事裁判の本旨にも背くやふになるから、被告人の訊問も証人その他の証拠調も、陪審裁判に適するやふに考慮し改良して行かねばならぬと考へます。

元來刑事事件の審理は、ある意味に於て一の技術であるから、裁判官は常にその方法等を研究し改良して行くべきものと思ひますが、従来は多く看過して顧みられなかつた感があります。この点に付ては、欧米の学者は心理学等の方面より種々研究して居るやふてありますから、取りて以て他山の石とすることが出来ると思ひます。

次に實際上主として犯罪捜索の任に当る司法警察官の訓練未だ十分ならず、その犯罪捜索の方法に欠陥等があつて、弁護人等の乗ずるところとなり、しかも証人として法廷に立つや、その態度穩当を欠ぎ、陪審員がその証言を信用せざる結果、陪審事件に無罪が出るのでないかと云はれて居ります。この点に付ある著書に、英国の警察官は嚴重なる訓練を加へられて居るから、これに対する民衆の信頼は無限であるが、この信頼が聽て警察官が陪審法廷に於て証言するに当り、その証言が陪審員より信頼を受くる原因となり、その結果陪審員の心証を動かして事件の真相に触れしめ、陪審員をして公平なる評決を為すに至らしむと云ふ意味のことを書いてありました。陪審裁判に於ける審判の公平を期するためには、わが国の司法警察官も、是非ともこの程度にまで訓練して行かねばならぬと考へます。若し現在の状態に於てそれが不可能ならば、制度を改正し検事局直屬の司法警察官の設置を実現するなり、または英国に於けるが如く警察官に被告人訊問の権限なしとするなり、適宜の方法を講ずべきものだと思います。

以上無罪の原因は、方法の如何によりては縦令困難であつても除去することが出来るのでありますが、この外に陪審そのもの、性質から生ずる無罪があると思ひます。即ち陪審制度を採用する以上、幾部無罪になる事件が出ると云ふことは避けられぬと思ひます。陪審員は裁判に付ては多く全くの素人であつて、その内には商人もあり農民もありまた労働者も居ります。

裁判官に比して、知識の程度低く能力の劣れることは、申すまでもありません。学識ありて、公職公務に従事するものは、多く法律上陪審員たることを免除せられて居り、才能勝れて各種の事業に携はるものは、余儀なき差支を理由として陪審員を辞退し得られぬこともあります。縦令学識才能あるものが一、二陪審員中に混つて居つても、陪審員全体を指導して行くことの困難なることは、学者の論証するところであります。それであるから、陪審員は民衆と同じく感情に支配せられ易く、理智と云ふことよりも感情によりて事件の判断をして行くと云ふ風になり、その結果被告人の境遇または犯行の動機に同情すべき点があれば、勢無罪の評決をするやふになるのであります。わが国の陪審法は、陪審員が徒らに感情に走りて事件の真相を誤らむことを懼れ、これを防ぐために種々の規定を設けて居りますが、陪審員が感情を基調として事件の判断を為すのを絶対に抑止することが出来ぬと思ひます。現に昨年十一月二十八日山形地方裁判所の陪審公判に於て、審理せられた伊×××に係る殺人事件の如きも、その無罪となつた主要なる原因は、陪審員が被告人の平素の行状や境遇に同情した結果のやふに見えます。今後もかゝる原因から、無罪になる事件があると思ひます。この点に関し、仏国のある学者は、法律の峻厳をある程度まで緩和し得るものは、陪審員のみであつて、裁判官は多く憐愍を知らずまた法律の条文以外のものに注意を払はぬ嫌がある

から、殺人罪を犯した強盗と情夫に見捨てられて貧に苦しみ止むを得ず嬰兒を殺した不幸なる少女を同罪に問ひ易いけれども、陪審員は誘惑されたる少女が法律上何等の制裁を受けざる男子よりも罪の軽きことを本能的に感知し、その少女のために飽くまでその情を酌量すると云つて居るそうであります。わが国の陪審員は、仏国の制度と異なり犯罪事実の認定に關与するのみで、量刑の問題には無關係であります。またわが国の裁判官は、全然犯情を無視する程非常識でもありません。併しながら、この言葉に含蓄せられて居る意味のことは、わが国に於ても云ひ得ると思ひます。裁判官は事件の判断を為すに当り、兎角理論に偏し情義を無親し易い傾向がないでもありません。これを防止し、情理兼ね具る裁判を得るためには、陪審員をしてその事件の審理に参与せしむることは慥かに良い方法であります。それであるから、陪審員が極端に感情に走ることは厳に避けなければなりません。この陪審員が感情を基調として事件を判断すると云ふ点は、むしろ陪審裁判の特色にして別に非難すべきことでないと思ひます。

四

次に陪審員の答申の結果によれば、陪審員の事件の判断は極めて自然的で常識的の点があるやふに考へます。本年四月二十三日秋田地方裁判所の陪審法廷に於て開かれた、百姓木×××に係る強姦成傷事件に付、陪審員のなしたる答申の如きはその適例であると思ひます。これは被告人が夜半通行の婦女に暴行を加へ姦淫せむとしたけれども遂げなかつたと云ふ事案ですが、その際被害者が前脛部に約五錢白銅貨大の皮下溢血傷を負ふたと云ふので、強姦成傷罪として起訴されたのであります。然るに陪審員はその傷害の点の証拠が十分であつたに拘らず強姦成傷罪と認めず、單純の強姦未遂罪として答申しました。このことは頗る興味

あることと思ひます。現在行はれて居る法律理論から云へば、この陪審員の答申は明かに間違つて居ります。今日一般に行はれて居る法律觀念に従へば、苟も他人の身体の現狀を不良に変更しその生活機能を毀損すれば傷害罪を犯したものと解せられ、その程度の如何を問はずまた必しも身体の組織を物質的に破壊することを要しないのであります。それであるから、皮下溢血の程度の赤く腫れた位の傷を負はせてもまた自然に癒るやうな軽微なる擦過傷を負はせても、傷害罪を犯したものと云はねばなりません。然れども一般民衆の考は、これと多少趣を異にして居るやふであります。民衆は身体の重要ならざる部分若は他人に秘密にして置く部分にあらざる限り、身体または手足に受けたる皮下溢血傷または軽微なる擦過傷にして医薬の方法によらざるも自然に癒る程度のもは創傷と認めて居りません。少くも他人にかゝる軽微なる創傷を負はせても、傷害罪を犯したものととしてこれを處刑し、強姦の場合ならば強姦成傷罪としてその刑を加重すべきものと考へて居らぬやふであります。これが民衆の自然的常識的の考方であつて、秋田地方裁判所の陪審員の答申は、この自然的常識的の判断を如実に現はしたものと思ひます。

私はこの点に關して、嘗て大審院が所謂一厘事件に付、刑法その他の刑罰法を解釈するに當りては主としてその国に發現せる共同生活上の觀念を標準となすべく、單に物理学上の觀念のみによるべきものにあらずと為し、零細なる反法行為にして共同生活上の觀念に従ひ、刑罰の制裁の下に法律の保護を要求すべき法益の侵害と認めざる限り、これに臨むに刑罰法を以てし刑罰を加ふるの必要なく、立法の趣旨またこゝに存すと云ふ理由の下に、無罪を言渡したことを想起します。元より裁判にも理想目標と云ふことが必要でありませう。然れども裁判を行ふに當りては、嚴に実生活に即しなければなりません。事件の判断に付ても、同

様であります。事件の判断は飽くまで自然的常識的であつて、一般民衆が首肯し得るやふなものでなければなりません。形式論理的の解決のみを以て満足すべきものでないと思ひます。

英国に裁判所は、医学者がメスを以て屍体を解剖しその病根を確むるが如く、科学的真実の探求のみを目的とすべきものでなく、社会の公正正義の維持を標準とすべきものであると云ふ格言があります。事実の判断に付ても味ふべき言葉だと思ひます。それは兎に角、わが国の陪審員の事件の判断に自然的常識的の点があると云ふことは、大に喜ぶべきことであつて、この美点は飽くまで尊重しこれを失はしめないやふに努むる必要があると考へます。

五

以上陪審法実施後約一ヶ年間に於ける、陪審員の答中に現はれた陪審裁判の主要なる傾向または特色とこれに対する卑見とを述べました。その他陪審法施行後の実績を顧みるときは、種々考究し改良すべき点があるやふに思ひます。

第一に、陪審裁判は非常に長時間を要します。

先きに引用した本年一月の司法省の調査の結果によるも、陪審事件一件に付平均二日を要し、中には五日を費したのもあると云ふことであります。かくては、今日こそ一般民衆は陪審員たることを名譽とし喜んでその任務に就く美風がありますが、将来社会の経済状態進歩し世の中多忙になるに従ひ、陪審員たることを回避するものを生じ、陪審員の素質が次第に低下するのではないかと考へます。仏国の陪審裁判は、裁判長の説示がないのであります。普通一日一件の割合にて毎日事件を審理し、しかも一件に八、九時間しかかゝらぬやうであります。この点に付、人によりわが国に於ては、証人等を多数に呼び過ぎるではないか

と申しますが、私はそう思ひません。外国でも、一般に一件に付十五人乃至二十人の証人や参考人を調べて居るやふであります。私は寧ろ被告人の訊問証人その他の証拠調等を簡潔にし、検事の論告及弁護人の弁論等にも注意し、かゝる方面より時間の短縮を計るべきものと思へます。

第二に、陪審裁判は多大の費用を要します。時間がかゝるから費用もかさむのであります。が、同じ司法省の調査の結果によれば、陪審事件一件に付最低百十八円七十八銭最高六百五十八円四十九銭平均三百七十円三十六銭の陪審費用を要したと云ふことであります。これは国家の財政と云ふ点から見ても極めて不経済なことであるから、何とか考へべきものと思へます。

のみならず陪審法実施以来、陪審請求事件が僅か数件しかないのは、陪審費用が多くかゝるからだと思はれて居ります。若し果して然らば、大多数の民衆は陪審裁判の恩恵を受け得ざることゝ為り、刑罰の公正を保つ所以でありませむから、少くも裁判所が被告人に対し陪審費用の負担を命ずるに当り、被告人の資産状態等を適当に斟酌する必要があると思ひます。

第三に、弁護人の証人等に対する反対訊問に穩当を欠く点あり、その弁論は動もすれば冗長に流れ、時に陪審法の規定に抵触する嫌もあるのではないと思ひます。これは仙台地方裁判所の陪審公判を傍聴して感じたことですが、弁護人が被告人の利益を擁護するに熱心のあるやふに感じました。これは如何なるものでせう。弁護人のみならず裁判官もそうですが、証人等を訊問するに当りては、須らく冷静でなければなりません。殊に証人に対しては、相当

に敬意を表する必要があると思ひます。徒らに興奮し威嚇的態度または糾弾的の句調を以てしては、到底自ら事実の真相をつかむことが出来ません。況や陪審員をして事件を了解せしむることは不可能であります。証人等に対する弁護人の反対訊問は、討論でも議論をするのでもありません。証人を追及してこれを屈服せしめても、何にもならないのであります。弁護人としては、寧ろ陪審員の同情は常に証人側に存在するもので、証人に対し非礼の行為を敢てする弁護人は、著しく陪審員の忌憚に触るゝと言はれてゐることも考ふべきだと思ひます。次に弁論が冗長に流れると云ふ点であります。陪審員は事実の審問及検事の論告後著しく疲労して居ります。冗長なる弁論は、却て陪審員の頭脳を混乱せしめ、時に被告人に不利益なる評決をするやふにならぬとも限りません。外国に於て陪審裁判の弁護人として成功せる弁護士の弁論は、概ね簡潔にして自分の云はむとするところを極めて平易に説明し、陪審員にその趣旨を了解せしむることを専一として居るさうであります。弁護人としては、これまた考慮すべきことだと思ひます。なほ、弁論が陪審法の規定に抵触する嫌があつたと云ふのは、主として証拠となすべからざるものを材料として弁論したことを申すのであります。これは犯罪事実論と情状論との区別の如く、見様によつて異ると云ふが如きものと違ひ、その限界が極めて明瞭なのでありますから、少しく注意すればかくの如きことはない筈であります。しかもこの点は法律の厳禁するところなるのみならず、延いて審判の公平を害するに至るものなれば、かゝる場合には断乎として禁止すべく、若し弁論の最中に干渉することは弁護人に対し遠慮すべきことなりとせば、証拠調終了の直後等に於て予め注意する等適當の方法を講ずべきであると考へます。

六

これを要するにわが国の陪審裁判は、大体に於て順調に進み好結果を得て居ります。勿論陪審法実施後日なほ浅く、仔細に觀察すれば種々考慮し改良して行かなければならぬ点があります。一方に於て一般民衆は陪審裁判に期待すること大にして、その陪審員となるや熱心とその職務に従ひ、その事件の判断には通常の刑事裁判に見ることの出来ぬ特色もあり美点もあります。而して今日實際陪審裁判の衝に當るものは、何れも司法部内に於ける優秀練達の裁判官であります。それであるから、縦令今後多少の年月を要すとしても、考慮すべき点は考慮し、改良すべき点は改良して、陪審裁判の特色美点を益々發揚せられて行くことゝ考へます。かくてわが国の刑事裁判は、陪審裁判を中心として燦然たる光輝を發する時代が来るに違ひありません。陪審裁判の衝に當るものは、この点に留意し願くば大に自重せられて大胆に勇敢に陪審裁判の完成に寄与せられむことを切望するのであります。(昭和四年七月下旬稿)

⑤「我陪審制度に対する一考察」 仙台地方裁判所判事 廣野 伸雄

はしがき

陪審法の施行せられたる今日、今尚其の制度の可否論を以て此の慶すべき一週年紀念日に臨まんとするは洵に実益なき徒事に属すと雖、然し制度其のものゝ研究は概ね吾人をして今後如何に法を理解し運用すべきか其の適正円滑なる進展を期す上に於て、將又吾人の態度方針を定むる上に於て、相当重要性あるものと信ずるが故に、茲に我陪審制度に於ける過去一年間の経験上の卑見を述ぶるに先ち、些か此点に関する考慮を為さんとするも強ち徒事にあらざるべし。

第一節 裁判制度變遷の梗概

其の一 未開時代

素人 (Laien) が裁判に關与することの歴史を緋けば、実に遠き昔のことに属す。即ち羅馬に於ても独逸に於ても、未だ文化開明の極めて幼稚にして裁判に民事刑事の区別なく、所謂神裁 (Gottesgericht) 宣誓保証 (Eidbürgerschaft) 及決闘 (Zweikampf) 制度の行はれたる時代に於ては、裁判官は常に素人たる人民又は人民の集団たりしなり。されば当時の裁判官は、今日の夫れと異り何等特別なる技術的専門知識を有したることなく、従て其の任務とする処も亦今日の如く特に法律家に限らるべき所謂包攝問題 (Subsumtion) の任務にあらざして、単に当事者に依て形成せられ且争はれたる権利主張に対する判断を為すに過ぎざりしなり。而して此の如き古き時代に於ては、羅馬に於ても独逸に於ても、何れも裁判は一種の陪審制度に依り行はれたるものなり。

其の二 封建時代

然るに其の後社会進化に伴ひ、国家組織の漸く強固となるに及び、裁判権は遂に人民より中央権力の手に歸し、裁判官は常に法律を学びたる国家の吏員の司掌する処となるや、即ち伊太利に於ては十二世紀の頃より又独逸に於ては継受時代 (Rezeption) 以来、裁判官の任務は一変し専ら法律上の包摂問題の任務を有するに至れり。然れ共此の時代に於ては、未だ国家組織完全ならず、政治は多く暗黒にして压制行はれ、裁判所の裁判の如きも亦此の如き国家に従属する役人の専恣横暴に委ねられ、其の極端なる弾圧と糾問は動もすれば正義の影を没し天日為めに暗澹たる觀を呈したるより、茲に王権打倒自由民権の雄叫びはヨーロッパの天地に勃然として起り、仏蘭西に於てルーソー (Jean Jacques Rousseau) 先づ其の烽火

を上げて以来、其の勢澎湃として押寄する潮の如く忽ち全ヨーロッパ大陸を震撼し、次で千七百八十九年彼の有名なる仏蘭西大革命は演ぜらるに至りしなり。

其の三 仏蘭西革命時代

陪審制度が今日大陸諸国に行はれ居る所以のものは、実に此の仏蘭西革命の余波に基くものにして、仏蘭西に於ては革命後先づ個人の権利自由獲得の政治的要求として、当時善政の範を垂れ居たる英吉利より、他の政治組織と共に之を輸入したるに始まり、他の諸国も亦相次で之に倣ひしなり。茲に於て吾人些か英国陪審制度發達の經過を大觀するの要あるを以て今之を一瞥せんに、元來其の起源論に至りては、或は彼の十字軍の建設したる亜細亜のセルサレム王国の訴訟手続より伝来せしものなりと説き、或は羅馬乃至日耳曼の彼方に於て存したる法制の伝来なりと説き、或は又丁抹の古代法に源を發し九世紀の頃丁抹よりノルマンにノルマンより更に英吉利に伝来せしものなりと説き、其の他諸説紛々として底止する所を知らざりしも、一度彼のブルンナー (Brunner) の所説 (Die Entstehung der Schwurgericht) 出で、以来、今日に於ては学界を風靡するに至れり。而して同氏の所説に依れば、陪審制度の萌芽はフランク時代の陪審手続に源を發し、此の陪審手続がノルマンに伝はり、其の後更にノルマン・コンクエストと共に英吉利に輸入せられ、斯くて英吉利に於て今日の發達を見るに至りたりと云ふにありて、且右の陪審手続とは其の当初に於ては国王の私産に關する訴訟に適用せらるゝ為め設けられたるものにして、裁判官が係争地の住民中名望あり且係争事実を知れる者十数名を呼出し宣誓の上之を訊問したる手続を云ふなり。而して英吉利に於ては、其の後右の陪審手続は社会の進化に伴ひ漸次發達し、十四世の頃には陪審員は一

有するに至り、斯くて十六世紀の中葉に至りて始めて陪審員は純然たる裁判官として英国今日の發達を見るに至りしなり。而して仏蘭西が従來の压制に対する反動として、専ら此の如き英吉利の陪審制度を輸入したる所以のものは、当時流行の主權在民、社会契約説の見地より国民意思の代表者たり且其の味方なる陪審員をして裁判を為さしむるは、昔に民權擁護の上に於て最も安全弁なるのみならず更に又国民の信頼するに足る公平なる裁判をも得る所以なりと思惟したるに依ること勿論なりとす。

第二節 現代と陪審制度

斯の如く元來陪審制度は、仏蘭西其他の大陸諸國家が、従來の封建制度より新に樹立せられたる立憲制度へ推移する過渡期の法制として、最も其の重要な意義と分野を有したるものなるも、現代の如く國家組織完備し國家は一面法治國として大に國民参政の実を挙げ政治は自ら國民の政治に歸し、他面に於て社会の分科は彼の十九世紀初頃に勃興せる機械文明の大なる影響の下に著しく複雑多用となり、何事にも専門的科学的独特なる知識を要求する云はば科学主義文明に迄進化したる時代に於て、従來の陪審制度が果して能く此の要求に副ふべきや之れ吾人の最も研究を要すべき緊要事たり。

既に伊太利に於ては、十八世紀の末葉に於て一度びロンブローゾ (Lombroso) 出で、刑事人類学 (Kriminal-Anthropologie oder-Biologie) を稱へて以來、フェリー (Ferry) ガルフアハロ (Garofalo) の碩学相次いで此学派を支持し、更に進むるに犯罪社会学 (Kriminal-Sociologie) を以てし、近世に於ける刑政は須く科学的に解決せざるべからざる所以のものを力説し、又独逸に在りては千九百二十四年一月四日の命令 (Verordnung) を以て此歴史的に意義深き陪審制度を敢然として弊履の如く打棄つるに至れり。而も今日英吉利を除き、陪

審制度を輸入したる諸國家は皆何れも其の弊害に堪えず、動もすれば國家政治の癌として之が善処に苦悩する傾向をさへ呈するに至れり。然らば此の如き現象は果して何を意味するか、之れ正しく現代の科学主義文明に対する陪審制度の欠陥暴露に外ならずして、即ち徒らに素朴的にして毫も科学的技術的素養なき陪審員が裁判官たるの制度其のものが最早時代の潮流に掉す能力を失ひたるに依らずんばあらざるなり。蓋今日の裁判官は一面技術官たると同時に他面に又科学者として其の老練にして該博透徹せる知識の保有者たることを要すればなり。

此の秋に當り、我國が斯くも衰退の氣運に満てる陪審制度を忽然として採用し、昨千九百二十八年十月一日を以て実施するに至りたるは、果して何の意味に基くものなるや、立法者は説明すらく、我國の陪審制度は欧米の夫れに比し大いに其の趣を異にし且独特なる新制度に改変したりと。茲に於て吾人は顧みて立法者の言と我陪審法を比較考量し見るに、未だ其の進歩的転起ありたる事実を十分認め得ざるのみならず、反て密かに結局大陸諸國の陪審制度と大同小異に歸し其の弊害の反覆せらるべきことを恐るゝものなり。されば斯の如く著しく時機に遅れたる法制を今後如何に活用し、諺にある如く禍を変じて福となすべきか、之れ吾人の最も研究を要する当面の問題なりとす。

抑司法裁判は、法律の適正なる運用に依り人民の權義を保全し社会の秩序を維持すべき國家政治の大本に深き關係を有するものなるを以て、其の適実に行はるゝや否やは一つに人民の利害休戚國家の安危に懸るものなり。従て刑政本來の目的を達成せん為めには、裁判は常に社会的正義と公平の上に立脚し、苟も下す処の判決は公明正大にして最も能く人民の信頼と悦服に値するものたらざるべからず。然るに元來陪審制度は、広き範圍の國民が陪審員と

して裁判に關与する結果、國民の多数をして容易に刑政本来の任務に対する理解を得せしめ得ると同時に、判決に対する信用の度をも自ら強固ならしむる特性を有するものなるを以て、其の裁判の威信を發揚し維持し得る点に於ては、確に従来の裁判制度に比し一步進みたる長所を有するものと認め得べし。而して我國の陪審制度は、彼のヨーロッパ大陸に於ける夫れの如く所謂压制と糾問に対する民権擁護機關として採用せられたるものに非るは明かにして、吾人の所見に従へば其の制度の新局面こそ実に叙上刑政上の見地に専ら立脚し國民をして全然裁判に無關心たらしめざるにありと解せんとす。然れ共元來陪審員は裁判上全く何等の訓練なき素朴單調なる素人にして、從て復雜なる事情を理解する重要な実習は固より經驗が贅す貴重なる老練と円熟をも欠ぎ、之を専門家の立場より見るときは宛然無能力者に均しきものなるを以て、科学主義の現代に於て我陪審判度が依然彼の歴史的遺物として今日其の残骸を止むるに過ぎざる大陸諸國の陪審の例に倣ひ、其の重要な職務の分野を定めたりとせんか、吾人は此の如き陪審制度は断然失敗なりと断言して憚らざるものなり。宜なるかな我陪審法は大陸の夫れに比し陪審員に決定的事實認定権を与へず、陪審員をして一種の裁判所の諮問機關として裁判所に從属すべきものと認むる余地をあらしめたり。蓋し此の点に付ては反對論なきにあらざるも、吾人は我陪審法を此の如く解してこそ始めて制度其のものゝ積弊を打壊し、当代に適應する進歩的新紀元を見出し得るものと信ずるものなり。然るに我が陪審法が今一步を進み得ず、陪審員の右事實認定権と殆んど不可離的關係に立てる裁判長の説示に対し、依然旧套を踏襲して証拠の信否罪責の有無に關し意見を述ぶることを得ざる旨規定したるは真に惜むべきなり。而して斯の如きは、將に大陸諸國の積弊の那邊に存するやを十分究めざりに依るとの譏を免れ難く、又科学主義的現代に対する一知半解の制

度なりと指彈せらるゝも蓋し已むを得ざるべし。吾人は我陪審制度の健全なる發達の爲め、此の如き規定の速かなる撤去を要望して止まざるものなり。人或は云はん陪審裁判に於て陪審員より事實認定権を奪ひ裁判長の説示自由を認めんか、之れ陪審裁判の実を失ひ全部骨抜きとなり普通裁判と何等撰ぶ処なきに至ると。是に対し吾人は、高らかに現代は最早從來の如き陪審制度の時代にあらずして科学主義の時代なることを力説し、同時に陪審員は最早裁判所に対し独立的対立的地位に立ものにあらずして、一面に於て単に一種の鑑定人として裁判所の諮問機關たると同時に他面に於て裁判の監視人たるの役割のみを演ずるものなることを布衍し応酬せんとするものなり。

第三節 過去一年間に於ける經驗上の所見

我東北地方に於ける過去一年間に於て、所謂陪審の評議に附すべき事件必ずしも少しとせず、然れ共其大部分は被告人の辞退する処にして、實際陪審裁判の行はれたる件数は実に寥々暁の星の如き觀なくんばあらず。即ち昨年十一月二十三日より同月二十五日に亘り山形地方裁判所に於て行はれたる伊××××に対する殺人被告事件の陪審公判を皮切りに、仙台地方裁判所に於て二件、福島地方裁判所に於て一件、秋田地方裁判所に於て二件、青森地方裁判所に於て一件、盛岡地方裁判所に於て二件、合計九件たるに過ぎず。而して其内吾人の親しく見聞したる処のものは、実に我仙台に於ける前後二回の陪審事件にして、一つは小××××に対する殺人未遂被告事件、他は石××××に対する放火被告事件之なり。從て今過去一年間に於て行はれたる陪審事件に付ての所見として述ぶ所のものも、亦右の見聞したる事件の範圍に止めんとす。

一 陪審員の忌避問題

古来適材適所を得るにあらざれば其所期の目的を達成するを得ず、従て吾人は陪審事件に於ては陪審員の忌避問題が其戦術上最も問題たり得るものと信じたるに、事實は予想を裏切り忌避権の行使ありたるを見ざりしなり。之れ慶すべき現象なりや、吾人は必ずしも然りと答ふる能はざるなり。元來陪審員は、裁判の最も重要な部分たる犯罪構成事実の有無を決することを唯一無二の職能とするものなるを以て、其人の宜しきを得ると否とは直接裁判其のものに重大なる影響を有し、万一人宜しきを得ざる時は如何に裁判所に於て絶大なる努力を払ふも、結局馬の耳に念仏となつて万事徒事に終らん。されば法律も亦十分当事者に忌避権行使の余地あらしむべく、所要人員十二人に対し三十六の多数の陪審員の出頭を命じ居るものなるを以て、原告官たる検事は此点に関する慎重なる考究を要するにあらざるか、吾人は此の如く考ふるものなり。

二 裁判所の審問手続と陪審員の理解力

陪審事件にありては、所謂直接審理行はれ、証拠は原則として公判に於ける陪審員の面前に於て取調べたるものに限られたる結果、公判審理に於ける裁判所の努力と労力は実に吾人の意表の外に出でたり。今試みに予審と公判とに於ける被告人及証人の訊問数並に各其調書の枚数により、其の一斑を示さんに

(イ) 小×××に対する殺人未遂被告事件に付て

項目	予審	公判
被告人 訊問数	二回	二回
此の第一回調書	一八枚	五九枚
第二回調書	一〇枚	四七枚

証人 訊問数	二〇八	一七八
此の調書枚数合計	一〇〇枚	二六七枚
内一人に付最も多きもの	一三枚	四〇枚
最も少きもの	二枚	六枚
一人平均枚数	五枚	十六枚

(ロ) 石×××に対する放火被告事件に付て

被告人 訊問数	四回	二回
此の第一回調書		二八枚
第二回調書	(四回にて)三三枚	二一枚
証人 訊問数	一八八	五八
此の調書枚数合計	一〇七枚	四〇枚
内一人に付最も多きもの	一六枚	一八枚
最も少きもの	三枚	三枚
一人平均枚数	六枚	八枚

注 (イ) 被告事件の公判日数は

第一日 午前九時三十分頃開廷し午後八時三十分過ぎ閉廷

第二日 殆んど前日と同時刻に開廷し午後四時三十分閉廷

第三日 開廷時間前日に同じく閉廷したるは深夜にして十二時を過ぎたり

(ロ) 被告事件の公判日数は閉廷深夜に及びたるも全一日にて了したり

是に由て之を觀れば、裁判所は僅かの短時間の間に、殆んど予審以上の努力を為しつゝあ

ること一見明瞭なりと云ふべし。而して此の如く陪審公判が従前の通常公判に比し著しく煩瑣にして複雑を究むる所以のものは、実に直接審理の結果に外ならずと雖、吾人をして今一步之に立入らしめ、其の審理の内容に付云はしむれば、裁判に素人なる陪審員が関与する結果、専門家なる裁判所及弁護人に於ては、陪審員は果して如何なる程度の理解力と判断能力を有するや明瞭を欠ぐ処より、自然其の審理は詳細に過ぎて、勢ひ枝葉末節に迄波及し、益々審問の内容を複雑多岐なからしむるに依らずんばあらざるなり。然れ共此の如き傾向が、果して能く陪審員をして事案の本筋を飲込ませしめ、重要な犯罪構成事実其のものに関する争点が那邊に存し、各証人の証言が其の如何なる部分に關係するものなるやを諒解せしむるに十分なりや、吾人は甚だ迷はざるを得ざるなり。宜なるかな、我仙台に行はれたる第二の陪審公判は、其の第一公判に比し大に此の点の考慮を為したる事蹟の歴々たるものあるは、吾人の大いに意を強ふする処なり。然らば陪審公判の此の如き弊を出来る丈軽減し其の円滑適正なる進展を期せんには、如何なる審問方法に基くべきか。此れ甚だ困難なる問題なりとす。吾人は今茲に其の卑見の一端を示さんに、元來陪審員は何等法律的素養なき素人なるを以て、陪審手続に於ける証拠調は出来る丈け犯罪構成事実の存否に関する争点の範圍内に限局し、裁判長は各箇の証人調を為すに当りては、先づ陪審員に対し其の証人の証言が犯罪事実の如何なる争点に關係するものなるやを説明し、以て陪審員をして予め訊問の要点を知らしめ置き、然る後之を訊問し努めて争点外の事項に涉らざること十分なる留意を用ひるときは、一面裁判所に於ては幾分審理の煩瑣と手数を省き得ると同時に、他面に於て陪審員をして事案と証拠の關係を明瞭ならしめ得るに非ずやと思考するものなり。

三 裁判長の説示と陪審員の印象

陪審手続に於ては、裁判長の説示が最も重要な役割を演じ、其の巧拙如何が事件解決のキーを為すものなることに付ては、今更ら喋々の要なき処にして、吾人が茲に述べんとする処のものは、次の点なり。即ち其の一は、検事の論告、弁護人の弁論及裁判長の説示は、殊に弁護人の弁論と裁判長の説示は、出来る丈け不分離的に、即ち一鎖りとして時間的に切り放さず終了せしむるを可とすること之れなり。之れ弁論と説示との間に休憩等あるときは、陪審員は裁判長の説示を聴く前、既に検事の論告と弁護人の弁論とを互に比較考量して其の確定的意見を定むる危険あればなり。而して其の二は、審問すべき人と説示すべき人とは別人であるべきこと之なり。元來裁判長の説示は、総ての審問を終りたる後に於て為さるゝものなるが故に、其処に少からざる時間の経過を見るは明にして、従て平素何等の訓練なき陪審員が此の時機に至り疲労と倦怠とを覚え動もすれば職責を疎にし易き傾向を生ずるは否み難き現象なり。此の如き場合に於て、説示すべき人が依然審問を為したる人と同一人なりとせんか、縦令如何に裁判長が威儀を正し改まりても、素人なる陪審員は格別之に対し注目することなく、其の惰性の趣く処に従ふべく、到底裁判長の説示をして陪審員の脳裏深く透徹せしむること能はざるべし。されば此の際陪審員をして心機一転せしめ其の惰眠を覚さしむるには、其の人を異にし審問は陪席判事をして、説示は最も信頼すべき裁判長をして之に当らしむるに如かざるのみならず、斯して始めて法の精神にも合致するものなりと思考するものなり。

最後に吾人は説示に関し最も深く感じ最も深く希望する処のものは、裁判長の説示は陪審員が一度び之を傾聴することに依り、自ら其処に裁判所の真意を捕捉すると同時に、適正妥當なる判断を感得する様あり度きこと之れなり。

(二) 弁護士感想

① 渡邊乙郎(仙倉)

一、規定が少し窮屈なる為めか、利用の度合過少なるやに感ぜらる。而し、廃止の必要は無之と信ず。且つ、当地方に在りては、陪審に附せられたる事件、無罪となりたるもの比較的多きを喜び申候。

② 伊藤三秋(仙倉)

一、陪審法第五五条、所謂非陪審に付することを得る条項を削除、答申の拘束性を確定するか、然らずんば、裁判長の説示を廃止するに非ずんば、官権尊重の弊ある我国現時の国情に一致せざるものと信ず。

③ 門屋直哉(仙倉)

一、「無用の長物」の感有之候。法曹界の先覚者は、何故に欧州に於て持ち余したしたる制度を、盲目的に移植したるや。官権の宣伝に依りても、猶ほ民衆が其の必要を認識せざるが如きは、陪審法制度の本旨に遠かること甚だし。寧ろ之を廃止し、裁判官の素質の向上に努むるを急務と信ず。

2 秋田

(一) 判検事の感想

① 「感想」秋田地方裁判所長 白井 茂

私の実験に依れば、(1)陪審員は非常に真面目で且熱心である様に感じたのであります。蓋秋田地方裁判所の陪審員候補者は、大多数僻村に住ひ農家のもので、比較的純真な人達が多いからであらうと思ふのであります。陪審公判を開廷すること三件、其の都度呼出した陪審員中、初回、次回は不参者各一名、第三回目に不参者二名に過ぎぬのみならず、相当高齢者も加はりて出頭し、謂はれなく欠席せしものは絶てなかつたのであります。殊に公判に立会ひては、長時間に亘り慣れぬ場所で勝手違ひの勤務であるに拘はらず、少しも倦怠の色なく、始終熱心に之に当りたることは、特筆すべき点であると信じます。而して其の答申は、偶然かも知れぬが、三件中主問肯定二件、補問肯定一件で頗る妥当であつた所から推して見ますれば、兎も角或る程度の理解があつたものと看取しなければなりません。従て私は、陪審員の資格を或る種の階級に限定すべく法律を改正するが如きことは、将来は知らず現在に於ては其の必要を感じないのであります。

次に、(2)弁論の点に付でありますが、検事は勿論弁護人側に於ても、法律の精神とする所を履践せられ、大体に於て遺憾ありませんが強て申せば、弁護人の弁論に付では、今一段の考慮を払はるゝことが陪審法の妙用を挙げる所以の一つであるまいかと感じたことがないでもありません。何れの場合たるを問はず、万一証拠に基かざるか又は牽強附会に互る様な弁論が行はるゝに於ては、純真にして事に慣れぬ陪審員の脳裏を攪乱し、判断を誤らしむるに至るかも知れぬので、かゝる場合には裁判長の判示も勢ひ深入しなればならぬ様になることは、誠に已むを得ぬ所と存じます。

(3)裁判長の説示に付、或は深入すべからずと云ひ、或は熱を持つべからずと云ふ様な説も段々聞き及びましたが、右は専ら裁判の公正を害する勿れと云ふ意味に外ならずして、軟弱不徹底を尚ぶの趣旨にあらざること万々であると信じます。先頃奥羽六県弁護士大会に於

て、説示廃止論や説示に深入せざることを要望する説が討議せられたと云ふことであります。が、私は夫れよりも先づ法廷に於ける弁論が旧套を脱し、法廷に頭はれた証拠のみに基き、牽強附会に陥るが如きことなく、穩健着実に行はるゝ様、層一層自他共に努力することが急務であることを確信するものであります。

3 青森

(一) 弁護士感想

① 失名氏(青森)

一、該法律制定の精神目的と実際とは、一致せざる憾みあり。

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

宮城控訴院管内における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「二・二 陪審公判概要一覧表」に掲載した通りである。

こゝでは、判検事の閲歴を『日本法曹界人物事典』(第2巻、第3巻)、『司法大観』(昭和32年・昭和42年)、『官報』、弁護士については『日本弁護士名簿』(日本弁護士協会録事法曹公論号外)、『日本弁護士大観』(昭和37年)、『全国弁護士大観』(昭和52年)、『官報』などを中心に紹介した。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「雑誌記事索引集成データベース」(ぎんぎくプラス)、「Googleブックス」で検索した。「雑誌記事索引集成データベース」は、まだ「集成」にはほど遠く、その完成が待たれる。「Googleブックス」は、「国立国会図書館サ

ーチ」では検索できない、思わぬ資料がヒットすることがある。

なお、『官報』(昭和22年5月3日以降)は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館や大学図書館などにおいて公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士の登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できるが、出てこない人名や履歴も相当ある。原因は、検索機能がテキスト文書に依拠しているもので、官報の原文から誤ってテキスト文書に打ち込まれた文字がかなりあると考えられる。また、『官報』(昭和27年3月まで)は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できるが、検索機能は付いていない。

(注1) 閲歴を調査するのに用いた資料の主なものは、次の通りである。

①『帝国大学出身名鑑』(校友調査会・一九三二年一月)。後に、『帝国大学出身人名辞典』第1巻、第3巻、日本図書センター・二〇〇三年三月に収録)。(以下、「帝国大学出身名鑑」と表記する)

②『大衆人事録』第14版(北海道奥羽関東中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)。後に、『昭和人名辞典』第2巻・北海道・奥羽・関東・中部篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録)

③『人物物故大年表』日本人編I・II(日外アソシエーツ、二〇〇五年二月・二〇〇六年一月)。(以下、「人物物故大年表」日本人編・平成17年・平成18年と表記する)

④『日本法曹界人物事典』第1巻、第5巻(ゆまに書房・一九九五年八月)には、第1巻に『帝国法曹大観』(帝国法曹大観編纂会・一九一五年一月)、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補(帝国法曹大観編纂会・一九三二年一月)、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版(帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月)、第4巻に『大日本法曹大観』(大日本法曹大観編纂会・一九三六年一〇月)、第5巻に『大日本司法大観』(大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月)が、収録されている。(以下、「人物事典」I～Vと表記する)

- ⑤『司法大観』（法曹会・一九五七年七月、一九六七年七月）。（以下、「司法大観」昭和32年・昭和42年と表記する）
- ⑥『日本弁護士大観』（国際聯合通信社・一九六二年二月）。（以下、「日本弁護士大観」昭和37年と表記する）
- ⑦『全国弁護士大観』（法曹公論社・一九七七年六月）。『全国弁護士大観』別冊追録（法曹公論社・一九七八年一〇月）。（以下、「全国弁護士大観」昭和52年・昭和53年と表記する）
- ⑧『司法沿革誌』（法曹会・一九三九年一〇月）
- ⑨『続司法沿革誌』（法曹会・一九六三年三月）
- ⑩『司法沿革誌』第1巻〜第8巻（法曹会、一九六七年三月・一九七四年一〇月・一九七九年五月・一九八五年五月・一九九三年五月・一九九六年五月・二〇〇三年五月・二〇〇八年四月）。注、第1巻・第2巻は法務大臣官房司法法制調査部
- ⑪『裁判所沿革誌』第1巻〜第6巻（法曹会、一九六八年四月・一九六九年三月・一九七八年七月・一九八八年七月・一九九八年二月・二〇〇八年三月）。注、第6巻は最高裁判所事務総局総務局
- ⑫『法曹会雑誌』（法曹会・一九二七年一月〜一九四四年三月）所収の「叙任辞令」欄・「公証人の異動」欄（注、脱落が多い）
- ⑬『国立公文書館所蔵 明治大正昭和 官員録・職員録集成』マイクロフィルム版（日本図書センター・一九九〇年一月）
- ⑭『官報』所収の「叙任及辞令」欄・「彙報」欄
- ⑮『自由と正義』（日本弁護士連合会発行）所収の「登録・登録換・登録取消」欄
- ⑯『日本弁護士名簿』明治32年〜昭和16年「欠号、明治34年・明治44年・大正11年・大正12年」（『日本弁護士協会録事・法曹公論』号外・日本弁護士協会発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館、東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館所蔵）、『日本全国弁護士名簿』昭和8年〜昭和12年（『正義』号外・帝國弁護士会発行。早稲田大学図書館所蔵）、『大日本弁護士名簿』昭和17年・昭和18年（大日本弁護士会聯合会発行。東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館、法務図書館所蔵）
- ⑰『日本弁護士総攬』第1巻・第2巻・合本（東京法曹会、一九一一年八月・一九一二年二月・一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）

- ⑱『現代弁護士大観』（丸萬商店・一九三二年二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）
 - ⑲物故会員慰霊追悼会『物故会員名鑑』（仙台弁護士会・一九五九年一〇月）
 - ⑳仙台弁護士会史編纂委員会編『仙台弁護士会史』（仙台弁護士会・一九八二年二月）
 - ㉑仙台弁護士会史編纂委員会編『仙台弁護士会史追録』（仙台弁護士会・一九八四年一月）
 - ㉒福島県弁護士会会史編纂委員会編『福島県弁護士会百周年記念誌』（福島弁護士会・一九九三年一〇月）
 - ㉓岩手弁護士会史編纂委員会『岩手の弁護士』（岩手弁護士会・一九九七年一月）
 - ㉔秋田弁護士会史編纂委員会編『秋田弁護士会史』（秋田弁護士会・一九九七年一月）
- （注2）弁護士の間歴調査に当たっては、仙台・福島・山形・盛岡・秋田・青森の各県立図書館のレファレンス・サービスを受けた。

1 仙台

（一）判事の閲歴

①浅沼彦一郎

●明治八年一二月一四日生、岡山県浅口郡玉島村、明治二九年七月東京法学院卒業、明治三一年一月判事検事登用試験及第、明治三一年一二月司法官試補・鳥取区裁判所詰、明治三三年七月米子区裁判所判事、明治三四年四月鳥取地方裁判所判事、明治三五年一二月大阪地方裁判所判事、明治四一年四月長崎控訴院判事、明治四五年四月福岡区裁判所判事、大正二年五月長崎控訴院判事、大正二年六月公証人懲戒委員、大正六年六月文官普通懲戒委員、大正一〇年七月長崎控訴院部長、大正一三年一月大審院判事、昭和三年二月仙台地方裁判所長、昭和七年五月広島地方裁判所長、昭和一〇年九月名古屋地方裁判所長（人物事典Ⅰ〜Ⅳ）、昭和一二一年一二月大審院検事・退職（官報）昭和12・12・24、昭和12・12・27、昭和12・12・29）、

昭和一二年一二月公証人・大阪〔官報〕昭和12・12・28)、昭和一八年一月免公証人(日本公証制度沿革史〔昭和43年)、昭和二〇年一〇月弁護士登録・岡山〔官報〕昭和20・11・13)、昭和三一年二月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和31・3・19)

●「浅沼彦一郎」(大衆人事録)近畿・中国・四国・九州篇、一九四三年九月、鈴木楨次郎「懐い出の裁判官たち」(浅沼彦一郎・西沢寛次郎・宮地米蔵・関宏二郎)〔判例タイムズ〕23巻2号・一九七二年二月)、「浅沼彦一郎」(岡山の弁護士)岡山弁護士会・一九七六年一〇月)

②伊佐早信(福井判事参照)

●明治一七年六月二日生、米沢市林泉寺町、明治四二年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四二年七月司法官試補・水戸地方裁判所詰、明治四五年四月水戸地方裁判所予備判事、大正二年六月大津地方裁判所判事、大正四年六月大阪区裁判所判事、大正六年九月奈良地方裁判所判事、大正七年七月奈良区裁判所判事、大正九年一〇月仙台地方裁判所判事、大正一二年四月仙台地方裁判所部長、昭和七年四月宮城控訴院判事、昭和八年二月下関区裁判所監督判事、昭和一一年九月福井地方裁判所長、昭和一四年四月函館地方裁判所長(人物事典ⅠⅤ)、昭和一五年九月宇都宮地方裁判所長(官報)昭和15・9・17)、昭和一九年一二月大審院部長・退職〔官報〕昭和20・1・4)、昭和二〇年一二月弁護士登録・山形〔官報〕昭和20・12・12)、昭和五四年三月五日登録取消・死亡(自由と正義)昭和54・6・1)

●「伊佐早信」(《帝国大学出身名鑑》、校友調査会・一九三二年二月)、「伊佐早信」(《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「伊佐早信」(《全国弁護士大観》、法曹公論社・一九七七年六月)

③高山達二郎

●明治二五年一月一七日生、愛媛県周桑郡丹原町、大正八年七月東京帝国大学法科大学

卒業、大正九年一〇月司法官試補・浦和地方裁判所詰、昭和一〇年七月東京地方裁判所詰、大正一一年六月東京地方裁判所予備判事、大正一一年七月函館地方裁判所判事、昭和二年二月函館区裁判所判事、昭和二年八月仙台地方裁判所判事、昭和六年五月宮城控訴院判事、昭和七年四月仙台地方裁判所判事、昭和一〇年六月下関区裁判所判事、昭和一二年一二月松江地方裁判所判事、昭和一三年一二月広島地方裁判所判事、昭和一四年九月広島控訴院判事(人物事典ⅡⅤ)、昭和一五年一二月二五日出生(官報)昭和15・12・6)

●高山達二郎「請求権と訴権」(《司法研究》報告書・第二輯一、司法省調査課・一九三〇年三月)

④河田榮左右

●明治二一年八月二七日生、埼玉県北埼玉郡三田ヶ谷村、大正六年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・甲府地方裁判所詰、大正八年三月甲府地方裁判所予備判事、同年同月青森地方裁判所判事、大正一五年七月古川区裁判所判事、大正一五年一二月仙台区裁判所判事、昭和五年九月宮城控訴院判事、昭和六年五月仙台地方裁判所判事、昭和九年一二月一月仙台控訴院判事、昭和一二年一二月若松区裁判所監督判事(人物事典ⅡⅤ)、昭和一五年二月田辺区裁判所監督判事兼和歌山地方裁判所田辺支部長(官報)昭和15・2・16)、昭和一九年三月和歌山地方裁判所部長(官報)昭和19・3・29)、昭和一九年四月兼和歌山区裁判所判事(官報)昭和19・4・15)、昭和二一年三月大審院判事・退職(官報)昭和21・5・1)、昭和二一年七月弁護士登録・奈良(官報)昭和21・9・26)、昭和二三年三月登録取消(官報)昭和23・4・27)、昭和二三年三月和歌山地方裁判所御坊支部兼御坊簡易裁判所判事(官報)昭和23・5・18)、昭和二三・4・10)、昭和二三・4月兼御坊家事審判所判事(官報)昭和23・4・20)、昭和二四年一月兼和歌山家庭裁判所御坊支部判事(官報)昭和24・2・3)、昭和二八年八月判事定年退官・御坊簡易

裁判所判事〔官報〕昭和33・8・29、「司法大観」昭和32年）、昭和三三年八月簡裁判事定年退官〔官報〕33・8・29

●「河田榮左右」〔大衆人事録〕近畿・中国・四国・九州篇、一九四三年九月

⑤ 江幡清

●明治二四年一月七日生、茨城県東茨城郡下中妻村、大正九年七月明治大学法律科卒業、大正一〇年九月判事検事登用試験及第、大正一〇年一〇月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正一一年七月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月仙台地方裁判所判事、大正一五年五月石巻区裁判所判事、昭和二年六月仙台地方裁判所判事、昭和五年三月八日市場区裁判所判事、昭和五年八月下妻区裁判所判事、昭和七年一〇月松本区裁判所判事、昭和一〇年七月長野地方裁判所判事、昭和一二年一二月千葉地方裁判所判事〔人物事典Ⅱ〕Ⅴ、昭和一一年三月東京控訴院部長・退職〔官報〕昭和21・4・2号外、昭和二一年四月弁護士登録・水戸〔官報〕昭和21・5・25）、昭和二三年一二月登録換・千葉〔官報〕昭和24・1・20）、昭和五八年三月一三日登録取消・死亡〔官報〕昭和58・4・13）

●「河田榮左右」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社、一九四三年三月

⑥ 小森庚子

●明治三三年七月二日生、茨城県新治郡柿岡町、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月政法大学法律科卒業、昭和二年四月司法官試補・仙台地方裁判所詰、昭和三年一二月仙台地方裁判所予備判事、昭和五年三月秋田地方裁判所判事、昭和九年七月仙台地方裁判所判事、昭和一二年二月白河区裁判所判事、昭和一二年九月福島地方裁判所判事、昭和一二年一二月甲府地方裁判所判事〔人物事典Ⅲ〕Ⅴ、昭和一六年六月東京地方裁

判所判事、昭和二二年一月東京控訴院判事、昭和二二年三月秋田地方裁判所部長〔司法大観〕昭和32年、昭和二二年一〇月秋田地方裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24号外）、昭和二三年一二月秋田家事審判所判事〔官報〕昭和23・3・3）、昭和二四年三月秋田地方裁判所判事事務総括者〔官報〕昭和24・4・15）、昭和二五年九月東京地方裁判所判事〔官報〕昭和25・10・7）、昭和二七年一月東京地方裁判所判事事務総括者〔官報〕昭和27・2・4）、昭和三八年一月依願免本官〔官報〕昭和38・2・1）、昭和三八年二月公証人・横浜〔官報〕昭和38・2・5）、昭和四五年七月依願免公証人〔官報〕昭和45・7・24）、昭和四五年一〇月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和45・12・3）、昭和五九年九月二〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和59・11・9）

●「小森庚子」〔大衆人事録〕東京篇、帝国秘密探偵社、一九四二年一〇月）、「小森庚子」〔全国弁護士大観〕法曹公論社、一九七七年六月

⑦ 船田誠一郎

●明治二八年一月三日生、東京市日本橋区蛸殻町、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年七月任朝鮮総督府、大正一一年一二月依願免本官、大正一二年四月東京帝国大学大学院法学部入学、大正一二年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年八月東京地方裁判所予備判事、大正一五年一二月仙台地方裁判所古川支部判事、昭和二年八月仙台地方裁判所判事〔人物事典Ⅲ〕、昭和九年二月朝鮮総督府大邱覆審法院判事、昭和一三年三月大邱地方法院部長、昭和一四年三月京城覆審法院部長、昭和一四年一二月高等法院判事、昭和一六年一〇月大邱覆審法院部長、昭和二一年四月退職〔司法大観〕昭和32年）、昭和二一年八月弁護士登録・神戸〔官報〕昭和21・10・7）、昭和二四年一二月登録取消〔官報〕昭和24・3・26）、昭和二四年二月大阪高等検察庁検事〔官報〕昭和24・3・10）、昭和二七年九月新潟地方裁判所兼

新潟家庭裁判所長岡支部判事〔官報〕昭和27・9・3、昭和27・9・20）、昭和二十七年一月新潟地方裁判所兼新潟家庭裁判所長岡支部長〔官報〕昭和27・11・27）、昭和三十一年一月千葉地方裁判所松戸支部兼千葉家庭裁判所松戸支部判事〔官報〕昭和31・12・19）、昭和三十五年一月定年退官〔官報〕昭和35・1・7）、昭和三十五年一月東京簡易裁判所判事〔官報〕昭和35・1・8）、昭和三十五年五月豊島簡易裁判所判事司法行政事務掌理者〔官報〕昭和35・5・6）、昭和三十六年一月東京簡易裁判所判事〔官報〕昭和36・1・20）、昭和四〇年一月簡易判事定年退官〔官報〕昭和40・1・7）、昭和四〇年二月弁護士登録・第一東京〔官報〕昭和40・3・11）、昭和四七年六月一三日登録取消・死亡〔官報〕昭和47・8・3）

●「船田誠一郎」〔『大衆人事録』外地・滿支・海外篇 帝國秘密探偵社・一九四三年二月〕

⑧元岡道雄

●明治四〇年一月二五日生、東京市豊島区長崎町、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和五年一二月仙台地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月盛岡地方裁判所判事、昭和一二年七月新庄区裁判所判事、昭和一三年七月山形区裁判所判事、昭和一四年二月山形区裁判所監督判事、昭和一四年一〇月仙台地方裁判所判事〔人物事典ⅣⅤ〕、昭和一八年一二月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所判事〔官報〕昭和18・12・27）、昭和二十一年三月東京控訴院判事・退職〔官報〕昭和21・4・2号外）、昭和二十一年一〇月下田区裁判所判事〔官報〕昭和21・10・19）、昭和二十二年一月月下田簡易裁判所兼静岡地方裁判所下田支部判事、昭和二十二年一二月静岡地方裁判所下田支部判事、昭和二十四年一月兼静岡家庭裁判所下田支部判事、昭和二十六年四月下田簡易裁判所兼静岡地方裁判所下田支部兼静岡家庭裁判所下田支部判事、

昭和三十二年三月静岡家庭裁判所下田支部兼静岡地方裁判所下田支部兼下田簡易裁判所判事〔司法大観 昭和32年・昭和42年）、昭和三十二年一二月静岡家庭裁判所沼津支部兼静岡地方裁判所沼津支部判事事務総括者〔官報〕昭和32・12・3ⅴ4）、昭和三十四年六月東京高等裁判所判事〔司法大観 昭和42年）、昭和三十八年七月静岡地方裁判所浜松支部長兼静岡家庭裁判所浜松支部長〔官報〕昭和38・7・3）、昭和四二年六月山形地方裁判所長兼山形家庭裁判所長〔官報〕昭和42・6・10）、昭和四四年二月依願免本官〔官報〕昭和44・2・17）、昭和四四年二月公証人・東京〔官報〕昭和44・2・22）、昭和五二年一月依願免公証人〔官報〕昭和52・1・27）、昭和五二年九月弁護士登録・静岡〔官報〕昭和52・10・7）、平成七年五月三〇日登録取消・死亡〔官報〕平成8・5・16）

●「元岡道雄」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇 帝國秘密探偵社・一九四三年三月〕、「元岡道雄」〔『全国弁護士大観』別冊追録、法曹公論社・一九七八年一〇月〕、「會員名簿—元岡道雄」〔『静岡県弁護士会史』静岡県弁護士会・一九八四年三月〕

⑨相馬貞一

●明治三十二年二月一日生、秋田県北秋田郡高鷲村、大正一四年二月高等試験司法科合格、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月仙台地方裁判所予備判事、昭和三年九月札幌地方裁判所小樽支部判事、昭和四年一〇月福島地方裁判所判事、昭和六年五月仙台地方裁判所判事、昭和七年一〇月盛岡地方裁判所判事、昭和十一年一〇月仙台地方裁判所判事〔人物事典ⅢⅤ〕、昭和十二年一二月宮城控訴院判事〔官報〕昭和12・12・29）、昭和十三年九月秋田地方裁判所判事〔官報〕昭和13・9・19）、昭和一七年八月秋田区裁判所判事、昭和一八年六月秋田区裁判所監督判事、昭和一九年四月秋田地方裁判所部長、昭和二十一年三月東京刑事地方裁判所部長、昭和二十二

年五月東京地方裁判所判事、昭和二八年二月横浜地方裁判所判事（司法大観 昭和32年）、昭和三年一月仙台家庭裁判所長（官報 昭和32・12・3）、昭和三年一月新潟地方裁判所長兼新潟家庭裁判所長（官報 昭和35・11・2）、昭和三七年四月千葉地方裁判所長兼千葉家庭裁判所長（官報 昭和37・4・19）、昭和三九年二月定年退官（官報 昭和39・2・12）、昭和四〇年二月弁護士登録・千葉（官報 昭和40・3・11）、昭和四八年四月登録取消（官報 昭和48・5・19）

●「相馬貞一」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑩島津兼三郎（神戸判事参照）

●明治一九年七月一七日生、山形県東置賜郡二井宿町↓東京市小石川区久堅町、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年三月弁護士名簿登録・東京（官報 大正5・3・3）、大正九年四月登録取消（官報 大正9・4・23）、大正九年四月仙台地方裁判所判事、大正一一年四月山形地方裁判所判事、大正一三年一月仙台地方裁判所判事、昭和六年五月宮城控訴院判事、昭和七年四月仙台地方裁判所部長、昭和一二年宮城控訴院判事、昭和一二年一月〇月神戸地方裁判所部長（人物事典 ⅡⅤ）、昭和一五年三月京都地方裁判所部長（官報 昭和15・3・12）、昭和一八年一月札幌地方裁判所部長（官報 昭和18・12・29）、昭和二二年二月大審院部長・退職（官報 昭和21・2・22）、

●「島津兼三郎」（大衆人事録）近畿・中国・四国・九州篇、一九四三年九月）

⑪内藤庸男

●明治四〇年三月二九日生、秋田市保戸野中町、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試験補・仙台地方裁判所詰、昭和六年一月仙台地方裁判所予備判事、昭和七年一月山形地方裁判所鶴岡支部予備判事、

昭和八年二月山形地方裁判所鶴岡支部判事、昭和八年一二月山形地方裁判所判事（人物事典 Ⅳ）、昭和一二年一〇月仙台地方裁判所兼仙台台区裁判所判事（官報 昭和12・11・4）、昭和一三年九月退職（官報 昭和13・9・16）、昭和一三年九月満洲国審判官安東区法院監督判官（満洲紳士録 昭和15年）、…兼風城區法院兼安東地方奉天高等法院安東分庭審判官（大衆人事録）外地・滿支・海外篇、昭和18年、…昭和一六年六月錦州地方法院次長兼同區法院監督審判官錦州高等法院審判官（満洲紳士録 昭和18年）、…昭和二二年一月東京地方裁判所判事（官報 昭和22・11・26、昭和23・1・24）、昭和二六年一月依願免本官（官報 昭和26・11・6）、昭和二九年八月弁護士登録・秋田（官報 昭和29・9・7）、昭和三五年四月・昭和三六年四月秋田弁護士会副会長（全国弁護士大観 昭和52年）、昭和三九年四月・昭和四〇年四月秋田弁護士会長（全国弁護士大観 昭和52年）、昭和五九年九月二七日登録取消（官報 昭和59・11・9）

●内藤庸男（満洲紳士録）第3版・第4版、満蒙資料協会、一九四〇年二月・一九四三年二月）、「内藤庸男」（全国弁護士大観、法曹公論社・一九七七年六月）

⑫高橋嘉平

●明治三八年一二月二五日生、千葉県山武郡東金町、大正一五年三月中央大学法学部卒業、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年五月司法官試験補・横浜地方裁判所詰、昭和五年一月福島地方地方裁判所若松支部予備判事、昭和六年六月仙台地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月富山地方裁判所判事、昭和一〇年九月安濃津地方裁判所判事、昭和一二一年四月名古屋地方裁判所判事（人物事典 ⅣⅤ）、昭和一九年五月金沢地方裁判所判事（官報 昭和19・5・17）、昭和二二年二月名古屋地方裁判所判事（司法大観 昭和32年）、昭和二二年一月名古屋簡易裁判所兼名古屋地方裁判所判事（官報 昭和23・1・24号外）、昭和二三年二月名古屋

地方裁判所兼名古屋簡易裁判所判事（官報）昭和23・2・25、昭和23・2・28）、昭和二四年三月名古屋地方裁判所判事事務総括者（官報）昭和24・4・15）、昭和二五年一二月免兼官簡裁判事（官報）昭和25・12・29）、昭和二七年一月名古屋高等裁判所判事（官報）昭和27・1・22）、昭和三二年一二月名古屋地方裁判所判事、昭和三六年六月富山地方裁判所長、昭和三九年七月名古屋高等裁判所判事、昭和四一年一二月岡山地方裁判所長（司法大観）昭和42年）、昭和四五年一二月定年退官（官報）昭和45・12・26）

●「高橋嘉平」『人事興信録』第19版、人事興信所・一九五七年一月）

⑬ 白井清左衛門（岐阜判事参照）

●明治一二年一月二日生、新潟県佐渡郡河崎村、明治三四年七月明治法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、昭和三五年一二月弁護士試験及第、明治三五年一二月司法官試験・長岡区裁判所詰、明治三八年四月平区裁判所判事、明治三九年五月福島地方裁判所判事、明治三九年九月盛岡地方裁判所判事、明治四〇年六月八戸区裁判所判事、明治四一年六月横手区裁判所判事、明治四四年六月仙台地方裁判所判事、明治四五年二月秋田地方裁判所判事、大正四年五月秋田地方裁判所部長、大正四年八月裁判所書記登用試験委員長、大正七年七月宮城控訴院判事、大正一四年三月宮城控訴院部長、大正一五年七月松江地方裁判所長、昭和三年七月岐阜地方裁判所長、昭和七年五月仙台地方裁判所長（人物事典）I・V）、昭和一二二年五月岡山地方裁判所長（官報）昭和12・5・18）、昭和一四年一月長崎地方裁判所長（官報）昭和14・1・18）、昭和一六年四月退職（官報）昭和16・4・28）

●「白井清左衛門」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「白井清左衛門」『長崎を訪れた人々』昭和篇、葦書房・一九九五年三月）

⑭ 佐々木哲藏

●明治三九年五月一五日生、宮城県宮城郡塩釜町、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和六年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年二月福島地方裁判所平支部予備判事（官報）昭和7・2・29）、昭和七年四月仙台地方裁判所予備判事、昭和七年一二月秋田地方裁判所大館支部予備判事、昭和八年二月秋田地方裁判所大館支部判事、昭和一〇年六月五条区裁判所判事（人物事典）IV）、昭和一二二年三月奈良地方裁判所兼奈良区裁判所判事（官報）昭和12・3・29）、昭和一三年三月退職（官報）昭和13・3・24）、昭和一三年三月満洲国新京高等法院審判官、昭和一五年七月四平地方法院次長、昭和一八年哈爾濱高等法院庭長、昭和一八年一月新京法政大学教授、昭和二〇年八月退職（司法大観）昭和32年）、…ソ連抑留…、昭和二三年一月大阪地方裁判所判事（官報）昭和23・11・6、昭和23・11・27）、昭和二七年一月大阪地方裁判所判事事務総括者（官報）昭和27・2・4）、昭和三二年一二月依願免本官（官報）昭和32・12・23）、昭和三三年三月弁護士登録・大阪（官報）昭和33・4・5）、平成六年五月二五日登録取消・死亡（官報）平成6・7・15）

●「佐々木哲藏」『満洲紳士録』第3版、満蒙資料協会・一九四〇年二月）、「佐々木哲藏」『大衆人事録』外地・満支・海外篇、帝国秘密探偵社・一九四八年二月）、「佐々木哲藏」『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月）、

「佐々木哲藏」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）、澤田東洋男「非法の谷実の姪を妻にした破廉恥判事」

（澤田東洋男『汚れた法衣——ドキュメント司法記者』、現代評論社・一九八四年四月）、「佐々木哲藏」『20世紀日本人名辞典』

日外アソシエーツ・二〇〇四年・七月）

●佐々木哲藏『裁判官論』（法律文化社・一九六〇年四月）、「旧陪審裁判の証言 佐々木哲藏弁護士」（東京

弁護士会編『陪審裁判―旧陪審の証言と今後の課題―』(株)ぎょうせい・一九九二年二月)、佐々木哲藏著・狭山事件再審弁護
團編『二裁判官の回想…佐々木哲藏論文集』(技術と人間・一九九三年二月)

⑮ 中井久二

●明治三〇年一月三日生、鳥取市瓦町、大正一〇年三月明治大学法律科卒業、大正一二年七月高等試験予備試験合格、大正一二年二月高等試験司法科合格、大正一三年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年一月東京地方裁判所予備判事、大正一四年一月水戸地方裁判所予備判事、昭和二年三月山形地方裁判所判事、昭和六年五月古川区裁判所判事、昭和七年一〇月仙台地方裁判所判事(『人物事典』ⅢⅤⅥ)、昭和一一年九月仙台地方裁判所部長・退職(『官報』昭和11・9・30、昭和11・10・1)、昭和一一年一〇月満洲国錦州地方法院次長兼錦州高等法院審判官兼承德地方法院次長、昭和一三年五月延吉地方法院長兼延吉区法院監督審判官吉林高等法院延吉分庭長、昭和一四年四月黒河省次長、昭和一七年七月満洲国司法部参事官、昭和一八年満洲国司法矯正総局長、昭和二〇年一月抑留(シ連・中國)、昭和三八年九月帰還、昭和三八年一月東京簡易裁判所判事(『司法大観』昭和42年)、昭和四二年一月定年退官(『官報』昭和42・1・5)、昭和四二年一月弁護士登録・第二東京(『官報』昭和42・2・18)、昭和四九年九月一三日登録取消・死亡(『官報』昭和49・12・5)

●「中井久二」『満洲紳士録』第3版・第4版、満蒙資料協会・一九四〇年二月・一九四三年二月)、「中井久二」『大衆人事録』外地・滿支・海外篇、帝國秘密探偵社・一九四三年一月)

⑯ 久保田由五郎

●明治三四年六月一日生、長野県東筑摩郡笹賀村、大正一五年三月日本大学専門部法律科卒業、昭和五年一月高等試験司法科合格、昭和六年六月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和七年一二月横浜地方裁判所予備判事、昭和八年二月仙台地方裁判所予備判事、昭和八年七月福島地方裁判所白河支部予備判事、昭和八年一月福島地方裁判所白河支部判事、昭和一二年二月柏崎区裁判所判事(『人物事典』ⅣⅤⅥ)、昭和一四年一二月新潟地方裁判所兼新潟区裁判所判事(『官報』昭和14・12・29)、昭和一六年一月甲府区裁判所兼甲府地方裁判所検事(『官報』昭和16・11・11、昭和16・11・13)、昭和一八年一二月東京刑事地方法裁判所兼東京区裁判所検事(『官報』昭和18・12・20)、昭和一八年二月陸軍司政官(『官報』昭和18・12・17)、昭和一九年八月松本区裁判所兼長野地方裁判所松本支部検事(『官報』昭和19・9・1Ⅰ2)、昭和二一年三月東京控訴院検事・退職(『官報』昭和21・4・2号外)、昭和二一年四月弁護士登録・長野(『官報』昭和21・5・25)、昭和三一年四月・昭和三二年四月長野県弁護士会副会長(『長野県弁護士会戦後五〇年物語』上・平成13年)、昭和三二年一月三日登録取消・死亡(『官報』昭和32・12・7)

●「久保田由五郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月)、「久保田由五郎」『長野県弁護士会戦後五〇年物語―人と事件―』上、長野県弁護士会・二〇〇一年六月)

⑰ 山田近之助

●明治三八年二月一三日生、京都市東山区松原通、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和五年一二月大阪地方裁判所予備判事、昭和七年四月仙台地方裁判所判事、昭和八年一二月奈良地方裁判所判事、昭和九年一二月神戸地方裁判所判事、昭和一一年一二月大阪地方裁判所判事(『人物事典』ⅣⅤⅥ)、昭和二〇年一月京都地方裁判所判事、昭和二一年四月京都地方裁判所部長、昭和二二年一月京都地方裁判所判事(『司法大観』昭和32年)、昭和二四年三月京都地方裁判所判事事務総括者(『官報』昭和24・4・15)、昭和三三年八月札幌地方裁判所小樽支部

兼札幌家庭裁判所小樽支部判事、昭和三五年八月高知地方裁判所長兼高知家庭裁判所長、昭和三八年四月大阪高等裁判所判事（司法大観 昭和42年）、昭和四三年九月神戸地方裁判所長（官報 昭和43・9・13）、昭和四五年二月定年退官（官報 昭和45・2・14）、昭和四五年三月弁護士登録（京都（官報 昭和45・4・27）、平成五年一月一日登録取消・死亡（官報 平成5・12・16）

⑱ 小宮山照雄

●明治三三年一月一日生、山梨県中巨摩郡敷島村、大正一四年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一四年一月高等試験行政科合格、大正一四年一二月高等試験司法科合格、昭和二年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和三年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和四年三月青森地方裁判所予備判事、同年同月陸軍歩兵少尉、昭和四年七月弘前区裁判所判事、昭和七年一〇月鯉沢区裁判所判事、昭和八年七月仙台区裁判所判事、昭和九年一二月仙台地方裁判所石巻支部判事、昭和一〇年一二月長野地方裁判所松本支部判事（人物事典 Ⅲ・Ⅳ）、昭和一一年四月長野地方裁判所判事、昭和一三年一〇月満洲国審判官新京高等法院庭長、昭和一六年四月牡丹江地方法院長、昭和二〇年四月最高法院審判官、昭和二一年九月甲府区裁判所判事、昭和二二年五月甲府地方裁判所判事（司法大観 昭和32年）、昭和二三年八月兼甲府家事審判所判事（官報 昭和23・9・4）、昭和二四年三月甲府地方裁判所判事事務総括者（官報 昭和24・4・15）、昭和二四年七月甲府家庭裁判所兼甲府地方裁判所判事（官報 昭和24・7・23）、昭和三六年一月二六日死亡（官報 昭和36・2・2）

●「小宮山照雄」『大衆人事録』外地・満支・海外篇、帝国秘密探偵社・一九四三年一月）、「小宮山照雄」『満洲紳士録』第4版、満蒙資料協会・一九四三年一月）

⑲ 丸山正次

●明治三五年二月二八日生、埼玉県南埼玉郡岩槻町、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和三年八月東京地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月秋田地方裁判所判事、昭和九年二月仙台地方裁判所判事、昭和一四年五月宇都宮地方裁判所判事（人物事典 Ⅲ・Ⅳ）、昭和一六年二月横浜区裁判所兼横浜地方裁判所判事・予審係（官報 昭和16・2・18）、昭和一七年七月東京刑事地方裁判所兼東京区裁判所東京民事地方裁判所判事（官報 昭和17・7・17）、昭和二〇年一二月東京控訴院判事（官報 昭和21・1・17）、昭和二二年六月浦和地方法裁判所部長（官報 昭和21・6・20）、昭和二一年一二月東京控訴院部長・退職（官報 昭和22・1・6、昭和22・1・8）、昭和二二年一月弁護士登録・浦和（官報 昭和22・2・28）、昭和三五年四月埼玉弁護士会会長（全国弁護士大観 昭和52年）、平成一一年八月二六日登録取消・死亡（官報 平成11月10月20日）

●「丸山正次」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）

⑳ 宮武敏行

●明治四一年七月一九日生、丸亀市北平山町、昭和六年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和七年一月高等試験司法科合格、昭和八年六月司法官試補・京都地方裁判所詰、昭和九年一二月京都地方裁判所予備判事、昭和一〇年六月仙台地方裁判所判事（人物事典 Ⅳ）、昭和一二二年五月退職（官報 昭和12・5・22）、昭和一二二年六月弁護士登録・第一東京（官報 昭和12・8・10）、昭和二六年一月一二日登録取消・死亡（官報 昭和26・2・8）

●「宮武敏行」『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月）

㉑ 津田正良

●明治四六年六月二三日生、島根県簸川郡伊波野村、昭和七年三月日本大学専門部法科

卒業、昭和八年一月高等試験司法科合格、昭和九年六月司法官試験・仙台地方裁判所詰、昭和一〇年一月仙台地方裁判所予備判事、昭和十一年八月札幌地方裁判所判事、昭和十四年五月宇都宮区裁判所判事（『人物事典』Ⅳ～Ⅴ）、昭和十六年一月横浜地方裁判所兼横浜区裁判所判事、昭和十九年六月東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所兼東京区裁判所判事、昭和十九年七月蒙古自治邦推事、昭和二十一年一月横浜地方裁判所兼横浜区裁判所判事、昭和二十二年一月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所判事、昭和二十二年一月東京地方裁判所判事（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和二十二年一月東京地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和32・11・16）、昭和四十二年五月東京高等裁判所判事（『官報』昭和42・5・4）、昭和四十四年四月高知地方裁判所長兼高知家庭裁判所長（『官報』昭和44・4・14）、昭和四十六年三月東京高等裁判所判事事務総括者（『官報』昭和46・3・12）、昭和四十七年六月定年退官（『官報』昭和47・6・24）、昭和四十七年六月渋谷簡易裁判所判事司法事務掌理者（『官報』昭和47・6・26～27）、昭和五十二年六月簡裁判事定年退官（『官報』昭和52・6・24）、昭和五十二年九月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和52・10・7）、昭和五十七年二月二十八日登録取消・死亡（『官報』昭和58・1・18）

●「津田正良」〔『人事興信録』第19版、人事興信所・一九五七年一月〕

（二） 検事の閲歴

① 豊田多三郎

● 明治五年一月一三日生、新潟県中頸城郡関川村↓新潟県中頸城郡名香山村、明治二十九年七月明治法律学校卒業、明治三〇年一月判事検事登用試験及第、明治三〇年一月司法官試験補・山形区裁判所詰、明治三二年七月京都区裁判所判事、明治三二年八月神戸地

方裁判所検事、明治三四年四月高松区裁判所検事、明治三四年七月仙台地方裁判所検事、明治三五年五月古川区裁判所検事、明治三七年七月山形地方裁判所検事、明治四〇年一月福島地方裁判所検事、明治四一年三月小倉区裁判所検事、明治四三年三月大分地方裁判所検事正、明治四五年七月高松地方裁判所検事正、大正三年三月和歌山地方裁判所検事正、大正五年八月高知地方裁判所検事正、大正七年九月千葉地方裁判所検事正、大正一〇年六月金沢地方裁判所検事正、大正一一年七月大阪控訴院検事、大正一一年九月公証人懲戒委員・文官普通懲戒委員、大正一二年四月長野地方裁判所検事正、大正一四年八月仙台地方裁判所検事正（『人物事典』Ⅰ～Ⅲ）、昭和四年九月福岡地方裁判所検事正（『官報』昭和4・9・7）、昭和五年九月大阪地方裁判所検事正（『官報』昭和5・9・23）、昭和七年六月札幌控訴院検事長（『官報』昭和7・6・7）、昭和八年六月宮城控訴院検事長（『官報』昭和8・6・30）、昭和一〇年四月広島控訴院検事長（『官報』昭和10・4・10）、昭和一〇年一月退職裁判所構成法第八〇条ノ二（『官報』昭和10・11・15）

●「豊田多三郎」〔『大衆人事録』第3版、帝国秘密探偵社・一九三〇年七月〕

② 安倍輔（旧姓、安部）（千葉検事参照）

● 明治二〇年一月一三日生、宮城県遠田郡元涌谷村、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試験補・東京地方裁判所詰、大正六年四月東京地方裁判所予備判事、大正六年九月安濃津地方裁判所判事、大正七年五月東京地方裁判所検事、大正一五年五月司法官試験指導掛、昭和三年六月宮城控訴院検事、昭和三年七月公証人懲戒予備委員、昭和四年二月仙台地方裁判所検事、昭和四年九月東京控訴院検事、昭和八年一月一月新潟地方裁判所検事、昭和九年一月二月東京地方裁判所検事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所検事、昭和一二年二月前橋地方裁判所検事正、昭和一三年四月宇都宮地方裁判所検事

正、昭和一四年九月静岡地方裁判所検事正（人物事典Ⅰ55）、昭和一七年九月浦和地方裁判所検事正（官報 昭和17・9・29）、昭和二一年二月大審院検事・退職（官報 昭和21・2・22）、昭和二一年八月弁護士登録・浦和（官報 昭和21・10・7）、昭和三〇年二月二四日登録取消・死亡（官報 昭和31・2・11）

●「安部輔」〔帝国大学出身名鑑〕、校友調査会・一九三二年二月、「安部輔」〔大衆人事録〕第13版、人事興信所・一九四一年一〇月）

③岡沼扶

●明治二三年二月一五日生、福島県双葉郡大堀村、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年八月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正九年三月京都地方裁判所予備検事、大正九年四月京都地方裁判所検事、大正一二年四月福井区裁判所検事、大正一三年一月仙台地方裁判所検事、大正一五年五月札幌区裁判所検事、大正一五年八月労働争議卜犯罪ノ調査研究ヲ命ス、昭和三年一月二月仙台区裁判所検事、昭和六年四月盛岡地方裁判所検事、昭和九年八月境界裁判所検事、昭和一〇年七月徳島地方裁判所検事、昭和一一年八月札幌地方裁判所検事（人物事典Ⅱ55）、昭和一五年五月弘前区裁判所兼青森地方裁判所弘前支部検事（官報 昭和15・5・14）、昭和二〇年四月宮城控訴院検事（官報 昭和20・4・30）、昭和二一年二月大審院検事・退職（官報 昭和21・2・22）、昭和二一年五月弁護士登録・仙台（官報 昭和21・6・26）、昭和二二年一〇月登録取消（官報 昭和23・1・19）、昭和二二年一〇月相馬簡易裁判所判事（官報 昭和22・10・16、昭和22・11・18）、昭和二二年一〇月兼福島地方裁判所相馬支部判事（官報 昭和22・11・1、昭和22・11・18）、昭和二三年一二月免本官簡裁判事判事専任・福島地方裁判所相馬支部判事（官報 昭和23・12・4）、昭和二四年一月兼福島家庭裁判所相馬支部判事（官報 昭和24・2・3）、…昭和三年

〇年二月定年退官…、昭和昭和三〇年二月相馬簡易裁判所判事（官報 昭和30・2・16、昭和30・2・18）、昭和三〇年一〇月福島富岡簡易裁判所判事（官報 昭和30・11・7）、昭和三五年二月定年退官簡易判事（官報 昭和35・2・18）、昭和三五年四月弁護士登録・福島（官報 昭和35・5・14）、昭和四四年一月一七日登録取消・死亡（官報 昭和45・3・5）

●「岡沼扶」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

④山井浩

●明治二四年八月二九日生、福井県坂井郡高椋村、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正八年三月横浜地方裁判所予備検事、大正八年三月新潟地方裁判所検事、大正八年一〇月横浜地方裁判所検事、大正一一年一月東京地方裁判所検事、昭和五年九月仙台地方裁判所検事、昭和八年二月東京地方裁判所検事、昭和一一年三月東京控訴院検事、昭和一一年九月新潟地方裁判所検事、昭和一二年一月東京区裁判所検事、昭和一三年一月東京控訴院検事、昭和一三年一月二月大審院検事（人物事典Ⅱ55）、昭和一五年四月青森地方裁判所検事正、昭和一六年一月二月仙台地方裁判所検事正、昭和一九年三月長崎地方裁判所検事正、昭和二一年二月広島地方裁判所検事正、昭和二二年七月広島控訴院検事長、昭和二二年八月広島高等検察庁検事長、昭和二四年五月福岡高等検察庁検事長、昭和二七年一月二月依願退職、昭和二九年四月公証人・東京（司法大観 昭和32年）、昭和三六年八月依願免公証人（官報 昭和36・8・31）

●「山井浩」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「山井浩」〔野村正男「法窓風雲録」下、朝日新聞社・一九六六年一月）

●「第一三話 山井浩氏（元福岡高検察庁検事長）談（仙台地裁検事当時）」（浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究』

⑤ 蘆立憲五

● 明治二二年五月一日生、仙台市中杉山通、大正六年三月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正八年三月横浜地方裁判所予備検事、大正八年三月秋田地方裁判所検事、大正九年一月山形区裁判所検事、大正一〇年一月八月戸区裁判所検事、大正一一年四月青森区裁判所検事、大正一三年一月森林主事教習所講師嘱託、大正一三年一〇月石巻区裁判所検事、大正一五年七月福島区裁判所検事、昭和三年七月古川区裁判所検事、昭和五年八月福島地方裁判所検事、昭和八年二月仙台地方裁判所検事、昭和一〇年一二月青森地方裁判所検事、昭和一一年六月長野地方裁判所検事、昭和一二年一二月東京控訴院検事、昭和一三年一月土浦区裁判所検事(『人物事典』ⅡⅤ)、昭和一五年一〇月釧路地方裁判所検事正(『官報』昭和15・10・8)、昭和一七年三月宮崎地方裁判所検事正(『官報』昭和17・3・18)、昭和一八年九月高知地方裁判所検事正(『官報』昭和18・9・30)、昭和二〇年三月山口地方裁判所検事正(『官報』昭和20・4・4)、昭和二二年二月水戸地方裁判所検事正(『官報』昭和21・2・22)、昭和二四年一月仙台地方裁判所検事正(『官報』昭和24・1・22)、昭和二四年五月依願免本官(『官報』昭和24・5・23)

● 「蘆立憲五」(『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、一九四三年九月)

⑥ 長宗純

● 明治二七年二月一日生、山口県阿武郡萩町、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、大正八年八月司法官試補・大阪地方裁判所、大正九年五月東京地方裁判所詰、大正一〇年四月水戸地方裁判所検事、大正一三年八月東京区裁判所検事、昭和四年六月神戸区裁判所

検事、昭和八年二月宮城控訴院検事、昭和一二年九月山形地方裁判所検事(『人物事典』ⅡⅤ)、昭和一六年八月福島地方裁判所兼福島区裁判所検事(『官報』昭和16・8・30)、昭和一八年一〇月仙台地方裁判所兼仙台区裁判所検事(『官報』昭和18・10・14)、：弘前区裁判所兼青森地方裁判所弘前支部検事、昭和二一年七月秋田地方裁判所検事正(『官報』昭和21・7・10)、昭和二三年三月松江地方檢察庁検事正(『官報』昭和23・4・23)、昭和二四年五月鳥取地方檢察庁検事正(『官報』昭和24・6・7)、昭和二六年一月依願免本官(『官報』昭和26・2・17)、昭和二六年一月公証人・東京(『司法大観』昭和32年)、昭和三九年二月依願免公証人(『官報』昭和39・2・14)、昭和三九年二月弁護士登録・第二東京(『官報』昭和39・3・18)、昭和六二年五月二〇日登録取消・死亡(『官報』昭和62・6・11)

● 「長宗純」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社、一九四三年三月)、「長宗純」(『全国弁護士大観』、法曹公論社、一九七七年六月)

⑦ 林藤香

● 明治二〇年八月一四日生、山口県熊毛郡八代村、大正八年七月京都帝国大学法学部卒業、大正八年九月朝鮮總督府司法官試補、大正八年一二月依願免、大正九年一月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正九年一〇月東京地方裁判所詰、大正一〇年一月東京地方裁判所予備検事、大正一〇年一二月京都市地方裁判所検事、大正一二年七月台湾總督府檢察官、大正一一年七月台北地方法院檢察官、大正一四年六月台北地方法院新竹支部檢察官、昭和二年八月台中地方法院檢察官、昭和四年三月台北地方法院宜蘭支部檢察官、昭和五年八月仙台地方裁判所検事、昭和六年七月宮城控訴院検事、昭和八年二月福島地方裁判所検事、昭和九年八月秋田地方裁判所検事、昭和一〇年一二月仙台地方裁判所検事(『人物事典』Ⅳ)、昭

草創時代Ⅱ』(『労働宮城』第8巻第6号・7号・8号、一九五五年七・八・九月)、「菊地養之輔」(『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)、「菊地養之輔」(『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)、「菊地養之輔」(『仙台市史』通史編9・現代2、仙台市・二〇一三年三月)、「故名誉市民 菊地養之輔氏」(『名誉市民事績書』仙台市・二〇一五年一月)

④ 田中徳次郎

● 明治二十一年八月一日(大衆人事録「昭和12年」)、「出身地」山形、「事務所」仙台市東一丁目一〇〇、「電話」仙台三〇四二(『日本弁護士名簿』昭和4年)、…東北法律学校修業…、大正一二年二月弁護士試験及第(『官報』大正12・2・27)、大正一二年一二月弁護士登録・仙台(『官報』大正12・12・21)、昭和十三年一月一三日死亡(『仙台弁護士会史』昭和57年)

● 「田中徳次郎」(『大衆人事録』帝国秘密探偵社・一九三七年一月)、「第六章・戦時体制から終戦まで 田中徳次郎戦病死」(『仙台弁護士会史』仙台弁護士会・一九八二年二月)

⑤ 村松山壽

● 慶応三年二月五日生(衆議院議員名簿「大正4年」)、「出身地」宮城、「事務所」仙台市常禅寺橋丁四三、「電話」仙台二三五一(『日本弁護士名簿』昭和4年)、明治二十四年ミシガン州立大学法科学業(衆議院議員名鑑「平成2年」)、明治二十六年一月代官人試験及第(『官報』明治26・1・28)、明治二十六年一月代官免許・東京(『日本弁護士史』大正3年)、明治二十六年五月弁護士登録・仙台(『官報』明治26・6・8)、明治三十一年一〇月登録換・東京(『官報』明治31・11・5)、大正二年六月登録換・仙台(『官報』大正2・6・25)、大正四年三月衆議院議員憲政会(衆議院議員名鑑「平成2年」)、大正一四年四月・大正一五年四月仙台弁護士会長(『日本弁護士名簿』大正14年・15年)、昭和一二年一〇月一八日死亡(衆議院議員名鑑「平成2年」)、昭和一二年一〇月二九日登録取消・死亡(『官報』昭和12・11・11)

● 「村松山壽」(『衆議院議員略歴』衆議院事務局・一九四〇年一〇月)、「村松山壽」(『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)

⑥ 中澤恭

● 明治三十一年生(大衆人事録「昭和18年」)、「出身地」東京、「事務所」仙台市東三番丁一三五、「電話」仙台二九五〇(『日本弁護士名簿』昭和5年)、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業(『官報』大正11・5・17)、大正一二年三月弁護士登録・東京(『官報』大正12・3・9)、大正一四年四月登録換・仙台(『官報』大正14・5・20)、昭和一六年四月仙台弁護士会副会長(『日本弁護士名簿』昭和16年)、昭和一九年一二月二六日死亡(『仙台弁護士会史』昭和57年)

● 「中澤恭」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

⑦ 北村文衛

● 明治二五年七月二七日生(大衆人事録「昭和18年」)、「出身地」宮城、「事務所」仙台市本荒町、「電話」仙台一六九四(『日本弁護士名簿』昭和5年)、大正六年七月京都帝国大学法科大学卒業(『官報』大正6・7・19)、大正一一年九月弁護士登録・仙台(『官報』大正11・9・14)、昭和一〇年四月・昭和一一年四月仙台弁護士会副会長(『日本弁護士名簿』昭和10年・11年)、昭和一八年四月仙台弁護士会長(『日本弁護士名簿』昭和18年)、昭和三二年一月一二日登録取消・死亡(『官報』昭和32・3・9)

● 「北村文衛」(『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月)、「北村文衛」(『宮城県名士名鑑』宮城県名士名鑑発行事務所・一九四〇年七月)、「北村文衛」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

⑧ 遣水祐四郎

● 明治二八年八月九日生(帝国大学出身名鑑「昭和7年」)、「出身地」宮城、「事務所」仙台市新伝

馬町四一、「電話」仙台三二五六（『日本弁護士名簿』昭和6年）、大正一〇年六月東京帝国大学法学部卒業（『官報』大正10・7・9）、大正一〇年一二月弁護士登録・東京（『官報』大正10・12・28）、昭和三年六月登録換・仙台（『官報』昭和3・6・21）、昭和一五年二月登録換・第二東京（『官報』昭和15・3・14）、昭和二三年九月登録換・仙台（『官報』昭和23・10・26）、昭和五一年一二月一八日登録取消・死亡（『官報』昭和52・2・25）

●「遣水祐四郎」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月〕

◎伊藤三秋（旧名、藤三郎）

●明治一九年一〇月一〇日生、「出身地」東京（『人物事典』Ⅱ）、「事務所」仙台市袋町二〇、「電話」仙台二五九一（『日本弁護士名簿』昭和6年）、明治三九年月明治大学法科卒業、明治四一年一二月判事検事登用試験及第、明治四一年一二月司法官試補・奈良地方裁判所詰、明治四四年七月大阪地方裁判所予備判事、明治四五年六月大阪区裁判所判事、大正三年五月堺区裁判所判事、大正四年六月仙台地方裁判所判事、大正五年七月登米区裁判所判事、大正八年六月大曲区裁判所判事、大正一〇年一月盛岡区裁判所検事、大正一一年七月石巻区裁判所検事（『人物事典』Ⅱ）、大正一二年四月札幌区裁判所兼札幌地方裁判所検事（『官報』大正12・4・27）、大正一三年八月横手区裁判所兼秋田地方裁判所横手支部検事（『官報』昭和13・8・7）、大正一四年一〇月宮城控訴院検事・退職（『官報』大正14・10・8、9）、大正一四年一〇月弁護士登録・仙台（『官報』大正14・11・2）、昭和一五年一二月登録取消（『官報』昭和16・1・29）、昭和一七年一月弁護士登録・仙台（『官報』昭和17・2・21）、昭和一九年一〇月一六日死亡（『仙台弁護士会史』昭和57年）、昭和一九年一〇月二八日登録取消・死亡（『官報』昭和19・11・15）

●「伊藤三秋」〔『宮城県名士宝鑑』宮城県名士宝鑑発行事務所・一九四〇年七月〕、「伊藤三秋」〔『大衆人事録』北海道

・奥羽・関東・中部篇』帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑩草刈勝衛

●明治二十一年三月生（『大衆人事録』昭和5年）、「出身地」宮城、「事務所」仙台市東一番町八七、「電話」一五九五（『日本弁護士名簿』昭和6年）、大正三年一二月弁護士試験及第（『官報』大正3・12・3）、大正三年一二月弁護士登録・東京（『官報』大正4・1・9）、大正四年一二月登録換・仙台（『官報』大正4・12・16）、昭和九年三月一九日登録取消・死亡（『官報』昭和9・5・11）

●「草刈勝衛」〔『大衆人事録』、帝国秘密探偵社・一九三〇年七月〕

⑪菅原英伍

●明治一九年六月一五日生（『衆議院議員名簿』大正13年）、「出身地」宮城、「事務所」仙台市土樋一三九、「電話」仙台二六九乙（『日本弁護士名簿』昭和6年）、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』明治44・7・13）、明治四四年九月弁護士登録・東京（『官報』明治44・9・28）、大正元年一二月登録換・仙台（『官報』大正元・11・9）、大正一三年五月衆議院議員憲政会・当選2回（『衆議院議員名鑑』平成2年）、昭和七年四月仙台弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和7年）、昭和二五年九月登録取消（『官報』昭和25・10・5）、昭和二五年九月公証人・仙台（『日本公証制度沿革史』昭和43年）、昭和三一年六月免公証人（『官報』昭和31・6・19）、昭和三二年六月弁護士登録・仙台（『官報』昭和31・7・12）、昭和三九年二月四日登録取消・死亡（『官報』昭和39・3・18）

●「菅原英伍」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年一二月〕、「菅原英伍」〔『宮城県名士宝鑑』宮城県名士宝鑑発行事務所・一九四〇年七月〕、「菅原英伍」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「菅原英伍」〔『一迫町史』、宮城県一迫町・一九七六年九月〕、「菅原英伍」〔『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一二月）

⑫伊丹榮三郎

●明治二年一月一日生、「出身地」宮城県、「事務所」仙台市南町通五、「電話」仙台南三三九（『日本弁護士名簿』昭和6年）、明治三一年七月明治法律学校卒業、大正九年一月判事検事登用試験及第、大正九年二月司法官試験補・仙台地方裁判所詰、大正一〇年一月東京地方裁判所詰（『人物事典』Ⅱ）、大正一一年八月釧路地方裁判所判事（『官報』大正11・8・5、大正11・8・14）、大正一一年一〇月依願免本官（『官報』大正11・11・1）、大正一一年一月弁護士登録・仙台（『官報』大正11・11・25）、昭和一五年四月仙台弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和15年）、昭和二六年二月二七日登録取消・死亡（『官報』昭和26・4・9）

●「伊丹榮三郎」〔『宮城県名士宝鑑』宮城県名士宝鑑発行事務所・一九四〇年七月〕、「伊丹榮三郎」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「伊丹榮三郎」〔『七ヶ浜町誌』七ヶ浜町役場・一九六七年三月〕、「伊丹榮三郎」〔『宮城県史』29・人物史、宮城県史刊行会・一九八六年三月〕

⑬宮澤清作

●明治一一年四月二日生（『衆議院議員名簿』昭和5年）、「出身地」宮城、「事務所」仙台市東二番丁一〇五、「電話」仙台南九九四（『日本弁護士名簿』昭和6年）、明治三六年七月日本大学法科卒業（『衆議院議員名鑑』平成2年）、明治三七年一月判事検事登用試験及第（『官報』明治37・11・26）、明治三七年一二月司法官試験補・盛岡地方裁判所詰（『官報』明治37・12・26）、明治三九年一二月宇都宮地方裁判所予備判事（『官報』明治39・12・5）、明治四〇年四月宇都宮地方裁判所判事（『官報』明治40・4・30）、明治四〇年九月栃木区裁判所判事（『官報』明治40・9・25）、明治四一年六月仙台区裁判所判事（『官報』明治41・6・20）、明治四二年六月兼仙台地方裁判所判事（『官報』明治42・6・15）、兼大河区裁判所判事（『官報』明治43・4・25）、明治四三年一二月仙台地方裁判所兼仙台区裁判所判事（『官報』明治43・4・25）

●明治44・1・6、大正元年一月退職（『官報』大正元・11・1）、大正元年一月弁護士登録・仙台（『官報』大正元・11・16）、大正一一年四月・大正一二年四月仙台弁護士会副会長（『仙台弁護士会史』昭和57年）、昭和六年五月衆議院議員政友会、当選6回（『衆議院議員名鑑』平成2年）、昭和一〇年四月仙台弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和10年）、昭和一四年二月一四日死亡（『仙台弁護士会史』昭和57年）

●「宮澤清作」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部・外地・満洲・支那・海外篇、帝国秘密探偵社・一九三八年五月〕、「宮澤清作」〔『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月〕

⑭菅野英雄

●「出身地」宮城、「事務所」仙台市東二番町一〇五、「電話」仙台南九九四（『日本弁護士名簿』昭和7年）、昭和四年一二月高等試験司法科合格（『官報』昭和4・12・21）、昭和六年一月弁護士登録・仙台（『官報』昭和6・11・26）、昭和一一年三月三十一日登録取消・死亡（『官報』昭和11・4・10）

●「菅野英雄」〔『仙台弁護士会史』追録、仙台弁護士会・一九八四年一月、109頁〕

⑮阿部晃音

●「出身地」宮城、「事務所」仙台市三番丁一三一、「電話」仙台南二六六一（『日本弁護士名簿』昭和6年）、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』明治44・7・13）、……海軍軍籍……、大正一三年三月弁護士登録・神戸（『官報』大正13・4・18）、大正一三年七月登録換・仙台（『官報』大正13・7・12）、昭和一二年五月登録換・第二東京（『官報』昭和12・6・8）、昭和一四年三月登録取消（『官報』昭和14・4・14）、……海軍中佐……、昭和一二年二月弁護士登録・仙台（『官報』昭和21・3・19）、昭和四三年九月一四日登録取消・死亡（『官報』昭和43・11・28）

⑯淺見公平

●明治三五年六月一五日生、「出身地」宮城、「事務所」仙台市袋町二一、「電話」仙台

三三六四（『日本弁護士名簿』昭和7年）、昭和二年三月早稲田大学独法科卒業（『全国弁護士大観』昭和52年）、昭和二年二月高等試験司法科合格（『官報』昭和2・12・26）、昭和三年四月弁護士登録・仙台（『官報』昭和3・4・23）、昭和三〇年四月福島弁護士会副会長（『仙台弁護士会史』昭和57年）、昭和五八年六月六日登録取消・死亡（『官報』昭和58・7・12）

●「浅見公平」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「浅見公平」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

⑰袴田重司

●明治四三年一〇月一〇日生（『宮城県史』29・昭和61年）、「出身地」秋田、「事務所」仙台市片平丁六〇、「電話」仙台四三一（『日本弁護士名簿』昭和7年）、…大正一〇年秋田地方裁判所書記…、大正一三年一月二月弁護士試験（大正一二年法律第五二号）合格（『官報』大正13・12・11）、大正一四年三月弁護士登録・仙台（『官報』大正14・2・10）、昭和一四年四月・昭和二三年四月仙台弁護士会副会長（『仙台弁護士会史』昭和57年）、昭和二六年四月仙台弁護士会会長（『日本弁護士沿革史』昭和34年）、昭和三六年一二月一七日登録取消・死亡（『官報』昭和37・2・19）

●「袴田重司」『宮城県史』29・人物史、宮城県史刊行会・一九八六年三月、袴田茂「亡父袴田重司のこと」『私たちの松川事件』昭和出版・一九八九年八月

⑱福島一郎

●明治一九年生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」宮城、「事務所」東京府戸塚町諏訪一八六、「電話」牛込二三三九（『日本弁護士名簿』昭和7年）、大正三年東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正3・7・16）、大正三年一〇月弁護士登録・東京（『官報』大正3・10・10）、大正八年一月登録取消（『官報』大正8・1・17）、大正一二年五月弁護士登録・東京（『官報』大正12・5・24）、昭和一一年六月登録

換・仙台（『官報』昭和11・8・6）、昭和一六年四月仙台弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和14年）、昭和三六年二月二七日登録取消・死亡（『官報』37・1・12）

●「福島一郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月

●福島一郎「陪審制への抗議について」『法曹公論』第40巻第7号、一九三六年七月）、福島一郎「陪審法改正案」『法曹公論』第41巻第8号、一九三七年九月

⑲三島保

●明治三六年五月五日生、「出身地」宮城、「事務所」仙台市北三番丁六五、「電話」仙台北九九四（『日本弁護士名簿』昭和7年）、昭和三年三月明治大学法学部卒業（『全国弁護士大観』昭和52年）、昭和六年一月高等試験司法科合格（『官報』昭和6・11・13）、昭和七年一月弁護士登録・仙台（『官報』昭和7・1・16）、昭和一九年四月・昭和二〇年四月・昭和二九年四月仙台弁護士会副会長（『仙台弁護士会史』昭和57年）、昭和六二年六月六日登録取消・死亡（『官報』昭和62・7・14）

●「三島保」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

⑳成田篤郎

●明治二七年一二月五日生、「出身地」宮城、「事務所」仙台市袋町二二、「電話」仙台北四三一（『日本弁護士名簿』昭和7年）、大正一一年三月日本大学法律科卒業（『全国弁護士大観』昭和52年）、大正一二年二月弁護士試験及第（『官報』大正13・2・27）、大正一二年四月弁護士登録・東京（『官報』大正12・4・18）、大正一三年一月登録換・仙台（『官報』大正13・12・15）、昭和一七年四月・昭和二四年四月仙台弁護士会副会長、昭和二五年四月仙台弁護士会会長（『仙台弁護士会史』昭和57年）、平成元年五月一三日登録取消・死亡（『官報』平成元年・6・14）

●「成田篤郎」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

㉓ 佐藤長成 (旧名、長松)

● 明治三年一月二十四日生 (宮城県史) 29・昭和61年)、「出身地」宮城、「事務所」仙台市元寺小路一五三、「電話」仙台四一九 (日本弁護士名簿[昭和7年)、明治二六年七月和仏法律学校卒業 (九大法律学校大勢一覽]明治31年)、明治二九年十一月弁護士試験及第 (官報]明治29・11・9)、明治二九年一二月弁護士登録・東京 (官報]明治29・12・9)、明治三一年五月登録換・仙台 (官報]明治31・6・2)、明治三三年一月登録取消 (官報]明治33・1・20)、明治三二年一二月小倉区裁判所検事 (官報]明治32・12・12、13)、明治三三年一〇月福江区裁判所検事 (官報]明治33・10・8)、明治三四年六月盛岡区裁判所検事 (官報]明治34・6・6)、明治三四年七月兼盛岡地方裁判所検事 (官報]明治34・7・9)、明治三七年四月依願免本官 (官報]明治37・4・12)、明治三七年七月弁護士登録・仙台 (官報]明治37・7・6)、大正六年四月、大正九年四月仙台弁護士会副会長、昭和五年四月仙台弁護士会会長、昭和一五年六月一五日死亡 (仙台弁護士会史]昭和57年)

● 「佐藤長成」『宮城県名士宝鑑』宮城県名士宝鑑発行事務所・一九四〇年七月)、「佐藤長成」『宮城県史』29・人物史、宮城県史刊行会・一九八六年三月)

㉔ 篠塚宏 (旧姓、菅井)

● 明治三七年一二月六日生、「出身地」宮城、「事務所」仙台市元寺小路八一、「電話」仙台一〇九九 (日本弁護士名簿[昭和9年)、大正一五年三月早稲田大学法律科卒業 (大衆人事録]昭和18年)、昭和四年一二月高等試験司法科合格 (官報]昭和4・12・21)、昭和五年二月弁護士登録・仙台 (官報]昭和5・2・22)、昭和一九年四月、昭和二七年四月仙台弁護士会副会長 (宮城県史) 29・昭和61年)、昭和四四年一二月二六日登録取消・死亡 (官報]昭和45・3・5)

● 「篠塚宏」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

㉕ 村上喜政

● 「出身地」東京、「事務所」仙台市東四番丁四、「電話」仙台一二九〇 (日本弁護士名簿[昭和7年)、大正三年一二月弁護士試験及第 (官報]大正3・12・3)、大正三年一二月弁護士登録・東京 (官報]大正3・12・25)、大正九年五月登録取消 (官報]大正9・5・10)、大正一〇年六月弁護士登録・東京 (官報]大正10・6・22)、大正一〇年一〇月登録換・仙台 (官報]大正10・10・27)、昭和五年四月仙台弁護士会副会長、昭和一四年一二月二一日死亡 (仙台弁護士会史]昭和57年)

㉖ 中川徹

● 明治二八年五月一〇日生 (大衆人事録]昭和18年)、「出身地」東京、「事務所」仙台市東二番丁二八、「電話」仙台三九三〇 (日本弁護士名簿[昭和8年)、大正一一年三月弁護士試験及第 (官報]大正11・3・27)、大正一一年六月弁護士登録・仙台 (官報]大正11・6・22)、昭和二四年一二月三〇日死亡 (仙台弁護士会史]昭和57年)

● 「中川徹」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

㉗ 熊谷泰事郎

● 明治二一年三月一八日生 (宮城県史) 29・昭和61年)、「出身地」宮崎、「事務所」仙台市四番丁五〇、「電話」仙台二六〇七 (日本弁護士名簿[昭和11年)、大正一二年二月弁護士試験及第 (官報]大正12・2・27)、大正一二年一〇月弁護士登録・仙台 (官報]大正12・11・6)、昭和一九年四月、昭和二〇年四月仙台弁護士会会長 (宮城県史) 29・昭和61年)、昭和二九年五月二四日登録取消・死亡 (官報]昭和29・6・10)

● 「熊谷泰事郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「熊谷泰事郎」

『宮城県史』29・人物史、宮城県史刊行会・一九八六年三月)

②橘川光子

●明治二十一年二月二二日、「出身地」宮城県、「事務所」仙台市常禅寺通櫓丁九、「電話」仙台二八六七（日本弁護士名簿昭和11年）、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年七月司法官試補・仙台地方裁判所詰、大正五年三月仙台地方裁判所予備判事、大正五年七月古川区裁判所判事、大正六年九月仙台地方裁判所判事、大正八年六月古川区裁判所判事、大正十一年四月仙台地方裁判所判事、大正十三年四月山形地方裁判所部長、昭和二年六月土地制度ニ関スル歴史の考察調査研究ヲ命ス、昭和二年八月宮城控訴院判事、昭和三年七月公証人懲戒予備委員（人物事典 I・Ⅲ）、昭和六年五月宮城控訴院部長・退職（官報 昭和6・5・20～21）、昭和六年六月弁護士登録・仙台（官報 昭和6・6・13）、昭和五六年一月二六日登録取消・死亡（官報 昭和57・1・16）

●「橘川光子」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

②佐藤軍三郎

●明治三十七年八月二六日生、「出身地」宮城、「事務所」仙台市東三番丁一五九、「電話」仙台二七九七（日本弁護士名簿昭和11年）、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年一月高等試験司法科合格、昭和七年一月弁護士登録、昭和八年四月陸軍主計少尉（人物事典 V）、昭和十三年一月登録取消（官報 昭和13・12・13）、昭和十三年一月若松区裁判所兼福島地方裁判所若松支部判事（官報 昭和13・12・1）、昭和十四年五月宮古区裁判所判事（官報 昭和14・5・26）、昭和十五年八月大館区裁判所兼秋田地方裁判所大館支部判事（官報 昭和15・8・21）、昭和十八年一月現在・昭和十九年一月現在・大館区裁判所判事（志召中）（司法職員録 昭和18年・昭和19年）、昭和二十一年九月一日現在・大館区裁判所判事（未復員）（司法職員録 昭和21年）…、昭和二十二年八月二日戦病死（続司法

革誌 昭和38年）

2 福島

(一) 判事の履歴

①原田繁造

●明治九年六月一日生、東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町↓東京市渋谷区千駄ヶ谷町、明治三三年七月東京法学院卒業、明治三四年一月判事検事登用試験及第、昭和三四年一月司法官試補・前橋区裁判所詰、明治三六年七月熊本区裁判所判事、明治三九年六月沼田区裁判所判事、明治四〇年九月前橋区裁判所判事、明治四二年九月麻生区裁判所判事、明治四三年七月新潟地方裁判所判事、大正二年五月新発田区裁判所判事、大正四年一〇月水戸区裁判所判事、大正六年九月古川区裁判所監督判事、大正七年七月下妻区裁判所監督判事、大正一二年一〇月松本区裁判所監督判事、大正一四年四月東京区裁判所監督判事、昭和三年七月福島地方裁判所長、昭和六年九月長野地方裁判所長、昭和九年九月福岡地方裁判所長、昭和一〇年一〇月神戸地方裁判所長（人物事典 I・Ⅳ）、昭和一二年三月京都地方裁判所長（官報 昭和12・3・23）、昭和一四年一月大審院検事・退職（官報 昭和14・1・18）

●「原田繁造」〔大衆人事録〕近畿・中国・四国・九州篇、一九三三年五月

②今野茂

●明治十一年三月三〇日生、福島県伊達郡茂庭村、明治三六年七月京都帝国大学法科大学聴講終了、明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試補・福島地方裁判所詰、明治三八年九月大阪地方裁判所予備判事、明治三八年一二月徳島地方裁

判所判事、明治三十九年二月郡山区裁判所検事、明治四一年六月秋田区裁判所検事、昭和四二年四月新庄区裁判所検事、明治四三年三月酒田区裁判所検事、明治四四年二月仙台地方裁判所判事、大正二年八月福島地方裁判所判事、大正五年七月酒田区裁判所判事、大正八年六月酒田区裁判所監督判事、大正一〇年十一月樺太地方裁判所部長、大正一二年一月仙台地方裁判所判事、大正一四年七月福島地方裁判所部長（『人物事典』Ⅰ～Ⅲ）、昭和七年三月宮城控訴院部長・退職（『官報』昭和7・3・22、昭和7・3・26）、昭和七年四月弁護士登録・福島（『官報』昭和7・4・9）、（注）昭和18年5月「日本弁護士名簿」昭和25年1月「日本弁護士名簿」の間に登録取消（死亡）したと思われる。

●「今野茂」『人事興信録』第9版、人事興信所・一九三二年六月

③小野村幸二

●明治一五年九月二日生、茨城県加地間郡新宮村、明治三八年七月明治大学法科卒業、明治四〇年十一月判事検事登用試験及第、明治四〇年十一月司法官試験補・仙台地方裁判所判事、明治四二年八月仙台地方裁判所判事、大正二年五月休職・現俸ノ三分ノ一ヲ給ス（『官報』大正2・5・17）、大正五年四月退職、大正五年四月公証人・水戸（大正5・4・21）、大正八年六月依願免公証人（『官報』大正8・6・26）、大正八年六月古川区裁判所判事、大正八年十一月平区裁判所判事、昭和三年一月福島地方裁判所判事、昭和六年三月宮城控訴院判事（『人物事典』Ⅱ～Ⅳ）、昭和一〇年八月宮城控訴院部長・退職（『官報』昭和10・8・6）

（注）小野村幸二は、「大正二年の判検事大異動（行政整理）」（大正2年法律第7号）で、「休職」を命ぜられた一人である（『司法沿革史』昭和14年・281頁）。なお、昭和20年12月には、終戦に伴う減員を行うため、「退職」を命ずることができる、法律第56号が制定され実施された（『続司法沿革史』昭和38年・358頁）。

（二）検事の閲歴

①福岡安次

●明治七年三月一二日生、大阪府西成郡歌島村、明治三七年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三七年七月司法官試験補・福岡地方裁判所、明治三九年四月福岡地方裁判所判事、明治四〇年一月神戸地方裁判所判事、明治四一年八月横浜地方裁判所検事、明治四二年五月東京区裁判所検事、大正二年五月高崎区裁判所検事、大正四年五月東京区裁判所検事、大正五年七月長崎地方裁判所検事、大正七年七月長崎控訴院検事、大正八年六月熊谷区裁判所検事、大正一二年四月東京控訴院検事、大正一三年一二月松江地方裁判所検事正、大正一四年八月広島控訴院検事、昭和二年四月松山地方裁判所検事正、昭和四年二月福島地方裁判所検事正、昭和六年七月大分地方裁判所検事正、昭和九年八月浦和地方裁判所検事正（『人物事典』Ⅰ～Ⅳ）、昭和一二二年三月大審院検事・退職（裁判所構成法第八〇条ノ二（『官報』昭和12・3・12、昭和12・3・15）

●「福岡安次」『人事興信録』第9版、人事興信所・一九三二年六月、「福岡安次」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月

（三）弁護士の閲歴

①北川次男

●明治一七年四月一日生（福島県史）22巻・昭和47年、「出身地」福島、「事務所」福島市新町五一、「電話」福島六一六（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業（官

報」明治44・7・13）、明治四五年四月弁護士登録・福島（『福島県弁護士会史』平成5年）、昭和七年四月福島島弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和6年）、昭和七年四月〜昭和二十七年四月福島弁護士会長（『日本弁護士沿革史』昭和34年）、昭和三〇年三月二十七日登録取消・死亡（『官報』昭和30・4・13）

●「北川次男」〔『福島誌上県人会』、福島県友会出版部・一九三二年二月〕、「北川次男」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「北川次男」〔『福島県史』22巻・人物、福島県・一九七二年二月〕、「北川次男」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月〕、「北川次男」〔『福島県民百科』、福島民友新聞社・一九八〇年五月〕、「北川次男」〔『創立70周年記念誌』、福島成蹊学園・一九八三年一〇月〕、「北川次男」〔『福島市史料叢書』第95輯・福島市誌Ⅱ、福島市教育委員会・二〇一五年三月〕、「北川次男」〔『福島成蹊百年史』、福島成蹊学園・二〇一五年六月〕

3 山形

(一) 判事の閲歴

① 石田伊太郎（大分・前橋判事参照）

●明治一五年九月一日生、福井県大野郡大野町、明治三六年七月和仏法律学校卒業、明治三八年一二月判事検事登用試験及第、昭和三八年一二月司法官試補・金沢地方裁判所詰、明治四〇年八月四日市区裁判所判事、明治四一年六月名古屋地方裁判所判事、大正五年五月高岡区裁判所判事、大正八年六月名古屋地方裁判所判事、大正八年一二月名古屋区裁判所判事、大正九年一〇月名古屋地方裁判所判事、大正一三年二月名古屋地方裁判所部長、大正一五年七月宮城控訴院部長、大正一五年八月公証人懲戒委員・文官普通懲戒委員、昭和三年七月山形地方裁判所長、昭和五年七月前橋地方裁判所長、昭和一〇年二月大分地方裁判所長、昭和十一年九月熊本地方裁判所長（『人物事典』135）、昭和一五年四月長野地方裁

判所長（『官報』昭和15・4・16）、昭和一八年三月大審院判事・退職（『官報』昭和18・3・29）、昭和一八年七月弁護士登録・福井（『官報』昭和18・8・26）、昭和四九年五月一日登録取消・死亡（『官報』昭和49・7・27）

●「石田伊太郎」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

② 金貞次郎

●明治一七年九月一〇日生、岩手県上閉伊郡遠野町、大正元年一〇月東京帝国大学法科大学卒業、大正元年一二月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正四年三月大阪地方裁判所予備判事、昭和四年七月高松地方裁判所判事、昭和五年七月高松区裁判所判事、昭和六年九月神戸区裁判所判事、昭和八年一月大阪区裁判所判事、昭和十一年二月山形地方裁判所判事、大正一一年四月退職（『官報』大正11・4・10）、大正一一年四月弁護士登録・神戸（『官報』大正11・5・12）、大正一二年八月登録取消（『官報』大正12・8・20）、大正一二年八月仙台地方裁判所判事、大正一四年七月宮城控訴院判事、大正一五年七月仙台区裁判所監督判事、昭和三年七月山形地方裁判所部長、昭和七年四月福島地方裁判所部長（『人物事典』135）、昭和一五年七月弘前区裁判所監督判事兼青森地方裁判所弘前支部長（『官報』昭和15・7・25）、昭和一八年三月大審院判事・退職（『官報』昭和18・4・2、昭和18・4・5）、……昭和二十四年一二月弘前区裁判所判事（『官報』昭和24・1・4、昭和24・1・10）、（注）昭和27年7月4日報酬月額四万一千二百円ヲ給ヌ（『官報』昭和27・7・4）を最後に消息不明。簡裁判事としての定年が昭和29年9月9日なので、そ間に死亡したと思われる。

●「金貞次郎」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年一〇月〕、「金貞次郎」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

③ 中井久二（仙台判事参照）

④小林新太郎

●明治二六年一月一日生、埼玉県大里郡岡部村、大正三年一月二月弁護士試験及第、大正三年一月二月弁護士登録・東京〔官報〕大正3・12・18)、大正四年七月中央大学法律科卒業、大正一二年八月登録取消〔官報〕大正12・8・24)、大正一二年八月札幌地方裁判所判事、大正一五年七月仙台地方裁判所判事、昭和四年一〇月宮城控訴院判事、昭和五年九月仙台区裁判所判事、昭和七年四月山形地方裁判所部長、昭和一二年九月宮城控訴院判事〔人物事典〕Ⅲ(Ⅴ)、昭和一五年七月福島地方裁判所部長、昭和一九年三月若松区裁判所監督判事、昭和二二年一月福島地方裁判所若松支部判事、昭和二三年一〇月福島地方裁判所若松支部長、昭和二四年一月兼福島家庭裁判所若松支部判事〔官報〕昭和24・2・3)、昭和二五年三月福島地方裁判所若松支部長〔官報〕昭和25・3・14)、昭和二五年九月青森地方裁判所弘前支部長兼青森家庭裁判所弘前支部長兼弘前簡易裁判所判事司法行政事務管掌者〔官報〕昭和25・9・12、昭和25・9・25)、昭和二七年五月仙台地方裁判所石巻支部長〔司法大観〕昭和32年)、昭和二七年五月青森地方裁判所石巻支部長兼青森家庭裁判所石巻支部長兼石巻支部長兼石巻簡易裁判所判事司法行政事務管掌者〔官報〕昭和27・6・23)、昭和三三年一二月定年退官〔官報〕昭和33・12・15)、昭和三三年一二月平簡易裁判所判事〔官報〕昭和33・12・15)、昭和三五年六月依願免本官〔官報〕昭和35・7・1)

●「小林新太郎」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月)

⑤新納時延

●明治二八年一月一日生、神奈川県鎌倉郡鎌倉町↓鎌倉市、大正一〇年三月日本大学法律科卒業、大正一〇年九月任司法属・民事局勤務、大正一三年一月二月高等試験司法科合格、大正一四年三月司法官試験補・東京地方裁判所詰、昭和三年八月東京地方裁判所予備

検事、昭和三年一〇月浜松区裁判所検事、昭和七年一月八日市場区裁判所検事、昭和七年一〇月山形地方裁判所判事、昭和七年一二月新庄区裁判所判事、昭和一一年四月伊那区裁判所判事〔人物事典〕Ⅲ(Ⅴ)、昭和一五年一〇月岩村田区裁判所判事〔官報〕昭和15・10・10)、昭和一八年一月八日市場区裁判所兼千葉地方裁判所八日市場支部判事〔官報〕昭和18・11・27)

●「新納時延」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月)

⑥内藤庸男(仙台判事参照)

⑦大内彌介

●明治三八年七月四日生、福岡県朝倉郡朝倉村、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年一〇月高等試験行政科合格、昭和五年一月高等試験司法科合格、昭和六年一月月弁護士登録〔官報〕昭和6・10・19)、昭和一〇年六月登録取消〔官報〕昭和10・7・3)、昭和一〇年六月東京地方裁判所予備判事、昭和一〇年一二月山形地方裁判所鶴岡支部判事、昭和一二年二月山形区裁判所判事、昭和一三年七月新庄区裁判所判事〔人物事典〕Ⅳ(Ⅴ)、昭和一四年一月山形地方裁判所鶴岡支部判事、昭和一七年六月仙台地方裁判所石巻支部判事、昭和一八年三月仙台地方裁判所判事、昭和一八年一月気仙沼区裁判所判事、昭和二〇年三月仙台区裁判所判事、昭和二一年四月宮城控訴院判事、昭和二二年四月新潟区裁判所判事、昭和二二年五月新潟地方裁判所判事〔司法大観〕昭和32年)、昭和三三年九月前橋地方裁判所兼前橋家庭裁判所判事、昭和三七年五月長野地方裁判所松本支部長兼長野地方家庭裁判所松本支部長、昭和三九年四月松江地方裁判所長兼松江家庭裁判所長、昭和四〇年一〇月東京高等裁判所判事〔司法大観〕昭和42年)、昭和四四年八月依願免本官〔官報〕昭和44・9・1)、昭和四五年一二月弁護士登録・千葉〔官報〕昭和46・1・23)、平成元年三月三〇日登録取消・死亡〔官報〕平成

●「大内彌介」〔全国弁護士大観〕法曹公論社・一九七七年六月〕

⑧大賀遼作

●明治三十七年一〇月二七日生、大阪市浪速区桜川、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和八年一月高等試験司法科合格、昭和九年六月司法官試補・千葉地方裁判所詰、昭和一〇年一二月千葉地方裁判所予備判事、昭和十一年一二月山形地方裁判所判事、昭和十二年九月下関区裁判所判事、昭和十四年一〇月宇和島区裁判所判事（人物事典〔IV〕V）、昭和十八年一月松江地方裁判所判事、昭和二十一年四月広島地方裁判所判事（司法大観〔昭和32年〕、昭和二十二年一月広島簡易裁判所兼広島地方裁判所判事、昭和二十三年四月月広島高等裁判所判事、昭和二十四年九月鳥取地方裁判所兼鳥取家庭裁判所判事、昭和二十六年九月広島高等裁判所判事、昭和三十〇年四月広島地方裁判所判事、昭和三十六年五月広島地方裁判所呉支部兼広島家庭裁判所呉支部判事、昭和三十八年五月札幌地方裁判所小樽支部長兼札幌家庭裁判所小樽支部長、昭和四十一年八月旭川地方裁判所長兼旭川家庭裁判所長（司法大観〔昭和42年〕、昭和四十二年五月依願免本官（官報〔昭和42・5・22〕）、昭和四十二年五月公証人・東京（官報〔昭和42・5・31〕、昭和四十九年一〇月四日死亡（官報〔昭和49・10・9〕）

（二）検事の閥歴

①佐藤伊惣治

●明治一四年五月三十一日生、福島市万世町、明治三四年七月明治法律専門学校卒業、明治三四年一二月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月司法官試補・函館区裁判所詰、

明治三六年七月青森区裁判所検事、明治三八年四月八戸区裁判所検事、明治四一年三月白河区裁判所検事、明治四二年五月平区裁判所検事、明治四二年一二月福島地方裁判所検事、大正三年一月新潟地方裁判所検事、大正七年七月長野地方裁判所検事、大正一四年七月長崎地方裁判所検事、大正一五年七月那覇地方裁判所検事正、昭和三年五月山形地方裁判所検事正、昭和七年四月金沢地方裁判所検事正、昭和一〇年一月大分地方裁判所検事正、昭和一三年三月鹿児島地方裁判所検事正（人物事典〔I〕V）、昭和一七年一月大審院検事・退職（官報〔17・11・17〕）

●「佐藤伊惣治」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

②市川季熊

●明治二六年一〇月二〇日生、山口県玖珂郡岩国町、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年八月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正九年三月大阪地方裁判所予備判事、大正九年四月松山区裁判所判事、大正一〇年一月熊本地方裁判所検事、大正一二年四月天草区裁判所検事、大正一三年一〇月旭川地方裁判所検事、大正一四年七月秋田地方裁判所検事、大正一五年一月大曲区裁判所検事、昭和二年五月秋田地方裁判所検事、昭和二年一二月仙台地方裁判所検事、昭和三年六月放火犯罪二就テ調査研究、昭和五年八月盛岡地方裁判所検事、昭和六年四月平区裁判所検事、昭和七年一〇月秋田地方裁判所検事、昭和九年八月福島地方裁判所検事、昭和一〇年一二月大阪控訴院検事、昭和十二年七月長崎地方裁判所検事（人物事典〔II〕V）、昭和一六年七月小倉区裁判所兼福岡地方裁判所小倉支部検事（官報〔昭和16・7・12〕）、昭和一七年三月釧路地方裁判所検事正（官報〔昭和17・3・18〕）、昭和一八年八月山形地方裁判所検事正（官報〔昭和18・9・1〕）、昭和二〇年四月鹿児島地方裁判所検

事正（官報）昭和20・4・30）、昭和二一年七月福岡地方裁判所検事正（官報）昭和21・7・10）、昭和二四年五月神戸地方検察庁検事正（官報）昭和24・6・7）、昭和二六年三月高松高等検察庁検事長（官報）昭和26・3・10、昭和26・3・17）、昭和三〇年二月一三日従三位に叙する・正四位市川季熊、勲二等に叙し瑞宝章を授ける・勲三等市川季熊（昭和）30・2・25）、昭和三〇年二月一四日特旨を以て位一位級追陞せらる・故検事長従三位市川季熊（官報）昭和30・2・26）、（注）昭和30年2月13日に死亡したと思われる。

●「市川季熊」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

③安達太助（甲府検事参照）

●明治二〇年四月三日生、山形県東村山郡山辺町、大正五年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正八年三月浦和地方裁判所予備判事、大正八年三月福島地方裁判所判事、大正九年三月若松区裁判所検事、大正一〇年八月浦和区裁判所検事、大正一一年七月東京地方裁判所検事、大正一二年八月下妻区裁判所検事、大正一三年一〇月東京区裁判所検事、昭和三年一月横浜地方裁判所検事、昭和四年二月甲府地方裁判所検事、昭和六年一二月八日市場区裁判所検事、昭和九年一二月長野区裁判所検事、昭和一〇年八月山形地方裁判所検事、昭和一二年九月宮城控訴院検事、昭和一三年一月仙台地方裁判所検事（『人物事典』ⅡⅤ）、昭和一八年一〇月宇都宮地方裁判所兼宇都宮区裁判所検事（官報）昭和18・10・14）、昭和一九年六月沼津区裁判所兼静岡地方裁判所沼津支部検事（官報）昭和19・6・13）、昭和二一年三月大審院検事・退職（官報）昭和21・4・2号外）、昭和二一年六月弁護士登録・静岡（官報）昭和21・8・13）、昭和四〇年六月登録換・第二東京（官報）昭和40・7・13）、昭和四七年二月一六日登録取消・死亡（官報）昭和48・3・7）

●内田善次郎「警察官の人権侵犯の想い出」『静岡県弁護士会史』一九九四年三月。（注）沼津在住の弁護士全員が、

人権侵害をした被疑者警察官の弁護は引き受けないと決議をしたのに、安達太助が弁護届を提出したので、県弁護士会副会長に不適任として推薦を取消され、孤独の裡に過ごしていたが、数年後東京へ転住したという。

●「安達太助」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

(三) 弁護士の閲歴

①佐藤治三郎

●慶応元年七月二四日生（大衆人事録）昭和18年）、「出身地」山形、「事務所」山形市旅籠町二一八、「電話」山形二三三五（日本弁護士名簿）昭和3年）、明治二一年七月明治法律学校卒業（大衆人事録）昭和18年）、明治二四年一二月代言人試験及第（官報）明治24・12・12）、明治二五年一月代言免許東京（日本弁護士史）大正3年）、明治二六年五月弁護士登録・山形（官報）明治26・6・8）、大正九年・大正一〇年・大正一四年・大正一五年・昭和二年（昭和）昭和一三年・昭和一五年・昭和一六年各四月山形弁護士会長（日本弁護士名簿）各該当年）、昭和二二年五月四日死亡（山形県議会歴代議員名鑑）昭和48年）、昭和二二年八月二五日登録取消・死亡（官報）昭和22・10・13）

●「佐藤治三郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「佐藤治三郎」

『山形県議会歴代議員名鑑』山形県議会・一九七三年三月）

②木村盤根

●明治二四年生（大衆人事録）昭和18年）、「出身地」山形、「事務所」山形市桐町三五六五、「電話」米沢二九九（日本弁護士名簿）昭和3年）、大正五年七月政法大学専門部法科卒業（大衆人事録）昭和18年）、大正一二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正一二年六月弁護士登録・山形（官報）大正12・6・14）、昭和四八年三月二三日登録取消・死亡（官報）昭和48・5・2）

● 「木村盤根」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「木村盤根」〔『山形県議会歴代議員名鑑』山形県議会・一九七三年三月〕

③ 酒井廣雄

● 「出身地」山形、「事務所」仙台市網代町一高野方、「電話」——〔『日本弁護士名簿』昭和3年〕、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業〔官報〕大正4・7・12、大正四年一〇月弁護士登録・東京〔官報〕大正4・10・16、昭和十一年六月登録換・山形〔官報〕昭和11・8・6、〔注〕酒井廣雄は、「大日本弁護士名簿」昭和18年版には記載されているが、「日本弁護士名簿」昭和25年版には記載されていない。

④ 神谷貞雄

● 明治二九年四月一五日生〔全国弁護士大観〕昭和52年、「出身地」山形、「事務所」東京市小石川区竹早町五四、「電話」小石川七七八八〔日本弁護士名簿〕昭和3年、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業〔官報〕大正8・7・21、大正十一年一二月弁護士登録・東京〔官報〕大正12・1・10、大正一二年五月第一東京弁護士会会員〔われらの弁護士会史〕昭和46年、昭和三〇年四月第一東京弁護士会副会長〔全国弁護士大観〕昭和52年、昭和五十一年一二月二八日登録取消・死亡〔官報〕昭和52・2・25

● 「神谷貞雄」〔『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月〕、「神谷貞雄」〔『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月〕、「神谷貞雄」〔『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月〕

⑤ 大内有信

● 明治二三年五月一日日生〔大衆人事録〕昭和18年、「出身地」山形、「事務所」山形市香澄町木ノ実小路六〇〔日本弁護士名簿〕昭和9年、「電話」山形二四四、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業〔官報〕大正6・7・13、大正六年七月弁護士登録・山形〔官報〕大正6・8・2、昭和一

九年一二月登録取消〔官報〕昭和20・1・13、昭和二十二年一二月弁護士登録・山形〔官報〕昭和22・1・20、昭和十九年一二月（昭和二十一年一月山形市長〔日本の歴代市長〕昭和58年）、昭和二十九年三月一二日登録取消・死亡〔官報〕昭和29・4・14

● 「大内有信」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「歴代市長ものかたり大内有信」〔『山形新聞』昭和37・5・3市内版〕、「大内有信」〔『日本の歴代市長』第1巻、歴代知事編纂会・一九八三年一月）

⑥ 戸田誠意

● 明治三〇年三月一五日生〔日本弁護士大観〕昭和37年、「出身地」山形、「事務所」山形市旅籠町二五五、「電話」山形〇七〇七〔日本弁護士名簿〕昭和12年、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業〔官報〕大正9・7・29、大正十一年五月弁護士登録・山形〔官報〕大正11・5・12、昭和二〇年四月山形弁護士会長〔日本弁護士大観〕昭和37年、昭和二十八年一二月登録換・東京〔官報〕昭和29・1・16、昭和四四年七月一三日登録取消・死亡〔官報〕昭和44・9・29

● 「戸田誠意」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕、「戸田誠意」〔『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月〕

4 盛岡

(一) 判事の閲歴

① 生津和太郎〔大分判事参照〕

● 明治六年九月二三日生、群馬県利根郡新治村、明治二十七年七月東京専門学校卒業、明治二十七年一二月判事検事登用試験及第、明治二十七年一二月司法官試験補・函館区裁判所詰、

明治二八年三月江差区裁判所詰〔官報〕明治28・3・15)、明治二九年四月函館区裁判所詰〔官報〕明治29・4・15)、明治二九年一月月野区裁判所予備判事、明治二九年一月月野都宮地方裁判所予備判事〔官報〕明治29・12・2)、明治三〇年一月月野都宮地方裁判所判事、明治三五年四月福江区裁判所監督判事、明治三六年三月長崎地方裁判所判事、明治三八年四月長崎区裁判所監督判事、明治四四年四月宮城控訴院判事、大正二年五月石巻区裁判所監督判事、大正六年九月仙台区裁判所監督判事、大正一三年一月小倉区裁判所監督判事、大正一三年一二月宮崎地方裁判所長、昭和二年四月盛岡地方裁判所長、昭和五年五月大分地方裁判所長、昭和七年八月熊本地方裁判所長〔人物事典 I-V〕、昭和一一年九月退職裁判所構成法第七四條ノ二〔官報〕昭和11・6・25)、昭和一八年八月一四日死亡〔官報〕昭和18・8・20)

●「生津和太郎」〔人事興信録〕第6版、人事興信所・一九二二年六月、「生津和太郎」〔松本哲泓『明治法曹履歷事典』分冊・第5号、松本哲泓・二〇一七年九月〕

②宮地米藏

●明治一一年九月九日生、山形県西村山郡谷地町、明治三五年七月明治法律学校卒業、明治三七年一月判事検事東京試験及第、明治三七年一月司法官試補・山形地方裁判所詰、明治三九年一月大曲区裁判所判事、明治四〇年一〇月秋田地方裁判所判事、明治四二年五月横手区裁判所判事、大正二年五月青森地方裁判所判事、大正三年一月二月八戸区裁判所判事、大正七年七月秋田地方裁判所部長、大正一二年八月宮城控訴院判事、昭和二年八月盛岡地方裁判所部長、昭和七年四月古川区裁判所監督判事〔人物事典 I-V〕、昭和一四年五月宮城控訴院部長・退職〔官報〕昭和14・5・23)、昭和一四年五月公証人・福島〔官報〕昭和14・5・25)、昭和二〇年五月依願免公証人〔官報〕昭和20・5・7)、昭和二〇年一月弁護士登録・仙

台〔官報〕昭和21・12・19)、昭和二二年六月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和22・7・28)

●「宮地米藏」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年三月)

③奈良正夫〔宇都宮判事参照〕

●明治二七年六月一六日生、弘前市銅屋町↓東京市本郷区吉祥寺町、大正九年七月東京帝國大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事、大正一二年八月旭川地方裁判所判事、大正一四年八月甲府地方裁判所判事、大正一五年七月盛岡地方裁判所判事、昭和四年三月高崎区裁判所判事、昭和七年七月宇都宮地方裁判所判事、昭和一三年八月掛川区裁判所判事〔人物事典 II-V〕、昭和一七年一〇月静岡地方裁判所浜松支部判事、昭和一八年一二月陸軍司政官爪哇軍政監部付、昭和二〇年三月爪哇軍政監部海軍総局中部海軍局長、昭和二年五月静岡地方裁判所浜松支部判事、昭和二年七月下妻区裁判所監督判事兼水戸地方裁判所下妻支部長〔司法大観〕昭和32年)、昭和二年一月水戸地方裁判所下妻支部判事〔官報〕昭和23・1・24号外)、昭和二三年八月下妻簡易裁判所判事司法事務管掌者〔官報〕昭和23・9・3、昭和23・9・16)、昭和二三年一〇月水戸地方裁判所下妻支部長〔官報〕昭和23・10・20)、昭和二三年一二月下妻家事審判所長〔官報〕24・1・6)、昭和二四年一月水戸家庭裁判所下妻支部判事・免兼官簡裁判事〔官報〕昭和24・1・31、昭和24・2・3)、昭和三三年一〇月秋田地方裁判所秋田家庭裁判所判事兼秋田簡易裁判所判事〔官報〕昭和33・1・6)、昭和三四年六月定年退官〔官報〕昭和34・6・19)、昭和三四年六月秋田簡易裁判所判事〔官報〕昭和34・6・18、昭和34・6・19)、昭和三七年二月平簡易裁判所判事〔官報〕昭和37・2・20)、昭和三九年六月簡裁判事定年退官〔官報〕昭和39・6・17)、昭和四六年四月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和46・6・7)、昭和五五年一月三〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和55・5・23)

●「奈良正夫」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月

④ 中谷爲吉

●明治一三年三月五日生、徳島県名東郡加茂名町、明治三四年七月明治法律学校卒業、大正六年一二月判事検事登用試験及第、大正六年一二月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正九年三月千葉地方裁判所予備判事、大正九年四月土浦区裁判所判事、大正一二年四月金沢地方裁判所七尾支部判事、大正一四年七月高田区裁判所判事、大正一五年一二月白河裁判所判事、昭和三年七月平区裁判所判事、昭和五年一二月福島地方裁判所判事、昭和七年四月盛岡地方裁判所部長（『人物事典』ⅡⅤ）、平良区裁判所監督判事（『官報』昭和12・9・15）、昭和一四年八月一〇日死亡（『官報』昭和14・8・24）

●「中谷爲吉」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部・外地・満洲・支那・海外篇、帝国秘密探偵社・一九三八年五月

⑤ 劔持延治

●明治三六年八月一八日生、新潟県南魚沼郡土樽村、昭和二年四月早稲田大学法律科卒業、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和四年一月東京地方裁判所予備判事、昭和五年二月秋田地方裁判所予備判事、昭和六年一〇月大館区裁判所判事、昭和七年一二月一関区裁判所判事、昭和九年一月盛岡地方裁判所判事、昭和九年九月花巻区裁判所判事、昭和一一年一〇月盛岡地方裁判所判事、昭和一二年九月若松区裁判所判事（『人物事典』ⅢⅤ）、昭和一六年四月退職（『司法大観』昭和32年）、昭和一八年六月公証人・長野（『日本公証制度沿革史』昭和43年）、昭和三三年二月九日死亡（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

⑥ 元岡道雄（仙台判事参照）

⑦ 西岡國吉

●明治一一年七月四日生、福井県敦賀郡敦賀町、明治三七年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治三七年七月司法官試補・京都地方裁判所詰、明治四〇年四月京都地方裁判所予備判事、明治四〇年七月大阪区裁判所判事、明治四五年五月神戸区裁判所判事、大正二年五月神戸地方裁判所判事、大正五年一二月奈良地方裁判所部長、大正九年一〇月大阪控訴院判事、大正一一年九月奈良地方裁判所部長、大正一二年四月名古屋控訴院判事、大正一二年五月公証人懲戒予備委員、昭和三年六月名古屋地方裁判所部長、昭和四年七月名古屋控訴院判事、昭和八年五月名古屋控訴院部長、昭和一〇年一二月盛岡地方裁判所長（『人物事典』ⅠⅤ）、昭和一五年四月高松地方裁判所長（『官報』昭和15・4・16）、昭和一五年一二月退職（『官報』昭和15・12・14）、……昭和二〇年六月弁護士登録・福井（『官報』昭和20・7・12）、昭和三五年一月一八日登録取消・死亡（『官報』昭和35・2・15）

●「西岡國吉」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年一〇月、「西岡國吉」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部・外地・満洲・支那・海外篇、帝国秘密探偵社・一九三八年五月

(二) 検事の閲歴

① 鈴木常吉（佐賀検事参照）

●明治二一年一月二五日生、福島県安積郡日和田町、大正四年二月京都帝国大学法科大学卒業、大正四年九月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正七年四月浦和地方裁判所予備判事、大正七年七月仙台地方裁判所検事、大正八年三月陸軍三等主計、大正九年一〇月酒田区裁判所検事、大正一〇年七月石巻区裁判所検事、大正一四年七月盛岡地方裁判所検事、

昭和四年二月佐賀地方裁判所検事、昭和五年一二月堺区裁判所検事、昭和七年一月高知地方裁判所検事、昭和八年五月和歌山地方裁判所検事、昭和九年三月大阪控訴院検事、昭和十三年一二月盛岡地方裁判所検事、昭和十四年六月若松区裁判所検事（人物事典ⅡⅤ）、昭和十六年八月新潟地方裁判所兼新潟区裁判所検事（官報）昭和16・9・22）、昭和十八年九月松本区裁判所兼長野地方裁判所松本支部検事（官報）昭和18・9・30）、昭和二十一年三月大審院検事・退職（官報）昭和21・4・2号外）、昭和二十二年四月弁護士登録・長野（官報）昭和22・5・30）、昭和三十六年九月三日登録取消・死亡（官報）昭和36・10・18）

●「鈴木常吉」《帝国大学出身名鑑》、校友調査会・一九三二年一〇月、「鈴木常吉」《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

②香取久吉

●明治一〇年七月九日生、茨城県猿島郡桜井村、明治三六年七月明治法律学校、明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試補・盛岡地方裁判所詰、明治三九年四月福島地方裁判所予備検事、明治三九年五月盛岡区裁判所検事、大正二年五月青森地方裁判所検事、大正八年六月小樽区裁判所検事、大正一〇年一月函館地方裁判所検事、大正一二年六月札幌控訴院検事、大正一二年八月公証人懲戒委員・文官普通懲戒委員、大正一三年一〇月樺太地方裁判所検事正、昭和二年八月盛岡地方裁判所検事正、昭和七年一月高知地方裁判所検事正（人物事典ⅠⅤⅣ）、昭和一二年八月大審院検事・退職（官報）昭和11・9・15）、昭和一一年九月公証人・大阪（官報）昭和11・9・12）、昭和二六年六月七日死亡（日本公証制度沿革史）昭和43年）

③清田清一（新潟検事参照）

●明治一九年三月一〇日生、東京市浅草区永住町、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四三年八月司法官試補・岡山地方裁判所詰、大正元年一二月岡山地方裁判所予備判事、大正二年六月松本区裁判所検事、大正六年九月新潟区裁判所検事、大正八年六月脇町区裁判所検事、大正一二年一二月徳島地方裁判所検事、大正一三年一二月京都区裁判所検事、大正一四年一月宮津区裁判所検事、昭和三年七月伊丹区裁判所検事、昭和七年一月五条区裁判所検事、昭和七年一二月米沢区裁判所検事、昭和八年七月平区裁判所検事、昭和一一年八月盛岡地方裁判所検事、昭和一三年一二月横須賀区裁判所検事（人物事典ⅠⅤⅤ）、昭和一五年二月新潟地方裁判所兼新潟区裁判所検事（官報）昭和15・2・16）、昭和一六年八月宮城控訴院検事（官報）昭和16・8・22）、昭和一七年一月旭川地方裁判所検事正（官報）昭和17・11・17）、昭和一九年三月初田地方裁判所検事正（官報）昭和19・3・28）、昭和二〇年四月徳島地方裁判所検事正（官報）昭和20・4・30）、昭和二十二年二月大審院検事・退職（官報）昭和21・2・22）、昭和二十二年七月弁護士登録・水戸（官報）昭和21・9・26）、昭和二十二年一月登録取消（官報）昭和23・1・20）、昭和二十二年一〇月日立簡易裁判所判事（官報）昭和22・10・16）、昭和二十二年三月簡裁判事定年退官（官報）昭和31・3・14）、昭和二十二年七月弁護士登録・第一東京（官報）昭和31・8・11）、昭和四〇年五月登録取消（官報）昭和40・6・21）

●「清田清一」《帝国大学出身名鑑》、校友調査会・一九三二年一〇月、「清田清一」《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「清田清一」《日本弁護士大観》、法曹公論社・一九六二年二月）

④田口環（山口・釧路検事参照）

●明治一七年五月二日生、熊本県八代郡八代町↓熊本市京町、明治四〇年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四〇年八月司法官試補・福岡地方裁判所詰、明治四二年四月山

形区裁判所検事、明治四三年五月大分区裁判所検事、明治四四年五月福岡区裁判所検事、明治四五年七月都城區裁判所検事、大正二年五月山鹿區裁判所検事、大正三年六月長崎區裁判所検事、大正六年九月下関區裁判所検事、大正八年六月岩國區裁判所検事、大正八年七月舟木區裁判所検事、大正九年九月水戸區裁判所検事、大正一〇年十一月東京地方裁判所検事、大正一二年四月大津地方裁判所検事、大正一四年四月大阪控訴院検事、昭和四年一月下関區裁判所検事、昭和五年九月広島控訴院検事、昭和七年一月釧路地方裁判所検事正、昭和九年五月盛岡地方裁判所検事正、昭和一二二年六月奈良地方裁判所検事正（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一五年一月大審院検事（官報 昭和15・1・12）、昭和二〇年三月退職（官報 昭和20・4・4）、昭和二〇年九月弁護士登録・東京（官報 昭和20・10・12）、昭和二二年四月登録取消（官報 昭和22・5・30）、昭和二二年五月公証人（日本公証制度沿革史 昭和43年）、昭和二七年一二月辭職（官報 昭和28・1・9）、昭和三一年一〇月二三日死亡（朝日新聞 昭和31・10・24）

●「田口環」『帝國大學出身名鑑』、校友調査会・一九三二年一〇月、「田口環」『大衆人事録』東京篇、帝國秘密探偵社・一九四二年一〇月

(三) 弁護士の履歴

① 工藤吉次

●明治五年九月二九日生（岩手県盛岡市当面の人物 大正5年）、「出身地」山形、「事務所」盛岡市清水小路、「電話」盛岡一五五（日本弁護士名簿 昭和3年）、明治二六年七月明治法律学校卒業（人事興信録 大正7年）、明治三二年一二月判事検事登用試験及第（官報 明治30・11・22）、明治三〇年一二月司法官試補・盛岡区裁判所詰（官報 明治30・12・10）、明治三一年二月遠野区裁判所詰（官報

明治31・2・23）、明治三二年一二月依願免司法官試補（官報 明治31・11・15）、明治三一年一二月弁護士登録・盛岡（官報 明治31・12・15）、明治四五年五月衆議院議員政友会・当選3回（衆議院議員名鑑 平成2年）、大正五年四月～大正一三年四月盛岡弁護士会長（日本弁護士名簿 大正5年～大正13年）、「岩手の弁護士」平成9年）、昭和一一年一月一日登録取消・死亡（官報 昭和11・1・28）

●「工藤吉次」『岩手県一百人』、阿部直通・一九〇六年八月、「工藤吉次」『人事興信録』、人事興信所・一九一八年九月、「工藤吉次」『御大典記念岩手県名士肖像録』、岩手県名士肖像刊行会・一九三〇年・五月、「工藤吉次」『岩手県盛岡市当面の人物』、齋藤太郎・一九三〇年二月、「工藤吉次」『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

② 綿野玉次

●慶応三年七月二〇日生（岩手県盛岡市当面の人物 大正5年）、「出身地」岐阜（御大典記念岩手県名士肖像録 昭和5年）、「事務所」盛岡市日影外小路、「電話」盛岡六一七（日本弁護士名簿 昭和4年）、明治三一年七月東京法学院卒業（岩手県盛岡市当面の人物 大正5年）、明治三五年一二月判事検事登用試験及第（官報 明治35・11・13）、明治三五年一二月司法官試補・土浦区裁判所詰（官報 明治35・12・2）、明治三六年四月龍崎區裁判所詰・検事代理（官報 明治36・4・2）、明治三八年四月盛岡區裁判所検事（官報 明治38・5・1）、明治三八年五月兼盛岡地方裁判所検事（官報 明治38・5・11）、明治三九年五月依願免本官（官報 明治39・5・18）、明治三九年六月弁護士登録・盛岡（官報 明治39・6・21）、明治四〇年八月登録取消（官報 明治40・8・12）、明治四〇年七月稚内區裁判所検事（官報 明治40・7・11～12）、明治四〇年一〇月退職（官報 明治40・10・31）、明治四〇年十一月弁護士登録・盛岡（官報 明治40・12・2）、昭和二年四月～昭和六年四月盛岡弁護士会長（日本弁護士名簿 昭和2年～昭和6年）、昭和七年八月一日登録取消（官報 昭和7・8・29）

●「綿野玉次」(『御大典記念岩手県名士肖像録』、岩手県名士肖像刊行会・一九三〇年・五月)、「綿野玉次」(『岩手県盛岡市当面の人物』、齋藤太郎・一九三〇年一月)

③堀合由己

●明治一八年一月生(『大衆人事録』昭和5年)、「出身地」岩手、「事務所」盛岡市本町、「電話」盛岡三四九(『日本弁護士名簿』昭和3年)、明治四二年七月東京帝国大学法科大学卒業(『官報』明治42・7・13)、明治四二年七月司法官試補・浦和地方裁判所詰(『官報』明治42・8・2)、明治四五年一月依願免司法官試補(『官報』明治45・1・13)、明治四五年二月弁護士登録・盛岡(『官報』明治45・3・5)、昭和四年一月登録取消(『官報』昭和4・2・12)、昭和四年三月盛岡市長(『日本の歴代市長』昭和58年)、昭和四年三月六日死亡(『日本の歴代市長』昭和58年)

●「堀合由己」(『大衆人事録』、帝国秘密探偵社・一九三〇年七月)、「堀合由己」(『日本の歴代市長』第1巻、歴代知事編纂会・一九八三年一月)

④佐藤邦雄

●明治三四年四月二八日生(『全国弁護士大観』昭和52年)、「出身地」宮城(『大衆人事録』昭和18年)、「事務所」盛岡市仁王菜園二三、「電話」盛岡〇四五四(『日本弁護士名簿』昭和12年)、昭和三年三月中央大学法学部卒業(『全国弁護士大観』昭和52年)、昭和二年二月高等試験司法科合格(『官報』昭和2・12・26)、：昭和二年高等試験行政科合格・昭和三年内務省(『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』昭和56年)：、昭和六年六月弁護士登録・盛岡(『官報』昭和6・7・15)、昭和二三年四月～昭和二八年四月・昭和三四年四月岩手弁護士会長(『日本弁護士名簿』該当年、「日本弁護士沿革史」昭和34年、「岩手の弁護士」平成9年)、平成八年九月二〇日登録取消・死亡(『官報』平成8・10・9)

●「佐藤邦雄」(『大衆人事録』、帝国秘密探偵社・一九三〇年七月)、「佐藤邦雄」(『岩手人名大鑑』、「宮福次郎・一九六五年六月)、「佐藤邦雄」(『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月)、「佐藤邦雄(弁護士、ヤクルト球団社長)」(『対談集 岩手の昭和史』①、熊谷印刷出版部・一九八四年二月)、「私の物語」3 佐藤邦雄(『私の物語』第一集、産経新聞盛岡支局・一九九三年五月)、「佐藤邦雄氏死去」(『岩手日報』平成8年9月22日、1頁)、野村弘「陪審裁判と佐藤邦雄先生」(『岩手の弁護士』、岩手弁護士会・一九九七年一月)、「佐藤邦雄」(『岩手人名辞典』、「財」新渡戸基金・二〇〇九年六月)

●佐藤邦雄『刑事弁護士』(川口印刷工業・一九七五年八月)、佐藤邦雄「なつかしい陪審制度」(『自由正義』第32巻第14号、一九八一年二月)

⑤河野喜藏

●明治一三年三月二六日生(『大衆人事録』昭和18年)、「出身地」岩手、「事務所」盛岡市大沢川原小路二三、「電話」〇八二七(『日本弁護士名簿』昭和12年)、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業(『官報』大正3・7・13)、大正四年三月弁護士登録・盛岡(『官報』大正4・4・6)、大正一一年四月盛岡弁護士会副会長(『岩手県盛岡市当面の人物』昭和5年)、大正一一年六月衆議院議員政友会(『衆議院議員名鑑』平成2年)、昭和八年四月～昭和一五年四月盛岡弁護士会長(『日本弁護士名簿』該当年)、昭和一七年四月二〇日死亡(『衆議院議員名鑑』平成2年)、昭和一七年五月九日登録取消・死亡(『官報』昭和17・6・20)

●「河野喜藏」(『御大典記念岩手県名士肖像録』、岩手県名士肖像刊行会・一九三〇年・五月)、「河野喜藏」(『岩手県盛岡市当面の人物』、齋藤太郎・一九三〇年一月)、「河野喜藏」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「河野喜藏」(『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)

⑥工藤祐造

●明治二五年一月一八日生(『大衆人事録』昭和18年)、「出身地」岩手、「事務所」盛岡市馬仁王菜

園二三、「電話」盛岡一〇六五（日本弁護士名簿 昭和12年）、大正九年七月中央大学毕业（大衆人事録 昭和18年）、大正一一年九月弁護士試験及第（官報 大正11・9・30）、大正一二年三月弁護士登録・盛岡（官報 大正12・3・24）、昭和一〇年四月〜昭和一三年四月盛岡弁護士会副会長（日本弁護士名簿 該当年）、昭和一六年四月・昭和一七年四月盛岡弁護士会会長（日本弁護士名簿 昭和16年・昭和17年）、昭和三三年四月岩手弁護士会会長（岩手の弁護士 平成9年）、昭和三四年四月一日登録取消・死亡（官報 昭和34・5・20）

●「工藤祐造」〔御大典記念岩手県名士肖像録〕、岩手県名士肖像刊行会・一九三〇年・五月）、「工藤祐造」〔岩手県盛岡市当面の人物〕、齋藤太郎・一九三〇年二月）、「工藤祐造」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

5 秋田

（一）判事の閲歴

①白井茂（岐阜判事参照）

●明治一三年五月一九日生、愛知県宝飯郡睦美村↓豊川町、明治三五年七月明治法律学校卒業、明治三六年一月文官高等試験合格、明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官候補・東京地方裁判所詰、明治三八年九月函館地方裁判所判事、明治三九年一二月長野地方裁判所判事、明治四〇年二月上田区裁判所判事、明治四一年三月宇都宮地方裁判所判事、明治四二年六月東京区裁判所判事、明治四四年一〇月東京地方裁判所判事、大正二年五月東京控訴院判事、大正六年三月静岡地方裁判所部長、大正一〇年一二月名古屋控訴院判事、大正一一年一二月名古屋地方裁判所部長、大正一三年二月名

古屋控訴院判事、大正一三年四月公証人懲戒委員、大正一四年二月名古屋控訴院部長、昭和三年六月秋田地方裁判所長、昭和七年五月岐阜地方裁判所長、昭和一一年二月新潟地方裁判所長（人物事典 135）、昭和一四年四月千葉地方裁判所長（官報 昭和14・4・5）、昭和一六年四月大審院判事・退職（官報 昭和16・4・30、昭和16・5・3）、昭和一六年一二月弁護士登録・第一東京（官報 昭和16・12・16）、昭和二三年四月登録換・千葉（官報 昭和23・5・28）、昭和四二年一月一九日登録取消・死亡（官報 昭和43・2・24）

●「白井茂」〔大衆人事録〕東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月）、「白井茂」〔野村正男『法窓風雲録』上、朝日新聞社・一九六六年一月）

②中島十藏

●明治一一年三月二日生、水戸市下市二之町、明治三五年七月日本法律学校卒業、明治四一年一二月判事検事登用試験及第、明治四一年一二月司法官候補・仙台地方裁判所詰、明治四四年七月土浦区裁判所判事、明治四五年三月佐賀地方裁判所判事、大正四年七月柳河区裁判所判事、大正五年一月那覇地方裁判所判事、大正七年七月中津区裁判所判事、大正七年一二月竹田区裁判所判事、大正一一年一〇月鹿児島地方裁判所判事、大正一二年八月福島地方裁判所判事、昭和二年八月秋田地方裁判所部長、昭和四年一二月平区裁判所監督判事（人物事典 134）、昭和一二年九月大審院判事・退職（官報 昭和12・9・7）、昭和一二年九月公証人・福島（官報 昭和12・9・8）、昭和二六年四月免公証人（日本公証制度沿革誌 昭和43年）、昭和二六年九月弁護士登録・福島（官報 昭和26・10・6）、昭和三〇年二月一〇日登録取消・死亡（官報 昭和30・3・10）

●「中島十藏」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

③ 鶴見金治 (新編判事参照)

●明治二〇年一〇月二五日生、岐阜県恵那郡岩村町、大正一〇年六月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正一三年六月仙台地方裁判所予備判事、大正一四年一〇月秋田地方裁判所大曲支部判事、昭和二年八月秋田地方裁判所判事、昭和六年一〇月能代区裁判所判事、昭和八年八月柏崎区裁判所判事、昭和九年四月新発田区裁判所判事、昭和一二年一〇月新潟地方裁判所判事、昭和一四年八月上田区裁判所判事 (人物事典 II 5 V)、昭和一二年三月東京控訴院判事・退職 (官報 昭和21・4・2号外)、昭和二一年七月弁護士登録・長野 (官報 昭和21・9・26)、昭和二二年一〇月登録取消 (官報 昭和23・1・19)、昭和二二年一〇月上田簡易裁判所判事 (官報 昭和22・10・16、昭和22・11・18、司法大観 昭和32年)、昭和二三年三月長野地方裁判所上田支部兼上田家事審判所判事 (官報 昭和23・3・16、昭和23・4・16)、昭和二三年六月上田簡易裁判所判事司法行政事務掌理者 (官報 昭和23・6・19)、昭和二四年一月兼長野家庭裁判所上田支部判事 (官報 昭和24・2・3)、昭和二七年一〇月簡易裁判所判事判事・判事専任 (官報 昭和27・10・16)、…判事定年退官…、昭和二七年一〇月上田簡易裁判所判事 (官報 昭和27・10・28、昭和27・11・27)、昭和二七年一〇月上田簡易裁判所判事司法行政事務掌理者 (官報 昭和27・12・8)、昭和三二年一〇月簡易裁判所判事定年退官 (官報 昭和32・10・31)、昭和三三年一〇月弁護士登録・長野 (官報 昭和33・11・10)、昭和四二年一月二〇日登録取消・死亡 (官報 昭和42・2・18)

④ 小山内績

●明治三六年五月二八日生、青森市造首字浪打、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和元年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・神戸地方裁判所、昭和三年一〇月秋田地方裁判所予備判事 (人物事典 III)、昭和四年六月秋田地方裁判所秋田区裁判所判事 (官報 昭和4・6・20)、昭和五年一月台湾法院判官：昭和九年八月現在・台南地方法院判官 (台湾总督府及装束官署 昭和9年)：昭和一五年一〇月退官、昭和一五年一〇月弁護士登録・台北弁護士会、昭和二一年九月弁護士登録・青森 (官報 昭和21・10・30)、昭和三三年四月・昭和五一年四月青森弁護士会長 (自由と正義 昭和57年3月)、平成九年一月四日登録取消・死亡 (官報 平成9・3・17)

●「小山内績」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月

●小山内績「田舎弁護士として四拾余年」『自由と正義』昭和57年3月

⑤ 竹内彩一郎

●明治二五年八月四日生、東京市豊島区駒込町、大正一一年六月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年七月弁護士登録・東京 (官報 大正11・8・2)、大正一二年五月登録取消 (官報 昭和12・6・7)、大正一二年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年三月東京地方裁判所予備判事、大正一五年一二月青森地方裁判所判事、昭和二年八月大曲区裁判所判事、昭和三年一〇月秋田地方裁判所判事、昭和五年三月高田区裁判所判事、昭和五年一二月上田区裁判所判事、昭和八年七月高崎区裁判所判事、昭和一一年七月下妻区裁判所判事、昭和一三年一二月水戸地方裁判所判事 (人物事典 V)、昭和一六年六月予審係、昭和一七年四月甲府地方裁判所判事・予審係、昭和二〇年八月甲府区裁判所監督判事、昭和二一年四月足利区裁判所判事 (司法大観 昭和32年)、昭和二二年一二月足利簡易裁判所兼宇都宮地方裁判所足利支部判事 (官報 昭和23・1・24)、昭和二三年九月免本官判事専任 (官報 昭和23・9・9)、昭和二四年一月兼宇都宮家庭裁判所足利支部判事 (官報 昭和24・2・3)、昭和二四年八月足利簡易裁

判所判事司法行政事務管掌者〔官報〕昭和24・8・23、昭和24・9・3〕、昭和30年九月依願免本官〔官報〕昭和30・9・23〕、昭和30年九月公証人・千葉〔官報〕昭和30・9・27〕、昭和37年八月依願免公証人〔官報〕昭和37・8・7〕、昭和37年10月弁護士登録・千葉〔官報〕昭和37・11・12〕、昭和52年12月18日登録取消・死亡〔官報〕昭和53・2・9〕

⑥丸山正次〔仙台判事参照〕

⑦蔭山鏢次郎

●明治一九年八月二十九日生、茨城県猿島郡古河町、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年七月司法官試験・浦和地方裁判所詰、大正五年三月長崎地方裁判所予備判事、大正五年七月長崎地方裁判所判事、大正八年六月横浜地方裁判所判事、大正一一年七月芳賀区裁判所判事、大正一二年一〇月宇都宮地方裁判所判事、大正一五年七月水戸地方裁判所判事、昭和二年六月親族法上ノ訴訟原因ニ関スル研究ヲ命ス、昭和四年一二月秋田地方裁判所部長、昭和一〇年一二月仙台区裁判所監督判事〔人物事典〕155〕、昭和一八年三月若松区裁判所監督判事兼福島地方裁判所若松支部長〔官報〕昭和18・3・31〕、昭和一九年三月釧路地方裁判所長〔官報〕昭和19・3・28〕、昭和二二年二月大審院部長・退職〔官報〕昭和21・2・22〕、昭和二二年八月弁護士登録・水戸〔官報〕昭和22・10・13〕、昭和二二年一二月登録取消〔官報〕昭和23・2・21〕、昭和二二年一二月大宮簡易裁判所判事〔官報〕昭和23・1・23、昭和23・2・18〕、昭和三一年八月定年退官〔官報〕昭和31・9・1〕

●「蔭山鏢次郎」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年一〇月〕、「蔭山鏢次郎」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

⑧津守萬喜夫〔那覇判事参照〕

●明治三三年一月五日生、山口県阿武郡小川村、大正一三年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一三年一二月高等試験司法科合格、大正一五年四月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和三年九月那覇地方裁判所判事、昭和五年三月秋田地方裁判所判事、昭和七年一〇月今市区裁判所判事、昭和八年五月高松地方裁判所判事、昭和九年六月水口区裁判所判事、昭和一三年八月神戸区裁判所判事〔人物事典〕

III(5)、〔注〕終戦時、中国〔注、広島〕軍管区司令部法務部員陸軍中尉〔終戦時帝国陸軍全現役将校職務名鑑〕昭和60年

⑨松村美佐男

●明治三三年六月二十八日生、前橋市国領町、大正一二年七月早稲田大学法律科卒業、大正一三年一二月高等試験行政科合格、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試験・横浜地方裁判所詰、昭和三年一〇月青森地方裁判所予備判事、昭和四年三月青森地方裁判所判事、昭和五年四月大館区裁判所判事、昭和六年一〇月秋田地方裁判所判事、昭和七年一二月秋田地方裁判所大曲支部判事、昭和九年一月盛岡地方裁判所判事、昭和九年六月米沢区裁判所判事、昭和一二年一二月秋田地方裁判所判事、昭和一三年九月山形地方裁判所判事〔人物事典〕III(5)、昭和一五年八月秋田地方裁判所部長、昭和一八年三月宮城控訴院判事、昭和一九年三月仙台地方裁判所判事・予審掛〔司法大観〕昭和32年、昭和二二年一二月仙台地方裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24号外〕、昭和二四年一月兼仙台家庭裁判所判事〔官報〕昭和24・2・3〕、昭和二四年五月仙台高等裁判所判事〔官報〕昭和24・5・10〕、昭和三〇年六月仙台高等裁判所秋田支部長〔官報〕昭和30・6・24〕、昭和三五年一月旭川地方裁判所長兼旭川家庭裁判所長〔官報〕昭和35・11・18〕、仙台高等裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和37・7・3〕、昭和四〇年六月定年退官〔官報〕昭和40・7・1〕、昭和四〇年八月弁護士登録・仙台〔官報〕昭和40

・9・11、昭和四三年二月一二日登録取消・死亡〔官報〕昭和43・3・15)

●「松村美佐男」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

⑩小森庚子〔仙台判事参照〕

⑪伊澤庚子郎

●明治三三年八月三十一日生、栃木県河内郡上三田町、昭和二年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和二年一二月高等試験行政科合格、昭和三年一月高等試験司法科合格、昭和四年五月司法官試験補・仙台地方裁判所詰、昭和五年一二月仙台地方裁判所予備判事、昭和六年三月福島地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月秋田地方裁判所判事、昭和七年一二月柏崎区裁判所判事、昭和一二年二月新潟地方裁判所判事〔『人物事典』ⅣⅤ〕、昭和一五年一月千葉地方裁判所判事、昭和一七年七月横浜地方裁判所判事・予審掛、昭和一九年六月函館地方裁判所部長、昭和二十一年三月東京控訴院判事、昭和二十一年一二月宇都宮地方裁判所部長〔『司法大観』昭和32年〕、昭和二十二年一二月宇都宮地方裁判所判事〔官報〕昭和23・1・2(号外)、昭和二十四年一月依願免本官〔官報〕昭和24・1・21、昭和二十四年一月弁護士登録・宇都宮〔官報〕昭和24・3・1、昭和二六年四月登録取消〔官報〕昭和26・5・18、昭和二六年四月浦和地方裁判所判事〔官報〕昭和26・4・10、昭和26・4・25、昭和二六年四月兼浦和家庭裁判所判事〔官報〕昭和26・6・6、昭和二七年一月浦和地方裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和27・2・4、昭和三四四年四月浦和地方裁判所熊谷支部長兼浦和家庭裁判所熊谷支部長〔官報〕昭和34・4・18、昭和三六年三月熊谷簡易裁判所判事司法行政事務管掌者〔官報〕昭和36・3・3、昭和三六年四月熊谷簡易裁判所判事司法行政事務管掌者兼浦和地方裁判所熊谷支部長兼浦和家庭裁判所熊谷支部長〔官報〕昭和36・4・8、昭和36・4・10、昭和四〇年八月定年退官〔官報〕昭和40・9・1、昭和四〇年九月東京

簡易裁判所判事〔官報〕昭和40・9・2、昭和四一年五月二〇日死亡〔官報〕昭和41・5・28)

●「伊澤庚子郎」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

⑫菰淵鋭夫

●明治三八年九月六日生、奈良県生駒郡片桐村、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和四年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試験補・東京地方裁判所詰、昭和五年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一月宇都宮地方裁判所予備判事、昭和七年五月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月秋田地方裁判所判事、昭和一〇年六月八日市場区裁判所判事〔『人物事典』Ⅳ〕、昭和一一年一二月東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所判事、昭和一四年五月張家口領事、昭和一八年三月大使館二等書記官・中華民國張家口駐在、昭和一八年四月大使館一等書記官、昭和二十一年九月陀区裁判所判事、昭和二十二年一月奈良簡易裁判所判事兼奈良地方裁判所判事補、昭和二十三年五月兼奈良地方裁判所判事、昭和二十四年一月兼奈良家庭裁判所判事、昭和二六年五月奈良簡易裁判所司法行政掌理者〔官報〕昭和26・6・6、昭和三〇年一二月奈良地方裁判所兼奈良家庭裁判所判事〔『司法大観』昭和32年〕、昭和三二年一月東京家庭裁判所判事最高裁判所事務総局家庭局長、昭和三三年六月第五回国際少年裁判官会議及第七回国際法曹会議に出席する最高裁判所判事齋藤悠輔の随員としてベルギー及西ドイツ国に出張、昭和三三年一〇月家庭裁判所調査官研修所長、昭和三六年三月広島家庭裁判所長、昭和三九年四月和歌山地方裁判所長兼和歌山家庭裁判所長〔『司法大観』昭和42年〕、昭和四二年二月奈良地方裁判所長兼奈良家庭裁判所長〔官報〕昭和42・2・18、昭和四五年九月定年退官〔官報〕昭和45・9・8、昭和四五年九月弁護士登録・奈良〔官報〕昭和45・12・3、昭和四六年一〇月二五日登録取消・死亡〔官報〕昭和47・1・7)

⑬ 村上武

● 明治三十七年八月二六日生、山形県飽海郡観音寺村、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月東北帝国大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試験補・大阪地方裁判所詰、昭和六年一二月大阪地方裁判所予備判事、昭和七年五月福井地方裁判所予備判事、昭和七年一二月秋田地方裁判所横手支部予備判事、昭和八年二月秋田地方裁判所横手支部判事、昭和九年二月秋田地方裁判所判事、昭和一二年一〇月仙台地方裁判所石巻支部判事（『人物事典』Ⅳ～Ⅴ）、昭和一五年三月山形地方裁判所兼山形区裁判所判事、昭和一七年一二月陸軍司法官、昭和二一年七月鶴岡区裁判所兼山形地方裁判所鶴岡支部判事、昭和二二年一二月山形地方裁判所鶴岡支部兼鶴岡簡易裁判所判事、昭和二四年三月仙台高等裁判所秋田支部判事、昭和二七年一月盛岡地方裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和三二年一月兼盛岡家庭裁判所判事、昭和三四年一〇月仙台高等裁判所判事、昭和三七年七月青森地方裁判所弘前支部兼青森家庭裁判所弘前支部長兼弘前簡易裁判所判事、昭和三九年二月山形地方裁判所長（『司法大観』昭和42年）、昭和四二年六月仙台高等裁判所判事事務総括者（『官報』昭和42・6・3）、昭和四四年八月定年退官（『官報』昭和44・8・27）、昭和四四年九月弁護士登録・山形（『官報』昭和44・11・24）、昭和五九年一月一日登録取消・死亡（『官報』昭和59・12・11）

● 「村上武」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「村上武」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

⑭ 堀越良吾

● 明治三五年五月二二日生、茨城県筑波郡鹿島村、昭和五年三月中央大学専門部法学科卒業、昭和七年一月高等試験司法科合格、昭和八年六月司法官試験補・横浜地方裁判所、

昭和九年一二月横浜地方裁判所予備検事、昭和一〇年六月宇都宮地方裁判所予備検事、昭和一一〇年七月秋田地方裁判所判事、昭和一一一年一月樺太地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ）

⑮ 武山敏二

● 明治二五年五月二三日生、宮城県桃生郡前谷村、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年八月司法官試験補・京都地方裁判所詰、大正九年三月京都地方裁判所予備判事、大正九年四月福島地方裁判所判事、大正一四年一二月仙台地方裁判所判事、昭和二年六月盛岡地方裁判所判事、昭和七年四月福島地方裁判所判事、昭和一〇年一二月秋田地方裁判所判事（『人物事典』Ⅱ～Ⅴ）、昭和一五年八月山形地方裁判所部長（『官報』昭和15・8・21）、…弘前区裁判所判事兼青森地方裁判所弘前支部長…、昭和二一年三月大審院判事・退職（『官報』昭和21・4・2号外）、昭和二二年五月弁護士登録・青森（『官報』昭和21・6・26）、昭和三三年二月九日登録取消・死亡（『官報』昭和33・3・17）

● 「武山敏二」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月

⑯ 村木友市

● 明治三九年一月九日生、岡山県吉備郡総社町、昭和五年三月日本大学専門部法律科卒業、昭和六年一月高等試験司法科合格、昭和七年六月司法官試験補・福岡地方裁判所詰、昭和八年一二月福岡地方裁判所予備判事、昭和九年二月秋田地方裁判所横手支部予備判事、昭和一〇年八月秋田区裁判所判事、昭和一二二年八月三次区裁判所判事、昭和一三年七月広島地方裁判所判事、昭和一四年三月浜田区裁判所判事（『人物事典』Ⅴ）、昭和一九年一月岡山地方裁判所兼岡山区裁判所判事、昭和二二年一月岡山地方裁判所判事、昭和二八年八月広島高等裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和昭和三九年一月広島高等裁判所岡山支部長（『司

法大観」昭和42年）、昭和四二年四月依願免本官（「官報」昭和42・4・10）、昭和四二年四月公証人・岡山（「官報」昭和42・4・13）、昭和四八年六月二〇日死亡（「官報」昭和48・6・23）

⑰ 藤巻三郎

●明治三九年九月二三日生、山梨県東八代郡英村、昭和七年三月中央大学法学部卒業、昭和七年一月高等試験司法科合格、昭和八年一月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和一〇年六月東京民事地方裁判所予備判事、昭和一〇年一月秋田地方裁判所判事（「人物事典」ⅣⅤ）、昭和一五年一〇月長崎区裁判所判事、昭和一七年三月福岡地方裁判所判事、昭和二二年一月福岡少年審判所審判官、昭和二二年一月福岡地方裁判所判事、昭和二四年一月福岡家庭裁判所判事（「司法大観」昭和32年）、昭和三三年一月神戸家庭裁判所判事（「官報」昭和33・12・27）、昭和四三年一月任期滿了（「官報」昭和43・12・27）、昭和四四年一月弁護士登録・大阪（「官報」昭和44・2・26）、昭和四七年七月登録換・神戸（「官報」昭和47・9・14）、平成元年二月二十七日登録取消・死亡（「官報」昭和元・5・22）

⑱ 和氣松市郎

●明治一八年七月一〇日生、栃木県塩谷郡矢板町、明治三七年七月明治大学法科卒業、明治四〇年一月判事検事登用試験及第、明治四〇年一月司法官試補・前橋地方裁判所詰、明治四二年八月酒田区裁判所判事、明治四五年三月山形区裁判所判事、大正四年六月青森地方裁判所判事、大正七年七月一関区裁判所判事、大正七年七月水沢区裁判所判事、昭和八年一月遠野区裁判所判事、大正一〇年一〇月福井地方裁判所判事、昭和二年八月函館地方裁判所部長、昭和三年七月宮城控訴院判事、昭和三年七月公証人懲戒予備委員、昭和六年三月福島区裁判所監督判事、昭和一〇年一月横手区裁判所監督判事（「人物事典」1

Ⅴ）、昭和二二年九月八戸区裁判所監督判事兼青森地方裁判所八戸支部長（「官報」昭和12・9・25）、昭和一四年五月川内区裁判所監督判事兼鹿児島地方裁判所川内支部判事（「官報」昭和14・5・26）、昭和一五年五月鹿児島区裁判所監督判事兼鹿児島地方裁判所判事（「官報」昭和15・6・1）、昭和一七年三月大審院判事・退職（「官報」昭和17・3・10Ⅴ11）、昭和一七年三月公証人・鹿児島（「官報」昭和17・3・12）、昭和二二年三月免公証人（「日本公証制度沿革史」昭和43年）、昭和二一年五月弁護士登録・宇都宮（「官報」昭和21・6・26）、昭和二二年一〇月登録取消（「官報」昭和22・12・5）、昭和二二年一〇月鳥山簡易裁判所判事（「官報」昭和22・11・18）、昭和三〇年七月定年退官（「官報」昭和30・7・16）、昭和三〇年八月弁護士登録・第二東京（「官報」昭和30・9・13）、昭和三一年八月登録換・栃木県（「官報」昭和31・9・14）、昭和三八年七月一八日登録取消・死亡（「官報」昭和38・8・23）

●「和氣松市郎」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月）

⑲ 吉田作穂

●明治四一年三月六日生、新潟県蒲原郡燕町、昭和四年一月高等試験司法科合格、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試補・大阪地方裁判所判事、昭和六年一月大阪地方裁判所予備検事、昭和七年二月大阪地方裁判所予備判事、昭和七年一月和歌山地方裁判所田辺支部予備判事、昭和八年二月和歌山地方裁判所田辺支部判事、昭和八年九月和歌山地方裁判所判事、昭和九年一月大阪地方裁判所判事、昭和一一年二月秋田区裁判所判事、昭和一二年二月仙台地方裁判所判事、昭和一四年一〇月大阪区裁判所判事（「人物事典」ⅣⅤ）、昭和一七年四月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所判事、昭和一八年三月予審掛、昭和一九年九月免予審掛、昭和二〇年一月予審掛、昭和二二年五月東京地方裁判所判事、昭和二二年一月兼東京簡易裁判所判事、昭和

二三年一月東京高等裁判所判事（司法大観 昭和32年）、昭和三二年一月横浜地方裁判所判事、昭和三八年二月福島地方裁判所長兼福島家庭裁判所長、昭和四〇年八月新潟地方裁判所長兼新潟家庭裁判所長（司法大観 昭和42年）、昭和四二年七月東京高等裁判所判事部事務総括者（官報 昭和42・7・5）、昭和四四年七月名古屋地方裁判所長（官報 昭和44・7・26）、昭和四七年二月東京高等裁判所判事部事務総括者（官報 昭和47・2・29）、昭和四八年三月定年退官（官報 昭和48・3・7）、昭和四八年三月弁護士登録・第一東京（官報 昭和48・5・2）、昭和四八年七月八日登録取消・死亡（官報 昭和48・10・6）

（二） 検事の閲歴

① 里見虎藏

● 明治一七年九月二五日生、広島市立町↓広島市南竹屋町、明治三七年七月法政大学卒業、明治四〇年一月判事検事登用試験及第、明治四〇年一月司法官試補・松山地方裁判所詰、明治四二年八月久留米区裁判所検事、明治四四年二月小倉区裁判所検事、大正二年八月福岡区裁判所検事、大正四年七月八代区裁判所検事、大正六年一月宮崎地方裁判所検事、大正八年六月函館地方裁判所検事、大正一〇年一月小樽区裁判所検事、大正一二年八月札幌地方裁判所検事、大正一三年一〇月札幌控訴院検事、大正一五年七月甲府地方裁判所検事正、昭和三年五月初田地方裁判所検事正（人物事典 Ⅰ 5 Ⅱ）、昭和六年七月鹿児島地方裁判所検事正（官報 昭和6・7・20）、昭和八年七月富山地方裁判所検事正（官報 昭和8・8・3）、昭和九年一二月大審院検事（昭和 9・12・28）、昭和九年一二月二四日死亡（官報 昭和10・1・10）

● 「里見虎藏」『『人事興信録』人事興信所・一九三四年一〇月』

② 竹平治作

● 明治一九年三月一〇日生、東京市牛込区喜久井町、明治三九年七月明治大学法律科卒業、大正二年一二月弁護士試験及第、大正三年一月弁護士登録・東京（官報 大正3・1・10）、大正七年四月登録取消（官報 大正7・4・8）、大正七年四月仙台地方裁判所判事、大正七年七月青森地方裁判所判事、大正八年一〇月新潟地方裁判所検事、大正八年一月高崎区裁判所検事、大正一一年一二月熊谷区裁判所検事、大正一二年一〇月東京区裁判所検事、昭和二年一二月秋田地方裁判所検事、昭和四年一〇月鹿児島地方裁判所検事、昭和七年四月松本区裁判所検事、昭和九年八月東京控訴院検事、昭和一一年四月姫路区裁判所検事、昭和一二年六月盛岡地方裁判所検事正、昭和一三年七月甲府地方裁判所検事正（人物事典 Ⅱ 5 Ⅴ）、昭和一六年四月宇都宮地方裁判所検事正（官報 昭和16・5・3）、昭和二〇年四月大審院検事（官報 昭和20・4・30）、昭和二〇年八月一三日二級俸下賜（官報 昭和20・10・23）、昭和二〇年一〇月二三日特旨ヲ以テ位一級追陞セラレル。故検事正四位（官報 昭和20・11・7）、（注）昭和20年8月13日死亡したと思われ。

● 「竹平治作」『『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月』

③ 窪田徳次郎

● 明治一二年一二月二五日生、山梨県西山梨郡甲運村↓甲府市愛宕町、明治三九年七月法政大学卒業、明治四二年一月判事検事登用試験及第、明治四二年一月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正元年一月甲府地方裁判所予備判事、大正二年六月東京区裁判所検事、大正四年五月浦和区裁判所検事、大正六年九月長野地方裁判所検事、大正七年七月

東京区裁判所検事、大正八年六月前橋区裁判所検事、大正九年二月小田原区裁判所検事、大正一一年七月長野区裁判所検事、大正一三年一〇月甲府地方裁判所検事、大正一五年七月下妻区裁判所検事、昭和二年五月平区裁判所検事、昭和三年七月若松区裁判所検事、昭和四年一〇月秋田地方裁判所検事、昭和六年七月長野地方裁判所検事、昭和九年八月松本区裁判所検事（『人物事典』I-V）、昭和一一年六月長岡区裁判所兼新潟地方裁判所長岡支部検事（『官報』昭和11・6・27）、昭和一三年一月浜松区裁判所兼静岡地方裁判所浜松支部検事（『官報』昭和13・1・12）、昭和一六年二月大審院検事・退職（『官報』昭和16・2・18、19）、昭和一六年二月公証人・静岡（『官報』昭和16・2・20）、昭和二六年九月免公証人（『日本公証制度沿革史』昭和43年）、昭和二六年一月一月弁護士登録・静岡（『官報』昭和26・12・7）、昭和三五年七月登録換・東京（『官報』昭和35・8・18）、昭和四二年八月二〇日登録取消・死亡（『官報』昭和42・9・28）

●「窪田徳次郎」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕

④中島織三

●明治一二年四月二三日生、東京市四谷区仲町↓東京府北豊島郡滝之川町、明治三一年七月明治法律学校卒業、明治三三年一月判事検事登用試験及第、明治三三年一月司法官試補・川越区裁判所詰、明治三五年七月熊谷区裁判所判事、明治三九年四月岡山地方裁判所検事、明治四二年五月松江地方裁判所検事、明治四四年三月山口地方裁判所検事、大正二年五月尾道区裁判所検事、大正五年七月水戸地方裁判所検事、大正七年七月新潟地方裁判所検事、大正一二年六月鉦路地方裁判所検事正、大正一三年一月旭川地方裁判所検事正、大正一五年七月富山地方裁判所検事正（『人物事典』I-III）、昭和六年七月秋田地方裁判所検事正（『官報』昭和6・7・20）、昭和一一年三月大審院判事・退職（『官報』昭和11・3・20）、昭和一

一年三月公証人・東京（『官報』昭和11・3・30）、昭和二六年七月免公証人（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

●「中島織三」〔『人事興信録』人事興信所・一九三四年一〇月〕

⑤三笠義孝

●明治二九年一月三日生、山形県飽海郡酒田町、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年一月東京地方裁判所予備検事、昭和二年六月平区裁判所検事、昭和六年四月福島地方裁判所検事、昭和六年九月秋田地方裁判所検事、昭和一〇年七月一関区裁判所検事、昭和一四年五月東京区裁判所検事（『人物事典』III-V）、昭和一五年七月東京刑事地方裁判所検事、昭和一八年七月陸軍司法官、昭和一八年一月昭南高等検察局長・馬来最高検察局次長、昭和一九年九月陸軍司法官、昭和二一年七月復員・青森地方裁判所弘前支部検事、昭和二三年四月旭川地方検察庁検事正、昭和二四年五月札幌地方検察庁検事正、昭和二六年三月仙台地方検察庁検事正、昭和三一年四月辞職、昭和三二年六月公証人・仙台（『司法大観』昭和32年）、昭和四一年一月依願免公証人（『官報』昭和41・11・7）、昭和四二年一月弁護士登録・仙台（『官報』昭和42・2・18）、昭和四四年五月登録換・東京（『官報』昭和44・7・1）、昭和五〇年二月登録取消（『官報』昭和50・3・6）

⑥山下昇

●明治二一年一月六日生、東京市牛込区原町、明治四五年七月東京帝国大学法学部卒業、大正元年八月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正三年一〇月札幌地方裁判所予備検事、大正三年一二月札幌区裁判所検事、大正七年七月松本区裁判所検事、大正八年六月長野地方裁判所検事、大正九年一〇月東京地方裁判所検事、大正一一年七月浦和地方裁判所検事、大正一二年四月古川区裁判所検事、大正一四年一〇月横手区裁判所検事、昭和三年

七月白河区裁判所検事、昭和五年八月青森地方裁判所検事、昭和七年四月秋田地方裁判所検事、昭和九年八月飯塚区裁判所検事、昭和十二年七月鹿児島地方裁判所検事、昭和十三年四月岡崎区裁判所検事（『人物事典』Ⅰ～Ⅴ）、昭和十四年一月那覇地方裁判所検事正（『官報』昭和14・11・14）、昭和十六年七月佐賀地方裁判所検事正（『官報』昭和16・7・5）、昭和十八年三月大分地方裁判所検事正（『官報』昭和18・3・29）、昭和二十二年二月大審院検事・退職（『官報』昭和21・2・22）、昭和二十二年四月弁護士登録・大分（『官報』昭和21・5・25）、昭和三十四年五月登録換・東京（『官報』昭和34・6・12）、昭和三十七年二月一日登録取消・死亡（『官報』昭和38・1・23）

●「山下昇」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「山下昇」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月

⑦ 林昌司

●明治三三年一月二七日生、東京市本所区表町、大正一五年三月日本大学卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・仙台地方裁判所詰、昭和四年一月仙台地方裁判所予備検事、昭和五年六月福島地方裁判所予備検事、昭和六年九月山形区裁判所検事、昭和八年一月酒田区裁判所検事、昭和一〇年七月秋田地方裁判所検事、昭和十一年一月兼保護観察所輔導官秋田保護観察所長、昭和十二年一月山形区裁判所検事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和十四年二月石巻区裁判所兼仙台地方裁判所石巻支部検事（『官報』昭和14・12・29）、昭和十六年六月保護観察所輔導官兼司法保護委員事務局保護官・仙台保護観察所長・宮城司法保護委員事務局局長（『官報』昭和16・6・30、昭和16・7・1）、昭和二十年四月仙台地方裁判所兼仙台区裁判所検事（『官報』昭和20・4・24、昭和20・4・26）、昭和二十二年五月宮城控訴院検事・退職（『官報』昭和21・5・24）、昭和二十二年七月弁護士登録・仙台（『官報』昭和21・9・26）、平成

二年八月三〇日登録取消・死亡（『官報』平成2・10・12）

●「林昌司」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「林昌司」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

⑧ 高橋育三

●明治二六年八月二八日生、千葉県東葛飾郡流山町、大正五年七月明治大学卒業、大正八年一二月判事検事登用試験及第、大正八年一二月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正九年一〇月東京地方裁判所詰、大正一〇年七月名古屋地方裁判所予備検事、昭和十一年七月中津区裁判所検事、大正一二年五月宇都宮区裁判所検事、大正一五年一月水戸地方裁判所検事、昭和三年七月静岡区裁判所検事、昭和七年三月宇都宮区裁判所検事、昭和一〇年一二月秋田地方裁判所検事（『人物事典』Ⅱ～Ⅴ）、昭和十三年三月甲府地方裁判所検事（『官報』昭和13・3・3）、昭和十四年九月前橋地方裁判所検事兼前橋保護観察所長（『官報』昭和14・9・18、昭和14・10・4）、昭和十五年五月飯田区裁判所兼長野地方裁判所飯田支部検事（『官報』昭和15・6・1）、昭和十七年二月栃木区裁判所兼宇都宮地方裁判所栃木支部検事（『官報』昭和17・3・4）、昭和二十一年三月大審院検事・退職（『官報』昭和21・4・2号外）、昭和二十二年四月弁護士登録・宇都宮（『官報』昭和21・5・25）、昭和二十二年三月登録取消（『官報』昭和22・5・1）、……昭和二十九年二月弁護士登録・千葉（『官報』昭和29・3・19）、昭和二十九年二月六日登録取消・死亡（『官報』昭和30・1・17）

●「高橋育三」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

(三) 弁護士の閲歴

① 小山章

●明治二六年二月三日生（司法大観）昭和32年、「出身地」秋田、「事務所」秋田市手形谷地町、「電話」秋田一七三（日本弁護士名簿）昭和4年）、大正一二年一二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正一二年五月弁護士登録・秋田（官報）大正12・5・30）、昭和七年五月・昭和一五年三月・昭和一六年三月秋田弁護士会副会長（秋田弁護士会史）平成5年）、昭和二二年三月・昭和二三年三月秋田弁護士会長（秋田弁護士会史）平成5年）、昭和二四年三月登録取消（官報）昭和26・4・20）、昭和二四年三月仙台高等裁判所秋田支部長（官報）昭和24・3・14、昭和24・3・26）、昭和二七年一〇月青森地方裁判所長兼青森家庭裁判所長（官報）昭和27・10・29）、昭和三〇年五月山形地方裁判所長兼山形家庭裁判所長（官報）昭和30・5・16）、昭和三三年二月定年退官（官報）昭和33・2・6）、昭和三三年二月公証人・山形（官報）昭和33・2・28）、昭和三八年一月依願免公証人（官報）昭和38・2・4）、昭和三八年二月弁護士登録・山形（官報）昭和38・3・16）、昭和三六年一月一九日登録取消・死亡（官報）昭和47・1・7）

●「小山章」《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「小山章」《司法大観》法曹会・一九五七年七月）

②鈴木安孝

●明治一〇年九月五日生（秋田市長列伝）平成元、「出身地」宮城（秋田人名大事典）平成12年、「事務所」秋田市中長町、「電話」秋田一〇九（日本弁護士名簿）昭和四年）、明治三六年七月和仏法律学校卒業（秋田市長列伝）平成元）、明治三七年一二月判事検事登用試験及第（官報）明治37・11・26）、明治三七年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰（官報）明治37・12・26）、明治三九年一二月秋田地方裁判所判事（官報）明治39・12・4、5）、明治四〇年一〇月依願免本官（官報）明治40・10・5）、明治四〇年一〇月弁護士登録・秋田（官報）40・10・25）、大正六年一〇月登録取消（官報）大正6・11

・3）、大正七年二月弁護士登録・秋田（官報）大正7・2・28）、昭和三年二月衆議院議員政友会・3回当選（衆議院議員名鑑）平成2年）、昭和九年五月秋田弁護士会長（秋田弁護士会史）平成5年）、昭和九年一〇月登録取消（官報）昭和9・11・8）、昭和一四年二月弁護士登録・秋田（官報）昭和14・3・13）、昭和一四年四月〜昭和二一年三月秋田弁護士会長（秋田弁護士会史）平成5年）、昭和二二年四月参議院議員自由党（参議院議員名鑑）平成2年）、昭和三〇年二月二七日登録取消・死亡（官報）昭和30・4・13）

●「鈴木安孝」《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「鈴木安孝」《日本の歴史市長》第1巻、歴代知事編纂会・一九八三年一月）、「鈴木安孝」《杉刈廣『秋田代議士物語』秋田魁新報社・一九八九年六月）、「鈴木安孝」《渡部誠一郎『秋田市長列伝』秋田魁新報社・一九八九年一月）、「鈴木安孝」《議會制度百年史》衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）、「鈴木安孝」《議會制度百年史》貴族院・参議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）、「鈴木安孝」《秋田人名大事典》秋田魁新報社・二〇〇〇年七月）

③秋山薫一

●明治一三年九月五日生（大衆人事録）昭和18年、「出身地」愛媛、「事務所」秋田市中谷地町、「電話」秋田六一六（日本弁護士名簿）昭和4年）、明治三九年七月明治大学専門部卒業（大衆人事録）昭和18年）、明治四〇年一二月判事検事登用試験及第（官報）明治40・11・28）、明治四〇年一二月司法官試補・福島地方裁判所詰（官報）明治40・12・27）、昭和四三年一月大館区裁判所判事（官報）明治43・1・18）、…秋田地方裁判所兼秋田区裁判所判事、大正元年一二月秋田区裁判所兼能代区裁判所判事（官報）大正元・12・29）、…秋田地方裁判所兼秋田区裁判所判事、大正三年六月退職（官報）大正3・6・10）、大正三年六月弁護士登録・秋田（官報）大正3・6・27）、大正一二年九月登録換・東京（官報）大正12・9・21）、大正一五年二月登録換・秋田（官報）大正15・2・24）、大正一

五年六月秋田弁護士会副会長（『秋田弁護士会史』平成5年）、昭和七年五月・昭和八年五月秋田弁護士会長（『秋田弁護士会史』平成5年）、昭和三二年九月三日登録取消・死亡（『官報』昭和31・10・9）

●「秋山薫一」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

④佐藤猪之吉

●明治七年六月六日生、「出身地」山形、「事務所」秋田市下長町、「電話」秋田七七五、明治三八年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三九年七月司法官試補・浦和地方裁判所詰、明治四一年一月徳島地方裁判所判事、明治四四年一〇月松本区裁判所判事、大正五年七月高崎区裁判所判事、大正六年九月上田区裁判所判事、大正六年九月岩村田区裁判所判事、大正七年七月青森地方裁判所判事、大正八年六月青森区裁判所監督判事、大正一一年七月秋田区裁判所監督判事（『人物事典』I・II）、大正一二年八月秋田地方裁判所判事・予審掛（『官報』大正12・8・9）、大正一三年一二月退職（『官報』大正13・12・18）、大正一三年一二月弁護士登録・秋田（『官報』大正14・2・3）、昭和五年一月一〇日登録取消・死亡（『官報』昭和5・11・26）

⑤中西徳五郎

●明治元年一二月二〇日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」秋田、「事務所」秋田市西根小屋町、「電話」秋田一一一（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治二二年七月明治法律学校卒業（『大衆人事録』昭和18年）、明治三三年一二月判事検事登用試験及第（『官報』明治33・11・10）、明治三三年一二月司法官試補・秋田区裁判所詰（『官報』明治33・12・8）、明治三五年七月秋田区裁判所検事（『官報』明治35・7・10）¹¹、明治三五年七月兼秋田地方裁判所検事（『官報』明治35・7・22）、明治三六年一〇月依願免本官（『官報』明治36・10・6）、明治三六年一〇月弁護士登録・秋田（『官報』明治36・11・9）、大正一五年六月・昭和二年六月秋田弁護士会長（『秋田弁護士会史』平成5年）、昭和七年四月登録取

消（『官報』昭和7・5・7）、昭和七年五月公証人・秋田（『官報』昭和7・5・19）、昭和一五年八月依願免公証人（『官報』昭和15・9・3）、昭和一五年九月弁護士登録・秋田（『官報』昭和15・10・23）、昭和一九年七月登録取消（『官報』昭和19・8・11）

●「中西徳五郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部・外地・満洲・支那・海外篇、帝国秘密探偵社・一九三八年五月、脇野博「中西徳五郎経営二ツ井軌道について」（『秋田姓氏家系研究会編』『あきた史記』歴史論考集4、秋田文化出版社・一九九七年九月）

⑥和田吉三郎

●明治二二年六月一七日生（『司法大鑑』昭和32年）、「出身地」秋田、「事務所」秋田市中長町、「電話」秋田八六九（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正七年七月明治大学研究科卒業（『大衆人事録』昭和18年）、大正八年一二月弁護士試験及第（『官報』大正8・12・12）、大正九年一月弁護士登録・東京（『官報』大正9・1・15）、大正一五年五月登録換・秋田（『官報』大正15・6・1）、昭和六年四月・昭和一四年四月秋田弁護士会副会長（『秋田弁護士会史』平成5年）、昭和二七年四月登録取消（『官報』昭和27・5・14）、昭和二七年四月湯沢簡易裁判所兼秋田地方裁判所湯沢支部・兼秋田家庭裁判所判事（『官報』昭和27・4・30、昭和27・5・14）、…昭和二九年六月判事定年退官、…昭和三三年一月秋田簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（『官報』昭和33・1・6）、昭和三四年六月簡裁判事定年退官（『官報』昭和34・6・19）、昭和三四年七月弁護士登録・秋田（『官報』昭和34・8・17）、昭和五〇年二月五日登録取消・死亡（『官報』昭和50・3・26）

●「和田吉三郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「和田吉三郎」

（『司法大鑑』法曹会・一九五七年七月）

⑦大島重明

●明治一二年二月二日生（大衆人事録「昭和18年」）、「出身地」秋田、「事務所」秋田市西根小屋町、「電話」秋田三五八（日本弁護士名簿「昭和4年」）、明治三九年七月京都帝国大学法科大学卒業（官報「明治39・7・16」）、明治三九年七月秋田地方裁判所詰（官報「明治39・8・1」）、明治四一年四月仙台地方裁判所予備判事（官報「明治41・4・13」）、明治四一年六月秋田地方裁判所判事（官報「明治41・6・6」）、明治四一年一月依願免本官（官報「明治41・11・26」）、明治四一年一月依願免本官（官報「明治41・12・22」）、昭和三年六月秋田弁護士会副会長（秋田弁護士会史「平成5年」）、昭和九年一月・昭和一〇年五月秋田弁護士会長（秋田弁護士会史「平成5年」）、昭和一四年八月登録取消（官報「昭和14・9・14」）、昭和一四年八月公証人・山形（日本公証制度沿革史「昭和43年」）、昭和一九年七月依願免公証人（官報「昭和19・8・1」）、昭和一九年八月弁護士登録・山形（官報「昭和19・9・11」）、昭和二〇年一月登録換・秋田（官報「昭和20・12・12」）、昭和三五八年八月八日登録取消・死亡（官報「昭和35・9・12」）

●「大島重明」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月

⑧加藤定藏

●明治三一年一〇月三〇日生（秋田弁護士会史「平成5年」）、「出身地」秋田、「事務所」秋田市下長町、「電話」秋田二八四（日本弁護士名簿「昭和5年」）、大正一一年九月弁護士試験及第（官報「大正11・9・30」）、大正一一年一〇月弁護士登録・秋田（官報「大正11・10・30」）、昭和八年五月・昭和一七年三月〜昭和二二年四月・昭和二四年四月〜昭和二六年三月秋田弁護士会副会長（秋田弁護士会史「平成5年」）、昭和二七年三月・昭和二八年三月秋田弁護士会長（秋田弁護士会史「平成5年」）、昭和四九年六月一六日登録取消・死亡（官報「昭和49・7・27」）

⑨古澤五郎

●慶応二年三月一日生（秋田弁護士会史「平成5年」）、「出身地」栃木、「事務所」秋田市広小路、「電話」秋田一〇四（日本弁護士名簿「昭和5年」）、明治三三年一月代官人試験及第（官報「明治33・11・29」）、明治三三年一二月代官人試験・東京（日本弁護士史「大正3年」）、明治二六年五月弁護士登録・東京（官報「明治26・5・27」）、明治二七年三月登録取消（官報「明治27・3・26」）、明治二七年三月土浦区裁判所判事（官報「明治27・3・23」）、明治三〇年九月秋田地方裁判所判事（官報「明治30・10・1」）、明治三二年三月秋田地方裁判所判事・予審掛（官報「明治32・3・10」）、明治三三年一月依願免本官（官報「明治33・11・14」）、明治三三年一二月弁護士登録・秋田（官報「明治33・12・11」）、昭和三年六月・昭和四年六月秋田弁護士会長（秋田弁護士会史「平成5年」）、昭和一二年一月三〇日登録取消・死亡（官報「昭和12・12・11」）

⑩古澤斐

●明治三四年二月一五日生（秋田弁護士会史「平成5年」）、「出身地」秋田、「事務所」秋田市広小路、「電話」秋田一〇四（日本弁護士名簿「昭和6年」）、大正一四年一二月高等試験司法科合格（官報「大正14・12・17」）、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業（官報「大正15・5・15」）、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰（官報「大正15・4・30」）、昭和二年一二月依願免司法官試補（官報「昭和2・12・15」）、昭和三年一月弁護士登録・仙台（官報「昭和3・1・26」）、昭和五年四月登録換・秋田（官報「昭和5・4・18」）、昭和二九年三月秋田弁護士会副会長（秋田弁護士会史「平成5年」）、昭和三五年三月・昭和三六年三月秋田弁護士会長（秋田弁護士会史「平成5年」）、昭和五二年三月一九日登録取消・死亡（官報「昭和52・4・22」）

●「古澤斐」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）、渡辺隆「古澤先生のこと」（『秋田弁護士会史』）

⑪ 大浦千代見

● 「出身地」 福島、「事務所」 秋田市西根小屋町、「電話」 秋田五四五（日本弁護士名簿）昭和6年、明治四〇年一月判事検事登用試験及第（官報）明治40・11・28）、明治四〇年一月司法官試験・谷村区裁判所詰（官報）明治40・12・27）、明治四一年二月依願免司法官試験補（官報）明治41・2・25）、明治四一年三月弁護士登録・東京（官報）明治41・3・20）、明治四二年一月登録換・秋田（官報）明治42・12・22）、昭和五年六月・昭和六年四月秋田弁護士会長（秋田弁護士会史）平成5年）、昭和一〇年五月一四日登録取消・死亡（官報）昭和10・6・1）

⑫ 高橋唯雄（旧姓、大谷）

● 明治三二年一月二九日生（秋田弁護士会史）平成5年）、「出身地」 熊本、「事務所」 秋田市西根小屋中町、「電話」 秋田三〇八（日本弁護士名簿）昭和6年）、昭和三年三月中央大学法学部卒業（大衆人事録）昭和18年）、昭和四年一二月高等試験司法科合格（官報）昭和4・12・21）、昭和五年五月弁護士登録・東京（官報）昭和5・5・14）、昭和五年一二月登録換・秋田（官報）昭和6・1・20）、昭和一三年三月秋田弁護士会副会長（秋田弁護士会史）平成5年）、昭和二三年一月登録取消（官報）昭和23・2・25）、昭和二四年七月二九日弁護士登録・秋田（官報）昭和24・8・22）、昭和五二年八月登録取消（官報）昭和52・10・7）

● 「高橋唯雄」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑬ 菊地徳左衛門

● 「出身地」 秋田、「事務所」 秋田市西根小屋町、「電話」 秋田四六四（日本弁護士名簿）昭和6年）、大正一二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正一二年三月弁護士登録・東京（官報）大正12・3・17）、大正一五年二月登録換・秋田（官報）大正15・2・24）、昭和四年六月秋田弁

護士会副会長（秋田弁護士会史）平成5年）、昭和一二年九月一二日死亡（秋田弁護士会史）平成5年）、昭和一二年一月八日登録取消・死亡（官報）昭和12・12・11）

⑭ 細野三千雄（新潟弁護士参照）

● 明治三〇年三月二二日（秋田弁護士会史）平成5年）、「出身地」 愛知、「事務所」 東京市芝区新橋、新橋ビル四階、「電話」 銀座三〇八七（日本弁護士名簿）昭和7年）、大正九年七月東京帝国大法学部卒業（官報）大正9・7・29）、…農商務省嘱託（近代日本社会運動史人物大事典）4、平成9年）…、大正一〇年一月弁護士登録・東京（官報）大正10・1・18）、大正一五年三月第二東京弁護士会（第二東京弁護士会史）昭和51年）、昭和一一年七月登録換・新潟（官報）昭和11・8・25）、昭和一一年一二月登録換・第二東京（官報）昭和12・1・16）、昭和一二年八月登録換・秋田（官報）昭和12・9・15）、昭和一六一年一二月登録換・第二東京（官報）昭和17・1・15）、昭和二一年四月衆議院議員社会党・当選五回（衆議院議員名鑑）平成2年）、昭和二二年八月登録換・秋田（官報）昭和22・10・13）、昭和二三年四月登録取消（官報）昭和23・6・17）、昭和二四年三月弁護士登録・秋田（官報）昭和24・4・20）、昭和三〇年六月二五日登録取消・死亡（官報）昭和30・6・25）

● 「細野三千雄」『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）、「細野三千雄」『近代日本社会運動史人物大事典』4、日外アソシエーツ・一九七七年一月）

⑭ 鈴木小平

● 明治三年八月二六日生（秋田弁護士会史）平成5年）、「出身地」 岩手、「事務所」 秋田市西根小屋上丁、「電話」 秋田八六三（日本弁護士名簿）昭和7年）、明治三七年七月和仏法律学校卒業、明治四一年一二月判事検事登用試験及第、明治四一年一月司法官試験補・仙台地方裁判所詰、明治四四年七月仙台地方裁判所予備判事、明治四四年八月古川区裁判所判事、大正元年一

一月仙台地方裁判所判事、大正三年一二月古川区裁判所判事、大正五年五月平区裁判所判事、大正八年六月秋田地方裁判所判事（『人物事典』1・II）、大正一二年八月秋田地方裁判所部長（『官報』大正12・8・9）、昭和二年七月退職（『官報』昭和2・8・1）、昭和十一年五月〜昭和十三年三月秋田弁護士会長（『秋田弁護士会史』平成5年）、昭和三十一年一〇月二七日登録取消・死亡（『官報』昭和31・11・12）

●「鈴木小平」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

15 酒井英次郎

●明治一八年五月一六日生（『秋田弁護士会史』平成5年）、「出身地」秋田、「事務所」秋田市龜ノ丁東土手町、「電話」秋田八二（『日本弁護士名簿』昭和8年）、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年九月弁護士登録・東京（『官報』大正6・9・21）、昭和七年八月登録換・秋田（『官報』昭和7・9・27）、昭和二六年九月三日登録取消・死亡（『官報』昭和26・10・6）

●「酒井英次郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

16 高橋尚吉

●明治一八年七月三日生（『秋田弁護士会史』平成5年）、「出身地」秋田、「事務所」仙北郡大曲町、「電話」大曲二一〇（『日本弁護士名簿』昭和8年）、大正一一年九月弁護士試験及第（『官報』大正11・9・30）、大正一一年一二月弁護士登録・東京（『官報』大正11・11・10）、大正一四年二月登録換・秋田（『官報』大正14・3・7）、昭和二三年五月二四日登録取消・死亡（『官報』昭和23・6・18）

17 三宅治郎

●明治一十九年八月四日生（『秋田弁護士会史』平成5年）、「出身地」島根、「事務所」秋田市中長町、「電話」秋田八四九（『日本弁護士名簿』昭和8年）、大正四年一二月弁護士試験及第（『官報』大正4・12・

7）、大正六年四月弁護士登録・東京（『官報』大正5・4・11）、昭和三年四月登録換・秋田（『官報』昭和3・5・7）、昭和四年一月登録取消（『官報』昭和4・2・12）、昭和五年九月弁護士登録・東京（『官報』昭和5・10・8）、昭和七年五月登録換・秋田（『官報』昭和7・6・14）、昭和三十三年五月二六日登録取消・死亡（『官報』昭和33・6・9）

18 岡部秀温（旧姓、今井）

●明治二四年九月一五日生（『秋田弁護士会史』平成5年）、「出身地」秋田、「事務所」秋田市古川堀反町、「電話」秋田六〇六（『日本弁護士名簿』昭和9年）、大正三年七月広島高等師範卒業（『大衆人事録』昭和18年）、大正一〇年九月弁護士試験及第（『官報』大正10・9・30）、大正一〇年一二月弁護士登録・東京（『官報』大正10・11・18）、大正一四年五月登録換・秋田（『官報』大正14・6・8）、昭和六年三月登録取消（『官報』昭和6・4・8）、昭和七年二月弁護士登録・秋田（『官報』昭和7・2・27）、昭和一一年五月秋田弁護士会副会長（『秋田弁護士会史』平成5年）、昭和三二年三月〜昭和三四年三月初秋田弁護士会長（『秋田弁護士会史』平成5年）、昭和五一年一二月九日登録取消・死亡（『官報』昭和51・12・27）

●「岡部秀温」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

18 狩野貞吉

●明治一一年四月一九日生（『秋田弁護士会史』平成5年）、「出身地」秋田、「事務所」秋田市中長町、「電話」秋田六二八（『日本弁護士名簿』昭和10年）、明治三七年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』明治37・7・13）、明治三七年七月司法官試験補・横浜地方裁判所詰（『官報』明治37・7・30）、明治三九年一〇月依願免司法官試験補（『官報』明治39・10・18）、大正四年三月弁護士登録・秋田（『官報』大正4・3・10）、昭和六年三月登録取消（『官報』昭和6・3・19）、昭和七年二月弁護士登録・秋田（『官報』昭和7・2・16）、昭和二四年一二月登録取消（『官報』昭和24・12・24）

⑳ 米澤多助

● 明治二八年九月五日生（秋田弁護士会史）平成5年、「出身地」秋田、「事務所」秋田市西根小屋末丁、「電話」秋田三四五（日本弁護士名簿「昭和11年」、大正一四年一二月高等試験司法科合格〔官報〕大正14・12・17）、大正一五年五月弁護士登録・東京〔官報〕大正15・5・11）、昭和六年一月登録換・秋田〔官報〕昭和6・2・4）、昭和一五年五月・昭和二二年三月・昭和二三年三月秋田弁護士会副会長（秋田弁護士会史）平成5年）、昭和二四年三月（昭和二六年三月秋田弁護士会副会長〔秋田弁護士会史〕平成5年）、昭和四七年九月二八日登録取消・死亡〔官報〕昭和47・11・27）

6 青森

（一）判事の閲歴

① 末松正行（那覇判事参照）

● 明治一〇年七月一六日生、大分県速見郡杵築町↓松江市北堀町、明治三一年七月日本法律学校卒業、明治三四年一二月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月司法官試験・大分区裁判所詰、明治三六年七月長崎地方裁判所判事、明治三八年四月小倉区裁判所判事、明治三九年七月長崎区裁判所判事、明治三九年一〇月長崎地方裁判所判事、明治四一年一二月長崎控訴院判事、大正二年五月京都地方裁判所検事、大正三年一〇月大阪地方裁判所検事、大正四年八月高知区裁判所検事、大正六年九月大阪控訴院判事、大正九年五月退職、大正九年五月弁護士登録・大阪〔官報〕大正9・5・28）、大正一〇年一月登録取消〔官報〕大正10・1・26）、大正一〇年一月熊本地方裁判所検事、大正一〇年七月熊本地方裁判所部長、大正一三年一月福岡地方裁判所部長、大正一五年七月小倉区裁判所監督判事、昭和二年八月那覇

地方裁判所長、昭和四年一月青森地方裁判所長、昭和七年三月鳥取地方裁判所長、昭和八年一月松江地方裁判所長（人物事典ⅠⅤⅣ）、昭和一二年四月高知地方裁判所長〔官報〕昭和12・4・19）、昭和一二年一二月大審院検事・退職〔官報〕昭和12・12・28、昭和13・1・6）

② 遠藤周藏

● 明治一八年五月一日生、宮城県牡鹿郡女川村、明治三八年七月日本大学卒業、大正三年一二月判事検事登用試験及第、大正三年一二月司法官試験・仙台地方裁判所詰、大正五年七月仙台地方裁判所予備判事、大正五年八月旭川地方裁判所判事、大正六年九月旭川区裁判所所判事、昭和八年六月郡山区裁判所判事、大正一一年九月若松区裁判所判事、昭和二年四月平区裁判所判事、昭和三年七月福島地方裁判所判事、昭和五年一二月青森地方裁判所部長、昭和一二年二月仙台地方裁判所部長（人物事典ⅠⅤⅤ）、昭和二〇年九月大審院判事・退職〔官報〕昭和20・9・24）、昭和二〇年一〇月弁護士登録・仙台〔官報〕昭和20・11・13）、昭和二三年一〇月登録取消〔官報〕昭和23・11・27）、昭和二四年五月弁護士登録・仙台〔官報〕昭和24・6・28）、昭和二七年四月一八日登録取消・死亡〔官報〕昭和37・5・12）

● 「遠藤周藏」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

③ 阿部勇

● 明治二七年一月二日生、福島県信夫郡庭坂村、大正七年七月京都帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試験・仙台地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月山形地方裁判所鶴岡支部判事、昭和三年七月青森地方裁判所判事、昭和七年四月秋田地方裁判所判事、昭和一二年二月青森地方裁判所部長、昭和一四年二月仙台地方裁判所部長（人物事典ⅡⅤⅤ）、昭和一五年七月

宮城控訴院判事、昭和一八年四月青森地方裁判所弘前支部長、昭和二〇年一月旭川地方裁判所長、昭和二二年四月山形地方裁判所長、昭和二六年一月宮崎地方裁判所長、昭和三〇年四月定年退官、昭和三〇年五月公証人・東京（司法大観）昭和32年）、昭和三九年一月退職（官報）昭和39・2・4）、昭和三九年三月弁護士登録・東京（官報）昭和39・4・28）、昭和六一年八月一日登録取消・死亡（官報）昭和61・9・12）

●「阿部勇」《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「阿部勇」（全国弁護士大観）、法曹公論社・一九七七年六月

④津田眞

●明治二八年四月三〇日生、鹿児島市中町、大正九年一月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年一月宮崎地方裁判所判事、大正一五年四月高知区裁判所検事、昭和二年七月網走区裁判所判事、昭和三年五月二戸区裁判所判事、昭和六年四月盛岡地方裁判所判事、昭和六年五月青森地方裁判所判事、昭和七年四月花巻区裁判所判事、昭和九年九月今治区裁判所判事（人物事典）Ⅱ（V）、昭和一六年八月松江區裁判所監督判事、昭和一九年一月福山区監督判事、昭和二一年八月松山地方裁判所西条市部長、昭和二二年一月高松地方裁判所判事、昭和二四年一月高松地方裁判所丸龜支部長、昭和二七年二月徳島地方裁判所兼徳島家庭裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和二七年四月徳島地方裁判所判事部事務総括者（官報）昭和27・6・23）、昭和三五年一月大阪地方裁判所判事（官報）昭和35・1・13）、昭和三五年四月定年退官（官報）昭和35・5・7）、昭和三五年五月神戸簡易裁判所判事司法行政事務管掌者（官報）昭和35・5・4、昭和35・5・6）、昭和三六年二月大阪簡易

裁判所判事（官報）昭和36・2・13）、昭和四〇年四月簡裁判事定年退官（官報）昭和40・5・4）、昭和四〇年一月二月弁護士登録・横浜（官報）昭和41・1・18）、昭和四九年三月登録取消（官報）昭和49・5・8）

●「津田眞」《大衆人事録》近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

⑤松村禎彦（松山判事参照）

●明治三七年九月一五日生、東京市牛込区弁天町、昭和二年一月高等試験司法科合格、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和三年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和五年八月東京地方裁判所予備判事、昭和五年九月仙台地方裁判所予備判事、昭和六年五月青森地方裁判所予備判事、昭和七年二月宇島区裁判所判事、昭和七年一月松山地方裁判所判事、昭和九年一月岡山区裁判所判事、昭和一二年三月広島区裁判所判事（人物事典）Ⅲ（V）、昭和一五年八月浦和区裁判所検事、昭和一六年六月東京区裁判所検事、昭和一六年七月臨時招集、昭和二四年一月二月連から帰還・召集解除、昭和二四年一月二月東京地方檢察庁検事、昭和二六年一月二月東京高等檢察庁検事（司法大観）昭和32年）、昭和二九年一月最高檢察庁検事、昭和三四年九月松江地方檢察庁検事正、昭和三五年一月奈良地方檢察庁検事正、昭和三六年三月長野地方檢察庁検事正（司法大観）昭和42年）、昭和三七年三月辭職（官報）昭和37・3・23）、昭和三七年三月公証人・東京（官報）昭和37・3・30）、昭和四九年八月依願免公証人（官報）昭和49・9・3）、昭和四九年九月弁護士登録・第一東京（官報）昭和49・10・28）、昭和五二年一月二月二日登録取消（官報）昭和52・11・10）

●「松村禎彦」（全国弁護士大観）、法曹公論社・一九七七年六月

⑥大島雷三

●明治二六年七月五日生、秋田県河辺郡新屋村、大正一二年三月日本大学専門部法律科卒業、大正一二年一二月高等試験司法科合格、大正一三年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年一月仙台地方裁判所予備判事、昭和二年四月青森地方裁判所弘前支部判事、昭和四年七月青森地方裁判所判事、昭和一〇年六月能代区裁判所判事、昭和十一年七月大館区裁判所判事、昭和十二年九月福島地方裁判所白河支部判事、昭和十四年一〇月盛岡地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和十五年九月大館区裁判所監督判事兼秋田地方裁判所大館支部長、昭和十九年四月秋田区裁判所監督判事兼秋田地方裁判所判事、昭和二十一年一〇月秋田地方裁判所兼秋田簡易裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和二十四年一月兼秋田家庭裁判所判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和二十四年七月秋田家庭裁判所兼秋田地方裁判所判事（『官報』昭和24・7・23）、昭和三十一年一月任期滿了（『官報』昭和33・2・6）、昭和三十一年一月弁護士登録・秋田（『官報』昭和32・12・7）、昭和四十二年一〇月登録取消（『官報』昭和42・11・21）

●「大島雷三」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝國秘密探偵社、一九四三年三月

⑦ 鳴海 一二三（神戸判事参照）

●明治二五年五月一五日生、北海道旭川市六条通り一八丁目、大正一五年三月日本大学法科専門部卒業、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・神戸地方裁判所詰、昭和四年一月神戸地方裁判所予備判事、昭和六年六月青森地方裁判所判事、昭和八年三月徳島地方裁判所判事、昭和九年一二月姫路区裁判所判事、昭和一二年一〇月神戸区裁判所判事、昭和一四年七月大阪区裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一六年一〇月免本職専大阪地方裁判所判事（『官報』昭和16・10・11）、昭和一九年七月大阪控訴院判事（『官報』昭和19・7・13）、発令年月日不明岡山区裁判所兼岡山地方裁判所判事、昭和二十二年三月広島控訴院部長

・退職（『官報』昭和22・3・15、昭和22・3・20）、昭和二十二年四月弁護士登録・岡山（『官報』昭和22・5・30）、昭和四二年四月一二日登録取消（『官報』昭和42・5・25）、昭和四五年一二月三日死亡（『岡山の弁護士』昭和51年）

●「鳴海 一二三」『岡山の弁護士』岡山弁護士会、一九七六年一〇月

⑧ 村田 武

●明治三八年八月六日生、神奈川県鎌倉郡鎌倉町、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和六年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年四月陸軍三等主計、昭和七年一二月青森地方裁判所予備判事、昭和八年二月青森地方裁判所判事、昭和一〇年九月函館地方裁判所判事、昭和一三年九月宇都宮地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ～Ⅴ）、昭和一六年一月横浜地方裁判所兼横浜区裁判所判事（『官報』昭和16・1・14）、昭和二十年九月現在・旭川地方裁判所部長、昭和二十二年一月札幌地方裁判所判事（『官報』昭和23・1・24号外）、昭和二十四年一月東京地方裁判所判事（『官報』昭和24・2・11）、昭和二十六年一〇月依願免本官（『官報』昭和26・10・23）、昭和二十六年一月弁護士登録・横浜（『官報』昭和26・12・7）、平成四年七月二三日登録取消・死亡（『官報』平成4・8・17）

⑨ 菅藤 榮

●明治三六年七月一日生、福島県信夫郡笹谷村、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月明治大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和六年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月青森地方裁判所弘前支部予備判事、昭和八年三月青森地方裁判所判事、昭和十一年七月能代区裁判所判事、昭和十四年二月大館区裁判所判事（『人物事典』Ⅳ～Ⅴ）、昭和十五年八月米沢区裁判所兼山形地方裁判所米沢支部判

事・予審掛〔官報〕昭和15・8・21）、昭和一九年三月盛岡地方裁判所兼盛岡区裁判所判事・予審掛〔官報〕昭和19・3・28）、昭和二二年一月青森地方裁判所八戸支部判事〔官報〕昭和23・1・24号外）、昭和二四年一月兼青森家庭裁判所八戸支部判事〔官報〕昭和24・2・3）、昭和二九年五月山形地方裁判所鶴岡支部兼山形家庭裁判所鶴岡支部判事兼鶴岡簡易裁判所判事司法行政事務管掌者〔官報〕昭和29・5・31）、昭和三〇年三月三〇日從四位に叙する・從五位菅藤榮、勲四等に叙し瑞宝章を授ける・勲六等菅藤榮〔官報〕昭和30・4・27）、昭和三〇年三月三十一日正四位に叙する・從四位菅藤榮〔官報〕昭和30・4・30）、昭和三〇年四月二六日特旨を以て位一級追陞せらる・故判事從四位菅藤榮〔官報〕昭和30・4・30）。（注）昭和30年3月31日死亡したと思われる。

●「菅藤榮」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社、一九四三年三月）

（二） 検事の閲歴

① 山田正徳

●明治七年一〇月一三日生、水戸市下市仲之町、明治三三年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三三年七月司法官試補・静岡区裁判所詰、昭和三五年二月神戸地方裁判所検事、明治三八年四月洲本区裁判所検事、明治三九年二月大阪地方裁判所検事、明治四〇年五月大阪控訴院検事、明治四五年七月奈良地方裁判所検事、大正四年五月山田区裁判所検事、大正六年一二月岡崎区裁判所検事、大正一年七月名古屋控訴院検事、大正一一年九月公証人懲戒予備委員、大正一二年四月宮崎地方裁判所検事正、大正一五年七月徳島地方裁判所検事正、昭和二年七月青森地方裁判所検事正〔人物事典〕I・III）、昭和七年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和7・3・22、昭和7・3・26）

●「山田正徳」〔人事興信録、人事興信所・一九三二年六月）、「山田正徳」〔帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一〇月）

② 立川俊夫

●明治二九年二月一五日生、新潟県北蒲原郡安田村、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一一年四月青森地方裁判所検事、大正一二年四月五所川原区裁判所検事、大正一三年一〇月青森地方裁判所検事、昭和二年五月石巻区裁判所検事、昭和二年一月盛岡区裁判所検事、昭和五年八月古川区裁判所検事、昭和七年四月青森地方裁判所検事、昭和一〇年一月福井地方裁判所検事、昭和一〇年七月安濃津区裁判所検事、昭和一二年六月安濃津地方裁判所検事〔人物事典 II・V）、昭和一四年一二月平区裁判所検事、昭和一六年八月山形地方裁判所検事〔司法大観 昭和32年）、昭和二二年三月大審院検事・退職〔官報 昭和21・4・2号外）、昭和二一年五月弁護士登録・山形〔官報〕昭和21・6・26）、昭和二三年四月登録取消〔官報〕昭和23・6・17）、昭和二三年四月山形地方裁判所兼山形簡易裁判所判事〔官報〕昭和23・4・20、昭和23・5・17）、昭和二四年一月兼山形家庭裁判所判事〔官報 昭和24・2・3）、昭和二五年五月山形家庭裁判所兼山形地方裁判所判事〔官報 昭和25・6・15）、昭和二九年九月山形家庭裁判所裁判所米沢支部兼山形地方裁判所米沢支部判事米沢簡易裁判所判事〔官報 昭和29・10・7）、昭和三三年四月兼米沢簡易裁判所判事〔官報 昭和33・4・17（18）、昭和三六年二月越谷簡易裁判所判事〔官報 昭和36・2・17（18）、昭和四一年二月簡裁判事定年退官〔官報 昭和41・2・16）、昭和四一年三月弁護士登録・埼玉〔官報 昭和41・4・18）、昭和四三年七月一九日登録取消・死亡〔官報 昭和44・1・7）

●「立川俊夫」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社、一九四三年三月）

(三) 弁護士の閲歴

① 梅村大

● 明治八年一月一日日生（大衆人事録 昭和18年）、「出身地」秋田、「事務所」青森市柳町、「電話」青森四四四（日本弁護士名簿 昭和6年）、明治三十四年七月中央大学法科卒業（大衆人事録 昭和18年）、明治三十四年一月判事検事登用試験及第（官報 明治34・11・16）、明治三十四年一月判事官試補・秋田区裁判所詰（官報 明治34・12・10）、明治三十五年六月依願免司法官試補（官報 明治35・6・18）、明治三十五年七月弁護士登録・秋田（官報 明治35・7・17）、大正四年五月登録換・青森（官報 大正4・5・15）、昭和六年四月盛岡弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和6年）、昭和七年二月衆議院議員政友会（衆議院議員名鑑 平成2年）、昭和九年四月・昭和一五年四月・昭和一六年四月盛岡弁護士会会長（日本弁護士名簿 昭和9年・15年・16年）、昭和二六年一月二〇日登録取消・死亡（官報 昭和26・2・8）

● 「梅村大」〔改元記念東奥人名録〕、青森交詢社出版部・一九一三年一月、「梅村大」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「梅村大」〔青森県人名大事典〕、東奥日報社・一九六九年四月、「梅村大」〔議會制度百年史〕衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月、「梅村大」〔青森県人名事典〕、東奥日報社・二〇〇二年八月

● 梅村大「官憲の干渉圧迫が最有力手段だった―記録的な護憲三派への干渉ぶり―」〔月刊東奥〕第1巻第8号、一九三九年九月

② 中西西藏

● 明治六年六月三〇日生、「出身地」青森、「事務所」青森市柳町、「電話」青森一一一

二（日本弁護士名簿 昭和6年）、明治三十八年六月日本大学卒業、明治三十八年一月判事検事登用試験及第、明治三十八年一月司法官試補・盛岡地方裁判所詰、明治四〇年八月秋田区裁判所判事、明治四四年六月横手区裁判所判事、大正二年五月大曲区裁判所判事、大正五年五月大曲区裁判所監督判事、大正九年一〇月八戸区裁判所監督判事（人物事典 Ⅰ〜Ⅱ）、大正一四年七月退職（官報 大正14・7・10）、大正一四年八月弁護士登録・青森（官報 大正14・8・28）、昭和一四年四月青森弁護士会会長（大日本弁護士名簿 昭和18年）、昭和二三年一月登録取消（官報 昭和23・2・25）、昭和二二年一月公証人・弘前、昭和二五年一月免公証人（日本公証制度沿革史 昭和43年）、昭和二六年二月一二日弁護士登録・青森（官報 昭和26・3・8）、昭和二八年一月二三日登録取消・死亡（官報 昭和28・2・14）

● 「中西西藏」〔改元記念東奥人名録〕、青森交詢社出版部・一九一三年一月、「中西西藏」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「中西西藏」〔青森県人名大事典〕、東奥日報社・一九六九年四月

③ 後藤泰雄

● 明治三五年七月六日生、「出身地」東京（大衆人事録 昭和13年）、「事務所」青森市浦町、「電話」青森一一七五（日本弁護士名簿 昭和6年）、大正一一年三月明治大学法律科卒業（大衆人事録 昭和13年）、大正一二年二月弁護士試験及第（官報 大正12・2・27）、大正一二年五月弁護士登録・函館（官報 大正12・5・15）、大正一四年八月登録換・青森（官報 大正14・9・5）、昭和一五年四月・昭和一六年四月青森弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和15年・昭和16年）、昭和一七年二月登録取消・死亡（官報 昭和17・3・13）

● 「後藤泰雄」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部・外地・満洲・支那・海外篇、帝国秘密探偵社・一九三八年五月

④ 中村貞二

●明治九年九月一〇日生（大衆人事録「昭和5年」、「出身地」青森、「事務所」弘前市元長町、「電話」弘前五五四（日本弁護士名簿「昭和6年」、明治三〇年七月中央大学法科卒業（大衆人事録「昭和5年」、弘前新聞記者…、大正一二年二月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第（官報「大正12・27」、大正一二年三月司法官試補・名古屋地方裁判所詰（官報「大正12・4・4」、大正一二年一〇月依願免司法官試補（官報「大正12・10・9」、大正一二年一月弁護士登録・青森（官報「大正12・11・9」、昭和八年四月青森弁護士会副会長（日本弁護士名簿「昭和8年」、昭和九年五月二三日登録取消・死亡（官報「昭和9・6・4）」

●「中村貞三」『改元記念東奥人名録』青森交詢社出版部・一九一三年一月、「中村貞三」『大衆人事録』帝国秘密探偵社・一九三〇年七月、「中村貞三」『青森県人名大事典』東奥日報社・一九六九年四月、

⑤小林剛

●明治九年五月生（大衆人事録「昭和18年」、「出身地」青森、「事務所」弘前市下白銀町、「電話」弘前一一三（日本弁護士名簿「昭和6年」、明治三六年七月京都帝国大学法科大学卒業（官報「明治36・7・17」、明治三六年七月司法官試補・奈良地方裁判所詰（官報「明治36・7・28」、明治三八年四月山形地方裁判所判事（官報「明治38・5・1」、明治三八年一〇月弘前区裁判所判事（官報「明治38・10・21」、明治三九年六月青森区裁判所兼青森地方裁判所判事（官報「明治39・6・16」、明治四〇年一二月大館区裁判所判事（官報「明治40・11・26」、明治四二年二月依願免本官（官報「明治42・2・13」、明治四二年二月弁護士登録・青森（官報「明治42・3・5」、昭和一八年四月二八日登録取消・死亡（官報「昭和18・5・20）」

●「小林剛」『改元記念東奥人名録』青森交詢社出版部・一九一三年一月、「小林剛」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一〇月、「小林剛」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「小

林剛」『青森県人名大事典』東奥日報社・一九六九年四月

⑥溝江武秀

●明治二四年四月二八日生（大衆人事録「昭和18年」、「出身地」青森、「事務所」弘前市銀町、「電話」弘前九六五、大正一一年七月中央大学卒業（大衆人事録「昭和18年」、大正一二年二月弁護士試験及第（官報「大正12・2・27」、大正一二年四月弁護士登録・青森（官報「大正12・4・7」、昭和一三年四月青森弁護士会副会長（日本弁護士名簿「昭和13年」、昭和三七年三月三十一日登録取消・死亡（官報「大正37・5・12）」

●「溝江武秀」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「溝江武秀」『青森県人名大事典』東奥日報社・一九六九年四月

⑦川口榮之進

●元治元年二月一〇日生（青森県議会史「昭和40年」、「出身地」青森、「事務所」青森市柳町、「電話」青森五〇六（日本弁護士名簿「昭和7年」、明治一七年三月司法省法学校速成科合格（明治法学教育史の研究「昭和63年」、明治二一年一月速成科三年生卒業・無試験免許代言人（日本弁護士史「大正3年」、明治二六年五月弁護士登録・青森（官報「明治26・6・7」、大正六年四月〜大正一四年四月・昭和一四年四月青森弁護士会会長（日本弁護士名簿「該当年」、昭和二三年一月二八日登録取消・死亡（官報「昭和24・4・18）」

●「川口榮之進」『改元記念東奥人名録』青森交詢社出版部・一九一三年一月、「川口榮之進」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月、「川口榮之進」『人事興信録』人事興信所・一九四三年一〇月、「川口榮之進」『青森県議会史』青森県議会・一九六五年三月、「川口榮之進」『青森県人名大事典』東奥日報社・一九六九年四月

⑧ 葛西千代治

● 明治二七年九月三日生（全国弁護士大観 昭和52年）、「出身地」青森、「事務所」青森市長島、「電話」青森一五一六乙（日本弁護士名簿 昭和7年）、昭和一一年三月中央大学卒業（全国弁護士大観 昭和52年）、大正一一年三月弁護士試験及第（官報 大正11・3・27）、大正一一年五月弁護士登録（官報 大正11・6・5）、大正一三年一二月登録換・青森（官報 大正14・1・8）、昭和一四年四月青森弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和14年）、昭和五六年三月一四日登録取消・死亡（官報 昭和56・4・22）

● 「葛西千代治」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、「葛西千代治」

『青森県人名大事典』東奥日報社・一九六九年四月）、「葛西千代治」（全国弁護士大観、法曹公論社・一九七七年六月）

⑨ 今泉英雄

● 明治五年一〇月七日生（青森県議会史 昭和40年）、「出身地」青森、「事務所」八戸市番町、「電話」——（日本弁護士名簿 昭和7年）、明治三六年一二月弁護士試験及第（官報 明治36・12・7）、明治三七年四月弁護士登録・青森（官報 明治37・2・20）、昭和六年四月〜昭和八年四月青森弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和6年〜昭和8年）、昭和一〇年七月登録取消（官報 昭和10・7・16）、昭和一二年六月二五日死亡（青森県議会史 昭和40年）

● 「今泉英雄」『改元記念東奥人名録』青森交詢社出版部・一九一三年一月）、「今泉英雄」『青森県議会史』青森県議会・一九六五年三月）

⑩ 中村慶七

● 明治二六年一月一七日生（全国弁護士大観 昭和52年）、「出身地」青森、「事務所」青森市浦町、「電話」青森五八八（日本弁護士名簿 昭和8年）、昭和七年一二月弁護士試験（大正二年法律五二号）合

格（官報 昭和7・11・10）、昭和七年一二月弁護士登録・青森（官報 昭和7・12・19）、昭和二八年四月・昭和三八年四月青森県弁護士会会長（全国弁護士大観 昭和52年）、昭和五四年八月二七日登録取消・死亡（官報 昭和54・10・23）

● 「中村慶七」（全国弁護士大観、法曹公論社・一九七七年六月）

九 おわりに

本資料集は、増田が編集した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁ファイルの作成は、次の通り、増田、紺谷、矢野、居石、林の協力によるものである。作成した電磁ファイルは、総て増田が校訂した。

「一 はじめに」、「二 陪審公判一覧表」、「三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判」、「六 新聞報道に見る陪審公判」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の履歴」、「九 おわりに」は増田が執筆し、電磁ファイル化した。

「三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判」の作成に用いた資料の刑事統計年報は、横山妙子の協力により収集した。陪審公判始末簿は、増田が各地方裁判所に閲覧写真申請をして、デジタルカメラで撮影した、なお、秋田・仙台は紺谷も撮影に参加した。

「四 予審終結決定・説示・問書・答申」については、「説示・問書・答申」は、『陪審説示集』（司法省刑事局・一九二九年一〇月）、『陪審問書集』（司法省刑事局・一九二九年三月）に収録されたもの

を増田が準備し、紺谷・矢野・居石・林が分担して電磁ファイルを作成した。また、「予審終結決定」については、増田が『わが国における陪審裁判の研究』（司法研究所・一九六八年三月）から仙台④⑤⑧事件、および『山形新聞』から山形①②事件を電磁ファイル化した。

「刑事判決書」は、増田が各地方検察庁に閲覧謄写申請をし、増田がデジタルカメラで撮影（紺谷は秋田・仙台の撮影に参加）し、紺谷が電磁ファイルを作成した。更に、『大審院刑事裁判例集』および『法律新聞』に連載された大審院判決を、紺谷・矢野・居石・林が分担して、電磁ファイルを作成した。

「六 新聞報道に見る陪審公判」については、国立国会図書館において、増田・横山が、新聞紙を検索して、陪審公判の記事を収集した。そして、『法律新報』に連載された「司法省陪審宣伝並各地法況」の内、宮城控訴院管内における報道を、増田が電磁ファイル化した。

「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士感想」の資料は、増田が調査・準備した。その内、矢野が「判検事の感想」を電磁ファイルを作成し、増田が「弁護士の感想」を電磁ファイル化した。

「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の履歴」は、増田が官報・帝国法曹大鑑、司法大観・弁護士大観などの資料により調査・収集した。弁護士の履歴は、増田が各地県立図書館で検索・収集した。その内、秋田県立図書館・仙台県立図書館では紺谷も増田と共に検索・収集した。そして、それらの資料を用いて、増田が電磁ファイルを作成した。

『修道法学』第41巻第2号付録DVD・二〇一九年二月掲載予定

平成三〇（二〇一八）年三月三十一日編集終了